官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七一）　二
○前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同七二）　三
〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務一）　四
○保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・財務二）　五
〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七六）　六
〔その他告示〕
○保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（金融庁七四）　六
○保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（同七五）　一四
○保険業法施行規則別紙様式第七号等の規定に基づき金融庁長官が定める様式及び指定する基準を定める件（同七六）　一八
○保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件（同七七）　一九
○保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準の一部を改正する件（同七八）　一九
○保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体）等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件の一部を改正する件（同七九）　一九
○保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件の一部を改正する件（同八〇）　一九
○保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を改正する件（同八一）　一九
○保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件を廃止する件（金融庁・財務二）　一九
〔官庁報告〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二七五）　一九
国家試験
令和七年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二〇
令和七年度春期情報処理安全確保支援士試験合格者（同）　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
令和六年度共済組合の決算（法務省・刑務）関係　二七三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七四
会社その他
会社決算公告　二七八

府　令

○内閣府令第七十一号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百十条第三項（同法第百九十九条及び第二百七十二条の十六第三項において準用する場合を含む。）、第百十一条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項、第百十五条第一項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）、第百二十一条第一項及び同項第三号（これらの規定を同法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）、第二百二条第一号及び第二号、第二百九条第九号、第二百二十八条第一号及び第二号、第二百三十四条第八号、第二百七十一条の二十四第二項、第二百七十一条の二十五第一項、第二百七十一条の二十八の二第一号及び第二号並びに第二百七十一条の三十二第二項第八号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資産の評価） **第二十四条の三**　［略］ ［2～5　略］ 6　次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。 一　［略］ 二　市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。） 三　［略］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　［略］ ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号及び第五十九条の二第一項第五号ホ(3)において同じ。）に係る権利 ［ハ～チ　略］ 三　［略］	（資産の評価） **第二十四条の三**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ 二　市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。第八十六条の二第三項第二号及び第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）を除く。） 三　［同上］ （特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第五十二条の十三の十二**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ロ　デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)及び第八十七条第三号ニにおいて同じ。）に係る権利 ［ハ～チ　同上］ 三　［同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑮から⑲までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

［(1)～(9)　略］

⑩　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第七十七条第九号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

［⑪～⑲　略］

［ハ～ホ　略］

四　保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の体制（法第百一条第二項に規定する説明書類を作成している保険会社にあっては、次条第一項第四号に掲げる事項として記載していない場合に限る。）

［ロ～ホ　略］

五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

［イ～ハ　略］

ニ　保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

［ホ～リ　略］

六　［略］

2　［略］

第五十九条の三　法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)～(9)　同上］

⑩　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

［⑪～⑲　同上］

［ハ～ホ　同上］

四　［同上］

イ　リスク管理の体制

［ロ～ホ　同上］

五　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。）及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であって、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

［ホ～リ　同上］

六　［同上］

2　［同上］

第五十九条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（同条各号（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。）

［二・ホ　略］

四　保険会社及びその子会社等のリスク管理の体制

五・六　［略］

2　［略］

（価格変動準備金の計算）

第六十六条　保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百

2　前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資産のうち、外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る保険金等の支払等に備えて適正に管理されているものについては、それぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てることができる。この場合において、当該価格変動準備金の限度額の計算に当たっては、同表の積立限度の欄に掲げる率を用いるものとする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第二号に掲げる資産（外貨建てのものに限る。）	千分の〇・八	千分の五十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・三	千分の二十

3　前項の規定により価格変動準備金の計算を行う場合、計算において用いる当該資産について、外国通貨をもって表示する帳簿価額の合計額は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

一　生命保険会社　外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第六十九条第一項第一号に掲げる保険料積立金、同項第二号に掲げる未経過保険料及び同項第二号の二に掲げる払戻積立金の合計額

ハ　保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（同条各号（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。）

［二・ホ　同上］

［号を加える。］

四・五　［同上］

2　［同上］

（価格変動準備金の計算）

第六十六条　［同上］

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の七十五
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百二十五

［項を加える。］

［項を加える。］

二　損害保険会社　外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第七十条第一項第一号に掲げる普通責任準備金及び同項第三号に掲げる払戻積立金の合計額

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条　［略］

［２～５　略］

６　第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第五項第一号、第百五十条第六項第一号及び第一号の二、第百五十一条第五項第一号並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）

一の二　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第五項第二号、第百五十条第六項第二号及び第百五十一条第五項第二号において同じ。）に備える危険準備金

三　最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に備える危険準備金

７　第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合又は財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者の利益に資すると認められる場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条　［略］

［２～４　略］

５　第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスクに備える危険準備金

６　［略］

（保険計理人の関与事項）

第七十七条　法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

［一～八　略］

九　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出

十　［略］

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条　［同上］

［２～５　同上］

６　［同上］

一　第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二　第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三　第八十七条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

７　第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条　［同上］

［２～４　同上］

５　［同上］

一　第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

６　［同上］

（保険計理人の関与事項）

第七十七条　法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

［一～八　同上］

九　［号を加える。］

［同上］

（保険計理人の確認事項）

第七十九条の二　法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあっては、次に掲げる事項とする。

一　将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二　［略］

（保険計理人の確認業務）

第八十条　保険計理人は、毎決算期において、法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

［一～三　略］

［号を削る。］

四　［略］

（届出事項等）

第八十五条　法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～二十二　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

二十三～二十六　［略］

［2～7　略］

8　第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～六　略］

9　第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第八十六条　法第百三十条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

（保険計理人の確認事項）

第七十九条の二　［同上］

一　財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ　将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ　保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二　［同上］

（保険計理人の確認業務）

第八十条　［同上］

［一～三　同上］

四　保険金等の支払能力の充実の状況について、法第百三十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

五　［同上］

（届出事項等）

第八十五条　［同上］

［一～二十二　同上］

二十三　第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

二十四　前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

二十五～二十八　［同上］

［2～7　同上］

8　第一項第二十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

［一～六　同上］

9　第一項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

（健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等）

第八十六条　法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金

［条を削る。］

額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　資本金又は基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあっては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二　法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三　第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二　第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ。）の額

四　一般貸倒引当金の額

五　保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六　保険会社が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2　前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

（健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等）

第八十六条の二　法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。第六号及び第七号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）に係る額に限る。同項において同じ。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。同項において同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　資本金又は基金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（保険会社である相互会社にあっては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。）、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十条の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二　法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三　第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四　第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五　一般貸倒引当金の額

六　保険会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七　保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八　未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額

九　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2　前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

3　第一項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。以下この号及び第二百十条の十一の三第三項第一号において同じ。）に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十七条　法第百三十条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

二　保険会社及びその子会社等が有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度をおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三　保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四　その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

（単体の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十七条　法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二　第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二　予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第四号、第百六十二条第二号及び第二百十条の十一の四第四号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二　最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十条の十一の四第五号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三　資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十条の十一の四第六号及び第二百十一条の六十第二号において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。次条第六号イ、第二百十条の十一の四第六号イ及び第二百十一条の六十第二号イにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ロ、第二百十条の十一の四第六号ロ及び第二百十一条の六十第二号ロにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ　子会社等リスク（子会社等（法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条第三号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。次条第六号ハ、第百六十二条第三号ニ及び第二百十条の十一の四第六号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ニ、第百六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号ニにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ　イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一条の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条　法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

二　第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三　子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五　最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六　資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

第八十八条　削除

（業務報告書等）

第百四十三条　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3　［略］

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第百五十条　［略］

［2～5　略］

6　第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　保険リスクに備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）

一の二　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスクに備える危険準備金

三　最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に備える危険準備金

7　［略］

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条　［略］

［2～4　略］

5　第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一　第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　予定利率リスクに備える危険準備金

6　［略］

ハ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七　経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

（業務報告書等）

第百四十三条　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2　法第百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあっては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3　［同上］

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第百五十条　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　第百六十二条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二　第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三　第百六十二条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

7　［同上］

（外国損害保険会社等の責任準備金）

第百五十一条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二　第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6　［同上］

（日本における保険計理人の関与事項）

第百五十六条　法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

［一～八　略］

九　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）の算出

十　［略］

（日本における保険計理人の確認事項）

第百五十七条の二　法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあっては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあっては、次に掲げる事項とする。

一　将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

二　［略］

（日本における保険計理人の確認業務）

第百五十八条　外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

［一～三　略］

［号を削る。］

四　［略］

（業務、経理に関する規定の準用）

第百六十条　第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に

（日本における保険計理人の関与事項）

第百五十六条　法第百九十九条において準用する法第百二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあっては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあっては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

［一～八　同上］

［号を加える。］

九　［同上］

（日本における保険計理人の確認事項）

第百五十七条の二　［同上］

一　財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ　将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ　日本における保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二　［同上］

（日本における保険計理人の確認業務）

第百五十八条　［同上］

［一～三　同上］

四　日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第二百二条の規定並びに第百六十一条及び第百六十二条の規定（法第二百四十条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第百九十九条において準用する法第百二十一条の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第百九十条の規定）に照らして適正であること。

五　［同上］

（業務、経理に関する規定の準用）

第百六十条　第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に

係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条及び第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であって」とあるのは「日本における保険業に係る保険であって」と、第五十三条の八及び第五十三条の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条第一項中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、同条第一項から第三項までの規定中「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」と

係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条及び第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の二の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であって」とあるのは「日本における保険業に係る保険であって」と、第五十三条の八及び第五十三条の八の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」と、第七

あるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百六十一条　法第二百二条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百六十一条　法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項、第百九十条第一項及び第二百十条の十一の三第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　供託金の額（法第百九十条第三項の契約金額を含む。）

二　法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三　第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二　第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

四　一般貸倒引当金の額

五　外国保険会社等が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六　外国保険会社等が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七　その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

2　前項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第百六十二条　法第二百二条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条　法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

［号を削る。］

六の二　［略］

［六の三～八　略］

［2～5　略］

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第百六十二条　法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二　第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二　予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二　最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三　資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからヘまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスク（日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスク（日本において有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ　子会社等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ　イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　日本における経営管理リスク（日本における業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（外国保険会社等の届出事項等）

第百六十六条　［同上］

［一～六　同上］

六の二　第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

六の二の二　前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六の二の三　［同上］

［六の三～八　同上］

［2～5　同上］

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百九十条　法第二百二十八条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

2　法第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

（健全性の基準に用いる供託金等）

第百九十条　法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　供託金の額（法第二百二十三条第三項の契約金額を含む。）

二　法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三　第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二　第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

四　一般貸倒引当金の額

五　引受社員が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六　引受社員が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七　その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

2　法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、第百六十二条各号に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

3　第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

（免許特定法人の届出）

第百九十二条　法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

六　［略］

［2～5　略］

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

［一～五　同上］

五の二　第百九十条第二項の規定に基づき、第百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

五の三　前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六　［同上］

［2～5　同上］

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百十条の十の二　［同上］

［一～三　同上］

四　保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目その他の保険持株会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

［ニ・ホ　略］

五　保険持株会社及びその子会社等のリスク管理の体制

六・七　［略］

［２～４　略］

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十条の十一の三　法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

［ニ・ホ　同上］

［号を加える。］

五・六　［同上］

［２～４　同上］

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十条の十一の三　法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。第三項において同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　資本金等の額（連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二　法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三　第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四　第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五　一般貸倒引当金の額

六　保険持株会社及びその子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。次号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であって税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ　その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ　繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七　保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八　未認識数理計算上の差異の額及び未認識過去勤務費用の額の合計額

九　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2　前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

3　第一項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一　その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（同項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

二　保険持株会社及びその子会社等が有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三　保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四　その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五　その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十条の十一の四　法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

（保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十条の十一の四　法第二百七十一条の二十八の二第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

二　第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

（届出事項）

第二百十条の十四　［略］

2　法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～八　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

3　［略］

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第二百十一条の五十九　法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額とする。

一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあっては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等（財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。）の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

［二～七　略］

2　［略］

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十一条の六十　法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一　［略］

三　子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四　予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五　最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六　資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ　デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ　信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ　イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七　経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

（届出事項）

第二百十条の十四　［同上］

2　［同上］

［一～八　同上］

九‖　第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十‖　前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3　［同上］

（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）

第二百十一条の五十九　［同上］

一　純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（少額短期保険業者である相互会社にあっては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

［二～七　同上］

2　［同上］

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第二百十一条の六十　［同上］

一　［同上］

二　資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

［ハ・ニ　略］

三　経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前二号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十五号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係　生命保険会社）

項　目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	一　［略］ 二　平準払、一時払について、保険種類の区分ごとの、通貨別の新契約年換算保険料及び保有契約年換算保険料 ［削る。］
保険契約に関する指標等	一　個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率（個人保険、個人年金保険にあっては、保有契約年換算保険料に基づく増加率をいう。） ［削る。］ 二　［略］ ［削る。］ 三～八　［略］
経理に関する指標等	［一～三　略］ 四　貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細（ただし、第

二　資産運用リスクに対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

［ハ・ニ　同上］

三　経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係　生命保険会社）

項　目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	一　［同上］ 二　死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障について、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保障機能別保有契約高 三　死亡保険、生死混合保険、生存保険、年金保険、災害・疾病関係特約の区分ごとの個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高
保険契約に関する指標等	一　個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率 二　個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 三　［同上］ 四　月払契約の個人保険新契約平均保険料 五～十　［同上］
経理に関する指標等	［一～三　同上］ 四　貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細

五十九条の二第一項第五号イに規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

［五～八　略］

資産運用に関する指標等

［一～三　略］

四　利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

五　支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

六　預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細（ただし、第五十九条の二第一項第

資産運用に関する指標等

［一～三　同上］

四　利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）

［五～八　同上］

五　支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細

六　預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細

五号イに規定する損益計算書において、預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

［削る。］

七　有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分をいう。）の残存期間別残高及びその合計額

八～十二　［略］

［削る。］

十三・十四　［略］

十五　不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。）

十六～十八　［略］

［略］

［略］

注　［略］

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））

項目	記載する事項
［略］	［略］
経理に関する指標等	［一・二　略］ 三　貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） ［四～六　略］
資産運用に関する指標等	一　［略］ 二　預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り（ただし、第

［同上］

七　有価証券の種類別（国債、地方債、社債（うち公社・公団債）、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分をいう。）の有価証券残高

八　有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計等の区分をいう。）の残存期間別残高

九～十三　［同上］

十四　使途別（設備資金、運転資金の区分をいう。）の貸付金残高の合計に対する割合

十五・十六　［同上］

十七　不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。）、賃貸用ビル保有数

十八～二十　［同上］

［同上］

注　［同上］

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））

項目	記載する事項
［同上］	［一・二　同上］ 三　貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他の引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額の区分ごとの残高 ［四～六　同上］
資産運用に関する指標等	一　［同上］ 二　預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその他、合計を除く区分ごとの運用利回り

	五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） ［三ノ十一　略］ ［削る。］ 十二ノ十四　［略］
［略］	

注　［略］

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

（契約の締結時期が2010年度までの契約について）

［表略］

（契約の締結時期が2011年度以降の契約について）

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．これらの別表は、通貨別の区分ごとに記載すること。

（責任準備金残高の内訳について）

［表略］

（記載上の注意）

［略］

［別表を削る。］

	［三ノ十一　同上］ 十二　使途別（設備資金、運転資金、合計の区分をいう。）の貸付金残高及び合計に対する構成比 十三ノ十五　［同上］
［同上］	

注　［同上］

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

（契約の締結時期が2010年度までの契約について）

［同左］

（契約の締結時期が2011年度以降の契約について）

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

［加える。］

（責任準備金残高の内訳について）

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（保険会社単体））

項　目	記　載　す　る　事　項
法第百三十条第一号に係る額目	一　第八十六条第一項第一号に規定する額 二　第八十六条第一項第二号に規定する額 三　第八十六条第一項第三号に規定する額 三の二　損害保険会社にあっては、第八十六条第一項第三号の二に規定する額 四　第八十六条第一項第四号に規定する額 五　第八十六条第一項第五号に規定する額 六　第八十六条第一項第六号に規定する額 七　その他金融庁長官が定める額 八　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社に係るものに限る。）のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額

［別表を削る。］

法第百三十条第二号に係る細目	一　第八十七条第一号に規定する額（損害保険会社にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二　第八十七条第一号の二に規定する額 二　第八十七条第二号に規定する額 二の二　生命保険会社にあっては、第八十七条第二号の二に規定する額 三　第八十七条第三号に規定する額 四　第八十七条第四号に規定する額 五　損害保険会社にあっては、第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（外国保険会社等））

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百二条第一号に係る細目	一　第百六十一条第一項第一号に規定する額 二　第百六十一条第一項第二号に規定する額 三　第百六十一条第一項第三号に規定する額 三の二　外国損害保険会社等にあっては、第百六十一条第一項第三号の二に規定する額 四　第百六十一条第一項第四号に規定する額 五　第百六十一条第一項第五号に規定する額 六　第百六十一条第一項第六号に規定する額 七　その他金融庁長官が定める額 八　法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百二条第二号に係る細目	一　第百六十二条第一号に規定する額（外国損害保険会社等にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二　第百六十二条第一号の二に規定する額 二　第百六十二条第二号に規定する額 二の二　外国生命保険会社等にあっては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三　第百六十二条第三号に規定する額 四　第百六十二条第四号に規定する額 五　外国損害保険会社等にあっては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

［別表を削る。］

［別表を削る。］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（免許特定法人））

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百二十八条第一号に係る細目	一　第百九十条第一項第一号に規定する額 二　第百九十条第一項第二号に規定する額 三　第百九十条第一項第三号に規定する額 三の二　特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百九十条第一項第三号の二に規定する額 四　第百九十条第一項第四号に規定する額 五　第百九十条第一項第五号に規定する額 六　第百九十条第一項第六号に規定する額 七　その他金融庁長官が定める額 八　法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百二十八条第二号に係る細目	一　第百六十二条第一号に規定する額（特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二　第百六十二条第一号の二に規定する額 二　第百六十二条第二号に規定する額 二の二　特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三　第百六十二条第三号に規定する額 四　第百六十二条第四号に規定する額 五　特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））

1　特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第百三十条第一号に係る細目	一　第八十六条の二第一項第一号に規定する額 二　第八十六条の二第一項第二号に規定する額 三　第八十六条の二第一項第三号に規定する額 四　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額 五　第八十六条の二第一項第五号に規定する額 六　第八十六条の二第一項第六号に規定する額 七　第八十六条の二第一項第七号に規定する額 八　第八十六条の二第一項第八号に規定する額 九　その他金融庁長官が定める額 十　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額

法第百三十条第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第八十八条第二号に規定する額 四　第八十八条第三号に規定する額 五　第八十八条第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七　第八十八条第六号に規定する額 八　第八十八条第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

2　特例企業会計基準等適用法人等について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第百三十条第一号に係る細目	一　第八十六条の二第三項第一号に規定する額 二　第八十六条の二第三項第二号に規定する額 三　第八十六条の二第三項第三号に規定する額 四　第八十六条の二第三項第四号に規定する額 五　その他金融庁長官が定める額 六　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額
法第百三十条第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第八十八条第二号に規定する額 四　第八十八条第三号に規定する額 五　第八十八条第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七　第八十八条第六号に規定する額 八　第八十八条第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

［別表を削る。］

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））

1　特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目	一　第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額 二　第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額 三　第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額 四　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の三第一項第四号に規定する額 五　第二百十条の十一の三第一項第五号に規定する額 六　第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する額 七　第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する額 八　第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する額 九　その他金融庁長官が定める額 十　法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額
法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第二百十条の十一の四第二号に規定する額 四　第二百十条の十一の四第三号に規定する額 五　第二百十条の十一の四第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 七　第二百十条の十一の四第六号に規定する額 八　第二百十条の十一の四第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

2　特例企業会計基準等適用法人等について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目	一　第二百十条の十一の三第三項第一号に規定する額 二　第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する額 三　第二百十条の十一の三第三項第三号に規定する額 四　第二百十条の十一の三第三項第四号に規定する額 五　その他金融庁長官が定める額 六　法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額

法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第二百十条の十一の四第二号に規定する額 四　第二百十条の十一の四第三号に規定する額 五　第二百十条の十一の四第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 七　第二百十条の十一の四第六号に規定する額 八　第二百十条の十一の四第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別紙様式第６号（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１～第３　略］

第４

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（生命保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（生命保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（損害保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（損害保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（生命保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（生命保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

別紙様式第６号（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１～第３　同左］

第４

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（生命保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（生命保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（生命保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（生命保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（損害保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
［略］	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
［略］	
［略］	
［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第５・第６　略］

第７

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

［略］

［削る。］

［削る。］

（損害保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
［同左］	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
［同左］	
［同左］	
［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第５・第６　同左］

第７

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（保険会社単体）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２) ×(B)}	%

（記載上の注意）

［同左］

（保険会社連結）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

１　別紙様式第６号の３を作成する場合には、この表を作成することを要しない。２の表及び３の表において同じ。

２　法第130条第１号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

［削る。］

［削る。］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

［第１～第３　略］

第４

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（生命保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（生命保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（損害保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（損害保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（生命保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（生命保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

（損害保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［表略］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

法第130条第２号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	％

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［第１～第３　同左］

第４

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間キャッシュ・フロー計算書

（生命保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（生命保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険株式会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険株式会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（生命保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（生命保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険相互会社―直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

［同左］

（損害保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー ［略］	
価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
［略］ ［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第５・第６　略］

第７

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

［略］

［削る。］

［削る。］

（損害保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー ［同左］	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少）	
［同左］ ［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第５・第６　同左］

第７

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（保険会社単体）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）

［同左］

（保険会社連結）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

１　別紙様式第６号の３を作成する場合には、この表を作成することを要しない。２の表及び３の表において同じ。

２　法第130条第１号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

［削る。］

［削る。］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

［１・２　略］

３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　［略］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益	
［略］	
資産運用収益	

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

法第130条第２号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	％

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第１　［同左］

第２　中間連結財務諸表

［１・２　同左］

３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　目	金　額
経常収益	
［同左］	
資産運用収益	

［略］	
（う　ち　有　価　証　券　売　却　益） （う ち 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替）	
［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１～５　略］

［(3)・(4)　略］

(5)　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経　常　収　益 ［略］	
資　　産　　運　　用　　収　　益	
［略］	
（う　ち　有　価　証　券　売　却　益） （う ち 積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替）	
［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１～７　略］

［(6)～(10)　略］

［４～６　略］

第３

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

［同左］	
（う　ち　有　価　証　券　売　却　益）	
［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［(3)・(4)　同左］

(5)　（損害保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益及び包括利益計算書）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経　常　収　益 ［同左］	
資　　産　　運　　用　　収　　益	
［同左］	
（う　ち　有　価　証　券　売　却　益）	
［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～７　同左］

［(6)～(10)　同左］

［４～６　同左］

第３

年度中（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

［第１～第４　略］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［略］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
［略］	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
［略］	
［略］	
［略］	

［略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第１～第４　同左］

第５

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

［同左］

（生命保険相互会社）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
［同左］	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
［同左］	
［同左］	
［同左］	

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

第６

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

［略］

（損害保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（△は損失）	
［略］ ［略］	
［略］	

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第７～第12　略］

第13

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	％

（記載上の注意）

１　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

２　金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

［削る。］

［削る。］

第６

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

［同左］

（損害保険相互会社―間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純剰余（△は損失） 賃貸用不動産等原価償却費	
［同左］ ［同左］	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第７～第12　同左］

第13

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（保険会社単体）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２）×(B)}	％

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

（保険会社連結）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

［削る。］

［削る。］

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

［第１～第12　略］

第13

年度（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

（記載上の注意）

１　別紙様式第７号の３を作成する場合には、この表を作成することを要しない。２の表及び３の表において同じ。

２　法第130条第１号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

法第130条第２号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

別紙様式第７号の２（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第13　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

［第１～第12　同左］

第13

年度（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（保険会社単体）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

１　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

２　金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

［削る。］

［削る。］

［削る。］

［削る。］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２) ×(B)}	%

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

（保険会社連結）

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

１　別紙様式第７号の３を作成する場合には、この表を作成することを要しない。２の表及び３の表において同じ。

２　法第130条第１号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

法第130条第２号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２) ×(B)}	%

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

別紙様式第７号の３（第25条の３及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～３　略］
［第１・第２　略］
第３

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）
［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

１　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

２　金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

別紙様式第７号の３（第25条の３及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結業務報告書

年　　月　　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～３　同左］
［第１・第２　同左］
第３

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第１・第２　略］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
（うち保険料）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金等収入）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち特別勘定資産運用益）	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
（うち保険金）	
（うち年金）	
（うち給付金）	
（うち解約返戻金）	
責任準備金等繰入額	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
（うち契約者配当金積立利息繰入額）	

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第１・第２　同左］

第３

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
（うち保険料）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金等収入）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち特別勘定資産運用益）	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
（うち保険金）	
（うち年金）	
（うち給付金）	
（うち解約返戻金）	
責任準備金等繰入額	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
（うち契約者配当金積立利息繰入額）	

資産運用費用	
（うち支払利息）	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
（うち特別勘定資産運用損）	
事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
［略］	

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
（うち正味収入保険料）	
（うち収入積立保険料）	
（うち積立保険料等運用益）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金収入）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
（うち正味支払保険金）	
（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）	
（うち満期返戻金）	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
資産運用費用	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	

資産運用費用	
（うち支払利息）	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
（うち特別勘定資産運用損）	
事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
［同左］	

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
（うち正味収入保険料）	
（うち収入積立保険料）	
（うち積立保険料等運用益）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金収入）	
（うち商品有価証券運用益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
（うち正味支払保険金）	
（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）	
（うち満期返戻金）	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
資産運用費用	
（うち商品有価証券運用損）	
（うち金銭の信託運用損）	

（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
（うち支払利息）	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
［略］	

（記載上の注意）
［１～５　略］

第４　［略］

第５

年度中（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）
［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［略］

３　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	％

（記載上の注意）
［略］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
（うち支払利息）	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～５　同左］

第４　［同左］

第５

年度中（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

３　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２)×(B)}	％

（記載上の注意）
［同左］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第１・第２　略］

第３

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
（うち保険料）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金等収入）	
（うち特定取引収益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち特別勘定資産運用益）	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
（うち保険金）	
（うち年金）	
（うち給付金）	
（うち解約返戻金）	
責任準備金等繰入額	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
（うち契約者配当金積立利息繰入額）	
資産運用費用	
（うち支払利息）	
（うち特定取引費用）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
（うち特別勘定資産運用損）	

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第１・第２　同左］

第３

年度中（年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間損益計算書

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
（うち保険料）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金等収入）	
（うち特定取引収益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち特別勘定資産運用益）	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
（うち保険金）	
（うち年金）	
（うち給付金）	
（うち解約返戻金）	
責任準備金等繰入額	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
（うち契約者配当金積立利息繰入額）	
資産運用費用	
（うち支払利息）	
（うち特定取引費用）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
（うち特別勘定資産運用損）	

事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
［略］	

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
（うち正味収入保険料）	
（うち収入積立保険料）	
（うち積立保険料等運用益）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金収入）	
（うち特定取引収益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
（うち正味支払保険金）	
（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）	
（うち満期返戻金）	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
資産運用費用	
（うち特定取引費用）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
（うち支払利息）	

事業費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
［同左］	

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
（うち正味収入保険料）	
（うち収入積立保険料）	
（うち積立保険料等運用益）	
資産運用収益	
（うち利息及び配当金収入）	
（うち特定取引収益）	
（うち金銭の信託運用益）	
（うち売買目的有価証券運用益）	
（うち有価証券売却益）	
（うち積立保険料等運用益振替）	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
（うち正味支払保険金）	
（うち損害調査費）	
（うち諸手数料及び集金費）	
（うち満期返戻金）	
（うち支払備金繰入額）	
（うち責任準備金繰入額）	
資産運用費用	
（うち特定取引費用）	
（うち金銭の信託運用損）	
（うち売買目的有価証券運用損）	
（うち有価証券売却損）	
（うち有価証券評価損）	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
（うち支払利息）	

経常利益（又は経常損失）	
特　別　利　益	
特　別　損　失	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失）	
［略］	

（記載上の注意）

［１～５　略］

第４　［略］

第５

年度中（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

３　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	％

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

経常利益（又は経常損失）	
特　別　利　益	
特　別　損　失	
税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益（又は中間純損失）	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第４　［同左］

第５

年度中（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２)×(B)}	％

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第１・第２　略］

第３　年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

［表略］

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第４

年度（年　月　日から／年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
不動産賃貸料	
その他利息配当金	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
貸倒引当金戻入額	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第１・第２　同左］

第３　年度（　年　月　日現在）の日本における保険業の貸借対照表

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

［同左］

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

第４

年度（年　月　日から／年　月　日まで）日本における保険業の損益計算書

（外国生命保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
不動産賃貸料	
その他利息配当金	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
貸倒引当金戻入額	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	

その他経常収益	
年金特約取扱受入金	
保険金据置受入金	
その他の経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
再保険料	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
賃貸用不動産等減価償却費	
その他運用費用	
特別勘定資産運用損	
事業費	
その他経常費用	
保険金据置支払金	
税金	
減価償却費	
退職給付引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	

その他経常収益	
年金特約取扱受入金	
保険金据置受入金	
その他の経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
再保険料	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
賃貸用不動産等減価償却費	
その他運用費用	
特別勘定資産運用損	
事業費	
その他経常費用	
保険金据置支払金	
税金	
減価償却費	
退職給付引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	

特別利益	
固定資産等処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産等処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損	
その他特別損失	
［略］	

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	
積立保険料等運用益	
為替差益	
その他保険引受収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
積立保険料等運用益振替	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
損害調査費	
諸手数料及び集金費	

特別利益	
固定資産等処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産等処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損	
その他特別損失	
［同左］	

（外国損害保険会社等）　（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
収入積立保険料	
積立保険料等運用益	
為替差益	
その他保険引受収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
積立保険料等運用益振替	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
損害調査費	
諸手数料及び集金費	

満期返戻金	
契約者配当金	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
為替差損	
その他保険引受費用	
資産運用費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損	
その他特別損失	
［略］	

（記載上の注意）

［１～５　略］

満期返戻金	
契約者配当金	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
為替差損	
その他保険引受費用	
資産運用費用	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融商品取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損	
その他特別損失	
［同左］	

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第５　［略］

第６

年度（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）

［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［略］

３　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第12号の２（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

［第１～第５　略］

第６

年度（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

第５　［同左］

第６

年度（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）

［同左］

３　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第12号の２（第137条及び第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第６　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［第１～第５　同左］

第６

年度（　　年　　月　　日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）
［略］

2　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［略］

3　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）
［略］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］
（記載上の注意）
［１～４　略］
［第１・第２　略］
第３
年度中（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）
［略］

2　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［略］

（記載上の注意）
［同左］

2　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

3　日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）
［同左］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］
（記載上の注意）
［１～４　同左］
［第１・第２　同左］
第３
年度中（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

2　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）

［略］

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

［１・２　略］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［略］

⑴　［略］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経　常　収　益 ［略］	
資　産　運　用　収　益 ［略］	
そ　の　他　経　常　収　益	
［略］	

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{（１／２）×(B)}	%

（記載上の注意）

［同左］

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１　［同左］

第２　連結財務諸表

［１・２　同左］

３　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経　常　収　益 ［同左］	
資　産　運　用　収　益 ［同左］	
そ　の　他　経　常　収　益	
［同左］	

（記載上の注意）
［１～５　略］
［(3)～(5)　略］
（記載上の注意）
［１～８　略］
［４・５　略］

第３

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　適格資本合計額

適格資本合計額(A)	百万円

（記載上の注意）
［略］

２　所要資本合計額

所要資本合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［略］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／(B)	%

（記載上の注意）
１　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。
２　金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

（記載上の注意）
［１～５　同左］
［(3)～(5)　同左］
（記載上の注意）
［１～８　同左］
［４・５　同左］

第３

年度（　　年　　月　　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

１　ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

２　リスク合計額

リスクの合計額(B)	百万円

（記載上の注意）
［同左］

３　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)／{(１／２)×(B)}	%

（記載上の注意）
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第２位以下を切り捨て小数点第１位までを記載すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書面の提出期日は、この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十九条第二項及び第五項並びに第百四十三条第二項並びに第二百十条の十第二項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。

一　新規則第五十九条第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
二　新規則第五十九条第五項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
三　新規則第百四十三条第二項に掲げる日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
四　新規則第二百十条の十第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

第三条　法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、令和八年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一　新規則第五十九条の二第一項第三号ロ⑽に掲げる事項

二　新規則第五十九条の二第一項第五号ニに掲げる事項

三　新規則第五十九条の三第一項第二号ロ(7)に掲げる事項

四　新規則第五十九条の三第一項第三号ハに掲げる事項

五　新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(7)に掲げる事項

六　新規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに掲げる事項

第四条　令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類のうち前条各号に掲げる事項に係る部分については、新規則第五十九条の四第一項、第百四十三条の三第一項及び第二百十条の十の三第一項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内にその縦覧を開始するものとする。

○内閣府令第七十二号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第三十二条**　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が百パーセント以上であることとする。 ［２・３　略］	（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第三十二条**　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。 ［２・３　同上］

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第十六条**　令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が百パーセント以上であることとする。 ［２・３　略］	（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第十六条**　令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。 ［２・３　同上］

附　則

この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

府令・省令

○内閣府総務省令第一号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百四十四条第三項の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。 （経過措置） **第二条**　令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る郵政民営化法第百四十四条第一項及び第二項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書類の提出期日は、第二十六条第二項及び第四項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。 一　第二十六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類 二　第二十六条第四項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類	**附　則** この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。 ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二号
財務省令第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第二項、第二百四条第二項、第二百三十条第二項及び第二百七十一条の二十九第二項の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令） **第二条**　法第百三十二条第二項の保険会社（法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令） **第二条**　［同上］

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上	
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が七〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が三五パーセント以上七〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　配当の禁止又はその額の抑制 三　契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四　新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 五　役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 六　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七　一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八　本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九　子会社等の業務の縮小 十　子会社等の株式又は持分の処分 十一　法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二　その他金融庁長官が必要と認める措置

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二〇〇パーセント以上	
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　配当の禁止又はその額の抑制 三　契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 四　新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 五　役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 六　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七　一部の営業所又は事務所における業務の縮小 八　本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 九　子会社等の業務の縮小 十　子会社等の株式又は持分の処分 十一　法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二　その他金融庁長官が必要と認める措置

第三区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令
	三五パーセント未満	

［２～４　略］

第三条　［略］

［項を削る。］

第三区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令
	○パーセント未満	

［２～４　同上］

第三条　［同上］

２　前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項から第五項までにおいて同じ。）の合計額（貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の科目に計上した額及び貸借対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項において同じ。）の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額を除く。次項から第五項までにおいて同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。）の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額（第四項において「繰延税金資産相当額」という。）を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎と

2　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

して金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一　有価証券　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項及び第四項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二　有形固定資産　算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三　前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの　当該評価した価額

3　前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4　第二項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の十二の二第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又はその採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（当該連結貸借対照表に類するもののその他有価証券評価差額金の科目に相当するものに計上した額及び当該連結貸借対照表に類するものの繰延ヘッジ損益の科目に相当するものに計上した額並びに未認識数理計算上の差異に相当するものの額及び未認識過去勤務費用に相当するものの額に係る繰延税金資産相当額に係るものに相当するものの額を除く。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）が貸借対照表又は当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一　その採用する企業会計の基準において有価証券に相当するもの　算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二　その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの　算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三　前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの　当該評価した価額

5　第三項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において、前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又はその採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回るとき又は下回ると見込まれるときは、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

6　［同上］

（外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第四条　法第二百四条第二項の外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上	
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が七〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が三五パーセント以上七〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 三　日本において新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 四　日本における保険業に係る事業費の抑制 五　一部の方法による支店等における資産の運用の禁止又はその額の抑制 六　一部の支店等における業務の縮小 七　日本における主たる店舗を除く一部の支店等の廃止 八　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第百九十九条において準用する法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第百九十九条において準用する法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 九　その他金融庁長官が必要と認める措置

（外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第四条　法第二百四条第二項の外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項から第三項までに定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二〇〇パーセント以上	
第一区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 三　日本において新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 四　日本における保険業に係る事業費の抑制 五　一部の方法による支店等における資産の運用の禁止又はその額の抑制 六　一部の支店等における業務の縮小 七　日本における主たる店舗を除く一部の支店等の廃止 八　法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第百九十九条において準用する法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第百九十九条において準用する法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 九　その他金融庁長官が必要と認める措置

第三区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	期限を付した日本における業務の全部又は一部の停止の命令
	三五パーセント未満	

［2～4　略］

5　前条第一項の規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と読み替えるものとする。

（免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第五条　前条第一項の規定は、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この条において同じ。）及び引受社員（法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二百四条第二項」とあるのは「法第二百三十条第二項」と、「外国保険会社等」とあるのは「引受社員」と、「第五項」とあるのは「第五条第四項」と、「日本における業務」とあるのは「引受社員の日本における業務」と、「契約者配当又は社員に対する剰余金の分配」とあるのは「契約者配当」と、「支店等」とあるのは「総代理店の事務所」と、「日本における主たる店舗」とあるのは「総代理店の本店」と読み替えるものとする。

［2・3　略］

第三区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率	期限を付した日本における業務の全部又は一部の停止の命令
	○パーセント未満	

［2～4　同上］

5　前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「の貸借対照表の」とあるのは「の日本における保険業の貸借対照表の」と、「（貸借対照表」とあるのは「（日本における保険業の貸借対照表」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。）の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額（第四項において「繰延税金資産相当額」という。）を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）」とあるのは「同じ。）」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

（免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第五条　前条第一項の規定は、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この条において同じ。）及び引受社員（法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二百四条第二項」とあるのは「法第二百三十条第二項」と、「外国保険会社等」とあるのは「引受社員」と、「第五項」とあるのは「第五条第三項」と、「日本における業務」とあるのは「引受社員の日本における業務」と、「契約者配当又は社員に対する剰余金の分配」とあるのは「契約者配当」と、「支店等」とあるのは「総代理店の事務所」と、「日本における主たる店舗」とあるのは「総代理店の本店」と読み替えるものとする。

［2・3　同上］

4　第三条第一項の規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同項中「保険会社が、」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と読み替えるものとする。

（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第六条　法第二百七十一条の二十九第二項の保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第四項において準用する第三条第一項に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分	
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が一〇〇パーセント以上	

4　第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が、」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が、」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「（貸借対照表」とあるのは「（日本における保険業の貸借対照表」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。）の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額（第四項において「繰延税金資産相当額」という。）を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）」とあるのは「同じ。）」と、同条第三項中「保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。

（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第六条　法第二百七十一条の二十九第二項の保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	命令
非対象区分	
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二〇〇パーセント以上	

第一区分	第二区分	第三区分	
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率七〇パーセント以上一〇〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率三五パーセント以上七〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率三五パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
			次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三　役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 四　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 五　子会社等（保険会社及び少額短期保険業者を除く。）の株式又は持分の処分 六　その他金融庁長官が必要と認める措置
			子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分

2　［略］

3　第一項の表中「子会社等」とは、法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。

4　第三条第一項の規定は、保険持株会社について準用する。この場合において、同項中「保険会社が、」とあるのは「保険持株会社が、」と、「その」とあるのは「その子会社である保険会社の」と、「前条第二項」とあるのは「第六条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社が」と、「前条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該保険持株会社について」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社の」と読み替えるものとする。

［条を削る。］

第一区分	第二区分	第三区分	
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率一〇〇パーセント以上二〇〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率一〇〇パーセント以上一二〇〇パーセント未満	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率一〇〇パーセント未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
			次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三　役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 四　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 五　子会社等（保険会社及び少額短期保険業者を除く。）の株式又は持分の処分 六　その他金融庁長官が必要と認める措置
			子会社等（保険会社及び少額短期保険業者に限る。）の株式の処分

2　［同上］

3　第一項の表中「子会社等」とは、法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。

［項を加える。］

第七条　保険持株会社が、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以下この条において同じ。）が当該保険持株会社が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力

の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該保険持株会社について、当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2　前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一　有価証券　保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項及び第四項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二　有形固定資産　算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三　前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの　当該評価した価額

3　前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4　第二項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額が当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一　その採用する企業会計の基準において有価証券に相当するもの　算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二　その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの　算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三　前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの　当該評価した価額

5　第三項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において、前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融

庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回るとき又は下回ると見込まれるときは、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

（財務大臣への通知）

第八条　［同上］

（財務大臣への通知）

第七条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第七十六号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

厚生労働大臣　福岡　資麿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係）	**別表第三**（第二百九条第一項第三号ハ関係）
項目	項目
（略）	（略）
共済契約に関する指標	共済契約に関する指標
一～七　（略）	一～七　（略）
八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第百八十条各号に掲げる者をいう。）の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第百八十条各号に掲げる者をいう。）の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合
九・十　（略）	九・十　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

その他告示

○金融庁告示第七十四号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条、第八十七条、第百六十一条、第百六十二条、第百九十条第一項及び第二項、第二百十条の十一の三並びに第二百十条の十一の四の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件を次のように定める。

令和七年七月二十三日　　金融庁長官　伊藤　豊

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　総則
第一節　一般原則（第二条―第五条）
第二節　連結の範囲等（第六条―第八条）
第三章　経済価値ベースの評価
第一節　総則（第九条・第十条）
第二節　保険契約の評価
第一款　経済価値ベースの保険負債（第十一条）
第二款　現在推計（第十二条―第十五条）
第三款　割引率
第一目　イールド・カーブ（第十六条・第十七条）
第二目　調整後スプレッド（第十八条―第二十八条）
第四款　MOCE（第二十九条・第三十条）
第五款　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約（第三十一条・第三十二条）
第三節　再保険回収額（第三十三条）
第四節　税効果（第三十四条・第三十五条）
第四章　適格資本
第一節　総則（第三十六条）
第二節　Tier１適格資本
第一款　総則（第三十七条）
第二款　Tier１資本調達手段（第三十八条）
第三款　資本調達手段以外のTier１適格資本（第三十九条）
第四款　Tier１適格資本の調整（第四十条）
第三節　Tier２適格資本
第一款　総則（第四十一条）
第二款　Tier２資本調達手段（第四十二条）
第三款　資本調達手段以外のTier２適格資本（第四十三条）
第四款　Tier２適格資本の調整（第四十四条）
第五章　所要資本
第一節　総則（第四十五条―第五十三条）
第二節　生命保険リスク
第一款　総則（第五十四条・第五十五条）
第二款　死亡リスク（第五十六条）
第三款　長寿リスク（第五十七条）
第四款　罹患及び障害リスク（第五十八条―第六十条）
第五款　解約及び失効リスク（第六十一条―第六十三条）
第六款　経費リスク（第六十四条）
第七款　会社固有のストレス係数（第六十五条―第八十条）
第八款　生命保険リスクの統合（第八十一条）
第三節　損害保険リスク
第一款　総則（第八十二条）
第二款　保険料リスク（第八十三条）
第三款　支払備金リスク（第八十四条）
第四款　会社固有のリスク係数（第八十五条―第八十八条）
第五款　損害保険リスクの統合（第八十九条）
第四節　巨大災害リスク
第一款　総則（第九十条・第九十一条）
第二款　巨大自然災害（第九十二条・第九十三条）
第三款　その他の巨大災害
第一目　テロリズムの行為（第九十四条）
第二目　感染症の流行（第九十五条）
第三目　信用及び保証（第九十六条―第九十九条）
第四款　巨大災害リスクの統合（第百条）
第五節　市場リスク

第一款　総則（第百一条・第百二条）
第二款　金利リスク
第一目　標準的手法（第百三条―第百五条）
第二目　金利リスクに係る内部割引率手法（第百六条―第百十一条）
第三款　スプレッドリスク（第百十二条―第百十四条）
第四款　株式リスク（第百十五条―第百十八条）
第五款　不動産リスク（第百十九条）
第六款　為替リスク（第百二十条―第百二十三条）
第七款　資産集中リスク（第百二十四条―第百二十六条）
第八款　市場リスクの統合（第百二十七条）
第六節　信用リスク
第一款　総則（第百二十八条）
第二款　各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額
第一目　信用エクスポージャー（第百二十九条―第百三十五条）
第二目　実効残存期間（第百三十六条・第百三十七条）
第三目　リスク係数（第百三十八条―第百四十二条）
第三款　信用リスク削減手法の適用
第一目　総則（第百四十三条）
第二目　担保の認識（第百四十四条―第百四十六条）
第三目　保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識（第百四十七条―第百五十三条）
第七節　オペレーショナル・リスク（第百五十四条）
第八節　保険事業に係る所要資本の統合（第百五十五条）
第九節　所要資本における税効果（第百五十六条）
第十節　非保険事業（第百五十七条）
第六章　内部モデル手法（第百五十八条―第百七十二条）
第七章　子会社の取扱いに関する特例
第一節　子会社株式の取扱い（第百七十三条―第百七十六条）
第二節　子会社である外国の会社の取扱い
第一款　子会社化直後の特例手法（第百七十七条・第百七十八条）
第二款　控除合算手法（第百七十九条―第百八十二条）
第八章　特例企業会計基準等適用法人等に関する特例（第百八十三条―第百八十五条）
附則

第一章　定義

第一条　この告示（第三十四号に掲げる用語にあっては、第八十二条及び第百五十四条第二項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融商品等　金融商品、契約その他これらに類するものをいう。

二　投資信託等　投資信託その他これに類する商品をいう。

三　証券化商品　主に金融資産を原資産とし、当該原資産のキャッシュ・フローを裏付けとして発行される商品をいう。

四　再証券化商品　証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

五　国債等　国債及び中央政府により保証された債券をいう。

六　適格格付機関　金融庁長官が別に定める格付機関をいう。

七　格付区分　適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

八　子会社等　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）にあっては法第百十条第二項に規定する子会社等を、保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）にあっては法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。

九　連結子会社等　連結ベース（第十八号に規定する連結ベースをいう。次号及び第十一号において同じ。）の計算において、第六条及び第八条に規定する連結の範囲に含まれる子会社等及び議決権のない投資スキーム（多くの投資者から集めた資金により事業運営又は有価証券への投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組みであって、出資者が議決権を有しないものをいう。第六条第二項において同じ。）への投資をいう。

十　報告保険会社等　単体ベース（第十七号に規定する単体ベースをいう。次号において同じ。）又は連結ベースの計算をする場合における当該計算の報告の主体となる保険会社、外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。）及び保険持株会社をいう。

十一　保険会社等　単体ベースの計算においては報告保険会社等を、連結ベースの計算においては報告保険会社等及び連結子会社等をいう。

十二　特例企業会計基準等適用法人等　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する報告保険会社等をいう。

十三　適格資本　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条、第百六十一条、第百九十条第一項及び第二百十条の十一の三の規定に基づき、この告示に定めるところによりその額が

計算されるものをいう。

十四　所要資本　規則第八十七条、第百六十二条、第百九十条第二項及び第二百十条の十一の四の規定に基づき、この告示にその額を定めるものをいう。

十五　ソルベンシー・マージン比率　適格資本の額を所要資本の額で除した値をいう。

十六　基準日　ソルベンシー・マージン比率の算出を行う日をいう。

十七　単体ベース　経済価値ベースのバランスシート（第二十四号に規定する経済価値ベースのバランスシートをいう。次号において同じ。）、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人を計算の対象とすることをいう。

十八　連結ベース　経済価値ベースのバランスシート、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社及びその子会社等又は保険持株会社及びその子会社等を計算の対象とすることをいう。

十九　貸借対照表　保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる貸借対照表並びに外国保険会社等及び免許特定法人の規則第百四十三条に規定する中間業務報告書に含まれる日本における保険業の中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる日本における保険業の貸借対照表をいう。

二十　連結貸借対照表　特例企業会計基準等適用法人等でない保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表並びに特例企業会計基準等適用法人等でない保険持株会社の規則第二百十条の十に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表をいう。

二十一　連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）　連結貸借対照表を基礎として、第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

二十二　貸借対照表等　貸借対照表及び連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）をいう。

二十三　経済価値評価　市場価格に整合的な評価又は市場に整合的な原則、手法及びパラメーターを用いる方法により導かれるキャッシュ・フローの現在価値に基づく評価をいう。

二十四　経済価値ベースのバランスシート　貸借対照表等に対し、第九条の規定に基づく組替え及び第十条の規定に基づく経済価値評価の額への評価替えを行ったもの並びに財政状態計算書（連結の範囲等調整後）（第四十七号に規定する財政状態計算書（連結の範囲等調整後）をいう。）に対し、第百八十四条の規定を適用して組替え及び評価替えを行ったものをいう。

二十五　規制上の準備金　次のイからホまでに掲げる額の合計額をいう。

イ　危険準備金の額

ロ　異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額

ハ　価格変動準備金の額

ニ　配当準備金未割当部分（株式会社にあっては、契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える部分をいい、相互会社にあっては、社員配当準備金（社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。）のうち、社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える部分をいう。）

ホ　連結ベースにあっては、外国の連結子会社等におけるイからニまでに掲げる額に相当する額（貸借対照表等の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）

二十六　特別勘定等　法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものをいう。

二十七　UFR　期待実質金利及び期待インフレ率から算出される超長期の短期フォワード・レートをいう。

二十八　LOT　深み、流動性及び透明性のある金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限をいう。

二十九　生命保険契約　法第三条第四項第一号に掲げる保険、同条第五項第一号に掲げる保険のうち再保険であって同条第四項第一号に掲げる保険に係るもの及び同条第五項第一号に掲げる保険のうち保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部若しくは一部の金額の払戻しを約した保険契約（当該払戻しに係る部分に限る。）をいう。

三十　損害保険契約　法第三条第五項第一号に掲げる保険（前号、次号又は第三十二号に該当するものを除く。）及び同項第三号に掲げる保険に係る保険契約並びに同条第六項に規定する保証証券業務による保証をいう。

三十一　生命保険類似の第三分野保険契約　第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険をいう。以下この条において同じ。）に係る保険契約であって、第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算又は同章第三節に規定する再保険回収額の計算を罹患及び障害その他これらに類するものの発生率に基づき行っている保険に係る保険契約をいう。

三十二　損害保険類似の第三分野保険契約　第三分野保険に係る保険契約であって、生命保険類似の第三分野保険契約に該当しない保険契約をいう。

三十三　生命保険契約等　生命保険契約及び生命保険類似の第三分野保険契約をいう。

三十四　損害保険契約等　損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいう。

三十五　生命保険リスク　生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三十七号に該当するものを除く。）をいう。

三十六　損害保険リスク　損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。

三十七　巨大災害リスク　巨大災害により生命保険契約等及び損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。

三十八　市場リスク　実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。

三十九　信用リスク　保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。

四十　オペレーショナル・リスク　業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得る危険（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。

四十一　正味現在推計の額　第三章第二節第二款に規定する現在推計の額から同章第三節に規定する再保険回収額を控除したものをいう。

四十二　バリュー・アット・リスク　特定のポジションを一定期間維持すると仮定した場合において、将来の価格等の変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。

四十三　VaR99.5%　保有期間一年、信頼水準片側99.5%のバリュー・アット・リスクをいう。

四十四　子会社化直後の特例手法適用子会社　第百七十七条に規定する子会社化直後の特例手法の適用対象とした子会社等をいう。

四十五　控除合算手法適用子会社　第百七十九条に規定する控除合算手法の適用対象とした子会社をいう。

四十六　財政状態計算書　特例企業会計基準等適用法人等がその採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものをいう。

四十七　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）　財政状態計算書を基礎として、第百八十三条第二項において準用する第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

第二章　総則

第一節　一般原則

（プロポーショナリティ原則）

第二条　報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、ある特定の要素又は方法を当該計算に用いた結果、得られる数値の質が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示すことができる場合においては、当該特定の要素又は方法を適用しない又は簡素化することができる。

（裏付けとなる資産の特定）

第三条　この告示における投資信託等に関する計算は、可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づくものとする。

（格付区分）

第四条　報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、格付区分を用いるものとする。

２　報告保険会社等は、保有するエクスポージャーについて、報告保険会社等が格付を利用している適格格付機関のうち二以上の適格格付機関によって格付が付与されている場合であって、これらの格付に対応する格付区分が異なるときは、最上位の格付区分から数えて二番目に上位の格付区分を用いるものとする。ただし、当該最上位の格付区分が複数の格付に対応するものであるときは、当該最上位の格付区分を用いるものとする。

３　保険会社等が保有するエクスポージャー（再保険契約に係るものを除く。）に対する格付区分は、個別格付（特定の債務に付与された格付をいい、短期格付を除く。以下この条において同じ。）に基づくものとする。なお、当該エクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合は、無格付とする。

４　前項の規定により無格付とされたエクスポージャーについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に対応するものとみなすことができる。

一　当該エクスポージャーの債務者が発行した当該エクスポージャーを除く他の債務に個別格付が付与されている場合であって、当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して先順位又は同順位であるとき　当該個別格付の格付区分

二　当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下この条において同じ。）が付与されている場合であって、当該エクスポージャーについて他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき　当該債務者信用力格付の格付区分

三　当該エクスポージャーに短期格付が付与されている場合　当該短期格付の格付区分

５　前項の規定にかかわらず、当該債務者の当該エクスポージャーを除く他の債務（当該エクスポージャーの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して後順位又は同順位であるものに限る。）の個別格付の格付区分、当該エクスポージャーの債務者の債務者信用力格付の格付区分又は当該エクスポージャーの短期格付の格付区分のうち、最下位の格付区分に基づく第百三十八条第一項に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数が当該エクスポージャーを無格付とした際の同項に規定する信用エクスポージャーに係るリスク係数より大きいときは、当該最下位の格付区分に対応するも

のとみなすものとする。

6　前二項の規定において、当該個別格付が当該エクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付に対応する格付区分を用いてはならない。

7　再保険契約に係るエクスポージャーの格付区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に属するものとする。なお、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合は、無格付とする。

一　当該エクスポージャーの債務者が財務力格付（債務者の財務基盤又は保険金支払能力に関する格付をいう。以下この号において同じ。）を付与されている場合　当該財務力格付の格付区分

二　当該エクスポージャーの債務者が債務者信用力格付を付与されている場合であって、当該エクスポージャーが他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき（前号に掲げる場合を除く。）　当該債務者信用力格付の格付区分

8　報告保険会社等は、格付区分の判定に用いようとする格付が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該格付を用いてはならない。

一　格付が保険会社等（ただし、連結ベースの計算を行う場合にあっては、連結子会社等以外の子会社等を含む。）による保証その他これに類するものを考慮している場合

二　格付における評価の対象が元本又は利息のいずれかのみであって、保険会社等の保有するエクスポージャーが元本及び利息に及ぶ場合その他の格付における評価の対象が当該エクスポージャーと異なる場合

三　格付が広く一般に対して提供されていない又は閲覧に供されていない場合

（その他の一般原則）

第五条　報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、基準日と連結子会社等の事業年度の末日（中間期末にあっては、中間会計期間の末日とする。以下この項及び次項において同じ。）との差異が三月を超えない場合は、当該連結子会社等に係る計算において当該連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎とすることができる。

2　この告示における計算に当たっては、基準日時点の為替レートを用いて日本円に換算するものとする。ただし、前項の規定により、連結子会社等に係る計算を連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎として行う場合にあっては、当該連結子会社等に係る計算に当たって、当該連結子会社等の事業年度の末日時点における為替レートを用いて日本円に換算するものとする。

3　この告示における計算に当たっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象として次の各号に掲げるものは、計算に反映しないものとする。

一　単体ベースの計算にあっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された貸借対照表が含まれる計算書類（外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、法第百九十六条第三項に規定する書類及び附属明細書）に反映されていないもの。

二　連結ベースの計算にあっては、基準日時点の保険会社等及び持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下同じ。）が適用される子会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された連結貸借対照表が含まれる連結計算書類に反映されていないもの。

4　外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、この告示における計算に当たって、日本における業務を計算の対象とするものとする。

第二節　連結の範囲等

（連結の範囲）

第六条　報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、連結貸借対照表において連結の範囲に含まれる子会社等及び金融子会社（報告保険会社等の子会社であって、報告保険会社等が保険会社である場合にあっては法第百六条第一項第一号から第十二号まで、第十七号及び第十八号に掲げる会社、保険持株会社である場合にあっては法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社並びに法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。）のうちソルベンシー・マージン比率に重要な影響を与える子会社を連結の範囲に含めるものとする。

2　連結貸借対照表において連結の範囲に含まれない議決権のない投資スキームへの投資は、個別又は総体としてグループ全体の健全性に重要な影響を及ぼす場合に連結の範囲に含めるものとする。

3　保険会社等が組成した証券化商品は、別表一に掲げるものに限り、連結の範囲から除くことができる。

（保険事業と非保険事業）

第七条　連結ベースの計算に当たって、保険会社等及び持分法が適用される子会社等は、保険事業と非保険事業に分類するものとする。

2　前項の保険事業には、保険会社等又は持分法が適用される子会社若しくは関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。第百四十八条第一項第一号ロにおいて同じ。）であって、次の各号に掲げるものを分類するものとする。ただし、報告保険会社等は保険事業に分類されるものとする。

一　法第百六条第一項第一号又は第二百七十一条の二十二第一項第一号に規定する生命保険会社

二　法第百六条第一項第二号又は第二百七十一条の二十二第一項第二号に規定する損害保険会社

三　法第百六条第一項第二号の二又は第二百七十一条の二十二第一項第二号の二に規定する少額短期保険業者

四　法第百六条第一項第八号又は第二百七十一条の二十二第一項第八号に規定する保険業を行う外国の会社

五　法第百六条第一項第十二号イ又は第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する従属業務を専ら営む会社のうち、前各号に掲げる会社のためにその業務を営んでいるもの

六　法第百六条第一項第十七号又は第二百七十一条の二十二第一項第十六号に規定するものであって、保険持株会社及び少額短期保険持株会社である会社

七　法第百六条第一項第十八号又は第二百七十一条の二十二第一項第十七号に規定するものであって、保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社

八　法第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうち、前各号に類する会社

3　第一項の非保険事業には、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等であって、前項に掲げる会社以外のものを分類するものとする。

（連結貸借対照表からの調整）

第八条　報告保険会社等は、次の各号に規定する方法に基づき、連結貸借対照表における取扱いによらず、調整を行うものとする。

一　前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャー（共同支配の当事者が、その取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものは、比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している保険会社等に帰属する部分を認識する方法をいう。第三号及び第百七十三条第一号において同じ。）を適用し、連結の範囲に含めるものとする。なお、当該方法を適用することが実務上困難な場合には、持分法を適用するものとする。

二　前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャーとして支配されているとされたものは、持分法を適用するものとする。

三　前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペレーション（共同支配の当事者が、その取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものであって、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識される会社は、比例連結の方法を適用し、連結の範囲に含めるものとする。

四　前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペレーションとして支配されているとされたものであって、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識されるものは、持分法を適用するものとする。

第三章　経済価値ベースの評価

第一節　総則

（経済価値ベースのバランスシート）

第九条　経済価値ベースのバランスシートの資産の部、負債の部及び純資産の部は、それぞれ貸借対照表等における資産の部、負債の部及び純資産の部を基礎として、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより組替えを行うものとする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては組替えを行わないものとする。

一　投資信託等　第三条の規定に基づき、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に計上する。

二　第三節に規定する再保険回収額　資産の部に計上する。

三　保険約款貸付　資産の部に計上する。

四　借地権　資産の部の土地に計上する。

五　規制上の準備金　純資産の部に計上する。

六　自動車損害賠償責任保険契約（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をいう。次条及び第八十二条において同じ。）に係る責任準備金及び支払備金　その他の準備金に計上する。

七　次条に規定する評価替えを行うことに伴い、組替えを行うことが適切なもの　適切な項目に計上する。

（経済価値評価の方法）

第十条　経済価値評価の額は、次の各号に定めるところにより評価替えを行った額とし、次の各号に定めるもの以外のものは貸借対照表等計上額とする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては、評価替えを行わないものとする。

一　責任準備金、支払備金及び契約者配当準備金（相互会社にあっては社員配当準備金をいう。第百五十六条第三号ロにおいて同じ。）は、次に掲げるものを除き、次節第一款に定めるところにより計算した経済価値ベースの保険負債の額及び第三節に定めるところにより計算した再保険回収額に評価替えを行う。

イ　自動車損害賠償責任保険契約に係るもの

ロ　地震保険契約（地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう。第八十二条において同じ。）に係るもの

ハ　規制上の準備金に含まれるもの

二　資産の部及び負債の部に計上される金融商品等の額は、次に掲げるものを除き、時価に評価替えを行う。この場合において、負債の部に計上される金融商品等の評価替えを行うに当たっては、保険会社等自らの信用状態の変化を考慮しないものとする。

イ　負債の部に計上され、第四章に規定する適格資本の額に含まれるもの

ロ　子会社株式及び関連会社株式

ハ　持分法が適用される保険事業に係る持分法による評価額

三　外国通貨建ての子会社株式の額及び関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートを用いて日本円に換算した額に評価替えを行う。

四　不動産の額及び借地権の額は、時価に評価替えを行う。

五　貸借対照表上の退職給付引当金の額及び前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行う。

六　繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、第四節に定めるところにより計算した額に評価替えを行う。

七　繰延資産及び基準日以降に支払期日が到来し第十四条に規定する契約の境界線以前の日に収入する予定の保険料を資産の部に計上している場合は、それらの額は０に評価替えを行う。

八　保険約款貸付の額は、時価に評価替えを行う。

第二節　保険契約の評価

第一款　経済価値ベースの保険負債

（経済価値ベースの保険負債の額）

第十一条　保険会社等が引き受けている保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第三十一条に規定する保険契約以外の場合　次款に規定する現在推計の額及び第四款に規定するMOCEの額の合計額

二　第三十一条に規定する保険契約の場合　第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額

２　前項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たって、一の保険契約は同項各号のいずれか一方のみに該当するものとする。ただし、特別勘定等を設けた保険契約であって、そのうちの一部のみが同項第二号に掲げる場合に該当する場合には、当該一部は同号に定める額により、当該保険契約のうち当該一部以外は同項第一号に定める額により評価することができる。

３　第一項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たっては、保険会社等が契約の当事者となった全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識するものとする。なお、保険会社等が保険契約の当事者となり、契約内容を一方的に修正し、又は解除することができない状態となった場合には、保険責任が開始する前であっても、当該保険契約を認識するものとする。

第二款　現在推計

（現在推計の額の計算）

第十二条　現在推計の額は、次条に定めるところにより計算した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを次款に規定する割引率のうち当該保険契約に係るもので割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均とする。この場合において、現在推計の額は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものとする。

２　現在推計の額の算出に当たっては、保険会社等自らの信用状態を考慮しないものとする。

３　現在推計の額の算出に当たっては、次の各号に掲げるものに起因する不確実性を考慮するものとする。

一　保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の発生タイミング、頻度及び損傷度

二　保険金等の額及びインフレーション

三　保険金等の決済に要する期間

四　経費の額

五　保険契約者行動（受け取る保険金等の額、タイミング又は性質を変更する保険契約者の契約上の権利に基づく行動をいう。以下同じ。）

（保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算）

第十三条　現在推計の額の基礎となる保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる保険契約上の債務を履行することに関連するキャッシュ・フロー（既経過責任に係るものを含む。）をいい、この条の規定に基づき計算するものとする。

２　保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。

一　保険金等

二　直接経費及び間接経費（法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。第三十五条において同じ。）及び第四十条第一号イに掲げる無形固定資産に係る減価償却費を除く。）

三　保険料

四　当該保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業の内容の変更が制限されているこ

れと同様の事業を営む事業体をいう。次項第一号及び別表一において同じ。）以外に係る代位（保険法（平成二十年法律第五十六号）第二十四条及び第二十五条に規定する代位をいう。）に係る支払及び回収

五　将来の裁量給付

六　保険金の額を確定するために必要となるその他の支出

3　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものは考慮しないものとする。

一　保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社から生じるもの

二　保険約款貸付に関するもの

三　未収保険料（基準日以前に支払期日が到来する未収保険料を資産計上している場合に限る。）

4　第二項第二号に掲げる直接経費及び間接経費は、保険契約に関連する全ての経費を含めるものとし、保険会社等が将来にわたって事業活動を継続する前提で見積もるものとする。

5　第二項第五号に掲げる将来の裁量給付は、契約者配当、保証利率の引上げに伴う保険金等の増額部分その他の非保証金額の全てを含めるものとし、将来期待される経験、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオ及び保険契約者の合理的な期待と整合的なものとする。

6　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものを反映するものとする。

一　将来の人口動態、法律、医療、技術、社会及び経済の発展

二　インフレーション

三　保証とオプション

四　保険契約者行動

7　前項第二号に掲げるインフレーションは、物価連動国債（物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）第一条に規定する物価連動国債をいう。）から算出されるブレーク・イーブン・インフレ率、消費者物価指数その他これに類する指標及びUFRに反映されている期待インフレ率（別表四に定める通貨に応じたUFRに反映されている期待インフレ率をいう。）等を参照のうえ、次款第一目に規定するイールド・カーブと整合的な手法に基づき算出されるものとする。

8　第六項第三号に掲げる保証とオプションは、契約者配当を含む保険契約の対象となるリスクに関連する全ての支払を考慮するものとし、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的に評価するものとする。

9　第六項第四号に掲げる保険契約者行動は、将来期待される保険契約者の行動を表していると認められる範囲で、可能な限り適切な統計情報及び経験上の証拠に基づくものとし、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的なものとする。

10　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすマネジメント・アクションを考慮することができる。この場合において、マネジメント・アクションの実施に必要な期間並びに当該マネジメント・アクションの実施により生じる全ての追加的な費用及び関連する保険契約者行動の変化を考慮するものとする。

一　客観的、現実的かつ検証可能であること。

二　保険契約者に対する保険会社等の義務及び保険会社等に適用される法令（外国の法令を含む。第百二十五条及び第百五十六条を除き、以下同じ。）に矛盾しないこと。

三　基準日時点の保険会社等の事業慣行及び事業戦略に整合的であること（ただし、保険会社等が事業慣行又は事業戦略を変更することを実証できる場合は、この限りでない。）。

四　特定の状況下で実行されることが合理的に予想可能であること。

（契約の境界線）

第十四条　認識している保険契約に係る将来キャッシュ・フローのうち次の各号に掲げる日のいずれか早い日（以下「契約の境界線」という。）より後に収入する保険料の支払を保険会社等が保険契約者に対して強制できること及び強制させる意図があることを示すことができない場合には、当該保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローは現在推計の額の計算において考慮しないものとする。

一　保険会社等が、当該保険契約を終了させる又は支払期日が到来した保険料の受領を拒否することができる一方的な権利を有する日

二　保険会社等が、当該保険契約の保険料又は保険金等を変更することにより、当該保険料に当該保険契約のリスクを完全に反映させることができる一方的な権利を有する日

（損害保険契約等の現在推計の額の算出に関する簡便手法）

第十五条　損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法で算出することができる。

一　次の算式により第十二条の規定に従い計算する現在推計の額を合理的に近似することができる場合　当該算式

$$(CR - AER) * UPR + (CR - 1) * PVFP$$

CRは、コンバインド・レシオ

AERは、新契約費率

UPRは、未経過保険料（次号において同じ。）

PVFPは、契約の境界線以前の日における将来保険料の現在価値（現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて次条に規定する割引率算出の

ためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。）

二　第十二条の規定に従い計算する現在推計の額の重要性が低いことその他の合理的な理由により前号に掲げる方法以外の簡便な方法が必要となる場合、かつ、コンバインド・レシオが１未満の場合　UPR

第三款　割引率

第一目　イールド・カーブ

（割引率算出のためのイールド・カーブ）

第十六条　割引率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法（イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、LOT以前の年限における市場で観測することができる金利及びUFRを用いてLOTを超える年限の金利を算出するモデルをいう。次条において同じ。）により算出されるイールド・カーブによるものとする。

一　第一区分　流動性の高い金利スワップ又は国債（別表二に定める通貨に応じ採用する金融商品等をいう。次条第一号において同じ。）から得られる市場金利（ただし、金利スワップにあっては、信用状態に関する調整を行ったものとする。同号及び第百五条第二項において同じ。）に第二目に規定する調整後スプレッドを加算したもの。

二　第二区分　第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの。

三　第三区分　別表四に定める通貨に応じたUFRにUFRスプレッド（別表五に定める通貨に応じたUFRスプレッドをいう。）を加算したものをフォワード・レートとするもの。

２　前項第一号の第一区分は、別表三に定める通貨に応じたLOTまでの期間とする（次条第一号において同じ。）。

３　第一項第二号の第二区分は、LOT後、LOTに三十年を加算した年数及び六十年のうちいずれか大きい年数（次項及び第二十七条第三項において「収束年限」という。）までの期間とする（次条第二号において同じ。）。

４　第一項第三号の第三区分は、収束年限後の期間とする（次条第三号において同じ。）。

（リスクフリー・レートのイールド・カーブ）

第十七条　リスクフリー・レートのイールド・カーブは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法により算出されるイールド・カーブとする。

一　第一区分　流動性の高い金利スワップ又は国債から得られる市場金利

二　第二区分　第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの

三　第三区分　別表四に定める通貨に応じたUFRをフォワード・レートとするもの

第二目　調整後スプレッド

（調整後スプレッドの区分）

第十八条　調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオ（保険会社等が引き受けている保険契約の集合をいう。以下この目において同じ。）を次の各号に掲げるバケットに分類して算出するものとする。

一　トップバケット

二　ミドルバケット

三　一般バケット

２　一つの保険契約ポートフォリオには、異なる通貨建ての保険契約を含んではならない。

３　一つの保険契約を複数の部分に分離して、異なる保険契約ポートフォリオに含めてはならない。ただし、第二十一条各号に掲げる要件の判定に当たっては、保険契約者に将来の保険料を変更するオプションが付与されており、保険会社等に当該保険料に対する裁量がない保険契約に限り、当該オプションに係る部分とそれ以外の部分に分離し、異なる保険契約ポートフォリオに含めることができる。

（トップバケットの適格性要件）

第十九条　次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、前条第一項第一号に掲げるトップバケットに分類することができる。

一　当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定され、当該保険契約ポートフォリオ以外の保険契約ポートフォリオから生じる損失を補てんするために用いられることなく、区分して管理されていること。

二　次のイからハまでに掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、解約時に解約返戻金のない生命保険契約等であること。

ロ　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと。

ハ　基準日時点及び全ての将来時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオ（前号の要件を満たす資産ポートフォリオであって、第二十三条に規定する適格資産以外の資産を含むものをいう。以下この款において同じ。）の時価を超えないこと。

三　当該保険契約ポートフォリオ及び特定された資産ポートフォリオが、キャッシュ・フロー・テストを満たすこと。

四　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約に将来保険料が含まれないこと。

（キャッシュ・フロー・テスト）

第二十条　前条第三号の「キャッシュ・フロー・テスト」とは、LOTまでの全ての年限tにおける次の

各号に掲げる要件の全てをいう。

一　次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s\leq t}\max(0,\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s}\text{-}\mathrm{CF}^{\mathrm{A}}_{s})\leq 10\%\times\sum_{s\leq t}\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s}$$

$\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s}$は、年限sにおける保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー（次号において同じ。）

$\mathrm{CF}^{\mathrm{A}}_{s}$は、年限sにおける特定された資産ポートフォリオから生じるキャッシュ・フロー（次号において同じ。）

二　次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s\leq t}(\mathrm{CF}^{\mathrm{A}}_{s}\text{-}\mathrm{COF}^{\mathrm{L}}_{s})\geq 0$$

２　前項第一号及び第二号の算式において、特定された資産ポートフォリオが対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合であって、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされているときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

（ミドルバケットの適格性要件）

第二十一条　次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第二号に掲げるミドルバケットに分類することができる。

一　当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定された資産ポートフォリオであること。

二　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと又は基準日時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価（当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約を再保険に付している場合は、次節に規定する再保険回収額を含むものとする。この場合において、第三十三条に規定する再保険回収額の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。第四号において同じ。）を超えないこと。

三　当該保険契約ポートフォリオに関する第五章第二節第五款に規定する解約及び失効リスクの額が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の５％を超えないこと。この場合において、解約及び失効リスクの額並びに現在価値の算出に当たっては、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

四　特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均よりも大きいこと。この場合において、現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般バケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

五　当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、次のイからハまでに定める要件のいずれかを満たすこと。

イ　将来保険料が含まれないこと。

ロ　契約上固定された将来保険料のみが含まれること。

ハ　保険会社等の裁量による将来保険料のみが含まれること。

（一般バケットへの分類）

第二十二条　保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第一号に掲げるトップバケット又は同項第二号に掲げるミドルバケットに分類されない場合には、一般バケットに分類するものとする。ただし、第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、この限りでない。

（調整後スプレッドにおける適格資産）

第二十三条　次条のトップバケットの調整後スプレッドの計算及び第二十六条のミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算における適格資産は、次の各号に掲げる資産をいう。

一　国債等

二　社債（新株予約権付社債を除く。）

三　地方債

四　貸付金

五　住宅ローン担保証券

六　商業用不動産担保証券

七　仕組債券（保険リンク証券を除く。）

２　前項の規定にかかわらず、発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ資産は、オプションの行使が損失にならないこと及びオプションが行使された場合でも売却代金で類似の資産を購入することその他これに類する行為により、オプション行使前の資産及び負債の総合的な管理に影響を及ぼさないことが合理的に予測できないときは、適格資産に該当しないものとする。

（トップバケットの調整後スプレッドの計算）

第二十四条　トップバケットの調整後スプレッドは、第十九条に規定するところによりトップバケットに分類した保険契約ポートフォリオごとに特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条において「トップバケット資産」という。）について、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッドとして得られた値とする。

２　前項の「第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッド」は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　トップバケット資産（保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産にあっては、為替リスクが完全にヘッジされているものに限る。）のリスク修正控除後スプレッド（ある資産の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対するスプレッドから、当該資産に係る信用リスクに相当する値を控除したものをいう。以下この目において同じ。）を算出する。ただし、投資不適格（格付区分が４より下位又は債務不履行状態であるものをいう。第二十六条第三項第一号及び第九十八条第二項において同じ。）又は無格付のトップバケット資産のリスク修正控除後スプレッドは、保有する同一の通貨及び年限の格付区分４のトップバケット資産におけるリスク修正控除後スプレッドを上限とし、該当するトップバケット資産を保有しない場合には、第二十六条に規定するミドルバケットにおける同一の通貨及び年限区分の格付区分４に対応する資産に対応するリスク修正控除後スプレッドを用いるものとする。

二　前号に規定するトップバケット資産のリスク修正控除後スプレッドを、トップバケット資産のエクスポージャーで加重平均して得られる値とする。

３　前項第一号の計算において、トップバケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、リスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとする。

（トップバケットの割引率）

第二十五条　トップバケットの割引率は、第十六条第一項の規定にかかわらず、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに前条に規定するトップバケットの調整後スプレッドを全ての年限に一律加算したものによるものとする。

（ミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算）

第二十六条　第二十一条に規定するところによりミドルバケットに分類した保険契約ポートフォリオの加重平均調整後スプレッドは、当該保険契約ポートフォリオごとに次の算式により得られた値とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\omega_{\text{国債}} \times \text{Spread}_{\text{国債}}$$

$$+\omega_{\text{格付区分1}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分1}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分1}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分2}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分2}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分2}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分3}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分3}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分3}} \right)$$

$$+\omega_{\text{格付区分4}} \times \left(\sum_{\text{年限区分j}} \omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分4}} \times \text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分4}} \right)$$

$\omega_{\text{国債}}$は、国債等のウエイト

年限区分は、次の表に掲げる満期までの残存期間の区分に応じた年限の区分

	三年未満	三年以上 五年未満	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上
年限区分	1	2	3	4	5	6

$\omega_{\text{格付区分i}}$は、格付区分iに対応する資産のウエイト

$\omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分i}}$は、格付区分iにおける年限区分jに対応する資産のウエイト

$\text{Spread}_{\text{国債}}$は、国債等に対応するリスク修正控除後スプレッド（第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブが金利スワップの金利に基づく通貨の場合において、金利スワップの金利と国債金利との差額の過去平均に30％を乗じた値に基づく値をいう。）

$\text{Spread}_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分i}}$は、年限区分jに含まれる格付区分iに対応する仮想的な資産に対応するリスク修正控除後スプレッド

一　$\omega_{\text{国債}}$　第二十一条に規定するところによりミドルバケットに分類した保険契約ポートフォリオに係る特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条及び次条において「ミドルバケット資産」という。）について、当該資産に属する国債等の時価の合計額をミドルバケット資産全体の時価の合計額で除した値

二　$\omega_{\text{格付区分i}}$　格付区分iに対応するミドルバケット資産（国債等を除く。）の時価の合計額をミドルバケット資産全体の時価の合計額で除した値

三　$\omega_{\text{年限区分j}}^{\text{格付区分i}}$　格付区分iに対応するミドルバケット資産について、年限区分jに対応する当該資産（国債等を除く。）の時価の合計額を、格付区分iに対応するミドルバケット資産の時価の合計額

で除した値

２　前項各号において、ミドルバケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨の資産を含む場合は、為替リスクが完全にヘッジされている場合に限り、当該資産を$\omega_{\text{回収}}$、$\omega_{\text{格付区分i}}$及び$\omega^{\text{格付区分i}}_{\text{年限区分j}}$の計算に含めるものとする。

３　前二項の計算において、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める格付区分に該当するものとして取り扱うものとする。

一　投資不適格又は無格付の資産　格付区分４

二　保険約款貸付　格付区分１

４　ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ（満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。）を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後におけるリスク修正控除後スプレッドに20％又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50％を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。

（ミドルバケットの調整後スプレッドの計算）

第二十七条　ミドルバケットの調整後スプレッドは、次の算式により得られた値とする。この場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

調整後スプレッド$_{\text{一般}}$

$+\text{TOM比率}\times\max\left[90\%\times\text{加重平均調整後スプレッド}-\text{調整後スプレッド}_{\text{一般}},0\right]$

加重平均調整後スプレッドは、前条に規定するところにより得られた値

調整後スプレッド$_{\text{一般}}$は、次条に規定する一般バケットの調整後スプレッド

一　TOM比率　次の算式により算出される値とする。

$$\text{TOM比率}=\min\left(\frac{\text{M}}{\min(\text{LOT},\text{負債の存続期間})},100\%\right)$$

負債の存続期間は、その年限以降において保険契約ポートフォリオからキャッシュ・フローが生じないと考えられる最小の年限

LOTは、保険契約ポートフォリオの通貨に対応する別表三に定めるLOT

二　M　次のイ及びロに掲げる全てを満たす最終の年限tとする。ただし、Mは０以上、負債の存続期間以下とする。

イ　次の算式を満たすt

$$\sum_{s\leq t}\max(0,\text{COF}^{\text{L}}_{s}-\text{CIF}^{\text{L}}_{s}-\text{CF}^{\text{A}}_{s})\leq 10\%\times\sum_{s\leq t}\text{COF}^{\text{L}}_{s}$$

$\text{COF}^{\text{L}}_{s}$は、年限sにおける保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー（ロにおいて同じ。）

$\text{CIF}^{\text{L}}_{s}$は、年限sにおける保険契約ポートフォリオの保険料及びその他これに類するもののキャッシュ・イン・フロー（ロにおいて同じ。）

CF^{A}_{s}は、年限sにおける特定された資産ポートフォリオにおけるミドルバケット資産、現金及び非投資目的の流動性資産から生じるキャッシュ・フロー並びに発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ債券における基準日後最初の償還可能日までのキャッシュ・フロー（ロにおいて同じ。）

ロ　次の算式を満たすt

$$\sum_{s\leq t}(\text{CF}^{\text{A}}_{s}+\text{CIF}^{\text{L}}_{s}-\text{COF}^{\text{L}}_{s})\geq 0$$

２　前項第二号のCF^{A}_{s}において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後における当該資産のキャッシュ・フローに20％又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オープン・ポジションの通貨とした変動率に50％を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

一　為替リスクが完全にヘッジされていること。

二　為替リスクに対するローリングヘッジを実施しており、当該ヘッジの更新が一月より高頻度で行われていないこと。

３　第一項の算式により得られる値は、同項第二号に規定するM以前の各年限に一律に適用するものとする。この場合において、当該Mより後の年限におけるミドルバケットの調整後スプレッドは、次の算式により得られる値を同項の算式により得られた値から控除した値とする。

$$\frac{\text{同項の算式により得られた値}-\text{次条に規定する一般バケットの調整後スプレッド}}{\text{収束年限}-\text{M}}\times(\text{t}-\text{M})$$

tは、適用する年限

Mは、同項第二号に規定するM

（一般バケットの調整後スプレッド）

第二十八条　一般バケットの調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオの通貨ごとに、保険業を営む者（これに準ずる外国の者を含む。以下同じ。）の保有資産を考慮して設定した仮想的な資産ポートフォリオを用いて第二十六条第一項に規定する算式を適用して算出した値に80％を乗じたものとする。

第四款　MOCE

（MOCEの額の計算）

第二十九条　MOCEの額（保険負債の額の評価において、保険契約上の債務に関連するキャッシュ・フローに内在する不確実性を考慮するために現在推計の額に上乗せされるマージンの額をいう。第四十七条第三項第一号及び第百七十五条第二項において同じ。）は、次の算式に基づき算出する。

$$\text{資本コスト率} \times \sum_{t \geq 0} \frac{\text{推計所要資本}(t)}{\left(1 + \text{割引率}(t)\right)^{t}}$$

資本コスト率は、３％

推計所要資本(t)は、基準日からt年経過時点における推計所要資本の額

割引率(t)は、日本円における第十七条に規定する年限t年のリスクフリー・レートのイールド・カーブ

（推計所要資本の額の計算）

第三十条　前条の算式における「基準日からt年経過時点における推計所要資本の額」は、基準日からt年経過時点における保有保険契約（現在推計の額及び再保険回収額の計算における前提条件に基づき当該時点まで推移した、第十一条第三項（第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく次の各号に掲げるリスクの額を基礎として、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合した額とする。ただし、次の各号に掲げるリスクの額以外のリスクの額は０とする。

一　生命保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げるものをいう。）

二　損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）

三　巨大災害リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）

四　再保険に係る信用リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑸に掲げる信用リスクの額のうち再保険に係るものをいう。）

五　オペレーショナル・リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑹に掲げるものをいう。）

２　基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく前項各号のリスクの額は、第五章及び第六章に定める計算方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する計算方法を適用することにより算出した額とする。

３　前項に規定する方法の計算が困難な場合においては、次の各号に掲げるリスクの額の区分に応じ、当該各号に定める方法により基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく第一項各号のリスクの額をそれぞれ算出することができる。

一　第一項第一号から第三号までに掲げるリスクの額　基準日におけるリスクの額のサブリスクの額（当該リスクの額の構成要素であるリスクの額をいう。以下この号において同じ。）に対して、当該サブリスクの額の基準日からt年経過時点におけるランオフ・パターン（基準日時点のあるリスクの額に対する、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく当該リスクの額の割合を近似する適切な指標をいう。以下この項において同じ。）を乗じることにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくサブリスクの額を算出し、これにより得られたそれぞれのサブリスクの額を、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合することにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

二　第一項第四号及び第五号に掲げるリスクの額　基準日におけるリスクの額に対して、当該リスクの額の基準日からt年経過時点におけるランオフ・パターンを乗じることにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

４　前各項の算出に当たって、基準日からt年経過時点における外国通貨建ての額を日本円に換算する場合には、基準日における日本円と当該外国通貨の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブから計算される年限t年のフォワード為替レートを用いるものとする。

第五款　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

（資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の定義）

第三十一条　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、市場価格が観測可能な金融商品等を用いて高い信頼性をもって複製することができる（保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、いかなる場合においても市場価格が観測可能な金融商品等によるキャッシュ・フローで正確に再現できることをいう。）保険契約をいう。ただし、次の各号に掲げる場合には、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローは、高い信頼性をもって複製することができないものとする。

一　現在推計の額が、解約及び失効等の契約上のオプションに依存している場合

二　現在推計の額が、死亡率又は罹患及び障害に係る発生率に依存している場合

三　保険契約に関連する経費が、高い信頼性をもって複製することができない場合

２　前項において、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等は、深み、流動性及び透明性のある金融市場において取引されるものとする。

（資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額）

第三十二条　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額は、前条に規定する当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格とする。

第三節　再保険回収額

（再保険回収額の計算）

第三十三条　再保険回収額は、保険会社等が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均とする。

２　再保険回収額の算出に当たっては、出再先の債務不履行に起因する再保険金等（再保険金、再保険配当金及び出再手数料をいう。次項第一号及び第六項において読み替えて準用する第十四条第二号において同じ。）の回収の不確実性を考慮するものとする。

３　再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる再保険契約に係るキャッシュ・フロー（再保険貸（外国再保険貸を含む。以下同じ。）に含まれない既経過責任に係るものを含む。）をいい、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。ただし、第十一条第三項の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約に対応するものに限る。

一　再保険金等

二　再保険料

４　前項の再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、再保険契約に付された保険契約に係る将来キャッシュ・フローと整合的な前提条件を用いて計算するものとする。

５　再保険回収額の計算に当たっては、第十一条第三項の保険契約の認識に係る規定を準用する。この場合において、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、「保険責任」とあるのは「再保険契約に係る保険責任」と読み替えるものとする。

６　再保険回収額の計算に当たっては、第十四条の契約の境界線に係る規定を準用する。この場合において、同条中「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「保険料」とあるのは「再保険料」と、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約者」とあるのは「保険会社等」と、「当該保険料」とあるのは「当該再保険料」と、「現在推計の額」とあるのは「再保険回収額」と、同条第一号及び第二号中「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、同号中「保険金等」とあるのは「再保険金等」と読み替えるものとする。

７　再保険回収額の計算に当たっては、再保険に付された保険契約の現在推計の額に適用される割引率と整合的な割引率を用いるものとする。

第四節　税効果

（経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額）

第三十四条　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額

ロ　貸借対照表等上の非保険事業に係る繰延税金資産の額（単体ベースにあっては、０とする。）

二　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額

ロ　貸借対照表等上の非保険事業に係る繰延税金負債の額（単体ベースにあっては、０とする。）

２　前項各号の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額　次の算式により得られる額

貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額＋経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額

二　前項第二号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額　次の算式により得られる額

貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額＋経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額

３　単体ベースの計算に当たっては、前項の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を相殺するものとする。

（経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額）

第三十五条　前条第二項各号に規定する経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　税効果会計（貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る

法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）に相当する会計処理を適用することにより第九条に規定する組替え及び第十条（第六号を除く。第三項において同じ。）に規定する評価替えから生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の別に分けて算出し、当該繰延税金資産の額及び経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限のうちいずれか小さい額と当該繰延税金負債の額とを相殺したものをそれぞれ経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額とする。

二　連結ベースの計算においては、前号に規定する相殺により経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額が０かつ繰延税金負債の額が０を上回る場合であって、直接相殺可能な額が０を上回るときは、前号の規定にかかわらず、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ　経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額は、次の算式により算出される額とする。

$$-\min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$$

直接相殺前DTLは、前号の繰延税金負債の額（ロにおいて同じ。）

直接相殺可能な額は、第四項に定める直接相殺可能な額（ロにおいて同じ。）

ロ　経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額は、次の算式により算出される額とする。

$$\text{直接相殺前DTL} - \min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$$

2　前項において、実効税率は、単体ベースの計算に当たっては、法定実効税率（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。以下この項及び第百五十六条第一号において同じ。）とし、連結ベースの計算に当たっては、保険事業に分類される保険会社等の法定実効税率を直近三事業年度（中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近三事業年度をいう。）の税引前純利益金額で加重平均したものとする。ただし、税引前純損失金額が計上されている年度は、当該年度の税引前純利益金額は０として計算するものとする。

3　第一項第一号の経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限は、次の算式により算出する。

$$a + \max(0, b - c - d)$$

aは、第一項の規定に従い算出した第九条に規定する組替え及び第十条に規定する評価替えから生じる繰延税金負債の額

bは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額

cは、第四十条第一号イ及びロに掲げる繰延税金負債の額（保険事業に係るものに限る。）

dは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額

4　第一項第二号の直接相殺可能な額は、次の算式により算出する。ただし、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額を限度とする。

$$\sum_{i} \min(\text{iの貸借対照表等上のDTA}, \text{iの規制上の準備金に係るDTA})$$

iは、保険事業に分類される保険会社等

iの貸借対照表等上のDTAは、iの貸借対照表における繰延税金資産の額

iの規制上の準備金に係るDTAは、規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額のうち、iに係るものの額

第四章　適格資本

第一節　総則

（適格資本の額）

第三十六条　適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　Tier１適格資本の額

二　Tier２適格資本の額

第二節　Tier１適格資本

第一款　総則

（Tier１適格資本の額）

第三十七条　前条第一号に掲げるTier１適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から、第四款に定めるTier１適格資本の調整の額を控除した額とする。

一　Tier１資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）

二　資本調達手段以外のTier１適格資本の額

第二款　Tier１資本調達手段

（Tier１資本調達手段の額）

第三十八条　前条第一号に掲げるTier１資本調達手段の額は、保険会社等が発行した資本調達手段に係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　算入制限のないTier１資本調達手段の額

二　算入制限のあるTier１資本調達手段の額

2　前項第一号に掲げる算入制限のないTier１資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものの額の合計額とする。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　損失が発生した際に他の資本調達手段に先立ち当該損失を吸収する発行済み資本の形態を有するものであること。

三　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

四　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、当該資本調達手段の保有者が保有する割合に応じて公平に割当てを受けるものであること。

五　償還期限が定められていないこと。

六　清算時を除き、法令の規定に基づく買戻し以外の方法で元本が返済されないものであること。

七　発行者が発行時に、将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

八　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

九　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること。

十　担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十一　保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この条において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下この章及び別表一において同じ。）に関し、当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下この章及び次章第六節において同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

3　第一項第二号に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、同項第一号に規定する算入制限のないTier１資本調達手段の額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項（資本調達手段について、償還期限（ステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率をいう。以下この項及び第四十二条第三項第六号において同じ。）その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下この項並びに第四十二条第三項第四号及び第六号において同じ。）を行うインセンティブを伴う償還オプションを有する場合は実質償還期限（資本調達手段について、ステップ・アップ金利等その他の償還等を行うインセンティブを伴う償還オプションが最初に発生する日又は償還期限が到来する日のうちいずれか早い日をいう。第四十二条第三項及び第四項において同じ。）を含む。）での償還を行った場合に発行者のソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率が一定の水準を下回らないこと又は当該償還を行った資本調達手段と同等以上の質の資本調達手段に置き換えられることを、当該償還の条件とする定めをいう。第三号並びに第四十二条第三項及び第四項において同じ。）を有しない場合であって、かつ、当該実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になった日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額（以下この章において「算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額」という。）又は次項に定める算入制限のあるTier１資本調達手段の上限額のうちいずれか小さい額とする。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者、他の非劣後の債権者及び発行者の他の債務(Tier２資本調達手段の額に含まれる債務を含み、Tier１資本調達手段の額に含まれる債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　償還期限が定められていないこと。ただし、報告保険会社等が相互会社の場合であって、資本調達手段が基金であること又はロックイン条項を有していること、かつ、発行時から償還期限までの期間が十年以上のものであることを満たすときは、この限りでない。

四　ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するものであること。

イ　次に掲げる要件の全てを満たす場合

⑴　発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

⑵　償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

⑶　発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きいものによる償還等であること。

ロ　次に掲げる要件の全てを満たす場合

⑴　発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

⑵　償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

⑶　償還等に際し、発行者が償還等の経済合理性について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

⑷　償還等以前において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられ、かつ、当該置換えが収益力に対して持続可能な条件で行われるものであること。ただし、資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

六　買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

七　発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

八　剰余金の配当又は利息の支払の先送り又は停止について、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当又は利息の支払を回避した場合は、発行者は永久的にその支払義務から解放されること。

ハ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

九　剰余金の配当は、法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること、又は利息の支払については法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われていること。

十　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十一　担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十二　保険会社等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十四　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十五　特別目的会社等（専ら保険会社等の資本調達を行うことを目的として設立された連結子会社等をいう。第四十二条第三項第十一号において同じ。）が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

4　算入制限のあるTier１資本調達手段の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

一　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　次章に定める所要資本の額に10％を乗じた額

ロ　前項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額からイに掲げる額を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）、元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier１資本調達手段の額又は次章に定める所要資本に５％を乗じて得られた額のうち最も小さい額

二　前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に30％を乗じた額

5　前項第一号ロの「元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier１資本調達手段の額」は、第三項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額のうち、ソルベンシー・マージン比率が一定の水準を下回ったときにソルベンシー・マージン比率が当該水準を上回るために必要な額又は元本の全額の削減又は第二項に規定する算入制限のないTier１資本調達手段への転換が行われる特約その他これに類する特約が定められているものの合計額をいう。

第三款　資本調達手段以外のTier１適格資本

（資本調達手段以外のTier１適格資本の額）

第三十九条　第三十七条第二号に掲げる資本調達手段以外のTier１適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　利益剰余金の額（報告保険会社等が相互会社である場合においては、剰余金の額（連結ベースにあっては、連結剰余金の額）、基金償却積立金の額、基金償却積立金減少差益の額及び再評価積立金の額の合計額）

二　資本剰余金の額（第四十三条第一号に規定するTier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額を除く。）

三　その他の拠出金等の額として経済価値ベースのバランスシート上の次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ　供託金の額

ロ　持込資本金の額

ハ　新株予約権の額

ニ　株式引受権の額

ホ　その他イからニまでに掲げるものに類するものの額

四　その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額（ただし、ヘッジ対象が経済価値ベースのバランスシート上で時価評価されていない場合のキャッシュ・フロー・ヘッジに関する額及び自己の信用状態の変化に起因した負債の時価の変動に関する額を除く。）

五　連結ベースにあっては、次の算式により算出した上限適用後の非支配株主持分の額（次のイ及びロに定める算式を用いるものとする。）（単体ベースにあっては０とする。）

$$\sum_{i} \min\left(\text{貸借対照表等上の連結子会社等}i\text{に係る非支配株主持分の額}, \text{NCI割合}_i \times \text{グループ所要資本への貢献度}_i\right)$$

iは、連結子会社等

イ　NCI割合_iは、連結子会社等iの非支配株主持分比率であり、次の算式により算出される値

$$\text{NCI割合}_i = \frac{\text{貸借対照表等上の連結子会社等}i\text{に係る非支配株主持分の額}}{\text{連結子会社等}i\text{の貸借対照表上の純資産の額}}$$

ロ　グループ所要資本への貢献度_iは、連結子会社等iのグループ所要資本への貢献度であり、次の算式により算出される額

$$\text{グループ所要資本への貢献度}_i = \alpha \times \text{連結子会社等}i\text{の貸借対照表上の負債の額}$$

αは、次章に定める所要資本の額を、貸借対照表等上の負債の額で除した値

六　経済価値ベースの調整額として、第十条に規定する評価替えを行うことにより生じた経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の増減額

七　規制上の準備金

第四款　Tier１適格資本の調整

（Tier１適格資本の調整の額）

第四十条　第三十七条に掲げるTier１適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　経済価値ベースのバランスシート上の次のイからハまでに掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）の合計額

⑴　のれんの額

⑵　無形固定資産（のれんを除く。）の額

ロ　退職給付に係る資産の額及び前払年金費用の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）

ハ　繰延税金資産の額

二　他の金融機関等（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この章において同じ。）が意図的に保有しているTier１資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）

三　自己のTier１資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額

四　次のイ及びロに掲げる要件のいずれかに該当する再保険契約に係る資産の額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

イ　保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制（これに類する外国の規制を含む。）の対象ではない事業体から提供された再保険契約に係るもの

ロ　十分なリスク移転がなされていない再保険契約に係るもの

五　処分制約のある資産（規制上の要件を満たすため、又は中央清算されるデリバティブ取引、店頭デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この章及び次章において同じ。）、不動産融資、レポ形式の取引（担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。別表十五において同じ。）、証券貸借取引、信用状、保証、再保険若しくは信託等の取引に参加するために、担保として取引相手方に差し出している資産をいう。以下この号において同じ。）の合計額のうち、当該処分制約のある資産によって保全されているオン・バランス負債の合計額を超過する額から処分制約のある資産及び保全されている負債に関する所要資本として次のイからホまでに掲げる額の合計額を控除した額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

イ　第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額に、処分制約のある資産の合計額のうち処分制約のある資産によって保全されている負債の合計額を超過する額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額から前章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額を控除した額で除して得られた額

ロ　第四十五条第一項第一号イ⑸に掲げる信用リスクの額に、処分制約のある資産の合計額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額で除して得られた額

ハ　第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額に、正味現在推計の額のうち処分

制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、正味現在推計の額で除して得られた額

ニ　第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額に、損害保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、損害保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

ホ　第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額に、生命保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、生命保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

第三節　Tier２適格資本

第一款　総則

（Tier２適格資本の額）

第四十一条　第三十六条第二号に掲げるTier２適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から第四款に定めるTier２適格資本の調整の額を控除した額又は次項に規定するTier２適格資本の上限額のうちいずれか小さい額とする。

一　Tier２資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）

二　資本調達手段以外のTier２適格資本の額

２　前項のTier２適格資本の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

一　次章に定める所要資本の額に50％を乗じた額

二　前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に60％を乗じた額から、第三十八条第一項第二号に掲げる算入制限のあるTier１資本調達手段の額を控除した額

第二款　Tier２資本調達手段

（Tier２資本調達手段の額）

第四十二条　前条第一項第一号に掲げるTier２資本調達手段の額は、保険会社等が発行又は組成したものに係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額

二　払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額

三　払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額

四　払込未済のTier２資本調達手段の額

２　前項第一号の算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額は、第三十八条第三項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段（上限適用前）の額から、同条第四項に規定する算入制限のあるTier１資本調達手段の上限額を控除した額とする。ただし、０を下回る場合は０とする。

３　第一項第二号の払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、Tier１資本調達手段の額又は算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項を有しない場合であって、かつ、実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になった日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者及び他の非劣後の債権者に対して劣後的内容を有するものであること。

三　発行時から実質償還期限までの期間が五年以上であること。

四　償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

ロ　償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ハ　償還等以前において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられること。ただし、発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大きいものによる償還等の場合及び資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

五　買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

六　実質償還期限の決定において考慮されているステップ・アップ金利等又はその他の償還等を行うインセンティブを除き、発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

七　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八　清算時を除き、発行者が債務の履行を怠った場合における保有者に対する期限の利益喪失につ

いての特約が定められていないこと。

九　担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十　保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この号において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十一　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

4　第一項第三号の払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額は、保険持株会社（連結子会社等であって保険持株会社その他これに類する外国の会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した資本調達手段の発行代り金のうち、連結子会社等（保険契約を有する者に限る。）に融通しているものであって、前項第一号、第三号から第十一号まで及び次の各号に掲げる要件の全てを満たすもののうち、Tier１資本調達手段の額、算入制限のあるTier１資本の制限を超過した額又は払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額のいずれにも含まれないものの額（保険持株会社が発行した資本調達手段又は当該資本調達手段の発行代り金の全部若しくは一部の連結子会社等への融通の手段（以下この項において「ダウンストリームの手段」という。）がロックイン条項を有しない場合にあっては、保険持株会社が発行した資本調達手段がロックイン条項を有しないときの当該資本調達手段における実質償還期限又はダウンストリームの手段がロックイン条項を有しないときの当該手段における実質償還期限のうちいずれか早い期限（以下この項において「算入可能期限」という。）までの期間が五年以内になったものについて、連結子会社等へ融通した額に、基準日から当該算入可能期限までの期間の日数を当該算入可能期限までの期間が五年になった日から当該算入可能期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。

一　ダウンストリームの手段が第三十八条第二項各号（第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすもの、同条第三項各号（第十二号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすもの又は前項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものであること。

二　発行者が保険契約を有しない保険持株会社であること。

三　保険持株会社が発行した資本調達手段の発行代り金が適切に追跡され、金融庁長官に確認されていること。

四　発行代り金を利用している連結子会社等が、剰余金の配当に対する適切な規制及び監督を通じて構造上の劣後性が適切に確保される規制上の枠組みを有する法域に所在していること。

五　発行者が日本に所在する保険持株会社の場合にあっては、契約書若しくは発行要項又はこれらの関連書類（金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書及び同法第百七十二条の二第三項に規定する発行開示書類並びに金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）の規則に基づき開示される書類その他これらに類する書類（外国の法令又は外国の金融商品取引所（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）の規則に基づき作成されるものを含む。）を含む。）中に、発行者において当該債務は払込済みTier２資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）として取り扱われることを適切に記載していること。

5　第一項第四号の払込未済のTier２資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものにおいて資本が提供された場合の当該資本の額の合計額（ただし、報告保険会社等が相互会社でない場合は０とする。）又は次章に定める所要資本の額に10％を乗じた額のうちいずれか小さい額とする。

一　第三者からの払込未済資本であって、かつ、保険会社等の求めに応じて資本を提供するコミットメントがあるもの

二　相互会社である保険会社等によって組成された金融商品等であって、かつ、次のイからへまでに掲げる要件の全てを満たすことが金融庁長官により確認されているもの

イ　当該保険会社等の要請により資本が提供され、かつ、資本提供の実施又は資本提供のインセンティブを阻害するいかなる条件も適用されないこと。

ロ　資本が提供された場合は、当該金融商品等はTier１適格資本の額又はTier２適格資本の額（払込未済のTier２資本調達手段の額を除く。）に算入するための要件を満たすこと。

ハ　当該金融商品等が、関連する各法域において、法的有効性を有すること。

ニ　当該保険会社等が資本の提供を要請した場合に、資本を提供する契約の相手方が合意された金額を支払うことができ、支払う意思もあること。

ホ　担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

ヘ　金融庁長官による当該金融商品等に関する確認に影響を与え得るあらゆる事実又は状況の変化について、当該保険会社等が金融庁長官に対して通知するものであること。

第三款　資本調達手段以外のTier２適格資本

（資本調達手段以外のTier２適格資本の額）

第四十三条　第四十一条第一項第二号に掲げる資本調達手段以外のTier２適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金
二　第四十条第五号の額
三　次のイからハまでに掲げる額の合計額（ただし、次章に定める所要資本の額に15％を乗じた額を限度とする。）
イ　第四十条第一号ロの額に50％を乗じた額
ロ　第四十条第一号ハの額
ハ　無形固定資産のうちソフトウェアの貸借対照表等計上額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）に10％を乗じた額

第四款　Tier２適格資本の調整

（Tier２適格資本の調整の額）

第四十四条　第四十一条第一項に掲げるTier２適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
一　他の金融機関等が意図的に保有しているTier２資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）
二　自己のTier２資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額

第五章　所要資本

第一節　総則

（所要資本の額）

第四十五条　所要資本の額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定めるものの合計額とする。
一　保険事業に係る所要資本の額　次のイ及びロの合計額からハの額を控除した額
イ　次に掲げる額を基礎として第八節に規定する統合方法により計算した額
⑴　生命保険リスクの額
⑵　損害保険リスクの額
⑶　巨大災害リスクの額
⑷　市場リスクの額
⑸　信用リスクの額
⑹　オペレーショナル・リスクの額
ロ　マネジメント・アクションの効果の上限超過額
ハ　所要資本の税効果の額
二　非保険事業に係る所要資本の額　第十節に規定する額（単体ベースにあっては０とする。）
２　連結ベースの計算においては、持分法が適用される子会社等のうち保険事業に分類したもの（第八条第一号後段の規定により持分法が適用される会社を含む。）の持分法による評価額は前項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額の計算の対象とするエクスポージャーに含めるものとし、当該保険事業に分類したものに係る同号イ⑴から⑶まで、⑸及び⑹に掲げるリスクの額は０とするものとする。

（マネジメント・アクションの効果）

第四十六条　保険事業に係る所要資本の額の計算において、次条第一項各号に掲げるリスクの額（次条第一項第二号に掲げるその他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額にあっては、第九十条第三号に掲げる感染症の流行によるリスクの額に限る。）を算出するに当たり、マネジメント・アクション（第十三条第十項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）の効果を考慮するものとする。
２　前項におけるマネジメント・アクションの効果は、第十三条第十項柱書に定めるところと整合的に計算するものとする。
３　前条第一項第一号ロに掲げるマネジメント・アクションの効果の上限超過額は、次の算式により得られる額とする。ただし、０を下回る場合は０とする。

保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮前}}$
－保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮後}}$
－マネジメント・アクションの効果の上限の額

保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮前}}$は、前条第一項第一号イの計算において、第十三条第五項に規定する将来の裁量給付に係るマネジメント・アクションの効果を考慮せずに計算した各リスクの額（ただし、同号イ⑹に掲げるオペレーショナル・リスクの額は０とする。）を基礎とした場合の額

保険事業に係る所要資本の額$_{\text{MA考慮後}}$は、前条第一項第一号イ⑹に掲げるオペレーショナル・リスクの額を０とした場合の同号イの額

マネジメント・アクションの効果の上限の額は、将来の裁量給付に係る正味現在推計の額

（ストレス・アプローチによるリスクの額の計算）

第四十七条　次の各号に掲げるリスクの額の計算にあっては、ストレス・シナリオに基づき経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。次節、第四節第三款及び第五節において同じ。）の減少額を基礎としてリスクの額を計算するものとする（以下「ストレス・アプローチ」という。）。

一　生命保険リスクの額の基礎となる各リスクの額

二　その他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額

三　市場リスクの額の基礎となる各リスク（為替リスク及び資産集中リスクを除く。）の額

２　ストレス・アプローチにおいて、経済価値ベースのバランスシートにおける再計算の対象及びストレス・シナリオは、次項に定めるもののほか、前項各号に掲げるリスクの額ごとにそれぞれ第二節、第四節及び第五節において定めるところに従うものとする。

３　ストレス・アプローチによるリスクの額の計算において、経済価値ベースのバランスシート計上額のうち、次の各号に掲げる額は再計算をしないものとする。

一　第三章第二節第四款に規定するMOCEの額

二　第三章第四節に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額

三　前章第二節第四款に規定するTier１適格資本の調整の額及び同章第三節第四款に規定するTier２適格資本の調整の額に含まれるものの額

四　保険会社等が発行した資本調達手段のうち適格資本の額に含まれるものの額

五　非保険事業に係るものの額（連結ベースの場合に限る。）

（リスクの額の計算におけるエクスポージャー）

第四十八条　第四十五条第一項第一号イに掲げる保険事業に係る所要資本の額の基礎となるリスクの額のうち、前条第一項各号に掲げるリスクの額以外のリスクの額の計算にあっては、リスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から次の各号に掲げる額を除くものとする。

一　前章第二節第四款に規定するTier１適格資本の調整の額及び同章第三節第四款に規定するTier２適格資本の調整の額に含まれるものの額

二　保険会社等が発行した資本調達手段のうち適格資本の額に含まれるものの額

三　非保険事業に係るものの額（連結ベースの場合に限る。）

（リスク削減手法）

第四十九条　第四十五条第一項第一号イ⑴から⑶までに掲げるリスクの額の計算については、次の各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法の効果を認識することができる。

一　関係する全ての法域において法的に有効であり、かつ、法的強制力を有していること。

二　契約上、リスクの移転が明確に定義されていること。

三　第三者への実効的なリスク移転を伴うものであること。

四　所要資本の額の計算において、当該リスク削減手法により生じるエクスポージャーが考慮されていること。

五　取引相手方の債務不履行、支払不能、破産その他これらに類する事由が発生した場合に、当該取引相手方に対して直接的な請求権を有すること。

六　リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能と言える十分な信用力を有すること。

２　第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額の計算については、前項各号の基準の全てを満たすリスク削減手法であって、かつ、特定のエクスポージャー又はエクスポージャープールを明示的に参照するものの効果を認識することができる。

（リスク削減手法の効果）

第五十条　前条のリスク削減手法の効果の額の計算は、次の各号に掲げる基準の全てを満たさなければならない。

一　リスク削減手法の程度に応じたものであること。

二　基準日時点で有効なリスク削減手法に基づいていること。

三　二重に考慮されていないこと。

四　全てのベーシス・リスク（リスク削減手法の対象となるエクスポージャーが保険会社等のリスク・エクスポージャーに対応しないことによるリスクをいう。以下この章において同じ。）の影響が合理的に考慮されていること。

五　再保険によるリスク削減手法にあっては、支払った復元保険料（契約期間において、再保険金の発生により縮小又は消滅した再保険契約のてん補責任限度額を復活させるために、出再保険会社から受再保険会社に支払われる保険料をいう。）が考慮されていること。

六　リスク削減手法の残存期間又は対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間に応じて次のイ又はロに掲げる割合に比例する方法で認識されていること。

イ　リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間が十二月未満の場合は、エクスポージャーの残存期間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100％を限度とする。）

ロ　リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスポージャーの残存期間が十二月以上の場合は、十二月間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100％を限度とする。）

２　前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるリスクについては、当該各号に定める基準を満たす場合に限り、同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間において、同項第一号及び第三号から第五号までの基準に従ってリスク削減手法の更新を考慮することができる。ただし、当該リスク削減手法の更新に関連する更新費用をリスク削減手法の効果の額から控除するものとし、当該更新費用には基準日からの一年間において更新費用が上昇するリスクを考慮するものとする。

一　市場リスク　次条に規定する基準

二　損害保険リスクの保険料リスク　第五十二条に規定する基準

三　損害保険契約等に係る巨大災害リスク　第五十二条に規定する基準

（市場リスクに対するリスク削減手法の更新）

第五十一条　市場リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第二項に規定するリスク削減手法であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合（次項に規定する場合を除く。）に、その効果を考慮することができる。

一　更新前のリスク削減手法を満期時に同様の手法で更新することが計画され、かつ、実際にリスク削減手法を更新する蓋然性が高いこと。

二　従前の事業慣行及び文書化された事業戦略と整合的であること。

三　為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の場合は一月、為替リスク及び株式リスク以外に対するリスク削減手法の場合（次号に掲げる場合を除く。）は三月より高頻度で行われないこと。

四　為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の更新が三月よりも高頻度で行われる場合には、次のイ及びロに掲げる基準の全てを満たすものであること。

イ　当該リスク削減手法に係る市場が関連する年限において十分な流動性を有すること。

ロ　三月より低頻度で更新されるものと比較して、著しく大きなリスクをもたらさないこと。

五　異なる市場環境下での市場流動性の欠如により、リスク削減手法の更新が不可能となるリスクが重要でないこと。

六　更新前のリスク削減手法と比較して、ベーシス・リスク又はオペレーショナル・リスクの増加が重要でないこと。

七　保険会社等によって制御することができない将来事象を条件としないこと。

八　保険会社等によって制御することができる将来事象を条件とする場合には、第二号の文書化された事業戦略の中で当該条件が明確に記載されていること。

九　リスク削減手法の利用可能性に照らして、当該リスク削減手法の更新が現実的であること。

十　基準日から十二月以内に生じ得る全ての合理的に予測可能な状況において、深みのある流動性の高い市場を通じて、リスク削減手法の更新が可能であると判断することができること。

２　前項第一号から第九号までの基準の全てを満たし、かつ、同項第十号の基準を満たさない市場リスクに対するリスク削減手法の更新にあっては、前条第一項第六号において、当該更新によるリスク削減手法のエクスポージャーの限度額を更新前のリスク削減手法のエクスポージャーの80％としてリスク削減手法の効果を認識するものとする。

（損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新の基準）

第五十二条　損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第一項各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法であって、前条第一項第一号、第二号及び第九号に掲げる基準の全てを満たす場合に、その効果を考慮することができる。

（地理的区分）

第五十三条　この章において用いる地理的区分は次の各号に掲げるものとする。

一　欧州経済領域（EEA）等（欧州経済領域（EEA）加盟国、英国及びスイスをいう。別表六において同じ。）

二　アメリカ合衆国及びカナダ

三　中国（中華人民共和国及びマカオ特別行政区をいう。別表六において同じ。）

四　日本

五　その他先進国市場（オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、サンマリノ、大韓民国、シンガポール、台湾及び香港特別行政区をいう。）

六　その他新興市場（前各号に含まれない国又は地域をいう。別表六において同じ。）

２　前項の地理的区分に係る分類は、保険契約に基づき判断するものとする。ただし、保険契約に基づき判断することができない場合には、当該保険契約を引き受けた保険会社等の所在地に基づき判断するものとする。

第二節　生命保険リスク

第一款　総則

（生命保険リスクの額）

第五十四条　第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額は、生命保険契約等における次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　死亡リスクの額

二　長寿リスクの額

三　罹患及び障害リスクの額

四　解約及び失効リスクの額

五　経費リスクの額

（生命保険リスクの計算単位）

第五十五条　前条各号に掲げる額の計算は、同質なリスクグループの単位で行うものとする。

２　前項に規定する同質なリスクグループは、必要に応じて、次の各号に掲げるものを考慮した同様のリスク特性を有する保険契約の集合とする。

一　保険引受方針

二　保険金等の支払パターン

三　保険契約者のリスク・プロファイル

四　商品特性

五　将来のマネジメント・アクション

第二款　死亡リスク

（死亡リスクの額）

第五十六条　第五十四条第一号に規定する死亡リスクの額は、死亡率の増加が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の死亡率の上限は100％とする。

地理的区分	割合（％）
欧州経済領域（EEA）等	12.5
アメリカ合衆国及びカナダ	12.5
中国	15.0
日本	12.5
その他先進国市場	12.5
その他新興市場	12.5

第三款　長寿リスク

（長寿リスクの額）

第五十七条　第五十四条第二号に規定する長寿リスクの額は、死亡率の減少が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が、次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。

地理的区分	割合（％）
欧州経済領域（EEA）等	17.5
アメリカ合衆国及びカナダ	17.5
中国	17.5
日本	20.0
その他先進国市場	17.5
その他新興市場	17.5

第四款　罹患及び障害リスク

（罹患及び障害リスクの額）

第五十八条　第五十四条第三号に規定する罹患及び障害リスクの額は、次条各号に掲げる商品区分に応じて、第六十条に規定するところにより計算したリスクの額の合計額とする。

（罹患及び障害リスクの商品区分）

第五十九条　罹患及び障害リスクの計算は、次の各号に掲げる商品区分に応じて行うものとする。ただし、複数の商品区分に該当する保障が提供される保険契約にあっては、当該保障が該当する商品区分ごとに次条に規定する額を計算するものとする。

一　医療費保障を提供する商品区分（入院状態かどうかにかかわらず、何らかの医療費保障を提供する保険契約（ただし、当該医療費保障は治療又は保険契約者若しくは被保険者が負担した費用に直接的に依存し、特定の健康状態で過ごした期間には直接依存しないものとする。）をいう。）

二　健康事象発現時の一時金を提供する商品区分（特定の健康事象発現時において一時給付を提供する保険契約をいう。）

三　短期定期的給付を提供する商品区分（一定の一時的な健康状態の継続期間に対して定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

四　長期定期的給付を提供する商品区分（健康状態が長期又は永久的に悪化した場合に定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

（各商品区分のリスクの額）

第六十条　前条に規定する商品区分に応じたリスクの額は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、当該各号の計算に当たって、保険期間が五年以下の保険契約には短期の割合を、保険期間が五年を超える保険契約には長期の割合を適用するものとする。

一　前条第一号から第三号までに掲げる商品区分　次のイ又はロに掲げる保険契約に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額の合計額

イ　地理的区分の日本に属する保険契約　現在推計の額の計算に用いる罹患及び障害に係る発生率（以下この節において「発生率」という。）が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100％とする。）

区分	短期の割合（%）	長期の割合（%）
前条第一号に掲げる商品区分	20	12
前条第二号に掲げる商品区分	25	20
前条第三号に掲げる商品区分	20	12

ロ　イに掲げる保険契約以外の保険契約　現在推計の額の計算に用いる発生率が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額として保険契約の地理的区分ごとに算出した額の合計額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

区分	短期の割合（%）	長期の割合（%）
前条第一号に掲げる商品区分	20	8
前条第二号に掲げる商品区分	25	20
前条第三号に掲げる商品区分	20	12

二　前条第四号に掲げる商品区分　保険契約の地理的区分ごとに算出した次のイ及びロに掲げる保険契約の区分に応じた額の合計額

イ　保険期間が五年以下の保険契約　次に掲げる額のうちいずれか大きい額

⑴　現在推計の額の計算に用いる発生率が25%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

⑵　現在推計の額の計算に用いる回復率（保険契約の給付事由に該当する健康状態から回復する確率をいう。ロ⑵及び第七十七条において読み替えて準用する第七十五条第二号イにおいて同じ。）が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

ロ　保険期間が五年超の保険契約　次に掲げる額のうちいずれか大きい額

⑴　現在推計の額の計算に用いる発生率が20%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

⑵　現在推計の額の計算に用いる回復率が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

第五款　解約及び失効リスク

（解約及び失効リスクの計算）

第六十一条　第五十四条第四号に規定する解約及び失効リスクの額は、地理的区分ごとに算出した、次条に規定する解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額又は第六十三条に規定する解約・失効リスク（大量解約）の額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

（解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額）

第六十二条　解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額は、同質なリスクグループごとに算出した次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

一　解約率その他これに類するもの（以下この条及び第七十五条第一号イにおいて「解約率等」という。）の増加が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の解約率等の上限は100%とする。

地理的区分	割合（%）
欧州経済領域（EEA）等	40
アメリカ合衆国及びカナダ	40
中国	40
日本	25
その他先進国市場	40
その他新興市場	40

二　解約率等の減少が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が前号の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

（解約・失効リスク（大量解約）の額）

第六十三条　解約・失効リスク（大量解約）の額は、次の表の左欄に掲げる保険契約の種類に応じ、同表の右欄に定める割合の保険契約が基準日において解約するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）を同質なリスクグループごと

に算出したものの合計額とする。

保険契約の種類	割合（%）
団体年金保険契約	50
上記以外の保険契約	30

2　第五十五条の規定にかかわらず、前項の計算における同質なリスクグループの単位は、前項の表の左欄に掲げる保険契約の種類とする。

第六款　経費リスク

（経費リスクの額）

第六十四条　第五十四条第五号に規定する経費リスクの額は、次項に定める地理的区分ごとに計算した額の合計額とする。

2　前項の地理的区分ごとに計算した額は、現在推計の額の計算に用いる直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）が、第一号に定める表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加し、かつ、現在推計の額の計算で用いるインフレ率が、第二号に定める表の左欄に掲げる地理的区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の右欄に定める水準で上昇するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。ただし、インフレ率の上昇は、インフレーションに影響を受ける経費のみに適用するものとする。

一　直接経費及び間接経費（新契約費を含み、取扱手数料を除く。）の変動割合

地理的区分	割合（%）
欧州経済領域（EEA）等	6
アメリカ合衆国及びカナダ	6
日本	6
その他先進国市場	8
中国及びその他新興市場	8

二　インフレ率の変動水準

地理的区分	期間	水準（%）
欧州経済領域（EEA）等	将来全期間	1
アメリカ合衆国及びカナダ	将来全期間	1
日本	将来全期間	1
その他先進国市場	基準日より十年間	2
	基準日より十年経過後	1
中国及びその他新興市場	基準日より十年間	3
	基準日より十年経過後から基準日より二十年の間	2
	基準日より二十年経過後	1

3　現在推計の額の算出に当たって第十二条第三項に規定する不確実性がない経費は、前項の計算において、現在推計の額の計算で用いたものから変わらないものとする。

第七款　会社固有のストレス係数

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認）

第六十五条　報告保険会社等は、単体ベースの計算に当たって、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、適用対象について生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法（第七十五条から第七十九条までに定めるところにより、報告保険会社等における独自のデータに基づくストレス係数（以下この款において「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」という。）を用いて生命保険リスクの額を算出する手法をいう。以下この款において同じ。）を用いることができる。

2　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社（前項の承認を受けて生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この款において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る変更（第六十七条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象）

第六十六条　前条の生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合とする。

2　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項に定める適用対象の全てについて、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の申請）

第六十七条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法について第六十五条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　次条各号に規定する生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の基準）

第六十八条　金融庁長官は、第六十五条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一　検証基準

二　統計的品質基準

三　較正基準

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の変更に係る届出）

第六十九条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一　第六十七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の取消し）

第七十条　金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であって、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いることが不適当と判断したときは、第六十五条第一項の承認を取り消すことができる。

２　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項の定めるところにより承認を取り消された場合は、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いるものとする。

（検証基準）

第七十一条　第六十八条第一号に掲げる「検証基準」とは、必要な技能、知識、専門的知見及び経験を有する検証者によって、算出された生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数の適切性が検証されていることをいう。

（統計的品質基準）

第七十二条　第六十八条第二号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に定める要件をいう。

一　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用したデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとなっていること。

二　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用した過去のデータ（第七十五条第一号ロに規定する予測データをいう。以下この号において同じ。）が、同時点の現在推計の計算と整合的であること。ただし、当該時点と基準日時点の現在推計の額の算出に用いるモデル及び前提条件の作成方法（以下この節において「モデル等」という。）に重要な差異がある場合であって、当該差異による影響を調整することが妥当ではない又は困難となる合理的な理由がないときは、当該影響を受けるデータは基準日時点のモデル等に基づくものとする。

三　データを調整する場合は、その理由が合理的なものであること。

四　特定のリスクに関して生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした場合は、その理由が合理的なものであり、かつ、意図的に生命保険リスクの額を過小評価しようとするものでないこと。

（較正基準）

第七十三条　第六十八条第三号に掲げる「較正基準」とは、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数が、VaR99.5%に較正されていることをいう。

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用）

第七十四条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定するリスクの額を計算するに当たって、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合は、次条から第七十九条までに定める方法により算出した割合を使用するものとする。ただし、第七十二条第四号に規定する場合における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした特定のリスクにおいては、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を使用するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いることができる。

（死亡リスクの割合の算出）

第七十五条　地理的区分の日本の死亡リスクの割合は、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整するこ

とができる。

一　地理的区分の日本に係る直近十年以上における各事業年度の死亡リスクの割合を算出するのに適切なデータを用いるものとする。この場合において、当該適切なデータは次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ　実績データ　各事業年度において実際に観測された第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算に用いた前提条件に係る指標データ（ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行ったものとし、各事業年度において獲得した新規保険契約に相当するデータ及び第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となると考えられるデータを除くことができる。）

ロ　予測データ　各事業年度の前事業年度末において予測した指標データ

二　地理的区分の日本の死亡リスクの割合は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mu' + \sqrt{\sigma^2} \times N^{-1}(0.995)$$

μ'は、平均（この号において同じ。）

σ^2は、分散（この号において同じ。）

$N^{-1}(\ )$は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

イ　μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値とする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times P_i}{P}$$

Z_iは、事業年度iの前号イに掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値から１を減じた値（ロにおいて同じ。）

P_iは、事業年度iの死亡リスクのエクスポージャーの額（ロにおいて同じ。）

Pは、全ての事業年度iに対するP_iの合計額（ロにおいて同じ。）

ロ　σ^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times P_i}{\left(P - \sum_i P_i^2 / P\right)}$$

μは、イの算式を用いて算出したもの

（長寿リスクの割合の算出）

第七十六条　前条の規定は、長寿リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「長寿リスク」と、同条第二号イ中「μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値」とあるのは「μ'は、次の算式を用いて算出した$-\mu$と０のうちいずれか大きい値」と読み替えるものとする。

（罹患及び障害リスクの割合の算出）

第七十七条　第七十五条の規定は、罹患及び障害リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「罹患及び障害リスク」と、同条第二号イ中「μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値」とあるのは「μ'は、発生率に関する場合には、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値とし、回復率に関する場合には、次の算式を用いて算出した$-\mu$と０のうちいずれか大きい値」と読み替えるものとする。

２　前項の適用に当たっては、一つの保険契約が複数の給付を提供しており、かつ、発生率の前提条件を給付単位で設定していない場合には、主要な構成要素にまとめて割合を算出することができる。

（解約及び失効リスクの割合の算出）

第七十八条　第七十五条の規定は、解約及び失効リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「解約・失効リスク（水準及びトレンド）」と、同条第一号イ中「ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスポージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行ったものとし、」とあるのは「ただし、予測データにおいて前提とした経済シナリオと実際の経済環境の乖離の影響を除くための適切な調整を行うことができるものとし、」と、同条第二号イ中「μ'は、次の算式を用いて算出したμと０のうちいずれか大きい値」とあるのは「μ'は、次の算式を用いて算出したμの絶対値」と読み替えるものとする。

（係数の算出区分の細分化）

第七十九条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて第七十五条、第七十六条及び前条の規定に基づき割合を算出することができる。この場合において、第五十六条、第五十七条及び第六十二条の計算において地理的区分の日本に係る計算は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて、それぞれ対応する割合を用いて計算し、その結果を合計するものとする。

（連結ベースの計算における取扱い）

第八十条　連結ベースの計算に当たっては、保険会社等（単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条及び第八十五条において同じ。）が生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合には、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定に基づき算出したリスクの額は、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額の計算にお

いて適用した割合に基づくものとする。この場合において、保険会社等に保険リスクに係る会社固有の係数採用社（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。）でない保険会社等が含まれるとき又は保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等の範囲に変更があったときは、その旨、及び当該保険会社等を保険リスクに係る会社固有の係数採用社としない理由が意図的に生命保険リスクの額又は損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額に第百十九条第一項第二号に掲げる不動産ローン保証保険に係るリスクの額及び第百二十八条第三号に掲げる信用保険に係るリスクの額を加えた額をいう。第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項及び第七十二条第四号並びに第八十五条第二項において準用するこの条において同じ。）を過小評価するものではない旨を金融庁長官に届け出るものとする。

第八款　生命保険リスクの統合

（生命保険リスクの統合）

第八十一条　第五十四条に掲げる統合方法は、同条第一号から第五号までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数により統合することをいう。

	死亡リスクの額	長寿リスクの額	罹患及び障害リスクの額	解約及び失効リスクの額	経費リスクの額
死亡リスクの額	1.00	-0.25	0.25	0.00	0.25
長寿リスクの額	-0.25	1.00	0.00	0.25	0.25
罹患及び障害リスクの額	0.25	0.00	1.00	0.00	0.50
解約及び失効リスクの額	0.00	0.25	0.00	1.00	0.50
経費リスクの額	0.25	0.25	0.50	0.50	1.00

第三節　損害保険リスク

第一款　総則

（損害保険リスクの計算）

第八十二条　第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額は、損害保険契約等（損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいい、自動車損害賠償責任保険契約及び地震保険契約を除く。第百五十四条第二項において同じ。）における地域区分及び商品区分（別表六に掲げる地域区分及び商品区分をいう。以下同じ。）ごとの次の各号に掲げる額を基礎として第五款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　保険料リスクの額

二　支払備金リスクの額

第二款　保険料リスク

（保険料リスクの額）

第八十三条　地域区分及び商品区分ごとの前条第一号に掲げる保険料リスクの額は、当該地域区分及び商品区分における保険料エクスポージャーの額に、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める保険料リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）とする。

２　前項の保険料エクスポージャーの額は、基準日を含む事業年度（中間期末にあっては、当該事業年度の前事業年度とする。以下この条、第九十二条及び第九十八条第二項において同じ。）の正味既経過保険料及び当該事業年度の翌事業年度に期待される正味既経過保険料（引き受けることが期待される新規保険契約に係る正味既経過保険料を含む。）について、次の各号に掲げる実務的な利用可能性の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　双方が利用可能な場合　双方の額のうちいずれか大きい額

二　いずれか一方のみが利用不可能な場合　他方の額

三　双方が利用不可能な場合　当該地域区分及び商品区分に係る基準日を含む事業年度の正味収入保険料の額

第三款　支払備金リスク

（支払備金リスクの額）

第八十四条　地域区分及び商品区分ごとの第八十二条第二号に掲げる支払備金リスクの額は、当該地域区分及び商品区分ごとの正味現在推計の額のうち既経過責任に係るものに、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める支払備金リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）とする。

第四款　会社固有のリスク係数

（損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の承認）

第八十五条　第六十五条から第七十四条まで及び第七十九条の規定は、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法について準用する。この場合において、これらの規定中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理

的区分の日本」とあるのは「別表六における地域区分の日本」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数」と読み替えるほか、第六十五条第一項中「第七十五条から第七十九条まで」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十九条及び第八十六条から第八十八条まで」と、「ストレス係数」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、「第六十七条第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第二項」と、第六十六条第一項中「前条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第六十七条第一項中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項又は第二項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、同項第三号中「次条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する次条各号」と、第六十八条中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項又は第二項」と、第六十九条第一項第一号中「第六十七条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項」と、同項第二号中「前条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条各号」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、第七十条第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条第一項第二号」と、「第六十五条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十一条中「第六十八条第一号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第一号」と、第七十二条中「第六十八条第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第二号」と、同条第二号中「第七十五条第一号ロに規定する予測データ」とあるのは「第八十六条第一号イ⑵及びロ並びに第八十七条第一号イ⑵及びロに規定するデータ」と、「現在推計の額」とあるのは「正味現在推計の額」と、同条第四号中「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、第七十三条中「第六十八条第三号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第三号」と、第七十四条第一項中「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定する」とあるのは「第八十三条及び第八十四条に規定する」と、「次条から第七十九条まで」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第七十二条第四号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十二条第四号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十九条中「保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約」とあるのは「国内元受保険契約（元受保険契約のうち我が国において獲得した保険契約をいう。）、海外元受保険契約（元受保険契約のうち国内元受保険契約以外のものをいう。）及び受再保険契約」と、「第七十五条、第七十六条及び前条」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第五十六条、第五十七条及び第六十二条」とあるのは「第八十三条及び第八十四条」と、「地理的区分の日本に係る」とあるのは「地域区分の日本に係る商品区分ごとの」と読み替えるものとする。

2　第八十条の規定は、連結ベースの計算において、保険会社等が前項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法採用社である場合について準用する。この場合において、第八十条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社である場合」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の損害保険契約等に係る第八十三条及び第八十四条の規定」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の単体ベースの損害保険リスクの額」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「保険リスクに係る会社固有の係数採用社（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。）」とあるのは「保険リスクに係る会社固有の係数採用社」と読み替えるものとする。

（保険料リスクにおけるリスク係数の算出）

第八十六条　地理的区分の日本に対応する保険料リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

一　直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ　実績データ　次に掲げるもの

⑴　各事業年度の既経過保険料

⑵　各事業年度の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故は除くことができる。）に係る当該各事業年度末時点の最終損害率

ロ　予測データ　各事業年度の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故を除く。）に係る当該各事業年度の前事業年度末時点の期待最終損害率

二　保険料リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ

及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mathrm{LR}\times\left\{\frac{\mu\times\exp\left(\mathrm{N}^{-1}(0.995)\times\sqrt{\log\left(\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1\right)}\right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1}}-\min(\mu,1)\right\}$$

LRは、基準日の翌日以降十二月間の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故を除く。）に係る基準日時点の現在推計の額と整合的な期待最終正味損害率の値

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値（次条において同じ。）

N^{-1}（　）は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数（次条において同じ。）

μは、平均（この号及び次条において同じ。）

σ^2は、分散（この号及び次条において同じ。）

イ　μは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i \mathrm{Z_i}\times\mathrm{P_i}}{\mathrm{P}}$$

$\mathrm{Z_i}$は、事業年度iの前号イ⑵に掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値（ロにおいて同じ。）

$\mathrm{P_i}$は、事業年度iの同号イ⑴に掲げる実績データの値（ロにおいて同じ。）

Pは、全ての事業年度iに対する$\mathrm{P_i}$の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ　σ^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i(\mathrm{Z_i}-\mu)^2\times\mathrm{P_i}}{\left(\mathrm{P}-\sum_i\mathrm{P_i}^2/\mathrm{P}\right)}$$

（支払備金におけるリスク係数の算出）

第八十七条　地理的区分の日本に対応する支払備金リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

一　直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ　実績データ　次に掲げるもの

⑴　各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度の支払保険金の額

⑵　各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度末時点の支払備金の額（将来キャッシュ・フローの額の確率加重平均のうち既経過責任に係るものをいう。以下この条において同じ。）

ロ　予測データ　各事業年度の前事業年度末時点の支払備金の額

二　支払備金リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\frac{\mu\times\exp\left(\mathrm{N}^{-1}(0.995)\times\sqrt{\log\left(\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1\right)}\right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2}+1}}-\min(\mu,1)$$

イ　μは、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i \mathrm{Z_i}\times\mathrm{V_i}}{\mathrm{V}}$$

$\mathrm{Z_i}$は、事業年度iの前号イ⑴及び⑵に掲げる実績データの合計額を同号ロに掲げる予測データの値で除した値（ロにおいて同じ。）

$\mathrm{V_i}$は、事業年度iの同号ロに掲げる予測データの値（ロにおいて同じ。）

Vは、全ての事業年度iに対する$\mathrm{V_i}$の合計額

ロ　σ^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\beta^2}{\mathrm{PCO}}$$

β^2は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i(\mathrm{Z_i}-\mu)^2\times\mathrm{V_i}}{\mathrm{n}-1}$$

nは、事業年度iの数

PCOは、基準日時点の正味支払備金の額（正味現在推計の額に係る支払備金の額をいう。）

（保険料リスク及び支払備金リスクの算出のためのデータに関連する事項）

第八十八条　第八十六条第一号及び前条第一号に定めるデータは、リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータとする。ただし、当該リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータを使用した場合と比べて、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数の過小評価のおそれがないことを実証できる場合は、リスク削減手法による回収額控除前のデータとすることができる。

第五款　損害保険リスクの統合

（損害保険リスクの統合）

第八十九条　第八十二条に掲げる統合方法は、次の各号に定める方法をいう。

一　地域区分及び商品区分ごとに、保険料リスクの額と支払備金リスクの額を相関係数を0.25とし

て統合する。

二　前号で地域区分及び商品区分ごとに統合した額を、別表七に掲げる商品大区分に応じ、同表に定める相関係数に基づき、地理的区分別の商品大区分（ただし、不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。以下この条において同じ。）ごとに統合する。この場合において、各地域区分及び商品区分は別表六に掲げる商品大区分に属するものとする。

三　前号で地理的区分別の商品大区分ごとに統合した額を、地理的区分別の各商品大区分間の相関係数を0.50として、地理的区分ごとに統合する。

四　前号で地理的区分ごとに統合した額を、各地理的区分間の相関係数を0.25として統合する。

第四節　巨大災害リスク

第一款　総則

（巨大災害リスクの額）

第九十条　第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第四款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　巨大自然災害リスクの額

二　テロリズムの行為によるリスクの額

三　感染症の流行によるリスクの額

四　信用及び保証によるリスクの額

（巨大災害リスクの計算対象）

第九十一条　損害保険契約等に係る前条の巨大災害リスクの額の計算においては、基準日の翌日以降十二月間に発生する巨大災害の発生時点で有効な全ての保険契約（引き受けることが期待される新規保険契約を含む。）を考慮するものとする。

２　前条の巨大災害リスクの額の計算においては、主要なペリル（損失の原因となる事象をいう。以下この条において同じ。）、主要なペリルから生じる二次的ペリル及びこれらによる間接的な損害を考慮するものとする。

３　前条の巨大災害リスクの額の計算においては、金融市場及び経済全体に生じる影響は考慮しないものとする。

第二款　巨大自然災害

（巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十二条　第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額は、次の各号に定めるところにより計算した地理的区分ごとの巨大自然災害リスクの額を適切な方法により統合した額とする。

一　地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、次条に定めるところにより計算したリスクの額とする。

二　地理的区分の日本以外に係る巨大自然災害リスクの額は、損害保険契約等の基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にリスク係数（次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数をいう。）を乗じた額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）とする。

地理的区分	リスク係数（%）
欧州経済領域（EEA）等	40
アメリカ合衆国及びカナダ	50
中国、その他先進国市場及びその他新興市場	30

（地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十三条　前条第一号に規定する地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、ペリル区分（地震、風水災及び雪災をいう。以下この条において同じ。）及び商品区分ごと（ただし、ペリル区分が地震の場合にあっては、地震補償区分（地震火災費用保険金及び地震危険担保特約をいう。）及び商品区分ごととする。以下この条において同じ。）に次の各号に定める手法のいずれか（ただし、ペリル区分が地震及び風水災であって損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体である損害保険料率算出機構が定めるモデル（次項第一号において「機構モデル」という。）のリスクカーブを利用可能な場合における火災保険にあっては第一号に定める手法、ペリル区分が雪災の場合にあっては第二号に定める手法に限る。）を用いて計算した額をペリル区分ごとに合計し、当該ペリル区分ごとの合計額を相関係数を0.00として統合した額とする。

一　リスクカーブ等を用いる手法

二　リスク係数等を用いる手法

２　前項第一号に定める手法は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した元受保険契約に係るリスクの額に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

一　火災保険　機構モデルのリスクカーブに基づく年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）として計算したリスクの額

二　火災保険以外の別表八に掲げる商品区分　前号に定めるリスクの額を、当該商品区分ごとに適切な比率で調整して計算したリスクの額

３　第一項第二号に定める手法は、別表八に掲げる商品区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法、別表九に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法及び別表十に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める相関係数に従い計算した元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの

保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

４　前項に規定する元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%に対する第五十条に規定するリスク削減手法の効果の額の計算は、次の表の左欄に掲げるペリル区分に応じ、同表の中欄に掲げるイベント（当該リスク削減手法の効果の額の計算に当たって、一事故とみなす一又は二以上の自然災害をいう。以下この項において同じ。）の年間発生数及び同表の右欄に掲げる各イベントの損失額割合（当該元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%に対する各イベントによる損失額の割合をいう。以下この項において同じ。）に基づくものとする。

ペリル区分	イベントの年間発生数	各イベントの損失額割合（%）		
		イベント１	イベント２	イベント３
地震	2	95	5	
風水災	3	75	15	10
雪災	1	100		

第三款　その他の巨大災害

第一目　テロリズムの行為

（テロリズムの行為によるリスクの額）

第九十四条　第九十条第二号に規定するテロリズムの行為によるリスクの額は、半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点に対する５トンの爆弾被害のストレス・シナリオによる損失額として、次の各号に掲げる対象に応じ、当該各号に規定するところにより計算した純資産の減少額の合計額とする。この場合において、当該地点は当該各号に掲げる対象ごとに設定するものとする。

一　損害保険契約　財物（建物、収容物及び自動車を含む。）について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の右欄に定める損傷率で損傷が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

範囲	損傷率（%）
当該地点の半径200メートル以内	100
当該地点の半径200メートル超400メートル以内	25
当該地点の半径400メートル超500メートル以内	10

二　生命保険契約等　自然人について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の中欄及び右欄に定める率で死亡及び身体障害が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

範囲	死亡率（%）	身体障害発生率（%）
当該地点の半径200メートル以内	15	20
当該地点の半径200メートル超500メートル以内	1.5	10

２　前項の計算において、同項に規定する半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点とは異なる地点を計算対象とすることがより蓋然性が高いシナリオと考えられる場合には、当該地点に基づく計算を行うことができる。

第二目　感染症の流行

（感染症の流行によるリスクの額）

第九十五条　第九十条第三号に規定する感染症の流行によるリスクの額は、人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約している生命保険契約等に対して、死亡率が即時に1/1,000増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

第三目　信用及び保証

（信用及び保証によるリスクの額）

第九十六条　第九十条第四号に規定する信用及び保証によるリスクの額は、次の各号に掲げる対象に対して、次条から第九十九条までに定めるところにより計算したリスクの額の合計額とする。

一　不動産ローン保証保険

二　取引信用保険

三　保証証券及び保証保険（第一号に該当するものを除く。）

（不動産ローン保証保険のリスクの額）

第九十七条　前条第一号に規定する不動産ローン保証保険のリスクの額は、一年間継続する25%の住宅価格の下落に伴い、債務不履行（履行遅延を含む。以下この目において同じ。）の頻度及び債務不履行となった場合の損失率が増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける不動産ローン保証保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

２　前項の計算においては、リスク特性に基づきエクスポージャーを分類した上で、適切な方法により計算するものとする。

（取引信用保険のリスクの額）

第九十八条　第九十六条第二号に規定する取引信用保険のリスクの額は、商品の納品又は役務の提供の対価の支払について、債務不履行の頻度及び債務不履行となった場合の損失率が増加するストレ

ス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける取引信用保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

2　前項に規定する純資産の減少額は、被保険者の取引先の格付区分に基づく投資適格（格付区分が４又は４より上位であるものをいう。以下この項において同じ。）又は投資不適格の区分ごとに、当該区分に係る基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にストレス係数（次の表の左欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定めるストレス係数をいう。）を乗じて得られる額の合計額から、再保険を除くリスク削減手法（被保険者からの返戻金や差押えを含む。）を考慮した調整額を控除した額とする。

格付区分	ストレス係数（%）
投資適格	80
投資不適格	200

3　前項の計算において、格付区分が無格付の場合又は格付が利用できない場合には、次の各号に掲げる値のうちいずれか大きい方をストレス係数として用いるものとする。

一　2008年度から2010年度の間の三事業年度の経過ベースのグロス損害率（ただし、利用可能でない場合は収入ベースのグロス損害率とする。）の最大値

二　80%

（保証証券及び保証保険のリスクの額）

第九十九条　第九十六条第三号に規定する保証証券及び保証保険のリスクの額は、保証の相手方である原債務者に対するグロス・エクスポージャー（保険金額又は保証額に、既に発生した契約上の分割償還を適用した後の額とする。）の上位10先に対して次項に規定する方法で計算した潜在的正味損害額について、その上位２先に当該潜在的正味損害額が発生するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

2　前項の潜在的正味損害額は、原債務者が契約上の債務を履行しないことにより被保険者に支払う必要がある最大額として、次項に規定するところにより計算した95%予想最大損失率係数をグロス・エクスポージャーに乗じた額から、共同保証契約及び保険会社等が管理している又は受益者として信託されている現金担保を考慮した調整額を控除した額とする。

3　前項の95%予想最大損失率係数は、エクスポージャーの所在する国又は当該エクスポージャーの種類のいずれか粒度が細かい方のポートフォリオにおける直近十事業年度（中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近十事業年度をいう。）ごとのグロス損失率（グロス損害額のグロス・エクスポージャーに対する割合をいう。）の最大値とする。

4　前項において、内部データの不足により過去十年間の事業年度ごとのグロス損失率の最大値を使用することが困難な場合は、100%を95%予想最大損失率係数として用いるものとする。

第四款　巨大災害リスクの統合

（巨大災害リスクの統合）

第百条　第九十条における統合方法は、同条第一号から第四号までに掲げる額を相関係数を0.00として統合することをいう。

第五節　市場リスク

第一款　総則

（市場リスクの額）

第百一条　第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

一　金利リスクの額

二　スプレッドリスクの額

三　株式リスクの額

四　不動産リスクの額

五　為替リスクの額

六　資産集中リスクの額

（市場リスクの計算対象）

第百二条　前条第一号から第四号までに掲げる額の計算には、市場変動による評価額への直接の影響だけでなく、市場変動の結果として生じる保険契約者行動による評価額に対する影響も含むものとする。

第二款　金利リスク

第一目　標準的手法

（金利リスクの基礎）

第百三条　第百一条第一号に規定する金利リスクの額は、次の各号に掲げるストレス・シナリオに基づき資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎とする。

一　平均回帰シナリオ

二　水準上昇シナリオ

三　水準下降シナリオ

2　前項の再計算は、金利の変動に対して感応的な全ての資産（未収金及び未収収益（資産運用関連）、現金、普通株式その他の金利変動に感応的でない資産を除き、劣後債及び優先株式を含む。）の額及び負債の額を再計算することをいう。この場合において、現在推計の額及び再保険回収額の再計算は、第百五条に定めるストレス・シナリオごとのイールド・カーブを用いて、これら以外の

再計算は、同条のストレス・シナリオごとのイールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて行うものとする。

（金利リスクの額）

第百四条　前条の金利リスクの額は、次の算式により得られる額（ただし、０を下回る場合は０とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\text{金利リスクの額} = \sum_{i} MR_i + VaR_{99.5\%}\left(\sum_{i} LT_i\right)$$

iは、金利リスクの対象となる全ての通貨（ただし、金額的に重要でない複数の通貨を一つの通貨として算出することができる。）

MR_iは、通貨iの前条第一項第一号に定める平均回帰シナリオに基づく純資産の減少額

$VaR_{99.5\%}(\sum_i LT_i)$は、統合後確率変数のVaR99.5%

LT_iは、通貨iの統合後確率変数

一　$VaR_{99.5\%}(\sum_i LT_i)$　第三号に基づき生成した標準正規乱数X_iから、次号のLT_iを算出し、それらのVaR99.5%とする。

二　LT_i　次の算式により算出される値の集合とする。

$$LT_i = \frac{1}{N^{-1}(0.995)} \times \{LU_i \max(X_i, 0) - LD_i \min(X_i, 0)\}$$

$N^{-1}(\ )$は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

LU_iは、通貨iの前条第一項第二号に定める水準上昇シナリオに基づく純資産の減少額

LD_iは、通貨iの前条第一項第三号に定める水準下降シナリオに基づく純資産の減少額

三　標準正規乱数X_i　次を満たすものとする。

$$\mathrm{corr}(X_i, X_j) = 0.75, \quad i \neq j$$

corr(A, B)は、確率変数AとBの相関係数

２　前項において、標準正規乱数X_iは、金利リスクの額が大きく異なることのないよう、十分な数の乱数を生成しなければならない。

（各ストレス・シナリオにおけるイールド・カーブ）

第百五条　第百三条第二項のストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、シナリオごとに第一区分の調整及び第三区分の調整を行った上で、第十六条に規定するところにより算出するものとする。

２　前項の第一区分の調整は、市場データから推定されたダイナミック・ネルソン・シーゲルモデル（イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、各年限の金利を水準、傾き及び曲率を表すパラメーター並びに当該パラメーターの動的過程に基づいて表現するモデルをいう。）のパラメーターであるλ、ΔL、ΔS及びΔCを用いて、次の算式により算出する年限ごとの値を第十六条第一項第一号に定める第一区分の年限ごとの市場金利に加えることをいう。

$$\text{第一区分調整}(\tau) = \Delta L + \Delta S\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau}\right) + \Delta C\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau)\right)$$

τは、年限（第百十一条において同じ。）

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値（第百十一条において同じ。）

λは、減衰率（第百十一条において同じ。）

ΔLは、水準に係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔSは、傾きに係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔCは、曲率に係る係数（第百十一条において同じ。）

３　第一項の第三区分の調整は、次の各号に掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める調整を、UFRに対して行うことをいう。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該第三区分の調整を行わないものとする。

一　水準上昇シナリオ　UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を加える。

二　水準下降シナリオ　UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいずれか小さい値を減じる。

第二目　金利リスクに係る内部割引率手法

（金利リスクに係る内部割引率手法の承認）

第百六条　報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、金利リスクに係る内部割引率手法（第百十一条に定めるところにより、内部割引率（報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法に用いるイールド・カーブによる割引率をいう。以下この目において同じ。）を基礎として金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）を用いることができる。

２　内部割引率手法採用社（前項の承認を受けて金利リスクに係る内部割引率手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この目において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に係る変更（次条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

（金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の申請）

第百七条　金利リスクに係る内部割引率手法について前条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　次条各号に規定する金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

（金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準）

第百八条　金融庁長官は、第百六条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一　報告保険会社等が資産及び負債の総合的な管理に関する明確な方針を定め、適切な管理体制の下で、当該方針に従い資産及び負債を管理していること。

二　報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理が、第三章の規定にかかわらず、報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法による定量的分析に基づき行われていること。

三　前号の経済価値評価の手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び意思決定並びにリスクとソルベンシーの自己評価において、重要な役割を果たしていること。

四　第三章第二節第三款第一目に規定するLOT又はUFRに起因して、標準的手法（前目に定めるところにより金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）による金利リスクの額が報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理の実態を反映するものとなっていないこと。

（金利リスクに係る内部割引率手法の変更に係る届出）

第百九条　内部割引率手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一　第百七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、内部割引率手法採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該内部割引率手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の取消し）

第百十条　金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であって、金利リスクに係る内部割引率手法を用いることが不適当と判断したときは、第百六条第一項の承認を取り消すことができる。

２　内部割引率手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて標準的手法を用いるものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法の適用）

第百十一条　内部割引率手法採用社は、次の各号に定めるところにより金利リスクの額を算出するものとする。

一　第十六条の規定にかかわらず、日本円については第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに基づき、日本円以外の通貨については第十六条に規定するイールド・カーブに基づき、第三章第二節第一款に規定する経済価値ベースの保険負債の額及び同章第三節に規定する再保険回収額を算出し、第三章の規定により内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートを作成する。

二　第百三条第一項の規定にかかわらず、金利リスクの額は、同項各号に規定するストレス・シナリオに基づき、前号の内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎として、第百四条の規定により算出した額とする。この場合においては、第百三条第二項の規定を準用する。

三　前号において準用する第百三条第二項におけるストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、日本円については、第百三条第一項各号に規定するストレス・シナリオごとに、次のイ又はロに掲げる年限区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算出するものとする。日本円以外については、第百五条に規定するストレス・シナリオごとのイールド・カーブとする。

イ　内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限までの年限区分　第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに対して、ストレス・シナリオごとに次の算式により算出される値を加える。

$$\Delta L + \Delta S\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau}\right) + \Delta C\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau)\right)$$

ロ　内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限を超える年限区分　第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブの補外と整合的な手法に基づき算出する。当該イールド・カーブにおいてUFRを用いる場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げるシナリオの区分に応じ、当該⑴及び⑵に定める調整を、当該UFRに対して行うものとする。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該UFRに対する調整を行わないものとする。

⑴　水準上昇シナリオ　UFRに10％を乗じた値又は0.15％のうちいずれか小さい値を加える。

⑵　水準下降シナリオ　UFRに10％を乗じた値又は0.15％のうちいずれか小さい値を減じる。

２　前項の規定にかかわらず、内部割引率手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて前目に規定する標準的手法を用いることができる。

第三款　スプレッドリスク

（スプレッドリスクの額）

第百十二条　第百一条第二号に規定するスプレッドリスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　上昇ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

二　下降ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

（スプレッドリスクのストレス・シナリオ）

第百十三条　前条の上昇ストレス及び下降ストレスは、次の各号に定めるものをいう。

一　上昇ストレス（$\mathrm{spread}_{\mathrm{up}}$）は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$\mathrm{spread}_{\mathrm{up}} = \mathrm{spread} + \max\{0.4\%, \min(1.5\%, 75\% * |\mathrm{spread}|)\}$$

spreadは、基準日時点のスプレッドの値（次号において同じ。）

|spread|は、spreadの絶対値（次号において同じ。）

二　下降ストレス（$\mathrm{spread}_{\mathrm{down}}$）は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$\mathrm{spread}_{\mathrm{down}} = \mathrm{spread} - 75\% * |\mathrm{spread}|$$

（現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレス）

第百十四条　現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレスは、第三章第二節第三款第二目に規定する調整後スプレッドの算出におけるリスク修正控除後スプレッドを、前条に定めるところにより変化させることをいう。

第四款　株式リスク

（株式リスクの額）

第百十五条　第百一条第三号に規定する株式リスクの額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した額の合計額とする。

一　水準ストレスに対するリスクの額　資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額（ストレス・シナリオに基づき、資産区分に含まれる資産の時価の水準に感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）をいう。第百十八条において同じ。）を、第百十八条の規定により統合した額

二　ボラティリティ・ストレスに対するリスクの額　ストレス・シナリオに基づき、次条第一項各号に含まれる資産の時価のボラティリティに感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）

２　前項各号のリスクの額の算出における再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての株式リスクに係るエクスポージャーを再計算するものとする。

３　前項の経済価値ベースのバランスシートに対して間接的な影響をもたらす株式リスクに係るエクスポージャーとは、次の各号に掲げるものをいう。

一　投資信託等（裏付けとなる資産が不動産であるものを除く。次条において同じ。）

二　株価の水準又はボラティリティに感応的なデリバティブ

三　株価の水準又はボラティリティに感応的な経済価値ベースの保険負債の額又は再保険回収額

四　その他前三号に類するもの

（株式リスクの資産区分）

第百十六条　前条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額の計算における資産区分は、次の各号に掲げるものをいう。

一　先進国市場における上場株式

二　先進国市場における資本性インフラ投資

三　新興国市場における上場株式

四　新興国市場における資本性インフラ投資

五　ハイブリッド債及び優先株式

六　その他の株式

２　前項第一号の先進国市場における上場株式は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）又は別表十一に掲げる国又は地域（日本を除く。）における外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第四項において同じ。）で売買されている株式をいう。ただし、次項の規定により前項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分したものを除く。

３　別表十一に掲げる国又は地域の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。

４　第一項第三号の新興国市場における上場株式は、別表十一に掲げる国又は地域以外における外国金融商品市場に上場されている株式をいう。ただし、次項の規定により第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分したものを除く。

５　別表十一に掲げる国又は地域以外の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。

6　第一項第五号のハイブリッド債及び優先株式は、次の各号に掲げるものをいう。

一　劣後債又は劣後ローン

二　優先株式

三　証券化商品（再証券化商品を除く。以下この章において同じ。）であって、その原資産の信用リスクが優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化されているもののうち、最も優先度が高い階層以外の部分

四　再証券化商品であって、その原資産の信用リスクが優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化されているもののうち、最も優先度が高い階層以外の部分

7　第一項第六号のその他の株式は、株式の時価の水準又はボラティリティの変動に感応的な全ての資産のうち、同項第一号から第五号までに掲げるもの以外のものをいう。

8　投資信託等であって、第三条に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づく計算が困難な場合には、第一項第六号のその他の株式に含めるものとする。

（株式リスクのストレス・シナリオ）

第百十七条　第百十五条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額を算出する際のストレス・シナリオは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める下落率により、資産の時価が即時に下落することをいう。

一　ハイブリッド債及び優先株式以外　次の表の左欄に掲げる資産区分に応じ、同表の右欄に定める下落率とする。

資産区分	下落率（%）
先進国市場における上場株式	35
先進国市場における資本性インフラ投資	27
新興国市場における上場株式	48
新興国市場における資本性インフラ投資	37
その他の株式	49

二　ハイブリッド債及び優先株式　次の表の左欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定める下落率とする。ただし、前条第六項第三号に掲げる証券化商品及び同項第四号に掲げる再証券化商品の場合であって、同表から得られる下落率が信用リスク係数（格付区分及び実効残存期間（次節第二款第二目に規定する実効残存期間をいう。）に応じ、証券化商品の場合は別表十三第四号、再証券化商品の場合は別表十三第五号に定めるリスク係数をいう。以下この号において同じ。）を下回るときは、当該信用リスク係数を下落率とする。

格付区分	下落率（%）
格付区分１又は２	4
格付区分３	6
格付区分４	11
格付区分５	21
格付区分６若しくは７、債務不履行状態又は無格付	35

2　第百十五条第一項第二号のボラティリティ・ストレスに対するリスクの額を算出する際のストレス・シナリオは、次の表の左欄に掲げる残存期間の区分に応じ、同表の右欄に定める上昇率が、同条第二項の再計算の対象となる全ての資産のインプライド・ボラティリティに即時に加算されることをいう。ただし、同表に定めがない残存期間の上昇率は、同表に定めのある残存期間の上昇率から線形補間によって得られる上昇率とする。

残存期間（月数）	上昇率（%）
0－1	42
3	28
6	23
12	20
24	17
36	16
48	15
60	14
84	14
120	12
144	11
180	10
240	7
300	4
360以上	0

（水準ストレスに対するリスクの額の統合）

第百十八条　水準ストレスに対するリスクの額は、資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額に基づき、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を1.00として統合したものを先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。

イ　先進国市場における上場株式

ロ　先進国市場における資本性インフラ投資

二　次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を0.75として統合したものを新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。

イ　新興国市場における上場株式

ロ　新興国市場における資本性インフラ投資

三　第一号の先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、前号の新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、ハイブリッド債及び優先株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額並びにその他の株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額を次の表の株式区分に応じ、同表に定める相関係数により統合したものを水準ストレスに対するリスクの額とする。

株式区分	先進国市場における上場株式等	新興国市場における上場株式等	ハイブリッド債及び優先株式	その他の株式
先進国市場における上場株式等	1.00	0.75	1.00	0.75
新興国市場における上場株式等	0.75	1.00	0.75	0.75
ハイブリッド債及び優先株式	1.00	0.75	1.00	0.75
その他の株式	0.75	0.75	0.75	1.00

第五款　不動産リスク

（不動産リスクの額）

第百十九条　第百一条第四号に規定する不動産リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　ストレス・アプローチに基づく不動産リスクの額（不動産の時価が即時に25％下落するというストレス・シナリオに基づき、不動産価格の変動に対して感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額をいう。）

二　不動産ローン保証保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が不動産ローン保証保険であるものの額の合計額をいう。）

２　前項第一号の再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての不動産リスクに係るエクスポージャー（裏付けとなる資産が不動産である投資信託等であって、第三条に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づく計算が困難なものを含む。）を再計算するものとする。ただし、不動産ローン（住宅ローンを含む。）は再計算の対象から除外するものとする。

第六款　為替リスク

（為替リスクの額）

第百二十条　第百一条第五号に規定する為替リスクの額は、次の各号に掲げるリスクの額のうち、いずれか大きい額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。

一　正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額

二　正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額

（通貨ごとの正味オープン・ポジション）

第百二十一条　通貨ごとの正味オープン・ポジションは、通貨ごとに第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額を控除した額とする。なお、次の各号に掲げる額は、基準日における通貨ごとのスポットレートで日本円に換算するものとする。

一　次のイからへまでに掲げる額を合計した額

イ　正味スポット・ポジションの額（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。）

ロ　正味フォワード・ポジションの額（先物為替取引の将来受取額から将来支払額を控除した額の現在価値（通貨スワップの元本のうち前号に含まれないものを含む。）をいう。）

ハ　通貨オプションのデルタ（原資産価格の変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。）相当額

ニ　実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ホ　ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ヘ　その他オフ・バランスの為替損益の額

二　次のイ及びロの要件を満たす外国に所在する子会社等又は支店に係る正味現在推計の額と当該正味現在推計の額に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の額との相殺後の額に10％を乗じた額（ただし、当該通貨の前号に規定する額が正の値を取る場合に限るものとする。この場合において、当該前号に規定する額を限度とする。）

イ　報告保険会社等の経済価値ベースのバランスシートに当該正味現在推計の額に係る現在推計の額及び再保険回収額が計上されていること。

ロ　当該子会社等又は支店が、当該外国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制その他これに類する規制の対象となっていること。

（正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額）

第百二十二条　第百二十条第一号に掲げる正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　前条に定める正味オープン・ポジションが正の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オープン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オープン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されていない場合にあっては、変動率を60％とする。

二　通貨ごとの前号の額を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額を算出する。

（正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額）

第百二十三条　第百二十条第二号に掲げる正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　第百二十一条に定める正味オープン・ポジションが負の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オープン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オープン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されていない場合にあっては、変動率を60％とする。

二　通貨ごとの前号の額の絶対値を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額を算出する。

第七款　資産集中リスク

（資産集中リスクの額）

第百二十四条　第百一条第六号に規定する資産集中リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

二　不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

（不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額）

第百二十五条　前条第一号に掲げる不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{Non-RE} = \sum_{E_i>T\text{となるi}} AC_i^{Non-RE} + 0.71656 \times T \times \sum_{E_i\leq T\text{となるi}} \frac{0.95K_i^{eq} + K_i^{cr}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$$

AC^{Non-RE}は、不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

AC_i^{Non-RE}は、取引相手方グループiに対する上限適用後資産集中リスクの額

E_iは、取引相手方グループiに対する正味エクスポージャーの額（次項において同じ。）

Tは、報告保険会社等が任意に定める閾値（ただし、E_i>Tを満たす取引相手方グループの数が10以上100以下となるように定めるものとする。）

K_i^{eq}は、取引相手方グループiに対するエクスポージャーに係る株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K_i^{cr}は、取引相手方グループiに対するエクスポージャーに係る信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

K^{eq}は、株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K^{cr}は、信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

2　前項のAC_i^{Non-RE}は、次の算式を用いて算出する。

$$AC_i^{Non-RE} = 0.71656 \times E_i \times \frac{0.95 \times \left(K_i^{eq} - K_i^{eq*}\right) + \left(K_i^{cr} - K_i^{cr*}\right)}{0.95K^{eq} + K^{cr}} + \min\left(0.71656 \times \frac{0.95E_iK_i^{eq*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \alpha_iE_i^{eq*}\right) + \min\left(0.71656 \times \frac{E_iK_i^{cr*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \beta_iE_i^{cr*}\right)$$

E_i^{eq*}は、取引相手方グループiに対する上限対象株式エクスポージャーの額

E_i^{cr*}は、取引相手方グループiに対する上限対象信用エクスポージャーの額

K_i^{eq*}は、取引相手方グループiに対する上限対象株式エクスポージャーに係る株式リスクの額（資産集中リスク計算用）

K_i^{cr*}は、取引相手方グループiに対する上限対象信用エクスポージャーに係る信用リスクの額（資産集中リスク計算用）

α_iは、取引相手方グループiに対する株式エクスポージャーの上限係数

β_iは、取引相手方グループiに対する信用エクスポージャーの上限係数

3　取引相手方グループとは、次の各号に掲げる関係のいずれかを有する複数の取引相手方から成るグループをいう。ただし、当該関係のいずれかを有する他の取引相手方が存在しない取引相手方については、当該取引相手方を取引相手方グループとみなす。

一　支配関係（一の取引相手方が直接的又は間接的に一又は二以上の他の取引相手方に対する支配権を有している関係をいう。）

二　経済的相互依存関係（一の取引相手方が資金調達又は返済に困難が生じた場合等財務上の問題に直面した場合に、結果として一又は二以上の他の取引相手方も資金調達又は返済に困難が生じる可能性が高いと認められる関係をいう。）

4　正味エクスポージャーの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一　正味エクスポージャーの額は、経済価値ベースの評価額に基づくオン・バランス及びオフ・バランスのポジションを含めるものとし、資産エクスポージャーを負債エクスポージャーと相殺した（相殺する権利に法的有効性がある場合に限る。）ネット・ポジションの額とする。

二　前号において、次のイからへまでに掲げるエクスポージャーの額は除外する。

イ　第百三十条第二項第一号の規定に基づき、信用エクスポージャーから除外されたもの

ロ　次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第百三十条第二項第一号に規定する信用エクスポージャーの除外対象に置き換えられたもの

ハ　次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第百四十五条第二号又は第百五十二条第一項第三号の規定によりリスク係数を０％としたもの

ニ　特別勘定等の資産又は資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産

ホ　信用保険に係るエクスポージャー

ヘ　店頭デリバティブ取引に係るもののうち、中央清算機関（金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。）へのエクスポージャー

三　第一号の正味エクスポージャーの額の算出において、再保険契約に係るエクスポージャーにあっては、第百三十条第五項に掲げる再保険による所要資本の額の削減額は含めないものとする。

四　第一号の正味エクスポージャーの額の算出において、オフ・バランスのポジションは、次節第二款に規定する店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引、同条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち同条第二十一項第五号イに掲げる取引に類似する取引をいう。以下この節及び次節において同じ。）を除く。）の信用エクスポージャーの額及び店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポージャーの額に基づくものとする。

5　第一項及び第二項のK_i^{eq}、K^{eq}及びK_i^{eq*}における株式リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポージャーの額のうち、第百十六条第一項に規定する株式リスクの資産区分に含まれるエクスポージャーに対して、第四款の規定に基づき算出した株式リスクの額とする。ただし、第百十八条の規定にかかわらず、資産区分ごとに計算した水準ストレスに対するリスクの額及びボラティリティ・ストレスに対するリスクの額の合計額とし、第四十六条の規定にかかわらず、マネジメント・アクションの効果を考慮しないものとする。

6　第一項及び第二項のK_i^{cr}、K^{cr}及びK_i^{cr*}における信用リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポージャーの額のうち、次節第二款第一目に規定する信用エクスポージャーに含まれるエクスポージャーに対して、次節の規定に基づき算出した信用リスクの額とする。

7　前項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチを適用した場合には、当該信用リスク削減手法によって保護された正味エクスポージャーの額は、当該正味エクスポージャーの取引相手方が属する取引相手方グループから、信用リスク削減手法の提供者が属する取引相手方グループに置き換えるものとする。

8　第六項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十六条第二項に規定するヘアカット・アプローチを適用した場合には、同項に規定する調整後再保険エクスポージャー（ただし、同項第二号イに規定する担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額は０とする。）を正味エクスポージャーの額とする。

9　第二項のE_i^{eq*}は、単体ベースにあっては正味エクスポージャーの額のうち子会社株式の額及び関連会社株式の額、連結ベースにあっては０とする。

10　第二項のα_iは、10％とする。

11　第二項のE_i^{cr*}は、正味エクスポージャーの額のうち、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるものの額の合計額とする。

一　グループ内再保険エクスポージャー　第百二十九条第一項第六号に規定する再保険に分類されたエクスポージャーであって、保険会社等が取引相手方グループiに属するもの

二　その他の資産　第百二十九条第一項第八号に規定するその他の資産

12　第二項のβ_iは、次の表の左欄に掲げる取引相手方グループの格付区分に応じ、同表の右欄に定める上限係数とする。

取引相手方グループの格付区分	上限係数（％）
１又は２	2
３	3
４	5
５	10

６又は７	20
無格付	15
債務不履行状態	20

（不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額）

第百二十六条　第百二十四条第二号に掲げる不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{RE} = \sum_{E_i^{RE} > 3\% \times IA となるi} 25\% \times (E_i^{RE} - 3\% \times IA)$$

AC^{RE}は、不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの額

E_i^{RE}は、不動産グループiに対する不動産エクスポージャーの額

IAは、保険事業に係る投資資産の額

２　前項の不動産グループについて、複数の不動産が互いに近接する（250メートル以内に存在する場合をいう。）場合には、同一の不動産グループに属するものとする。

３　第一項の不動産エクスポージャーの額は、直接的に保有する不動産及び間接的に保有する不動産（不動産ファンドを含む。）を含めるものとする。ただし、特別勘定等の資産、資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産及び信用保険に係るエクスポージャーを除外するものとする。

４　第一項の保険事業に係る投資資産の額は、保険事業に係る次の各号に掲げるもの（特別勘定等に属するものを除く。）の額の合計額とする。

一　現金及び預貯金

二　コールローン

三　買現先勘定

四　債券貸借取引支払保証金

五　買入金銭債権

六　商品有価証券

七　金銭の信託

八　有価証券

九　貸付金

十　有形固定資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

十一　貸倒引当金のうち投資その他これに類する行為に係るもの

十二　投資損失引当金

十三　その他の資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

第八款　市場リスクの統合

（市場リスクの統合）

第百二十七条　第百一条における統合方法は、同条第一号から第六号までに掲げる額を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数により統合することをいう。

一　第百十二条に規定するスプレッドリスクの額において、上昇ストレスに基づき計算されたリスクの額が、下降ストレスに基づき計算されたリスクの額以上の場合　次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

	金利リスクの額	スプレッドリスクの額	株式リスクの額	不動産リスクの額	為替リスクの額	資産集中リスクの額
金利リスクの額	1.00	0.25	0.25	0.25	0.25	0.00
スプレッドリスクの額	0.25	1.00	0.75	0.50	0.25	0.00
株式リスクの額	0.25	0.75	1.00	0.50	0.25	0.00
不動産リスクの額	0.25	0.50	0.50	1.00	0.25	0.00
為替リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00	0.00
資産集中リスクの額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

二　前号以外の場合　次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

	金利リスクの額	スプレッドリスクの額	株式リスクの額	不動産リスクの額	為替リスクの額	資産集中リスクの額
金利リスクの額	1.00	0.25	0.25	0.25	0.25	0.00
スプレッドリスクの額	0.25	1.00	0.00	0.00	0.25	0.00
株式リスクの額	0.25	0.00	1.00	0.50	0.25	0.00
不動産リス	0.25	0.00	0.50	1.00	0.25	0.00

クの額						
為替リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00	0.00
資産集中リスクの額	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

第六節　信用リスク

第一款　総則

（信用リスクの額）

第百二十八条　第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　各信用エクスポージャーに係る信用リスク額の合計額（第百三十条に規定する信用エクスポージャーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポージャーの信用リスクの額の合計額をいう。）

二　特別勘定等を設けた保険契約に係る信用リスクの額（信用リスクに起因する損失が生じた場合に生じ得る特別勘定等を設けた保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額の増加額をいう。）

三　信用保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が信用保険であるものの額の合計額をいう。）

第二款　各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額

第一目　信用エクスポージャー

（信用エクスポージャーの区分）

第百二十九条　信用エクスポージャーは、次の各号に掲げる区分に分類する。ただし、第三号に掲げるインフラ投資については、別表十二に定めるインフラ投資のうち負債性投資（債券又は貸付金（第四号から第八号までに掲げるものを除く。）をいう。）であるものに限り、分類することができるものとする。

一　公共部門（地方公共団体及び政府関係機関であって、その債務が中央政府により発行又は保証されていない組織に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（第三号から第八号までに掲げるものを除く。））

二　企業（会社、組合その他これらに準ずる事業体に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（次号から第八号までに掲げるものを除く。））

三　インフラ投資

四　証券化商品

五　再証券化商品

六　再保険

七　不動産ローン

八　その他の資産（保険約款貸付、規制対象銀行等の預金及びその他短期債権、代理店貸、未収保険料並びにその他の未収金及び前払費用）

２　前項第八号に含まれる規制対象銀行等の預金及びその他短期債権は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（外国の規制を含む。）の対象である銀行その他の金融機関への預金（保険会社等がその払戻しを任意の時期に請求することができるものに限る。）及び発行時における満期が三月未満のその他の債権をいう。

（信用リスクのエクスポージャーの額）

第百三十条　信用エクスポージャーの額は、経済価値ベースの評価に基づく資産エクスポージャーの額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に対する負債エクスポージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスポージャーと相殺後の額が０を下回る場合にあっては、０とする。）及び第百三十二条に定めるオフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額を基礎として、次項から第五項までの規定を考慮したものとする。

２　第一項において、次の各号に定めるものは、信用エクスポージャーの額に含めないものとする。

一　中央政府等（中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の地方公共団体金融機構、国際開発金融機関（イに定めるものをいう。）、特定国際機関（ロに定めるものをいう。）及び国際開発銀行（複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう。）をいう。第百四十四条、第百四十八条及び第百五十三条において同じ。）に対する信用エクスポージャー

イ　国際開発金融機関は、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行をいう。

ロ　特定国際機関は、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティをいう。

二　前節第四款に定める株式リスクの額の計算において、第百十六条に規定する資産区分に含める資産

三　特別勘定等に属する資産であって、当該資産の全ての信用リスクが保険契約者に転嫁されているもの

四　前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーのうち、政府又は保険業を営む者の共

同体との間で締結することが法令により義務づけられている再保険契約に係るもの

五　第百二十八条第三号の信用保険に係るリスクの額に含まれるもの

3　第四十八条第二号の規定にかかわらず、前章第三節第二款において払込未済のTier２資本調達手段の額に含まれるとした金融商品等は、当該金融商品等の提供者に対する信用エクスポージャーの額に含めるものとする。

4　未収保険料については、当該未収保険料に係る保険契約に対して経済価値ベースの保険負債の額を計上しており、かつ、保険契約者の債務不履行に伴い当該契約が失効する場合において当該経済価値ベースの保険負債の額と当該未収保険料の額を同時に取り崩すとき、当該契約に係る未収保険料を信用エクスポージャーの額から除くことができる。

5　前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に対する負債エクスポージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスポージャーと相殺後の額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。

6　前項の再保険による所要資本の額の削減額は、第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額及び同号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額において、再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額から、再保険によるリスク削減手法の効果を反映した場合のリスクの額を控除した額をいい、これらの計算に当たっては、マネジメント・アクションの効果を認識しないものとする。

7　第九十二条第二号及び第九十八条の規定は、当該規定を適用している場合における前項に規定する再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額の算出について準用する。この場合において、これらの規定中「正味既経過保険料」とあるのは「既経過保険料」と読み替えるものとする。

（資産留保型再保険契約における負債の取扱い）

第百三十一条　信用エクスポージャーが次項に掲げる資産留保型再保険契約に係るものの場合には、前条第五項の規定にかかわらず、信用エクスポージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額とし、当該再保険契約が次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、経済価値ベースのバランスシートの負債の部における当該再保険契約に係る再保険借及びその他の負債の額と相殺することができるものとする（相殺後の額が０を下回る場合にあっては、０とする。）。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（再保険者が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、一の債権又は債務（当該再保険契約に係る保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。）とすることが書面によって契約上定められていること（以下この項において、当該契約上の定めを「ネッティング契約」という。）。

二　当該ネッティング契約について、当該ネッティング契約に関係する全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。

三　関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該ネッティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。

2　資産留保型再保険契約とは、次の各号に掲げる再保険契約であって、再保険者との決済において現金の収受を行わずに再保険貸借勘定を用いるものをいう。

一　共同保険式再保険（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険（平成十年大蔵省告示第二百三十三号）第二条第二項に規定する共同保険式再保険をいう。）

二　修正共同保険式再保険（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険第二条第三項に規定する修正共同保険式再保険をいう。）

（オフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額）

第百三十二条　オフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額は、店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）にあっては次条に規定するカレント・エクスポージャー方式（再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより信用エクスポージャーの額を算出する方法をいう。次条において同じ。）により計算した信用エクスポージャーの額、その他のオフ・バランス取引にあっては第百三十五条に規定する信用エクスポージャーの額とする。

（店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスポージャーの額）

第百三十三条　店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスポージャーの額は、カレント・エクスポージャー方式に基づき、再構築コストの額及びアドオンの額の合計額とする。

2　前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一　グロス再構築コストの額（デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいい、０を下回る場合には、０とする。）

二　ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引について、取引ごとに算出した時価評価額を相殺した後の純額をいい、０を下回る場合には、０とする。以下この節において同じ。）

3　第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一　グロスのアドオンの額（次の表の左欄に掲げる取引区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引区分の取引の想定元本額（実効想定元本額に基づくものとする。当該取引の構造により、表面上の想定元本額にレバレッジがかかっている又は増大されている場合には、実効想定元本額を用いるものとする。）に同表の右欄に定めるアドオン係数（元本を複数回交換する取引にあっては、各アドオン係数に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額をいう。）

取引区分	残存期間	アドオン係数（%）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	1.0
	一年超五年以内	5.0
	五年超	7.5
金利関連取引	一年以内	0.0
	一年超五年以内	0.5
	五年超	1.5
株式関連取引	一年以内	6.0
	一年超五年以内	8.0
	五年超	10.0
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	7.0
	一年超五年以内	7.0
	五年超	8.0
その他のコモディティ関連取引	一年以内	10.0
	一年超五年以内	12.0
	五年超	15.0

（注１）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が０になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とする。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン係数は0.5%を下限とする。

（注２）　取引区分の欄に掲げられた各取引に当てはまらないデリバティブは、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うものとする。

（注３）　同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスポージャーの額に加えることを要しない。

（注４）　再構築コストが正値か負値かにかかわらず、全ての店頭デリバティブ取引（同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。）についてグロスのアドオン額を計算するものとする。

二　次の算式により得られるネットのアドオンの額

$0.4 \times$ グロスのアドオンの額 $+ 0.6 \times \mathrm{NGR} \times$ グロスのアドオンの額

NGRは、ネット再構築コストの額をグロス再構築コストの額（デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいう。）で除して得られる値（当該計算は取引相手方ごとに行うことも、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となる全ての取引の合算で行うこともできる。当該合算の場合は、単一のNGRを計算し、全ての取引相手方に適用するものとする。）

（法的に有効な相対ネッティング契約）

第百三十四条　前条の法的に有効な相対ネッティング契約は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該契約の対象である全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務（当該契約の対象である全ての保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。）とすることが書面によって契約上定められていること（以下この条において、当該契約上の定めを「相対ネッティング契約」という。）。

二　当該相対ネッティング契約について、当該相対ネッティング契約に関係する全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。

三　ある取引が所要資本の額の計算においてネッティングの対象であることを認識する前に、当該取引が法的に有効な相対ネッティング契約の対象であることを検証するプロセスが整備されていること。

四　関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該相対ネッティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。

五　当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

六　ウォーク・アウェイ条項（ネッティングの結果、債務不履行当事者が債権者となった場合に債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項を

いう。）が付帯されていないこと。

（その他のオフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額）

第百三十五条　店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポージャーの額は、別表十五の左欄に掲げる取引区分に応じて、同表の中欄に定める信用換算係数を当該取引の想定元本額に乗じて得られた額とする。

第二目　実効残存期間

（実効残存期間）

第百三十六条　信用エクスポージャーの実効残存期間は、次の算式により算出される加重平均残存期間とする。

$$\frac{\sum_t t \times CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF_tは、t時点において契約により債務者が保険会社等へ支払うべきキャッシュ・フロー

2　前項の実効残存期間の計算は、格付区分ごとに信用エクスポージャーを取引相手方グループ（第百二十五条第三項の規定に基づく取引相手方グループをいう。）で合算して行う。

3　次款に定める適格担保又は適格保証等による置換えアプローチを適用する場合であっても、第一項の実効残存期間は、適格担保又は適格保証等の残存期間を考慮せず、第一項の規定に基づく信用エクスポージャーの実効残存期間とする。

4　第一項の算式により実効残存期間を計算できない場合は、当該算式よりも保守的な手法により信用エクスポージャーの実効残存期間を計算することができる。

5　第百二十九条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーのうち、再保険による所要資本の額の削減額の実効残存期間は、一年超二年以下とする。

（法的に有効な相対ネッティング契約の実効残存期間）

第百三十七条　前条の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約下にある店頭デリバティブ取引の実効残存期間は、取引ごとの実効残存期間を当該取引の想定元本額で加重平均した期間とする。

第三目　リスク係数

（不動産ローン以外のリスク係数）

第百三十八条　第百二十九条第一項第一号から第六号までに掲げる信用エクスポージャーに係るリスク係数は、次の各号に掲げる信用エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める別表に掲げる格付区分及び実効残存期間ごとのリスク係数の欄に掲げる率とする。

一　公共部門　別表十三第一号

二　企業及び再保険　別表十三第二号

三　インフラ投資　別表十三第三号

四　証券化商品　別表十三第四号

五　再証券化商品　別表十三第五号

2　前項の格付区分は、第四条に定める格付区分を用いるものとする。なお、証券金融取引についての格付区分は、取引相手方の格付又は貸し付けられた証券の格付のうち最下位の格付区分を用いるものとする。

3　保険会社等が、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの提供により信用リスクを引き受けている場合には、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの対象となる債権のリスク係数を用いるものとする。

4　第百二十九条第一項第八号に掲げるその他の資産のリスク係数は、次の表の左欄に掲げる信用エクスポージャーの種類の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。

信用エクスポージャーの種類	リスク係数（%）
規制対象銀行等の預金及びその他短期債権	0.4
保険約款貸付	0.0
未収保険料	8.0
代理店貸	6.3
その他の未収金及び前払費用	8.0

（不動産向け信用エクスポージャーの分類）

第百三十九条　第百二十九条第一項第七号に掲げる不動産ローンに係る信用エクスポージャーは、次の各号に掲げるものに分類してリスク係数を定める。

一　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもの

二　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもの

三　居住用の不動産に係るもの

（返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十条　前条第一号の返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数は、次の表の左欄に掲げるCM区分（不動産ローンに係る区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、次項に定めるところによりCM区分を判定するに当たってLTV比率を入手することができな

い場合にあっては、リスク係数を８％とする。

CM区分	リスク係数（％）
1	4.8
2	6.0
3	7.8
4	15.8
5	23.5
延滞債権又は差押え中の債権	35.0

2　前項のCM区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによるものとする。

一　LTV比率及びDSC比率を入手することができる場合　次の表の比率の区分に応じ、１から５までのCM区分に分類すること。

DSC比率／LTV比率	60％未満	60％以上70％未満	70％以上80％未満	80％以上90％未満	90％以上100％未満	100％以上
60％未満	3	3	3	4	4	5
60％以上80％未満	3	3	3	4	4	5
80％以上100％未満	3	3	3	4	4	5
100％以上120％未満	2	2	3	3	4	4
120％以上140％未満	2	2	3	3	3	3
140％以上160％未満	1	2	2	2	3	3
160％以上180％未満	1	1	1	2	3	3
180％以上200％未満	1	1	1	2	2	2
200％以上	1	1	1	2	2	2

二　LTV比率を入手することができるがDSC比率を入手することができない場合　次の表のLTV比率の区分に応じ、１から４までのCM区分に分類すること。

LTV比率	CM区分
60％未満	1
60％以上80％未満	2
80％以上100％未満	3
100％以上	4

3　前二項のLTV比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう（次条及び第百四十二条において同じ。）。

一　基準日時点のエクスポージャーの額（次款に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。）。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスポージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者（自らを除く。）の担保に付された不動産により保全された基準日時点のエクスポージャーの額を加えた額とする。

二　当該不動産に係る信用供与の実行時点における担保に付された不動産の価値。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ　固有の事象により不動産の価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ　増改築により不動産の価値が上昇する場合

4　第二項のDSC比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう。

一　正味稼働利益の額（ある期間における賃料その他の収入から当該不動産に係る経費を控除した額をいう。）

二　元利金返済額（前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元利金の返済額いう。）

（返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十一条　第百三十九条第二号の返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもののリスク係数は、次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、LTV比率を入手できない場合にあっては、LTV比率>60％のLTV比率の区分に応じたリスク係数を用いるものとする。

LTV比率	リスク係数
LTV比率≤60％	取引相手方が該当する第百二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスポージャーの区分に応じた第百三十八条に規定す

	るリスク係数又は3.6%のうちいずれか低い方
LTV比率>60%	取引相手方が該当する第百二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスポージャーの区分に応じた第百三十八条に規定するリスク係数

（居住用の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十二条　第百三十九条第三号の居住用の不動産に係るもののリスク係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次の各号に定めるリスク係数をいう。ただし、延滞債権又は差押え中の債権は、リスク係数を35%とする。

一　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している場合　次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数（ただし、LTV比率を入手することができない場合にあっては、LTV比率>80%のLTV比率の区分に応じたリスク係数）

LTV比率	リスク係数（%）
LTV比率≤60%	4.2
60%<LTV比率≤80%	5.4
LTV比率>80%	7.2

二　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない場合　次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数（ただし、LTV比率を入手することができない場合にあっては、LTV比率>100%のLTV比率の区分に応じたリスク係数）

LTV比率	リスク係数（%）
LTV比率≤40%	1.5
40%<LTV比率≤60%	1.8
60%<LTV比率≤80%	2.1
80%<LTV比率≤90%	2.7
90%<LTV比率≤100%	3.3
LTV比率>100%	4.5

第三款　信用リスク削減手法の適用

第一目　総則

（信用リスク削減手法の適用）

第百四十三条　信用リスク削減手法とは、次条に規定する適格担保、第百四十六条第一項に規定する適格担保（損害再保険契約）及び第百四十七条に規定する適格保証等をいう。

2　次の各号に掲げる事由の全てに該当する場合は、各信用エクスポージャーに係る信用リスクの額の計算において、次目又は第三目の規定に基づき信用リスク削減手法を適用することができる。

一　適格格付機関が当該信用エクスポージャーに付与する格付に、信用リスク削減手法の効果が反映されていないこと。

二　当該信用エクスポージャーに係る信用リスクの額を除くこの章及び次章における各リスクの額の計算において、信用リスク削減手法の利用の効果が反映されていないこと。

三　当該信用リスク削減手法に係る全ての文書が、取引に関係する全ての当事者を拘束する効力を有するとともに、当該取引に関連する全ての法域の法令に照らして有効であること。

四　前号の法的有効性が継続的に検証されていること。

3　ある単一の信用エクスポージャーに対して、複数の信用リスク削減手法を有している場合には、当該信用エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後の信用エクスポージャーごとにそれぞれの信用リスク削減手法を適用するものとする。

第二目　担保の認識

（適格担保）

第百四十四条　適格担保とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

一　担保が、次のイからヘまでに掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　中央政府等が発行する有価証券（投資信託等を除く。）

ロ　格付区分４又は４より上位の発行体が発行する有価証券（投資信託等を除く。）

ハ　金

ニ　投資信託等であって、次に掲げる条件の全てを満たすもの

⑴　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

⑵　当該投資信託等の投資対象が、イ、ロ及びハのみに限定されていること。

ホ　信用状

ヘ　現金

二　当該担保が供されている信用エクスポージャーに係る信用リスクと当該担保に係る信用リスクが顕著な正の相関を有しないこと。

三　保険会社等が、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手方又は当該担保の管理の受託者に対して、当該担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。

四　保険会社等は、当該担保に係る担保権を維持し、実行するために必要な全ての措置を講じていること。

五　保険会社等が、当該担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、法令で求められる全ての手続その他の適切な内部手続を設けていること。

六　当該担保の管理が第三者に委託されている場合には、保険会社等が、受託者が当該担保と受託

者自身の資産とを分別管理していることを確認していること。

七　当該担保が供されている信用エクスポージャーの残存期間が、当該担保が供される期間を超えていないこと。

（置換えアプローチによる信用リスク削減効果の認識）

第百四十五条　信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保の場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一　信用エクスポージャーの額のうち、適格担保の時価（ただし、信用エクスポージャーの額を限度とする。）に対しては、当該信用エクスポージャーのリスク係数に代えて、当該担保の格付区分に基づくリスク係数を適用する。ただし、適格担保が第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に含まれる資産の場合にあっては、第百十七条第一項に規定する下落率を適用するものとする。

二　前号において、適格担保が現金の場合は、適格担保の時価に対して適用するリスク係数を０％として、前号の計算を適用する。

三　前二号において、適格担保の通貨と信用エクスポージャーの通貨が異なる場合は、適格担保の時価に80％を乗じた上で、前二号の規定を適用する。

（担保付損害再保険契約におけるヘアカット・アプローチによる信用リスク削減効果の認識）

第百四十六条　適格担保（損害再保険契約）とは、損害再保険契約（再保険契約のうち、再保険に付された保険契約が損害保険契約等であるものをいう。以下この条において同じ。）に対して、基準日以降少なくとも一年間にわたり供される第百四十四条第一号から第六号までに掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

２　前条の規定にかかわらず、第百二十九条第一項第六号に掲げる再保険に係る信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保（損害再保険契約）の場合には、次の各号に定めるヘアカット・アプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一　前款第一目の規定にかかわらず、次の算式により得られる調整後再保険エクスポージャーの額を担保付損害再保険契約（適格担保（損害再保険契約）が供されている損害再保険契約をいう。以下この項において同じ。）の信用エクスポージャーの額として、当該信用エクスポージャーに係る信用リスクの額を計算する。

担保付損害再保険契約の調整後再保険エクスポージャーの額
＝担保付損害再保険契約の再保険回収額及び再保険貸の額
＋担保付損害再保険契約に係る所要資本の額
－適格担保（損害再保険契約）の時価

二　前号の担保付損害再保険契約に係る所要資本の額は、次のイからハまでに掲げる額に応じ、当該イからハまでに定める額を、第百五十五条に規定する統合方法を準用して統合した額をいう。この場合において、同条中「巨大災害リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額」と、「市場リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額」と、「信用リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額」と読み替えるものとする。

イ　担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額　第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額の計算において認識した当該担保付損害再保険契約による所要資本の額の削減額（第百三十条第六項及び第七項の規定に従い、当該担保付損害再保険契約に対して計算した再保険による所要資本の額の削減額をいう。）

ロ　担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額　当該適格担保（損害再保険契約）の時価に、第百二十九条に規定する当該適格担保（損害再保険契約）の分類に基づく前款第三目に規定するリスク係数を乗じた額

ハ　担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額　次の⑴から⑹までに掲げる額の区分に応じ、当該⑴から⑹までに定めるところによる額を第百二十七条に規定する統合方法を準用して統合した額

⑴　担保付損害再保険契約に係る金利リスクの額　前節第二款において、第百三条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の金利リスクの額

⑵　担保付損害再保険契約に係るスプレッドリスクの額　前節第三款において、第百十二条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合のスプレッドリスクの額

⑶　担保付損害再保険契約に係る株式リスクの額　前節第四款において、第百十五条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の株式リスクの額

⑷　担保付損害再保険契約に係る不動産リスクの額　前節第五款において、第百十九条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の不動産リスクの額

⑸　担保付損害再保険契約に係る為替リスクの額　前節第六款において、第百二十一条の正味オープン・ポジションを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合（同条第二号の規定は適用しないものとする。）の為替リスクの額（ただし、第百二十二条の正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額の計算において、基準通貨は当該担保付損害再保険契約に付された保険契約の基礎となる通貨とし、基準通貨と正味オープン・ポジションの通貨が一致する場合にあっては変動率を０％として計算するものとする。）

⑹　担保付損害再保険契約に係る資産集中リスクの額　前節第七款において、資産エクスポージャーを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の資産集中リスクの額

第三目　保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識

（適格保証等）

第百四十七条　適格保証等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　次条及び第百四十九条に規定する要件の全てを満たす保証

二　次条及び第百五十条に規定する要件の全てを満たすクレジット・デリバティブ取引

（保証及びクレジット・デリバティブ取引に共通の要件）

第百四十八条　適格保証等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　保証人又はプロテクション提供者（クレジット・デリバティブ取引により、信用リスク削減効果を提供する者をいう。以下この目において同じ。）が保険会社等（ただし、連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。）ではなく、かつ、次のイ又はロに該当すること。

イ　中央政府等

ロ　イに掲げる主体以外の主体（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）であって、適格格付機関が被保証債権又は原債権の債務者より上位の格付区分の格付を付与しているもの

二　保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。

三　被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブ取引の対象となる債権の範囲が明らかであること。

四　保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引による信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。

五　保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと。

六　被保証債権又は原債権の債務者の信用状態が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。

七　保証について被保証債務に支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブ取引について次のイからハまでに掲げる事由が生じた場合には、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。

イ　原債権に係る支払不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）

ロ　原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ　原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

八　保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が、被保証債権又は原債権の残存期間を下回る場合には、次のイ又はロのいずれにも該当しないこと。

イ　当該保証又はクレジット・デリバティブ取引が法的に有効となった時点において、保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が一年未満

ロ　保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が三月以下

2　前項第八号における被保証債権又は原債権の残存期間は、債務の履行がなされる期日として考え得るもののうち最も遅い期日までの期間とし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下この条及び第百五十条第二号において同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めるものとする。

3　第一項第八号における保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間（被保証債権又は原債権の残存期間に猶予期間が設けられている場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、当該猶予期間を考慮しない場合の信用エクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間は、当該猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次の各号に定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れた上で最短の残存期間を用いるものとする。

一　保証又はクレジット・デリバティブ取引を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

二　保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引を終了させる権利を保有し、保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引を早期に終了させる相応の動機（保証又はクレジット・デリバティブ取引を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。）を持つときは、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

（保証に関する要件）

第百四十九条　保証である適格保証等は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　保証債務を履行すべき事由が生じた場合は、保険会社等は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

二　保証人の義務が明示的に文書化されていること。

三　被保証債権の債務者が保険会社等に支払うべき債務の全てを保証の対象としていること。

2　前項第三号の規定にかかわらず、被保証債務が限定されている場合には、当該被保証債務以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、信用エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができる。

（クレジット・デリバティブ取引に関する要件）

第百五十条　クレジット・デリバティブ取引である適格保証等は、第百四十八条に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一　第百四十八条第一項第七号イ、ロ又はハに掲げる事由（以下この条において「信用事由」という。）の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

二　不払により債務不履行が生じたとみなすために必要な、原債権の猶予期間が終了する前に終了しないこと。

三　プロテクション提供者が信用事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。

四　信用事由の発生に基づく決済のために、保険会社等がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意が理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。

五　保険会社等がプロテクション提供者に信用事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が明確であること（当該判断をプロテクション提供者のみが行い得るとされている場合を除く。）。

六　原債権が決済のための参照債務（信用事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務をいう。以下この号において同じ。）に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であって、かつ、決済のための参照債務に法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について信用事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。次号において同じ。）が付されていること。

七　原債権が信用事由判断のための参照債務（信用事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。以下この号において同じ。）に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照債務と原債権の債務者が同一であって、かつ、信用事由判断のための参照債務に法的に有効なクロス・デフォルト条項等が付されていること。

八　当該クレジット・デリバティブ取引が、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ（クレジット・デリバティブ取引のうち、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた法人、国家その他これらに類するものに、当事者があらかじめ定めたプロテクション提供者が支払を行うべき事由が発生した場合に限り、相手方が金銭その他の財産を支払うことを約する取引をいう。）又はトータル・リターン・スワップ（クレジット・デリバティブ取引のうち、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた法人、国家その他これらに類するものが発行する資産又は当該資産を複数組み合わせたものに係る全ての損益に相当する金銭その他の財産を相手方が支払うことを約する取引をいう。以下この号において同じ。）であること。ただし、保険会社等が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

（クレジット・デリバティブ取引が条件の一部を満たさない場合）

第百五十一条　クレジット・デリバティブ取引が、第百四十八条第一項第七号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き第百四十八条及び前条に掲げる要件の全てを満たす場合には、原債権のうち当該クレジット・デリバティブ取引の想定元本額の60％に相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合は、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の60％を限度とする。

（置換えアプローチによる適格保証等の信用リスク削減効果の認識）

第百五十二条　信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法が適格保証等である場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一　信用エクスポージャーの額のうち、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額（前条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）に対しては、被保証債権又は原債権のリスク係数に代えて、保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づくリスク係数を適用する。

二　前号において、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分が信用エクスポージャーの額より小さい場合であって、保険会社等と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失を信用エクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する方法で負担するときは、信用エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする

。

三　第一号において、銀行その他の金融機関への預金のうち、預金保険機構により保証されていることにより預金保険機構のリスク係数を適用することとなった場合は、リスク係数を０％とする。

四　保険会社等が信用エクスポージャーの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転することによって提供される適格保証等の場合にあっては、保険会社等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転した階層と留保した階層の優先度が異なるときは、被保証債権又は原債権のリスク係数に代えて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるリスク係数を適用するものとする。

イ　移転した階層　保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数

ロ　留保した階層　分割された階層に適格格付機関による格付が付与されている場合は、当該格付による格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数とし、分割された階層に適格格付機関による格付が付与されていない場合は、別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数

五　第一号において、適格保証等が、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額に対しては別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数を適用するものとする。

六　第一号において、適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引の想定元本額に80％を乗じた額を被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額として、同号の規定を適用する。

２　適格保証等の残存期間が信用エクスポージャーの残存期間を下回る場合は、次の各号に掲げるところに従い算出した残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額を前項の置換えアプローチに適用する。

一　次の算式を用いて算出する。

$$Pa = P \times \frac{t - 0.25}{T - 0.25}$$

Paは、残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額

Pは、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額（適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、前項第六号の規定を適用後の額とする。）

tは、適格保証等の残存期間を年数で表示した値（ただし、tがT（次に掲げるものをいう。）よりも大きい場合にはTを用いる。）

Tは、信用エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値（ただし、信用エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、５とする。）

二　前号の信用エクスポージャーの残存期間は、第百四十八条第二項に規定する残存期間とする。

三　第一号の適格保証等の残存期間は、第百四十八条第三項に規定する残存期間とする。

（中央政府等による再保証等）

第百五十三条　信用エクスポージャーに対する保証について、中央政府等が再保証を行っている場合には、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該保証を中央政府等によるものとして扱うことができる。

一　中央政府等による再保証が、保証の対象である債務のうち元本その他の全ての関連債務を対象としていること。

二　信用エクスポージャーに対する保証及び中央政府等による再保証が、それぞれ第百四十八条及び第百四十九条に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等による再保証は、第百四十八条第一項第二号及び第三号の要件を満たすことを要しない。

三　中央政府等による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

第七節　オペレーショナル・リスク

（オペレーショナル・リスクの所要資本の額の算出）

第百五十四条　第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか小さい額とする。

一　上限適用前のオペレーショナル・リスクの額

二　次のイ及びロに掲げる額の合計額に20％を乗じた額

イ　第四十五条第一項第一号イ(1)から(5)までに掲げる額を次条の表に定めるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額

ロ　第四十五条第一項第一号ロに掲げる額

２　前項第一号に掲げる上限適用前のオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に規定する額の合計額とする。

一　損害保険に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに規定する額のうちいずれか大きい額及びハに規定する額の合計額

イ　損害保険契約等の当事業年度の収入保険料（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。）に2.75％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ロ　損害保険契約等の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に2.75％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　損害保険契約等の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額とする。）に2.75％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

二　生命保険（有リスク）契約（生命保険契約等であって、次号に規定する生命保険（無リスク）契約以外の保険契約をいう。以下この号において同じ。）に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに定める額のうちいずれか大きい額及びハに規定する額の合計額

イ　生命保険（有リスク）契約の当事業年度の収入保険料（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。）に４％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ロ　生命保険（有リスク）契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.45％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　生命保険（有リスク）契約の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額（ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120％を乗じた額を控除した額とする。）に４％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

三　生命保険（無リスク）契約（生命保険契約等であって、特別勘定等を設けた保険契約をいう。以下この号において同じ。）に係るオペレーショナル・リスクの額として、生命保険（無リスク）契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.40％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

第八節　保険事業に係る所要資本の統合

（保険事業に係る所要資本の統合）

第百五十五条　第四十五条第一項第一号イに掲げる統合方法は、同号イ⑴から⑸までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額に同号イ⑹に掲げる額を加えることをいう。

	生命保険リスクの額	損害保険リスクの額	巨大災害リスクの額	市場リスクの額	信用リスクの額
生命保険リスクの額	1.00	0.00	0.25	0.25	0.25
損害保険リスクの額	0.00	1.00	0.25	0.25	0.25
巨大災害リスクの額	0.25	0.25	1.00	0.25	0.25
市場リスクの額	0.25	0.25	0.25	1.00	0.25
信用リスクの額	0.25	0.25	0.25	0.25	1.00

第九節　所要資本における税効果

（所要資本における税効果）

第百五十六条　第四十五条第一項第一号ハに掲げる所要資本の税効果の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により計算した額とする。

一　単体ベースの計算を行う場合　第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に法定実効税率及び80％を乗じた額、又は次のイ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

イ　直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額（ただし、事業上の重要な変化が見込まれる場合は、当該重要な変化の影響を考慮した額とし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額とする。次号ロにおいて同じ。）に法定実効税率及び50％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ロ　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額（無形固定資産、退職給付に係る資産又は前払年金費用に係る繰延税金負債を除く。以下この条において同じ。）から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額を控除した額、又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15％を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

二　連結ベースの計算を行う場合　第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び80％を乗じた額、又は次のイからハまでに掲げる額の合計額からニに掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

イ　外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額。

ロ　直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び50％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ニ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額を控除した額又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15％を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

三　前号イに規定する外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額は、外国の連結子会社等ごとに計算した次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか小さい額の合計額に85％を乗じた額とする。

イ　外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額（過去の事業年度における納税額のうち、基準日時点で課税損失が発生した場合に、外国の法令に基づき、還付を受けられる額の最大額をいう。ただし、中間期末にあっては、前事業年度における外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額とする。以下この号において同じ。）。ただし、外国の法令において、欠損金の繰戻還付が認められない場合にあっては、０とする。

ロ　第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に、貸借対照表等における当該子会社等に係る保険負債の額（責任準備金、支払備金、契約者配当準備金及び外国の法令に基づくこれらに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）及び第三十五条第二項に規定する実効税率を乗じ、貸借対照表等における保険負債の額で除した額。

第十節　非保険事業

（非保険事業）

第百五十七条　第四十五条第一項第二号に掲げる非保険事業に係る所要資本の額は、次の各号に定める会社の分類ごとに規定する計算方法により、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等ごとに計算した所要資本の額の合計額とする。

一　固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等（非保険金融会社等（法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十七号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社並びに同項第十八号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十六号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社、同項第十七号に掲げるものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社並びに同項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。以下この条において同じ。）のうち、法令に基づき経営の健全性を判断するための基準を計算しなければならない連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。）

二　固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等（非保険金融会社等のうち、前号に該当するもの以外の連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。）

三　非金融子会社等（非保険事業を営む連結子会社等及び持分法が適用される子会社等のうち、前二号に該当するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）

２　前項第一号に掲げる固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一　連結子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等（法第百六条第一項第三号及び第九号又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号及び第九号に掲げる会社をいう。以下この条において同じ。）の場合　次の⑴又は⑵に掲げる区分に応じ、当該⑴又は⑵に定めるところにより計算した額

⑴　国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下このイにおいて同じ。）の場合　銀行告示第三十七条に規定する算式の分母の額（ただし、銀行告示第四十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。）に４％を乗じて得た額その他これに類するものの額

⑵　国内基準行以外の場合　銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母の額（ただし、銀行告示第二十四条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。）に８％を乗じて得た額その他これに類するものの額又は銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた

めの基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下この条において「レバレッジ比率告示」という。）第六条に規定する総エクスポージャーの額に３％を乗じて得た額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額

ロ　銀行等以外の場合　金融商品取引法第四十六条の六に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額その他これに類するものの額、又は銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母におけるオペレーショナル・リスク相当額の合計額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

二　持分法が適用される子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等の場合　前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ　銀行等以外の場合　前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

３　第一項第二号に掲げる固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一　連結子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等の場合　レバレッジ比率告示第六条に規定する総エクスポージャーの額に４％を乗じて得た額その他これに類するものの額

ロ　銀行等以外の場合　直近三年間における総収入（業務粗利益その他これに類するものの額から、国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この条において同じ。）の平均値（ただし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近三年間における総収入の平均値とする。）に15％を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）。

二　持分法が適用される子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等の場合　前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ　銀行等以外の場合　前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

４　第一項第三号に掲げる非金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより得られる額の絶対値に、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百十六条第二項本文に規定する株式に該当する場合は35％を、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百十六条第四項本文に規定する株式に該当する場合は48％を、その他の場合は49％を乗じて得た額とする。ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。

一　連結子会社等の場合　実質価額から前章第二節第四款に規定するTier１適格資本の調整の額及び前章第三節第四款に規定するTier２適格資本の調整の額のうち当該連結子会社等に係る額を控除した額

二　持分法が適用される子会社等の場合　持分法による評価額

第六章　内部モデル手法

（内部モデル手法の承認）

第百五十八条　報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、前章（第九十一条を除く。）の規定にかかわらず、内部モデル手法（この章に定めるところにより、報告保険会社等独自のモデルを用いて所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いて適用対象に係る所要資本の額を算出することができる。

２　内部モデル手法採用社（前項の承認を受けて内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この章において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる内部モデル手法に係る変更を行うことができる。

一　第百六十条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更

二　第百七十条第二項第一号及び第二号に規定する内部モデル手法等（内部モデル手法及び当該内部モデル手法に関する経営管理態勢をいう。以下この項、第百七十条及び第百七十一条において同じ。）の重要な変更

三　第百七十条第二項に規定する内部モデル手法等の変更方針の変更

（内部モデル手法の適用対象）

第百五十九条　前条の内部モデル手法の適用対象は、第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額とする。ただし、子会社化直後の特例手法適用子会社及び控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第百八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）に係る額を除く。

（内部モデル手法に係る承認の申請）

第百六十条　内部モデル手法について第百五十八条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保

険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一　商号又は名称

二　ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　内部モデル手法実施計画

四　第百六十二条各号に規定する内部モデル手法の承認に係る基準に適合していることを示す書類

五　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一　内部モデル手法を適用する範囲及び内部モデル手法の適用を開始する日

二　部分内部モデル手法（前条に規定する内部モデル手法の適用対象のうち、その一部のみに適用される内部モデル手法をいう。以下この章において同じ。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　部分内部モデル手法を適用する場合　当該部分内部モデル手法を適用しない範囲及び次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める事項

⑴　部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がある場合　当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する日及び変更する範囲

⑵　部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がない場合　当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がないという旨の説明

ロ　部分内部モデル手法を適用しない場合　当該部分内部モデル手法を適用しないという旨の説明

（内部モデル手法の使用に係る予備計算）

第百六十一条　第百五十八条第一項の承認を受けようとする報告保険会社等は、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）の三事業年度前の事業年度以降において、承認を得ようとする内部モデル手法に基づいてソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度の九月三十日のソルベンシー・マージン比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）並びに適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の予備計算報告書（事業年度の末日のソルベンシー・マージン比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成するものとする。ただし、内部モデル手法採用社が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される報告保険会社等又は当該組織再編成後に存続する報告保険会社等が内部モデル手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部モデル手法に基づくソルベンシー・マージン比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする報告保険会社等が当該組織再編成前の内部モデル手法採用社における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2　前項に定めるソルベンシー・マージン比率の予備的な計算を行おうとする報告保険会社等は、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行うものとする。

3　報告保険会社等は、内部モデル手法の使用に係る承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書を、それぞれ当該報告書の対象である日の経過後三月又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前のうちいずれか遅い日までに、前条第一項及び第二項の書類に準ずる書類を内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前までに金融庁長官に提出するものとする。

4　内部モデル手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（内部モデル手法に係る承認の基準）

第百六十二条　金融庁長官は、第百五十八条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一　統計的品質基準

二　較正基準

三　ユーステスト及び経営管理態勢基準

四　検証基準

五　文書化基準

（内部モデル手法の変更に係る届出）

第百六十三条　内部モデル手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一　第百六十条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第二号に規定する事由が生じた場合には、内部モデル手法採用社は、当該事由に関する改善

計画を記載した書面又は当該事由が当該内部モデル手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（内部モデル手法に係る承認後のモニタリング）

第百六十四条　内部モデル手法採用社は、モニタリング（金融庁長官が、内部モデル手法を使用することについて承認を与えた場合において、その後相応の頻度により又は必要に応じて運用状況を確認することをいう。次項において同じ。）に備えて、第百七十一条第一項第五号に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書を金融庁長官の求めに応じて提出できるように準備するものとする。

２　金融庁長官が、前項に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書の提出に加えてモニタリングのために必要と認める場合には、内部モデル手法採用社は、金融庁長官の求めに応じて、第百六十二条に規定する承認の基準に継続的に適合していることを示す書面を提出するものとする。

（内部モデル手法に係る承認の取消し）

第百六十五条　金融庁長官は、第百六十三条第一項第二号又は前条第二項に掲げる場合であって、内部モデル手法を用いて第百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全部又は一部の所要資本の額を算出することが不適当と判断したときは、第百五十八条第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

２　内部モデル手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、その範囲に応じて、内部モデル手法に代えて標準的手法（前章に定めるところにより、所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いるものとする。

（内部モデル手法の適用）

第百六十六条　内部モデル手法採用社は、第百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全てについて内部モデル手法を適用するものとする。ただし、部分内部モデル手法を適用する旨を第百六十条第二項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、内部モデル手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、内部モデル手法の全部又は一部に代えて標準的手法を用いることができる。

（統計的品質基準）

第百六十七条　第百六十二条第一号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　計算手法及び計算前提の妥当性

二　重要なリスクの捕捉

三　データ及びエキスパート・ジャッジメント（統計的、経験的その他の客観的な証拠のみでは一意に選択又は設定することが困難なデータ、前提条件又は計算手法を、保険数理、リスク管理その他の関連領域の専門家の経験又は知見を基に決定する判断行為をいう。以下この章において同じ。）の管理方針の整備

四　リスクの統合及び分散効果の適切性

五　保険負債の計算手法との整合性の確保

六　リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮

七　内部モデル手法による予測と実績の比較

八　部分内部モデル手法の妥当性（ただし、部分内部モデル手法を採用している場合に限る。）

２　前項第一号に掲げる「計算手法及び計算前提の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法において、基礎となる定量的な計算手法が一般に用いられる市場の慣行、頑健な保険数理及び統計理論に沿っていること。

二　内部モデル手法において、選択された計算手法がリスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切であること。

三　内部モデル手法において、使用される計算手法が最新、かつ、信頼できる情報及び現実的な仮定に基づいていること。

四　内部モデル手法において、主要な仮定が理論的かつ経験的に妥当であること。

五　内部モデル手法において、前提条件の作成手法が適切な保険数理及び統計理論に沿っていること。この場合において、当該前提条件が最新かつ合理的なものであり、検証されていること。

３　第一項第二号に掲げる「重要なリスクの捕捉」とは、内部モデル手法を適用する範囲において、保険会社等がさらされる全ての重要で定量化可能なリスクを当該内部モデル手法の計測対象としていることをいう。

４　第一項第三号に掲げる「データ及びエキスパート・ジャッジメントの管理方針の整備」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法の利用において、次のイ及びロに定める要件を確保するためのデータ管理方針を適切に整備していること。

イ　内部モデル手法において使用されるデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものであること。

ロ　自社固有ではないデータを内部モデル手法において使用する場合には、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、かつ、必要に応じて当該データを調整して使用していること。

二　内部モデル手法の利用において、次のイからハまでに定める要件を確保するためのエキスパート・ジャッジメント管理方針を適切に整備していること。

イ　エキスパート・ジャッジメントが十分な適格性（経歴及び関連する業務に従事した年数を含む。）を有する専門家によって、その影響度も踏まえ、十分な根拠に基づき実施されていること。

ロ　不確実性及び影響度に応じ、エキスパート・ジャッジメントに関する経営管理態勢が整備されていること。

ハ　エキスパート・ジャッジメントが、重要性に応じ、経営管理上十分に上位のレベルで承認されていること。

5　第一項第四号に掲げる「リスクの統合及び分散効果の適切性」とは、内部モデル手法を適用する範囲のリスクにおいて、ストレス状況下においてリスク間の従属関係が変化する可能性を考慮し、分散効果を適切に反映していることをいう。

6　第一項第五号に掲げる「保険負債の計算手法との整合性」とは、内部モデル手法が、第三章第二節及び第三節に規定する計算方法と整合的なものとなっていることをいう。ただし、当該計算方法と整合的でない合理的な理由がある場合はこの限りでない。

7　第一項第六号に掲げる「リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　第四十九条から第五十二条までの規定（第五十条第一項第六号及び第五十一条第二項を除く。）を、内部モデル手法におけるリスク削減手法について準用すること。この場合において、第四十九条第一項中「第四十五条第一項第一号イ⑴から⑶までに掲げるリスクの額の計算」とあるのは「内部モデル手法（市場リスクに係るものを除く。）」と、第四十九条第一項第六号中「リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能と言える十分な信用力を有すること」とあるのは「リスク削減手法の提供者の信用力が考慮されていること」と、第四十九条第二項中「第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額の計算」とあるのは「内部モデル手法（市場リスクに係るものに限る。）」と、第五十条第二項中「同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間」とあるのは「内部モデル手法」と読み替えるものとする。

二　第十三条第十項の規定を、内部モデル手法におけるマネジメント・アクションについて準用すること。

8　第一項第七号に掲げる「内部モデル手法による予測と実績の比較」とは、実務上可能な範囲で適切な手法に基づいた内部モデル手法による予測と実績を比較するプロセス（バック・テスト（内部モデル手法により算出した結果と実際の損益との比較により当該内部モデル手法の実効性を確認することをいう。）を含む。）を実施していることをいう。

9　第一項第八号に掲げる「部分内部モデル手法の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　部分内部モデル手法採用社（内部モデル手法採用社であって、部分内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。次号において同じ。）が当該部分内部モデル手法を採用する理由が妥当であり、かつ、意図的に所要資本の額を過小評価しようとするものでないこと。

二　部分内部モデル手法採用社の当該部分内部モデル手法を適用する範囲内の所要資本の額の計算結果と当該範囲外の所要資本の額の計算結果との統合方法が妥当であること。

（統計的品質基準に関連する事項）

第百六十八条　内部モデル手法採用社が、保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）第一条の二に規定する工学的事故発生モデル又は理論分布的事故発生モデル（工学的事故発生モデル又は理論分布的事故発生モデルに係る要件として同条に規定するものを満たすものに限る。）を用いる場合については、前条第二項第一号に掲げる要件を満たすものとみなす。

（較正基準）

第百六十九条　第百六十二条第二号に掲げる「較正基準」とは、内部モデル手法がVaR99.5%に較正されており、当該VaR99.5%から年間損失総額の期待値（ただし、経済価値ベースのバランスシートの計算方法と整合的な額に限る。以下この条において同じ。）を控除した額を所要資本の額としていることをいう。

2　前項の規定にかかわらず、内部モデル手法がVaR99.5%に較正されていない場合には、第百六十二条第二号に掲げる「較正基準」を、当該VaR99.5%の近似値に基づき計算した額を所要資本の額としていることとみなすことができる。ただし、当該所要資本の額が当該VaR99.5%から年間損失総額の期待値を控除した額として算出した所要資本の額と同水準の契約者保護を提供することを実証できるときに限る。

（ユーステスト及び経営管理態勢基準）

第百七十条　第百六十二条第三号に掲げる「ユーステスト及び経営管理態勢基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び意思決定並びにリスクとソルベンシーの自己評価において、重要な役割を果たしていること。

二　内部モデル手法の算出結果は、経営判断において重要な役割を果たす上で、十分な粒度となっていること。

三　内部モデル手法に基づく計算は、通常の報告時以外に意思決定を行う必要がある場合に、適時に実行可能であること。

四　経営陣が内部モデル手法に関する全体的な理解（主な前提、強み及び限界の理解を含む。）を

有しており、特に当該内部モデル手法の算出結果及び限界がリスク管理及び資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解していること。

五　上級管理職及び内部モデル手法担当者がその役割、責任及び権限に応じた内部モデル手法に関する十分な理解を有していること。

六　取締役会等（取締役会その他これに類する機関をいい、外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、日本における代表者を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は取締役会等から適切に権限を委任された上級管理職は、内部モデル手法の設計と運用が継続的に適切であること及び内部モデル手法が当該内部モデル手法を適用する範囲における保険会社等のリスク・プロファイルを適切に反映し続けていることを確認する責任を負い、当該内部モデル手法に関する適切な経営管理態勢及び内部統制を構築していること。

七　内部モデル手法が、構築された経営管理態勢に基づく検証プロセスに従い検証されていることを保証するため、当該内部モデル手法の開発及び変更に関して取締役会等又は上級管理職による承認が行われていること。

八　内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること

２　前項第八号の内部モデル手法等の変更方針は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一　内部モデル手法等の重要な変更の定義

二　内部モデル手法の軽微な変更の組み合わせが重要な変更とみなされる状況の定義

三　次のイ及びロに掲げる事項を含む内部モデル手法等の変更のための経営管理態勢及び意思決定プロセス

イ　内部モデル手法等の変更が必要となり得る状況

ロ　内部モデル手法等の変更の内部承認及び実施プロセス

（検証基準）

第百七十一条　第百六十二条第四号に掲げる「検証基準」とは、次の各号に定めるものをいう。ただし、第三者ベンダー（リスク計測モデルを提供するものであって、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この条において同じ。）のモデルを使用する場合においては、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況について評価することができる。

一　内部モデル手法採用社が、内部モデル手法等の継続的な適切性を確保するため、次のイからホまでに掲げる項目の明確な定義を含む厳格な検証プロセスを整備していること。

イ　検証の範囲

ロ　検証の手順及び使用される手法

ハ　定期的な検証の頻度及び定期的な検証以外の検証の実施基準

ニ　検証に関与する人員及び当該人員の役割並びに検証に関する責任者及び検証結果に関する報告系統

ホ　検証の発見事項に対する改善及び追跡管理のプロセス

二　内部モデル手法に係る検証が、少なくとも第百六十二条第一号から第三号まで及び第五号に規定する承認の基準の適合状況について評価を行うものとなっていること。

三　内部モデル手法に係る検証が、内部モデル手法採用社の社内又は社外のいずれにおいて行われているかにかかわらず、内部モデル手法の開発、変更、更新、実行及び使用から独立した者が行っていること。

四　内部モデル手法に係る検証者に、必要な技能、知識、専門的知見及び経験が備わっていること。

五　内部モデル手法採用社が、内部モデル手法に係る検証に関する報告書を一年に一回以上の頻度で作成し取締役会等に提出していること。

六　第三者ベンダーのモデルを使用し、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況について評価する場合には、当該第三者ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っていること。

２　前項第五号の内部モデル手法に係る検証に関する報告書は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一　検証プロセスの概要

二　前回までの内部モデル手法に係る検証の発見事項、当該内部モデル手法の弱み及び限界に対する追跡管理の実施状況並びに内部モデル手法等の変更予定

三　前回の検証からの内部モデル手法等の変更に関する情報

四　内部モデル手法等に対する第百六十二条第一号から第三号まで及び第五号に規定する承認の基準の適合状況について評価するための検証の内容及び結論

五　内部モデル手法を適用する範囲のリスクの概要及び当該リスク分類の一覧

六　内部モデル手法の利用において重要性が低いと評価したリスクがある場合には、当該重要性が低いと評価したリスクに係る重要性のモニタリング結果及びその結論（ただし、当該内部モデル手法について第百五十八条第一項の承認が得られている場合に限る。）

七　内部モデル手法による所要資本の額の計算結果に関する適切性の検証の内容及び結論

八　内部モデル手法を用いて計算した所要資本の額と、当該額の計算において当該内部モデル手法を適用した範囲に標準的手法を適用した場合の所要資本の額との比較

九　検証態勢及び検証者の独立性に関する説明

十　検証者に必要な技能、知識、専門的知見及び経験が備わっていることについての説明（経歴や関連する業務に従事した年数を含む。）

（文書化基準）

第百七十二条　第百六十二条第五号に掲げる「文書化基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

一　内部モデル手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む当該内部モデル手法の設計及び構造を文書化していること。

二　内部モデル手法の利用において、エキスパート・ジャッジメントを実施している場合には、当該エキスパート・ジャッジメントに関する事項について文書化していること。

三　内部モデル手法に関する経営管理態勢について、文書化していること。

四　内部モデル手法に関する文書の構成及び内容は、第百六十二条第一号から第四号までの基準の適合状況の評価について、専門的知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に適切かつ十分なものとなっていること。

五　その他参考となるべき事項を文書化していること。

第七章　子会社の取扱いに関する特例

第一節　子会社株式の取扱い

（子会社株式の取扱い）

第百七十三条　連結ベース及び単体ベースの計算をともに行う報告保険会社等が単体ベースの計算を行うに当たって、貸借対照表上の子会社株式については、次の各号に掲げる方法に基づき認識した額を基礎として第二章から前章まで及び第百八十四条各号の規定を準用すること（以下この章において「子会社株式に係る特例手法」という。）ができる。ただし、子会社株式に係る特例手法を用いる場合は、当該子会社株式に係る特例手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとする。

一　子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を、持分比率に応じて比例連結の方法を適用することにより認識する。ただし、ソルベンシー・マージン比率に与える影響が重要でない場合に限り、子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識することができる。この場合にあっては、持分非相当額を非支配株主持分の額として純資産の部に計上する。

二　前号の規定に基づき子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を認識する場合は、連結財務諸表規則第六条に規定するところと整合的に当該子会社株式を発行する会社の貸借対照表の資産、負債及び純資産の金額を基礎とするものとし、当該子会社株式を発行する会社の事業年度の末日が子会社株式に係る特例手法採用社（子会社株式に係る特例手法を採用する報告保険会社等をいう。以下この節において同じ。）の事業年度の末日と異なる場合は、連結財務諸表規則第十二条に規定するところと整合的に取り扱うものとする。

三　子会社株式を発行する会社と子会社株式に係る特例手法採用社及び他の子会社株式を発行する会社との間の取引は、連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去するものとする。

（子会社株式に係る特例手法の適用対象）

第百七十四条　子会社株式に係る特例手法採用社は、連結対象会社（子会社株式に係る特例手法採用社が連結ベースの計算を行う場合に、連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれる子会社等をいう。第百七十七条において同じ。）が発行する株式の全てについて、子会社株式に係る特例手法を用いるものとする。

（子会社株式に係る特例手法の適用）

第百七十五条　第百七十三条の規定に従い第二章から前章まで及び第百八十四条各号の規定を準用する場合は、当該各章の連結ベースに係る規定を準用するものとし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

一　第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier１適格資本の額　子会社株式に係る特例手法を適用しない場合における同条に規定するものの額とする。ただし、第三十九条第五号に規定する上限適用後の非支配株主持分の額は０とする。

二　第四十三条に規定する資本調達手段以外のTier２適格資本の額　同条の規定に加え、子会社マージン（子会社株式に係る特例手法を適用する場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額から子会社株式に係る特例手法を適用しない場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額を控除することにより得られた額をいう。）から第百七十三条第一号の規定を適用することにより生じる非支配株主持分の額を控除した額を資本調達手段以外のTier２適格資本の額に加えるものとする。

三　第百五十七条に規定する非保険事業に係る所要資本の額　同条の規定を準用する。この場合において、同条中「連結子会社等」とあるのは「第百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であって持分比率が100％である会社及び第百七十三条第一号ただし書に基づき認識した子会社株式を発行する会社」と、「持分法が適用される子会社等」とあるのは「第百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であって持分比率が100％でない会社」と読み替えるものとする。

２　前項各号の規定を適用するにあたり、子会社株式に係る特例手法を適用しない場合におけるMOCEの額は、当該手法を適用した場合におけるMOCEの額と同額とすることができる。

（連結ベースの計算結果への準用）

第百七十六条　子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行った会社は、当該計算結果を当該会社の連結ベースの計算結果とすることができる。

第二節　子会社である外国の会社の取扱い

第一款　子会社化直後の特例手法

（子会社化直後の特例）

第百七十七条　連結ベース又は前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算に当たっては、第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等（連結ベースにあっては外国の連結子会社等（控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第百八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）を除く。）をいい、前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースにあっては外国の連結対象会社をいう。以下この節において同じ。）が基準日以前二年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった場合に、当該外国の子会社等に関して第三章から第五章までの規定に基づく計算を行うことが困難であるやむを得ない理由があるとき、当該外国の子会社等に係る計算に関して子会社化直後の特例手法（次条に規定する子会社化直後に利用可能な外国の子会社等に係る簡便的な計算手法をいう。以下この節において同じ。）を適用することができる。ただし、当該外国の子会社等に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、基準日以前三年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

２　中間期末にあっては、前項の規定に加え、前事業年度末における子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算に関しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

（子会社化直後の特例手法）

第百七十八条　子会社化直後の特例手法とは、子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算を次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うことをいう。

一　第三章に規定する経済価値評価　第九条及び第十条において、貸借対照表等上の子会社化直後の特例手法適用子会社に係る額を、組替え（ただし、第九条第五号に規定する規制上の準備金の組替えを除く。）及び評価替え（ただし、第十条第六号に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の評価替えを除く。）の対象から除外する。

二　第五章に規定する所要資本の額　子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額を、第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額のうち第百一条第三号に掲げる株式リスクの額の計算におけるエクスポージャーに含めるものとし、株式リスクの額以外の子会社化直後の特例手法適用子会社に係るリスクの額は０とする。この場合において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社が発行する株式に応じて、第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に分類するものとする。

２　前項第二号において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する持分比率が100％未満の場合であって、次の各号に掲げるときは、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額は、当該出資金の額を当該持分比率で除した額とみなす。

一　連結ベースの計算のとき

二　前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算であって、かつ、第百七十三条第一号において当該子会社化直後の特例手法適用子会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識しているとき

第二款　控除合算手法

（控除合算手法）

第百七十九条　連結ベースの計算に当たっては、次条に定める子会社について、当該子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に基づき適格資本の額を、法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額に基づき所要資本の額をそれぞれ算出する方法（以下この款において「控除合算手法」という。）を用いることができる。ただし、控除合算手法を用いる場合は、当該控除合算手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとし、当該控除合算手法を適用する子会社の範囲の変更が生じたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

２　控除合算手法適用子会社を有する保険会社等の適格資本の額及び所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　適格資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ　原則手法適用会社（控除合算手法適用子会社以外の保険会社等をいう。以下この款において同じ。）の適格資本の額

ロ　控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社が保有する次に掲げる資産の額を除いた額に当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

⑴　他の控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、当該他の控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

⑵　原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

二　所要資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ　原則手法適用会社の所要資本の額

ロ　控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額（ただし、前号ロにおける控除合算手法適用子会社が保有する同号ロ⑴及び⑵に掲げる資産の額の控除を反映した額に適切に調整することができる。）に控除合算手法に係る調整係数及び当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

（控除合算手法の適用対象）

第百八十条　控除合算手法の適用対象とすることができる子会社は、連結子会社等であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす子会社とする。

一　第七条第二項に規定する保険事業に分類されるものであること。

二　アメリカ合衆国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制の適用を受け、当該規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額及び法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を算出していること。

三　前条第一項の届出を行う前の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、原則手法適用会社（ただし、直近の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算における子会社化直後の特例手法適用子会社を除く。）でないこと。

（原則手法適用会社の適格資本の額及び所要資本の額）

第百八十一条　第百七十九条第二項第一号イに掲げる原則手法適用会社の適格資本の額及び同項第二号イに掲げる原則手法適用会社の所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出する。

一　連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を基礎として、連結の範囲から控除合算手法適用子会社を除外することにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成する。

二　前号に定める控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）に基づき、第三章の規定を準用して原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートを作成する。

三　前号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第四章の規定を準用して原則手法適用会社の適格資本の額を算出する。ただし、原則手法適用会社が保有する控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、当該控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）を第四十条第三号に掲げる額に含めるものとする。

四　第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第五章及び前章の規定を準用して、原則手法適用会社の所要資本の額を算出する。ただし、第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートについて、控除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去されるべき項目のうち当該控除合算手法適用子会社と原則手法適用会社との取引に係る項目の額は、第四十七条第三項各号に掲げるストレス・アプローチによるリスクの額の計算において再計算をしないもの及び第四十八条各号に掲げるリスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から除くものに含めることができる。

五　前号ただし書の規定を適用する場合には、第百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十一条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額を、当該規定における相殺消去を反映した額に適切に調整するものとする。

2　前項第二号から第四号までの規定に従い第三章から前章までの規定を準用する場合には、当該各章の連結ベースの規定を準用するものとする。

（控除合算手法に係る調整係数）

第百八十二条　第百七十九条第二項第二号ロに掲げる控除合算手法に係る調整係数は、1.5以上であり、かつ、次の算式を満たす最小のものとする。ただし、中間期末にあっては、前事業年度末に適用した調整係数とする。

控除合算手法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率

≦ 控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率＋15％

第八章　特例企業会計基準等適用法人等に関する特例

（特例企業会計基準等に基づく計算）

第百八十三条　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあっては、次条に規定するところにより、財政状態計算書（連結の範囲等調整後）を用いるものとする。

2　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあっては、第二章及び前章第二節の規定を準用する。

（特例企業会計基準等適用法人等における経済価値ベースのバランスシート）

第百八十四条　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、財政状態計算書（連結の範囲等調整後）を基礎として、次の各号に掲げる方法によるほか、第三章の規定を準用することにより経済価値ベースのバランスシートを作成するものとする。

一　次のイ及びロに定める額の合計額を、第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額

に評価替えする。

イ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る負債の額（保険契約に係る資産の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

⑴　その採用する企業会計の基準における保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が保険契約に係るサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益の額をいう。以下この章において同じ。）

⑵　連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下この章において「日本基準」という。）において保険約款貸付に相当するものに係る額

⑶　日本基準において代理店貸及び代理店借に相当するものに係る額

⑷　その他保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準において金融商品等に相当するものとして評価している額であって、生命保険契約等又は損害保険契約等に係るものの額

二　次のイ及びロに定めるものの合計額を、第三章第三節に規定する再保険回収額に評価替えする。

イ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額（再保険契約に係る負債の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

⑴　その採用する企業会計の基準における再保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が付した再保険契約に係るサービスを受領するにつれて認識する再保険契約の保有に係る正味の費用又は利得の額をいう。以下この章において同じ。）

⑵　日本基準において再保険貸及び再保険借に相当するものに係る額

⑶　その他再保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準における金融商品等に相当するものとして評価している額であって、再保険契約（特例企業会計基準等適用法人等が引き受ける保険契約を、再保険に付したものに限る。）に係るものの額

三　前二号において、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額の評価替えの対象から除外した額にあっては、次のイ及びロに掲げるところにより組み替える。

イ　保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、純資産の部に組み替える。

ロ　イに掲げるもの以外は、特例企業会計基準等適用法人等の債権は資産の部に、特例企業会計基準等適用法人等の債務は負債の部に組み替える。

四　第三章第四節の準用に当たっては、第三十五条第四項に規定する規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額は０とする。

（特例企業会計基準等適用法人等における適格資本及び所要資本）

第百八十五条　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、第四章の規定を準用して適格資本の額を、第五章及び第六章の規定を準用して所要資本の額を計算するものとする。この場合において、前条第三号イの規定により、純資産の部に組み替えた保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier１適格資本の額に含めるものとする。

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等の廃止）

第二条　次の各号に掲げる告示は、廃止する。

一　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

二　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

三　保険業法施行規則第八十五条第一項第二十三号等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十六号）

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用日前の承認）

第三条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第六十七条の規定により、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第六十八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日

以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

（連結ベースの計算における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数適用に係る適用日前の届出）

第四条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、連結ベースの計算に当たって、保険会社等（ただし、単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条において同じ。）に保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等が含まれる場合には、第八十条の規定により、当該保険会社等に生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用しない理由が意図的に生命保険リスクの額を過小評価するものではない旨の届出をすることができる。

（損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用日前の承認）

第五条　附則第三条の規定は、第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項の規定による損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法に関する承認について準用する。この場合において、附則第三条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、同条第一項中「第六十七条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、同条第二項中「第六十八条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条」と読み替えるものとする。

（連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に係る適用日前の届出）

第六条　附則第四条の規定は、第八十五条第二項において準用する第八十条の規定による連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に関する届出について準用する。この場合において、附則第四条中「第八十条」とあるのは「第八十五条第二項において準用する第八十条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と読み替えるものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法の適用日前の承認）

第七条　内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七条の規定により、金利リスクに係る内部割引率手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

（内部モデル手法の適用日前の予備計算及び承認）

第八条　内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百六十一条の規定により、ソルベンシー・マージン比率の予備的な計算の届出をし、ソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行い、第百六十条の規定により内部モデル手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百六十二条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

３　令和十一年三月三十一日前に内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等に対する第一項の規定に基づく第百六十一条の規定の適用については、同条第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度又は前事業年度のうち令和八年四月一日以降に開始する事業年度の中間予備計算報告書」と、同条第三項中「又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前」とあるのは「、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日」と、「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前までに」とあるのは「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日のうちいずれか遅い日までに」と、同条第四項中「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の二事業年度前の事業年度若しくは前事業年度又は適用事業年度のうち令和八年四月一日以降に開始する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（子会社株式に係る特例手法に係る適用日前の届出）

第九条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十三条の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。

（子会社化直後の特例手法延長の適用日前の承認）

第十条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十七条の規定により、基準日以前三年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百七十七条の規定により承認を行うことができる。この場合に

おいて、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

（控除合算手法に係る適用日前の届出）

第十一条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十九条第一項の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

（控除合算手法に係る経過措置）

第十二条　報告保険会社等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

第十三条　附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第百八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

２　附則第十一条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十九条第一項の規定による控除合算手法に係る届出について準用する。

３　特例企業会計基準等適用法人等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第百八十三条第二項において準用する第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

別表

別表一（第六条第三項関係（連結の範囲から除くことができる証券化商品））

第六条第三項の規定における連結の範囲から除くことができる証券化商品は、次の各号に掲げるものをいう。

一　保険会社等が組成した資産の証券化商品であって、次のイからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの。

イ　原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

ロ　オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有しておらず、倒産手続においてもオリジネーター又はその債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的にオリジネーターから隔離されており、かつ、当該状態について真正売買と認める弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。）による意見書を具備していること。なお、次の⑴又は⑵に掲げる条件のいずれかを満たす場合は、有効な支配権を有しているものとする。

⑴　オリジネーターが自らの利益を得るために譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。

⑵　オリジネーターが当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、オリジネーターが当該原資産に係る債権回収の権利を有することは、必ずしも当該原資産に対する有効な支配権を保持していることにはならない。

ハ　当該証券化商品における原資産に係る投資家の権利は、オリジネーターに対する請求権を含むものでないこと。

ニ　原資産の譲受者が特別目的会社であって、かつ、当該特別目的会社の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定又は譲渡する権利を有すること。

ホ　当該証券化商品に未償還残高総額の減少により繰上償還できる権利（以下「クリーンアップ・コール」という。）が含まれる場合は、次の⑴から⑶までに掲げる要件の全てを満たすものであること。

⑴　クリーンアップ・コールの行使は、形式的にも実質的にも強制的でなく、オリジネーターの裁量にのみ基づくこと。

⑵　クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家が保有するポジションに対して信用補完を提供する目的で組成されたものではないこと。

⑶　クリーンアップ・コールの行使は、原資産又は発行された証券の残高が当初の残高の10％以下となった場合に限られること。また、合成型の証券化商品の場合は、参照される原資産

の残高が当初の残高の10%以下となった場合に限られること。

ヘ　原資産の譲渡契約に次の⑴から⑶までに掲げる条項のいずれも含まれないこと。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

⑴　原資産の信用力の向上を目的として、オリジネーターが証券化の裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

⑵　譲渡日以降にオリジネーターによる最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

⑶　原資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他のオリジネーター以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

ト　当該証券化商品に係る契約において、ホに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化商品を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

二　保険会社等が組成した保険の証券化商品であって、次のイからニまでに掲げる要件の全てを満たすもの。

イ　特別目的会社は、第七条第二項各号に該当しない事業体であって、再保険契約その他類似の契約により保険業を営む者からリスクを引き受け、弁済順位が保険会社等の再保険債務に劣後する債券の発行又はその他の資本調達手段により、当該リスク・エクスポージャーの全額に係る資本調達を行う事業体であること。

ロ　特別目的会社が複数の保険業を営む者からリスクを引き受ける場合には、いずれの保険業を営む者の清算手続によっても、特別目的会社の財務の健全性に悪影響が及ばないこと。

ハ　特別目的会社が、いかなる時点においても、次の⑴及び⑵に掲げる要件の全てを満たすこと。

⑴　特別目的会社が、その市場価額が当該特別目的会社の最大支払額（費用を含む。）以上である資産を常に有しており、かつ、支払期日において負債を支払うことができること。

⑵　債券発行又はその他の資本調達手段に係る発行代り金が完全に払込済みであること。

ニ　保険会社等から特別目的会社へのリスク移転及び特別目的会社から債務又は資本の提供者へのリスクの移転に関する契約上の取決めが、次の⑴から⑹までに掲げる要件の全てを満たすこと。

⑴　リスクの移転が、いかなる状況においても有効であること。

⑵　リスクを移転する範囲が明確に定義されていること。

⑶　債務又は資本調達手段の提供者の請求権が、いかなる時点においても、特別目的会社の保険会社等に対する再保険債務に劣後すること。

⑷　債務又は資本の提供者への支払後に特別目的会社が十分な資本を維持できなくなる場合には、当該支払が実施されないこと。

⑸　特別目的会社に対する債務又は資本の提供者が、保険会社等の資産に対する償還請求権を持たないこと。

⑹　特別目的会社に対する債務又は資本の提供者が、特別目的会社の清算手続開始の権利を持たないこと。

別表二（第十六条第一項第一号関係）

通貨	金融商品等
オーストラリア通貨	国債
ブラジル通貨	国債
カナダ通貨	国債
スイス通貨	国債
チリ通貨	金利スワップ
中華人民共和国通貨	国債
コロンビア通貨	金利スワップ
チェコ通貨	金利スワップ
デンマーク通貨	金利スワップ
欧州経済通貨統合参加国通貨	金利スワップ
英国通貨	金利スワップ
香港特別行政区通貨	金利スワップ
ハンガリー通貨	国債
インドネシア通貨	金利スワップ
イスラエル通貨	金利スワップ
インド通貨	金利スワップ
日本円	国債
大韓民国通貨	国債
メキシコ通貨	国債
マレーシア通貨	国債
ノルウェー通貨	金利スワップ
ニュージーランド通貨	金利スワップ
ペルー通貨	金利スワップ
フィリピン通貨	金利スワップ

ポーランド通貨	国債
ルーマニア通貨	国債
ロシア通貨	金利スワップ
サウジアラビア通貨	金利スワップ
スウェーデン通貨	金利スワップ
シンガポール通貨	国債
タイ通貨	国債
トルコ通貨	国債
台湾通貨	国債
アメリカ合衆国通貨	国債
南アフリカ共和国通貨	国債

別表三（第十六条第二項及び第二十七条第一項第一号関係）

通貨	LOT（年）
オーストラリア通貨	30
ブラジル通貨	10
カナダ通貨	30
スイス通貨	20
チリ通貨	10
中華人民共和国通貨	10
コロンビア通貨	10
チェコ通貨	15
デンマーク通貨	20
欧州経済通貨統合参加国通貨	20
英国通貨	50
香港特別行政区通貨	15
ハンガリー通貨	15
インドネシア通貨	10
イスラエル通貨	20
インド通貨	10
日本円	30
大韓民国通貨	20
メキシコ通貨	20
マレーシア通貨	15
ノルウェー通貨	10
ニュージーランド通貨	20
ペルー通貨	10
フィリピン通貨	10
ポーランド通貨	10
ルーマニア通貨	10
ロシア通貨	10
サウジアラビア通貨	15
スウェーデン通貨	10
シンガポール通貨	20
タイ通貨	10
トルコ通貨	10
台湾通貨	10
アメリカ合衆国通貨	30
南アフリカ共和国通貨	30

別表四（第十三条第七項、第十六条第一項第三号及び第十七条第三号関係）

通貨	UFR（%）	UFRに反映されている期待インフレ率（%）
オーストラリア通貨	3.8	2.0
ブラジル通貨	7.0	4.0
カナダ通貨	3.8	2.0
スイス通貨	2.8	1.0
チリ通貨	5.0	2.0
中華人民共和国通貨	6.0	3.0
コロンビア通貨	6.0	3.0
チェコ通貨	3.8	2.0
デンマーク通貨	3.8	2.0
欧州経済通貨統合参加国通貨	3.8	2.0
英国通貨	3.8	2.0

香港特別行政区通貨	4.4	2.0
ハンガリー通貨	6.0	3.0
インドネシア通貨	8.0	5.0
イスラエル通貨	4.4	2.0
インド通貨	7.0	4.0
日本円	3.8	2.0
大韓民国通貨	4.4	2.0
メキシコ通貨	5.0	2.0
マレーシア通貨	5.0	2.0
ノルウェー通貨	3.8	2.0
ニュージーランド通貨	4.8	3.0
ペルー通貨	6.0	3.0
フィリピン通貨	7.0	4.0
ポーランド通貨	5.0	2.0
ルーマニア通貨	5.0	2.0
ロシア通貨	7.0	4.0
サウジアラビア通貨	6.0	3.0
スウェーデン通貨	3.8	2.0
シンガポール通貨	3.8	2.0
タイ通貨	5.0	2.0
トルコ通貨	7.0	4.0
台湾通貨	4.4	2.0
アメリカ合衆国通貨	3.8	2.0
南アフリカ共和国通貨	7.0	4.0

別表五（第十六条第一項第三号関係）

通貨	UFRスプレッド（%）
オーストラリア通貨	0.20
ブラジル通貨	0.35
カナダ通貨	0.20
スイス通貨	0.20
チリ通貨	0.35
中華人民共和国通貨	0.35
コロンビア通貨	0.35
チェコ通貨	0.20
デンマーク通貨	0.20
欧州経済通貨統合参加国通貨	0.20
英国通貨	0.20
香港特別行政区通貨	0.25
ハンガリー通貨	0.35
インドネシア通貨	0.35
イスラエル通貨	0.25
インド通貨	0.35
日本円	0.20
大韓民国通貨	0.25
メキシコ通貨	0.35
マレーシア通貨	0.35
ノルウェー通貨	0.20
ニュージーランド通貨	0.20
ペルー通貨	0.35
フィリピン通貨	0.35
ポーランド通貨	0.35
ルーマニア通貨	0.35
ロシア通貨	0.35
サウジアラビア通貨	0.35
スウェーデン通貨	0.20
シンガポール通貨	0.20
タイ通貨	0.35
トルコ通貨	0.35
台湾通貨	0.25
アメリカ合衆国通貨	0.20
南アフリカ共和国通貨	0.35

別表六（第八十二条、第八十三条第一項、第八十四条、第八十九条第二号、第百十九条第一項第二号

及び第百二十八条第三号関係（地域区分及び商品区分別の、商品大区分、保険料リスクのリスク係数及び支払備金リスクのリスク係数））

（地域区分：欧州経済領域（EEA）等）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Medical expense insurance	その他保険	15.0	10.0
Income protection	その他保険	25.0	35.0
Workers' Compensation	賠償責任保険類似	25.0	27.0
Motor vehicle liability - Motor third party liability	自動車保険類似	20.0	15.0
Motor, other classes	自動車保険類似	20.0	15.0
Marine, aviation and transport	財物保険類似	35.0	25.0
Fire and other damage	財物保険類似	17.5	17.5
General liability - third party liability	賠償責任保険類似	35.0	27.0
Credit and suretyship	信用保険	35.0	50.0
Legal expenses	その他保険	15.0	40.0
Assistance	その他保険	15.0	50.0
Miscellaneous financial loss	その他保険	30.0	35.0
Non-proportional health reinsurance	その他保険	50.0	45.0
Non-Proportional Casualty reinsurance	賠償責任保険類似	55.0	45.0
Non-proportional marine, aviation and transport reinsurance	財物保険類似	55.0	40.0
Non-Proportional property reinsurance	財物保険類似	45.0	40.0

（地域区分：カナダ）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Property - personal	財物保険類似	35.0	25.0
Home Warranty	財物保険類似	30.0	25.0
Product Warranty	財物保険類似	30.0	25.0
Property - commercial	財物保険類似	30.0	30.0
Aircraft	財物保険類似	45.0	35.0
Automobile - liability/personal accident	自動車保険類似	35.0	20.0
Automobile - other	自動車保険類似	35.0	20.0
Boiler and Machinery	財物保険類似	30.0	25.0
Equipment Warranty	財物保険類似	30.0	25.0
Credit Insurance	信用保険	45.0	30.0
Credit Protection	信用保険	45.0	30.0
Fidelity	その他保険	45.0	30.0
Hail	財物保険類似	35.0	30.0
Legal Expenses	その他保険	45.0	40.0
Liability	賠償責任保険類似	50.0	38.0
Mortgage	不動産ローン保証保険	45.0	30.0
Surety	信用保険	45.0	30.0
Title	賠償責任保険類似	35.0	30.0
Marine	財物保険類似	45.0	35.0

Accident and Sickness	その他保険	45.0	30.0
Other Approved Products	その他保険	45.0	35.0

（地域区分：アメリカ合衆国）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Auto physical damage	自動車保険類似	12.5	10.0
Homeowners/Farmowners	財物保険類似	30.0	15.0
Special property	財物保険類似	25.0	17.5
Private passenger auto liability/medical	自動車保険類似	15.0	15.0
Commercial auto/truck liability/medical	自動車保険類似	15.0	15.0
Worker's compensation	賠償責任保険類似	15.0	16.0
Commercial multi-peril	賠償責任保険類似	30.0	26.0
Medical professional liability (occurrence)	賠償責任保険類似	40.0	45.0
Medical professional liability (claims made)	賠償責任保険類似	30.0	35.0
Other Liability - Occurrence	賠償責任保険類似	17.5	28.0
Other Liability - Claims-Made	賠償責任保険類似	15.0	20.0
Products liability	賠償責任保険類似	45.0	47.0
Reinsurance - nonproportional assumed property	財物保険類似	35.0	25.0
Reinsurance - nonproportional assumed liability	賠償責任保険類似	45.0	39.0
Special liability	賠償責任保険類似	30.0	25.0
Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	45.0	30.0
Fidelity/surety	信用保険	35.0	40.0
Financial Guaranty	信用保険	45.0	25.0
Other	その他保険	25.0	35.0
Reinsurance - nonproportional assumed financial lines	その他保険	45.0	20.0

（地域区分：中国）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Motor	自動車保険類似	10.0	20.0
Property, including commercial, personal and engineering	財物保険類似	30.0	45.0
Marine and Special	財物保険類似	25.0	45.0
Liability	賠償責任保険類似	10.0	36.0
Agriculture	財物保険類似	25.0	35.0
Credit	信用保険	45.0	35.0
Short-term Accident	その他保険	10.0	10.0
Short-term Health	その他保険	10.0	10.0
Short-term Life	その他保険	10.0	20.0
Others	その他保険	35.0	20.0

（地域区分：日本）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
火災	財物保険類似	20.0	35.0
船舶	財物保険類似	40.0	35.0
貨物	財物保険類似	35.0	40.0
運送	財物保険類似	40.0	35.0
傷害	その他保険	10.0	20.0
自動車	自動車保険類似	10.0	15.0
航空	財物保険類似	50.0	45.0
保証及び信用（法第三条第六項に規定する保証証券業務による保証を含む。）	信用保険	35.0	40.0
機械	財物保険類似	35.0	40.0
賠償責任（船客傷害賠償責任を除く。）	賠償責任保険類似	17.5	27.0
建設工事	財物保険類似	35.0	40.0
動産総合	財物保険類似	17.5	25.0
労働者災害補償責任	賠償責任保険類似	35.0	22.0
費用・利益（介護費用を除く。）	その他保険	35.0	45.0
介護費用	その他保険	35.0	45.0
ペット	その他保険	15.0	30.0
その他	その他保険	35.0	40.0

（地域区分：オーストラリア及びニュージーランド）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Householders	財物保険類似	30.0	20.0
Commercial Motor	自動車保険類似	25.0	20.0
Domestic Motor	自動車保険類似	25.0	20.0
Other type A	その他保険	25.0	20.0
Travel	その他保険	35.0	25.0
Fire and ISR	財物保険類似	30.0	25.0
Marine and Aviation	財物保険類似	35.0	25.0
Consumer Credit	信用保険	35.0	15.0
Other Accident	その他保険	35.0	25.0
Other type B	その他保険	35.0	35.0
Mortgage	不動産ローン保証保険	45.0	30.0
CTP	自動車保険類似	45.0	35.0
Public and Product Liability	賠償責任保険類似	45.0	31.0
Professional Indemnity	賠償責任保険類似	45.0	35.0
Employers' Liability	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Short tail medical expenses	その他保険	15.0	25.0
Other type C	その他保険	45.0	35.0
Householders - non-prop reins	財物保険類似	45.0	30.0
Commercial Motor - non-prop reins	自動車保険類似	45.0	30.0
Domestic Motor - non-prop reins	自動車保険類似	45.0	30.0
Other non-prop reins type A	その他保険	45.0	30.0
Travel - non-prop reins	その他保険	45.0	35.0
Fire and ISR - non-prop reins	財物保険類似	55.0	40.0
Marine and Aviation -	財物保険類似	55.0	40.0

non-prop reins			
Consumer Credit - non-prop reins	信用保険	55.0	40.0
Other Accident - non-prop reins	その他保険	55.0	40.0
Other non-prop reins type B	その他保険	55.0	35.0
Mortgage - non-prop reins	不動産ローン保証保険	50.0	35.0
CTP - non-prop reins	自動車保険類似	55.0	40.0
Public and Product Liability - non-prop reins	賠償責任保険類似	55.0	43.0
Professional Indemnity - non-prop reins	賠償責任保険類似	55.0	40.0
Employers' Liability - non-prop reins	賠償責任保険類似	55.0	43.0
Other non-prop reins type C	その他保険	55.0	40.0

(地域区分：香港特別行政区)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Accident and health	その他保険	10.0	25.0
Motor vehicle, damage and liability	自動車保険類似	25.0	15.0
Aircraft, damage and liability	財物保険類似	45.0	40.0
Ships, damage and liability	財物保険類似	45.0	40.0
Goods in transit	財物保険類似	45.0	50.0
Fire and Property damage	財物保険類似	35.0	20.0
General liability	賠償責任保険類似	45.0	26.0
Pecuniary loss	その他保険	45.0	35.0
Non-proportional treaty reinsurance	財物保険類似	45.0	25.0
Proportional treaty reinsurance	財物保険類似	35.0	35.0

(地域区分：大韓民国)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Fire, technology, overseas	財物保険類似	25.0	30.0
Package	財物保険類似	35.0	50.0
Maritime	財物保険類似	45.0	45.0
Personal injury	その他保険	35.0	50.0
Workers accident, liability	賠償責任保険類似	12.5	31.0
Foreigners	その他保険	15.0	10.0
Advance payment refund guarantee	信用保険	50.0	50.0
Other non life	その他保険	45.0	50.0
Private vehicle(personal injury)	自動車保険類似	15.0	30.0
Private vehicle(property, vehicles damage)	自動車保険類似	25.0	35.0
Vehicle for commercial or	自動車保険類似	25.0	20.0

business purpose(personal injury)			
Vehicle for commercial or business purpose(property, vehicles)	自動車保険類似	25.0	20.0
Other motor	自動車保険類似	15.0	20.0

(地域区分：シンガポール)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Personal Accident	その他保険	30.0	25.0
Health	その他保険	25.0	20.0
Fire	財物保険類似	30.0	25.0
Marine and Aviation - Cargo	財物保険類似	35.0	30.0
Motor	自動車保険類似	30.0	25.0
Work Injury Compensation	賠償責任保険類似	35.0	31.0
Bonds	信用保険	35.0	30.0
Engineering Construction	財物保険類似	35.0	30.0
Credit	信用保険	35.0	30.0
Mortgage	不動産ローン保証保険	35.0	30.0
Others- non liability class	その他保険	35.0	30.0
Marine and Aviation - Hull	財物保険類似	45.0	35.0
Professional indemnity	賠償責任保険類似	35.0	35.0
Public liability	賠償責任保険類似	35.0	31.0
Others- liability class	賠償責任保険類似	35.0	31.0

(地域区分：台湾)

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Fire - residence	財物保険類似	25.0	40.0
Fire - commercial	財物保険類似	55.0	45.0
Marine - inland cargo	財物保険類似	30.0	25.0
Marine - overseas cargo	財物保険類似	30.0	25.0
Marine - hull	財物保険類似	55.0	45.0
Marine - fish boat	財物保険類似	45.0	45.0
Marine - aircraft	財物保険類似	55.0	45.0
Motor - personal vehicle	自動車保険類似	25.0	25.0
Motor - commercial vehicle	自動車保険類似	25.0	25.0
Motor - personal liability	自動車保険類似	25.0	25.0
Motor - commercial liability	自動車保険類似	25.0	25.0
Liability - public, employer, product, etc.	賠償責任保険類似	35.0	36.0
Liability - professional	賠償責任保険類似	35.0	35.0
Engineering	財物保険類似	55.0	45.0
Nuclear power station	財物保険類似	55.0	45.0
Guarantee - surety,	信用保険	55.0	45.0

fidelity			
Credit	信用保険	55.0	45.0
Other property damage	財物保険類似	35.0	40.0
Accident	その他保険	15.0	10.0
Property Damage - commercial earthquake	財物保険類似	45.0	35.0
Comprehensive - personal property and liability	財物保険類似	45.0	45.0
Comprehensive - commercial property and liability	財物保険類似	45.0	45.0
Property damage - typhoon and flood	財物保険類似	55.0	45.0
Property damage - compulsory earthquake	財物保険類似	55.0	45.0
Health	その他保険	15.0	10.0

（地域区分：イスラエル及びサンマリノ）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Motor	自動車保険類似	30.0	20.0
Property damage	財物保険類似	30.0	25.0
Accident, protection and health (APH)	その他保険	35.0	30.0
Short tail medical expenses	その他保険	35.0	25.0
Other short tail	その他保険	35.0	30.0
Marine, Aviation, Transport (MAT)	財物保険類似	35.0	35.0
Workers' compensation	賠償責任保険類似	35. 0	36.0
Public liability	賠償責任保険類似	35.0	31.0
Product liability	賠償責任保険類似	35.0	43.0
Professional indemnity	賠償責任保険類似	35.0	35.0
Other liability and other long tail	賠償責任保険類似	35.0	36.0
Non-proportional motor, property damage, APH and MAT	財物保険類似	50.0	40.0
Catastrophe reinsurance	財物保険類似	50.0	40.0
Non-proportional liability	賠償責任保険類似	50.0	44.0
Non-proportional professional indemnity	賠償責任保険類似	50.0	40.0
Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	45.0	35.0
Commercial credit insurance	信用保険	45.0	35.0
Other medium term	その他保険	50.0	40.0

（地域区分：その他新興市場）

商品区分	商品大区分	保険料リスクのリスク係数（%）	支払備金リスクのリスク係数（%）
Motor	自動車保険類似	35.0	25.0
Property damage	財物保険類似	35.0	30.0
Accident, protection and health (APH)	その他保険	35.0	30.0
Short tail medical	その他保険	35.0	25.0

expenses			
Other short tail	その他保険	35.0	30.0
Marine, Aviation, Transport (MAT)	財物保険類似	35.0	35.0
Workers' compensation	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Public liability	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Product liability	賠償責任保険類似	45.0	47.0
Professional indemnity	賠償責任保険類似	45.0	35.0
Other liability and other long tail	賠償責任保険類似	45.0	36.0
Non-proportional motor, property damage, APH and MAT	財物保険類似	50.0	45.0
Catastrophe reinsurance	財物保険類似	50.0	45.0
Non-proportional liability	賠償責任保険類似	50.0	48.0
Non-proportional professional indemnity	賠償責任保険類似	50.0	45.0
Mortgage insurance	不動産ローン保証保険	50.0	40.0
Commercial credit insurance	信用保険	50.0	40.0
Other medium term	その他保険	55.0	40.0

別表七（第八十九条第二号関係）

商品大区分	相関係数（%）
財物保険類似	50
賠償責任保険類似	50
自動車保険類似	75
その他保険	25

別表八（第九十三条第二項第二号及び第三項関係（商品区分別の年間損失総額のVaR99.5%の計算方法））

（地震）

商品区分	計算方法
火災	別表九の左欄に掲げる地震地域区分ごとに同表の中欄に掲げる都道府県に所在する保険の対象について同表の右欄に掲げる計算方法に従い計算した額を、別表十に定める相関係数に従って統合した額。
船舶	元受保険金額×0.32%
貨物	輸出・輸入元受保険金額×0.27%
自動車	地震・噴火・津波車両損害担保特約元受保険金額×2.2%
傷害	天災危険担保特約等の元受保険金額（ただし、家族傷害保険及びファミリー交通傷害保険の保険金額については、本人の死亡・後遺障害保険金額に2.5を乗じた額を元受保険金額とする。）×0.0094%
その他（機械、組立、建設工事、動産総合及び航空のうち地震災害による財物損壊に関する損害を担保するもの）	地震危険担保特約等の元受保険金額（ただし、縮小支払等の約定がある場合は、保険金額に縮小割合を乗じたもの。）×6.1%。ただし、航空保険のうち航空保険プール保有分に係る責任については、航空保険プールが算出した予想最大損害額×プールシェアとする。
家計地震	基準日時点の日本地震再保険株式会社からの地震保険再保険特約（B）における家計地震保険責任限度額から当該契約による既発生保険金（支払保険金及び普通支払備金をいう。）を控除した額。ただし、報告保険会社等が日本地震再保険株式会社の場合は、基準日時点の保有責任限度額とする。

（風水災）

商品区分	計算方法
火災	元受保険金額×0.25%
船舶	元受保険金額×0.32%
貨物	元受既経過保険料×18%
自動車	元受既経過保険料×8.0%
その他（ガラス、風水害、機械、組立、建設工事及び動産	元受既経過保険料×55%

総合）	

（雪災）

商品区分	計算方法
火災	別表九の左欄に掲げる雪災地域区分ごとに同表の中欄に掲げる都道府県に所在する保険の対象について同表の右欄に掲げる計算方法に従い計算した額を、別表十に定める相関係数に従って統合した額。

別表九（第九十三条第三項及び別表八関係（火災保険に係る地域区分別の年間損失総額のVaR99.5%の計算方法））

（地震）

地震地域区分	都道府県	計算方法	
		地震火災費用保険リスクの額	地震危険担保特約リスクの額
1	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川	元受保険金額×0.022%	補償責任額×63%
2	山梨、静岡、愛知、三重、大阪、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎	元受保険金額×0.0089%	補償責任額×37%
3	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄	元受保険金額×0.0013%	補償責任額×5.5%

（注）　補償責任額とは、引き受ける保険契約において、支払限度額、免責金額等を考慮した１年間の最大支払限度額をいう。支払限度額が地域別に設定されていないこと等により、地震地域区分別に補償責任額を把握できない場合にあっては、補償責任額を適切な方法により按分することで地震地域区分別とする。

（雪災）

雪災地域区分	都道府県	計算方法
1	富山、石川、福井	元受保険金額×1.4%
2	青森、秋田、山形、新潟	元受保険金額×0.33%
3	北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	元受保険金額×0.037%
4	岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	元受保険金額×0.0055%

別表十（第九十三条第三項及び別表八関係（火災保険に係る地域区分間の相関係数））

（地震）

地震地域区分	1	2	3
1	1.00	0.00	0.25
2	0.00	1.00	0.50
3	0.25	0.50	1.00

（雪災）

雪災地域区分	1	2	3	4
1	1.00	0.75	0.25	0.25
2	0.75	1.00	0.25	0.25
3	0.25	0.25	1.00	0.25
4	0.25	0.25	0.25	1.00

別表十一（第百十六条第二項から第五項まで及び第百五十七条第四項関係（先進国の定義））

この告示において、先進国は、次に掲げる国又は地域をいう。

オーストリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港特別行政区、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、大韓民国、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

別表十二（第百十六条第三項及び第五項並びに第百二十九条第一項関係（インフラ投資の定義））

第百十六条第三項及び第五項並びに第百二十九条第一項の規定におけるインフラ投資は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一　インフラ資産を支援、所有、融資、開発又は運営するインフラ事業体等に対する資本性投資（株式（優先株式を除く。）をいう。以下この別表において同じ。）又は負債性投資（債券又は貸付金をいう。以下この別表において同じ。）であること。

二　インフラ資産から生じる収益の予測可能性が高いこと。

三　保険会社等が、次のイ及びロに掲げる投資の区分に応じ、当該イ及びロに定める期間にわたって保有する意図をもっていること。

イ　資本性投資　長期間

ロ　負債性投資　満期まで

四　インフラ事業体等の信用力、財務状況、事業内容及びリスク削減のための措置その他これらに類するものにより、当該インフラ投資に伴うリスクが軽減されていることを実証できること。

（注１）　インフラ資産とは、次のイからヘまでに掲げる資産をいう。

イ　水道に係るインフラ資産（給水又は配水システム、廃水の回収又は処理システムその他これらに類するものに係る資産をいう。）

ロ　廃棄物管理に係るインフラ資産（廃棄物の管理、処理又はリサイクルを専門に行う施設その他これに類するものに係る資産をいう。）

ハ　エネルギーに係るインフラ資産（発電、送電、配電、蓄電、地域熱供給その他これらに類するものに係る資産をいう。）

ニ　交通に係るインフラ資産（道路、橋、トンネル、鉄道、ラピッド・トランジット交通網、港湾、空港、車両（電車、バスの車両その他の公共交通機関に使用される輸送手段をいう。）、地上輸送設備、代替輸送設備（充電又は給油ステーションその他これらに類するものをいう。）その他これらに類するものに係る資産をいう。）

ホ　デジタル資産（通信塔、ケーブルシステム、衛星ネットワーク、データセンターその他これらに類するものに係る資産をいう。）

ヘ　社会インフラ資産（中央政府又はその他これに類する機関によって規制又は管理されている公共向けサービスを提供するための資産をいう。）

（注２）　インフラ事業体等とは、次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ　インフラ企業（インフラ資産の所有、融資、開発又は運営から収益の大部分を得ている企業又はグループをいう。）

ロ　インフラ・プロジェクト事業体（一又は複数のインフラ資産を支援、所有、融資、開発又は運営するために特別に設立された事業体をいう。）

別表十三（第百十七条第一項第二号、第百三十八条第一項各号、第百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

一　公共部門の信用リスクのリスク係数

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以内	一年超二年以下	二年超三年以下	三年超四年以下	四年超五年以下	五年超六年以下	六年超七年以下	七年超八年以下	八年超九年以下	九年超十年以下	十年超十一年以下	十一年超十二年以下	十二年超十三年以下	十三年超十四年以下	十四年超
1	0.1	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
2	0.1	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3
3	0.4	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2	2.4	2.5	2.7	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1
4	1.0	2.2	2.6	3.0	3.3	3.6	3.9	4.1	4.2	4.4	4.5	4.6	4.7	4.8	4.9
5	2.5	5.1	6.0	6.6	7.0	7.3	7.5	7.6	7.6	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9
6	6.3	10.8	11.8	12.3	12.5	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7
7	22.0	24.7	25.2	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3	25.3
無格付	2.5	5.1	6.0	6.6	7.0	7.3	7.5	7.6	7.6	7.7	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9
債務不履行状態	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

二　企業及び再保険の信用リスクのリスク係数

格付	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十	十	十	十

区分	年以内	年超二年以下	年超三年以下	年超四年以下	年超五年以下	年超六年以下	年超七年以下	年超八年以下	年超九年以下	年超十年以下	年超十一年以下	一年超十二年以下	二年超十三年以下	三年超十四年以下	四年超
1	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
2	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
3	0.6	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
4	1.4	3.0	3.6	4.1	4.5	4.9	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
5	3.6	7.1	8.3	9.0	9.4	9.7	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8
6	8.9	14.4	15.3	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6
7	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
無格付	6.3	10.7	11.8	12.3	12.5	12.6	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7	12.7
債務不履行状態	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

三　インフラ投資の信用リスクのリスク係数

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以内	一年超	二年超	三年超	四年超	五年超	六年超	七年超	八年超	九年超	十年超	十一年超	十二年超	十三年超	十四年超

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以内	一年超二年以下	二年超三年以下	三年超四年以下	四年超五年以下	五年超六年以下	六年超七年以下	七年超八年以下	八年超九年以下	九年超十年以下	十年超十一年以下	十一年超十二年以下	十二年超十三年以下	十三年超十四年以下	十四年超
1	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
2	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
3	0.6	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
4	1.4	3.0	3.6	4.1	4.5	4.9	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
5	3.6	7.1	8.3	9.0	9.4	9.7	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8
6	8.9	14.4	15.3	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6
7	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
無格付	4.7	8.0	8.9	9.2	9.4	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5
債務不履行状態	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

四　証券化商品（再証券化商品を除く。）の信用リスクのリスク係数

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以	一年超	二年超	三年超	四年超	五年超	六年超	七年超	八年超	九年超	十年超	十一年	十二年	十三年	十四年

	内	二年以下	三年以下	四年以下	五年以下	六年以下	七年以下	八年以下	九年以下	十年以下	十一年以下	超十二年以下	超十三年以下	超十四年以下	超
1	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
2	0.2	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5
3	0.6	1.3	1.6	1.8	2.1	2.3	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.7
4	1.4	3.0	3.6	4.1	4.5	4.9	5.1	5.3	5.4	5.6	5.7	5.8	5.9	6.0	6.0
5	10.8	21.3	24.9	27.0	28.2	29.1	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4
6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
無格付	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
債務不履行状態	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

五　再証券化商品の信用リスクのリスク係数

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以	一年超	二年超	三年超	四年超	五年超	六年超	七年超	八年超	九年超	十年超	十一年	十二年	十三年	十四年

	内	二年以下	三年以下	四年以下	五年以下	六年以下	七年以下	八年以下	九年以下	十年以下	十一年以下	超十二年以下	超十三年以下	超十四年以下	超
1	0.4	1.4	1.8	2.4	2.8	3.2	3.4	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6	4.8	4.8	5.0
2	0.4	1.4	1.8	2.4	2.8	3.2	3.4	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6	4.8	4.8	5.0
3	1.2	2.6	3.2	3.6	4.2	4.6	5.2	5.6	6.0	6.4	6.6	6.8	7.0	7.2	7.4
4	2.8	6.0	7.2	8.2	9.0	9.8	10.2	10.6	10.8	11.2	11.4	11.6	11.8	12.0	12.0
5	21.6	42.6	49.8	54.0	56.4	58.2	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8	58.8
6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
無格付	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.
債務不履行状態	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

別表十四（第二十六条第四項、第二十七条第二項、第百二十二条第一号及び第百二十三条第一号関係

（為替リスクの変動率））

	正味オープン・ポジションの通貨の変動率（%）

	基準通貨	オーストラリア通貨	ブラジル通貨	カナダ通貨	スイス通貨	チリ通貨	中華人民共和国通貨	コロンビア通貨	チェコ通貨	デンマーク通貨	欧州経済通貨統合参加国通貨	英国通貨	香港特別行政区通貨	ハンガリー通貨	インドネシア通貨	イスラエル通貨	インド通貨	日本円	大韓民国通貨
オーストラリア通貨		0	50	25	40	35	40	40	35	35	35	35	40	40	45	35	35	50	30
ブラジル通貨		50	0	50	60	50	55	55	55	55	55	55	55	60	60	55	50	70	50
カナダ通貨		25	50	0	35	30	25	35	35	30	30	30	25	40	40	35	30	40	25
スイス通貨		40	65	35	0	45	30	45	45	35	30	30	25	40	40	35	30	40	25
チリ通貨		35	50	30	45	0	30	40	40	35	30	30	25	40	40	35	30	40	25
中華人民共和国通貨		40	55	25	30	30	0	35	35	30	30	30	25	40	40	35	30	40	25
コロンビア通貨		40	55	35	45	40	35	0	45	40	40	40	35	40	40	35	30	40	25
チェコ通貨		35	60	35	25	40	30	45	0	15	15	15	30	25	25	30	30	45	30
デンマーク通貨		35	60	30	20	40	30	40	45	0	2	2	30	25	25	30	30	45	30
欧州経済通貨統合参加国通貨		35	60	30	20	40	30	40	45	2	0	2	30	25	25	30	30	45	30
英国通貨		35	55	30	30	35	25	35	40	25	25	0	25	30	30	25	25	35	25
香港特別行政区通貨		40	55	25	35	30	25	35	40	25	25	25	0	30	30	25	25	35	25
ハンガリー通貨		40	60	30	40	35	30	40	45	30	30	30	30	0	30	25	25	35	25
インドネシア通貨		45	60	30	40	35	30	40	45	30	30	30	30	30	0	25	25	35	25
イスラエル通貨		35	55	30	35	30	30	35	40	30	30	30	30	25	25	0	25	35	25
インド通貨		35	55	30	35	30	30	35	40	30	30	30	30	25	25	25	0	35	25
日本円		50	65	40	35	45	30	45	50	45	35	35	40	40	40	40	40	0	40
大韓民国通貨		30	50	25	40	30	25	35	35	35	35	35	35	35	35	30	30	40	0
メキシコ通貨		35	50	30	45	35	30	40	35	40	40	40	40	40	40	40	40	50	30
マレーシア通貨		35	50	25	35	30	15	30	35	30	30	30	30	30	30	30	30	40	25
ノルウェー通貨		35	55	30	30	40	35	40	25	20	20	30	30	30	30	30	30	40	35
ニュージーランド通貨		20	55	30	40	40	40	45	40	35	35	35	35	35	35	35	35	50	35
ペルー通貨		35	50	25	35	30	15	30	35	30	30	30	30	30	30	30	30	45	30
フィリピン通貨		35	50	25	35	30	15	35	35	30	30	30	30	30	30	30	30	40	35
ポーランド通貨		35	55	35	40	40	40	45	25	25	25	25	25	25	25	25	25	40	35

正味オープン・ポジションの通貨の変動率（%）

	メキシコ通貨	マレーシア通貨	ノルウェー通貨	ニュージーランド通貨	ペルー通貨	フィリピン通貨	ポーランド通貨	ロシア通貨	サウジアラビア通貨	シンガポール通貨	タイ通貨	トルコ通貨	台湾通貨	アメリカ合衆国通貨	南アフリカ共和国通貨	ブルネイ通貨
ルーマニア通貨	35	50	35	30	40	30	45	45	40	30	35	70	35	40	45	30
ロシア通貨	45	60	40	50	40	35	45	45	40	40	45	75	50	55	60	45
サウジアラビア通貨	40	55	25	35	30	5	35	35	30	30	25	70	50	55	45	20
シンガポール通貨	30	50	20	30	30	15	30	30	25	25	20	70	25	30	55	20
タイ通貨	35	55	30	35	30	20	35	30	20	20	30	70	25	30	55	30
トルコ通貨	70	75	70	75	70	70	75	70	70	70	70	70	70	70	70	50
台湾通貨	35	50	25	30	30	10	35	35	25	25	25	70	70	70	50	30
アメリカ合衆国通貨	40	55	25	35	30	5	35	35	30	30	25	70	70	70	50	30
南アフリカ共和国通貨	45	60	45	55	50	55	55	50	50	50	50	70	70	70	70	50
ブルネイ通貨	30	50	20	30	30	15	30	30	25	25	25	70	70	70	70	50
メキシコ通貨																
マレーシア通貨																
ノルウェー通貨																
ニュージーランド通貨																
ペルー通貨																
フィリピン通貨																
ポーランド通貨																
ロシア通貨																
サウジアラビア通貨																
シンガポール通貨																
タイ通貨																
トルコ通貨																
台湾通貨																
アメリカ合衆国通貨																
南アフリカ共和国通貨																
ブルネイ通貨																

	オーストラリア通貨	ブラジル通貨	カナダ通貨	スイス通貨	チリ通貨	中華人民共和国通貨	コロンビア通貨	チェコ通貨	デンマーク通貨	欧州経済通貨統合参加国通貨	英国通貨	香港特
基準通貨												
オーストラリア通貨		50	30	45	35	30	35	40	40	40	35	30
ブラジル通貨	50		50	35	30	15	30	35	30	30	25	15
カナダ通貨	30	50		35	40	35	40	25	20	20	30	35
スイス通貨	45	35	35		40	40	45	40	35	35	35	40
チリ通貨	35	30	30	40		30	35	35	30	30	30	35
中華人民共和国通貨	30	15	35	40	30		15	30	25	25	25	30
コロンビア通貨	35	30	35	45	35	15		35	30	30	30	40
チェコ通貨	40	35	25	45	35	30	35		25	25	30	40
デンマーク通貨	40	30	20	40	30	25	30	25		20	25	30
欧州経済通貨統合参加国通貨	40	30	20	35	30	25	30	25	20		25	30
英国通貨	35	25	30	35	30	25	30	30	25	25		25
香港特	30	15	35	40	35	30	40	40	30	30	25	
国通貨	35	40	45	50	55	45	50	55	60	60	60	60
和国通貨	40	55	65	55	50	50	55	55	55	55	55	55
ソド通貨	35	55	55	55	50	50	55	55	55	55	55	55
貨	35	55	55	55	50	50	55	55	55	55	55	55
貨	35	55	55	55	50	50	55	55	55	55	55	55
貨	40	50	50	55	50	50	55	55	55	55	55	55
	45	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
ア通貨	40	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
通貨	35	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
貨	30	50	50	55	55	55	55	55	55	55	55	55
貨	35	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
貨	40	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
ンド通貨	40	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
貨	50	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
国通貨	55	65	50	55	55	55	55	55	55	55	55	55
和国通貨	45	50	20	25	30	15	35	30	30	30	30	30
ブルネイ通貨	30	40	20	25	30	15	35	30	30	30	30	30
南アフリカ共和国通貨	45	50	25	30	35	20	40	40	35	35	35	35
アメリカ合衆国通貨	40	55	30	35	40	25	45	45	40	40	40	40
台湾通貨	35	50	25	30	35	20	40	40	35	35	35	35
トルコ通貨	45	60	35	40	45	30	50	50	45	45	45	45
タイ通貨	30	45	20	25	30	15	35	30	30	30	30	30
シンガポール通貨	30	45	20	25	30	15	35	30	30	30	30	30
ロシア通貨	40	50	25	30	35	20	40	40	35	35	35	35
サウジアラビア通貨	40	50	25	30	35	20	40	40	35	35	35	35
ポーランド通貨	45	60	35	40	45	30	50	50	45	45	45	45
ペルー通貨	30	45	20	25	30	15	35	30	30	30	30	30
フィリピン通貨	15	30	15	20	25	10	30	25	25	25	25	25
ノルウェー通貨	35	50	25	30	35	20	40	40	35	35	35	35
マレーシア通貨	50	60	40	45	50	35	55	55	50	50	50	50
メキシコ通貨	35	50	30	35	40	25	45	45	40	40	40	40

別行政区通貨																		
ハンガリー通貨	45	40	30	40	45	45	25	30	50	45	25	35	40	60	40	45	50	35
インドネシア通貨	45	35	45	50	35	35	50	45	50	35	45	35	35	70	35	35	60	35
イスラエル通貨	30	25	35	40	25	25	35	30	40	25	35	20	25	55	25	25	50	20
インド通貨	30	20	35	35	20	20	40	30	35	15	35	15	20	55	15	15	50	15
日本円	50	35	40	50	35	35	50	40	50	30	40	30	35	70	30	30	65	30
大韓民国通貨	30	25	35	35	25	25	35	35	40	25	35	20	25	55	20	25	45	20
メキシコ通貨	0	25	40	40	30	30	40	40	40	30	40	30	35	60	30	30	50	30
マレーシア通貨	25	0	30	35	20	20	35	30	35	15	30	15	20	55	15	15	45	15
ノルウェー通貨	40	30	0	35	35	35	30	30	40	35	20	25	35	60	30	35	45	25
ニュージーランド通貨	40	35	35	0	40	40	40	40	50	40	35	30	35	60	35	40	50	30
ペルー通貨	30	20	35	40	0	20	40	30	35	15	35	15	20	60	15	15	50	15
フィリピン通貨	30	20	35	35	20	0	40	30	40	15	35	15	20	55	15	15	50	15
ポーランド通貨	40	40	30	40	40	40	0	30	45	40	30	35	40	55	40	40	50	35
ルーマニア通貨	40	30	30	40	35	35	30	0	40	30	25	25	35	60	30	30	50	25
ロシア通貨	40	35	40	50	35	40	45	40	0	35	45	35	40	65	35	40	55	35
サウジアラビア通貨	30	15	35	40	15	15	40	30	35	0	35	15	20	60	10	2	55	15
スウェーデン通貨	40	30	20	35	35	35	30	25	45	35	0	30	35	60	30	35	50	30
シンガポール通貨	30	15	25	30	15	15	35	25	35	15	30	0	15	55	10	15	45	2
タイ通貨	35	20	35	35	20	20	40	30	40	20	35	15	0	55	20	20	50	15
トルコ通貨	70	70	70	70	70	70	70	70	75	70	70	65	70	0	70	70	75	65
台湾通貨	30	15	30	35	15	15	35	30	35	10	30	10	20	55	0	10	50	10
アメリカ合衆国通貨	30	15	35	40	15	15	40	30	35	2	35	15	20	60	10	0	55	15
南アフリカ共和国通貨	50	45	45	50	50	50	50	50	55	55	50	45	50	60	50	55	0	45
ブルネイ通貨	30	15	25	30	15	15	35	25	35	15	30	2	15	55	10	15	45	0

別表十五（第百三十五条関係）

その他のオフ・バランス取引の種類	信用換算係数（%）	備考
一　任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この別表において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメント	0.0	
二　原契約期間が一年以下のコミットメント（前号に規定するコミットメントを除	20.0	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信

く。）		用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。
三　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務		
四　特定の取引に係る偶発債務（前号に該当するものを除く。）	50.0	特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。
五　NIF（Note Issuance Facilities）又はRUF（Revolving Underwriting Facilities）		NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合には、保険会社等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
六　原契約期間が一年超であるコミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）		
七　信用供与に直接的に代替する偶発債務	100.0	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補塡信託契約等をいう。
八　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入		
九　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（当該取引時点において取引対象資産が貸借対照表等に計上される場合を除く。）		
十　オフ・バランスの証券化商品		
十一　前各号のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフ・バランス取引		

（注１）　将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の信用換算係数があるときは、当該複数の信用換算係数のうち最も低いものを適用するものとする。

（注２）　保険会社等が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合には、当該取引は当該保険会社等が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。

○金融庁告示第七十五号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十九条の二第一項第五号ニ、第五十九条の三第一項第三号ハ及び第二百十条の十の二第一項第四号ハの規定に基づき、保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件を次のように定める。

令和七年七月二十三日　　金融庁長官　伊藤　豊

保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号。以下「ソルベンシー・マージン比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る開示事項）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第五十九条の二第一項第五号ニに規定する保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものは、定量的な開示事項及び定性的な開示事項とする。

２　前項の定量的な開示事項は、次の各号に定める事項とし、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一　直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額　別紙様式第一号

二　直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項　別紙様式第二号

三　直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項　別紙様式第三号

四　経済価値ベースのバランスシートに関する事項　別紙様式第四号（単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、別紙様式第四号の二）

五　外国証券の種類別差異調整に関する事項　別紙様式第五号（単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、別紙様式第五号の二）

六　保険負債の商品別差異調整に関する事項　別紙様式第六号

七　ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項　別紙様式第七号

八　適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項　別紙様式第八号

３　第一項の定性的な開示事項は、次の各号に定める事項とする。

一　ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する次に掲げる事項

イ　子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項

⑴　子会社株式に係る特例手法を適用した株式を発行する子会社等（イにおいて「特例手法適用子会社」という。）の商号又は名称

⑵　各特例手法適用子会社に対する持分比率

⑶　各特例手法適用子会社の貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を持分比率に応じて比例連結の方法を適用したかどうか、又は全て認識したかどうかの別

⑷　子会社化直後の特例手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項

（ⅰ）　子会社化直後の特例手法を適用している外国の会社の名称

（ⅱ）　子会社化直後の特例手法を適用している外国の会社に係る株式リスクの算出に用いた資産の公正価値の下落率

ロ　現在推計の額の計算に係る前提及び手法に関する次に掲げる事項

⑴　保険契約ポートフォリオごとの経済価値ベースの保険負債の額の計算に用いた割引率に関する次に掲げる事項（資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約に該当するものを除く。）

（ⅰ）　保険契約ポートフォリオの概要

（ⅱ）　トップバケット、ミドルバケット又は一般バケットの別

（ⅲ）　主要な年限ごとの割引率の水準

⑵　保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した保険事故発生率、解約失効率、契約更新率、事業費率その他経済環境によらない計算前提（以下「非経済前提」という。）の設定方法

⑶　保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

ハ　所要資本の額の計算に係る前提及び手法に関する次に掲げる事項

⑴　所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションの効果を考慮している場合には、当該マネジメント・アクションの内容

⑵　所要資本の額の計算において、リスク削減手法の効果を認識している場合には、当該リスク削減手法の内容

⑶　生命保険リスクの額の計算に当たり、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項

（ⅰ）　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用する範囲（ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第一号に掲げる死亡リスクの額、同条第二号に掲げる長寿リスクの額、同条第三号に掲げる罹患及び障害リスクの額並びに同条第四号に掲げる解約及び失効リスクの額のうち、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用したもの並びに適用した生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法のストレス係数を含む。）

（ⅱ）　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響

⑷　損害保険リスクの額の計算に当たり、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項

（ⅰ）　損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法を適用する範囲（ソルベンシー・マージン比率告示第八十二条第一号に掲げる保険料リスクの額及び同条第二号に掲げる支払備金リスクの額のうち、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法を適用したもの及び適用した損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法のリスク係数を含む。）

（ⅱ）　損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響

⑸　巨大自然災害リスクの額の計算に当たり、内部モデル手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項

（ⅰ）　部分内部モデル手法を用いている場合には、当該部分内部モデル手法を適用しない区分

（ⅱ）　内部モデル手法において用いている計算手法及び計算前提の概要（当該内部モデル手法とソルベンシー・マージン比率告示第九十二条及び第九十三条に規定する巨大自然災害リスク計測の標準的手法の差異を含む。）

（ⅲ）　内部モデル手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響

⑹　金利リスクの額の計算に当たり、金利リスクに係る内部割引率手法を用いている場合には、その旨及び金利リスクに係る内部割引率手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響

ニ　イからハまでに掲げる事項のほか、ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提及び手法に関する事項（前項各号に定める事項の開示において、当該各号に定める別紙様式の定めるところにより注記した事項を除く。）

ホ　イからニまでに掲げる事項について、前事業年度の末日時点におけるソルベンシー・マージン比率の計算に用いたものから重要な変更があった場合には、当該変更の内容

二　ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

（保険会社及びその子会社等並びに保険持株会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る開示事項）

第三条　規則第五十九条の三第一項第三号ハに規定する保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるもの並びに規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに規定する保険業法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものは、定量的な開示事項及び定性的な開示事項とする。

2　前項の定量的な開示事項は、次の各号に定める事項とし、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一　直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額　別紙様式第一号（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、別紙様式第一号の二）

二　直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項　別紙様式第二号

三　直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項　別紙様式第三号

四　経済価値ベースのバランスシートに関する事項　別紙様式第四号の三（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、別紙様式第四号の四）

五　有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項　別紙様式第五号の三

六　保険負債の商品別差異調整に関する事項　別紙様式第六号

七　ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項　別紙様式第七号

八　適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項　別紙様式第八号

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲について、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更した場合における当該変更の内容（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、その旨及び控除合算手法を適用している子会社の名称を含む。）

ロ　子会社化直後の特例手法を用いている場合には、その旨及び前条第三項第一号イ⑷（ⅰ）及び（ⅱ）に掲げる事項

二　前条第三項第一号ロからホまでに掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項（ソルベンシー・マ

ージン比率告示第八十条（ソルベンシー・マージン比率告示第八十五条において読み替えて準用する場合を含む。）に定める届出をした場合にあっては、前条第三項第一号ハ(3)(ｉ)に掲げる事項について、連結の範囲に含まれる生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社ごとに記載し、前条第三項第一号ハ(4)(ｉ)に掲げる事項について、連結の範囲に含まれる損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社ごとに記載するものとする。）

４　保険会社が子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行い、当該計算結果を当該保険会社の連結ベースの計算結果としている場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の定量的な開示事項及び同条第三項の定性的な開示事項は、前条第二項の定量的な開示事項及び前条第三項の定性的な開示事項をもって代えるものとする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

第二条　第二条第二項第八号、同条第三項第一号ホ（第三条第三項第二号の規定により準用する場合を含む。）及び第三条第二項第八号に掲げる事項については、令和八年三月三十一日までに終了する事業年度に係る説明書類においては、記載することを要しない。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

要約			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
適格資本の額(A)			
所要資本の額(B)			
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）			

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　表題の「要約」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「要約（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「要約（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、「要約（連結ベース）」と読み替えること。

２　連結ベースの計算結果の開示に当たっては、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いた場合には、イ欄の「前期末」の数値は控除合算手法を用いて算出したものである旨を注記すること。

３　イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

（別紙様式第一号の二）

（第一面）

（単位：百万円、％）

要約（連結ベース・控除合算手法適用）			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
適格資本の額(A)			
所要資本の額(B)			
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）			

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　連結ベースの計算結果の開示に当たっては、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、イ欄の「前期末」の数値は控除合算手法を用いずに算出したものである旨を注記すること。

2　イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

（第二面）

（単位：百万円、％）

ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり適用された控除合算手法に係る調整係数及びその決定の基礎となった控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率等			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり、控除合算手法適用子会社の所要資本の額に乗じた調整係数			
控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額(A)			
控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額(B)			
控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）			

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　「ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり、控除合算手法適用子会社の所要資本の額に乗じた調整係数」の項には、第一面に記載したソルベンシー・マージン比率の算出に当たり適用された控除合算手法に係る調整係数を記載すること。

2　「控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率の算出の基礎となった適格資本の額（イ欄及びロ欄）並びに当該額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減額（ハ欄）を記載すること。

3　「控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率の算出の基礎となった所要資本の額（イ欄及びロ欄）並びに当該額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減額（ハ欄）を記載すること。

4　「控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いずに計算した場合のソルベンシー・マージン比率（イ欄及びロ欄）並びに当該ソルベンシー・マージン比率の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減（ハ欄）を記載すること。

5　前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、当

該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。この場合において、これらの欄を削除せず、「－」を記載するとともに、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない旨を注記すること。

6　前事業年度の末日時点又は当事業年度の末日時点のいずれかにおけるソルベンシー・マージン比率の算出において、ソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5としている場合には、当該調整係数を1.5としている事業年度について、「控除合算手法を用いずに計算した適格資本の額」、「控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額」及び「控除合算手法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率」の項を記載することを要しない。この場合において、当該事業年度についてソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき調整係数を1.5としている旨を注記すること。

7　イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

（別紙様式第二号）

（単位：百万円）

適格資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
Tier１適格資本の額（(B)－(C)）　(A)		
Tier１適格資本に係る基礎項目の額　(B)		
算入制限のないTier１資本調達手段の額		
算入制限のあるTier１資本調達手段の額		
資本調達手段以外のTier１適格資本の額		
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		
資本剰余金（Tier２適格資本に算入されるものを除く）の額		
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		
その他の拠出金等の額		
非支配株主持分（上限適用後）の額		
経済価値ベースの調整額		
Tier１適格資本に係る調整項目の額　(C)		
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		
繰延税金資産の額		
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額		
他の金融機関等が意図的に保有しているTier１資本調達手段の額		
自己のTier１資本調達手段への投資の額		
不適格再保険資産の額		
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		
Tier２適格資本の額（(E)－(F)－(G)）　(D)		
Tier２適格資本に係る基礎項目の額　(E)		
Tier２資本調達手段の額		
算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額		
払込済みTier２資本調達手段の額		
払込未済のTier２資本調達手段の額		
資本調達手段以外のTier２適格資本の額		

Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		
処分制約のある資産のうちTier１適格資本から控除される額		
Tier２バスケット（上限適用後）の額		
Tier２適格資本に係る調整項目の額　(F)		
他の金融機関等が意図的に保有しているTier２資本調達手段の額		
自己のTier２資本調達手段への投資の額		
Tier２適格資本への上限適用による控除の額　(G)		
適格資本の額（(A)＋(D)）		

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　全般

⑴　表題の「適格資本の額の構成」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の構成（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「適格資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、「適格資本の額の構成（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「適格資本の額の構成（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

⑵　イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」を記載することを要しない。

２　Tier１適格資本に係る基礎項目

⑴　「算入制限のないTier１資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十八条第一項第一号に掲げる額をいう。

⑵　「算入制限のあるTier１資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十八条第一項第二号に掲げる額をいう。

⑶　「剰余金等の額又は利益剰余金等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第一号に定める額及び同条第七号に定める額の合計額をいう。

⑷　「資本剰余金（Tier２適格資本に算入されるものを除く）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第二号に定める額をいう。

⑸　「その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第四号に定める額をいう。

⑹　「その他の拠出金等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第三号に定める額をいう。

⑺　「非支配株主持分（上限適用後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第五号に定める額をいう。なお、当該項は、連結ベースの計算結果の開示に当たって記載するものとし、単体ベースの計算結果の開示に当たっては、当該項を削除すること。

⑻　「経済価値ベースの調整額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第六号に定める額をいう。

３　Tier１適格資本に係る調整項目

⑴　「無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号イに定める額をいう。

⑵　「繰延税金資産の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号ハに定める額をいう。

⑶　「前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号ロに定める額をいう。

⑷　「他の金融機関等が意図的に保有しているTier１資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第二号に定める額をいう。

⑸　「自己のTier１資本調達手段への投資の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第三号に定める額をいう。

⑹　「不適格再保険資産の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第四号に定める額をいう。

⑺　「処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第五号に定める額をいう。

４　Tier２適格資本に係る基礎項目

⑴　「算入制限のあるTier１資本調達手段の制限を超過した額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第一号に掲げる額をいう。

⑵　「払込済みTier２資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額の合計額をいう。

⑶　「払込未済のTier２資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第四号に掲げる額をいう。

⑷　「Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第一号に定める額をいう。

⑸　単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額」の項と「処分制約のある資産のうちTier１適格資本から控除される額」の項の間に行を追加し、「子会社株式に係る特例手法の適用に係る調整額」との名称を付した上で、子会社マージンから、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十三条第一号の規定により生じる非支配株主持分の額を控除した額を記載すること。

⑹　「処分制約のある資産のうちTier１適格資本から控除される額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第二号に定める額をいう。

⑺　「Tier２バスケット（上限適用後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第三号に定める額をいう。

５　Tier２適格資本に係る調整項目

⑴　「他の金融機関等が意図的に保有しているTier２資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十四条第一号に定める額をいう。

⑵　「自己のTier２資本調達手段への投資の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十四条第二号に定める額をいう。

６　Tier２適格資本への上限適用による控除

「Tier２適格資本への上限適用による控除の額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十一条第一項各号に掲げる額の合計額から、ソルベンシー・マージン比率告示第四章第三節第四款に定めるTier２適格資本の調整の額を控除した額（以下「上限適用前のTier２適格資本の額」という。）が、ソルベンシー・マージン比率告示第四十一条第二項に定めるTier２適格資本の上限額（以下「Tier２適格資本の上限額」という。）を上回る場合には、上限適用前のTier２適格資本の額とTier２適格資本の上限額との差額を記載すること。なお、上限適用前のTier２適格資本の額がTier２適格資本の上限額を上回らない場合には、当該項には０を記載すること。

７　連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合の特則

連結ベースの計算結果の開示に当たって、当事業年度の末日時点、前事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「Tier2適格資本への上限適用による控除の額」の項と「適格資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、「(H)」の記号を付すとともに、「適格資本の額（(A)＋(D)）」とあるのは「適格資本の額（(A)＋(D)＋(H)）」と読み替えること。この場合において、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに定める額を記載し、「Tier1適格資本の額」から「Tier2適格資本への上限適用による控除の額」までの各項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意１から６までに準じて記載すること。なお、当事業年度の末日時点又は前事業年度の末日時点のいずれかのみにおける連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には「－」を記載すること。

（別紙様式第三号）

（単位：百万円）

所要資本の額の構成		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
生命保険リスクの額　(A)		
死亡リスクの額		
長寿リスクの額		
罹患及び障害リスクの額		
解約及び失効リスクの額		
経費リスクの額		
マネジメント・アクションの効果の額		
損害保険リスクの額　(B)		
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		
自動車保険類似の商品に係るリスクの額		
財物保険類似の商品に係るリスクの額		
その他保険に係るリスクの額		
巨大災害リスクの額　(C)		
巨大自然災害リスクの額		
日本における地震に係るリスクの額		
日本における風水災に係るリスクの額		
日本における雪災に係るリスクの額		
外国における巨大自然災害リスクの額		
その他の額		
その他の巨大災害に係るリスクの額		
マネジメント・アクションの効果の額		
市場リスクの額　(D)		
金利リスクの額		
スプレッドリスクの額		
株式リスクの額		
不動産リスクの額		
為替リスクの額		
資産集中リスクの額		
マネジメント・アクションの効果の額		
信用リスクの額　(E)		
オペレーショナル・リスクの額　(F)		
マネジメント・アクションの効果の上限超過額　(G)		
分散効果の額　(H)		
非保険事業に係る所要資本の額　(I)		
所要資本の額（税効果考慮前）　((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)＋(I))　(J)		
所要資本の税効果の額　(K)		
所要資本の額（税効果考慮後）　((J)－(K))		

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　全般

⑴　表題の「所要資本の額の構成」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「所要資本の額の構成（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「所要資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「所要資本の額の構成（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「所要資本の額の構成（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

⑵　イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」を記載することを要しない。

⑶　所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しない旨を注記すること。

２　生命保険リスクの額及びその内訳

⑴　「生命保険リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ

⑴に掲げる生命保険リスクの額をいう。

⑵　「死亡リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第一号に掲げる死亡リスクの額をいう。

⑶　「長寿リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第二号に掲げる長寿リスクの額をいう。

⑷　「罹患及び障害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第三号に掲げる罹患及び障害リスクの額をいう。

⑸　「解約及び失効リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第四号に掲げる解約及び失効リスクの額をいう。

⑹　「経費リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第五号に掲げる経費リスクの額をいう。

⑺　損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の内訳として掲記している「死亡リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合（ただし、生命保険リスクの額が０である場合を除く。）において、生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

3　損害保険リスクの額及びその内訳

⑴　「損害保険リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑵に掲げる損害保険リスクの額をいう。

⑵　「賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額」、「自動車保険類似の商品に係るリスクの額」、「財物保険類似の商品に係るリスクの額」及び「その他保険に係るリスクの額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第八十九条第一号において計算した額を、同条第二号に定めるところにより、地理的区分別の商品大区分（不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。）ごとに統合した額について、それぞれ、「賠償責任保険類似」、「自動車保険類似」、「財物保険類似」及び「その他保険」の商品大区分ごとに同条第四号に定める各地理的区分間の相関係数を用いて統合した額を記載すること。

⑶　生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、損害保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「損害保険リスクの額」の内訳として掲記している「賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額」の項から「その他保険に係るリスクの額」の項までの記載を省略することができる。この場合（ただし、損害保険リスクの額が０である場合を除く。）において、損害保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

4　巨大災害リスクの額及びその内訳

⑴　「巨大災害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑶に掲げる巨大災害リスクの額をいう。

⑵　「巨大自然災害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第九十条第一号に掲げる巨大自然災害リスクの額をいう。ただし、内部モデル手法採用社にあっては、ソルベンシー・マージン比率告示第六章に定めるところにより、内部モデル手法を用いて計算した同章に規定する額をいう。

⑶　「日本における地震に係るリスクの額」、「日本における風水災に係るリスクの額」、「日本における雪災に係るリスクの額」及び「外国における巨大自然災害リスクの額」の項には、「巨大自然災害リスクの額」の項に記載した額について、それぞれ、日本における地震に係る額、日本における風水災に係る額、日本における雪災に係る額及び外国における巨大自然災害リスクの額に相当する内訳の額を記載すること。「その他の額」には、「巨大自然災害リスクの額」の構成要素のうち、「日本における地震に係るリスクの額」から「外国における巨大自然災害リスクの額」までのいずれにも該当しないものの額を記載すること。

⑷　「その他の巨大災害に係るリスクの額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第五章第四節第三款各目に規定する額を、同節第四款に定める相関係数を用いて統合した額を記載すること。

⑸　生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、巨大災害リスクの額に重要性が乏しい場合には、「巨大災害リスクの額」の内訳として掲記している「巨大自然災害リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合（ただし、巨大災害リスクの額が０である場合を除く。）において、巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

5　市場リスクの額及びその内訳

⑴　「市場リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額をいう。

⑵　「金利リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第一号に掲げる金利リスクの額をいう。

⑶　「スプレッドリスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第二号に掲げるスプレッドリスクの額をいう。なお、当該額が、ソルベンシー・マージン比率告示第百十二条第一号に規定する額である場合には、当該項を「スプレッドリスク（上昇）の額」と読み替え、同条第二号に規定する額である場合には、当該項を「スプレッドリスク（下降）の額」と読み替えること。

⑷　「株式リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第三号に掲げる株式リスクの額をいう。

⑸　「不動産リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第四号に掲げる不動産リスクの額をいう。

⑹　「為替リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第五号に掲げる為替リスクの額をいう。

⑺　「資産集中リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第六号に掲げる資産集中リスクの額をいう。

6　その他の項目

⑴　「信用リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑸に掲げる信用リスクの額をいう。

⑵　「オペレーショナル・リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑹に掲げるオペレーショナル・リスクの額をいう。

⑶　「生命保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」及び「市場リスクの額」の項の内訳として掲記している「マネジメント・アクションの効果」の項には、各リスクの額の計算に当たって、マネジメント・アクションの効果を考慮している場合に、当該効果によるそれぞれのリスクの増減額を記載すること。

⑷　「マネジメント・アクションの効果の上限超過額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号ロに規定する額を記載すること。

⑸　「分散効果の額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑴から⑹までに掲げる額の単純和と、これらの額をソルベンシー・マージン比率告示第五章第八節に規定する統合方法により計算した額の差額を記載すること。

⑹　「非保険事業に係る所要資本の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。なお、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、当該項を削除すること。

⑺　「所要資本の税効果の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号ハに規定する所要資本の税効果の額をいう。

7　連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合の特則

連結ベースの計算結果の開示に当たって、当事業年度の末日時点、前事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「所要資本の税効果の額」の項と「所要資本の額（税効果考慮後）」の項の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、「(L)」の記号を付すとともに、「所要資本の額（税効果考慮後）（(J)－(K)）」とあるのは「所要資本の額（税効果考慮後）（(J)－(K)＋(L)）」と読み替えること。この場合において、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第二号ロに定める額を記載し、「生命保険リスクの額」から「所要資本の税効果の額」までの各項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意１から６までに準じて記載すること。なお、当事業年度の末日時点又は前事業年度の末日時点のいずれかのみにおける連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には「－」を記載すること。

（別紙様式第四号）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額 （イ＋ロ＋ハ）
資産の部				
総資産				
現金及び預貯金				
コールローン				
買現先勘定				
債券貸借取引支払保証金				
買入金銭債権				
商品有価証券				
金銭の信託				
有価証券				
国債				
地方債				
社債				
株式				
外国証券				
その他の証券				
貸付金				
有形固定資産				
土地				
建物				
リース資産				
建設仮勘定				
その他の有形固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア				
のれん				
リース資産				
その他の無形固定資産				
前払年金費用				
繰延税金資産				
再評価に係る繰延税金資産				
貸倒引当金				
投資損失引当金				
その他資産				
特別勘定等の資産				
再保険回収額				
負債の部				
総負債				
保険負債（保険契約準備金）合計				
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）				
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				
規制上の準備金に属				

するもの（危険準備金等）				
非保険負債合計				
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）				
その他の準備金				
短期社債				
社債				
新株予約権付社債				
退職給付引当金				
役員退職慰労引当金				
その他の引当金				
価格変動準備金				
金融商品取引責任準備金				
繰延税金負債				
再評価に係る繰延税金負債				
未払法人税等				
その他負債				
純資産の部				
純資産				
基金等合計又は株主資本合計				
基金又は資本金				
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金				
基金償却積立金				
再評価積立金				
基金償却積立金減少差益				
資本剰余金				
剰余金又は利益剰余金				
規制上の準備金				
(-) 自己株式				
自己株式申込証拠金				
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）				
その他有価証券評価差額金				
繰延ヘッジ損益				
土地再評価差額金				
為替換算調整勘定				
退職給付に係る調整累計額				
株式引受権				
新株予約権				
その他				
経済価値ベースの調整額				

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること

。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

2　純資産の部において、「基金等合計又は株主資本合計」、「基金又は資本金」、「基金申込証拠金又は新株式申込証拠金」及び「剰余金又は利益剰余金」の科目は、株式会社の場合には「株主資本合計」、「資本金」、「新株式申込証拠金」及び「利益剰余金」と、相互会社の場合には「基金等合計」、「基金」、「基金申込証拠金」及び「剰余金」とそれぞれ表示するとともに、株式会社及び相互会社のそれぞれにあって、計上する額がない科目については削除する等、必要に応じ、株式会社及び相互会社の別を踏まえ科目を修正すること。

3　純資産の部において、外国保険会社等又は免許特定法人の場合には、「基金等合計又は株主資本合計」、「基金又は資本金」及び「剰余金又は利益剰余金」の科目は、「持込資本金等合計」、「供託金」及び「剰余金」とそれぞれ表示するとともに、計上する額がない科目については削除する等、必要に応じ科目を修正すること。

4　貸借対照表の資産の部に計上すべきもののうち、特別勘定等に属するものの額については、「特別勘定等の資産」の科目に計上することとし、その他の科目においては、「特別勘定等の資産」の科目に計上したものの額は除くこと。

5　「資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債」の科目のニ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三章第二節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額を記載すること。

6　「現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）」の科目のイ欄には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額を除いた額を記載し、同項のニ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三章第二節第二款に規定する現在推計の額を記載すること。

7　「現在推計を超えるマージン（MOCE）の額」の科目のニ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第二十九条に規定するMOCEの額を記載すること。

8　「規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）」の科目の各欄は、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額について記載すること。

9　「その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）」の科目の各欄は、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額から、「規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）」の項に計上すべき額を除いたものの額について記載すること。

10　「経済価値ベースの調整額」の科目のニ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第六号に掲げる経済価値ベースの調整額として、「総資産」の項のニ欄の額から、「総負債」の項のニ欄の額並びに「純資産の部」の内訳である「基金等合計又は株主資本合計」、「その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）」、「株式引受権」、「新株予約権」及び「その他」の項のニ欄の額の合計額を除いたものの額を記載すること。

11　次の事項を注記すること。この場合において、当事業年度の末日における貸借対照表に注記した事項については、本記載上の注意において別途定めがある場合を除き、注記することを要しない。

⑴　継続企業の前提に関する事項

①　継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。ただし、当事業年度の末日における貸借対照表の作成時点から、当事業年度の末日における経済価値ベースのバランスシートの作成時点までにおいて、当該事象又は状況に変更がないときは、その旨を注記した上で、記載を省略することができる。

（ⅰ）　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

（ⅱ）　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

（ⅲ）　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

（ⅳ）　当該重要な不確実性の影響を経済価値ベースのバランスシートに反映しているか否かの別

②　当事業年度の末日における貸借対照表において、継続企業の前提に関する注記が行われている場合において、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの作成時点において、当該不確実性が認められなくなったときには、その旨及びその理由

⑵　経済価値ベースのバランスシートの作成方針に関する次に掲げる事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　資産の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）

②　負債の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及

びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）

③　経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

⑶　経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

⑷　経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　会計上の見積りに関する次に掲げる事項

（ⅰ）　会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの

（ⅱ）　当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの(ⅰ)に掲げる項目に計上した額

（ⅲ）　(ⅱ)に掲げるもののほか、(ⅰ)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

②　会計上の見積りを変更した場合における次に掲げる事項

（ⅰ）　当該会計上の見積りの変更の内容

（ⅱ）　当該会計上の見積りの変更の経済価値ベースのバランスシートの項目に対する影響額

（ⅲ）　当該会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートの項目に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

⑸　「特別勘定等の資産」の科目には、法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上している旨

⑹　重要な後発事象に関する事項

①　当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象（当事業年度の末日における貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。）が発生した場合における当該事象及び当該事象が経済価値ベースのバランスシートに与える影響額

②　当事業年度の末日後、翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

（別紙様式第四号の二）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
科目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
資産の部						
総資産						
現金及び預貯金						
コールローン						
買現先勘定						
債券貸借取引支払保証金						
買入金銭債権						
商品有価証券						
金銭の信託						
有価証券						
国債						
地方債						
社債						
株式						
外国証券						
その他の証券						
貸付金						
有形固定資産						
土地						

建物						
リース資産						
建設仮勘定						
その他の有形固定資産						
無形固定資産						
ソフトウェア						
のれん						
リース資産						
その他の無形固定資産						
前払年金費用						
繰延税金資産						
再評価に係る繰延税金資産						
貸倒引当金						
投資損失引当金						
その他資産						
特別勘定等の資産						
再保険回収額						
負債の部						
総負債						
保険負債（保険契約準備金）						
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債						
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）						
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額						
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）						
非保険負債						
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）						
その他の準備金						
短期社債						
社債						
新株予約権付社債						
退職給付に係る負債（退職給付引当金）						
役員退職慰労引当金						
その他の引当金						
価格変動準備						

金						
金融商品取引責任準備金						
繰延税金負債						
再評価に係る繰延税金負債						
未払法人税等						
その他負債						
純資産の部						
純資産						
基金等合計又は株主資本合計						
基金又は資本金						
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金						
基金償却積立金						
再評価積立金						
基金償却積立金減少差益						
資本剰余金						
剰余金又は利益剰余金						
規制上の準備金						
(-) 自己株式						
自己株式申込証拠金						
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）						
その他有価証券評価差額金						
繰延ヘッジ損益						
土地再評価差額金						
為替換算調整勘定						
退職給付に係る調整累計額						
株式引受権						
新株予約権						
その他						
経済価値ベースの調整額						

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各科目について、イ欄からニ欄までは、別紙様式第四号記載上の注意１から10まで（同記載上の注意３を除く。）に準じて、子会社株式に係る特例手法を用いずに計算した場合の額を記載すること。

2　各科目について、ホ欄の「子会社株式に係る特例手法による調整の額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計算した経済価値評価の額とニ欄の額の差額を記載すること。

3　各科目について、ヘ欄の「経済価値ベースの額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計算した経済価値評価の額を記載すること。

4　別紙様式第四号記載上の注意11に準じて注記を行うこと。この場合において、同記載上の注意⑵に規定する事項を注記するに当たっては、合わせて、子会社株式に係る特例手法の適用に係る次の事項についても注記すること。

①　子会社株式に係る特例手法を適用した株式を発行する子会社等（以下この様式において、「特例手法適用子会社」という。）の商号又は名称

②　各特例手法適用子会社に対する持分比率

③　各特例手法適用子会社の貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を持分比率に応じて比例連結の方法を適用したか、又は全て認識したかどうかの別

④　子会社化直後の特例手法を用いている場合には、当該手法を適用している外国の会社の名称

（別紙様式第四号の三）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）					
科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 連結の範囲等に係る調整の額	ハ 組替えの額	ニ 評価替えの額	ホ 経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）
資産の部					
総資産					
現金及び預貯金					
コールローン					
買現先勘定					
債券貸借取引支払保証金					
買入金銭債権					
商品有価証券					
金銭の信託					
有価証券					
貸付金					
有形固定資産					
土地					
建物					
リース資産					
建設仮勘定					
その他の有形固定資産					
無形固定資産					
ソフトウェア					
のれん					
リース資産					

その他の無形固定資産					
退職給付に係る資産					
繰延税金資産					
再評価に係る繰延税金資産					
貸倒引当金					
投資損失引当金					
その他資産					
特別勘定等の資産					
再保険回収額					
負債の部					
総負債					
保険負債（保険契約準備金）					
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債					
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）					
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額					
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）					
非保険負債					
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）					
その他の準備金					
短期社債					
社債					
新株予約権付社債					
退職給付に係る負債（退職給付引当金）					
役員退職慰労引当金					
その他の引当金					
価格変動準備金					
金融商品取引責任準備金					
繰延税金負債					
再評価に係る繰延税金負債					
未払法人税等					
その他負債					
純資産の部					
純資産					
基金等合計又は株主資本合計					
基金又は資本金					
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金					
基金償却積立金					
再評価積立金					
基金償却積立金減少差益					
資本剰余金					

剰余金又は利益剰余金					
規制上の準備金					
(-) 自己株式					
自己株式申込証拠金					
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）					
その他有価証券評価差額金					
繰延ヘッジ損益					
土地再評価差額金					
為替換算調整勘定					
退職給付に係る調整累計額					
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額					
株式引受権					
新株予約権					
非支配株主持分					
その他					
経済価値ベースの調整額					

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　本様式中に示す科目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの科目を用いて、本様式を作成することができる。

2　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ホ欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄、ハ欄及びニ欄の額の合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

3　ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額」については、当該欄に計上すべきものがない場合、又は当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しい場合には、当該欄の記載を省略することができる。この場合において、当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しいことにより当該欄の記載を省略する場合には、当該欄に計上すべきものの額についてはハ欄に含めるとともに、その旨を注記すること。

4　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ハ欄」と、「ハ欄」とあるのは「ニ欄」と、「ニ欄」とあるのは「ホ欄」とそれぞれ読み替えること。

5　次の事項を注記すること。この場合において、当事業年度の末日における連結貸借対照表に注記した事項については、本記載上の注意において別途定めがある場合を除き、注記することを要しない。

⑴　継続企業の前提に関する事項

①　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。ただし、当事業年度の末日における連結貸借対照表の作成時点から、当事業年度の末日における経済価値ベースのバランスシートの作成時点までにおいて、当該事象又は状況に変更がないときは、その旨を注記した上で、記載を省略することができる。

（ⅰ）　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

（ⅱ）　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

（ⅲ）　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

（ⅳ）　当該重要な不確実性の影響を経済価値ベースのバランスシートに反映しているか否かの別

②　当事業年度の末日における連結貸借対照表において、継続企業の前提に関する注記が行われている場合において、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの作成時点において、当該不確実性が認められなくなったときには、その旨及びその理由

⑵　経済価値ベースのバランスシートの作成方針に係る事項

①　経済価値ベースのバランスシートの作成方針に関する次に掲げる事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

（ⅰ）　資産の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）

（ⅱ）　負債の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）

②　連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲について、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更した場合における当該変更の内容

③　子会社化直後の特例手法を用いている場合には、当該手法を適用している外国の会社の名称

④　経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

⑶　経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　当該表示方法の変更の内容

②　当該表示方法の変更の理由

⑷　経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）

①　会計上の見積りに関する次に掲げる事項

（ⅰ）　会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの

（ⅱ）　当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの(ⅰ)に掲げる項目に計上した額

（ⅲ）　(ⅱ)に掲げるもののほか、(ⅰ)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

②　会計上の見積りを変更した場合における次に掲げる事項

（ⅰ）　当該会計上の見積りの変更の内容

（ⅱ）　当該会計上の見積りの変更の経済価値ベースのバランスシートの項目に対する影響額

（ⅲ）　当該会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートの項目に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

⑸　「特別勘定等の資産」の科目には、法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上している旨

⑹　重要な後発事象に関する事項

①　当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象（当事業年度の末日における連結貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。）が発生した場合における当該事象及び当該事象が経済価値ベースのバランスシートに与える影響額

②　当事業年度の末日後、翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

（別紙様式第四号の四）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース・控除合算手法適用）							
科目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	財務会計ベースの額	連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）	控除合算手法の適用による控除の額	控除合算手法適用後の額			
				調整後の財務会計ベースの額（イ＋ロ－ハ）	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ＋ヘ）
資産の部							
総資産							
現金及び預貯金							
コールローン							
買現先勘定							
債券貸借取引支払保証金							
買入金銭債権							
商品有価証券							
金銭の信託							
有価証券							
貸付金							
有形固定資産							
土地							
建物							
リース資産							
建設仮勘定							
その他の有形固定資産							
無形固定資産							
ソフトウェア							
のれん							
リース資産							
その他の無形固定資産							
退職給付に係る資産							
繰延税金資産							
再評価に係る繰延税金資産							
貸倒引当金							
投資損失引当金							
その他資産							
特別勘定の資産							
再保険回収額							
負債の部							
総負債							
保険負債（保険契約準備金）							
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債							
現在推計の							

額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）							
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額							
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）							
非保険負債							
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）							
その他の準備金							
短期社債							
社債							
新株予約権付社債							
退職給付に係る負債（退職給付引当金）							
役員退職慰労引当金							
その他の引当金							
価格変動準備金							
金融商品取引責任準備金							
繰延税金負債							
再評価に係る繰延税金負債							
未払法人税等							
その他負債							
純資産の部							
純資産							
基金等合計又は株主資本合計							
基金又は資本金							
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金							
基金償却積							

立金							
再評価積立金							
基金償却積立金減少差益							
資本剰余金							
剰余金又は利益剰余金							
規制上の準備金							
(-) 自己株式							
自己株式申込証拠金							
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)							
その他有価証券評価差額金							
繰延ヘッジ損益							
土地再評価差額金							
為替換算調整勘定							
退職給付に係る調整累計額							
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額							
株式引受権							
新株予約権							
非支配株主持分							
その他							
経済価値ベースの調整額							

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　本様式中に示す科目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの科目を用いて、本様式を作成することができる。

2　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には、連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「控除合算手法の適用による控除の額」には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第一号に定めるところにより、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成するに当たって行った調整による増減額、ニ欄の「調整後の財務会計ベースの額」には、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表額として、イ欄及びロ欄の合計額からハ欄の額を控除した額、ホ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ヘ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条第一項第二号の規定により準用するソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ト欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてニ欄、ホ欄及びヘ欄の額の

合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

3　ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」については、当該欄に計上すべきものがない場合、又は当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しい場合には、当該欄の記載を省略することができる。この場合において、当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しいことにより当該欄の記載を省略する場合には、当該欄に計上すべきものの額についてはホ欄に含めるとともに、その旨を注記すること。

4　その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意２及び４から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ホ欄」と、「ハ欄」とあるのは「ヘ欄」と、「ニ欄」とあるのは「ト欄」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、同様式記載上の注意６から10までに準じて各欄の記載に当たっては、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に基づく原則手法適用会社について計算した額を記載すること。

5　別紙様式第四号の三記載上の注意５に準じて注記を行うこと。この場合において、同記載上の注意⑵②に規定する事項を注記するに当たっては、合わせて、控除合算手法を適用している子会社の名称を注記すること。

（別紙様式第五号）

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
外国証券				
国債				
地方債				
社債				
株式				
その他				

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額並びにニ欄の「経済価値ベースの額」には、経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。

2　各科目について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。

（別紙様式第五号の二）

（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額（ニ＋ホ）
外国証券						
国債						
地方債						
社債						
株式						
その他						

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　各項について、イ欄からニ欄までは、別紙様式第五号記載上の注意１に準じて、子会社株式に係る特例手法を用いずに計算した場合の額を記載すること。

２　各項について、ホ欄の「子会社株式に係る特例手法による調整の額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計算した経済価値評価の額とニ欄の額の差額を記載すること。

３　各項について、ヘ欄の「経済価値ベースの額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計算した経済価値評価の額を記載すること。

４　各項について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。

（別紙様式第五号の三）

（単位：百万円）

有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース）	
有価証券	
国債	
地方債	
社債	
株式	
外国証券	
国債	
地方債	
社債	
株式	
その他	
その他の証券	

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　表題の「有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース）」については、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース・控除合算手法適用）」と読み替えること。

２　各項について、経済価値評価の額を記載すること。

３　各項について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。

４　連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

（別紙様式第六号）

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債						
生命保険契約等						
個人保険						
個人年金						
団体保険						
団体年金						
上記以外						
損害保険契約等						
未経過責任に係る保険負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保険						
信用保険						
その他保険						
既経過責任に係る保険負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保険						
信用保険						
その他保険						
再保険回収額						
生命保険契約等						
個人保険						
個人年金						
団体保険						
団体年金						
上記以外						
損害保険契約等						
未経過責任に係る保険負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保険						
信用保険						
その他保険						
既経過責任に係る保険負債						
財物保険類似						
自動車保険類似						
賠償責任保険類似						
不動産ローン保証保険						
信用保険						
その他保険						

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　表題の「保険負債の商品別差異調整」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「保険負債の商品別差異調整（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「保険負債の商品別差異調整（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

2　「保険負債」の項のイ欄には、貸借対照表（連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結貸借対照表。以下この様式において同じ。）の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額を除いた額を記載し、「保険負債」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

3　「保険負債」の項のへ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第十一条に規定する経済価値ベースの保険負債の額（ただし、MOCEの額を除く。）を記載し、「保険負債」の内訳である各項のへ欄には、「保険負債」の項のへ欄に記載した額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

4　「再保険回収額」の項のイ欄には、保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に係る資産を貸借対照表に計上しているときには、その額を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

5　「再保険回収額」の項のへ欄には、再保険回収額（ソルベンシー・マージン比率告示第三章第三節に規定する再保険回収額をいう。以下同じ。）を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のへ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

6　各項について、イ欄の額とへ欄の額の差額のうち、ロ欄の「再保険のグロスアップ」には、再保険回収額の計上に起因するものの額、ハ欄の「非経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した非経済前提を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した非経済前提に更新したことに起因するものの額、ニ欄の「経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した経済前提（市場において観察可能な変数を基礎として決定する計算前提をいう。以下同じ。）を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した経済前提に更新したことに起因するものの額、ホ欄の「その他」には、ロ欄からニ欄のいずれにも該当しない要因によるものの額をそれぞれ記載すること。

7　ロ欄の「再保険のグロスアップ」については、当該欄に記載すべき額に重要性が乏しい場合には、当該欄に記載すべき額をホ欄の「その他」に含め、ロ欄の記載を省略することができる。この場合においては、当該欄に計上すべき額については、重要性が乏しいことからホ欄に含めている旨を注記すること。

8　生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「損害保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が０である場合を除く。）において、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「損害保険契約等」の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。

9　損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が０である場合を除く。）において、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。

10　「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「生命保険契約等」の項の内訳として掲記している「個人保険」、「個人年金」、「団体保険」、「団体年金」及び「上記以外」の項については、自社の有する保険契約ポートフォリオに鑑み、適切な名称を付した上で、重要な内訳区分を追加すること。

11　「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「損害保険契約等」の項の内訳である「未経過責任に係る保険負債」及び「既経過責任に係る保険負債」の項の内訳として掲記

している「財物保険類似」、「自動車保険類似」、「賠償責任保険類似」、「不動産ローン保証保険」及び「信用保険」の項については、各項に計上すべき額に重要性が乏しい場合には、当該項に計上すべき額を「その他保険」の項に含め、当該項の記載を省略することができる。この場合においては、当該欄に計上すべき額については、重要性が乏しいことから「その他保険」の項に含めている旨を注記すること。

12　単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第七章第一節に定める方法に基づき認識した子会社株式を発行する会社に属するものを含めた額を記載すること。

13　連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

（別紙様式第七号）

（単位：％、百万円）

感応度分析								
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10％下落	為替10％円高
ソルベンシー・マージン比率								
適格資本の額								
総資産								
保険負債の額（MOCEを除く）								
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額								
非保険								

負債の額								
純資産の額								
所要資本の額								
生命保険リスクの額								
市場リスクの額								

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　表題の「感応度分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には「感応度分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には「感応度分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「感応度分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「感応度分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

2　ロ欄の「円金利50ベーシス・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で上方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額（適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額を含む。以下、この様式において同じ。）及び所要資本の額（所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑴に掲げる生命保険リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）及び市場リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑷に掲げる市場リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）を含む。以下、この様式において同じ。）と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ロ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

3　ハ欄の「円金利50ベーシス・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で下方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ハ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

4　ニ欄の「米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で上方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ニ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

5　ホ欄の「米ドル金利50ベーシス・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベーシス・ポイントの幅で下方にパラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ホ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

6　ヘ欄の「円金利UFR50ベーシス・ポイント下降」には、日本円について、基準日におけるUFRが50ベーシス・ポイント低下したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ヘ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて計算を行い、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の資産の額及び負債の額については、イ欄の額の計算に用いたものを使用すること。

7　ト欄の「株式・不動産10%下落」には、基準日における株価及び不動産（この様式において、借地権を含む。）価格が10パーセント下落したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、株式リスク及び不動産リスクの計算の対象となるエクスポージャーにあっては、株式及び不動産以外のものについても、当該株価及び不動産価格の下落による影響を考慮すること。

8　チ欄の「為替10%円高」には、基準日における日本円の為替レートが10%上昇したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。

9　ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオについて、当該シナリオを適用して計算したソルベンシー・マージン比率と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が１パーセント未満である場合には、その旨を注記した上で、当該シナリオの欄の記載を省略することができる。この場合において、ロ欄からチ欄までの全ての欄の記載を省略するときには、イ欄の記載を省略することができる。なお、損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる

10　連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項について、ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオを原則手法適用会社及び控除合算手法適用子会社に適用した場合の額を記載すること。また、各シナリオの適用に当たり、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十二条の規定に基づき、控除合算手法に係る調整係数に変更が生じる場合には、当該調整係数の変更を考慮すること。この場合において、適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額並びに所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額及び市場リスクの額については、原則手法適用会社について計算した額を記載することとし、「純資産の額」の項と「所要資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」の項を、「市場リスクの額」の項の下に「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」の項を追加すること。なお、「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」はソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに規定する額を、「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」は同項第二号ロに規定する額をいう。ただし、損害保険会社及びその子会社等並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる。

（別紙様式第八号）

（第一面）

（単位：百万円）

適格資本の額の変動要因分析	
前期末の額	
計算方法の変更	
基準日の変更	
新契約価値	
非経済前提の変更	
円金利の変更	
米ドル金利の変更	
豪ドル金利の変更	
株式・不動産の変更	
為替レートの変更	
その他の経済前提の変更	
Tier１適格資本に係る取引	
Tier２適格資本に係る取引	
その他の要因	
当期末の額	

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

１　表題の「適格資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

２　「計算方法の変更」の項には、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用した計算方法を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用した計算方法に変更したこと（法令の改正による計算方法の変更を含む。）による適格資本の変動額を記載すること。

３　「基準日の変更」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点まで期間が経過したことで生じる、保険負債の割り戻し、保有する資産の期待収益並びにMOCE及び保証とオプションのコストの開放その他の要因による適格資本の変動額を記載すること。

４　「新契約価値」の項には、当事業年度に新たに引き受けた保険契約に係る保険負債の引受時点における経済価値評価の額を記載すること。ただし、損害保険契約等に係る当該額及び損害保険契約等以外の保険契約であって、重要性が乏しいもの若しくは契約期間が一年以下であるものに係る当該額については、「非経済前提の変更」の項に含めることができる。

５　「非経済前提の変更」の項には、非経済前提について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算において当事業年度に実現することが期待されていた利益と、当事業年度に実現した利益の差異については、当該項に含めること。

６　「円金利の変更」の項には、日本円金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

７　「米ドル金利の変更」の項には、アメリカ合衆国通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

８　「豪ドル金利の変更」の項には、オーストラリア通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

９　「株式・不動産の変更」の項には、株式及び不動産（この様式において、借地権を含む。）の時価について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

10　「為替レートの変更」の項には、為替レートについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー

・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

11　「その他の経済前提の変更」の項には、経済前提（日本円、アメリカ合衆国通貨及びオーストラリア通貨の金利、株式及び不動産の時価並びに為替レートのいずれにも該当しないものに限る。）について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、当該項に記載した額が重要である場合には、当該その他の経済前提の内容を注記すること。

12　「Tier１適格資本に係る取引」の項には、当期中に行った、株主配当の支払、自己株式の取得、Tier１資本調達手段の発行その他のTier１適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、算入制限のあるTier１資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。

13　「Tier２適格資本に係る取引」の項には、当期中に行った、Tier２資本調達手段の発行その他のTier２適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、発行済みのTier２資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。

14　「その他の要因」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての適格資本の変動額のうち、他のいずれの項に掲記する要因に区分することも適当でない要因によるものの額を記載すること。この場合において、「その他の要因」に区分した要因による適格資本の変動額が重要である場合には、当該要因の内容を注記すること。

15　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日及び当事業年度の末日のいずれにおける連結ベースの計算にも控除合算手法を用いている場合には、「Tier2適格資本に係る取引」と「その他の要因」の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の変動」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに定める額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額を記載するとともに、当該項以外の各項については、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意２から14までに準じて記載すること。

16　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用い、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額については「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額を注記すること。

17　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いず、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額については「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額を注記すること。

（第二面）

（単位：百万円）

所要資本の額の変動要因分析				
項目	イ	ロ	ハ	ニ
	前期末	当期末	増減	変動理由
生命保険リスクの額				
損害保険リスクの額				
巨大災害リスクの額				
市場リスクの額				
信用リスクの額				
オペレーショナル・リスクの額				
非保険事業に係る所要資本の額				

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1　表題の「所要資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「所要資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「所要資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「所要資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「所要資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

2　「生命保険リスクの額」、「損害保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」、「市場リスクの額」、「信用リスクの額」、「オペレーショナル・リスクの額」又は「非保険事業に係る所要資本の額」とは、それぞれ、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑴から⑹までに規定する生命保険リスクの額、損害保険リスクの額、巨大災害リスクの額、市場リスクの額、信用リスクの額、オペレーショナル・リスクの額又は同項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。

3　単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「非保険事業に係る所要資本の額」の項を削除すること。

4　各項のニ欄の「変動理由」においては、前事業年度の末日時点から、当事業年度の末日時点にかけての各項の額の変動の要因についての説明を記載すること。なお、各項について、ハ欄の「増減」の額に重要性が乏しい場合には、当該項のニ欄の記載を省略することができる。

5　連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日時点、当事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「非保険事業に係る所要資本の額」の次に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第二号ロに定める額の前事業年度の末日時点の額（イ欄）、当事業年度の末日時点の額（ロ欄）、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額（ハ欄）及び前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動の要因に係る説明（ニ欄）を記載すること（ただし、前事業年度の末日時点若しくは当事業年度の末日時点のいずれかのみにおいて控除合算手法を用いている場合には、当該項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には０を記載すること。）。この場合において、控除合算手法を用いている事業年度の欄においては、本記載上の注意２の規定にかかわらず、「生命保険リスクの額」、「損害保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」、「市場リスクの額」、「信用リスクの額」、「オペレーショナル・リスクの額」又は「非保険事業に係る所要資本の額」とは、それぞれ、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用子会社について計算したソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ⑴から⑹までに規定する生命保険リスクの額、損害保険リスクの額、巨大災害リスクの額、市場リスクの額、信用リスクの額、オペレーショナル・リスクの額又は同項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。

○金融庁告示第七十七号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別紙様式第七号第十三の三（記載上の注意）十一、別紙様式第七号の二第十三の三（記載上の注意）十一、別紙様式第七号の三第三の三（記載上の注意）十一及び別紙様式第十五号第三の三（記載上の注意）十一の規定に基づき、保険業法施行規則別紙様式第七号等の規定に基づき金融庁長官が定める様式及び指定する基準を次のように定める。

令和七年七月十三日　　金融庁長官　伊藤　豊

保険業法施行規則別紙様式第七号等の規定に基づき金融庁長官が定める様式及び指定する基準

（金融庁長官が定める様式）

第一条　保険業法施行規則（以下この条及び次条において「規則」という。）別紙様式第七号第13の３（記載上の注意）２又は別紙様式第七号の二第13の３（記載上の注意）２に規定する金融庁長官が定める様式は、次の各号に掲げる保険会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　規則別紙様式第七号又は別紙様式第七号の二を提出する保険会社（次号の保険会社を除く。）　保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（令和七年金融庁告示第七十五号。以下この条において「開示告示」という。）別紙様式第四号により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

二　規則別紙様式第七号又は別紙様式第七号の二を提出する保険会社であって、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号。以下この条において「ソルベンシー・マージン比率告示」という。）第百七十三条に規定する子会社株式に係る特例手法を適用する保険会社　開示告示別紙様式第四号の二により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

２　規則別紙様式第七号の三第３の３（記載上の注意）２に規定する金融庁長官が定める様式は、次の各号に掲げる保険会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　規則別紙様式第七号の三を提出する保険会社（次号及び第三号の保険会社を除く。）　開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

二　規則別紙様式第七号の三を提出する保険会社であって、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十六条の規定を適用する保険会社　開示告示別紙様式第四号の二により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

三　規則別紙様式第七号の三を提出する保険会社であって、控除合算手法（ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第一項に規定する控除合算手法をいう。以下同じ。）を適用する保険会社　次のイ及びロに掲げるもの

イ　控除合算手法を適用しないで開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

ロ　控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

３　規則別紙様式第十五号第３の３（記載上の注意）２に規定する金融庁長官が定める様式は、次の各号に掲げる保険持株会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　規則別紙様式第十五号を提出する保険持株会社（次号の保険持株会社を除く。）　開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

二　規則別紙様式第十五号を提出する保険持株会社であって、控除合算手法を適用する保険持株会社　次のイ及びロに掲げるもの

イ　控除合算手法を適用しないで開示告示別紙様式第四号の三により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

ロ　控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記

（金融庁長官が指定する基準）

第二条　規則別紙様式第七号第13の３（記載上の注意）２、別紙様式第七号の二第13の３（記載上の注意）２、別紙様式第七号の三第３の３（記載上の注意）２及び別紙様式第十五号第３の３（記載上の注意）２に規定する金融庁長官が指定する基準は、日本公認会計士協会「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い（業種別委員会実務指針第七十五号）」とする。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（控除合算手法に係る経過措置）

第二条　控除合算手法を適用する保険会社がソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条又は第十三条第三項を適用している場合について、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度における規則別紙様式第七号の三第３の３（記載上の注意）２に規定する金融庁長官が定める様式は、第一条第二項第三号の規定にかかわらず、控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記とする。

第三条　控除合算手法を適用する保険持株会社がソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条又は第十三条第三項を適用している場合について、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度における規則別紙様式第十五号第３の３（記載上の注意）２に規定する金融庁長官が定める様式は、第一条第三項第二号の規定にかかわらず、控除合算手法を適用して開示告示別紙様式第四号の四により作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記とする。

○金融庁告示第七十七号

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号）第一条第六号及び第七号の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を次のように定める。

令和七年七月二十三日　　金融庁長官　伊藤　豊

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（次条及び第三条において「ソルベンシー・マージン比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（適格格付機関）

第二条　ソルベンシー・マージン比率告示第一条第六号に規定する金融庁長官が別に定める格付機関（以下「適格格付機関」という。）は、次に掲げる格付機関とする。

一　株式会社格付投資情報センター

二　株式会社日本格付研究所

三　ムーディーズ・インベスターズ・サービス

四　Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング

五　フィッチ・レーティングス

（適格格付機関の格付と格付区分との対応関係）

第三条　ソルベンシー・マージン比率告示第一条第七号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分（以下「格付区分」という。）は、次の各号に掲げる格付の種類に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。ただし、債務者が格付の付与された債務を履行しないときは、当該格付を付与された債務の格付に対応する格付区分は、当該各号の規定にかかわらず、債務不履行状態とする。

一　個別格付又は債務者信用力格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA
2	AA	AA	Aa	AA	AA
3	A	A	A	A	A
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB
5	BB	BB	Ba	BB	BB
6	B	B	B	B	B
7	CCC以下	CCC以下	Caa以下	CCC以下	CCC以下

二　短期格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1					
2	a-1	J-1	P-1	A-1	F1
3	a-2	J-2	P-2	A-2	F2
4	a-3	J-3	P-3	A-3	F3
5					
6	b	NJ	NP	B	B
7	c	D		C以下	C以下

三　財務力格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA
2	AA	AA	Aa	AA	AA
3	A	A	A	A	A
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB
5	BB	BB	Ba	BB	BB
6	B	B	B	B	B
7	CCC以下	CCC以下	Caa以下	CCC以下	CCC以下

（適格格付機関の基準）

第四条　第二条の規定により適格格付機関を定めるに当たっては、信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下この条及び次条第五項第三号において同じ。）又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者であって、次の各号に掲げる基準の全てに適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることとする。ただし、保険監督者国際機構の定める国際資本基準において本邦内に本店又は主たる事務所を有する保険会社等が利用することが認められている格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する者（信用格付業者又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者を除く。以下「利用可能格付機関」という。）であって、次条第一項の規定による届出をしたものについては、この限りではない。

一　客観性の基準

二　独立性の基準

三　透明性の基準

四　情報開示の基準

五　人材及び組織構成の基準

六　信頼性の基準

七　非依頼格付の濫用禁止の基準

八　金融当局との協力の基準

（利用可能格付機関の届出）

第五条　利用可能格付機関に該当する者は、別紙様式第一号により届出書を作成し、当該届出書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官に届け出ることができる。

２　前項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）（外国法人に限る。）は、国内における代表者を定めるものとする。この場合において、当該国内における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者とする。

３　第一項に規定する届出書の記載事項は、次のとおりとする。

一　商号又は名称

二　役員の氏名又は名称

三　格付に係る業務を行う営業所又は事務所（届出者が外国法人である場合にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所）の名称及び所在地

四　他に事業を行っているときは、その事業の種類
五　届出者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
イ　前項に規定する国内における代表者の氏名又は名称
ロ　本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において格付に係る業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下この号において「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地
4　第一項に規定する届出書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
一　次項第二号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
二　定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
三　業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
四　役員に関する次に掲げる書面
イ　履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
ロ　住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ハ　旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ　役員が次項第三号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
ホ　役員が次項第三号イ又はハからヌまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
五　届出者（外国法人に限る。）の第二項に規定する国内における代表者に関する次に掲げる書面
イ　履歴書（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者の沿革を記載した書面）
ロ　住民票の抄本（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
ハ　旧氏及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
ニ　届出者が、国内における代表者に、第一項の届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面
六　届出者が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることを明らかにする書面
5　金融庁長官は、届出者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は届出書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その者を適格格付機関として指定しないものとする。
一　法人でない者
二　次のいずれかに該当する法人
イ　金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消され、同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消され、同法第六十三条の五第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十三条の十三第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消され、同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消され、同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務（同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者
ロ　次のいずれかに該当する者（これに類する外国の者を含む。）
⑴　金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融商品取引業（同法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。⑴及び次号ヘ⑴において同じ。）を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
⑵　金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務（同項に規定する取引所取引業務をいう。⑵及び次号ヘ⑵において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。⑵及び次号において同じ。）（当該通知があった日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
⑶　金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。⑶及び次号ヘ⑶において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の十四第二項

において準用する同法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。⑶及び次号において同じ。）（当該通知があった日前に電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑷　金融商品取引法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。⑷及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る特例業務届出者であった者とし、当該通知があった日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑸　金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑹　金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。⑹及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であった者とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑺　金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑻　金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融商品仲介業（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。⑻及び次号へ⑻において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑼　金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に信用格付業（同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。⑼及び次号へ⑼において同じ。）を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑽　金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に高速取引行為（同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号において同じ。）に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑾　金融商品取引法第六十六条の八十五第一項の規定による同法第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の八十三第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に投資運用関係業務受託業（同法第二条第四十四項に規定する投資運用関係業務受託業をいう。⑾及び次号へ⑾において同じ。）を廃止し、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑿　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。⑿及び次号ヘ⑿において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、会社法（平成十七年法律第八十六号）、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　第二条の規定による指定若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　精神の機能の障害により適格格付機関の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であった法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であった法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者（同法第二条第四十五項に規定する投資運用関係業務受託業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）であった法人が同法第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ　金融商品取引業者であった個人が金融商品取引法第五十二条第一項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であった個人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者であった個人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者であった個人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であった個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整

備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、金融商品取引法第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ヘ　次のいずれかに該当する者（これに類する外国の者を含む。）

⑴　金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融商品取引業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品取引業を廃止し、合併（金融商品取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑵　金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑶　金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑷　金融商品取引法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑸　金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑹　金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑺　金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑻　金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融商品仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑼　金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る信用格付業者であった法人とし、当該通知があった日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑽　金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る高速取引行為者であった法人とし、当該通知があった日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑾　金融商品取引法第六十六条の八十五第一項の規定による同法第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の八十三第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る投資運用関係業務受託業者であった法人とし、当該通知があった日前に投資運用関係業務受託業を廃止し、合併（投資運用関係業務受託業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

⑿　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト　個人であって、前号ロに該当する者

チ　金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項、第六十六条の六十三第二項若しくは第六十六条の八十五第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ　前号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ヌ　第二条の規定による指定を受けた法人若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分第二条の規定による指定を受けた法人が当該指定を取り消されたことがある場合又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の指定を受けていた法人が当該同種類の指定を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

四　格付に係る業務を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人

五　届出者が行う業務に関し他の法令の規定に違反していると認められる法人

6　第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者は、第三項各号に掲げる事項について変更があったときは、別紙様式第二号により変更届出書を作成し、その日から二週間以内に、金融庁長官にその旨を届け出なければならない。

7　第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者は、第四項各号に掲げる書類に記載した事項について変更があったときは、遅滞なく、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四項各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

8　第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一　利用可能格付機関でなくなったとき　その法人を代表する役員

二　前条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき　その法人を代表する役員

三　格付に係る業務を廃止したとき（分割により事業（格付に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）　その格付に係る業務を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

四　合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であった者

五　破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人

六　合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

9　金融庁長官は、第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者が、第五項各号又は前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該指定を取り消すことができる。

10　第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十四条の五に規定する方法をいう。）をもって行うことができる。

11　第四項及び第七項の規定により金融庁長官に提出する書類等は、英語で記載することができる。

12　前項の場合において、金融庁長官は、必要と認める場合に限り、同項の規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類等の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。

（客観性の基準）

第六条　第四条第一号の「客観性の基準」は、格付の付与に係る方針及び方法並びに業務を公正かつ的確に遂行するための体制（次条において「業務管理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一　厳格、かつ、体系的なものであること。

二　過去の格付の付与の実績に基づき定期的に検証が行われていること。

三　付与した格付について継続的な検証が行われ、財務状況の変化に応じて当該格付が更新されていること。

四　前三号に掲げる要件を一年以上継続して満たしていること。

（独立性の基準）

第七条　第四条第二号の「独立性の基準」は、業務管理体制が次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一　格付の付与に影響を及ぼし得る政治的若しくは経済的な圧力又は格付関係者（金融商品取引法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。以下同じ。）から独立した立場において適時に格付を付与するための措置が講じられていること。

二　格付の付与及び変更に当たって、取締役等の構成、株主等の構成、収益の構成及び人事又は報酬の体系その他の要因により利益相反のおそれがある場合には、これを防止するための適正な措置が講じられていること。

（透明性の基準）

第八条　第四条第三号の「透明性の基準」は、付与する格付（当該格付に係る格付関係者その他の者に対してのみ提供するものを除く。）を次に掲げる事項とともに公表するものであることとする。

一　格付の評価における主要な要素

二　格付関係者による格付の付与に係る手続への関与の有無

三　格付の付与に係る手続、方法及び前提に関する一般的な情報

（情報開示の基準）

第九条　第四条第四号の「情報開示の基準」は、次に掲げる事項を公表するものであることとする。

一　遵守すべき行動規範

二　格付関係者との間の報酬の取決めに関する一般的な内容

三　デフォルトの定義、格付の対象となる債務の満期又は残存期間の考慮方法及び各格付の定義を含む格付の評価方法

四　付与した格付ごとのデフォルト率の実績

五　付与した格付の遷移に関する情報

（人材及び組織構成の基準）

第十条　第四条第五号の「人材及び組織構成の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすために十分な人的構成及び組織等を整備していることとする。

一　面会その他の方法により格付関係者の取締役その他の者から信用力の評価のために必要な情報の提供を継続的に受けること。

二　定性的な手法及び定量的な手法を統合した格付の付与に係る方法に基づき質の高い格付を付与すること。

（信頼性の基準）

第十一条　第四条第六号の「信頼性の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一　付与する格付が、投資家、保険会社又は格付関係者の商取引の相手方等により広く利用されていると認められること。

二　機密の情報の不正な使用を防止するための措置が講じられていること。

（非依頼格付の濫用禁止の基準）

第十二条　第四条第七号の「非依頼格付の濫用禁止の基準」は、非依頼格付を付与する行為を利用して格付の付与に係る業務を依頼するよう格付関係者に求めていないこととする。

（金融当局との協力の基準）

第十三条　第四条第八号の「金融当局との協力の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすための体制を整備していることとする。

一　格付の付与に係る方法に重大な変更があったときは、その旨及びその内容を金融庁長官に報告すること。

二　金融庁長官の求めに応じて、付与した格付その他関連する情報を報告すること。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（適用日前の届出）

第二条　利用可能格付機関に該当する者は、令和八年三月三十一日前においても、第五条第一項の規定による届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

別紙様式第一号（第五条第一項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

届出者　　商号又は名称

住所又は所在地

電話番号（　　）　　－

代表者の役職氏名

国内における代表者　　氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号（　　）　　－

届　出　書

第五条第一項の規定により、以下のとおり届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第２面）

（ふりがな） １　商号又は名称	
２　役員の氏名又は名称	別添１のとおり
３　格付に係る業務を行う営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所）の名称及び所在地	別添２のとおり
４　他に行っている事業の種類	別添３のとおり
５　届出者（外国法人に限る。）の第五条第二項に規定する国内における代表者の氏名	
６　届出者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地	別添４のとおり

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「５　届出者（外国法人に限る。）の第五条第二項に規定する国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第３面）

（別添１：役員の氏名又は名称）

（　　年　　月　　日現在）

（ふりがな） 氏名又は名称	役職名

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第４面）

（別添２：格付に係る業務を行う営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所）の名称及び所在地）

（　　年　　月　　日現在）

名称	所在地

（第５面）

（別添３：他に行っている事業の種類）

（　　年　　月　　日現在）

他に行っている事業の種類

（第６面）

（別添４：届出者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地）

（　　年　　月　　日現在）

監督の有無	行政機関等	
	名称	所在地

（注意事項）

当該届出者の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において行政機関等の監督を受けている場合には、「監督の有無」欄に「有」と記載し、併せて「行政機関等」欄に当該行政機関等の名称及び所在地を記載すること。

別紙様式第二号（第五条第六項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

金融庁長官　殿

届出者　　商号又は名称

住所又は所在地

電話番号（　　）　　－

代表者の役職氏名

国内における代表者　　氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号（　　）　　－

変　更　届　出　書

第五条第六項の規定により、以下のとおり届け出ます。

この変更届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第２面）

変更年月日	変更事項	変更内容		変更理由
		変更後	変更前	

○金融庁告示第七十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条、第二百二十八条及び第二百七十一条の二十八の二の規定に基づき、保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成十一年大蔵省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 法第130条第２号に掲げる額	一　保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第130条第２号に掲げる額）
二　法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 法第130条第２号に掲げる額	二　法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第130条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第130条第２号に掲げる額）
三　法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第202条第１号に掲げる額 法第202条第２号に掲げる額	三　法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第202条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第202条第２号に掲げる額）
四　法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第228条第１号に掲げる額 法第228条第２号に掲げる額	四　法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第228条第１号に掲げる額 （１／２）×（法第228条第２号に掲げる額）
五　法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 法第271条の28の２第１号に掲げる額 法第271条の28の２第２号に掲げる額	五　法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。 法第271条の28の２第１号に掲げる額 （１／２）×（法第271条の28の２第２号に掲げる額）

○金融庁告示第七十九号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	第一　保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体）法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第四項第一号に規定する額 二　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額 三　単体告示第一条第五項の規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額から控除される額 四　単体告示第一条の二の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百三十条第一号に掲げる額から控除される額 2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体）法第百三十条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。 第二　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一　単体告示第一条第四項第一号に規定する額 二　単体告示第一条第四項第四号に規定する額 三　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額 四　単体告示第一条第五項の規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額 五　単体告示第一条の二の規定により、法第二百二条第一号に掲げる額から控除される額 2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。 第三　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。 一　単体告示第一条第四項第一号に規定する額 二　単体告示第一条第四項第四号に規定する額 三　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額 四　単体告示第一条第五項の規定により、規則第百九十条第一項第七号に掲げる額から控除される額 五　単体告示第一条の二の規定により、法第二百二十八条第一号に掲げる額から控除される額 2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））法第二百二十八条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。
［条を削る。］	
［条を削る。］	

［条を削る。］

［条を削る。］

第四　規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第四項第一号に規定する額

二　連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三　連結告示第二条第五項の規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額から控除される額

四　連結告示第三条の規定により、法第百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））法第百三十条第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第五　規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　連結告示第二条第四項第一号に規定する額

二　連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額に算入することができる額

三　連結告示第二条第五項の規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額から控除される額

四　連結告示第三条の規定により、法第二百七十一条の二十八第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））法第二百七十一条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第六　規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2　［同上］

1　保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁告示第八十号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、並びに保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十九条第七項、第七十条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条第六項の規定に基づき、保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準） **第二条の二**　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十九条第六項第一号の二、第七十条第五項第一号、第百五十条第六項第一号の二及び第百五十一条第五項第一号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅳ」という。）は、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとし、損害保険会社にあっては、次の第一号に掲げる額を積み立てるものとする。 一　ストレステスト（別表第一のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク　第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。） ［二～五　略］ （予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準） **第三条**　規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第百五十条第六項第二号及び第百五十一条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅱ」という。）は、予定利率リスク相当額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。 ２　前項に規定する「予定利率リスク相当額」とは、責任準備金の予定利率ごとに、当該予定利率を別表第二に掲げる予定利率の区分により区分し、それに当該区分のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じた額の合計額をいう。 （危険準備金Ⅳの積立限度） **第四条の二**　危険準備金Ⅳの積立ては、生命保険会社にあっては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度とし、損害保険会社にあっては、次の第一号に掲げる額を限度とする。 一　ストレステストの対象とするリスク　原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表第一の表に掲げる区分に基づき算出した額 ［二～五　略］ （危険準備金Ⅱの積立限度） **第五条**　危険準備金Ⅱの積立ては、予定利率リスク相当額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。	（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準） **第二条の二**　［同上］ 一　ストレステスト（別表のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク　第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額（負値となる場合は零とする。） ［二～五　同上］ （予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準） **第三条**　規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第百五十条第六項第二号及び第百五十一条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金Ⅱ」という。）は、規則第八十七条第二号又は第百六十二条第二号に掲げる額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。 ［項を加える。］ （危険準備金Ⅳの積立限度） **第四条の二**　［同上］ 一　ストレステストの対象とするリスク　原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額 ［二～五　同上］ （危険準備金Ⅱの積立限度） **第五条**　危険準備金Ⅱの積立ては、規則第八十七条第二号又は第百六十二条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

別表第一　［略］

別表第二

Ⅰ．生命保険会社の場合（ただし、Ⅲ．の場合を除く。）

予定利率の区分	リスク係数
0.0％以下の部分	0.0
0.0％を超え、1.0％以下の部分	0.01
1.0％を超え、1.5％以下の部分	0.2
1.5％を超え、2.0％以下の部分	0.8
2.0％を超える部分	1.0

Ⅱ．損害保険会社の場合（ただし、Ⅲ．の場合を除く。）

予定利率の区分	リスク係数
0.0％以下の部分	0.0
0.0％を超え、0.5％以下の部分	0.4
0.5％を超え、1.5％以下の部分	0.6
1.5％を超え、2.5％以下の部分	0.8
2.5％を超え、3.0％以下の部分	0.9
3.0％を超える部分	1.0

Ⅲ．外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約の場合（ただし、規則第六十六条第二項の規定を適用する対象資産に対応する保険契約に限る。）

予定利率の区分	リスク係数
0.0％以下の部分	0.0
0.0％を超え、3.0％以下の部分	0.01
3.0％を超え、3.5％以下の部分	0.1
3.5％を超え、4.0％以下の部分	0.3
4.0％を超え、4.5％以下の部分	0.7
4.5％を超える部分	1.0

別表　［同上］

［別表を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用時期）

1　この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（以下「新告示」という。）第三条の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る新告示第三条第一項に規定する増加額については、新告示別表第二に基づき算出した当該事業年度に係る予定利率リスク相当額から、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号）附則第二条第一号の規定による廃止前の保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）別表第六に基づき算出した当該事業年度の前事業年度に係る予定利率リスクに対応する額を控除した額とすることができる。

（保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件の廃止）

3　保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第百五十条第七項及び第百五十一条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件（平成二十二年金融庁告示第四十七号）は、廃止する。

○金融庁告示第八十一号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第六号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。	保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第九及び保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第十六に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。

○金融庁
財務省告示第二号

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件（平成十一年金融監督庁
大　蔵　省告示第二号）は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。

令和七年七月二十三日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　加藤　勝信

○外務省告示第二百七十五号

次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失った。

令和七年七月二十三日

外務大臣　岩屋　毅

旅券番号	発行年月日	失効年月日
ＴＨ4583887	2007/11/ 2	2017/11/ 2
ＭＺ1267785	2019/ 9/11	2024/ 9/11
ＴＳ5018645	2019/12/20	2025/ 5/27
ＴＴ1974974	2021/11/26	2025/ 5/27
ＴＺ2140960	2022/ 9/22	2025/ 5/28
ＭＪ1398578	2021/ 2/ 1	2025/ 6/ 2
ＭＪ1506962	2022/ 5/ 2	2025/ 6/ 2
ＭＪ1712042	2022/11/30	2025/ 6/ 2
ＭＪ1833325	2023/ 2/16	2025/ 6/ 2
ＭＪ2828081	2023/11/27	2025/ 6/ 2
ＭＪ2874851	2023/11/30	2025/ 6/ 2
ＭＪ3598429	2024/ 7/ 5	2025/ 6/ 2
ＭＪ3921118	2024/10/ 1	2025/ 6/ 2
ＭＪ4393103	2025/ 2/ 7	2025/ 6/ 2
ＭＪ4585794	2025/ 3/19	2025/ 6/ 2
ＴＭ0108490	2025/ 4/16	2025/ 6/ 2
ＴＲ3301359	2016/ 6/ 9	2025/ 6/ 2
ＴＲ4488814	2015/ 7/30	2025/ 6/ 2
ＴＲ4508777	2015/ 8/17	2025/ 6/ 2
ＴＲ4867396	2015/ 9/14	2025/ 6/ 2
ＴＲ4879067	2015/10/ 9	2025/ 6/ 2
ＴＲ5186823	2016/ 1/ 4	2025/ 6/ 2
ＴＲ5314620	2016/ 1/ 6	2025/ 6/ 2
ＴＲ5411616	2016/ 1/25	2025/ 6/ 2
ＴＲ5672399	2016/ 2/16	2025/ 6/ 2
ＴＲ5808562	2016/ 3/24	2025/ 6/ 2
ＴＲ6057362	2016/ 5/12	2025/ 6/ 2
ＴＲ6114502	2016/ 5/18	2025/ 6/ 2
ＴＲ6227770	2016/ 5/19	2025/ 6/ 2
ＴＲ7443271	2017/ 1/13	2025/ 6/ 2
ＴＲ7624697	2017/ 2/ 9	2025/ 6/ 2
ＴＲ8345174	2017/ 5/16	2025/ 6/ 2
ＴＲ8799291	2017/ 7/31	2025/ 6/ 2
ＴＲ8980931	2017/ 8/21	2025/ 6/ 2
ＴＳ1074177	2018/ 7/ 2	2025/ 6/ 2
ＴＳ1423366	2018/ 8/ 8	2025/ 6/ 2
ＴＳ1731932	2018/ 9/26	2025/ 6/ 2
ＴＳ1793505	2018/ 9/29	2025/ 6/ 2
ＴＳ1872014	2018/10/17	2025/ 6/ 2
ＴＳ2048430	2018/11/ 8	2025/ 6/ 2
ＴＳ2217268	2018/11/30	2025/ 6/ 2
ＴＳ2438931	2019/ 1/ 9	2025/ 6/ 2
ＴＳ2508376	2019/ 1/10	2025/ 6/ 2
ＴＳ2800820	2019/ 2/21	2025/ 6/ 2
ＴＳ2932909	2019/ 3/ 4	2025/ 6/ 2
ＴＳ3164433	2019/ 4/ 5	2025/ 6/ 2
ＴＳ3527104	2019/ 5/22	2025/ 6/ 2
ＴＳ4032397	2019/ 7/29	2025/ 6/ 2
ＴＳ4104144	2019/ 8/ 2	2025/ 6/ 2
ＴＳ4167377	2019/ 8/19	2025/ 6/ 2
ＴＳ4447643	2019/ 9/18	2025/ 6/ 2
ＴＳ5152964	2020/ 1/15	2025/ 6/ 2
ＴＴ1076123	2020/ 2/14	2025/ 6/ 2
ＴＴ1297412	2020/ 8/24	2025/ 6/ 2
ＴＴ2051578	2022/ 3/29	2025/ 6/ 2
ＴＴ2261988	2022/ 7/21	2025/ 6/ 2
ＴＴ2291368	2022/ 8/22	2025/ 6/ 2
ＴＴ2463864	2022/ 8/31	2025/ 6/ 2
ＴＴ2561452	2022/10/26	2025/ 6/ 2
ＴＴ2631383	2022/11/ 8	2025/ 6/ 2
ＴＴ2856536	2022/12/16	2025/ 6/ 2
ＴＴ2952029	2023/ 1/19	2025/ 6/ 2
ＴＴ3744698	2023/ 6/ 5	2025/ 6/ 2
ＴＴ4022505	2023/ 7/ 7	2025/ 6/ 2
ＴＴ4272577	2023/ 8/17	2025/ 6/ 2
ＴＴ4864341	2023/10/25	2025/ 6/ 2
ＴＴ4970887	2023/11/24	2025/ 6/ 2
ＴＴ5299936	2024/ 1/31	2025/ 6/ 2
ＴＴ5794963	2024/ 4/ 2	2025/ 6/ 2
ＴＴ6327178	2024/ 7/ 5	2025/ 6/ 2
ＴＴ6775633	2024/ 8/23	2025/ 6/ 2
ＴＴ6856874	2024/ 9/ 3	2025/ 6/ 2
ＴＴ6897789	2024/ 9/ 9	2025/ 6/ 2
ＴＴ6930771	2024/ 8/30	2025/ 6/ 2
ＴＴ7105308	2024/10/ 7	2025/ 6/ 2
ＴＴ7204311	2024/10/18	2025/ 6/ 2
ＴＴ7767601	2025/ 1/27	2025/ 6/ 2
ＴＴ7973229	2025/ 2/21	2025/ 6/ 2
ＴＺ1159789	2016/ 9/ 7	2025/ 6/ 2
ＴＺ1358408	2019/ 6/ 7	2025/ 6/ 2
ＭＪ1234246	2020/ 6/26	2025/ 6/ 3
ＭＪ1325116	2022/ 1/17	2025/ 6/ 3
ＭＪ1389419	2021/ 8/31	2025/ 6/ 3
ＭＪ1400102	2020/12/25	2025/ 6/ 3
ＭＪ1426209	2021/ 9/13	2025/ 6/ 3
ＭＪ1429538	2021/ 7/30	2025/ 6/ 3
ＭＪ1583088	2024/ 2/21	2025/ 6/ 3
ＭＪ1758187	2022/12/20	2025/ 6/ 3
ＭＪ1795752	2023/ 1/17	2025/ 6/ 3
ＭＪ1813610	2023/ 1/25	2025/ 6/ 3
ＭＪ1914769	2023/ 3/ 3	2025/ 6/ 3
ＭＪ1934033	2023/ 3/23	2025/ 6/ 3
ＭＪ2162782	2023/ 5/17	2025/ 6/ 3
ＭＪ2352943	2023/ 7/26	2025/ 6/ 3
ＭＪ2899109	2023/12/18	2025/ 6/ 3
ＭＪ2922228	2023/12/28	2025/ 6/ 3
ＭＪ3308914	2024/ 4/22	2025/ 6/ 3
ＭＪ4015482	2024/10/ 1	2025/ 6/ 3
ＭＪ4566654	2025/ 3/18	2025/ 6/ 3
ＭＶ0022704	2025/ 3/31	2025/ 6/ 3
ＭＶ0055615	2025/ 5/ 1	2025/ 6/ 3
ＭＺ2027947	2020/10/26	2025/ 6/ 3
ＴＭ0134224	2025/ 4/ 9	2025/ 6/ 3
ＴＲ3515540	2016/ 7/ 7	2025/ 6/ 3
ＴＲ4142957	2015/ 6/18	2025/ 6/ 3
ＴＲ4419367	2015/ 7/17	2025/ 6/ 3
ＴＲ5121243	2015/11/ 9	2025/ 6/ 3
ＴＲ5198028	2015/11/19	2025/ 6/ 3
ＴＲ5245245	2016/ 1/ 5	2025/ 6/ 3
ＴＲ5245607	2016/ 1/ 6	2025/ 6/ 3
ＴＲ5418044	2016/ 1/22	2025/ 6/ 3
ＴＲ5474036	2016/ 2/24	2025/ 6/ 3
ＴＲ5568178	2016/ 1/28	2025/ 6/ 3
ＴＲ5572850	2016/ 2/ 1	2025/ 6/ 3
ＴＲ5698259	2016/ 2/29	2025/ 6/ 3
ＴＲ5719980	2016/ 3/ 1	2025/ 6/ 3
ＴＲ5866220	2016/ 4/14	2025/ 6/ 3
ＴＲ5921492	2016/ 4/21	2025/ 6/ 3
ＴＲ6059537	2016/ 4/28	2025/ 6/ 3
ＴＲ6182044	2016/ 5/18	2025/ 6/ 3
ＴＲ6255125	2016/ 7/22	2025/ 6/ 3
ＴＲ6292319	2016/ 7/21	2025/ 6/ 3
ＴＲ6511669	2016/ 8/16	2025/ 6/ 3
ＴＲ6642763	2016/ 9/ 9	2025/ 6/ 3
ＴＲ6882815	2016/10/20	2025/ 6/ 3
ＴＲ7000306	2016/10/26	2025/ 6/ 3
ＴＲ7054569	2016/11/10	2025/ 6/ 3
ＴＲ7201641	2016/12/ 7	2025/ 6/ 3
ＴＲ7611182	2017/ 2/10	2025/ 6/ 3
ＴＲ7952948	2017/ 3/31	2025/ 6/ 3
ＴＲ8216472	2017/ 4/27	2025/ 6/ 3
ＴＲ8548173	2017/ 6/28	2025/ 6/ 3
ＴＲ8568930	2017/ 6/26	2025/ 6/ 3
ＴＲ8642222	2017/ 7/25	2025/ 6/ 3
ＴＲ8790128	2017/ 7/24	2025/ 6/ 3
ＴＲ8940238	2017/ 8/17	2025/ 6/ 3
ＴＲ9004709	2017/ 9/ 4	2025/ 6/ 3
ＴＲ9219844	2017/ 9/25	2025/ 6/ 3
ＴＲ9408084	2017/10/27	2025/ 6/ 3
ＴＲ9540252	2017/11/22	2025/ 6/ 3
ＴＲ9567683	2017/12/ 5	2025/ 6/ 3
ＴＲ9878418	2018/ 1/30	2025/ 6/ 3
ＴＲ9971769	2018/ 1/31	2025/ 6/ 3
ＴＳ0055518	2018/ 1/30	2025/ 6/ 3
ＴＳ0172222	2018/ 2/26	2025/ 6/ 3
ＴＳ0173100	2018/ 2/22	2025/ 6/ 3
ＴＳ0371743	2018/ 3/27	2025/ 6/ 3
ＴＳ0418636	2018/ 3/27	2025/ 6/ 3
ＴＳ0518077	2018/ 4/ 6	2025/ 6/ 3
ＴＳ0690331	2018/ 4/27	2025/ 6/ 3
ＴＳ0749149	2018/ 5/14	2025/ 6/ 3
ＴＳ0755613	2018/ 5/22	2025/ 6/ 3
ＴＳ0850427	2018/ 5/16	2025/ 6/ 3
ＴＳ1283010	2018/ 7/25	2025/ 6/ 3
ＴＳ1580668	2018/ 8/31	2025/ 6/ 3
ＴＳ1607972	2018/ 9/18	2025/ 6/ 3
ＴＳ1654611	2018/ 9/12	2025/ 6/ 3
ＴＳ1680604	2018/ 8/28	2025/ 6/ 3
ＴＳ1697735	2018/ 9/21	2025/ 6/ 3
ＴＳ1807311	2018/10/ 4	2025/ 6/ 3
ＴＳ2071235	2018/11/ 6	2025/ 6/ 3
ＴＳ2192383	2018/12/ 4	2025/ 6/ 3
ＴＳ2274129	2018/12/12	2025/ 6/ 3
ＴＳ2552841	2019/ 1/22	2025/ 6/ 3
ＴＳ2760936	2019/ 2/ 8	2025/ 6/ 3
ＴＳ3058843	2019/ 3/22	2025/ 6/ 3
ＴＳ3179328	2019/ 4/ 4	2025/ 6/ 3
ＴＳ3350567	2019/ 4/25	2025/ 6/ 3
ＴＳ3499441	2019/ 5/22	2025/ 6/ 3
ＴＳ3538571	2019/ 6/12	2025/ 6/ 3
ＴＳ3608562	2019/ 5/30	2025/ 6/ 3
ＴＳ3801966	2019/ 7/ 8	2025/ 6/ 3
ＴＳ3818175	2019/ 7/ 5	2025/ 6/ 3

ＴＳ3882779	2019/ 7/ 9	2025/ 6/ 3	ＭＪ2694074	2023/10/ 6	2025/ 6/ 4	ＴＳ0188124	2018/ 2/26	2025/ 6/ 4	ＴＺ1244399	2017/12/ 5	2025/ 6/ 4
ＴＳ4536394	2019/10/ 7	2025/ 6/ 3	ＭＪ2811228	2024/ 1/11	2025/ 6/ 4	ＴＳ0252799	2018/ 3/ 2	2025/ 6/ 4	ＴＺ1291339	2018/ 6/26	2025/ 6/ 4
ＴＳ4656335	2019/10/28	2025/ 6/ 3	ＭＪ3051658	2024/ 2/ 9	2025/ 6/ 4	ＴＳ0428725	2018/ 4/ 4	2025/ 6/ 4	ＴＺ2015536	2020/ 5/29	2025/ 6/ 4
ＴＳ4707646	2019/11/12	2025/ 6/ 3	ＭＪ3062740	2024/ 2/13	2025/ 6/ 4	ＴＳ0594509	2018/ 4/13	2025/ 6/ 4	ＴＺ2175346	2023/ 3/ 2	2025/ 6/ 4
ＴＳ4845277	2019/11/15	2025/ 6/ 3	ＭＪ3159480	2024/ 3/29	2025/ 6/ 4	ＴＳ0607701	2018/ 4/19	2025/ 6/ 4	ＭＪ1231008	2021/ 4/30	2025/ 6/ 5
ＴＳ5125710	2019/12/27	2025/ 6/ 3	ＭＪ3506640	2024/ 6/ 4	2025/ 6/ 4	ＴＳ1264404	2018/ 7/30	2025/ 6/ 4	ＭＪ1341065	2021/ 3/25	2025/ 6/ 5
ＴＳ5240162	2020/ 1/23	2025/ 6/ 3	ＭＪ3745794	2024/ 8/ 1	2025/ 6/ 4	ＴＳ1612300	2018/ 8/22	2025/ 6/ 4	ＭＪ1342744	2020/10/ 2	2025/ 6/ 5
ＴＴ1137408	2020/ 2/25	2025/ 6/ 3	ＭＪ4480101	2025/ 3/26	2025/ 6/ 4	ＴＳ1812650	2018/10/ 1	2025/ 6/ 4	ＭＪ1350144	2021/ 6/ 4	2025/ 6/ 5
ＴＴ1512264	2022/10/20	2025/ 6/ 3	ＭＺ2049702	2021/ 8/20	2025/ 6/ 4	ＴＳ2204356	2018/12/ 5	2025/ 6/ 4	ＭＪ1511658	2022/ 4/ 4	2025/ 6/ 5
ＴＴ1742104	2021/ 6/25	2025/ 6/ 3	ＭＺ2104472	2022/11/17	2025/ 6/ 4	ＴＳ2290774	2018/12/11	2025/ 6/ 4	ＭＪ1587191	2022/ 8/ 1	2025/ 6/ 5
ＴＴ1966620	2022/ 1/ 6	2025/ 6/ 3	ＴＭ0049923	2025/ 3/26	2025/ 6/ 4	ＴＳ2548160	2019/ 1/18	2025/ 6/ 4	ＭＪ1599153	2022/ 8/ 3	2025/ 6/ 5
ＴＴ2041093	2022/ 4/ 5	2025/ 6/ 3	ＴＲ4268145	2015/ 6/19	2025/ 6/ 4	ＴＳ2840264	2019/ 2/22	2025/ 6/ 4	ＭＪ1722298	2022/11/ 8	2025/ 6/ 5
ＴＴ2331143	2022/ 7/13	2025/ 6/ 3	ＴＲ4335056	2015/ 6/30	2025/ 6/ 4	ＴＳ3176994	2019/ 4/ 2	2025/ 6/ 4	ＭＪ1761562	2022/11/22	2025/ 6/ 5
ＴＴ2442309	2022/ 8/19	2025/ 6/ 3	ＴＲ4584666	2015/ 8/24	2025/ 6/ 4	ＴＳ3220577	2019/ 4/16	2025/ 6/ 4	ＭＪ1802581	2023/ 1/19	2025/ 6/ 5
ＴＴ2584613	2022/10/12	2025/ 6/ 3	ＴＲ4766755	2015/ 9/18	2025/ 6/ 4	ＴＳ3344764	2019/ 4/25	2025/ 6/ 4	ＭＪ1977928	2023/ 3/28	2025/ 6/ 5
ＴＴ3092530	2023/ 2/14	2025/ 6/ 3	ＴＲ4844184	2015/10/ 1	2025/ 6/ 4	ＴＳ3788106	2019/ 6/22	2025/ 6/ 4	ＭＪ2148655	2023/ 5/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ3188034	2023/ 3/14	2025/ 6/ 3	ＴＲ4851418	2015/10/16	2025/ 6/ 4	ＴＳ3994010	2019/ 7/24	2025/ 6/ 4	ＭＪ2883162	2023/12/21	2025/ 6/ 5
ＴＴ3371279	2023/ 3/31	2025/ 6/ 3	ＴＲ4904048	2015/10/16	2025/ 6/ 4	ＴＳ4111539	2019/ 8/ 6	2025/ 6/ 4	ＭＪ3053611	2024/ 2/ 2	2025/ 6/ 5
ＴＴ3849001	2023/ 6/19	2025/ 6/ 3	ＴＲ4942565	2015/10/ 9	2025/ 6/ 4	ＴＳ4344078	2019/ 8/20	2025/ 6/ 4	ＭＪ4085678	2024/11/10	2025/ 6/ 5
ＴＴ3945169	2023/ 7/ 3	2025/ 6/ 3	ＴＲ4942566	2015/10/ 9	2025/ 6/ 4	ＴＳ4513626	2019/10/10	2025/ 6/ 4	ＭＶ0004461	2025/ 4/ 2	2025/ 6/ 5
ＴＴ4279161	2023/ 8/16	2025/ 6/ 3	ＴＲ4972620	2015/ 9/29	2025/ 6/ 4	ＴＳ5415804	2020/ 2/ 5	2025/ 6/ 4	ＭＺ2041505	2021/ 2/26	2025/ 6/ 5
ＴＴ4726913	2023/10/ 3	2025/ 6/ 3	ＴＲ5051292	2015/10/23	2025/ 6/ 4	ＴＴ1186913	2020/ 3/ 4	2025/ 6/ 4	ＭＺ2165868	2023/ 5/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＴ4932450	2023/11/ 6	2025/ 6/ 3	ＴＲ5667005	2016/ 3/ 3	2025/ 6/ 4	ＴＴ1693936	2021/ 3/16	2025/ 6/ 4	ＴＭ0132114	2025/ 4/ 8	2025/ 6/ 5
ＴＴ5333212	2024/ 1/24	2025/ 6/ 3	ＴＲ5900224	2016/ 3/22	2025/ 6/ 4	ＴＴ1790960	2021/ 9/ 3	2025/ 6/ 4	ＴＭ0261323	2025/ 5/ 2	2025/ 6/ 5
ＴＴ6409759	2024/ 7/ 2	2025/ 6/ 3	ＴＲ5915021	2016/ 4/11	2025/ 6/ 4	ＴＴ1834977	2021/ 8/17	2025/ 6/ 4	ＴＲ3261390	2016/ 5/30	2025/ 6/ 5
ＴＴ6767730	2024/ 8/ 7	2025/ 6/ 3	ＴＲ6211042	2016/ 5/11	2025/ 6/ 4	ＴＴ2281769	2022/ 6/17	2025/ 6/ 4	ＴＲ3462605	2016/ 6/21	2025/ 6/ 5
ＴＴ7004912	2024/ 9/ 4	2025/ 6/ 3	ＴＲ6212592	2016/ 5/13	2025/ 6/ 4	ＴＴ2302398	2022/ 6/19	2025/ 6/ 4	ＴＲ3472567	2016/ 7/ 4	2025/ 6/ 5
ＴＴ7118162	2024/ 9/20	2025/ 6/ 3	ＴＲ6951398	2016/10/27	2025/ 6/ 4	ＴＴ2990004	2023/ 2/ 8	2025/ 6/ 4	ＴＲ3484873	2016/ 7/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＴ7150058	2024/10/23	2025/ 6/ 3	ＴＲ6991377	2016/11/ 1	2025/ 6/ 4	ＴＴ3120832	2023/ 2/15	2025/ 6/ 4	ＴＲ3535464	2016/ 7/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＴ7249545	2024/10/18	2025/ 6/ 3	ＴＲ7280625	2016/12/20	2025/ 6/ 4	ＴＴ3580379	2023/ 5/12	2025/ 6/ 4	ＴＲ4204153	2015/ 6/15	2025/ 6/ 5
ＴＴ7778918	2025/ 1/29	2025/ 6/ 3	ＴＲ7437635	2017/ 2/ 3	2025/ 6/ 4	ＴＴ3854239	2023/ 6/15	2025/ 6/ 4	ＴＲ4225716	2015/ 6/22	2025/ 6/ 5
ＴＴ7960741	2025/ 2/19	2025/ 6/ 3	ＴＲ7618769	2017/ 2/ 2	2025/ 6/ 4	ＴＴ3894165	2023/ 6/23	2025/ 6/ 4	ＴＲ4293260	2015/ 7/17	2025/ 6/ 5
ＴＴ8077790	2025/ 3/ 7	2025/ 6/ 3	ＴＲ7833380	2017/ 3/ 9	2025/ 6/ 4	ＴＴ4887648	2023/10/24	2025/ 6/ 4	ＴＲ4401041	2015/ 7/ 3	2025/ 6/ 5
ＴＺ1137834	2016/ 6/30	2025/ 6/ 3	ＴＲ7882877	2017/ 3/22	2025/ 6/ 4	ＴＴ5307595	2024/ 1/30	2025/ 6/ 4	ＴＲ4455606	2015/ 7/29	2025/ 6/ 5
ＴＺ1209151	2017/ 5/22	2025/ 6/ 3	ＴＲ7931599	2017/ 3/27	2025/ 6/ 4	ＴＴ5350984	2024/ 1/26	2025/ 6/ 4	ＴＲ4532708	2015/ 7/22	2025/ 6/ 5
ＴＺ1233217	2017/10/19	2025/ 6/ 3	ＴＲ8060691	2017/ 4/14	2025/ 6/ 4	ＴＴ5621312	2024/ 2/26	2025/ 6/ 4	ＴＲ4585098	2015/ 8/ 4	2025/ 6/ 5
ＴＺ2149256	2022/10/26	2025/ 6/ 3	ＴＲ8262682	2017/ 5/17	2025/ 6/ 4	ＴＴ6241216	2024/ 6/19	2025/ 6/ 4	ＴＲ4655457	2015/ 9/15	2025/ 6/ 5
ＭＪ1298200	2022/ 5/10	2025/ 6/ 4	ＴＲ8414468	2017/ 6/ 1	2025/ 6/ 4	ＴＴ6776734	2024/ 8/26	2025/ 6/ 4	ＴＲ4694084	2015/10/16	2025/ 6/ 5
ＭＪ1429106	2022/ 3/30	2025/ 6/ 4	ＴＲ8538960	2017/ 6/21	2025/ 6/ 4	ＴＴ6931082	2024/ 8/30	2025/ 6/ 4	ＴＲ4852714	2015/ 9/10	2025/ 6/ 5
ＭＪ1549712	2022/ 6/17	2025/ 6/ 4	ＴＲ9156494	2017/ 9/21	2025/ 6/ 4	ＴＴ7079697	2024/ 9/25	2025/ 6/ 4	ＴＲ5038307	2015/11/ 9	2025/ 6/ 5
ＭＪ1551248	2022/ 6/22	2025/ 6/ 4	ＴＲ9670282	2017/12/21	2025/ 6/ 4	ＴＺ1069962	2015/ 6/16	2025/ 6/ 4	ＴＲ5243180	2015/12/16	2025/ 6/ 5
ＭＪ1573947	2022/ 7/14	2025/ 6/ 4	ＴＲ9776927	2017/12/27	2025/ 6/ 4	ＴＺ1127269	2016/ 5/13	2025/ 6/ 4	ＴＲ5631387	2016/ 2/22	2025/ 6/ 5
ＭＪ2268975	2023/ 6/20	2025/ 6/ 4	ＴＳ0037886	2018/ 2/ 1	2025/ 6/ 4	ＴＺ1147623	2016/ 8/ 2	2025/ 6/ 4	ＴＲ5983945	2016/ 5/11	2025/ 6/ 5
ＭＪ2407445	2023/ 8/ 3	2025/ 6/ 4	ＴＳ0050466	2018/ 1/30	2025/ 6/ 4	ＴＺ1165472	2016/11/17	2025/ 6/ 4	ＴＲ6173587	2016/ 5/27	2025/ 6/ 5
ＭＪ2533077	2023/ 8/30	2025/ 6/ 4	ＴＳ0118130	2018/ 2/19	2025/ 6/ 4	ＴＺ1208891	2017/ 5/26	2025/ 6/ 4			
						ＴＺ1210951	2017/ 5/22	2025/ 6/ 4			

ＴＲ6549377	2016/ 9/ 9	2025/ 6/ 5
ＴＲ6553117	2016/ 9/ 6	2025/ 6/ 5
ＴＲ6569587	2016/ 8/19	2025/ 6/ 5
ＴＲ6683217	2016/ 9/21	2025/ 6/ 5
ＴＲ6740170	2016/ 9/ 8	2025/ 6/ 5
ＴＲ6975351	2016/10/31	2025/ 6/ 5
ＴＲ7011781	2016/10/28	2025/ 6/ 5
ＴＲ7038546	2016/11/18	2025/ 6/ 5
ＴＲ7368713	2017/ 1/23	2025/ 6/ 5
ＴＲ7397108	2017/ 1/11	2025/ 6/ 5
ＴＲ7474111	2017/ 1/20	2025/ 6/ 5
ＴＲ7893596	2017/ 3/24	2025/ 6/ 5
ＴＲ8017145	2017/ 4/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＲ8090653	2017/ 4/12	2025/ 6/ 5
ＴＲ8263849	2017/ 5/ 8	2025/ 6/ 5
ＴＲ8271753	2017/ 6/15	2025/ 6/ 5
ＴＲ8321308	2017/ 5/17	2025/ 6/ 5
ＴＲ8340594	2017/ 5/16	2025/ 6/ 5
ＴＲ8457627	2017/ 6/ 9	2025/ 6/ 5
ＴＲ8496061	2017/ 6/15	2025/ 6/ 5
ＴＲ8783425	2017/ 7/26	2025/ 6/ 5
ＴＲ8800421	2017/ 7/27	2025/ 6/ 5
ＴＲ8930126	2017/ 8/18	2025/ 6/ 5
ＴＲ9035731	2017/ 8/21	2025/ 6/ 5
ＴＳ0476346	2018/ 4/ 3	2025/ 6/ 5
ＴＳ0476938	2018/ 4/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＳ0666458	2018/ 5/ 2	2025/ 6/ 5
ＴＳ0688934	2018/ 5/ 7	2025/ 6/ 5
ＴＳ0741734	2018/ 5/14	2025/ 6/ 5
ＴＳ0830699	2018/ 5/16	2025/ 6/ 5
ＴＳ1421622	2018/ 8/14	2025/ 6/ 5
ＴＳ1491558	2018/ 8/30	2025/ 6/ 5
ＴＳ1536474	2018/ 9/12	2025/ 6/ 5
ＴＳ1910628	2018/10/19	2025/ 6/ 5
ＴＳ2088201	2018/11/26	2025/ 6/ 5
ＴＳ2225142	2018/11/30	2025/ 6/ 5
ＴＳ2291504	2018/12/ 7	2025/ 6/ 5
ＴＳ2572570	2019/ 1/10	2025/ 6/ 5
ＴＳ2727626	2019/ 2/18	2025/ 6/ 5
ＴＳ3736729	2019/ 6/28	2025/ 6/ 5
ＴＳ4012973	2019/ 7/29	2025/ 6/ 5
ＴＳ4395428	2019/ 9/17	2025/ 6/ 5
ＴＳ4516981	2019/10/11	2025/ 6/ 5
ＴＳ4912041	2019/11/29	2025/ 6/ 5
ＴＳ4941455	2019/12/ 3	2025/ 6/ 5
ＴＴ1596859	2020/10/ 1	2025/ 6/ 5
ＴＴ1650057	2021/ 1/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ1785907	2021/ 7/21	2025/ 6/ 5
ＴＴ1924286	2021/12/20	2025/ 6/ 5
ＴＴ1964232	2022/ 4/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＴ2130990	2022/ 6/ 7	2025/ 6/ 5
ＴＴ2173647	2022/ 5/16	2025/ 6/ 5
ＴＴ2508424	2022/ 8/19	2025/ 6/ 5
ＴＴ2912315	2023/ 1/17	2025/ 6/ 5
ＴＴ2956934	2023/ 1/16	2025/ 6/ 5
ＴＴ2975234	2023/ 1/25	2025/ 6/ 5
ＴＴ3350396	2023/ 3/23	2025/ 6/ 5
ＴＴ3449527	2023/ 4/14	2025/ 6/ 5
ＴＴ3490289	2023/ 4/28	2025/ 6/ 5
ＴＴ3575124	2023/ 5/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ4202502	2023/ 8/15	2025/ 6/ 5
ＴＴ4390737	2023/ 9/ 4	2025/ 6/ 5
ＴＴ4471254	2023/ 9/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ4482348	2023/ 9/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ4485771	2023/ 9/20	2025/ 6/ 5
ＴＴ4666243	2023/11/20	2025/ 6/ 5
ＴＴ4893550	2023/11/ 6	2025/ 6/ 5
ＴＴ4968449	2023/11/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ4969093	2023/11/16	2025/ 6/ 5
ＴＴ4999979	2023/12/13	2025/ 6/ 5
ＴＴ5253018	2024/ 1/19	2025/ 6/ 5
ＴＴ5350983	2024/ 1/26	2025/ 6/ 5
ＴＴ5472991	2024/ 2/15	2025/ 6/ 5
ＴＴ5855016	2024/ 4/12	2025/ 6/ 5
ＴＴ5885796	2024/ 4/ 1	2025/ 6/ 5
ＴＴ6289852	2024/ 5/30	2025/ 6/ 5
ＴＴ6599650	2024/ 7/22	2025/ 6/ 5
ＴＴ6668484	2024/ 8/ 5	2025/ 6/ 5
ＴＴ6893034	2024/ 8/29	2025/ 6/ 5
ＴＺ1236708	2017/10/31	2025/ 6/ 5
ＴＺ1276855	2018/ 6/21	2025/ 6/ 5
ＴＺ1358095	2019/ 8/ 9	2025/ 6/ 5
ＴＺ2016393	2020/ 7/ 8	2025/ 6/ 5
ＴＺ2021545	2020/ 6/25	2025/ 6/ 5
ＴＺ2105453	2022/ 5/24	2025/ 6/ 5
ＴＺ2270056	2024/11/22	2025/ 6/ 5
ＭＪ1335532	2021/11/ 8	2025/ 6/ 6
ＭＪ1344897	2021/11/25	2025/ 6/ 6
ＭＪ1356951	2021/ 6/16	2025/ 6/ 6
ＭＪ1741978	2022/11/18	2025/ 6/ 6
ＭＪ2028834	2023/ 5/ 2	2025/ 6/ 6
ＭＪ2165157	2023/ 5/29	2025/ 6/ 6
ＭＪ2256557	2023/ 7/14	2025/ 6/ 6
ＭＪ2335339	2023/ 6/30	2025/ 6/ 6
ＭＪ2355151	2023/ 7/11	2025/ 6/ 6
ＭＪ2355723	2023/ 7/13	2025/ 6/ 6
ＭＪ2400594	2023/ 7/26	2025/ 6/ 6
ＭＪ2857288	2023/12/ 7	2025/ 6/ 6
ＭＪ3128018	2024/ 2/28	2025/ 6/ 6
ＭＪ3188640	2024/ 3/12	2025/ 6/ 6
ＭＪ3666003	2024/ 7/29	2025/ 6/ 6
ＭＪ3858325	2024/ 8/27	2025/ 6/ 6
ＭＪ3962656	2024/ 9/ 4	2025/ 6/ 6
ＭＪ4022188	2024/11/12	2025/ 6/ 6
ＴＭ0099076	2025/ 4/ 3	2025/ 6/ 6
ＴＭ0377382	2025/ 5/20	2025/ 6/ 6
ＴＲ3189681	2015/ 6/17	2025/ 6/ 6
ＴＲ3303689	2016/ 6/ 2	2025/ 6/ 6
ＴＲ3333249	2016/ 6/10	2025/ 6/ 6
ＴＲ3498842	2016/ 7/12	2025/ 6/ 6
ＴＲ3525102	2016/ 7/ 8	2025/ 6/ 6
ＴＲ4221398	2015/ 6/ 9	2025/ 6/ 6
ＴＲ4541053	2015/ 7/29	2025/ 6/ 6
ＴＲ4854815	2015/10/ 2	2025/ 6/ 6
ＴＲ4908824	2015/11/11	2025/ 6/ 6
ＴＲ4945198	2015/11/12	2025/ 6/ 6
ＴＲ5011490	2015/10/29	2025/ 6/ 6
ＴＲ5289591	2016/ 1/27	2025/ 6/ 6
ＴＲ5338678	2016/ 1/12	2025/ 6/ 6
ＴＲ6214862	2016/ 5/19	2025/ 6/ 6
ＴＲ6215443	2016/ 5/20	2025/ 6/ 6
ＴＲ6220879	2016/ 5/16	2025/ 6/ 6
ＴＲ6420736	2016/ 8/ 8	2025/ 6/ 6
ＴＲ6617449	2016/ 9/14	2025/ 6/ 6
ＴＲ6730183	2016/ 9/26	2025/ 6/ 6
ＴＲ6843382	2016/10/12	2025/ 6/ 6
ＴＲ6930601	2016/10/17	2025/ 6/ 6
ＴＲ7348346	2017/ 1/ 5	2025/ 6/ 6
ＴＲ7529005	2017/ 1/13	2025/ 6/ 6
ＴＲ7794049	2017/ 3/ 6	2025/ 6/ 6
ＴＲ7794050	2017/ 3/ 6	2025/ 6/ 6
ＴＲ7874670	2017/ 3/23	2025/ 6/ 6
ＴＲ7897278	2017/ 3/17	2025/ 6/ 6
ＴＲ8130610	2017/ 4/10	2025/ 6/ 6
ＴＲ8175405	2017/ 5/ 8	2025/ 6/ 6
ＴＲ8470391	2017/ 6/ 9	2025/ 6/ 6
ＴＲ8514176	2017/ 6/20	2025/ 6/ 6
ＴＲ8773363	2017/ 7/25	2025/ 6/ 6
ＴＲ8784957	2017/ 7/24	2025/ 6/ 6
ＴＲ9057353	2017/ 8/30	2025/ 6/ 6
ＴＲ9080973	2017/ 8/21	2025/ 6/ 6
ＴＲ9378910	2017/10/13	2025/ 6/ 6
ＴＲ9704656	2017/12/18	2025/ 6/ 6
ＴＲ9759281	2017/12/22	2025/ 6/ 6
ＴＲ9829869	2018/ 1/11	2025/ 6/ 6
ＴＳ0283350	2018/ 3/ 7	2025/ 6/ 6
ＴＳ0357615	2018/ 3/19	2025/ 6/ 6
ＴＳ0434779	2018/ 3/22	2025/ 6/ 6
ＴＳ0810121	2018/ 5/25	2025/ 6/ 6
ＴＳ1099333	2018/ 7/ 5	2025/ 6/ 6
ＴＳ1435448	2018/ 8/17	2025/ 6/ 6
ＴＳ1465476	2018/ 8/13	2025/ 6/ 6
ＴＳ1472706	2018/ 8/24	2025/ 6/ 6
ＴＳ1637697	2018/ 9/13	2025/ 6/ 6
ＴＳ2077783	2018/11/11	2025/ 6/ 6
ＴＳ3045773	2019/ 4/ 1	2025/ 6/ 6
ＴＳ3284833	2019/ 4/16	2025/ 6/ 6
ＴＳ3342466	2019/ 4/25	2025/ 6/ 6
ＴＳ3863624	2019/ 7/ 3	2025/ 6/ 6
ＴＳ4216569	2019/ 8/27	2025/ 6/ 6
ＴＳ4468035	2019/ 9/14	2025/ 6/ 6
ＴＳ4528382	2019/10/ 2	2025/ 6/ 6
ＴＳ4715290	2019/11/ 1	2025/ 6/ 6
ＴＳ5335285	2020/ 2/ 4	2025/ 6/ 6
ＴＴ1162707	2020/ 3/ 5	2025/ 6/ 6
ＴＴ1583523	2020/10/ 5	2025/ 6/ 6
ＴＴ1753517	2021/ 7/20	2025/ 6/ 6
ＴＴ1984086	2022/ 1/14	2025/ 6/ 6
ＴＴ2419123	2022/ 8/23	2025/ 6/ 6
ＴＴ2527767	2022/ 9/29	2025/ 6/ 6
ＴＴ2939387	2023/ 1/26	2025/ 6/ 6
ＴＴ3054278	2023/ 1/29	2025/ 6/ 6
ＴＴ3069990	2023/ 2/27	2025/ 6/ 6
ＴＴ3686721	2023/ 5/26	2025/ 6/ 6
ＴＴ3924046	2023/ 6/22	2025/ 6/ 6
ＴＴ3986542	2023/ 7/11	2025/ 6/ 6
ＴＴ4142334	2023/ 8/ 2	2025/ 6/ 6
ＴＴ4288859	2023/ 8/16	2025/ 6/ 6
ＴＴ4407381	2023/ 8/28	2025/ 6/ 6
ＴＴ4463767	2023/ 9/12	2025/ 6/ 6

ＴＴ4910583	2023/11/28	2025/ 6/ 6
ＴＴ6007654	2024/ 4/24	2025/ 6/ 6
ＴＴ6139921	2024/ 5/27	2025/ 6/ 6
ＴＴ6939672	2024/ 9/25	2025/ 6/ 6
ＴＴ7467676	2024/12/ 2	2025/ 6/ 6
ＴＴ7752081	2025/ 1/29	2025/ 6/ 6
ＴＺ2218839	2023/12/19	2025/ 6/ 6
ＴＭ0022246	2025/ 4/17	2025/ 6/ 7
ＴＲ4253730	2015/ 6/ 8	2025/ 6/ 8
ＭＪ1201713	2020/10/20	2025/ 6/ 9
ＭＪ1457519	2021/10/ 1	2025/ 6/ 9
ＭＪ1576636	2022/ 6/13	2025/ 6/ 9
ＭＪ1579781	2022/ 7/ 8	2025/ 6/ 9
ＭＪ2042924	2023/ 3/29	2025/ 6/ 9
ＭＪ2300184	2023/ 7/ 7	2025/ 6/ 9
ＭＪ2317334	2023/ 7/ 6	2025/ 6/ 9
ＭＪ2439346	2023/ 8/ 4	2025/ 6/ 9
ＭＪ2579395	2023/ 9/15	2025/ 6/ 9
ＭＪ2655495	2023/10/16	2025/ 6/ 9
ＭＪ3532795	2024/ 7/ 1	2025/ 6/ 9
ＭＪ3831309	2024/ 9/ 2	2025/ 6/ 9
ＭＪ4286745	2025/ 1/15	2025/ 6/ 9
ＭＶ0052314	2025/ 4/23	2025/ 6/ 9
ＴＭ0299777	2025/ 5/ 9	2025/ 6/ 9
ＴＲ3377369	2016/ 6/ 9	2025/ 6/ 9
ＴＲ4193838	2015/ 6/11	2025/ 6/ 9
ＴＲ4370553	2015/ 8/17	2025/ 6/ 9
ＴＲ4409598	2015/ 8/ 6	2025/ 6/ 9
ＴＲ4634352	2015/ 8/20	2025/ 6/ 9
ＴＲ4944351	2015/12/11	2025/ 6/ 9
ＴＲ5149196	2015/11/10	2025/ 6/ 9
ＴＲ5184768	2015/12/21	2025/ 6/ 9
ＴＲ5242321	2015/12/ 9	2025/ 6/ 9
ＴＲ5298936	2016/ 1/13	2025/ 6/ 9
ＴＲ5324276	2016/ 1/27	2025/ 6/ 9
ＴＲ5830082	2016/ 3/30	2025/ 6/ 9
ＴＲ5895696	2016/ 4/ 1	2025/ 6/ 9
ＴＲ5928831	2016/ 4/21	2025/ 6/ 9
ＴＲ6081820	2016/ 4/19	2025/ 6/ 9
ＴＲ6287581	2016/ 7/12	2025/ 6/ 9
ＴＲ6323565	2016/ 7/15	2025/ 6/ 9
ＴＲ6423441	2016/ 8/15	2025/ 6/ 9
ＴＲ6563026	2016/ 8/17	2025/ 6/ 9
ＴＲ6589187	2016/ 8/25	2025/ 6/ 9
ＴＲ6677113	2016/ 9/26	2025/ 6/ 9
ＴＲ6746326	2016/ 9/23	2025/ 6/ 9
ＴＲ6977333	2016/10/20	2025/ 6/ 9
ＴＲ7027593	2016/11/10	2025/ 6/ 9
ＴＲ7059878	2016/11/15	2025/ 6/ 9
ＴＲ7146630	2016/12/ 7	2025/ 6/ 9
ＴＲ7170160	2016/11/25	2025/ 6/ 9
ＴＲ7207269	2016/12/16	2025/ 6/ 9
ＴＲ7336611	2017/ 1/12	2025/ 6/ 9
ＴＲ7505123	2017/ 1/17	2025/ 6/ 9
ＴＲ7772413	2017/ 2/28	2025/ 6/ 9
ＴＲ8020701	2017/ 4/ 6	2025/ 6/ 9
ＴＲ8049560	2017/ 4/ 6	2025/ 6/ 9
ＴＲ8261680	2017/ 5/15	2025/ 6/ 9
ＴＲ8292986	2017/ 5/15	2025/ 6/ 9
ＴＲ8657896	2017/ 7/ 6	2025/ 6/ 9
ＴＲ8698240	2018/ 1/24	2025/ 6/ 9
ＴＲ8961723	2017/ 8/16	2025/ 6/ 9
ＴＲ9067449	2017/ 9/ 1	2025/ 6/ 9
ＴＲ9394463	2017/10/19	2025/ 6/ 9
ＴＲ9405358	2017/10/27	2025/ 6/ 9
ＴＲ9922781	2018/ 1/15	2025/ 6/ 9
ＴＳ0124931	2018/ 2/20	2025/ 6/ 9
ＴＳ0149136	2018/ 2/15	2025/ 6/ 9
ＴＳ0243802	2018/ 3/ 1	2025/ 6/ 9
ＴＳ0433638	2018/ 4/ 2	2025/ 6/ 9
ＴＳ0485538	2018/ 4/16	2025/ 6/ 9
ＴＳ0706360	2018/ 5/17	2025/ 6/ 9
ＴＳ1060494	2018/ 6/22	2025/ 6/ 9
ＴＳ1121561	2018/ 7/ 4	2025/ 6/ 9
ＴＳ1460565	2018/ 8/16	2025/ 6/ 9
ＴＳ1942922	2018/10/31	2025/ 6/ 9
ＴＳ2039666	2018/11/14	2025/ 6/ 9
ＴＳ2059708	2018/11/12	2025/ 6/ 9
ＴＳ2105215	2018/11/16	2025/ 6/ 9
ＴＳ2444474	2019/ 1/15	2025/ 6/ 9
ＴＳ2482849	2019/ 1/15	2025/ 6/ 9
ＴＳ2614639	2019/ 1/29	2025/ 6/ 9
ＴＳ2725656	2019/ 2/12	2025/ 6/ 9
ＴＳ3049296	2019/ 3/20	2025/ 6/ 9
ＴＳ3220436	2019/ 4/16	2025/ 6/ 9
ＴＳ3407398	2019/ 5/28	2025/ 6/ 9
ＴＳ3456936	2019/ 5/17	2025/ 6/ 9
ＴＳ3880567	2019/ 7/12	2025/ 6/ 9
ＴＳ3940057	2019/ 7/22	2025/ 6/ 9
ＴＳ4439271	2019/ 9/18	2025/ 6/ 9
ＴＳ4444564	2019/ 9/20	2025/ 6/ 9
ＴＳ5024285	2019/12/19	2025/ 6/ 9
ＴＴ1213353	2020/ 3/23	2025/ 6/ 9
ＴＴ1721074	2021/ 5/ 7	2025/ 6/ 9
ＴＴ2130226	2022/ 6/ 7	2025/ 6/ 9
ＴＴ2307730	2022/ 8/ 1	2025/ 6/ 9
ＴＴ2366693	2022/ 8/12	2025/ 6/ 9
ＴＴ2473098	2022/ 9/26	2025/ 6/ 9
ＴＴ2570643	2022/ 9/28	2025/ 6/ 9
ＴＴ3676665	2023/ 5/31	2025/ 6/ 9
ＴＴ3704939	2023/ 5/26	2025/ 6/ 9
ＴＴ4218699	2023/ 8/ 9	2025/ 6/ 9
ＴＴ4509428	2023/ 9/11	2025/ 6/ 9
ＴＴ4842734	2023/11/16	2025/ 6/ 9
ＴＴ4941835	2023/11/22	2025/ 6/ 9
ＴＴ5654218	2024/ 3/12	2025/ 6/ 9
ＴＴ5782052	2024/ 4/ 8	2025/ 6/ 9
ＴＴ5824768	2024/ 3/27	2025/ 6/ 9
ＴＴ6285075	2024/ 6/17	2025/ 6/ 9
ＴＴ6353045	2024/ 6/ 6	2025/ 6/ 9
ＴＴ6715709	2024/ 8/ 8	2025/ 6/ 9
ＴＴ6835074	2024/ 9/ 3	2025/ 6/ 9
ＴＴ6879962	2024/10/ 1	2025/ 6/ 9
ＴＴ6982909	2024/ 9/10	2025/ 6/ 9
ＴＴ7043283	2024/ 9/24	2025/ 6/ 9
ＴＴ7875507	2025/ 1/31	2025/ 6/ 9
ＴＺ1234103	2017/ 9/11	2025/ 6/ 9
ＭＪ1370730	2021/ 9/16	2025/ 6/10
ＭＪ1378980	2021/ 5/ 6	2025/ 6/10
ＭＪ1517641	2022/ 3/22	2025/ 6/10
ＭＪ2147229	2023/ 5/19	2025/ 6/10
ＭＪ2260240	2023/ 6/ 8	2025/ 6/10
ＭＪ2287022	2023/ 7/ 4	2025/ 6/10
ＭＪ2385718	2023/ 7/21	2025/ 6/10
ＭＪ2571825	2023/ 9/ 1	2025/ 6/10
ＭＪ3371862	2024/ 4/19	2025/ 6/10
ＭＪ3372074	2024/ 4/22	2025/ 6/10
ＭＪ3671439	2024/ 6/26	2025/ 6/10
ＭＪ3719892	2024/ 8/ 6	2025/ 6/10
ＭＪ3778022	2024/ 8/ 9	2025/ 6/10
ＭＪ3961521	2024/10/25	2025/ 6/10
ＭＪ4220033	2024/12/24	2025/ 6/10
ＭＶ0110042	2025/ 4/14	2025/ 6/10
ＭＺ2145036	2023/ 3/22	2025/ 6/10
ＴＲ3321196	2016/ 6/ 7	2025/ 6/10
ＴＲ3342136	2016/ 6/ 1	2025/ 6/10
ＴＲ3509251	2016/ 6/29	2025/ 6/10
ＴＲ4508035	2015/11/12	2025/ 6/10
ＴＲ4785130	2015/10/ 7	2025/ 6/10
ＴＲ4798463	2015/11/ 6	2025/ 6/10
ＴＲ4830840	2015/ 9/28	2025/ 6/10
ＴＲ5085315	2015/12/ 1	2025/ 6/10
ＴＲ5314501	2016/ 1/ 5	2025/ 6/10
ＴＲ5323612	2016/ 1/26	2025/ 6/10
ＴＲ5579021	2016/ 2/15	2025/ 6/10
ＴＲ5838474	2016/ 3/15	2025/ 6/10
ＴＲ5927324	2016/ 3/31	2025/ 6/10
ＴＲ6413177	2016/ 8/ 2	2025/ 6/10
ＴＲ6432196	2016/ 7/29	2025/ 6/10
ＴＲ6514505	2016/ 8/18	2025/ 6/10
ＴＲ6620403	2016/ 8/31	2025/ 6/10
ＴＲ7167306	2016/12/ 7	2025/ 6/10
ＴＲ7525580	2017/ 1/23	2025/ 6/10
ＴＲ7608290	2017/ 2/10	2025/ 6/10
ＴＲ7624854	2017/ 2/ 9	2025/ 6/10
ＴＲ7809272	2017/ 3/ 9	2025/ 6/10
ＴＲ8011025	2017/ 4/11	2025/ 6/10
ＴＲ8157486	2017/ 4/18	2025/ 6/10
ＴＲ8342758	2017/ 5/23	2025/ 6/10
ＴＲ8493108	2017/ 6/ 9	2025/ 6/10
ＴＲ8508933	2017/ 6/16	2025/ 6/10
ＴＲ8575858	2017/ 6/30	2025/ 6/10
ＴＲ8647326	2017/ 6/30	2025/ 6/10
ＴＲ8961856	2017/ 8/17	2025/ 6/10
ＴＲ8987646	2017/ 8/29	2025/ 6/10
ＴＲ9008746	2017/ 8/25	2025/ 6/10
ＴＲ9577489	2017/11/24	2025/ 6/10
ＴＲ9685544	2018/ 1/10	2025/ 6/10
ＴＲ9714090	2017/12/19	2025/ 6/10
ＴＳ0112628	2018/ 2/13	2025/ 6/10
ＴＳ0354693	2018/ 3/15	2025/ 6/10
ＴＳ0504232	2018/ 5/10	2025/ 6/10
ＴＳ0766902	2018/ 5/18	2025/ 6/10
ＴＳ0800762	2018/ 5/16	2025/ 6/10
ＴＳ1010790	2018/ 6/19	2025/ 6/10
ＴＳ1031556	2018/ 6/18	2025/ 6/10
ＴＳ1174887	2018/ 7/12	2025/ 6/10
ＴＳ1174888	2018/ 7/12	2025/ 6/10
ＴＳ1539907	2018/ 9/19	2025/ 6/10
ＴＳ1947977	2018/10/23	2025/ 6/10

ＴＳ1950897	2018/10/24	2025/ 6/10	ＴＴ4106724	2023/ 7/24	2025/ 6/10	ＴＲ5133411	2016/ 1/ 7	2025/ 6/11	ＴＳ2719684	2019/ 2/ 8	2025/ 6/11
ＴＳ2098921	2018/11/16	2025/ 6/10	ＴＴ4693583	2023/10/17	2025/ 6/10	ＴＲ5254824	2015/12/24	2025/ 6/11	ＴＳ2859763	2019/ 2/25	2025/ 6/11
ＴＳ2099862	2018/11/16	2025/ 6/10	ＴＴ4984973	2023/11/29	2025/ 6/10	ＴＲ5338976	2016/ 1/12	2025/ 6/11	ＴＳ2917152	2019/ 3/ 7	2025/ 6/11
ＴＳ2158471	2018/11/20	2025/ 6/10	ＴＴ5358434	2024/ 1/23	2025/ 6/10	ＴＲ5343558	2016/ 2/29	2025/ 6/11	ＴＳ3754394	2019/ 6/26	2025/ 6/11
ＴＳ2330392	2018/12/25	2025/ 6/10	ＴＴ5371350	2024/ 1/21	2025/ 6/10	ＴＲ5359388	2016/ 2/22	2025/ 6/11	ＴＳ4020568	2019/ 7/30	2025/ 6/11
ＴＳ2356761	2019/ 1/ 7	2025/ 6/10	ＴＴ5569398	2024/ 2/19	2025/ 6/10	ＴＲ5526301	2016/ 1/25	2025/ 6/11	ＴＳ4044786	2019/ 7/31	2025/ 6/11
ＴＳ2441668	2019/ 1/11	2025/ 6/10	ＴＴ5715403	2024/ 3/15	2025/ 6/10	ＴＲ5562574	2016/ 2/16	2025/ 6/11	ＴＳ4384489	2019/ 9/26	2025/ 6/11
ＴＳ2504709	2019/ 1/11	2025/ 6/10	ＴＴ6017892	2024/ 4/19	2025/ 6/10	ＴＲ6064224	2016/ 5/17	2025/ 6/11	ＴＳ4431515	2019/ 9/19	2025/ 6/11
ＴＳ2787360	2019/ 2/18	2025/ 6/10	ＴＴ6225322	2024/ 5/31	2025/ 6/10	ＴＲ6180659	2016/ 5/25	2025/ 6/11	ＴＳ4773267	2019/11/ 3	2025/ 6/11
ＴＳ3097687	2019/ 3/28	2025/ 6/10	ＴＴ7335055	2024/11/25	2025/ 6/10	ＴＲ6244668	2016/ 7/12	2025/ 6/11	ＴＳ4811867	2019/11/15	2025/ 6/11
ＴＳ3397479	2019/ 5/14	2025/ 6/10	ＴＴ7867552	2025/ 1/29	2025/ 6/10	ＴＲ6274215	2016/ 7/20	2025/ 6/11	ＴＳ4826225	2019/11/21	2025/ 6/11
ＴＳ3410854	2019/ 5/14	2025/ 6/10	ＴＴ7914711	2025/ 2/21	2025/ 6/10	ＴＲ7307891	2017/ 1/17	2025/ 6/11	ＴＳ4995442	2019/12/10	2025/ 6/11
ＴＳ3493369	2019/ 5/28	2025/ 6/10	ＴＺ1300447	2018/ 8/ 7	2025/ 6/10	ＴＲ8249681	2017/ 5/10	2025/ 6/11	ＴＴ1256100	2020/ 3/23	2025/ 6/11
ＴＳ3537301	2019/ 5/21	2025/ 6/10	ＴＺ1307693	2018/ 9/17	2025/ 6/10	ＴＲ8361415	2017/ 5/30	2025/ 6/11	ＴＴ1595347	2020/ 9/17	2025/ 6/11
ＴＳ3562836	2019/ 6/ 4	2025/ 6/10	ＴＺ2193491	2023/ 8/28	2025/ 6/10	ＴＲ8413686	2017/ 5/30	2025/ 6/11	ＴＴ2113982	2022/ 6/14	2025/ 6/11
ＴＳ3655342	2019/ 6/19	2025/ 6/10	ＴＺ2243959	2024/ 5/29	2025/ 6/10	ＴＲ8717345	2017/ 7/20	2025/ 6/11	ＴＴ2247361	2022/ 7/14	2025/ 6/11
ＴＳ3679100	2019/ 6/17	2025/ 6/10	ＭＪ1246858	2020/ 9/30	2025/ 6/11	ＴＲ8838445	2017/ 8/ 2	2025/ 6/11	ＴＴ2257606	2022/ 6/10	2025/ 6/11
ＴＳ3688296	2019/ 6/19	2025/ 6/10	ＭＪ1257044	2020/12/14	2025/ 6/11	ＴＲ8870068	2017/ 8/ 7	2025/ 6/11	ＴＴ2503023	2022/ 9/ 8	2025/ 6/11
ＴＳ4037759	2019/ 7/31	2025/ 6/10	ＭＪ1344544	2022/12/21	2025/ 6/11	ＴＲ9039610	2017/ 9/ 8	2025/ 6/11	ＴＴ2872304	2023/ 1/19	2025/ 6/11
ＴＳ4180623	2019/ 8/ 9	2025/ 6/10	ＭＪ1454066	2021/ 9/15	2025/ 6/11	ＴＲ9308632	2017/10/17	2025/ 6/11	ＴＴ2943354	2023/ 1/13	2025/ 6/11
ＴＳ4273406	2019/ 9/ 3	2025/ 6/10	ＭＪ1482360	2022/ 3/ 7	2025/ 6/11	ＴＲ9388648	2017/10/19	2025/ 6/11	ＴＴ3022843	2023/ 2/ 3	2025/ 6/11
ＴＳ4690592	2019/10/29	2025/ 6/10	ＭＪ1485700	2022/ 1/11	2025/ 6/11	ＴＲ9407213	2017/10/24	2025/ 6/11	ＴＴ3172600	2023/ 3/ 6	2025/ 6/11
ＴＳ4807616	2019/11/12	2025/ 6/10	ＭＪ1617235	2022/ 9/ 6	2025/ 6/11	ＴＲ9550740	2017/11/29	2025/ 6/11	ＴＴ3242002	2023/ 4/ 4	2025/ 6/11
ＴＳ4854910	2019/11/25	2025/ 6/10	ＭＪ1943440	2023/ 4/11	2025/ 6/11	ＴＲ9871308	2018/ 1/16	2025/ 6/11	ＴＴ3675224	2023/ 5/29	2025/ 6/11
ＴＳ5154706	2020/ 1/17	2025/ 6/10	ＭＪ1974979	2023/ 3/13	2025/ 6/11	ＴＲ9986914	2018/ 2/16	2025/ 6/11	ＴＴ3728273	2023/ 6/19	2025/ 6/11
ＴＳ5220380	2020/ 1/16	2025/ 6/10	ＭＪ2087489	2023/ 5/29	2025/ 6/11	ＴＳ0424824	2018/ 3/30	2025/ 6/11	ＴＴ3819710	2023/ 6/ 1	2025/ 6/11
ＴＳ5340957	2020/ 2/ 5	2025/ 6/10	ＭＪ2103467	2023/ 6/ 2	2025/ 6/11	ＴＳ0494848	2018/ 4/ 5	2025/ 6/11	ＴＴ4326312	2023/ 8/25	2025/ 6/11
ＴＴ1011087	2020/ 2/17	2025/ 6/10	ＭＪ2457414	2023/ 8/ 8	2025/ 6/11	ＴＳ0512573	2018/ 4/ 6	2025/ 6/11	ＴＴ4434445	2023/ 9/13	2025/ 6/11
ＴＴ1079634	2020/ 2/17	2025/ 6/10	ＭＪ2857047	2023/12/ 4	2025/ 6/11	ＴＳ0547896	2018/ 4/24	2025/ 6/11	ＴＴ4566878	2023/ 9/11	2025/ 6/11
ＴＴ1222802	2020/ 5/19	2025/ 6/10	ＭＪ3043680	2024/ 2/29	2025/ 6/11	ＴＳ0727809	2018/ 5/11	2025/ 6/11	ＴＴ4813978	2023/11/13	2025/ 6/11
ＴＴ1846532	2021/ 8/ 6	2025/ 6/10	ＭＪ3147127	2024/ 3/29	2025/ 6/11	ＴＳ0738637	2018/ 5/28	2025/ 6/11	ＴＴ5005862	2023/12/ 8	2025/ 6/11
ＴＴ2163493	2022/ 4/15	2025/ 6/10	ＭＪ3336368	2024/ 4/18	2025/ 6/11	ＴＳ0761092	2018/ 5/15	2025/ 6/11	ＴＴ5227025	2024/ 1/22	2025/ 6/11
ＴＴ2192433	2022/ 5/12	2025/ 6/10	ＭＪ3421894	2024/ 5/ 9	2025/ 6/11	ＴＳ0816012	2018/ 5/24	2025/ 6/11	ＴＴ5246160	2024/ 1/ 5	2025/ 6/11
ＴＴ2254582	2022/ 6/23	2025/ 6/10	ＭＪ3497681	2024/ 5/27	2025/ 6/11	ＴＳ0912202	2018/ 6/ 6	2025/ 6/11	ＴＴ5482755	2024/ 3/ 4	2025/ 6/11
ＴＴ2273849	2022/ 6/ 7	2025/ 6/10	ＭＪ3930382	2024/10/ 4	2025/ 6/11	ＴＳ1091094	2018/ 6/22	2025/ 6/11	ＴＴ5496473	2024/ 1/30	2025/ 6/11
ＴＴ2361735	2022/ 8/19	2025/ 6/10	ＭＪ3986906	2024/ 8/27	2025/ 6/11	ＴＳ1100386	2018/ 7/ 5	2025/ 6/11	ＴＴ5663058	2024/ 3/15	2025/ 6/11
ＴＴ2548172	2022/10/19	2025/ 6/10	ＭＪ4371620	2025/ 1/28	2025/ 6/11	ＴＳ1119715	2018/ 7/ 3	2025/ 6/11	ＴＴ5697579	2024/ 3/ 8	2025/ 6/11
ＴＴ2551106	2022/10/31	2025/ 6/10	ＭＺ2145074	2023/ 4/ 4	2025/ 6/11	ＴＳ1140645	2018/ 7/ 2	2025/ 6/11	ＴＴ6300266	2024/ 6/25	2025/ 6/11
ＴＴ2639480	2022/11/18	2025/ 6/10	ＴＲ3530570	2016/ 7/21	2025/ 6/11	ＴＳ1501319	2018/ 8/30	2025/ 6/11	ＴＴ6696251	2024/ 8/ 2	2025/ 6/11
ＴＴ2662229	2022/11/18	2025/ 6/10	ＴＲ4388644	2015/ 6/23	2025/ 6/11	ＴＳ1775007	2018/ 9/21	2025/ 6/11	ＴＴ7030092	2024/ 9/25	2025/ 6/11
ＴＴ2677621	2022/12/ 5	2025/ 6/10	ＴＲ4392829	2015/ 7/ 1	2025/ 6/11	ＴＳ2147271	2018/11/22	2025/ 6/11	ＴＴ7528666	2024/12/ 5	2025/ 6/11
ＴＴ2941277	2023/ 1/13	2025/ 6/10	ＴＲ4533793	2015/ 7/24	2025/ 6/11	ＴＳ2241545	2018/12/11	2025/ 6/11	ＴＴ7642036	2025/ 1/15	2025/ 6/11
ＴＴ3577796	2023/ 5/23	2025/ 6/10	ＴＲ4744972	2015/ 9/14	2025/ 6/11	ＴＳ2284204	2018/12/25	2025/ 6/11	ＴＺ1324485	2018/12/10	2025/ 6/11
ＴＴ3871048	2023/ 6/16	2025/ 6/10	ＴＲ4744974	2015/ 9/14	2025/ 6/11	ＴＳ2483985	2019/ 1/16	2025/ 6/11	ＴＺ2056586	2021/ 3/ 3	2025/ 6/11
ＴＴ3930290	2023/ 6/29	2025/ 6/10	ＴＲ5035767	2015/10/16	2025/ 6/11	ＴＳ2537402	2019/ 1/29	2025/ 6/11	ＴＺ2119500	2022/ 5/10	2025/ 6/11

ＴＺ2131839	2022/ 6/22	2025/ 6/11	ＴＲ7516031	2017/ 1/18	2025/ 6/12	ＴＴ5766265	2024/ 4/ 4	2025/ 6/12	ＴＲ6726963	2016/ 9/14	2025/ 6/13
ＴＺ2185098	2023/ 6/19	2025/ 6/11	ＴＲ7656107	2017/ 2/13	2025/ 6/12	ＴＴ6600166	2024/ 7/24	2025/ 6/12	ＴＲ6875735	2016/10/18	2025/ 6/13
ＴＺ2187655	2023/ 4/25	2025/ 6/11	ＴＲ7771545	2017/ 2/27	2025/ 6/12	ＴＴ6728354	2024/ 8/15	2025/ 6/12	ＴＲ7127379	2016/11/24	2025/ 6/13
ＭＪ1188890	2020/ 9/ 4	2025/ 6/12	ＴＲ8633316	2017/ 7/11	2025/ 6/12	ＴＺ1382167	2019/11/20	2025/ 6/12	ＴＲ7626490	2017/ 2/20	2025/ 6/13
ＭＪ1429603	2021/ 8/ 3	2025/ 6/12	ＴＲ8839225	2017/ 8/ 3	2025/ 6/12	ＴＺ2222666	2024/ 1/ 8	2025/ 6/12	ＴＲ8032600	2017/ 4/27	2025/ 6/13
ＭＪ1452342	2022/ 1/28	2025/ 6/12	ＴＲ8858544	2017/ 8/10	2025/ 6/12	ＴＺ2272425	2024/ 9/20	2025/ 6/12	ＴＲ8756066	2017/ 7/26	2025/ 6/13
ＭＪ1517734	2022/ 3/11	2025/ 6/12	ＴＲ9154989	2017/ 9/20	2025/ 6/12	ＭＪ1279448	2021/ 1/22	2025/ 6/13	ＴＲ9318317	2017/10/11	2025/ 6/13
ＭＪ1559818	2022/ 7/12	2025/ 6/12	ＴＲ9255218	2017/10/ 2	2025/ 6/12	ＭＪ1293082	2021/10/25	2025/ 6/13	ＴＳ0065463	2018/ 2/ 9	2025/ 6/13
ＭＪ1654217	2022/ 9/11	2025/ 6/12	ＴＲ9523571	2017/11/10	2025/ 6/12	ＭＪ1399378	2021/ 3/ 1	2025/ 6/13	ＴＳ0653155	2018/ 5/ 1	2025/ 6/13
ＭＪ1850245	2023/ 2/ 9	2025/ 6/12	ＴＲ9613956	2017/12/ 5	2025/ 6/12	ＭＪ1917188	2023/ 3/ 1	2025/ 6/13	ＴＳ0782880	2018/ 5/24	2025/ 6/13
ＭＪ2332717	2023/ 7/10	2025/ 6/12	ＴＲ9908593	2018/ 1/19	2025/ 6/12	ＭＪ2171698	2023/ 5/23	2025/ 6/13	ＴＳ0929041	2018/ 6/ 6	2025/ 6/13
ＭＪ2467707	2023/ 8/16	2025/ 6/12	ＴＲ9977214	2018/ 2/15	2025/ 6/12	ＭＪ2254730	2023/ 7/10	2025/ 6/13	ＴＳ1079067	2018/ 6/26	2025/ 6/13
ＭＪ3033305	2024/ 2/ 2	2025/ 6/12	ＴＳ0405407	2018/ 3/14	2025/ 6/12	ＭＪ2744800	2023/10/30	2025/ 6/13	ＴＳ1227479	2018/ 7/20	2025/ 6/13
ＭＪ3123314	2024/ 2/19	2025/ 6/12	ＴＳ0406263	2018/ 3/29	2025/ 6/12	ＭＪ2787405	2023/11/19	2025/ 6/13	ＴＳ1323043	2018/ 7/31	2025/ 6/13
ＭＪ3423515	2024/ 5/ 9	2025/ 6/12	ＴＳ0498295	2018/ 4/ 6	2025/ 6/12	ＭＪ2880444	2024/ 1/24	2025/ 6/13	ＴＳ1337189	2018/ 8/ 3	2025/ 6/13
ＭＪ3710799	2024/ 7/26	2025/ 6/12	ＴＳ1424860	2018/ 8/13	2025/ 6/12	ＭＪ2884027	2024/ 1/ 4	2025/ 6/13	ＴＳ1734542	2018/ 9/25	2025/ 6/13
ＭＪ3774870	2024/ 7/24	2025/ 6/12	ＴＳ1453219	2018/ 8/10	2025/ 6/12	ＭＪ3060189	2024/ 2/ 2	2025/ 6/13	ＴＳ2136658	2018/11/22	2025/ 6/13
ＭＪ3774871	2024/ 7/24	2025/ 6/12	ＴＳ1489413	2018/ 9/ 6	2025/ 6/12	ＭＪ3095682	2024/ 3/12	2025/ 6/13	ＴＳ2652987	2019/ 2/ 5	2025/ 6/13
ＭＪ4441076	2025/ 3/ 3	2025/ 6/12	ＴＳ1933710	2018/10/23	2025/ 6/12	ＭＪ3454294	2024/ 5/17	2025/ 6/13	ＴＳ2816054	2019/ 2/20	2025/ 6/13
ＭＪ4441182	2025/ 3/ 4	2025/ 6/12	ＴＳ2051357	2018/11/13	2025/ 6/12	ＭＪ3838909	2024/ 8/14	2025/ 6/13	ＴＳ2972698	2019/ 3/12	2025/ 6/13
ＭＺ2234799	2024/ 7/23	2025/ 6/12	ＴＳ2169909	2018/11/26	2025/ 6/12	ＭＪ3986655	2024/10/15	2025/ 6/13	ＴＳ3642391	2019/ 6/10	2025/ 6/13
ＴＭ0088775	2025/ 4/15	2025/ 6/12	ＴＳ2640266	2019/ 1/30	2025/ 6/12	ＭＪ4079866	2024/11/22	2025/ 6/13	ＴＳ4028277	2019/ 7/26	2025/ 6/13
ＴＲ3448732	2016/ 6/17	2025/ 6/12	ＴＳ2749716	2019/ 2/ 7	2025/ 6/12	ＭＪ4214660	2024/12/20	2025/ 6/13	ＴＳ4085774	2019/ 8/ 8	2025/ 6/13
ＴＲ4399386	2015/ 7/15	2025/ 6/12	ＴＳ3309395	2019/ 4/25	2025/ 6/12	ＭＪ4358834	2025/ 2/ 3	2025/ 6/13	ＴＳ4352431	2019/ 9/ 6	2025/ 6/13
ＴＲ4663901	2015/ 8/18	2025/ 6/12	ＴＳ3887464	2019/ 7/12	2025/ 6/12	ＭＪ4358853	2025/ 2/ 3	2025/ 6/13	ＴＳ4568823	2019/10/ 9	2025/ 6/13
ＴＲ4776816	2015/ 9/10	2025/ 6/12	ＴＳ4153142	2019/ 8/ 9	2025/ 6/12	ＴＭ0198406	2025/ 4/23	2025/ 6/13	ＴＳ4605079	2019/10/25	2025/ 6/13
ＴＲ4893810	2015/10/ 1	2025/ 6/12	ＴＳ4585258	2019/10/15	2025/ 6/12	ＴＭ0341492	2025/ 5/15	2025/ 6/13	ＴＳ4793397	2019/11/11	2025/ 6/13
ＴＲ4979616	2015/11/ 2	2025/ 6/12	ＴＳ5272983	2020/ 1/30	2025/ 6/12	ＴＲ3398233	2016/ 6/20	2025/ 6/13	ＴＳ4907950	2019/12/ 9	2025/ 6/13
ＴＲ4992168	2015/12/ 9	2025/ 6/12	ＴＴ1191644	2020/ 4/15	2025/ 6/12	ＴＲ4399268	2015/ 7/15	2025/ 6/13	ＴＳ5162002	2020/ 1/10	2025/ 6/13
ＴＲ5126958	2015/11/11	2025/ 6/12	ＴＴ1711070	2021/ 4/12	2025/ 6/12	ＴＲ4456295	2015/ 8/ 3	2025/ 6/13	ＴＴ1200293	2020/ 3/16	2025/ 6/13
ＴＲ5410238	2015/12/24	2025/ 6/12	ＴＴ1876299	2021/ 8/31	2025/ 6/12	ＴＲ4574913	2015/ 8/17	2025/ 6/13	ＴＴ1304790	2020/ 6/ 5	2025/ 6/13
ＴＲ5582665	2016/ 3/14	2025/ 6/12	ＴＴ2412146	2022/ 7/29	2025/ 6/12	ＴＲ4602724	2015/ 8/26	2025/ 6/13	ＴＴ1304791	2020/ 6/ 5	2025/ 6/13
ＴＲ5719029	2016/ 2/29	2025/ 6/12	ＴＴ2481625	2022/ 9/30	2025/ 6/12	ＴＲ4708306	2015/ 9/29	2025/ 6/13	ＴＴ1309723	2020/ 6/ 9	2025/ 6/13
ＴＲ5802680	2016/ 3/28	2025/ 6/12	ＴＴ2500921	2022/ 9/12	2025/ 6/12	ＴＲ4806154	2015/10/29	2025/ 6/13	ＴＴ1335858	2020/ 6/22	2025/ 6/13
ＴＲ5842410	2016/ 3/24	2025/ 6/12	ＴＴ2559026	2022/10/ 3	2025/ 6/12	ＴＲ4829687	2015/ 9/18	2025/ 6/13	ＴＴ1355906	2020/ 5/22	2025/ 6/13
ＴＲ5865863	2016/ 4/12	2025/ 6/12	ＴＴ2584099	2022/10/11	2025/ 6/12	ＴＲ4969495	2015/10/30	2025/ 6/13	ＴＴ1498705	2020/ 7/16	2025/ 6/13
ＴＲ5914574	2016/ 4/ 7	2025/ 6/12	ＴＴ2734452	2022/11/24	2025/ 6/12	ＴＲ4979409	2015/10/29	2025/ 6/13	ＴＴ1523202	2021/ 1/ 5	2025/ 6/13
ＴＲ6010217	2016/ 5/18	2025/ 6/12	ＴＴ3353027	2023/ 3/28	2025/ 6/12	ＴＲ5015784	2015/11/10	2025/ 6/13	ＴＴ1639312	2021/ 3/31	2025/ 6/13
ＴＲ6138840	2016/ 5/16	2025/ 6/12	ＴＴ3508061	2023/ 4/25	2025/ 6/12	ＴＲ5262401	2015/12/16	2025/ 6/13	ＴＴ1858466	2021/11/ 1	2025/ 6/13
ＴＲ6378901	2016/ 8/ 2	2025/ 6/12	ＴＴ3589237	2023/ 5/23	2025/ 6/12	ＴＲ5279657	2016/ 1/14	2025/ 6/13	ＴＴ1960807	2021/11/15	2025/ 6/13
ＴＲ6776650	2016/ 9/21	2025/ 6/12	ＴＴ3722008	2023/ 6/15	2025/ 6/12	ＴＲ5301722	2016/ 1/20	2025/ 6/13	ＴＴ1960809	2021/11/15	2025/ 6/13
ＴＲ7008523	2016/11/ 2	2025/ 6/12	ＴＴ3856592	2023/ 6/20	2025/ 6/12	ＴＲ5504785	2016/ 2/26	2025/ 6/13	ＴＴ1960823	2021/11/15	2025/ 6/13
ＴＲ7129150	2016/12/ 7	2025/ 6/12	ＴＴ4338225	2023/ 8/24	2025/ 6/12	ＴＲ6097034	2016/ 5/13	2025/ 6/13	ＴＴ2126366	2022/ 4/ 6	2025/ 6/13
ＴＲ7271114	2016/12/27	2025/ 6/12	ＴＴ4359077	2023/ 8/19	2025/ 6/12	ＴＲ6259194	2016/ 7/21	2025/ 6/13	ＴＴ2281457	2022/ 6/16	2025/ 6/13
ＴＲ7407093	2017/ 1/ 6	2025/ 6/12	ＴＴ5033100	2023/11/21	2025/ 6/12	ＴＲ6638353	2016/ 9/15	2025/ 6/13	ＴＴ2393836	2022/ 8/15	2025/ 6/13

ＴＴ2445134	2022/ 8/31	2025/ 6/13	ＴＲ5323047	2016/ 1/25	2025/ 6/16	ＴＳ3614032	2019/ 6/ 5	2025/ 6/16	ＴＺ2229489	2024/ 6/ 5	2025/ 6/16
ＴＴ2477189	2022/ 9/27	2025/ 6/13	ＴＲ5371141	2016/ 1/26	2025/ 6/16	ＴＳ3669793	2019/ 6/11	2025/ 6/16	ＭＪ1357788	2022/10/18	2025/ 6/17
ＴＴ3071381	2023/ 3/ 9	2025/ 6/13	ＴＲ5577047	2016/ 2/ 9	2025/ 6/16	ＴＳ3964891	2019/ 7/16	2025/ 6/16	ＭＪ1475065	2021/10/15	2025/ 6/17
ＴＴ3261004	2023/ 3/ 1	2025/ 6/13	ＴＲ5806018	2016/ 3/24	2025/ 6/16	ＴＳ4478104	2019/10/ 4	2025/ 6/16	ＭＪ1544101	2022/ 4/21	2025/ 6/17
ＴＴ3271589	2023/ 3/22	2025/ 6/13	ＴＲ5877503	2016/ 4/12	2025/ 6/16	ＴＳ4876550	2019/12/ 2	2025/ 6/16	ＭＪ1766998	2023/ 1/12	2025/ 6/17
ＴＴ3278083	2023/ 4/ 7	2025/ 6/13	ＴＲ6310268	2016/ 7/13	2025/ 6/16	ＴＳ4876808	2019/11/28	2025/ 6/16	ＭＪ1780393	2023/ 1/ 5	2025/ 6/17
ＴＴ3600722	2023/ 5/25	2025/ 6/13	ＴＲ6637303	2016/ 9/12	2025/ 6/16	ＴＳ4881808	2019/11/25	2025/ 6/16	ＭＪ1991444	2023/ 3/29	2025/ 6/17
ＴＴ4184771	2023/ 7/27	2025/ 6/13	ＴＲ6777657	2016/ 9/28	2025/ 6/16	ＴＳ4901931	2019/12/ 6	2025/ 6/16	ＭＪ2355942	2023/ 7/14	2025/ 6/17
ＴＴ5493033	2024/ 2/16	2025/ 6/13	ＴＲ6842643	2016/10/11	2025/ 6/16	ＴＴ1230330	2020/ 3/24	2025/ 6/16	ＭＪ3042767	2024/ 2/ 8	2025/ 6/17
ＴＴ6017893	2024/ 4/19	2025/ 6/13	ＴＲ6890779	2016/10/25	2025/ 6/16	ＴＴ1347966	2020/ 6/23	2025/ 6/16	ＭＪ3124182	2024/ 2/16	2025/ 6/17
ＴＴ6340422	2024/ 6/13	2025/ 6/13	ＴＲ6937513	2016/10/20	2025/ 6/16	ＴＴ1530219	2020/ 8/28	2025/ 6/16	ＭＪ3230739	2024/ 3/18	2025/ 6/17
ＴＴ6564159	2024/ 6/29	2025/ 6/13	ＴＲ7331854	2016/12/26	2025/ 6/16	ＴＴ1659459	2021/ 3/ 1	2025/ 6/16	ＭＪ3572609	2024/ 6/24	2025/ 6/17
ＴＴ6668449	2024/ 8/ 5	2025/ 6/13	ＴＲ7380106	2017/ 1/18	2025/ 6/16	ＴＴ1860393	2021/ 9/ 6	2025/ 6/16	ＭＪ3573074	2024/ 6/24	2025/ 6/17
ＴＴ7946928	2025/ 2/17	2025/ 6/13	ＴＲ7801695	2017/ 3/ 1	2025/ 6/16	ＴＴ1874999	2021/11/11	2025/ 6/16	ＭＪ3644708	2024/ 7/10	2025/ 6/17
ＴＺ1287996	2018/ 6/25	2025/ 6/13	ＴＲ7805037	2017/ 3/ 7	2025/ 6/16	ＴＴ2037684	2022/ 2/21	2025/ 6/16	ＭＪ3708839	2024/ 8/29	2025/ 6/17
ＴＺ2260185	2024/ 8/13	2025/ 6/13	ＴＲ7807499	2017/ 3/ 9	2025/ 6/16	ＴＴ2219480	2022/ 7/12	2025/ 6/16	ＭＪ3973161	2024/10/17	2025/ 6/17
ＭＪ1133508	2021/ 6/14	2025/ 6/16	ＴＲ8377414	2017/ 5/30	2025/ 6/16	ＴＴ2330629	2022/ 7/12	2025/ 6/16	ＭＪ4148226	2024/12/ 3	2025/ 6/17
ＭＪ1159602	2022/ 6/16	2025/ 6/16	ＴＲ8745148	2017/ 7/21	2025/ 6/16	ＴＴ2653572	2022/12/ 2	2025/ 6/16	ＭＪ4494360	2025/ 3/11	2025/ 6/17
ＭＪ1224817	2021/ 8/17	2025/ 6/16	ＴＲ8940065	2017/ 8/16	2025/ 6/16	ＴＴ2691628	2022/10/28	2025/ 6/16	ＭＪ4563459	2025/ 3/13	2025/ 6/17
ＭＪ1257026	2020/12/10	2025/ 6/16	ＴＲ9002243	2017/ 8/28	2025/ 6/16	ＴＴ3171121	2023/ 2/27	2025/ 6/16	ＭＶ0081196	2025/ 4/22	2025/ 6/17
ＭＪ1305682	2021/ 3/ 9	2025/ 6/16	ＴＲ9239778	2017/ 9/28	2025/ 6/16	ＴＴ3172771	2023/ 3/ 7	2025/ 6/16	ＭＶ0161294	2025/ 5/ 7	2025/ 6/17
ＭＪ1370729	2021/ 9/16	2025/ 6/16	ＴＲ9556306	2017/11/20	2025/ 6/16	ＴＴ3188872	2023/ 3/22	2025/ 6/16	ＭＺ2122862	2022/ 6/15	2025/ 6/17
ＭＪ1807741	2023/ 1/20	2025/ 6/16	ＴＲ9782963	2018/ 1/11	2025/ 6/16	ＴＴ3565587	2023/ 5/ 1	2025/ 6/16	ＴＭ0025592	2025/ 4/15	2025/ 6/17
ＭＪ1839913	2023/ 3/ 1	2025/ 6/16	ＴＲ9906264	2018/ 1/22	2025/ 6/16	ＴＴ3850053	2023/ 6/26	2025/ 6/16	ＴＭ0093618	2025/ 4/ 3	2025/ 6/17
ＭＪ2063272	2023/ 5/24	2025/ 6/16	ＴＳ0000379	2018/ 1/22	2025/ 6/16	ＴＴ3909284	2023/ 6/23	2025/ 6/16	ＴＭ0273857	2025/ 5/ 7	2025/ 6/17
ＭＪ2101919	2023/ 5/24	2025/ 6/16	ＴＳ0238257	2018/ 3/ 2	2025/ 6/16	ＴＴ3934743	2023/ 6/27	2025/ 6/16	ＴＲ3383872	2016/ 6/15	2025/ 6/17
ＭＪ2238743	2023/ 6/23	2025/ 6/16	ＴＳ0504540	2018/ 4/13	2025/ 6/16	ＴＴ4028303	2023/ 7/12	2025/ 6/16	ＴＲ4237016	2015/ 6/30	2025/ 6/17
ＭＪ2238744	2023/ 6/23	2025/ 6/16	ＴＳ0773312	2018/ 5/23	2025/ 6/16	ＴＴ4032838	2023/ 7/ 8	2025/ 6/16	ＴＲ4327245	2015/ 7/28	2025/ 6/17
ＭＪ2263674	2023/ 7/11	2025/ 6/16	ＴＳ0853672	2018/ 5/28	2025/ 6/16	ＴＴ4163963	2023/ 7/26	2025/ 6/16	ＴＲ4344064	2015/ 7/ 2	2025/ 6/17
ＭＪ2304718	2023/ 6/29	2025/ 6/16	ＴＳ0884832	2018/ 5/28	2025/ 6/16	ＴＴ4232863	2023/ 8/ 2	2025/ 6/16	ＴＲ4359965	2015/ 6/25	2025/ 6/17
ＭＪ2437671	2023/ 7/31	2025/ 6/16	ＴＳ0946511	2018/ 6/13	2025/ 6/16	ＴＴ4599369	2023/ 9/21	2025/ 6/16	ＴＲ4539771	2015/ 8/ 5	2025/ 6/17
ＭＪ2516671	2023/ 9/ 4	2025/ 6/16	ＴＳ1072936	2018/ 6/26	2025/ 6/16	ＴＴ4956302	2023/11/10	2025/ 6/16	ＴＲ4713805	2015/ 9/ 9	2025/ 6/17
ＭＪ3260798	2024/ 5/ 1	2025/ 6/16	ＴＳ1443847	2018/ 8/16	2025/ 6/16	ＴＴ4968694	2023/11/18	2025/ 6/16	ＴＲ4833560	2015/10/ 6	2025/ 6/17
ＭＪ3315412	2024/ 4/17	2025/ 6/16	ＴＳ1719415	2018/ 9/21	2025/ 6/16	ＴＴ5156606	2023/12/22	2025/ 6/16	ＴＲ4968349	2015/10/28	2025/ 6/17
ＭＪ3494515	2024/ 5/31	2025/ 6/16	ＴＳ1844864	2018/10/11	2025/ 6/16	ＴＴ5179593	2023/12/21	2025/ 6/16	ＴＲ5039751	2015/11/13	2025/ 6/17
ＭＪ4083193	2024/10/17	2025/ 6/16	ＴＳ1965908	2018/10/23	2025/ 6/16	ＴＴ5224463	2024/ 1/26	2025/ 6/16	ＴＲ5179646	2015/12/ 4	2025/ 6/17
ＴＭ0003662	2025/ 3/31	2025/ 6/16	ＴＳ2054440	2018/11/14	2025/ 6/16	ＴＴ6209780	2024/ 5/24	2025/ 6/16	ＴＲ5184115	2015/12/18	2025/ 6/17
ＴＭ0027970	2025/ 4/14	2025/ 6/16	ＴＳ2089193	2018/11/16	2025/ 6/16	ＴＴ6868399	2024/ 9/26	2025/ 6/16	ＴＲ5531357	2016/ 2/ 8	2025/ 6/17
ＴＭ0161136	2025/ 4/21	2025/ 6/16	ＴＳ2275303	2018/12/13	2025/ 6/16	ＴＴ7148588	2024/10/16	2025/ 6/16	ＴＲ5705589	2016/ 2/29	2025/ 6/17
ＴＭ0402234	2025/ 5/26	2025/ 6/16	ＴＳ2541468	2019/ 1/16	2025/ 6/16	ＴＴ7157620	2024/10/21	2025/ 6/16	ＴＲ5844378	2016/ 3/29	2025/ 6/17
ＴＲ4432402	2015/ 7/29	2025/ 6/16	ＴＳ2586022	2019/ 1/24	2025/ 6/16	ＴＴ7365474	2024/11/11	2025/ 6/16	ＴＲ6119844	2016/ 5/23	2025/ 6/17
ＴＲ4751907	2015/ 9/ 2	2025/ 6/16	ＴＳ3277525	2019/ 4/ 9	2025/ 6/16	ＴＴ7696503	2025/ 1/ 7	2025/ 6/16	ＴＲ6262152	2016/ 7/27	2025/ 6/17
ＴＲ4774574	2015/ 9/ 4	2025/ 6/16	ＴＳ3470468	2019/ 5/15	2025/ 6/16	ＴＴ7712605	2024/12/28	2025/ 6/16	ＴＲ6816994	2016/10/ 7	2025/ 6/17
ＴＲ4831463	2015/ 9/28	2025/ 6/16	ＴＳ3537989	2019/ 5/31	2025/ 6/16	ＴＴ8038077	2025/ 3/ 3	2025/ 6/16	ＴＲ7218587	2016/12/12	2025/ 6/17
ＴＲ4840734	2015/10/ 9	2025/ 6/16	ＴＳ3606657	2019/ 5/28	2025/ 6/16	ＴＺ2189089	2023/ 5/ 9	2025/ 6/16	ＴＲ7237501	2016/12/13	2025/ 6/17

ＴＲ7578021	2017/ 2/ 3	2025/ 6/17	ＴＴ1511914	2021/ 3/ 8	2025/ 6/17	ＭＪ1679755	2022/ 9/21	2025/ 6/18	ＴＲ8128104	2017/ 4/17	2025/ 6/18
ＴＲ7643974	2017/ 2/17	2025/ 6/17	ＴＴ1763058	2021/ 7/29	2025/ 6/17	ＭＪ1730317	2022/11/17	2025/ 6/18	ＴＲ8254951	2017/ 5/18	2025/ 6/18
ＴＲ7686649	2017/ 2/22	2025/ 6/17	ＴＴ1829879	2021/ 8/31	2025/ 6/17	ＭＪ2111346	2023/ 5/19	2025/ 6/18	ＴＲ8393032	2017/ 5/24	2025/ 6/18
ＴＲ7722158	2017/ 2/23	2025/ 6/17	ＴＴ1917370	2021/10/15	2025/ 6/17	ＭＪ2111716	2023/ 5/29	2025/ 6/18	ＴＲ8516179	2017/ 6/23	2025/ 6/18
ＴＲ7861016	2017/ 3/14	2025/ 6/17	ＴＴ2142741	2022/ 3/31	2025/ 6/17	ＭＪ2194251	2023/ 7/11	2025/ 6/18	ＴＲ9034012	2017/ 8/30	2025/ 6/18
ＴＲ7968636	2017/ 3/30	2025/ 6/17	ＴＴ2196110	2022/ 6/ 7	2025/ 6/17	ＭＪ2206165	2023/ 6/23	2025/ 6/18	ＴＲ9133622	2017/ 9/ 4	2025/ 6/18
ＴＲ8677514	2017/ 7/14	2025/ 6/17	ＴＴ2415905	2022/ 8/12	2025/ 6/17	ＭＪ2504248	2023/ 9/14	2025/ 6/18	ＴＲ9216312	2017/ 9/28	2025/ 6/18
ＴＲ8694079	2017/ 7/12	2025/ 6/17	ＴＴ2595641	2022/10/ 7	2025/ 6/17	ＭＪ2507757	2023/ 8/23	2025/ 6/18	ＴＲ9226690	2017/ 9/27	2025/ 6/18
ＴＲ8790620	2017/ 7/20	2025/ 6/17	ＴＴ2804074	2022/12/22	2025/ 6/17	ＭＪ2883109	2023/12/20	2025/ 6/18	ＴＲ9866202	2018/ 1/26	2025/ 6/18
ＴＲ8818748	2017/ 8/ 3	2025/ 6/17	ＴＴ2811451	2022/12/21	2025/ 6/17	ＭＪ2979063	2024/ 1/29	2025/ 6/18	ＴＳ0142975	2018/ 2/21	2025/ 6/18
ＴＲ9282446	2017/10/13	2025/ 6/17	ＴＴ2866430	2023/ 1/ 6	2025/ 6/17	ＭＪ3527917	2024/ 6/13	2025/ 6/18	ＴＳ0149372	2018/ 2/19	2025/ 6/18
ＴＲ9385854	2017/10/24	2025/ 6/17	ＴＴ2993312	2023/ 2/28	2025/ 6/17	ＭＪ3773510	2024/ 8/ 6	2025/ 6/18	ＴＳ0316983	2018/ 3/19	2025/ 6/18
ＴＲ9624881	2017/12/ 4	2025/ 6/17	ＴＴ2993313	2023/ 2/28	2025/ 6/17	ＭＪ4201967	2024/12/20	2025/ 6/18	ＴＳ0372409	2018/ 3/20	2025/ 6/18
ＴＲ9743041	2017/12/22	2025/ 6/17	ＴＴ3008426	2023/ 2/ 1	2025/ 6/17	ＭＶ0022784	2025/ 4/ 2	2025/ 6/18	ＴＳ0702672	2018/ 5/ 8	2025/ 6/18
ＴＲ9788770	2017/12/27	2025/ 6/17	ＴＴ3037001	2023/ 2/ 9	2025/ 6/17	ＭＶ0188156	2025/ 5/14	2025/ 6/18	ＴＳ1318429	2018/ 7/30	2025/ 6/18
ＴＲ9966542	2018/ 4/ 3	2025/ 6/17	ＴＴ3104972	2023/ 3/ 2	2025/ 6/17	ＭＺ2065849	2021/10/15	2025/ 6/18	ＴＳ1324343	2018/ 7/27	2025/ 6/18
ＴＲ9991112	2018/ 2/ 7	2025/ 6/17	ＴＴ3859407	2023/ 6/20	2025/ 6/17	ＴＭ0155821	2025/ 4/14	2025/ 6/18	ＴＳ1541792	2018/ 8/23	2025/ 6/18
ＴＳ0047542	2018/ 1/25	2025/ 6/17	ＴＴ4064180	2023/ 7/12	2025/ 6/17	ＴＭ0217496	2025/ 5/ 9	2025/ 6/18	ＴＳ1751760	2018/10/ 5	2025/ 6/18
ＴＳ0382491	2018/ 3/28	2025/ 6/17	ＴＴ4229554	2023/ 8/ 4	2025/ 6/17	ＴＲ3405701	2016/ 6/21	2025/ 6/18	ＴＳ1830259	2018/10/ 3	2025/ 6/18
ＴＳ0424833	2018/ 3/30	2025/ 6/17	ＴＴ4523947	2023/ 9/12	2025/ 6/17	ＴＲ3482205	2016/ 6/30	2025/ 6/18	ＴＳ1863020	2018/10/15	2025/ 6/18
ＴＳ0771026	2018/ 5/17	2025/ 6/17	ＴＴ4538103	2023/10/ 4	2025/ 6/17	ＴＲ3535180	2016/ 7/ 4	2025/ 6/18	ＴＳ1942251	2018/10/23	2025/ 6/18
ＴＳ0790212	2018/ 5/17	2025/ 6/17	ＴＴ4711396	2023/10/27	2025/ 6/17	ＴＲ4358598	2015/ 6/25	2025/ 6/18	ＴＳ2103174	2018/11/22	2025/ 6/18
ＴＳ1058925	2018/ 6/26	2025/ 6/17	ＴＴ4862903	2023/10/23	2025/ 6/17	ＴＲ4389637	2015/ 6/24	2025/ 6/18	ＴＳ2218796	2018/12/ 6	2025/ 6/18
ＴＳ1111111	2018/ 6/29	2025/ 6/17	ＴＴ4919916	2023/11/ 7	2025/ 6/17	ＴＲ4398157	2015/ 7/13	2025/ 6/18	ＴＳ2714315	2019/ 2/ 8	2025/ 6/18
ＴＳ1357910	2018/ 8/ 1	2025/ 6/17	ＴＴ4955975	2023/11/30	2025/ 6/17	ＴＲ4502601	2015/ 7/16	2025/ 6/18	ＴＳ2909099	2019/ 3/ 1	2025/ 6/18
ＴＳ1533225	2018/ 9/ 6	2025/ 6/17	ＴＴ5527570	2024/ 2/15	2025/ 6/17	ＴＲ4552812	2015/ 8/20	2025/ 6/18	ＴＳ3094175	2019/ 3/26	2025/ 6/18
ＴＳ1799865	2018/ 9/25	2025/ 6/17	ＴＴ5826702	2024/ 4/12	2025/ 6/17	ＴＲ4882760	2015/10/22	2025/ 6/18	ＴＳ3218606	2019/ 4/11	2025/ 6/18
ＴＳ2114017	2018/11/15	2025/ 6/17	ＴＴ6207062	2024/ 5/17	2025/ 6/17	ＴＲ4896378	2015/10/20	2025/ 6/18	ＴＳ3667650	2019/ 6/12	2025/ 6/18
ＴＳ2166264	2018/11/21	2025/ 6/17	ＴＴ6509887	2024/ 7/22	2025/ 6/17	ＴＲ5052059	2015/10/23	2025/ 6/18	ＴＳ4499854	2019/ 9/27	2025/ 6/18
ＴＳ2319031	2018/12/20	2025/ 6/17	ＴＴ6663345	2024/ 7/26	2025/ 6/17	ＴＲ5155777	2015/12/18	2025/ 6/18	ＴＳ4502226	2019/ 9/20	2025/ 6/18
ＴＳ2395609	2019/ 1/ 4	2025/ 6/17	ＴＴ7009931	2024/10/ 4	2025/ 6/17	ＴＲ5225270	2016/ 1/18	2025/ 6/18	ＴＳ4803507	2019/11/15	2025/ 6/18
ＴＳ2564894	2019/ 1/17	2025/ 6/17	ＴＴ7478779	2024/12/18	2025/ 6/17	ＴＲ5341322	2016/ 2/ 2	2025/ 6/18	ＴＳ4947097	2019/12/ 7	2025/ 6/18
ＴＳ2799355	2019/ 2/20	2025/ 6/17	ＴＴ7593699	2024/12/18	2025/ 6/17	ＴＲ5847427	2016/ 3/23	2025/ 6/18	ＴＳ4984927	2019/12/12	2025/ 6/18
ＴＳ2862447	2019/ 2/26	2025/ 6/17	ＴＴ8113170	2025/ 3/14	2025/ 6/17	ＴＲ6272028	2016/ 7/13	2025/ 6/18	ＴＴ1023656	2020/ 2/10	2025/ 6/18
ＴＳ2867986	2019/ 3/ 8	2025/ 6/17	ＴＴ8119803	2025/ 3/11	2025/ 6/17	ＴＲ6341234	2016/ 7/27	2025/ 6/18	ＴＴ1308655	2020/ 5/22	2025/ 6/18
ＴＳ3006901	2019/ 3/14	2025/ 6/17	ＴＺ1139344	2016/ 7/26	2025/ 6/17	ＴＲ6473111	2016/ 8/18	2025/ 6/18	ＴＴ1959681	2022/ 1/17	2025/ 6/18
ＴＳ3084581	2019/ 3/28	2025/ 6/17	ＴＺ1197482	2017/ 3/ 1	2025/ 6/17	ＴＲ6534013	2016/ 9/ 6	2025/ 6/18	ＴＴ1964135	2022/ 3/22	2025/ 6/18
ＴＳ3256831	2019/ 4/ 5	2025/ 6/17	ＴＺ1307278	2018/ 9/19	2025/ 6/17	ＴＲ6612670	2016/ 9/ 1	2025/ 6/18	ＴＴ2065151	2022/ 2/15	2025/ 6/18
ＴＳ3522882	2019/ 5/22	2025/ 6/17	ＴＺ2110421	2022/ 3/ 3	2025/ 6/17	ＴＲ6772250	2016/ 9/20	2025/ 6/18	ＴＴ2545775	2022/ 9/29	2025/ 6/18
ＴＳ4236869	2019/ 8/29	2025/ 6/17	ＴＺ2197846	2023/ 9/25	2025/ 6/17	ＴＲ6814899	2016/10/ 4	2025/ 6/18	ＴＴ2609023	2022/12/ 6	2025/ 6/18
ＴＳ4566581	2019/10/ 4	2025/ 6/17	ＭＪ1082484	2021/ 4/15	2025/ 6/18	ＴＲ7081966	2016/11/18	2025/ 6/18	ＴＴ2833553	2023/ 1/10	2025/ 6/18
ＴＳ4619177	2019/10/16	2025/ 6/17	ＭＪ1219259	2020/ 7/15	2025/ 6/18	ＴＲ7145459	2016/12/ 5	2025/ 6/18	ＴＴ3038715	2023/ 2/24	2025/ 6/18
ＴＳ5083481	2019/12/19	2025/ 6/17	ＭＪ1290727	2020/ 8/25	2025/ 6/18	ＴＲ7476436	2017/ 1/24	2025/ 6/18	ＴＴ3220799	2023/ 3/16	2025/ 6/18
ＴＳ5121190	2020/ 1/14	2025/ 6/17	ＭＪ1393297	2023/ 2/20	2025/ 6/18	ＴＲ7755412	2017/ 2/28	2025/ 6/18	ＴＴ3301778	2023/ 3/27	2025/ 6/18
ＴＳ5231469	2020/ 1/17	2025/ 6/17	ＭＪ1535715	2022/ 7/27	2025/ 6/18	ＴＲ8055548	2017/ 4/ 6	2025/ 6/18	ＴＴ3591656	2023/ 5/18	2025/ 6/18

ＴＴ3672582	2023/ 5/29	2025/ 6/18
ＴＴ3888228	2023/ 7/12	2025/ 6/18
ＴＴ4408674	2023/ 9/ 4	2025/ 6/18
ＴＴ4486769	2023/ 9/ 4	2025/ 6/18
ＴＴ4633948	2023/ 9/27	2025/ 6/18
ＴＴ4656268	2023/10/ 4	2025/ 6/18
ＴＴ4926043	2023/11/17	2025/ 6/18
ＴＴ5049894	2023/12/15	2025/ 6/18
ＴＴ5616719	2024/ 2/21	2025/ 6/18
ＴＴ6144932	2024/ 5/10	2025/ 6/18
ＴＴ6285087	2024/ 6/13	2025/ 6/18
ＴＴ6515499	2024/ 7/16	2025/ 6/18
ＴＴ7748435	2025/ 1/23	2025/ 6/18
ＴＴ7904863	2025/ 2/ 6	2025/ 6/18
ＴＺ1118592	2016/ 2/26	2025/ 6/18
ＭＪ1862817	2023/ 2/ 4	2025/ 6/19
ＭＪ1963409	2023/ 3/14	2025/ 6/19
ＭＪ2066143	2023/ 6/13	2025/ 6/19
ＭＪ2261322	2023/ 6/13	2025/ 6/19
ＭＪ2575971	2023/ 8/25	2025/ 6/19
ＭＪ3347900	2024/ 4/ 8	2025/ 6/19
ＭＪ3463327	2024/ 5/ 8	2025/ 6/19
ＭＪ3562362	2024/ 6/20	2025/ 6/19
ＭＪ3894727	2024/ 9/24	2025/ 6/19
ＭＪ4507867	2025/ 3/28	2025/ 6/19
ＭＶ0102097	2025/ 4/ 9	2025/ 6/19
ＭＶ0136879	2025/ 4/25	2025/ 6/19
ＭＺ2150786	2022/11/23	2025/ 6/19
ＭＺ2183222	2023/ 6/28	2025/ 6/19
ＴＲ3428970	2016/ 6/22	2025/ 6/19
ＴＲ4395915	2015/ 7/ 8	2025/ 6/19
ＴＲ4413397	2015/ 8/17	2025/ 6/19
ＴＲ4557109	2015/ 7/30	2025/ 6/19
ＴＲ4712930	2015/ 9/ 3	2025/ 6/19
ＴＲ4763185	2015/ 9/ 3	2025/ 6/19
ＴＲ5023397	2015/10/23	2025/ 6/19
ＴＲ5094469	2015/11/17	2025/ 6/19
ＴＲ5847518	2016/ 3/24	2025/ 6/19
ＴＲ6597940	2016/ 9/ 7	2025/ 6/19
ＴＲ6643306	2016/ 9/13	2025/ 6/19
ＴＲ7307224	2016/12/22	2025/ 6/19
ＴＲ7344629	2017/ 1/10	2025/ 6/19
ＴＲ7443163	2017/ 2/ 2	2025/ 6/19
ＴＲ7847897	2017/ 3/13	2025/ 6/19
ＴＲ8154702	2017/ 4/21	2025/ 6/19
ＴＲ8340536	2017/ 5/16	2025/ 6/19
ＴＲ8355998	2017/ 5/26	2025/ 6/19
ＴＲ8471062	2017/ 6/14	2025/ 6/19
ＴＲ8486616	2017/ 6/ 8	2025/ 6/19
ＴＲ8489002	2017/ 6/12	2025/ 6/19
ＴＲ8864588	2017/ 8/ 1	2025/ 6/19
ＴＲ9056759	2017/ 8/29	2025/ 6/19
ＴＲ9167837	2017/ 9/19	2025/ 6/19
ＴＲ9801992	2017/12/26	2025/ 6/19
ＴＲ9819296	2018/ 1/16	2025/ 6/19
ＴＲ9956079	2018/ 1/16	2025/ 6/19
ＴＳ0654308	2018/ 5/ 9	2025/ 6/19
ＴＳ0755943	2018/ 5/23	2025/ 6/19
ＴＳ1206183	2018/ 7/19	2025/ 6/19
ＴＳ1258306	2018/ 7/20	2025/ 6/19
ＴＳ1456173	2018/ 8/13	2025/ 6/19
ＴＳ1706536	2018/ 9/25	2025/ 6/19
ＴＳ1779483	2018/ 9/27	2025/ 6/19
ＴＳ1955000	2018/10/24	2025/ 6/19
ＴＳ1983315	2018/10/24	2025/ 6/19
ＴＳ2335787	2018/12/13	2025/ 6/19
ＴＳ2349822	2018/12/26	2025/ 6/19
ＴＳ2642817	2019/ 2/ 1	2025/ 6/19
ＴＳ2666285	2019/ 2/ 8	2025/ 6/19
ＴＳ2690384	2019/ 2/ 6	2025/ 6/19
ＴＳ2791668	2019/ 2/19	2025/ 6/19
ＴＳ2807375	2019/ 2/19	2025/ 6/19
ＴＳ3165877	2019/ 4/ 5	2025/ 6/19
ＴＳ3577901	2019/ 6/20	2025/ 6/19
ＴＳ3711325	2019/ 6/21	2025/ 6/19
ＴＳ3846927	2019/ 7/ 6	2025/ 6/19
ＴＳ3988338	2019/ 7/24	2025/ 6/19
ＴＳ5262487	2020/ 1/28	2025/ 6/19
ＴＳ5285766	2020/ 1/28	2025/ 6/19
ＴＴ1304729	2020/ 6/ 4	2025/ 6/19
ＴＴ1490280	2020/ 9/ 1	2025/ 6/19
ＴＴ2167054	2022/ 4/19	2025/ 6/19
ＴＴ2234525	2022/ 5/26	2025/ 6/19
ＴＴ2332539	2022/ 7/11	2025/ 6/19
ＴＴ2500143	2022/ 9/ 9	2025/ 6/19
ＴＴ2652336	2022/12/ 8	2025/ 6/19
ＴＴ2731147	2022/11/11	2025/ 6/19
ＴＴ2842071	2022/12/12	2025/ 6/19
ＴＴ3102927	2023/ 2/24	2025/ 6/19
ＴＴ3178772	2023/ 2/22	2025/ 6/19
ＴＴ3348448	2023/ 4/ 7	2025/ 6/19
ＴＴ3471402	2023/ 4/21	2025/ 6/19
ＴＴ3627172	2023/ 5/17	2025/ 6/19
ＴＴ4061740	2023/ 7/ 7	2025/ 6/19
ＴＴ4841239	2023/11/ 6	2025/ 6/19
ＴＴ5499321	2024/ 2/ 2	2025/ 6/19
ＴＴ5975897	2024/ 4/16	2025/ 6/19
ＴＴ6769603	2024/ 8/13	2025/ 6/19
ＴＴ7487536	2024/12/19	2025/ 6/19
ＴＺ1263101	2018/ 5/18	2025/ 6/19
ＴＺ1301852	2018/ 8/17	2025/ 6/19
ＴＺ1307886	2018/ 9/28	2025/ 6/19
ＭＪ1247325	2020/12/ 1	2025/ 6/20
ＭＪ1250231	2021/ 4/ 7	2025/ 6/20
ＭＪ1250734	2022/ 2/22	2025/ 6/20
ＭＪ1295458	2021/ 3/30	2025/ 6/20
ＭＪ1325236	2022/ 2/21	2025/ 6/20
ＭＪ1463022	2022/ 1/ 5	2025/ 6/20
ＭＪ1594435	2022/ 8/ 5	2025/ 6/20
ＭＪ1600220	2022/ 8/ 5	2025/ 6/20
ＭＪ1639574	2022/ 9/ 5	2025/ 6/20
ＭＪ1694757	2022/12/ 1	2025/ 6/20
ＭＪ2300028	2023/ 6/30	2025/ 6/20
ＭＪ2512140	2023/ 9/ 5	2025/ 6/20
ＭＪ2598801	2023/ 9/ 4	2025/ 6/20
ＭＪ2742087	2023/11/ 9	2025/ 6/20
ＭＪ3110205	2024/ 2/29	2025/ 6/20
ＭＪ3183482	2024/ 4/ 2	2025/ 6/20
ＭＪ3497145	2024/ 5/23	2025/ 6/20
ＭＪ3737393	2024/ 7/26	2025/ 6/20
ＭＪ3768325	2024/ 7/24	2025/ 6/20
ＭＪ3779699	2024/ 8/ 1	2025/ 6/20
ＭＪ3870175	2024/ 8/28	2025/ 6/20
ＭＪ4035347	2024/10/29	2025/ 6/20
ＭＪ4078267	2024/11/22	2025/ 6/20
ＭＶ0209669	2025/ 5/16	2025/ 6/20
ＭＺ2127712	2022/ 7/21	2025/ 6/20
ＴＲ3347810	2016/ 6/ 1	2025/ 6/20
ＴＲ3398577	2016/ 6/20	2025/ 6/20
ＴＲ4273414	2015/ 7/ 6	2025/ 6/20
ＴＲ4427006	2015/ 7/28	2025/ 6/20
ＴＲ4698625	2015/ 8/31	2025/ 6/20
ＴＲ4920057	2015/10/16	2025/ 6/20
ＴＲ4925718	2015/10/23	2025/ 6/20
ＴＲ5004786	2015/11/18	2025/ 6/20
ＴＲ5500379	2016/ 1/18	2025/ 6/20
ＴＲ5682093	2016/ 2/ 9	2025/ 6/20
ＴＲ5698744	2016/ 3/ 2	2025/ 6/20
ＴＲ6113498	2016/ 5/ 2	2025/ 6/20
ＴＲ6145745	2016/ 5/23	2025/ 6/20
ＴＲ6311779	2016/ 7/19	2025/ 6/20
ＴＲ6419139	2016/ 8/ 3	2025/ 6/20
ＴＲ6487665	2016/ 8/16	2025/ 6/20
ＴＲ6493300	2016/ 8/12	2025/ 6/20
ＴＲ6604614	2016/ 8/29	2025/ 6/20
ＴＲ6679298	2016/ 9/ 8	2025/ 6/20
ＴＲ6711062	2016/ 9/21	2025/ 6/20
ＴＲ6744646	2016/ 9/14	2025/ 6/20
ＴＲ7307034	2016/12/15	2025/ 6/20
ＴＲ7340803	2017/ 1/ 4	2025/ 6/20
ＴＲ7625578	2017/ 2/14	2025/ 6/20
ＴＲ9030849	2017/ 9/ 5	2025/ 6/20
ＴＲ9154722	2017/ 9/19	2025/ 6/20
ＴＲ9395778	2017/10/18	2025/ 6/20
ＴＲ9614723	2017/12/ 6	2025/ 6/20
ＴＳ0033596	2018/ 2/15	2025/ 6/20
ＴＳ0051981	2018/ 1/29	2025/ 6/20
ＴＳ0241936	2018/ 3/ 8	2025/ 6/20
ＴＳ0550593	2018/ 4/17	2025/ 6/20
ＴＳ0611023	2018/ 4/18	2025/ 6/20
ＴＳ0746271	2018/ 5/22	2025/ 6/20
ＴＳ0878434	2018/ 5/31	2025/ 6/20
ＴＳ1020200	2018/ 6/25	2025/ 6/20
ＴＳ1336948	2018/ 8/ 1	2025/ 6/20
ＴＳ1474569	2018/ 9/ 3	2025/ 6/20
ＴＳ1618786	2018/ 8/22	2025/ 6/20
ＴＳ1884013	2018/10/15	2025/ 6/20
ＴＳ2365800	2018/12/26	2025/ 6/20
ＴＳ2585686	2019/ 1/24	2025/ 6/20
ＴＳ2649559	2019/ 2/ 5	2025/ 6/20
ＴＳ2846927	2019/ 2/28	2025/ 6/20
ＴＳ3194961	2019/ 4/24	2025/ 6/20
ＴＳ3332597	2019/ 4/26	2025/ 6/20
ＴＳ3485816	2019/ 5/17	2025/ 6/20
ＴＳ3530633	2019/ 6/ 4	2025/ 6/20
ＴＳ3574348	2019/ 5/22	2025/ 6/20
ＴＳ4045693	2019/ 7/31	2025/ 6/20
ＴＳ4140290	2019/ 8/20	2025/ 6/20
ＴＳ4198904	2019/ 8/19	2025/ 6/20
ＴＳ4375900	2019/ 9/17	2025/ 6/20

ＴＳ4520581	2019/10/ 3	2025/ 6/20
ＴＳ4628456	2019/10/24	2025/ 6/20
ＴＳ4978798	2019/12/16	2025/ 6/20
ＴＳ4985037	2019/12/11	2025/ 6/20
ＴＴ1474936	2022/ 2/22	2025/ 6/20
ＴＴ1556360	2020/ 8/ 7	2025/ 6/20
ＴＴ1641293	2021/ 3/12	2025/ 6/20
ＴＴ1763863	2021/ 5/25	2025/ 6/20
ＴＴ1798713	2021/ 8/18	2025/ 6/20
ＴＴ1887298	2021/12/ 3	2025/ 6/20
ＴＴ2181256	2022/ 4/26	2025/ 6/20
ＴＴ2250270	2022/ 6/ 2	2025/ 6/20
ＴＴ3249432	2023/ 3/17	2025/ 6/20
ＴＴ3341683	2023/ 3/31	2025/ 6/20
ＴＴ3478172	2023/ 5/19	2025/ 6/20
ＴＴ3557375	2023/ 5/ 9	2025/ 6/20
ＴＴ3838625	2023/ 6/14	2025/ 6/20
ＴＴ4361741	2023/ 9/13	2025/ 6/20
ＴＴ5160472	2024/ 1/ 9	2025/ 6/20
ＴＴ5591602	2024/ 2/26	2025/ 6/20
ＴＴ5601794	2024/ 3/ 8	2025/ 6/20
ＴＴ5653497	2024/ 3/ 8	2025/ 6/20
ＴＴ5957185	2024/ 4/16	2025/ 6/20
ＴＴ6574102	2024/ 7/29	2025/ 6/20
ＴＴ7125835	2024/ 9/29	2025/ 6/20
ＴＴ7452429	2024/12/11	2025/ 6/20
ＴＴ7763208	2025/ 2/ 5	2025/ 6/20
ＴＺ1266019	2018/ 4/28	2025/ 6/20
ＴＺ2049239	2020/12/14	2025/ 6/20
ＴＺ2064115	2021/ 4/29	2025/ 6/20
ＴＺ2067753	2021/ 5/ 5	2025/ 6/20
ＴＺ2077926	2022/ 2/28	2025/ 6/20
ＴＺ2110445	2022/ 3/ 7	2025/ 6/20
ＭＪ1273767	2020/ 8/13	2025/ 6/23
ＭＪ1311086	2021/ 4/ 2	2025/ 6/23
ＭＪ1386116	2021/12/23	2025/ 6/23
ＭＪ1389559	2022/12/15	2025/ 6/23
ＭＪ1504837	2022/ 5/ 6	2025/ 6/23
ＭＪ1568812	2022/ 7/20	2025/ 6/23
ＭＪ1656432	2022/ 9/28	2025/ 6/23
ＭＪ1892337	2023/ 2/15	2025/ 6/23
ＭＪ2002790	2023/ 4/ 5	2025/ 6/23
ＭＪ2049562	2023/ 4/27	2025/ 6/23
ＭＪ2181353	2023/ 6/26	2025/ 6/23
ＭＪ2242534	2023/ 6/14	2025/ 6/23
ＭＪ2438500	2023/ 8/ 2	2025/ 6/23
ＭＪ2706366	2023/10/25	2025/ 6/23
ＭＪ2908555	2023/12/28	2025/ 6/23
ＭＪ2942247	2024/ 1/ 5	2025/ 6/23
ＭＪ3055744	2024/ 2/21	2025/ 6/23
ＭＪ3143350	2024/ 3/ 6	2025/ 6/23
ＭＪ3143351	2024/ 3/ 6	2025/ 6/23
ＭＪ3243302	2024/ 4/ 5	2025/ 6/23
ＭＪ3324396	2024/ 4/ 4	2025/ 6/23
ＭＪ3417212	2024/ 5/21	2025/ 6/23
ＭＪ3620688	2024/ 7/ 3	2025/ 6/23
ＭＪ3655213	2024/ 7/ 1	2025/ 6/23
ＭＪ3688603	2024/ 6/28	2025/ 6/23
ＭＶ0095708	2025/ 5/ 8	2025/ 6/23
ＭＶ0235574	2025/ 5/27	2025/ 6/23
ＭＶ0263340	2025/ 5/30	2025/ 6/23
ＴＭ0105855	2025/ 4/17	2025/ 6/23
ＴＭ0236064	2025/ 4/28	2025/ 6/23
ＴＲ3318833	2016/ 6/ 9	2025/ 6/23
ＴＲ4513950	2015/ 7/27	2025/ 6/23
ＴＲ4591847	2015/ 8/19	2025/ 6/23
ＴＲ4665749	2015/ 8/21	2025/ 6/23
ＴＲ4689188	2015/ 9/ 4	2025/ 6/23
ＴＲ4819624	2015/ 9/25	2025/ 6/23
ＴＲ4873899	2015/ 9/ 8	2025/ 6/23
ＴＲ4887403	2015/10/ 9	2025/ 6/23
ＴＲ5067712	2015/11/16	2025/ 6/23
ＴＲ5098675	2015/11/27	2025/ 6/23
ＴＲ5480676	2016/ 2/18	2025/ 6/23
ＴＲ6006005	2016/ 5/ 2	2025/ 6/23
ＴＲ6149543	2016/ 5/10	2025/ 6/23
ＴＲ6202803	2016/ 6/ 1	2025/ 6/23
ＴＲ6739172	2016/ 9/ 5	2025/ 6/23
ＴＲ7142965	2016/11/28	2025/ 6/23
ＴＲ7634455	2017/ 2/ 8	2025/ 6/23
ＴＲ7717162	2017/ 2/15	2025/ 6/23
ＴＲ7785461	2017/ 2/22	2025/ 6/23
ＴＲ7823031	2017/ 3/ 6	2025/ 6/23
ＴＲ7899052	2017/ 3/21	2025/ 6/23
ＴＲ7996010	2017/ 4/ 3	2025/ 6/23
ＴＲ8229467	2017/ 5/12	2025/ 6/23
ＴＲ8825183	2017/ 8/ 2	2025/ 6/23
ＴＲ9112209	2017/ 9/ 7	2025/ 6/23
ＴＲ9196298	2017/ 9/28	2025/ 6/23
ＴＲ9492133	2017/11/ 9	2025/ 6/23
ＴＲ9605800	2017/12/ 8	2025/ 6/23
ＴＲ9645109	2017/12/ 5	2025/ 6/23
ＴＲ9693428	2017/12/15	2025/ 6/23
ＴＲ9726038	2017/12/21	2025/ 6/23
ＴＲ9783854	2018/ 1/10	2025/ 6/23
ＴＲ9893571	2018/ 1/19	2025/ 6/23
ＴＳ0131494	2018/ 2/13	2025/ 6/23
ＴＳ0190839	2018/ 2/23	2025/ 6/23
ＴＳ0335535	2018/ 3/19	2025/ 6/23
ＴＳ0622632	2018/ 4/24	2025/ 6/23
ＴＳ1356815	2018/ 8/ 1	2025/ 6/23
ＴＳ1985654	2018/10/29	2025/ 6/23
ＴＳ2522437	2019/ 1/25	2025/ 6/23
ＴＳ2590987	2019/ 1/22	2025/ 6/23
ＴＳ2695202	2019/ 2/19	2025/ 6/23
ＴＳ2771718	2019/ 2/15	2025/ 6/23
ＴＳ2857247	2019/ 2/26	2025/ 6/23
ＴＳ2950777	2019/ 3/22	2025/ 6/23
ＴＳ3006210	2019/ 3/20	2025/ 6/23
ＴＳ3468059	2019/ 5/13	2025/ 6/23
ＴＳ3624721	2019/ 6/10	2025/ 6/23
ＴＳ3674351	2019/ 7/ 5	2025/ 6/23
ＴＳ3757749	2019/ 6/25	2025/ 6/23
ＴＳ4514874	2019/10/ 3	2025/ 6/23
ＴＴ1397859	2021/ 3/12	2025/ 6/23
ＴＴ1560730	2021/ 1/15	2025/ 6/23
ＴＴ1662006	2021/ 4/ 2	2025/ 6/23
ＴＴ1934459	2021/11/ 9	2025/ 6/23
ＴＴ2107523	2022/ 5/ 6	2025/ 6/23
ＴＴ2143622	2022/ 4/ 4	2025/ 6/23
ＴＴ2241690	2022/ 6/15	2025/ 6/23
ＴＴ2243419	2022/ 6/ 9	2025/ 6/23
ＴＴ2411465	2022/ 7/27	2025/ 6/23
ＴＴ2548850	2022/10/18	2025/ 6/23
ＴＴ2672674	2022/10/28	2025/ 6/23
ＴＴ2889065	2023/ 1/10	2025/ 6/23
ＴＴ2965554	2023/ 2/ 3	2025/ 6/23
ＴＴ3121799	2023/ 2/21	2025/ 6/23
ＴＴ3433519	2023/ 4/13	2025/ 6/23
ＴＴ3813190	2023/ 6/16	2025/ 6/23
ＴＴ3916151	2023/ 6/26	2025/ 6/23
ＴＴ3926274	2023/ 6/28	2025/ 6/23
ＴＴ4428871	2023/ 9/ 5	2025/ 6/23
ＴＴ4498757	2023/ 9/13	2025/ 6/23
ＴＴ4505254	2023/ 8/31	2025/ 6/23
ＴＴ5307505	2024/ 1/29	2025/ 6/23
ＴＴ6278480	2024/ 6/14	2025/ 6/23
ＴＴ7082420	2024/10/ 1	2025/ 6/23
ＴＴ7117666	2024/10/21	2025/ 6/23
ＴＴ7220929	2024/11/21	2025/ 6/23
ＴＴ7539946	2024/12/13	2025/ 6/23
ＴＴ8127270	2025/ 3/11	2025/ 6/23
ＴＺ2227973	2024/ 4/ 3	2025/ 6/23
ＴＺ2298617	2025/ 3/11	2025/ 6/23
ＭＪ1357787	2022/10/18	2025/ 6/24
ＭＪ1463027	2022/ 1/ 5	2025/ 6/24
ＭＪ1501636	2022/ 4/14	2025/ 6/24
ＭＪ1564080	2022/ 6/22	2025/ 6/24
ＭＪ1689719	2022/10/ 4	2025/ 6/24
ＭＪ1693662	2022/12/ 1	2025/ 6/24
ＭＪ1786423	2023/ 2/21	2025/ 6/24
ＭＪ1941897	2023/ 4/28	2025/ 6/24
ＭＪ2196481	2023/ 6/13	2025/ 6/24
ＭＪ2263388	2023/ 6/26	2025/ 6/24
ＭＪ2495524	2023/ 8/25	2025/ 6/24
ＭＪ2762645	2023/11/10	2025/ 6/24
ＭＪ2861244	2023/12/19	2025/ 6/24
ＭＪ3285918	2024/ 4/ 1	2025/ 6/24
ＭＪ3303230	2024/ 4/15	2025/ 6/24
ＭＪ3529231	2024/ 5/30	2025/ 6/24
ＭＪ3627235	2024/ 7/ 9	2025/ 6/24
ＭＪ3672961	2024/ 7/ 3	2025/ 6/24
ＭＪ3775551	2024/ 7/29	2025/ 6/24
ＭＪ3953556	2024/10/16	2025/ 6/24
ＭＪ4004818	2024/ 9/ 6	2025/ 6/24
ＭＪ4383747	2025/ 2/ 5	2025/ 6/24
ＭＶ0153115	2025/ 5/ 2	2025/ 6/24
ＭＶ0213267	2025/ 5/19	2025/ 6/24
ＴＭ0183956	2025/ 4/18	2025/ 6/24
ＴＭ0404434	2025/ 5/23	2025/ 6/24
ＴＭ0559939	2025/ 6/12	2025/ 6/24
ＴＲ3352939	2016/ 6/10	2025/ 6/24
ＴＲ3485620	2016/ 7/ 6	2025/ 6/24
ＴＲ4334014	2015/ 6/25	2025/ 6/24
ＴＲ4414289	2015/ 7/22	2025/ 6/24
ＴＲ4456273	2015/ 8/ 3	2025/ 6/24
ＴＲ4557068	2015/ 7/30	2025/ 6/24
ＴＲ4581274	2015/ 8/ 6	2025/ 6/24

ＴＲ4594579	2015/ 8/19	2025/ 6/24
ＴＲ4660622	2015/ 9/10	2025/ 6/24
ＴＲ4734326	2015/ 8/26	2025/ 6/24
ＴＲ4826675	2015/ 9/28	2025/ 6/24
ＴＲ4847593	2015/10/23	2025/ 6/24
ＴＲ5015295	2015/11/ 9	2025/ 6/24
ＴＲ5100079	2015/12/ 1	2025/ 6/24
ＴＲ5123164	2015/12/ 1	2025/ 6/24
ＴＲ5184588	2015/12/21	2025/ 6/24
ＴＲ5291442	2016/ 2/ 4	2025/ 6/24
ＴＲ5293640	2016/ 2/17	2025/ 6/24
ＴＲ5563389	2016/ 2/ 3	2025/ 6/24
ＴＲ5844307	2016/ 3/30	2025/ 6/24
ＴＲ6361578	2016/ 8/ 5	2025/ 6/24
ＴＲ7048456	2016/11/21	2025/ 6/24
ＴＲ7191680	2016/12/16	2025/ 6/24
ＴＲ7495018	2017/ 1/24	2025/ 6/24
ＴＲ7849687	2017/ 3/10	2025/ 6/24
ＴＲ8074821	2017/ 4/11	2025/ 6/24
ＴＲ8114207	2017/ 4/ 7	2025/ 6/24
ＴＲ8502993	2017/ 6/16	2025/ 6/24
ＴＲ8565132	2017/ 6/27	2025/ 6/24
ＴＲ8614432	2017/ 7/ 6	2025/ 6/24
ＴＲ8715892	2017/ 7/18	2025/ 6/24
ＴＲ9004789	2017/ 9/ 4	2025/ 6/24
ＴＲ9055023	2017/ 8/25	2025/ 6/24
ＴＲ9122270	2017/ 9/14	2025/ 6/24
ＴＲ9331366	2017/10/12	2025/ 6/24
ＴＲ9612154	2017/12/ 1	2025/ 6/24
ＴＲ9788259	2017/12/26	2025/ 6/24
ＴＳ0155071	2018/ 2/19	2025/ 6/24
ＴＳ0378300	2018/ 3/22	2025/ 6/24
ＴＳ0547629	2018/ 4/23	2025/ 6/24
ＴＳ0845459	2018/ 5/15	2025/ 6/24
ＴＳ1329529	2018/ 8/ 1	2025/ 6/24
ＴＳ1354628	2018/ 7/31	2025/ 6/24
ＴＳ1398560	2018/ 8/10	2025/ 6/24
ＴＳ1563705	2018/ 9/14	2025/ 6/24
ＴＳ1652397	2018/ 9/10	2025/ 6/24
ＴＳ1679129	2018/ 8/24	2025/ 6/24
ＴＳ1855738	2018/10/22	2025/ 6/24
ＴＳ1873424	2018/10/11	2025/ 6/24
ＴＳ2054492	2018/11/14	2025/ 6/24
ＴＳ2148578	2018/11/27	2025/ 6/24
ＴＳ2180790	2018/11/26	2025/ 6/24
ＴＳ2251488	2018/12/11	2025/ 6/24
ＴＳ2306238	2018/12/18	2025/ 6/24
ＴＳ2314503	2018/12/17	2025/ 6/24
ＴＳ2364221	2018/12/25	2025/ 6/24
ＴＳ2906701	2019/ 3/ 5	2025/ 6/24
ＴＳ2957000	2019/ 3/19	2025/ 6/24
ＴＳ3134071	2019/ 4/10	2025/ 6/24
ＴＳ3274764	2019/ 4/10	2025/ 6/24
ＴＳ3281370	2019/ 4/10	2025/ 6/24
ＴＳ3365508	2019/ 5/ 7	2025/ 6/24
ＴＳ3581395	2019/ 5/28	2025/ 6/24
ＴＳ3594414	2019/ 5/31	2025/ 6/24
ＴＳ3667740	2019/ 6/ 7	2025/ 6/24
ＴＳ4021258	2019/ 8/ 2	2025/ 6/24
ＴＳ4142082	2019/ 8/20	2025/ 6/24
ＴＳ4321760	2019/ 8/30	2025/ 6/24
ＴＳ4627041	2019/10/17	2025/ 6/24
ＴＳ4714671	2019/10/31	2025/ 6/24
ＴＳ4729563	2019/11/ 5	2025/ 6/24
ＴＳ4796587	2019/11/13	2025/ 6/24
ＴＳ5015019	2019/12/17	2025/ 6/24
ＴＳ5044762	2019/12/20	2025/ 6/24
ＴＳ5079415	2019/12/24	2025/ 6/24
ＴＳ5172318	2020/ 1/20	2025/ 6/24
ＴＳ5199456	2020/ 1/16	2025/ 6/24
ＴＳ5286518	2020/ 1/28	2025/ 6/24
ＴＴ1399267	2022/ 3/ 2	2025/ 6/24
ＴＴ1646428	2021/ 1/27	2025/ 6/24
ＴＴ1705478	2021/ 4/ 7	2025/ 6/24
ＴＴ1895980	2021/11/ 5	2025/ 6/24
ＴＴ1962808	2022/ 1/11	2025/ 6/24
ＴＴ2281114	2022/ 6/16	2025/ 6/24
ＴＴ2403653	2022/ 7/27	2025/ 6/24
ＴＴ2576033	2022/10/19	2025/ 6/24
ＴＴ2610433	2022/10/17	2025/ 6/24
ＴＴ2640900	2022/12/ 9	2025/ 6/24
ＴＴ2709230	2022/11/16	2025/ 6/24
ＴＴ2875757	2022/12/26	2025/ 6/24
ＴＴ3048891	2023/ 2/ 7	2025/ 6/24
ＴＴ3063861	2023/ 2/10	2025/ 6/24
ＴＴ3247882	2023/ 3/15	2025/ 6/24
ＴＴ3336278	2023/ 4/11	2025/ 6/24
ＴＴ3477976	2023/ 5/17	2025/ 6/24
ＴＴ3483993	2023/ 5/11	2025/ 6/24
ＴＴ3668346	2023/ 5/22	2025/ 6/24
ＴＴ3789968	2023/ 6/ 8	2025/ 6/24
ＴＴ4115705	2023/ 8/ 4	2025/ 6/24
ＴＴ4366252	2023/ 8/18	2025/ 6/24
ＴＴ4395111	2023/ 8/21	2025/ 6/24
ＴＴ4623389	2023/10/12	2025/ 6/24
ＴＴ4678633	2023/10/ 4	2025/ 6/24
ＴＴ5093741	2023/12/ 7	2025/ 6/24
ＴＴ5148851	2024/ 1/10	2025/ 6/24
ＴＴ5320280	2024/ 2/ 1	2025/ 6/24
ＴＴ5394420	2024/ 2/ 6	2025/ 6/24
ＴＴ5791330	2024/ 3/15	2025/ 6/24
ＴＴ6447499	2024/ 7/ 5	2025/ 6/24
ＴＴ6676974	2024/ 8/ 8	2025/ 6/24
ＴＴ7645213	2024/12/24	2025/ 6/24
ＴＺ1108658	2016/ 3/21	2025/ 6/24
ＴＺ1135873	2016/ 6/15	2025/ 6/24
ＴＺ1361017	2019/ 6/17	2025/ 6/24
ＴＺ2092281	2021/ 9/17	2025/ 6/24
ＭＪ1234436	2020/ 7/20	2025/ 6/25
ＭＪ1235199	2020/11/ 2	2025/ 6/25
ＭＪ1265420	2020/12/ 1	2025/ 6/25
ＭＪ1294077	2022/11/25	2025/ 6/25
ＭＪ1359918	2022/ 6/27	2025/ 6/25
ＭＪ1422620	2021/12/17	2025/ 6/25
ＭＪ1451086	2021/ 8/16	2025/ 6/25
ＭＪ1481962	2021/12/22	2025/ 6/25
ＭＪ1571273	2022/ 6/10	2025/ 6/25
ＭＪ1655578	2022/ 9/21	2025/ 6/25
ＭＪ1982950	2023/ 3/22	2025/ 6/25
ＭＪ3617462	2024/ 7/22	2025/ 6/25
ＭＶ0153624	2025/ 5/ 1	2025/ 6/25
ＭＺ2021112	2021/ 2/24	2025/ 6/25
ＴＲ4563733	2015/ 8/25	2025/ 6/25
ＴＲ5019296	2015/10/16	2025/ 6/25
ＴＲ5212272	2015/11/25	2025/ 6/25
ＴＲ5809491	2016/ 3/30	2025/ 6/25
ＴＲ6011956	2016/ 4/14	2025/ 6/25
ＴＲ6027270	2016/ 4/26	2025/ 6/25
ＴＲ6304581	2016/ 7/21	2025/ 6/25
ＴＲ6331005	2016/ 7/19	2025/ 6/25
ＴＲ6980362	2016/11/ 2	2025/ 6/25
ＴＲ6997356	2016/10/28	2025/ 6/25
ＴＲ7009336	2016/11/ 4	2025/ 6/25
ＴＲ7019905	2016/11/14	2025/ 6/25
ＴＲ7272061	2016/12/28	2025/ 6/25
ＴＲ7718068	2017/ 2/16	2025/ 6/25
ＴＲ7801100	2017/ 2/28	2025/ 6/25
ＴＲ7906242	2017/ 3/27	2025/ 6/25
ＴＲ8337390	2017/ 5/19	2025/ 6/25
ＴＲ8354482	2017/ 5/25	2025/ 6/25
ＴＲ8577864	2017/ 6/29	2025/ 6/25
ＴＲ8580200	2017/ 6/26	2025/ 6/25
ＴＲ8762498	2017/ 7/26	2025/ 6/25
ＴＲ8865233	2017/ 8/ 4	2025/ 6/25
ＴＲ8967045	2017/ 8/30	2025/ 6/25
ＴＲ9214865	2017/ 9/25	2025/ 6/25
ＴＲ9550623	2017/11/24	2025/ 6/25
ＴＲ9688828	2017/12/14	2025/ 6/25
ＴＲ9736133	2017/12/20	2025/ 6/25
ＴＳ0139419	2018/ 2/15	2025/ 6/25
ＴＳ0381626	2018/ 3/23	2025/ 6/25
ＴＳ0482413	2018/ 4/ 9	2025/ 6/25
ＴＳ1092343	2018/ 6/29	2025/ 6/25
ＴＳ1234977	2018/ 7/31	2025/ 6/25
ＴＳ1457937	2018/ 8/11	2025/ 6/25
ＴＳ1860382	2018/10/11	2025/ 6/25
ＴＳ2092621	2018/11/19	2025/ 6/25
ＴＳ2351806	2018/12/18	2025/ 6/25
ＴＳ2400965	2019/ 1/ 8	2025/ 6/25
ＴＳ2423602	2019/ 1/11	2025/ 6/25
ＴＳ2840479	2019/ 2/26	2025/ 6/25
ＴＳ3104309	2019/ 4/ 1	2025/ 6/25
ＴＳ3975320	2019/ 7/25	2025/ 6/25
ＴＳ4717341	2019/11/ 8	2025/ 6/25
ＴＳ4774944	2019/11/ 9	2025/ 6/25
ＴＳ4992544	2019/12/12	2025/ 6/25
ＴＳ5039029	2019/12/18	2025/ 6/25
ＴＳ5058655	2019/12/26	2025/ 6/25
ＴＳ5060877	2019/12/23	2025/ 6/25
ＴＳ5234976	2020/ 1/12	2025/ 6/25
ＴＳ5354757	2020/ 2/ 3	2025/ 6/25
ＴＴ1077679	2020/ 2/21	2025/ 6/25
ＴＴ1209851	2020/ 3/11	2025/ 6/25
ＴＴ1220403	2020/ 3/19	2025/ 6/25
ＴＴ1404526	2021/ 4/21	2025/ 6/25
ＴＴ1427176	2020/10/26	2025/ 6/25
ＴＴ1805752	2021/ 6/17	2025/ 6/25
ＴＴ2062201	2022/ 4/11	2025/ 6/25

ＴＴ3342205	2023/ 4/ 5	2025/ 6/25
ＴＴ4251363	2023/ 8/ 3	2025/ 6/25
ＴＴ4303405	2023/ 8/17	2025/ 6/25
ＴＴ4466358	2023/ 9/19	2025/ 6/25
ＴＴ4550870	2023/ 9/20	2025/ 6/25
ＴＴ4665789	2023/11/ 8	2025/ 6/25
ＴＴ4687874	2023/ 9/21	2025/ 6/25
ＴＴ4922338	2023/11/13	2025/ 6/25
ＴＴ5024886	2023/12/ 5	2025/ 6/25
ＴＴ5058938	2023/12/18	2025/ 6/25
ＴＴ5304039	2024/ 1/29	2025/ 6/25
ＴＴ5373333	2024/ 1/27	2025/ 6/25
ＴＴ5749288	2024/ 3/14	2025/ 6/25
ＴＴ5758149	2024/ 3/14	2025/ 6/25
ＴＴ6175486	2024/ 5/23	2025/ 6/25
ＴＴ6269153	2024/ 5/30	2025/ 6/25
ＴＴ6601372	2024/ 7/24	2025/ 6/25
ＴＴ6919277	2024/ 9/20	2025/ 6/25
ＴＴ7218870	2024/12/16	2025/ 6/25
ＴＴ7315440	2024/10/30	2025/ 6/25
ＴＴ7646069	2024/12/27	2025/ 6/25
ＴＴ7786541	2025/ 2/ 4	2025/ 6/25
ＴＴ8082293	2025/ 3/ 6	2025/ 6/25
ＴＺ1158436	2016/ 9/28	2025/ 6/25
ＴＺ1181037	2017/ 2/14	2025/ 6/25
ＴＺ2088205	2021/ 8/27	2025/ 6/25
ＴＺ2144767	2022/11/ 4	2025/ 6/25
ＭＪ1214387	2020/ 7/17	2025/ 6/26
ＭＪ1261617	2022/ 4/ 6	2025/ 6/26
ＭＪ1456404	2021/ 9/ 2	2025/ 6/26
ＭＪ1498220	2022/ 1/ 6	2025/ 6/26
ＭＪ1613917	2022/ 9/ 6	2025/ 6/26
ＭＪ1787779	2023/ 3/15	2025/ 6/26
ＭＪ1888468	2023/ 2/ 8	2025/ 6/26
ＭＪ2349911	2023/ 7/13	2025/ 6/26
ＭＪ2375509	2023/ 7/25	2025/ 6/26
ＭＪ2414343	2023/ 8/ 9	2025/ 6/26
ＭＪ2512485	2023/ 9/12	2025/ 6/26
ＭＪ2886910	2024/ 1/15	2025/ 6/26
ＭＪ3033174	2024/ 2/ 1	2025/ 6/26
ＭＪ4111348	2024/11/15	2025/ 6/26
ＭＪ4332224	2025/ 1/16	2025/ 6/26
ＴＭ0006377	2025/ 4/ 1	2025/ 6/26
ＴＭ0279052	2025/ 5/ 7	2025/ 6/26
ＴＭ0282657	2025/ 5/ 8	2025/ 6/26
ＴＭ0513851	2025/ 6/ 4	2025/ 6/26
ＴＭ0539240	2025/ 6/10	2025/ 6/26
ＴＲ3281427	2016/ 5/27	2025/ 6/26
ＴＲ3304053	2016/ 6/ 3	2025/ 6/26
ＴＲ3316314	2016/ 6/10	2025/ 6/26
ＴＲ3358168	2016/ 6/13	2025/ 6/26
ＴＲ3526598	2016/ 7/ 4	2025/ 6/26
ＴＲ3539770	2016/ 7/ 1	2025/ 6/26
ＴＲ4322263	2015/ 7/24	2025/ 6/26
ＴＲ4410024	2015/ 8/10	2025/ 6/26
ＴＲ4438155	2015/ 8/19	2025/ 6/26
ＴＲ4438156	2015/ 8/19	2025/ 6/26
ＴＲ4460662	2015/ 8/ 3	2025/ 6/26
ＴＲ4627763	2015/ 8/ 7	2025/ 6/26
ＴＲ4628710	2015/ 8/10	2025/ 6/26
ＴＲ4651828	2015/ 8/24	2025/ 6/26
ＴＲ4679555	2015/ 8/24	2025/ 6/26
ＴＲ4739865	2015/ 8/21	2025/ 6/26
ＴＲ4961164	2015/10/ 5	2025/ 6/26
ＴＲ5448753	2016/ 2/ 2	2025/ 6/26
ＴＲ5668002	2016/ 3/17	2025/ 6/26
ＴＲ5797643	2016/ 3/14	2025/ 6/26
ＴＲ6721534	2016/ 9/20	2025/ 6/26
ＴＲ6725237	2016/ 9/ 9	2025/ 6/26
ＴＲ7251748	2016/12/16	2025/ 6/26
ＴＲ7904727	2017/ 3/24	2025/ 6/26
ＴＲ8075669	2017/ 4/14	2025/ 6/26
ＴＲ8249914	2017/ 5/11	2025/ 6/26
ＴＲ8254629	2017/ 5/10	2025/ 6/26
ＴＲ8381161	2017/ 6/ 8	2025/ 6/26
ＴＲ8822338	2017/ 8/ 4	2025/ 6/26
ＴＲ9038673	2017/ 9/ 4	2025/ 6/26
ＴＲ9066746	2017/ 8/28	2025/ 6/26
ＴＲ9277322	2017/10/ 2	2025/ 6/26
ＴＲ9347276	2017/10/18	2025/ 6/26
ＴＲ9362458	2017/10/18	2025/ 6/26
ＴＲ9428854	2017/10/26	2025/ 6/26
ＴＲ9615037	2017/12/ 7	2025/ 6/26
ＴＲ9633754	2017/12/ 6	2025/ 6/26
ＴＲ9683523	2017/12/ 7	2025/ 6/26
ＴＲ9856006	2018/ 1/10	2025/ 6/26
ＴＳ0089820	2018/ 2/21	2025/ 6/26
ＴＳ0204486	2018/ 3/ 1	2025/ 6/26
ＴＳ0544484	2018/ 4/19	2025/ 6/26
ＴＳ0666854	2018/ 5/10	2025/ 6/26
ＴＳ0862986	2018/ 6/ 4	2025/ 6/26
ＴＳ1050204	2018/ 6/22	2025/ 6/26
ＴＳ1068971	2018/ 6/27	2025/ 6/26
ＴＳ1211132	2018/ 7/13	2025/ 6/26
ＴＳ1848499	2018/10/ 9	2025/ 6/26
ＴＳ2653197	2019/ 2/ 5	2025/ 6/26
ＴＳ2962388	2019/ 3/11	2025/ 6/26
ＴＳ2969986	2019/ 3/25	2025/ 6/26
ＴＳ3062130	2019/ 3/26	2025/ 6/26
ＴＳ3259042	2019/ 4/18	2025/ 6/26
ＴＳ3424442	2019/ 5/15	2025/ 6/26
ＴＳ3879099	2019/ 7/ 9	2025/ 6/26
ＴＳ3973985	2019/ 7/25	2025/ 6/26
ＴＳ3991754	2019/ 7/24	2025/ 6/26
ＴＳ4085388	2019/ 8/ 7	2025/ 6/26
ＴＳ4279661	2019/ 8/29	2025/ 6/26
ＴＳ4394856	2019/ 9/12	2025/ 6/26
ＴＳ4453478	2019/ 9/25	2025/ 6/26
ＴＳ4474176	2019/ 9/24	2025/ 6/26
ＴＳ4605460	2019/10/17	2025/ 6/26
ＴＳ4774084	2019/11/ 7	2025/ 6/26
ＴＳ5346916	2020/ 1/28	2025/ 6/26
ＴＴ1383672	2020/10/23	2025/ 6/26
ＴＴ1444274	2020/ 9/11	2025/ 6/26
ＴＴ1491707	2020/ 7/22	2025/ 6/26
ＴＴ1569970	2020/10/ 2	2025/ 6/26
ＴＴ2001962	2021/12/20	2025/ 6/26
ＴＴ2131166	2022/ 3/31	2025/ 6/26
ＴＴ2264929	2022/ 6/27	2025/ 6/26
ＴＴ2336915	2022/ 6/30	2025/ 6/26
ＴＴ2377103	2022/ 8/15	2025/ 6/26
ＴＴ3107327	2023/ 2/16	2025/ 6/26
ＴＴ3167520	2023/ 3/10	2025/ 6/26
ＴＴ4053506	2023/ 7/14	2025/ 6/26
ＴＴ4148532	2023/ 7/14	2025/ 6/26
ＴＴ4739927	2023/10/16	2025/ 6/26
ＴＴ5180457	2023/12/22	2025/ 6/26
ＴＴ5378327	2024/ 1/29	2025/ 6/26
ＴＴ5405828	2024/ 2/15	2025/ 6/26
ＴＴ5405829	2024/ 2/15	2025/ 6/26
ＴＴ5432353	2024/ 2/ 9	2025/ 6/26
ＴＴ5949467	2024/ 4/23	2025/ 6/26
ＴＴ6324466	2024/ 6/13	2025/ 6/26
ＴＴ6920097	2024/ 9/26	2025/ 6/26
ＴＴ7457210	2024/11/27	2025/ 6/26
ＴＴ7760912	2025/ 1/23	2025/ 6/26
ＴＴ8004871	2025/ 3/14	2025/ 6/26
ＴＴ8070974	2025/ 2/21	2025/ 6/26
ＴＺ2032173	2020/ 8/ 4	2025/ 6/26
ＴＺ2053744	2021/ 1/ 5	2025/ 6/26
ＴＺ2205489	2024/ 5/ 8	2025/ 6/26
ＭＪ1397369	2020/12/23	2025/ 6/27
ＭＪ1521342	2022/ 4/15	2025/ 6/27
ＭＪ2216127	2023/ 6/ 1	2025/ 6/27
ＭＪ2567831	2023/ 9/19	2025/ 6/27
ＭＪ2956833	2024/ 1/11	2025/ 6/27
ＭＪ3221143	2024/ 4/19	2025/ 6/27
ＭＪ3503898	2024/ 6/ 5	2025/ 6/27
ＭＪ3592526	2024/ 6/13	2025/ 6/27
ＭＪ3631179	2024/ 7/ 4	2025/ 6/27
ＭＪ3841841	2024/ 8/28	2025/ 6/27
ＭＪ4019794	2024/10/ 1	2025/ 6/27
ＭＪ4295721	2025/ 1/27	2025/ 6/27
ＲＡ2012612	2024/ 7/10	2025/ 6/27
ＴＭ0116252	2025/ 4/ 4	2025/ 6/27
ＴＲ3395091	2016/ 6/14	2025/ 6/27
ＴＲ4291674	2015/ 7/13	2025/ 6/27
ＴＲ4435185	2015/ 7/23	2025/ 6/27
ＴＲ4521846	2015/ 7/21	2025/ 6/27
ＴＲ4652169	2015/ 8/25	2025/ 6/27
ＴＲ4890788	2015/10/ 7	2025/ 6/27
ＴＲ4913698	2015/10/ 1	2025/ 6/27
ＴＲ4917576	2015/10/ 9	2025/ 6/27
ＴＲ5132568	2016/ 1/ 6	2025/ 6/27
ＴＲ5474847	2016/ 1/ 8	2025/ 6/27
ＴＲ5627918	2016/ 2/22	2025/ 6/27
ＴＲ5660049	2016/ 3/10	2025/ 6/27
ＴＲ6322782	2016/ 7/19	2025/ 6/27
ＴＲ6412409	2016/ 8/ 9	2025/ 6/27
ＴＲ6497909	2016/ 8/15	2025/ 6/27
ＴＲ6527440	2016/ 9/12	2025/ 6/27
ＴＲ6604125	2016/ 8/23	2025/ 6/27
ＴＲ6791252	2016/ 9/27	2025/ 6/27
ＴＲ6809184	2016/ 9/30	2025/ 6/27
ＴＲ6819080	2016/10/12	2025/ 6/27
ＴＲ6986554	2016/11/ 9	2025/ 6/27
ＴＲ7470876	2017/ 1/24	2025/ 6/27
ＴＲ8126369	2017/ 4/19	2025/ 6/27

ＴＲ8322840	2017/ 5/19	2025/ 6/27
ＴＲ8640631	2017/ 7/ 3	2025/ 6/27
ＴＲ8822582	2017/ 8/ 4	2025/ 6/27
ＴＲ8880847	2017/ 8/ 9	2025/ 6/27
ＴＲ8977784	2017/ 9/11	2025/ 6/27
ＴＲ9743194	2017/12/25	2025/ 6/27
ＴＲ9756772	2017/12/22	2025/ 6/27
ＴＳ0306133	2018/ 3/ 9	2025/ 6/27
ＴＳ0480865	2018/ 4/ 6	2025/ 6/27
ＴＳ0554837	2018/ 4/ 9	2025/ 6/27
ＴＳ0607596	2018/ 4/19	2025/ 6/27
ＴＳ0666612	2018/ 5/ 7	2025/ 6/27
ＴＳ0737645	2018/ 5/21	2025/ 6/27
ＴＳ0842174	2018/ 5/25	2025/ 6/27
ＴＳ1339726	2018/ 8/ 7	2025/ 6/27
ＴＳ1342261	2018/ 7/31	2025/ 6/27
ＴＳ1453023	2018/ 8/ 7	2025/ 6/27
ＴＳ2063417	2018/11/ 9	2025/ 6/27
ＴＳ2251489	2018/12/11	2025/ 6/27
ＴＳ2379223	2018/12/27	2025/ 6/27
ＴＳ2526429	2019/ 1/22	2025/ 6/27
ＴＳ2617311	2019/ 1/29	2025/ 6/27
ＴＳ2832596	2019/ 2/22	2025/ 6/27
ＴＳ3137117	2019/ 3/27	2025/ 6/27
ＴＳ3268917	2019/ 4/18	2025/ 6/27
ＴＳ3300723	2019/ 4/16	2025/ 6/27
ＴＳ3368861	2019/ 5/13	2025/ 6/27
ＴＳ3640704	2019/ 6/ 6	2025/ 6/27
ＴＳ3992692	2019/ 7/22	2025/ 6/27
ＴＳ4024875	2019/ 7/26	2025/ 6/27
ＴＳ4115335	2019/ 8/ 5	2025/ 6/27
ＴＳ4131783	2019/ 8/15	2025/ 6/27
ＴＳ4194819	2019/ 8/19	2025/ 6/27
ＴＳ4255763	2019/ 8/19	2025/ 6/27
ＴＳ4294873	2019/ 9/11	2025/ 6/27
ＴＳ4515645	2019/ 9/27	2025/ 6/27
ＴＳ5017340	2019/12/20	2025/ 6/27
ＴＳ5108865	2020/ 1/ 8	2025/ 6/27
ＴＳ5282552	2020/ 1/29	2025/ 6/27
ＴＴ1291235	2020/ 5/ 7	2025/ 6/27
ＴＴ1447275	2021/ 2/ 4	2025/ 6/27
ＴＴ2316316	2022/ 7/20	2025/ 6/27
ＴＴ2359971	2022/ 7/ 9	2025/ 6/27
ＴＴ2505220	2022/ 8/29	2025/ 6/27
ＴＴ2845631	2022/11/29	2025/ 6/27
ＴＴ3539141	2023/ 5/23	2025/ 6/27
ＴＴ3709854	2023/ 5/31	2025/ 6/27
ＴＴ4396793	2023/ 8/28	2025/ 6/27
ＴＴ4579033	2023/10/10	2025/ 6/27
ＴＴ4586540	2023/ 9/14	2025/ 6/27
ＴＴ4821124	2023/11/ 1	2025/ 6/27
ＴＴ5988633	2024/ 4/23	2025/ 6/27
ＴＴ6040000	2024/ 5/17	2025/ 6/27
ＴＴ6448844	2024/ 7/ 3	2025/ 6/27
ＴＴ6448845	2024/ 7/ 3	2025/ 6/27
ＴＴ6653305	2024/ 8/ 9	2025/ 6/27
ＴＴ6852707	2024/ 8/21	2025/ 6/27
ＴＴ6994537	2024/ 9/13	2025/ 6/27
ＴＴ7577679	2025/ 1/ 6	2025/ 6/27
ＴＴ7789711	2025/ 1/23	2025/ 6/27
ＴＴ8015144	2025/ 3/12	2025/ 6/27
ＴＴ8231981	2025/ 3/28	2025/ 6/27
ＴＺ1186691	2017/ 2/ 2	2025/ 6/27
ＴＺ2202731	2023/ 9/19	2025/ 6/27
ＴＴ2795635	2023/ 1/ 4	2025/ 6/29
ＭＪ1380912	2020/12/ 7	2025/ 6/30
ＭＪ1733642	2022/11/21	2025/ 6/30
ＭＪ2021878	2023/ 4/ 5	2025/ 6/30
ＭＪ2038677	2023/ 5/30	2025/ 6/30
ＭＪ2471862	2023/ 8/16	2025/ 6/30
ＭＪ2746042	2023/11/13	2025/ 6/30
ＭＪ2930827	2024/ 1/16	2025/ 6/30
ＭＪ2984712	2024/ 1/26	2025/ 6/30
ＭＪ3073054	2024/ 3/ 7	2025/ 6/30
ＭＪ3106534	2024/ 2/29	2025/ 6/30
ＭＪ3645464	2024/ 7/17	2025/ 6/30
ＭＶ0128230	2025/ 4/23	2025/ 6/30
ＭＺ2139290	2022/12/22	2025/ 6/30
ＴＭ0069385	2025/ 3/31	2025/ 6/30
ＴＭ0190457	2025/ 4/22	2025/ 6/30
ＴＭ0358153	2025/ 5/30	2025/ 6/30
ＴＲ3268319	2016/ 6/ 3	2025/ 6/30
ＴＲ3301275	2016/ 6/ 9	2025/ 6/30
ＴＲ4368027	2015/ 7/22	2025/ 6/30
ＴＲ4435184	2015/ 7/23	2025/ 6/30
ＴＲ4473289	2015/ 8/ 3	2025/ 6/30
ＴＲ4556245	2015/ 7/27	2025/ 6/30
ＴＲ4567272	2015/ 9/ 4	2025/ 6/30
ＴＲ4719267	2015/ 8/28	2025/ 6/30
ＴＲ4905551	2015/10/23	2025/ 6/30
ＴＲ5164674	2015/12/16	2025/ 6/30
ＴＲ5173086	2015/11/11	2025/ 6/30
ＴＲ5206468	2015/11/19	2025/ 6/30
ＴＲ5302639	2016/ 1/21	2025/ 6/30
ＴＲ5325585	2016/ 1/28	2025/ 6/30
ＴＲ5567810	2016/ 1/26	2025/ 6/30
ＴＲ5694080	2016/ 3/ 3	2025/ 6/30
ＴＲ5864571	2016/ 4/ 5	2025/ 6/30
ＴＲ5873219	2016/ 3/31	2025/ 6/30
ＴＲ6100720	2016/ 5/ 6	2025/ 6/30
ＴＲ6259029	2016/ 7/19	2025/ 6/30
ＴＲ6390132	2016/ 7/25	2025/ 6/30
ＴＲ6724938	2016/ 9/ 8	2025/ 6/30
ＴＲ6925603	2016/10/20	2025/ 6/30
ＴＲ6949077	2016/10/21	2025/ 6/30
ＴＲ7540401	2017/ 1/26	2025/ 6/30
ＴＲ7744521	2017/ 2/27	2025/ 6/30
ＴＲ7841632	2017/ 3/ 8	2025/ 6/30
ＴＲ8192774	2017/ 5/10	2025/ 6/30
ＴＲ8351029	2017/ 5/15	2025/ 6/30
ＴＲ8413037	2017/ 6/ 1	2025/ 6/30
ＴＲ8640716	2017/ 7/ 4	2025/ 6/30
ＴＲ8664221	2017/ 7/12	2025/ 6/30
ＴＲ8738584	2017/ 7/26	2025/ 6/30
ＴＲ8854596	2017/ 8/17	2025/ 6/30
ＴＲ8868400	2017/ 8/15	2025/ 6/30
ＴＲ9251219	2017/ 9/27	2025/ 6/30
ＴＲ9444899	2017/10/24	2025/ 6/30
ＴＲ9456699	2017/11/ 6	2025/ 6/30
ＴＲ9678424	2017/12/ 6	2025/ 6/30
ＴＲ9776870	2017/12/27	2025/ 6/30
ＴＳ0079230	2018/ 2/ 5	2025/ 6/30
ＴＳ0148139	2018/ 2/21	2025/ 6/30
ＴＳ0183147	2018/ 2/23	2025/ 6/30
ＴＳ0594238	2018/ 4/12	2025/ 6/30
ＴＳ0607718	2018/ 4/23	2025/ 6/30
ＴＳ0675905	2018/ 5/ 7	2025/ 6/30
ＴＳ0870123	2018/ 5/29	2025/ 6/30
ＴＳ0957106	2018/ 6/13	2025/ 6/30
ＴＳ1304285	2018/ 7/20	2025/ 6/30
ＴＳ1420606	2018/ 8/14	2025/ 6/30
ＴＳ1470611	2019/ 7/12	2025/ 6/30
ＴＳ1577831	2018/ 8/24	2025/ 6/30
ＴＳ1733371	2018/ 9/19	2025/ 6/30
ＴＳ1992543	2018/10/31	2025/ 6/30
ＴＳ2354792	2019/ 1/15	2025/ 6/30
ＴＳ2418800	2019/ 1/10	2025/ 6/30
ＴＳ2483018	2019/ 1/15	2025/ 6/30
ＴＳ2492852	2019/ 1/16	2025/ 6/30
ＴＳ2896989	2019/ 3/ 7	2025/ 6/30
ＴＳ3721467	2019/ 6/18	2025/ 6/30
ＴＳ3946643	2019/ 7/22	2025/ 6/30
ＴＳ3998740	2019/ 7/23	2025/ 6/30
ＴＳ4028986	2019/ 8/ 2	2025/ 6/30
ＴＳ4054155	2019/ 8/ 5	2025/ 6/30
ＴＳ4213225	2019/ 8/30	2025/ 6/30
ＴＳ4243895	2019/ 8/23	2025/ 6/30
ＴＳ4324972	2019/ 8/20	2025/ 6/30
ＴＳ4332385	2019/ 9/19	2025/ 6/30
ＴＳ4350499	2019/ 9/ 4	2025/ 6/30
ＴＳ4547115	2019/10/ 8	2025/ 6/30
ＴＳ4821287	2019/11/19	2025/ 6/30
ＴＳ4883779	2019/11/29	2025/ 6/30
ＴＳ5083143	2019/12/19	2025/ 6/30
ＴＳ5088444	2019/12/25	2025/ 6/30
ＴＳ5286337	2020/ 1/29	2025/ 6/30
ＴＴ1020701	2020/ 2/14	2025/ 6/30
ＴＴ1151979	2020/ 2/21	2025/ 6/30
ＴＴ1633729	2021/ 6/ 8	2025/ 6/30
ＴＴ1789325	2021/ 7/12	2025/ 6/30
ＴＴ1825681	2022/ 1/ 6	2025/ 6/30
ＴＴ2500597	2022/ 9/13	2025/ 6/30
ＴＴ2665479	2022/11/14	2025/ 6/30
ＴＴ3006871	2023/ 1/27	2025/ 6/30
ＴＴ3199180	2023/ 2/28	2025/ 6/30
ＴＴ3388534	2023/ 4/13	2025/ 6/30
ＴＴ3397010	2023/ 4/17	2025/ 6/30
ＴＴ3661793	2023/ 5/30	2025/ 6/30
ＴＴ4118746	2023/ 7/24	2025/ 6/30
ＴＴ4165327	2023/ 7/26	2025/ 6/30
ＴＴ5132650	2023/12/15	2025/ 6/30
ＴＴ5240943	2024/ 1/19	2025/ 6/30
ＴＴ5484849	2024/ 2/19	2025/ 6/30
ＴＴ5655074	2024/ 2/21	2025/ 6/30
ＴＴ5711951	2024/ 3/29	2025/ 6/30
ＴＴ6781356	2024/ 8/16	2025/ 6/30
ＴＴ7359064	2024/11/29	2025/ 6/30
ＴＴ7759998	2025/ 2/17	2025/ 6/30
ＴＴ7946037	2025/ 2/18	2025/ 6/30
ＴＺ2144829	2023/ 3/24	2025/ 6/30

官　報　告

国　家　試　験

令和７年度春期情報処理技術者試験合格者

令和７年度春期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、ＩＴサービスマネージャ試験の合格者を令和７年７月３日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和７年７月23日

経済産業大臣　武藤　容治

応用情報技術者試験に係るもの

試験地　札幌

AP0020002 AP0020012 AP0020021 AP0020038 AP0020040 AP0020045 AP0020050 AP0020051 AP0020053 AP0020078 AP0020083 AP0020102 AP0020129 AP0020133 AP0020139 AP0020147 AP0020148 AP0020156 AP0020163 AP0020171
AP0020173 AP0020176 AP0020190 AP0020191 AP0020197 AP0020198 AP0020200 AP0020212 AP0020217 AP0020220 AP0020236 AP0020256 AP0020264 AP0020265 AP0020268 AP0020273 AP0020274 AP0020275 AP0020278 AP0020289
AP0020290 AP0020299 AP0020304 AP0020322 AP0020325 AP0020327 AP0020328 AP0020337 AP0020345 AP0020346 AP0020364 AP0020368 AP0020374 AP0020380 AP0020381 AP0020398 AP0020404 AP0020408 AP0020411 AP0020432
AP0020445 AP0020449 AP0020451 AP0020459 AP0020464 AP0020467 AP0020470 AP0020479 AP0020482 AP0020513 AP0020516 AP0020519 AP0020521 AP0020524 AP0020526 AP0020528 AP0020537 AP0020542 AP0020556 AP0020562
AP0020576 AP0020589 AP0020601 AP0020608 AP0020611 AP0020615 AP0020618 AP0020622 AP0020631 AP0020641 AP0020643 AP0020647 AP0020648 AP0020665 AP0020671 AP0020673 AP0020691 AP0020696 AP0020700 AP0020716
AP0020719 AP0020721 AP0020726 AP0020734 AP0020759 AP0020767 AP0020768 AP0020769 AP0020772 AP0020774 AP0020778 AP0020787 AP0020791 AP0020792 AP0020802 AP0020806 AP0020807 AP0020808 AP0020817 AP0020827
AP0020833 AP0020837 AP0020854 AP0020858 AP0020863 AP0020874 AP0020897 AP0020900 AP0020911 AP0020920 AP0020924 AP0020925 AP0020933 AP0020937 AP0020943 AP0020950 AP0020951 AP0020955 AP0020970 AP0021004
AP0021007 AP0021013 AP0021015 AP0021023 AP0021040 AP0021048 AP0021049 AP0021051 AP0021072 AP0021076 AP0021077 AP0021087 AP0021092

試験地　帯広

AP0110001 AP0110002

試験地　旭川

AP0210006 AP0210016 AP0210023 AP0210031

試験地　函館

AP0310003 AP0310022 AP0310027 AP0310032 AP0310039 AP0310049 AP0310052 AP0310053 AP0310054

試験地　青森

AP1110006 AP1110013 AP1110020 AP1110029 AP1110035 AP1110042 AP1110048 AP1110097 AP1110099 AP1110105 AP1110106 AP1110112

試験地　盛岡

AP1210004 AP1210012 AP1210013 AP1210035 AP1210041 AP1210053 AP1210060 AP1210078 AP1210085 AP1210089 AP1210096 AP1210104 AP1210127 AP1210148

試験地　仙台

AP1010009 AP1010012 AP1010014 AP1010016 AP1010022 AP1010024 AP1010036 AP1010037 AP1010050 AP1010058 AP1010064 AP1010072 AP1010073 AP1010079 AP1010089 AP1010105 AP1010111 AP1010112 AP1010118 AP1010122
AP1010124 AP1010139 AP1010156 AP1010158 AP1010167 AP1010174 AP1010177 AP1010193 AP1010201 AP1010214 AP1010217 AP1010219 AP1010221 AP1010229 AP1010237 AP1010239 AP1010250 AP1010254 AP1010256 AP1010257
AP1010260 AP1010263 AP1010266 AP1010269 AP1010270 AP1010274 AP1010295 AP1010305 AP1010309 AP1010311 AP1010316 AP1010318 AP1010320 AP1010337 AP1010351 AP1010354 AP1010362 AP1010364 AP1010377 AP1010390
AP1010396 AP1010415 AP1010417 AP1010419 AP1010423 AP1010429 AP1010436 AP1010449 AP1010450 AP1010463 AP1010465 AP1010483 AP1010487 AP1010496 AP1010500 AP1010504 AP1010508 AP1010529 AP1010530 AP1010542
AP1010545 AP1010552 AP1010555 AP1010558 AP1010575 AP1010580 AP1010584 AP1010585 AP1010599 AP1010603 AP1010613 AP1010615 AP1010617 AP1010623 AP1010631 AP1010637 AP1010639 AP1010641 AP1010645 AP1010677
AP1010680 AP1010683 AP1019251

試験地　秋田

AP1310041 AP1310045 AP1310075 AP1310077 AP1310082 AP1310085 AP1310091 AP1310101 AP1310104 AP1310111

試験地　山形

AP1410005 AP1410015 AP1410017 AP1410046 AP1410053 AP1410054 AP1410059 AP1410063 AP1410067

試験地　郡山

AP1510010 AP1510019 AP1510021 AP1510032 AP1510044 AP1510048 AP1510068 AP1510080 AP1510086 AP1510092 AP1510098 AP1510105 AP1510113 AP1510117 AP1510127 AP1510132 AP1510135 AP1510141 AP1510143 AP1510148
AP1510161 AP1510170 AP1510173 AP1510175 AP1510180

試験地　水戸

AP4010007 AP4010012 AP4010020 AP4010034 AP4010084 AP4010088 AP4010091 AP4010101 AP4010109 AP4010129 AP4010131 AP4010140 AP4010141 AP4010145 AP4010158 AP4010174 AP4010179 AP4010185 AP4010191 AP4010195
AP4010204 AP4010205 AP4010208 AP4010212 AP4010213 AP4010216 AP4010232 AP4010235 AP4010253 AP4010263 AP4010279 AP4010301 AP4010309 AP4010312 AP4010314 AP4010320 AP4010335 AP4010350 AP4010376 AP4010383
AP4010401 AP4010432 AP4010439 AP4010444 AP4010446

試験地　つくば

AP4110009 AP4110010 AP4110014 AP4110019 AP4110023 AP4110033 AP4110034 AP4110040 AP4110043 AP4110045 AP4110049 AP4110051 AP4110055 AP4110056 AP4110057 AP4110064 AP4110066 AP4110071 AP4110076 AP4110080
AP4110086 AP4110088 AP4110090 AP4110094 AP4110100 AP4110101 AP4110119 AP4110122 AP4110159 AP4110161 AP4110164 AP4110171 AP4110186 AP4110189 AP4110193 AP4110197 AP4110205 AP4110207 AP4110228 AP4110229
AP4110238 AP4110269 AP4110285 AP4110287 AP4110288 AP4110302 AP4110305 AP4110316 AP4110322 AP4110329 AP4110330 AP4110335 AP4110337 AP4110340 AP4110349 AP4110351 AP4110354 AP4110355 AP4110366 AP4110368

AP4110372 AP4110373 AP4119251

試験地　宇都宮

AP4210001 AP4210006 AP4210011 AP4210029 AP4210038 AP4210040 AP4210052 AP4210067 AP4210082 AP4210085 AP4210091 AP4210095 AP4210097 AP4210104 AP4210110 AP4210124 AP4210129 AP4210139 AP4210141 AP4210143
AP4210150 AP4210182 AP4210196 AP4210197 AP4210209 AP4210212 AP4210216 AP4210227 AP4210234 AP4210249 AP4210251 AP4210252 AP4210257 AP4210265 AP4210266 AP4210269 AP4210276 AP4210280 AP4210281 AP4210283
AP4210285 AP4210302 AP4210308 AP4210309 AP4210312 AP4210318 AP4210325 AP4210336 AP4210340 AP4210344 AP4210346 AP4210347 AP4210349 AP4210350 AP4210351 AP4210352 AP4210353 AP4210368 AP4210371 AP4210394
AP4210397 AP4210398 AP4210426 AP4210433 AP4210445

試験地　前橋

AP4310003 AP4310014 AP4310028 AP4310029 AP4310030 AP4310036 AP4310047 AP4310051 AP4310060 AP4310061 AP4310069 AP4310070 AP4310096 AP4310101 AP4310105 AP4310108 AP4310111 AP4310115 AP4310119 AP4310143
AP4310158 AP4310164 AP4310165 AP4310169 AP4310188 AP4310192 AP4310193 AP4310194 AP4310208 AP4310225 AP4310235 AP4310251 AP4310256 AP4310260 AP4310266 AP4310268 AP4310269 AP4310296

試験地　新潟

AP4620005 AP4620017 AP4620020 AP4620022 AP4620028 AP4620039 AP4620042 AP4620045 AP4620067 AP4620091 AP4620095 AP4620098 AP4620103 AP4620104 AP4620108 AP4620114 AP4620118 AP4620126 AP4620159 AP4620174
AP4620181 AP4620196 AP4620201 AP4620207 AP4620218 AP4620233 AP4620239 AP4620251 AP4620257 AP4620258 AP4620259 AP4620261 AP4620278 AP4620293 AP4620316 AP4620330 AP4620336 AP4620350 AP4620376 AP4629251

試験地　長岡

AP4510007 AP4510027 AP4510039 AP4510042 AP4510077 AP4510092

試験地　埼玉

AP3050010 AP3050011 AP3050027 AP3050038 AP3050039 AP3050046 AP3050058 AP3050059 AP3050067 AP3050068 AP3050082 AP3050085 AP3050086 AP3050098 AP3050103 AP3050106 AP3050109 AP3050110 AP3050113 AP3050135
AP3050136 AP3050172 AP3050183 AP3050187 AP3050196 AP3050205 AP3050208 AP3050238 AP3050246 AP3050267 AP3050270 AP3050286 AP3050300 AP3050315 AP3050328 AP3050336 AP3050338 AP3050341 AP3050343 AP3050359
AP3050364 AP3050367 AP3050368 AP3050372 AP3050373 AP3050374 AP3050401 AP3050404 AP3050409 AP3050425 AP3050431 AP3050432 AP3050438 AP3050439 AP3050454 AP3050459 AP3050460 AP3050479 AP3050491 AP3050497
AP3050511 AP3050518 AP3050525 AP3050542 AP3050551 AP3050567 AP3050574 AP3050578 AP3050594 AP3050598 AP3050617 AP3050648 AP3050654 AP3050660 AP3050666 AP3050676 AP3050677 AP3050682 AP3050690 AP3050704
AP3050713 AP3050722 AP3050723 AP3050725 AP3050732 AP3050735 AP3050742 AP3050745 AP3050748 AP3050752 AP3050764 AP3050780 AP3050782 AP3050786 AP3050796 AP3050811 AP3050829 AP3050843 AP3050849 AP3050853
AP3050856 AP3050868 AP3050870 AP3050871 AP3050873 AP3050884 AP3050903 AP3050908 AP3050919 AP3050921 AP3050941 AP3050953 AP3050956 AP3050968 AP3050985 AP3050990 AP3051001 AP3051031 AP3051054 AP3051062
AP3051075 AP3051079 AP3051097 AP3051099 AP3051106 AP3051114 AP3051133 AP3051139 AP3051140 AP3051142 AP3051164 AP3051172 AP3051187 AP3051188 AP3051192 AP3051195 AP3051208 AP3051258 AP3051260 AP3051261
AP3051264 AP3051268 AP3051270 AP3051281 AP3051287 AP3051291 AP3051295 AP3051300 AP3070008 AP3070012 AP3070014 AP3070021 AP3070029 AP3070034 AP3070035 AP3070038 AP3070039 AP3070063 AP3070064 AP3070074
AP3070083 AP3070094 AP3070097 AP3070098 AP3070101 AP3070103 AP3070115 AP3070117 AP3070127 AP3070155 AP3070158 AP3070159 AP3070166 AP3070167 AP3070169 AP3070179 AP3070207 AP3070225 AP3070229 AP3070249
AP3070251 AP3070254 AP3070260 AP3070261 AP3070269 AP3070277 AP3070278 AP3070296 AP3070298 AP3070311 AP3070321 AP3070323 AP3070325 AP3070329 AP3070331 AP3070332 AP3070339 AP3070362 AP3070383 AP3070385
AP3070387 AP3070392 AP3070413 AP3070418 AP3070426 AP3070449 AP3070461 AP3070468 AP3070473 AP3070475 AP3070476 AP3070477 AP3070478 AP3070483 AP3070486 AP3070494 AP3070499 AP3080005 AP3080008 AP3080018
AP3080021 AP3080026 AP3080027 AP3080032 AP3080051 AP3080059 AP3080060 AP3080064 AP3080068 AP3080069 AP3080070 AP3080082 AP3080088 AP3080090 AP3080091 AP3080106 AP3080123 AP3080124 AP3080127 AP3080128
AP3080129 AP3080138 AP3080152 AP3080154 AP3080156 AP3080175 AP3080176 AP3080180 AP3080185 AP3080198 AP3080205 AP3080218 AP3080220 AP3080225 AP3080237 AP3080240 AP3080242 AP3080244 AP3080252 AP3080270
AP3080271 AP3080281 AP3080283 AP3080284 AP3080286 AP3080289 AP3080295 AP3080296 AP3080317 AP3080323 AP3080333 AP3080337 AP3080343 AP3080346 AP3080348 AP3080360 AP3080362 AP3080372 AP3080374 AP3080380
AP3080389 AP3080390 AP3080396 AP3080397 AP3080398 AP3080404 AP3080406 AP3080412 AP3080414 AP3080418 AP3080433 AP3080435 AP3080444 AP3080447 AP3080448 AP3080452 AP3080454 AP3080464 AP3080466 AP3080469
AP3080476 AP3080487 AP3080488 AP3080492 AP3080519 AP3080537 AP3080539 AP3080548 AP3080559 AP3080563 AP3080567 AP3080578 AP3080590 AP3080599 AP3080604 AP3080607 AP3080615 AP3080619 AP3080621 AP3080626
AP3080635 AP3080639 AP3080643 AP3080645 AP3080656 AP3080657 AP3080671 AP3080680 AP3080681 AP3080695 AP3080696 AP3080697 AP3080698 AP3080702 AP3080712 AP3080725 AP3080727 AP3080728 AP3080743 AP3080744
AP3080746 AP3080758 AP3080763 AP3080767 AP3080778 AP3080802 AP3080814 AP3080815 AP3080829 AP3080830 AP3080831 AP3080837 AP3080839 AP3080853 AP3080860 AP3080890 AP3080893 AP3080898 AP3080902 AP3080905
AP3080924 AP3080930 AP3080937 AP3080938 AP3080940 AP3080945 AP3080947 AP3080948 AP3080950 AP3080957 AP3080962 AP3080979 AP3080980 AP3080984 AP3080985 AP3080987 AP3080997 AP3081004 AP3081006 AP3081008
AP3081012 AP3081018 AP3081024 AP3081037 AP3081038 AP3081041 AP3081043 AP3081044 AP3081047 AP3081053 AP3081056 AP3081063 AP3081080 AP3081085 AP3081090 AP3081099 AP3081105 AP3081116 AP3081128 AP3081135
AP3081137

試験地　千葉

AP3110009 AP3110011 AP3110013 AP3110017 AP3110030 AP3110041 AP3110042 AP3110048 AP3110054 AP3110067 AP3110073 AP3110077 AP3110080 AP3110085 AP3110110 AP3110124 AP3110126 AP3110135 AP3110138 AP3110148
AP3110149 AP3110154 AP3110155 AP3110163 AP3110173 AP3110191 AP3110195 AP3110199 AP3110216 AP3110222 AP3110242 AP3110246 AP3110254 AP3110285 AP3110326 AP3110329 AP3110330 AP3110338 AP3110354 AP3110364

AP3110384 AP3110394 AP3110411 AP3110414 AP3110435 AP3110445 AP3110450 AP3110455 AP3110462 AP3110470 AP3110478 AP3110479 AP3110499 AP3110522 AP3110534 AP3110535 AP3110537 AP3110540 AP3110548 AP3110574
AP3110580 AP3110582 AP3110588 AP3110596 AP3110612 AP3110617 AP3110624 AP3110627 AP3110642 AP3110658 AP3110664 AP3110670 AP3110671 AP3110673 AP3110676 AP3110687 AP3110692 AP3110707 AP3110714 AP3110717
AP3110718 AP3110721 AP3110731 AP3110741 AP3110759 AP3110765 AP3110790 AP3110799 AP3110801 AP3110803 AP3110819 AP3110838 AP3110843 AP3110857 AP3110864 AP3110874 AP3110876 AP3110884 AP3110890 AP3110901
AP3110911 AP3110912 AP3110914 AP3110923 AP3110925 AP3110926 AP3110941 AP3110950 AP3110951 AP3110952 AP3110963 AP3110965 AP3110968 AP3110971 AP3110978 AP3110993 AP3111024 AP3111026 AP3111033 AP3111036
AP3111048 AP3111050 AP3111074 AP3111076 AP3111077 AP3129259 AP3129261 AP3140004 AP3140018 AP3140032 AP3140039 AP3140084 AP3140099 AP3140101 AP3140112 AP3140125 AP3140151 AP3140154 AP3140157 AP3140161
AP3140181 AP3140185 AP3140186 AP3140194 AP3140204 AP3140222 AP3140227 AP3140244 AP3140247 AP3140257 AP3140291 AP3140308 AP3140328 AP3140338 AP3140342 AP3140365 AP3140381 AP3140382 AP3140389 AP3140392
AP3140395 AP3140398 AP3140411 AP3140432 AP3140441 AP3140448 AP3140459 AP3140473 AP3140490 AP3140499 AP3140505 AP3140512 AP3140514 AP3140519 AP3160005 AP3160011 AP3160015 AP3160016 AP3160017 AP3160023
AP3160029 AP3160034 AP3160039 AP3160055 AP3160056 AP3160063 AP3160072 AP3160073 AP3160075 AP3160077 AP3160082 AP3160097 AP3160107 AP3160110 AP3160111 AP3160116 AP3160136 AP3160149 AP3160162 AP3160178
AP3160181 AP3160183 AP3160187 AP3160188 AP3160193 AP3160213 AP3160217 AP3160225 AP3160226 AP3160237 AP3160252 AP3160281 AP3160293 AP3160295 AP3160314 AP3160328 AP3160336 AP3160338 AP3160356 AP3160364
AP3160368 AP3160374 AP3160403 AP3160410 AP3160414 AP3160417 AP3160420 AP3160424 AP3160427 AP3160429 AP3160434 AP3160445 AP3160452 AP3160453 AP3160455 AP3160456 AP3160462 AP3160463 AP3160477 AP3160485
AP3160491 AP3160492 AP3160508 AP3160511 AP3160513 AP3160526 AP3160539 AP3160540 AP3160545 AP3160552 AP3160553 AP3160560 AP3160571 AP3160574 AP3160595 AP3160619 AP3160622 AP3160627 AP3160640 AP3160644
AP3160647 AP3160649 AP3160654 AP3160656 AP3160663 AP3160666 AP3160670 AP3160683 AP3160691 AP3160701 AP3160704 AP3160705 AP3160709 AP3160722 AP3160729 AP3160730 AP3160737 AP3160741 AP3160754 AP3160765
AP3160775 AP3160778 AP3160781 AP3160785 AP3160794 AP3160804 AP3160806 AP3160816 AP3160819 AP3160834 AP3160838 AP3160842 AP3160848 AP3180005 AP3180020 AP3180021 AP3180034 AP3180035 AP3180040 AP3180043
AP3180047 AP3180054 AP3180079 AP3180080 AP3180081 AP3180082 AP3180102 AP3180112 AP3180121 AP3180132 AP3180133 AP3180144 AP3180147 AP3180162 AP3180170 AP3180174 AP3180183 AP3180191 AP3180194 AP3180203
AP3180208 AP3180214 AP3180216 AP3180219 AP3180234 AP3180237 AP3180271 AP3180279 AP3180292 AP3180305 AP3180308 AP3180319 AP3180329 AP3180339 AP3180343 AP3180345 AP3180353 AP3180354 AP3180357 AP3180369
AP3180372 AP3180378 AP3180396 AP3180412 AP3180420 AP3180440 AP3180442 AP3180454 AP3180464 AP3180465 AP3180466 AP3180468 AP3180473 AP3180474 AP3180484 AP3180489 AP3180491 AP3180494 AP3180498 AP3180500
AP3180503 AP3180506 AP3180507 AP3180509 AP3180519 AP3180520 AP3180535 AP3180537 AP3180543 AP3180547 AP3180558 AP3180562 AP3180575 AP3180577 AP3180580 AP3180598 AP3180602 AP3180607 AP3180608 AP3180610
AP3180619 AP3180632 AP3180634 AP3180635 AP3180638 AP3180640 AP3180649 AP3180659 AP3180660 AP3180668 AP3180687 AP3180689 AP3180695 AP3180703 AP3180712 AP3180718 AP3180731 AP3180736 AP3180740 AP3180756
AP3180767 AP3180770 AP6010483

試験地　東京

AP2040022 AP2040024 AP2040025 AP2040026 AP2040031 AP2040032 AP2040036 AP2040056 AP2040058 AP2040066 AP2040070 AP2040081 AP2040085 AP2040086 AP2040104 AP2040111 AP2040112 AP2040120 AP2040125 AP2040126 AP2040127
AP2040131 AP2040134 AP2040138 AP2040140 AP2040142 AP2040146 AP2040156 AP2040164 AP2040165 AP2040168 AP2040171 AP2040172 AP2040173 AP2040182 AP2040184 AP2040187 AP2040191 AP2040196 AP2040209 AP2040213 AP2040214
AP2040216 AP2040219 AP2040220 AP2040223 AP2040225 AP2040228 AP2040229 AP2040238 AP2040239 AP2040244 AP2040247 AP2040260 AP2040263 AP2040264 AP2040273 AP2040274 AP2040278 AP2040281 AP2040282 AP2040283
AP2040284 AP2040290 AP2040296 AP2040303 AP2040307 AP2040310 AP2040311 AP2040313 AP2040318 AP2040328 AP2040330 AP2040333 AP2040341 AP2040347 AP2040348 AP2040350 AP2040356 AP2040357 AP2040358 AP2040359
AP2040361 AP2040363 AP2040369 AP2040374 AP2040387 AP2040389 AP2040397 AP2040398 AP2040402 AP2040413 AP2040425 AP2040428 AP2040431 AP2040432 AP2040437 AP2040440 AP2040441 AP2040442 AP2040443 AP2040445
AP2040454 AP2040457 AP2040458 AP2040461 AP2040470 AP2040471 AP2040476 AP2040489 AP2040490 AP2040494 AP2040498 AP2040506 AP2040515 AP2040527 AP2040528 AP2040535 AP2040539 AP2040545 AP2040549 AP2040553
AP2040558 AP2040572 AP2040581 AP2040582 AP2040583 AP2040586 AP2040591 AP2040594 AP2040596 AP2040612 AP2040615 AP2040622 AP2040633 AP2040634 AP2040635 AP2040651 AP2040653 AP2040654 AP2040657 AP2040659
AP2040670 AP2040684 AP2040691 AP2040694 AP2040695 AP2040698 AP2040701 AP2040702 AP2040708 AP2040709 AP2040713 AP2040718 AP2040720 AP2040721 AP2040723 AP2040729 AP2040732 AP2040733 AP2040739 AP2040740
AP2040742 AP2040772 AP2040773 AP2040775 AP2040778 AP2040781 AP2040785 AP2040793 AP2040797 AP2040802 AP2040807 AP2040814 AP2040821 AP2040827 AP2040829 AP2040830 AP2040835 AP2040839 AP2040840 AP2040843
AP2040846 AP2040857 AP2040858 AP2040869 AP2040870 AP2040871 AP2040878 AP2040880 AP2040883 AP2040887 AP2040891 AP2040900 AP2040911 AP2040914 AP2040921 AP2040924 AP2040925 AP2040929 AP2040935 AP2040939
AP2040954 AP2040962 AP2040963 AP2040972 AP2040973 AP2040977 AP2040986 AP2040997 AP2040998 AP2041000 AP2041002 AP2041008 AP2041009 AP2041012 AP2041013 AP2041016 AP2041020 AP2041022 AP2041024 AP2041034
AP2041039 AP2041042 AP2041044 AP2041049 AP2041076 AP2041077 AP2041090 AP2041094 AP2041110 AP2041120 AP2041125 AP2041128 AP2041143 AP2041152 AP2041169 AP2041170 AP2041171 AP2041186 AP2041191 AP2041192
AP2041193 AP2041196 AP2041204 AP2041206 AP2041213 AP2041216 AP2041228 AP2041229 AP2041234 AP2041238 AP2041240 AP2041241 AP2041243 AP2041246 AP2041258 AP2041267 AP2041274 AP2041275 AP2041280 AP2041283
AP2041289 AP2041292 AP2041294 AP2041295 AP2041305 AP2041306 AP2041308 AP2041311 AP2041313 AP2041315 AP2041319 AP2041320 AP2041333 AP2041343 AP2041344 AP2041345 AP2041349 AP2041351 AP2041358 AP2041363
AP2041381 AP2041383 AP2041388 AP2041400 AP2041406 AP2041407 AP2041408 AP2041412 AP2041416 AP2041420 AP2041434 AP2041435 AP2041442 AP2041449 AP2041457 AP2041458 AP2041476 AP2041478 AP2041480 AP2041482
AP2041498 AP2041500 AP2041501 AP2041530 AP2041533 AP2041538 AP2041543 AP2041544 AP2041557 AP2041560 AP2041562 AP2041569 AP2041570 AP2041578 AP2041580 AP2041593 AP2041602 AP2041629 AP2041637 AP2041638
AP2041643 AP2041656 AP2041658 AP2041666 AP2041667 AP2041668 AP2041676 AP2041681 AP2041688 AP2041694 AP2041696 AP2041701 AP2041703 AP2041705 AP2041707 AP2041715 AP2041719 AP2041725 AP2041730 AP2041731
AP2041732 AP2041736 AP2041744 AP2041753 AP2041755 AP2041757 AP2041763 AP2041764 AP2041768 AP2041770 AP2041780 AP2041781 AP2041783 AP2041785 AP2041798 AP2041801 AP2041802 AP2041810 AP2041815 AP2041829
AP2041831 AP2041833 AP2041835 AP2041841 AP2041861 AP2041863 AP2041865 AP2041868 AP2041883 AP2041888 AP2041890 AP2080002 AP2080003 AP2080017 AP2080021 AP2080026 AP2080027 AP2080028 AP2080031 AP2080033
AP2080042 AP2080049 AP2080060 AP2080061 AP2080065 AP2080068 AP2080070 AP2080076 AP2080077 AP2080079 AP2080082 AP2080087 AP2080095 AP2080096 AP2080098 AP2080102 AP2080104 AP2080107 AP2080117 AP2080123
AP2080124 AP2080132 AP2080133 AP2080139 AP2080143 AP2080152 AP2080158 AP2080171 AP2080172 AP2080177 AP2080179 AP2080183 AP2080191 AP2080197 AP2080200 AP2080201 AP2080216 AP2080217 AP2080221 AP2080223
AP2080228 AP2080243 AP2080255 AP2080258 AP2080263 AP2080267 AP2080272 AP2080275 AP2080276 AP2080286 AP2080303 AP2080307 AP2080323 AP2080328 AP2080342 AP2080344 AP2080345 AP2080355 AP2080373 AP2080377
AP2080378 AP2080379 AP2080385 AP2080388 AP2080411 AP2080412 AP2080416 AP2080422 AP2080427 AP2080429 AP2080434 AP2080438 AP2080441 AP2080447 AP2080449 AP2080451 AP2080456 AP2080465 AP2080466 AP2080473
AP2080484 AP2080494 AP2080497 AP2080506 AP2080507 AP2080519 AP2080539 AP2080546 AP2080549 AP2080555 AP2080559 AP2080566 AP2080575 AP2080576 AP2080577 AP2080578 AP2080585 AP2080589 AP2080591 AP2080596

AP2080601 AP2080602 AP2080603 AP2080609 AP2080621 AP2080622 AP2080627 AP2080641 AP2080661 AP2080663 AP2080664 AP2080665 AP2080675 AP2080679 AP2080681 AP2080689 AP2080695 AP2080701 AP2080707 AP2080709
AP2080710 AP2080721 AP2080725 AP2080731 AP2080736 AP2080741 AP2080746 AP2080748 AP2080749 AP2080750 AP2080755 AP2080763 AP2080764 AP2080766 AP2080782 AP2080797 AP2080809 AP2080821 AP2080829 AP2080831
AP2080834 AP2080839 AP2080840 AP2080843 AP2080850 AP2080853 AP2080854 AP2080859 AP2080862 AP2080866 AP2080872 AP2080873 AP2080874 AP2080879 AP2080882 AP2080887 AP2080889 AP2080890 AP2080906 AP2080908
AP2080909 AP2080912 AP2080916 AP2080923 AP2080924 AP2080926 AP2080927 AP2080934 AP2080935 AP2080942 AP2080950 AP2080951 AP2080956 AP2080958 AP2080959 AP2080970 AP2080971 AP2080973 AP2080977 AP2080979
AP2080985 AP2080990 AP2080994 AP2080997 AP2081004 AP2081012 AP2081014 AP2081016 AP2081019 AP2081023 AP2081025 AP2081026 AP2081028 AP2081032 AP2081041 AP2081045 AP2081049 AP2081051 AP2081061 AP2081067
AP2081073 AP2081076 AP2081083 AP2081092 AP2081093 AP2081094 AP2081095 AP2081096 AP2081099 AP2081110 AP2081112 AP2081115 AP2081124 AP2081147 AP2081150 AP2081152 AP2081160 AP2081169 AP2081177 AP2081186
AP2081201 AP2081208 AP2081216 AP2081217 AP2081220 AP2081221 AP2081229 AP2081232 AP2081233 AP2081245 AP2081254 AP2081269 AP2081276 AP2081278 AP2081281 AP2081288 AP2081292 AP2081295 AP2081296 AP2081297
AP2081298 AP2081305 AP2081319 AP2081324 AP2081334 AP2081359 AP2081383 AP2081409 AP2081416 AP2081422 AP2081435 AP2081437 AP2081453 AP2081454 AP2081476 AP2081488 AP2081491 AP2081499 AP2081500 AP2081503
AP2081507 AP2081508 AP2081509 AP2081511 AP2081520 AP2081531 AP2081537 AP2081539 AP2081542 AP2081543 AP2081546 AP2081553 AP2081558 AP2081562 AP2081563 AP2081566 AP2081568 AP2081571 AP2081572 AP2081575
AP2081576 AP2081577 AP2081581 AP2081582 AP2081585 AP2081594 AP2081596 AP2081597 AP2081599 AP2081600 AP2081602 AP2081612 AP2081619 AP2081629 AP2081631 AP2081633 AP2081636 AP2081638 AP2081643 AP2081644
AP2081654 AP2081657 AP2081661 AP2081666 AP2081667 AP2081668 AP2081669 AP2081674 AP2081696 AP2081697 AP2081700 AP2081707 AP2081708 AP2081719 AP2081721 AP2081724 AP2081726 AP2081730 AP2081753 AP2081757
AP2081758 AP2081760 AP2081769 AP2081780 AP2081783 AP2081789 AP2081792 AP2081796 AP2081802 AP2081829 AP2081850 AP2081854 AP2081859 AP2081869 AP2081871 AP2081874 AP2081876 AP2081877 AP2081878 AP2081887
AP2081892 AP2081894 AP2081913 AP2081915 AP2081927 AP2081934 AP2081948 AP2081949 AP2081950 AP2081951 AP2081962 AP2081963 AP2081970 AP2081974 AP2081980 AP2081983 AP2081985 AP2081987 AP2081989 AP2081991
AP2081996 AP2081997 AP2082000 AP2082001 AP2082003 AP2082007 AP2082013 AP2082020 AP2082026 AP2082027 AP2082036 AP2082041 AP2082046 AP2082061 AP2082065 AP2082067 AP2082069 AP2082070 AP2082071 AP2082081
AP2082086 AP2082094 AP2082102 AP2082117 AP2082119 AP2082121 AP2082124 AP2082133 AP2082135 AP2082136 AP2082137 AP2082150 AP2082152 AP2082153 AP2082155 AP2082156 AP2082165 AP2082168 AP2082171 AP2082181
AP2082189 AP2082192 AP2082216 AP2082220 AP2082223 AP2082229 AP2082235 AP2082241 AP2082246 AP2082257 AP2082258 AP2082259 AP2082262 AP2082263 AP2082272 AP2082274 AP2082283 AP2082287 AP2082289 AP2082290
AP2082294 AP2082296 AP2082300 AP2082301 AP2082306 AP2082307 AP2082310 AP2082311 AP2082313 AP2082319 AP2082320 AP2082321 AP2082325 AP2082326 AP2082327 AP2082330 AP2082337 AP2082339 AP2082341 AP2082343
AP2082347 AP2082350 AP2082355 AP2082362 AP2082363 AP2082365 AP2082367 AP2082373 AP2082382 AP2082383 AP2082390 AP2082396 AP2082404 AP2082405 AP2082412 AP2082413 AP2082418 AP2082425 AP2082434 AP2082435
AP2082441 AP2082443 AP2082453 AP2082463 AP2082464 AP2082468 AP2082478 AP2082486 AP2082513 AP2082517 AP2082518 AP2082526 AP2082537 AP2082538 AP2082541 AP2082548 AP2082550 AP2082553 AP2082562 AP2082570
AP2082572 AP2082582 AP2082592 AP2082598 AP2082605 AP2089260 AP2089265 AP2089266 AP2089267 AP2089268 AP2089269 AP2090006 AP2090010 AP2090044 AP2090046 AP2090053 AP2090064 AP2090072 AP2090075 AP2090079
AP2090084 AP2090090 AP2090093 AP2090096 AP2090106 AP2090107 AP2090108 AP2090110 AP2090112 AP2090123 AP2090126 AP2090127 AP2090137 AP2090144 AP2090145 AP2090147 AP2090157 AP2090159 AP2090163 AP2090169
AP2090174 AP2090180 AP2090182 AP2090185 AP2090196 AP2090200 AP2090203 AP2090205 AP2090214 AP2090220 AP2090221 AP2090226 AP2090231 AP2090232 AP2090239 AP2090240 AP2090253 AP2090262 AP2090272 AP2090274
AP2090280 AP2090307 AP2090318 AP2090321 AP2090332 AP2090369 AP2090386 AP2090388 AP2090393 AP2090406 AP2090416 AP2090419 AP2090420 AP2090422 AP2090432 AP2090433 AP2090442 AP2090444 AP2090494 AP2090497
AP2090516 AP2090524 AP2090525 AP2090527 AP2090534 AP2090543 AP2090544 AP2090555 AP2090573 AP2090582 AP2090594 AP2090599 AP2090600 AP2090603 AP2090605 AP2090607 AP2090612 AP2090634 AP2090648 AP2090652
AP2090654 AP2090667 AP2090672 AP2090674 AP2090690 AP2090696 AP2090697 AP2090701 AP2090718 AP2090720 AP2090725 AP2090728 AP2090738 AP2090739 AP2090748 AP2090753 AP2090754 AP2090766 AP2090778 AP2090780
AP2090787 AP2090789 AP2090796 AP2090797 AP2090806 AP2090816 AP2090821 AP2090826 AP2090840 AP2090844 AP2090849 AP2090851 AP2090876 AP2090878 AP2090883 AP2090889 AP2090891 AP2090893 AP2090899 AP2090902
AP2090903 AP2090904 AP2090905 AP2090906 AP2090907 AP2090921 AP2090923 AP2090932 AP2090934 AP2090937 AP2090938 AP2090941 AP2090943 AP2090954 AP2090963 AP2090970 AP2090973 AP2090984 AP2090990 AP2090994
AP2090997 AP2091000 AP2091003 AP2091005 AP2091007 AP2091012 AP2091013 AP2091016 AP2091020 AP2091022 AP2091024 AP2091025 AP2091036 AP2091038 AP2091040 AP2091051 AP2091071 AP2091072 AP2091079 AP2091089
AP2091095 AP2091098 AP2091100 AP2091133 AP2091137 AP2091145 AP2091149 AP2091167 AP2091179 AP2091185 AP2091188 AP2091189 AP2091206 AP2091209 AP2091213 AP2091220 AP2091227 AP2091237 AP2091240 AP2091251
AP2091256 AP2091257 AP2091264 AP2091265 AP2091267 AP2091283 AP2091287 AP2091291 AP2091293 AP2091294 AP2091301 AP2091303 AP2091310 AP2091312 AP2091316 AP2091318 AP2091319 AP2091329 AP2091342 AP2091345
AP2091347 AP2091361 AP2091369 AP2091371 AP2091375 AP2091398 AP2091403 AP2091410 AP2091414 AP2091415 AP2091418 AP2091421 AP2091432 AP2091433 AP2091436 AP2091442 AP2091444 AP2091449 AP2091466 AP2091467
AP2091471 AP2091481 AP2091496 AP2091499 AP2091505 AP2091506 AP2091512 AP2091516 AP2091517 AP2091522 AP2091523 AP2091525 AP2091530 AP2091535 AP2091544 AP2091548 AP2091552 AP2091561 AP2091565 AP2091571
AP2091575 AP2091579 AP2091583 AP2091591 AP2091592 AP2091596 AP2091606 AP2091613 AP2091618 AP2091623 AP2091626 AP2091629 AP2091642 AP2091653 AP2091655 AP2091659 AP2091664 AP2091670 AP2091673 AP2091682
AP2091683 AP2091693 AP2091706 AP2091717 AP2091725 AP2091753 AP2091754 AP2091769 AP2091778 AP2091781 AP2091789 AP2091802 AP2091815 AP2091820 AP2091824 AP2091833 AP2091854 AP2091869 AP2091873 AP2091876
AP2091881 AP2091886 AP2091918 AP2091928 AP2091930 AP2091931 AP2091947 AP2091948 AP2091954 AP2091976 AP2091988 AP2091989 AP2091992 AP2091998 AP2092002 AP2092006 AP2092008 AP2092011 AP2092021 AP2092022
AP2092025 AP2092026 AP2092029 AP2092038 AP2092043 AP2092044 AP2092049 AP2092055 AP2092057 AP2092061 AP2092068 AP2092084 AP2092085 AP2092086 AP2092091 AP2092095 AP2092099 AP2092108 AP2092132 AP2092135
AP2092141 AP2092142 AP2092143 AP2092144 AP2092146 AP2092148 AP2092149 AP2092154 AP2092157 AP2092161 AP2092168 AP2092172 AP2092180 AP2092185 AP2092191 AP2092197 AP2092199 AP2092203 AP2092204 AP2092206
AP2092215 AP2092220 AP2092222 AP2092225 AP2092230 AP2092234 AP2092236 AP2092249 AP2092254 AP2092256 AP2092262 AP2092270 AP2092279 AP2092281 AP2092282 AP2092288 AP2092289 AP2092292 AP2092301 AP2092307
AP2092309 AP2092326 AP2092330 AP2092333 AP2092337 AP2092339 AP2092357 AP2092369 AP2092371 AP2092379 AP2092386 AP2092394 AP2092399 AP2092403 AP2092408 AP2092409 AP2092412 AP2092421 AP2092433 AP2092436
AP2092438 AP2092440 AP2092441 AP2092458 AP2092467 AP2092469 AP2092476 AP2092478 AP2092490 AP2092493 AP2092494 AP2100004 AP2100014 AP2100027 AP2100028 AP2100029 AP2100032 AP2100033 AP2100037 AP2100039
AP2100043 AP2100051 AP2100058 AP2100061 AP2100063 AP2100065 AP2100069 AP2100088 AP2100091 AP2100093 AP2100095 AP2100096 AP2100099 AP2100109 AP2100114 AP2100115 AP2100116 AP2100123 AP2100126 AP2100133
AP2100136 AP2100146 AP2100148 AP2100151 AP2100159 AP2100164 AP2100166 AP2100167 AP2100176 AP2100182 AP2100186 AP2100187 AP2100216 AP2100219 AP2100225 AP2100227 AP2100228 AP2100229 AP2100230 AP2100231
AP2100233 AP2100236 AP2100237 AP2100250 AP2100254 AP2100269 AP2100271 AP2100275 AP2100278 AP2100281 AP2100284 AP2100298 AP2100312 AP2100317 AP2100318 AP2100320 AP2100333 AP2100342 AP2100346 AP2100356
AP2100361 AP2100364 AP2100368 AP2100373 AP2100375 AP2100378 AP2100379 AP2100383 AP2100387 AP2100396 AP2100410 AP2100419 AP2100428 AP2100434 AP2100445 AP2100450 AP2100451 AP2100459 AP2100465 AP2100479
AP2100481 AP2100488 AP2100494 AP2100499 AP2100506 AP2100507 AP2100511 AP2100521 AP2100524 AP2100531 AP2100541 AP2100546 AP2100547 AP2100563 AP2100566 AP2100610 AP2100611 AP2100614 AP2100616 AP2100617

AP2100622 AP2100637 AP2100639 AP2100646 AP2100652 AP2100655 AP2100656 AP2100661 AP2100672 AP2100675 AP2100685 AP2100686 AP2100688 AP2100692 AP2100696 AP2100702 AP2100718 AP2100720 AP2100724 AP2100727
AP2100731 AP2100734 AP2100735 AP2100740 AP2100741 AP2100747 AP2100751 AP2100760 AP2100765 AP2100771 AP2100775 AP2100776 AP2100779 AP2100786 AP2100788 AP2100799 AP2100800 AP2100803 AP2100809 AP2100811
AP2100815 AP2100818 AP2100820 AP2100844 AP2100851 AP2100855 AP2100861 AP2100862 AP2100863 AP2100864 AP2100869 AP2100870 AP2100871 AP2100875 AP2100880 AP2100883 AP2100885 AP2100888 AP2100889 AP2100894
AP2100896 AP2100897 AP2100905 AP2100906 AP2100910 AP2100914 AP2100915 AP2100920 AP2100926 AP2100929 AP2100930 AP2100934 AP2100939 AP2100944 AP2100951 AP2100961 AP2100963 AP2100977 AP2100979 AP2100982
AP2100983 AP2100991 AP2100994 AP2101008 AP2101009 AP2101016 AP2101028 AP2101035 AP2101036 AP2101040 AP2101048 AP2101058 AP2101060 AP2101063 AP2101082 AP2101086 AP2101089 AP2101091 AP2101101 AP2101113
AP2101115 AP2101119 AP2101122 AP2101131 AP2101134 AP2101137 AP2101138 AP2101139 AP2101142 AP2101144 AP2101146 AP2101148 AP2101151 AP2101160 AP2101171 AP2101172 AP2101175 AP2101182 AP2101183 AP2101192
AP2101206 AP2101207 AP2101213 AP2101232 AP2101246 AP2101250 AP2101251 AP2101254 AP2101261 AP2101262 AP2101270 AP2101274 AP2101277 AP2101280 AP2101281 AP2101287 AP2101290 AP2101291 AP2101299 AP2101300
AP2101315 AP2101319 AP2101321 AP2101327 AP2101329 AP2101334 AP2101341 AP2101348 AP2101349 AP2101353 AP2101362 AP2101368 AP2101376 AP2101377 AP2101378 AP2101386 AP2101388 AP2101394 AP2101395 AP2101400
AP2101407 AP2101410 AP2101412 AP2101428 AP2101433 AP2101437 AP2101446 AP2101447 AP2101467 AP2101469 AP2101470 AP2101471 AP2101477 AP2101489 AP2101495 AP2101501 AP2101502 AP2101504 AP2101505 AP2101507
AP2101513 AP2101519 AP2101531 AP2101534 AP2101535 AP2101557 AP2101558 AP2101571 AP2101572 AP2101574 AP2101576 AP2101597 AP2101599 AP2101608 AP2101617 AP2101622 AP2101625 AP2101627 AP2101630 AP2101633
AP2101634 AP2101650 AP2101656 AP2101657 AP2101660 AP2101662 AP2101664 AP2101665 AP2101666 AP2101671 AP2101678 AP2101684 AP2101686 AP2101689 AP2101699 AP2101701 AP2101705 AP2101711 AP2101715 AP2101742
AP2101755 AP2101762 AP2101763 AP2101773 AP2101774 AP2101781 AP2101794 AP2101796 AP2101802 AP2101808 AP2101811 AP2101812 AP2101816 AP2101817 AP2101856 AP2101857 AP2101859 AP2101861 AP2101882 AP2101896
AP2101901 AP2101902 AP2101903 AP2101918 AP2101932 AP2101941 AP2101942 AP2101949 AP2101951 AP2101954 AP2101959 AP2101963 AP2101967 AP2101969 AP2101973 AP2101976 AP2101977 AP2101978 AP2101980 AP2101981
AP2101983 AP2101986 AP2101987 AP2101994 AP2101998 AP2102000 AP2102006 AP2102008 AP2102010 AP2102015 AP2102017 AP2102018 AP2102023 AP2102026 AP2102032 AP2102043 AP2102048 AP2102049 AP2102050 AP2102053
AP2102055 AP2102066 AP2102071 AP2102081 AP2102086 AP2102088 AP2102096 AP2102109 AP2102121 AP2102132 AP2102139 AP2102151 AP2102153 AP2102155 AP2102163 AP2102165 AP2102166 AP2102185 AP2102191 AP2102192
AP2102207 AP2102242 AP2102244 AP2102252 AP2102253 AP2102254 AP2102260 AP2102265 AP2102267 AP2102268 AP2102279 AP2102294 AP2102296 AP2102300 AP2102308 AP2102312 AP2102320 AP2102323 AP2102324 AP2102346
AP2102350 AP2102352 AP2102354 AP2102355 AP2102360 AP2102364 AP2102386 AP2102407 AP2102418 AP2102427 AP2102430 AP2102445 AP2102456 AP2102465 AP2102467 AP2102470 AP2102476 AP2102477 AP2102492 AP2102495
AP2102498 AP2110001 AP2110008 AP2110015 AP2110018 AP2110021 AP2110024 AP2110026 AP2110033 AP2110041 AP2110061 AP2110064 AP2110068 AP2110086 AP2110096 AP2110110 AP2110121 AP2110124 AP2110131 AP2110133
AP2110144 AP2110147 AP2110154 AP2110157 AP2110158 AP2110161 AP2110162 AP2110164 AP2110165 AP2110166 AP2110174 AP2110178 AP2110219 AP2110238 AP2110248 AP2110249 AP2110250 AP2110271 AP2110274 AP2110285
AP2110297 AP2110301 AP2110311 AP2110334 AP2110342 AP2110351 AP2110352 AP2110366 AP2110376 AP2110386 AP2110393 AP2110394 AP2110395 AP2110396 AP2110399 AP2110406 AP2110410 AP2110420 AP2110426 AP2110428
AP2110430 AP2110431 AP2110434 AP2110437 AP2110450 AP2110454 AP2110456 AP2110482 AP2110495 AP2110500 AP2110519 AP2110522 AP2110531 AP2110550 AP2110552 AP2110559 AP2110560 AP2110571 AP2110577 AP2110578
AP2110588 AP2110607 AP2110608 AP2110609 AP2110610 AP2110633 AP2110637 AP2110649 AP2110652 AP2110654 AP2110659 AP2110665 AP2110677 AP2110684 AP2110690 AP2110700 AP2110705 AP2110709 AP2110711 AP2110715
AP2110716 AP2110719 AP2110732 AP2110735 AP2110789 AP2110802 AP2110804 AP2110811 AP2110820 AP2110823 AP2110838 AP2110842 AP2110860 AP2110871 AP2110873 AP2110875 AP2110877 AP2110883 AP2110885 AP2110892
AP2110902 AP2110913 AP2110937 AP2110958 AP2110962 AP2110968 AP2110974 AP2110975 AP2110976 AP2110979 AP2110983 AP2110987 AP2111005 AP2111006 AP2111008 AP2111010 AP2111019 AP2111021 AP2111039 AP2111046
AP2111075 AP2111080 AP2111082 AP2111092 AP2111094 AP2111110 AP2111120 AP2111130 AP2111134 AP2111146 AP2111149 AP2111159 AP2111178 AP2111193 AP2111194 AP2111198 AP2111205 AP2111212 AP2111213 AP2111223
AP2111256 AP2111262 AP2111263 AP2111275 AP2111291 AP2111299 AP2111301 AP2111308 AP2111311 AP2111317 AP2111335 AP2111336 AP2111341 AP2111355 AP2111360 AP2111367 AP2111390 AP2111398 AP2111405 AP2111408
AP2111413 AP2111435 AP2111438 AP2111439 AP2111446 AP2111479 AP2111487 AP2111496 AP2111502 AP2111515 AP2111527 AP2111541 AP2111547 AP2111554 AP2111603 AP2111607 AP2111610 AP2111614 AP2111615 AP2111616
AP2111617 AP2111625 AP2111626 AP2111629 AP2111631 AP2111634 AP2111649 AP2111653 AP2111668 AP2111676 AP2111677 AP2111678 AP2111693 AP2111698 AP2111713 AP2111719 AP2111731 AP2111736 AP2111755 AP2111757
AP2111763 AP2111767 AP2111787 AP2111794 AP2111795 AP2111800 AP2111808 AP2111809 AP2111813 AP2111828 AP2111829 AP2111835 AP2111860 AP2111863 AP2111874 AP2111875 AP2111889 AP2111910 AP2111911 AP2111918
AP2111930 AP2111931 AP2111952 AP2111960 AP2111961 AP2111968 AP2111976 AP2111978 AP2111980 AP2111984 AP2111995 AP2112004 AP2112024 AP2112037 AP2112045 AP2112050 AP2112052 AP2112075 AP2112086 AP2112095
AP2112109 AP2112112 AP2112113 AP2112115 AP2112118 AP2112124 AP2112136 AP2112158 AP2112159 AP2112166 AP2112175 AP2112188 AP2112192 AP2112195 AP2112208 AP2112222 AP2112239 AP2112240 AP2112242 AP2112267
AP2112275 AP2112281 AP2112287 AP2112292 AP2112303 AP2112316 AP2112317 AP2112328 AP2112331 AP2112341 AP2112375 AP2112376 AP2112381 AP2112384 AP2112385 AP2112387 AP2112390 AP2112404 AP2112407 AP2112411
AP2112416 AP2112420 AP2112422 AP2112423 AP2112426 AP2112429 AP2112431 AP2112432 AP2112434 AP2112455 AP2112457 AP2112461 AP2112463 AP2112469 AP2112471 AP2112473 AP2112478 AP2112482 AP2112485 AP2112498
AP2112502 AP2112508 AP2112543 AP2112554 AP2112570 AP2112589 AP2112591 AP2112615 AP2112622 AP2112634 AP2112640 AP2112649 AP2112653 AP2112655 AP2112660 AP2112686 AP2112704 AP2112716 AP2112720 AP2112725
AP2112746 AP2112750 AP2112752 AP2112763 AP2112764 AP2112767 AP2112772 AP2112778 AP2112779 AP2112788 AP2112789 AP2112796 AP2112817 AP2112821 AP2112830 AP2112832 AP2112836 AP2112837 AP2112843 AP2112844
AP2112848 AP2112855 AP2112857 AP2112858 AP2112868 AP2112906 AP2112909 AP2112922 AP2112928 AP2112951 AP2112961 AP2112969 AP2112972 AP2112975 AP2112976 AP2112977 AP2112982 AP2112992 AP2112993 AP2113004
AP2113009 AP2113011 AP2113027 AP2113030 AP2113033 AP2113041 AP2113047 AP2113051 AP2113052 AP2113060 AP2113061 AP2113063 AP2113071 AP2113073 AP2113082 AP2113087 AP2113090 AP2113102 AP2113111 AP2113123
AP2113134 AP2113138 AP2113140 AP2113148 AP2113155 AP2113166 AP2113169 AP2113173 AP2113177 AP2113190 AP2113191 AP2113194 AP2113196 AP2140001 AP2140004 AP2140012 AP2140013 AP2140018 AP2140026 AP2140052
AP2140057 AP2140079 AP2140100 AP2140104 AP2140120 AP2140125 AP2140135 AP2140139 AP2140178 AP2140180 AP2140191 AP2140205 AP2140207 AP2140219 AP2140246 AP2140248 AP2140253 AP2140254 AP2140257 AP2140264
AP2140273 AP2140303 AP2140311 AP2140315 AP2140325 AP2140335 AP2140341 AP2140352 AP2140368 AP2140370 AP2140371 AP2140387 AP2140404 AP2140409 AP2140423 AP2140424 AP2140434 AP2140435 AP2140442 AP2140443
AP2140449 AP2140478 AP2140482 AP2140487 AP2140493 AP2140495 AP2140500 AP2140505 AP2140521 AP2140535 AP2140552 AP2140564 AP2140577 AP2140598 AP2140612 AP2140614 AP2140625 AP2140631 AP2140642 AP2140667
AP2140688 AP2140689 AP2140690 AP2140707 AP2140711 AP2140713 AP2140727 AP2140742 AP2140744 AP2140746 AP2140764 AP2140768 AP2140772 AP2140773 AP2140794 AP2140804 AP2140815 AP2140823 AP2140831 AP2140835
AP2140850 AP2140860 AP2140861 AP2140879 AP2140897 AP2140902 AP2140909 AP2140917 AP2140918 AP2140956 AP2140991 AP2141004 AP2141013 AP2141022 AP2141113 AP2141114 AP2141117 AP2141119 AP2141132 AP2141165
AP2141166 AP2141172 AP2141177 AP2141178 AP2141193 AP2141196 AP2141203 AP2141226 AP2141240 AP2141261 AP2141289 AP2141297 AP2141300 AP2141324 AP2141325 AP2141360 AP2141366 AP2141368 AP2141392 AP2141396
AP2141423 AP2141432 AP2141444 AP2141452 AP2141461 AP2141485 AP2141506 AP2141511 AP2141514 AP2141525 AP2141533 AP2141537 AP2141553 AP2141570 AP2141576 AP2141594 AP2141600 AP2141619 AP2141636 AP2141647

AP2141650 AP2141656 AP2141664 AP2141673 AP2141685 AP2141695 AP2141732 AP2141741 AP2141747 AP2141756 AP2141759 AP2141776 AP2141799 AP2141802 AP2141803 AP2141818 AP2141819 AP2141837 AP2141839 AP2141848
AP2141850 AP2141858 AP2141866 AP2141885 AP2141893 AP2141912 AP2141923 AP2141929 AP2141930 AP2141937 AP2141944 AP2141954 AP2141955 AP2141983 AP2141984 AP2141986 AP2141993 AP2141997 AP2142012 AP2142017
AP2142020 AP2142022 AP2142024 AP2142025 AP2142034 AP2142052 AP2142057 AP2142075 AP2142093 AP2142095 AP2142105 AP2142132 AP2142135 AP2142136 AP2142146 AP2142171 AP2142173 AP2142176 AP2142199 AP2142202
AP2142210 AP2142227 AP2142233 AP2142236 AP2142243 AP2142291 AP2142293 AP2142294 AP2142295 AP2142297 AP2142302 AP2142303 AP2142311 AP2142314 AP2142316 AP2142324 AP2142333 AP2142341 AP2142358 AP2142364
AP2142366 AP2142380 AP2142385 AP2142388 AP2142394 AP2142395 AP2142403 AP2142407 AP2142417 AP2142418 AP2142426 AP2142428 AP2142431 AP2142437 AP2142455 AP2142461 AP2142462 AP2142491 AP2142504 AP2142521
AP2142536 AP2142542 AP2142546 AP2142548 AP2142552 AP2142560 AP2142568 AP2142569 AP2142574 AP2142589 AP2142595 AP2142601 AP2142663 AP2142674 AP2142690 AP2142692 AP2142703 AP2142722 AP2142733 AP2142742
AP2142756 AP2142759 AP2142763 AP2142768 AP2142778 AP2142791 AP2142798 AP2142839 AP2142847 AP2142849 AP2142856 AP2142873 AP2142874 AP2180002 AP2180005 AP2180008 AP2180019 AP2180025 AP2180031 AP2180036
AP2180039 AP2180043 AP2180048 AP2180056 AP2180059 AP2180061 AP2180073 AP2180074 AP2180086 AP2180091 AP2180092 AP2180100 AP2180112 AP2180122 AP2180126 AP2180128 AP2180129 AP2180143 AP2180151 AP2180152
AP2180153 AP2180156 AP2180160 AP2180162 AP2180163 AP2180172 AP2180174 AP2180187 AP2180194 AP2180195 AP2180196 AP2180199 AP2180202 AP2180203 AP2180204 AP2180220 AP2180222 AP2180224 AP2180226 AP2180232
AP2180233 AP2180236 AP2180240 AP2180243 AP2180250 AP2180258 AP2180259 AP2180262 AP2180265 AP2180273 AP2180279 AP2180281 AP2180287 AP2180290 AP2180297 AP2180300 AP2180301 AP2180309 AP2180311 AP2180315
AP2180324 AP2180327 AP2180333 AP2180336 AP2180340 AP2180343 AP2180347 AP2180351 AP2180356 AP2180359 AP2180362 AP2180366 AP2180395 AP2180401 AP2180402 AP2180404 AP2180406 AP2180414 AP2180424 AP2180427
AP2180430 AP2180446 AP2180449 AP2180450 AP2180454 AP2180460 AP2180461 AP2180472 AP2180473 AP2180480 AP2180505 AP2180508 AP2180519 AP2180520 AP2180521 AP2180528 AP2180537 AP2180539 AP2180543 AP2180554
AP2180555 AP2180569 AP2180570 AP2180586 AP2180590 AP2180592 AP2180600 AP2180602 AP2180614 AP2180616 AP2180617 AP2180624 AP2180627 AP2180633 AP2180637 AP2180645 AP2180648 AP2180649 AP2180652 AP2180655
AP2180659 AP2180660 AP2180667 AP2180675 AP2180676 AP2180681 AP2180685 AP2180701 AP2180705 AP2180712 AP2180715 AP2180719 AP2180720 AP2180730 AP2180734 AP2180739 AP2180741 AP2180749 AP2180755 AP2180757
AP2180759 AP2180760 AP2180761 AP2180762 AP2180766 AP2180767 AP2180768 AP2180771 AP2180775 AP2180781 AP2180791 AP2180807 AP2180810 AP2180825 AP2180841 AP2180855 AP2180861 AP2180872 AP2180873 AP2180882
AP2180885 AP2180886 AP2180887 AP2180908 AP2180913 AP2180917 AP2180934 AP2180953 AP2180977 AP2180984 AP2180992 AP2181004 AP2181010 AP2181019 AP2181020 AP2181021 AP2181022 AP2181032 AP2181038 AP2181044
AP2181046 AP2181052 AP2181070 AP2181085 AP2181094 AP2181114 AP2181115 AP2181125 AP2181131 AP2181132 AP2181138 AP2181145 AP2181147 AP2181157 AP2181162 AP2181165 AP2181166 AP2181168 AP2181169 AP2181183
AP2181191 AP2181192 AP2181196 AP2181201 AP2181212 AP2181216 AP2181220 AP2181223 AP2181233 AP2181234 AP2181251 AP2181261 AP2181267 AP2181270 AP2181273 AP2181288 AP2181289 AP2181292 AP2181293 AP2181296
AP2181302 AP2181306 AP2181308 AP2181309 AP2181316 AP2181318 AP2181319 AP2181331 AP2181339 AP2181345 AP2181351 AP2181357 AP2181363 AP2181367 AP2181384 AP2181386 AP2181387 AP2181389 AP2181406 AP2181407
AP2181440 AP2181445 AP2181448 AP2181449 AP2181454 AP2181456 AP2181470 AP2181471 AP2181480 AP2181487 AP2181493 AP2181503 AP2181509 AP2181520 AP2181522 AP2181538 AP2181539 AP2181541 AP2181547 AP2181550
AP2181560 AP2181564 AP2181565 AP2181569 AP2181571 AP2181573 AP2181574 AP2181581 AP2181585 AP2181586 AP2181591 AP2181601 AP2181602 AP2250008 AP2250028 AP2250042 AP2250043 AP2250051 AP2250059 AP2250062
AP2250068 AP2250076 AP2250077 AP2250085 AP2250086 AP2250088 AP2250095 AP2250105 AP2250107 AP2250108 AP2250110 AP2250123 AP2250146 AP2250150 AP2250151 AP2250153 AP2250159 AP2250179 AP2250182 AP2250183
AP2250195 AP2250205 AP2250207 AP2250214 AP2250215 AP2250217 AP2250220 AP2250246 AP2250247 AP2250250 AP2250253 AP2250255 AP2250258 AP2250260 AP2250262 AP2250269 AP2250270 AP2250276 AP2250280 AP2250290
AP2250303 AP2250308 AP2250312 AP2250326 AP2250330 AP2250331 AP2250332 AP2250336 AP2250347 AP2250349 AP2250353 AP2250357 AP2250361 AP2250368 AP2250369 AP2250371 AP2250377 AP2250379 AP2250380 AP2250389
AP2250393 AP2250394 AP2250399 AP2250405 AP2250411 AP2250419 AP2250427 AP2250436 AP2250438 AP2250443 AP2250451 AP2250452 AP2250456 AP2250460 AP2250461 AP2250469 AP2250479 AP2250486 AP2250494 AP2250499
AP2250504 AP2250513 AP2250522 AP2250524 AP2250525 AP2250536 AP2250538 AP2250542 AP2250543 AP2250546 AP2250561 AP2250565 AP2250569 AP2250574 AP2250580 AP2250588 AP2250600 AP2250608 AP2250609 AP2250610
AP2250611 AP2250616 AP2250617 AP2250618 AP2250629 AP2250630 AP2250649 AP2250653 AP2250662 AP2250663 AP2250666 AP2250670 AP2250673 AP2250675 AP2250694 AP2250695 AP2250697 AP2250707 AP2250708 AP2250716
AP2250719 AP2250725 AP2250726 AP2250733 AP2250735 AP2250736 AP2250738 AP2250742 AP2250748 AP2250755 AP2250784 AP2250785 AP2250787 AP2250792 AP2250803 AP2250814 AP2250816 AP2250818 AP2250824 AP2250828
AP2250830 AP2250839 AP2250842 AP2250843 AP2250845 AP2250849 AP2250860 AP2250873 AP2250883 AP2250899 AP2250902 AP2250903 AP2250908 AP2250917 AP2250921 AP2250926 AP2250939 AP2250940 AP2250945 AP2250959
AP2250960 AP2250966 AP2250970 AP2250973 AP2250977 AP2250980 AP2250987 AP2250990 AP2250995 AP2251008 AP2251017 AP2251023 AP2251027 AP2251034 AP2251036 AP2251039 AP2251044 AP2251056 AP2251060 AP2251061
AP2251069 AP2251084 AP2251092 AP2251093 AP2251098 AP2251104 AP2251108 AP2251112 AP2251113 AP2251126 AP2251133 AP2251146 AP2251152 AP2251153 AP2251160 AP2251162 AP2251172 AP2251178 AP2251184 AP2251189
AP2251191 AP2251195 AP2251197 AP2251202 AP2251210 AP2251217 AP2251218 AP2251219 AP2251246 AP2251251 AP2251261 AP2251266 AP2251267 AP2251294 AP2251295 AP2251296 AP2251298 AP2251299 AP2251302 AP2251304
AP2251311 AP2251321 AP2251328 AP2251334 AP2251349 AP2251353 AP2251368 AP2251369 AP2251370 AP2251371 AP2251372 AP2251373 AP2251388 AP2251397 AP2251411 AP2251412 AP2251425 AP2251434 AP2251436 AP2251439
AP2251441 AP2251442 AP2251450 AP2251456 AP2251463 AP2251464 AP2251484 AP2251486 AP2251490 AP2251496 AP2251501 AP2251506 AP2251512 AP2251514 AP2251518 AP2251520 AP2251526 AP2251534 AP2251541 AP2251543
AP2251546 AP2251549 AP2251554 AP2251567 AP2251568 AP2251571 AP2251580 AP2251581 AP2251587 AP2251596 AP2251606 AP2251614 AP2251640 AP2251643 AP2251646 AP2251647 AP2251648 AP2251654 AP2251656 AP2251667 AP2251668
AP2251669 AP2251676 AP2251680 AP2251686 AP2251694 AP2251697 AP2251699 AP2251709 AP2251710 AP2251713 AP2251714 AP2251715 AP2251718 AP2251730 AP2251742 AP2251749 AP2251754 AP2251755 AP2251757 AP2251758
AP2251784 AP2251786 AP2251788 AP2251791 AP2251799 AP2251819 AP2251828 AP2251835 AP2251836 AP2251850 AP2251856 AP2251859 AP2251866 AP2251874 AP2251883 AP2251885 AP2251888 AP2251889 AP2251921 AP2251927
AP2251930 AP2251936 AP2251947 AP2251949 AP2251955 AP2251956 AP2251959 AP2251962 AP2251964 AP2251970 AP2251978 AP2251982 AP2251990 AP2252008 AP2252013 AP2252018 AP2252019 AP2252031 AP2252035 AP2252040
AP2252065 AP2252070 AP2252072 AP2252075 AP2252080 AP2252088 AP2252094 AP2252097 AP2252101 AP2252104 AP2252108 AP2252109 AP2252110 AP2252120 AP2252121 AP2252125 AP2252140 AP2252143 AP2252155 AP2252168
AP2252183 AP2252184 AP2252194 AP2252200 AP2252201 AP2252203 AP2252205 AP2252208 AP2252219 AP2252227 AP2252229 AP2252242 AP2252248 AP2252250 AP2252257 AP2252261 AP2252264 AP2252268 AP2252275 AP2252277
AP2252281 AP2252283 AP2252286 AP2252292 AP2252298 AP2252304 AP2252305 AP2252308 AP2252322 AP2252323 AP2252324 AP2252333 AP2252334 AP2252339 AP2252344 AP2252346 AP2252358 AP2252369 AP2252380 AP2252387
AP2252400 AP2252407 AP2252431 AP2252432 AP2252455 AP2252460 AP2252463 AP2252464 AP2252470 AP2252471 AP2252472 AP2252490 AP2252494 AP2252499 AP2270009 AP2270022 AP2270032 AP2270036 AP2270044 AP2270050
AP2270071 AP2270100 AP2270103 AP2270117 AP2270119 AP2270120 AP2270130 AP2270142 AP2270146 AP2270151 AP2270154 AP2270156 AP2270157 AP2270159 AP2270161 AP2270164 AP2270168 AP2270188 AP2270213 AP2270221
AP2270250 AP2270254 AP2270260 AP2270264 AP2270267 AP2270270 AP2270279 AP2270298 AP2270310 AP2270315 AP2270317 AP2270326 AP2270333 AP2270334 AP2270335 AP2270337 AP2270338 AP2270345 AP2270350 AP2270354
AP2270361 AP2270381 AP2270385 AP2270397 AP2270400 AP2270402 AP2270422 AP2270432 AP2270448 AP2270467 AP2270468 AP2270469 AP2270478 AP2270489 AP2270510 AP2270513 AP2270519 AP2270534 AP2270535 AP2270538

AP2270549 AP2270554 AP2270563 AP2270565 AP2270582 AP2270588 AP2270592 AP2270597 AP2270598 AP2270599 AP2270600 AP2270601 AP2270609 AP2270618 AP2270620 AP2270625 AP2270627 AP2270632 AP2270634 AP2270638
AP2270647 AP2270661 AP2270662 AP2270665 AP2270673 AP2270684 AP2270690 AP2270694 AP2270695 AP2270697 AP2270708 AP2270719 AP2270722 AP2270723 AP2270725 AP2270727 AP2270729 AP2270737 AP2270742 AP2270767
AP2270771 AP2270773 AP2270776 AP2270781 AP2270784 AP2270791 AP2270793 AP2270809 AP2270811 AP2270813 AP2270834 AP2270839 AP2270841 AP2270844 AP2270850 AP2270858 AP2270863 AP2270867 AP2270871 AP2270876
AP2270877 AP2270879 AP2270886 AP2270895 AP2270897 AP2270903 AP2270920 AP2270922 AP2270928 AP2270929 AP2270930 AP2270933 AP2270937 AP2270938 AP2270941 AP2270945 AP2270947 AP2270948 AP2270950 AP2270954
AP2270971 AP2270978 AP2270979 AP2270986 AP2270998 AP2271000 AP2271013 AP2271015 AP2271029 AP2271031 AP2271040 AP2271044 AP2271048 AP2271055 AP2271057 AP2271058 AP2271076 AP2271084 AP2271091 AP6010395
AP6011172 AP6510038

試験地　神奈川

AP3410008 AP3410012 AP3410021 AP3410035 AP3410038 AP3410039 AP3410046 AP3410057 AP3410066 AP3410121 AP3410137 AP3410138 AP3410156 AP3410157 AP3410162 AP3410167 AP3410174 AP3410176 AP3410178 AP3410184
AP3410194 AP3410201 AP3410203 AP3410208 AP3410211 AP3410221 AP3410224 AP3410247 AP3410267 AP3410276 AP3410283 AP3410302 AP3410304 AP3410310 AP3410312 AP3410316 AP3410318 AP3410321 AP3410334 AP3410337
AP3410338 AP3410347 AP3410362 AP3410364 AP3410370 AP3410383 AP3410396 AP3410417 AP3410437 AP3410441 AP3410461 AP3410472 AP3410476 AP3410479 AP3410484 AP3410489 AP3410499 AP3410502 AP3410513 AP3410521
AP3410526 AP3410527 AP3410528 AP3410547 AP3410549 AP3410554 AP3410560 AP3410565 AP3410572 AP3410579 AP3410620 AP3410625 AP3410631 AP3410636 AP3410650 AP3410662 AP3410669 AP3410681 AP3410691 AP3410707
AP3410711 AP3410717 AP3410745 AP3410752 AP3410780 AP3410794 AP3410831 AP3410838 AP3410848 AP3410871 AP3410872 AP3410877 AP3410881 AP3410883 AP3410899 AP3410906 AP3410909 AP3410912 AP3410914 AP3410923
AP3410927 AP3410929 AP3410939 AP3410943 AP3410948 AP3410953 AP3410958 AP3410965 AP3410981 AP3411001 AP3411006 AP3411007 AP3411009 AP3411022 AP3411031 AP3411032 AP3411064 AP3411080 AP3411098 AP3411108
AP3411110 AP3411129 AP3411131 AP3411133 AP3411147 AP3411154 AP3411184 AP3411191 AP3411197 AP3411217 AP3411218 AP3411235 AP3411237 AP3411243 AP3411254 AP3411277 AP3411282 AP3411288 AP3411315 AP3411322
AP3411324 AP3411332 AP3411343 AP3411366 AP3411368 AP3411369 AP3420006 AP3420016 AP3420018 AP3420025 AP3420027 AP3420043 AP3420044 AP3420067 AP3420073 AP3420097 AP3420107 AP3420118 AP3420122 AP3420123
AP3420130 AP3420132 AP3420133 AP3420139 AP3420141 AP3420152 AP3420162 AP3420164 AP3420167 AP3420177 AP3420178 AP3420183 AP3420198 AP3420210 AP3420218 AP3420222 AP3420232 AP3420236 AP3420240 AP3420256
AP3420302 AP3420307 AP3420313 AP3420317 AP3420323 AP3420326 AP3420331 AP3420336 AP3420345 AP3420348 AP3420357 AP3420360 AP3420369 AP3420372 AP3420373 AP3420390 AP3420401 AP3420408 AP3420409 AP3420410
AP3420414 AP3420418 AP3420449 AP3420450 AP3420454 AP3420460 AP3420482 AP3420484 AP3420503 AP3420510 AP3420520 AP3420524 AP3420525 AP3420535 AP3420536 AP3420542 AP3420548 AP3420552 AP3420556 AP3420559
AP3420567 AP3420570 AP3420573 AP3420577 AP3420579 AP3420598 AP3420599 AP3420601 AP3420610 AP3420629 AP3420637 AP3420640 AP3420641 AP3420643 AP3420652 AP3420655 AP3420663 AP3420683 AP3420689 AP3420690
AP3420694 AP3420704 AP3420714 AP3420721 AP3420733 AP3420738 AP3420740 AP3420741 AP3420750 AP3420752 AP3420756 AP3420764 AP3420779 AP3420786 AP3420787 AP3420804 AP3420822 AP3420834 AP3420853 AP3420862
AP3420873 AP3420883 AP3420887 AP3420890 AP3420894 AP3420897 AP3420898 AP3420901 AP3420927 AP3420928 AP3420929 AP3420935 AP3420940 AP3420945 AP3420947 AP3420948 AP3420952 AP3420954 AP3420973 AP3420994 AP3420999
AP3421002 AP3421004 AP3421012 AP3421013 AP3421023 AP3421040 AP3421044 AP3421056 AP3421075 AP3421080 AP3421082 AP3421092 AP3421104 AP3421105 AP3421114 AP3421118 AP3421127 AP3421130 AP3421132 AP3421143
AP3421153 AP3421154 AP3421161 AP3421182 AP3421183 AP3421196 AP3421200 AP3421214 AP3421224 AP3421225 AP3421235 AP3421242 AP3421246 AP3421248 AP3421251 AP3421255 AP3421256 AP3421266 AP3421267 AP3421269
AP3421277 AP3421283 AP3421287 AP3421297 AP3421309 AP3421321 AP3421328 AP3421333 AP3421344 AP3421346 AP3421363 AP3421367 AP3421368 AP3421375 AP3421376 AP3421377 AP3421380 AP3421384 AP3421396 AP3421398
AP3421400 AP3421407 AP3421412 AP3421416 AP3421432 AP3421435 AP3421453 AP3421456 AP3421461 AP3421467 AP3421480 AP3430022 AP3430035 AP3430036 AP3430044 AP3430052 AP3430055 AP3430068 AP3430084 AP3430087
AP3430093 AP3430099 AP3430101 AP3430104 AP3430105 AP3430109 AP3430124 AP3430125 AP3430127 AP3430130 AP3430133 AP3430142 AP3430179 AP3430184 AP3430186 AP3430188 AP3430189 AP3430192 AP3430201 AP3430221
AP3430234 AP3430236 AP3430242 AP3430244 AP3430271 AP3430274 AP3430287 AP3430293 AP3430301 AP3430303 AP3430311 AP3430321 AP3430330 AP3430337 AP3430342 AP3430381 AP3430387 AP3430394 AP3430402 AP3430407
AP3430408 AP3430412 AP3430414 AP3430429 AP3430443 AP3430445 AP3430470 AP3430487 AP3430489 AP3430499 AP3430505 AP3430517 AP3430520 AP3430521 AP3430536 AP3430538 AP3430539 AP3430542 AP3430549 AP3430550
AP3430554 AP3430574 AP3430580 AP3430590 AP3430616 AP3430620 AP3430629 AP3430633 AP3430637 AP3430640 AP3430643 AP3430650 AP3430652 AP3430653 AP3430674 AP3430680 AP3430697 AP3430700 AP3430704 AP3430708
AP3430715 AP3430735 AP3430757 AP3430766 AP3430779 AP3430787 AP3430796 AP3430800 AP3430816 AP3430825 AP3430826 AP3430828 AP3430840 AP3430845 AP3430852 AP3430855 AP3430862 AP3430871 AP3430878 AP3450001
AP3450005 AP3450008 AP3450009 AP3450011 AP3450012 AP3450015 AP3450021 AP3450022 AP3450024 AP3450029 AP3450030 AP3450033 AP3450035 AP3450038 AP3450039 AP3450040 AP3450043 AP3450045 AP3450046 AP3450055
AP3450056 AP3450067 AP3450071 AP3450074 AP3450075 AP3450081 AP3450085 AP3450092 AP3450094 AP3450096 AP3450100 AP3450117 AP3450122 AP3450135 AP3450138 AP3450141 AP3450155 AP3450163 AP3450177 AP3450180
AP3450183 AP3450187 AP3450193 AP3450203 AP3450205 AP3450207 AP3450208 AP3450216 AP3450220 AP3450221 AP3450223 AP3450227 AP3450234 AP3450244 AP3450248 AP3450250 AP3450252 AP3450258 AP3450268 AP3450270
AP3450279 AP3450281 AP3450283 AP3450285 AP3450287 AP3450290 AP3450291 AP3450293 AP3450298 AP3450299 AP3450305 AP3450307 AP3450312 AP3450321 AP3450327 AP3450335 AP3450336 AP3450339 AP3450343 AP3450344
AP3450345 AP3450366 AP3450367 AP3450373 AP3450377 AP3450379 AP3450380 AP3450383 AP3450392 AP3450400 AP3450414 AP3450417 AP3450433 AP3450436 AP3450437 AP3450441 AP3450443 AP3450456 AP3450458 AP3450461
AP3450462 AP3450463 AP3450464 AP3450465 AP3450468 AP3450470 AP3450471 AP3450474 AP3450480 AP3450486 AP3450487 AP3450504 AP3450511 AP3450518 AP3450521 AP3450523 AP3450531 AP3450533 AP3450543 AP3450551
AP3450552 AP3450554 AP3450558 AP3450565 AP3450566 AP3450567 AP3450568 AP3450578 AP3450581 AP3450585 AP3450590 AP3450606 AP3450610 AP3450616 AP3450629 AP3450631 AP3450635 AP3450637 AP3450638 AP3450649
AP3450650 AP3450652 AP3450683 AP3450685 AP3450689 AP3450695 AP3450696 AP3450700 AP3450701 AP3450702 AP3450704 AP3450707 AP3450717 AP3450720 AP3450724 AP3450726 AP3450730 AP3450737 AP3450738 AP3450740
AP3450759 AP3450761 AP3450767 AP3450775 AP3450778 AP3450789 AP3450792 AP3450793 AP3450813 AP3450815 AP3450817 AP3450818 AP3450823 AP3450828 AP3450837 AP3450867 AP3450872 AP3450874 AP3450879 AP3450886
AP3450892 AP3450904 AP3450917 AP3450919 AP3450922 AP3450924 AP3450927 AP3450934 AP3450942 AP3450952 AP3450954 AP3450962 AP3450968 AP3450995 AP3451000 AP3451005 AP3451008 AP3451013 AP3451016 AP3451018
AP3451023 AP3451025 AP3451026 AP3451027 AP3451030 AP3451037 AP3451038 AP3451039 AP3451046 AP3451063 AP3451071 AP3451093 AP3451094 AP3451095 AP3451097 AP3451102 AP3451107 AP3451111 AP3451116 AP3451120
AP3451121 AP3451127 AP3451132 AP3451134 AP3451137 AP3451164 AP3451168 AP3451172 AP3451186 AP3451192 AP3451196 AP3451199 AP3451206 AP3451211 AP3451216 AP3451225 AP3451227 AP3451230 AP3451245 AP3451248
AP3451258 AP3451259 AP3451262 AP3451266 AP3451275 AP3451283 AP3451284 AP3451289 AP3451292 AP3451294 AP3451299 AP3451304 AP3451306 AP3451315 AP3451318 AP3451319 AP3451321 AP3451322 AP3451325 AP3451326
AP3451338 AP3451339 AP3451344 AP3451356 AP3451358 AP3451370 AP3451372 AP3451378 AP3460002 AP3460004 AP3460007 AP3460008 AP3460012 AP3460013 AP3460018 AP3460028 AP3460039 AP3460047 AP3460054 AP3460069

AP3460070 AP3460071 AP3460074 AP3460075 AP3460090 AP3460092 AP3460101 AP3460116 AP3460117 AP3460138 AP3460148 AP3460153 AP3460158 AP3460170 AP3460171 AP3460175 AP3460176 AP3460177 AP3460181 AP3460182
AP3460183 AP3460184 AP3460188 AP3460204 AP3460210 AP3460212 AP3460213 AP3460215 AP3460220 AP3460222 AP3460231 AP3460248 AP3460249 AP3460250 AP3460252 AP3460255 AP3460261 AP3460270 AP3460274 AP3460276
AP3460281 AP3460295 AP3460301 AP3460302 AP3460310 AP3460313 AP3460314 AP3460319 AP3460326 AP3460327 AP3460337 AP3460352 AP3460354 AP3460369 AP3460405 AP3460408 AP3460414 AP3460416 AP3460427 AP3460431
AP3460437 AP3460468 AP3460470 AP3460477 AP3460489 AP3460512 AP3460513 AP3460516 AP3460518 AP3460525 AP3460532 AP3460541 AP3460544 AP3460546 AP3460550 AP3460555 AP3460565 AP3460583 AP3460588 AP3460591
AP3460597 AP3460599 AP3460604 AP3460605 AP3460607 AP3460615 AP3460619 AP3460623 AP3460631 AP3460652 AP3460658 AP3460662 AP3460673 AP3460680 AP3460693 AP3460696 AP3460699 AP3460700 AP3460716 AP3460717
AP3460721 AP3460730 AP3460731 AP3460740 AP3460741 AP3460744 AP3460759 AP3460773 AP3460788 AP3460795 AP3460796 AP3460802 AP3460832 AP3460855 AP3460857 AP3460861 AP3460865 AP3460874 AP3460875 AP3460881
AP3460882 AP3460886 AP3460890 AP3460895 AP3460902 AP3460904 AP3460908 AP3460916 AP3460945 AP3460947 AP3460963 AP3460969 AP3460973 AP3460979 AP3460988 AP3460995 AP3460997 AP3461018 AP3461020 AP3461027
AP3461032 AP3461033 AP3461037 AP3461044 AP3461051 AP3461054 AP3461059 AP3461071 AP3461072 AP3461074 AP3461076 AP3461090 AP3461093 AP3461095 AP3461097 AP3461110 AP3461113 AP3461114 AP3461121 AP3461134
AP3461135 AP3461153 AP3461156 AP3461174 AP3461176 AP3461183 AP3461193 AP3461197 AP3461204 AP3461208 AP3461215 AP3461216 AP3461223 AP3461224 AP3461233 AP3461241 AP3461244 AP3461249 AP3461250 AP3461251
AP3461257 AP3461258 AP3461259 AP3461261 AP3461284 AP3461289 AP3461291 AP3461303 AP3461305 AP3461315 AP3461316 AP3461331 AP3461332 AP3461335 AP3461336 AP3461337 AP3461338 AP3461343 AP3461347 AP3461358
AP3461360 AP3461363 AP3461364 AP3461367 AP3461369 AP3461383 AP3461385 AP3461391 AP3461395 AP3461396 AP3461397 AP3461402 AP3461410 AP3461411 AP3461412 AP3461419 AP3461423 AP3461426 AP3461434 AP3461445
AP3461447 AP3461451 AP3461459 AP3461461 AP3461468 AP3461471 AP3461474 AP3461476 AP3461487 AP3461494 AP3461496 AP3470024 AP3470034 AP3470042 AP3470046 AP3470051 AP3470070 AP3470071 AP3470077 AP3470086
AP3470091 AP3470096 AP3470097 AP3470103 AP3470111 AP3470115 AP3470122 AP3470149 AP3470160 AP3470170 AP3470173 AP3470179 AP3470184 AP3470190 AP3470193 AP3470194 AP3470195 AP3470219 AP3470220 AP3470238
AP3470241 AP3470260 AP3470261 AP3470293 AP3470298 AP3470305 AP3470311 AP3470316 AP3470317 AP3470329 AP3470339 AP3470348 AP3470354 AP3470368 AP3470375 AP3470378 AP3470390 AP3470395 AP3470400 AP3470401
AP3470407 AP3470409 AP3470418 AP3470424 AP3470440 AP3470442 AP3470444 AP3470457 AP3470473 AP3470474 AP3470486 AP3470498 AP3470524 AP3470545 AP3590003 AP3590007 AP3590009 AP3590013 AP3590019 AP3590026
AP3590028 AP3590032 AP3590035 AP3590037 AP3590038 AP3590042 AP3590049 AP3590052 AP3590055 AP3590057 AP3590059 AP3590060 AP3590061 AP3590065 AP3590075 AP3590085 AP3590108 AP3590116 AP3590117 AP3590126
AP3590128 AP3590130 AP3590131 AP3590132 AP3590134 AP3590135 AP3590139 AP3590158 AP3590163 AP3590170 AP3590174 AP3590175 AP3590178 AP3590187 AP3590196 AP3590207 AP3590208 AP3590212 AP3590213 AP3590217
AP3590220 AP3590221 AP3590222 AP3590224 AP3590226 AP3590256 AP3590263 AP3590266 AP3590270 AP3590281 AP3590283 AP3590289 AP3590305 AP3590307 AP3590312 AP3590322 AP3590325 AP3590330 AP3590343 AP3590355
AP3590358 AP3590359 AP3590367 AP3590369 AP3590373 AP3590378 AP3590380 AP3590383 AP3590387 AP3590391 AP3590416 AP3590424 AP3590425 AP3590441 AP3590442 AP3590449 AP3590459 AP3590461 AP3590463 AP3590469
AP3590476 AP3590477 AP3590481 AP3590486 AP3590488 AP3590490 AP3590496 AP3590500 AP3590502 AP3590504 AP3590513 AP3590521 AP3590522 AP3590526 AP3590540 AP3590555 AP3590564 AP3590569 AP3590575 AP3590583
AP3590585 AP3590588 AP3590598 AP3590599 AP3590600

試験地　長野

AP4720004 AP4720007 AP4720028 AP4720032 AP4720055 AP4720057 AP4720060 AP4720064 AP4720065 AP4720072 AP4730036 AP4730038 AP4730045 AP4730046 AP4730051 AP4730052 AP4730061 AP4730062
AP4730066 AP4730074 AP4730085 AP4730086 AP4730095 AP4730110 AP4730119 AP4730121 AP4730128 AP4730137 AP4730152 AP4730153 AP4730159 AP4730162 AP4730165 AP4730168 AP4730170 AP4730183 AP4730184 AP4730191
AP4730194 AP4730195 AP4730205 AP4730208 AP4730211 AP4730215 AP4730221 AP4730224 AP4730230 AP4730243 AP4730249 AP4730258 AP4730260 AP4730262 AP4730267 AP4730273 AP4730275

試験地　甲府

AP4410004 AP4410005 AP4410024 AP4410025 AP4410045 AP4410049 AP4410058 AP4410066 AP4410073 AP4410074 AP4410098 AP4410103 AP4410116 AP4410117 AP4410127 AP4410128

試験地　静岡

AP4810014 AP4810019 AP4810021 AP4810024 AP4810032 AP4810061 AP4810070 AP4810076 AP4810090 AP4810091 AP4810092 AP4810093 AP4810097 AP4810107 AP4810112 AP4810137 AP4810138 AP4810162 AP4810167 AP4810169
AP4810172 AP4810184 AP4810201 AP4810211 AP4810220 AP4810230 AP4810235 AP4810255 AP4810260 AP4810264 AP4810272 AP4810283 AP4810324 AP4810332 AP4810348 AP4810353 AP4810356 AP4810361 AP4810368 AP4810374
AP4810393 AP4810395 AP4810415 AP4810429 AP4830005 AP4830020 AP4830030 AP4830034 AP4830036 AP4830038 AP4830039 AP4830040 AP4830042 AP4830046 AP4830052 AP4830056 AP4830059

試験地　浜松

AP4910001 AP4910009 AP4910014 AP4910017 AP4910030 AP4910032 AP4910033 AP4910041 AP4910044 AP4910048 AP4910057 AP4910064 AP4910066 AP4910070 AP4910075 AP4910079 AP4910080 AP4910082 AP4910083 AP4910085
AP4910086 AP4910094 AP4910095 AP4910096 AP4910097 AP4910098 AP4910107 AP4910108 AP4910109 AP4910111 AP4910114 AP4910123 AP4910124 AP4910128 AP4910131 AP4910133 AP4910139 AP4910145 AP4910146 AP4910150
AP4910151 AP4910152 AP4910160 AP4910163 AP4910171 AP4910172 AP4910184 AP4910189 AP4910193 AP4910199 AP4910204 AP4910206 AP4910208 AP4910209 AP4910210 AP4910215 AP4910216 AP4910223 AP4910228 AP4910229
AP4910235 AP4910238 AP4910240

試験地　豊橋

AP5510001 AP5510013 AP5510016 AP5510021 AP5510030 AP5510031 AP5510035 AP5510050 AP5510054 AP5510056 AP5510057 AP5510058 AP5510059 AP5510064 AP5510070 AP5510077 AP5510080 AP5510082 AP5510099 AP5510103
AP5510104 AP5510112 AP5510113 AP5510115 AP5510124 AP5510126 AP5510136 AP5510137 AP5510139 AP5510150 AP5510154 AP5510156 AP5510165 AP5510170 AP5510173 AP5510178 AP5510181 AP5510182 AP5510183 AP5510205
AP5510207 AP5510214 AP5510216

試験地　名古屋

AP4910093 AP5020002 AP5020009 AP5020014 AP5020015 AP5020030 AP5020047 AP5020055 AP5020059 AP5020060 AP5020065 AP5020069 AP5020070 AP5020076 AP5020078 AP5020082 AP5020084 AP5020087 AP5020091 AP5020101
AP5020102 AP5020108 AP5020117 AP5020125 AP5020128 AP5020130 AP5020135 AP5020144 AP5020161 AP5020167 AP5020171 AP5020174 AP5020189 AP5020200 AP5020203 AP5020222 AP5020223 AP5020224 AP5020236 AP5020240
AP5020243 AP5020253 AP5020255 AP5020256 AP5020268 AP5020276 AP5020277 AP5020285 AP5020296 AP5020298 AP5020299 AP5020301 AP5020303 AP5020305 AP5020310 AP5020312 AP5020314 AP5020316 AP5020317 AP5020321
AP5020324 AP5020325 AP5020327 AP5020336 AP5020350 AP5020355 AP5020356 AP5020358 AP5020359 AP5020362 AP5020363 AP5020366 AP5020378 AP5020380 AP5020393 AP5020396 AP5020397 AP5020415 AP5020416 AP5020420
AP5020425 AP5020426 AP5020430 AP5020432 AP5020437 AP5020443 AP5020447 AP5020454 AP5020462 AP5020465 AP5020468 AP5020485 AP5020500 AP5020503 AP5020508 AP5020511 AP5020516 AP5020517 AP5020531 AP5020533
AP5020536 AP5020544 AP5020556 AP5020557 AP5020571 AP5020573 AP5020577 AP5020579 AP5020588 AP5020589 AP5020596 AP5020597 AP5020602 AP5020607 AP5020618 AP5020621 AP5020625 AP5020634 AP5020637 AP5020646
AP5020657 AP5020658 AP5020661 AP5020663 AP5020676 AP5020682 AP5020683 AP5020693 AP5020694 AP5020704 AP5020709 AP5020718 AP5020722 AP5020725 AP5020735 AP5020737 AP5020742 AP5020743 AP5020752 AP5020755
AP5020757 AP5020764 AP5020765 AP5020766 AP5020768 AP5020773 AP5020774 AP5020780 AP5020785 AP5020789 AP5020795 AP5020811 AP5020812 AP5020813 AP5020817 AP5020824 AP5020826 AP5020834 AP5020837 AP5020838
AP5020846 AP5020850 AP5020856 AP5020873 AP5020876 AP5020879 AP5020888 AP5020896 AP5020910 AP5020911 AP5020912 AP5020916 AP5020924 AP5020926 AP5020928 AP5020929 AP5020936 AP5020938 AP5020947 AP5020952
AP5020955 AP5020961 AP5020982 AP5020987 AP5020988 AP5020991 AP5020994 AP5020995 AP5021011 AP5021012 AP5021013 AP5021014 AP5021029 AP5021043 AP5021046 AP5021047 AP5021057 AP5021059 AP5021066 AP5021069
AP5021072 AP5021076 AP5021083 AP5021084 AP5021090 AP5021091 AP5021095 AP5021096 AP5021100 AP5021110 AP5021111 AP5021114 AP5021120 AP5021129 AP5050009 AP5050010 AP5050018 AP5050039 AP5050043 AP5050069
AP5050071 AP5050072 AP5050087 AP5050092 AP5050117 AP5050121 AP5050136 AP5050137 AP5050149 AP5050150 AP5050167 AP5050179 AP5050189 AP5050202 AP5050211 AP5050213 AP5050237 AP5050239 AP5050251 AP5050256
AP5050261 AP5050265 AP5050273 AP5050278 AP5050284 AP5050290 AP5050297 AP5050316 AP5050318 AP5050322 AP5050345 AP5050349 AP5050353 AP5050359 AP5050364 AP5050377 AP5050379 AP5050388 AP5050400 AP5050410
AP5050413 AP5050430 AP5050443 AP5050459 AP5050467 AP5050472 AP5050477 AP5050489 AP5050503 AP5050512 AP5050515 AP5050525 AP5050527 AP5050537 AP5050544 AP5050547 AP5050549 AP5050556 AP5050564 AP5050577
AP5050589 AP5050602 AP5050614 AP5050620 AP5050631 AP5050639 AP5050645 AP5050649 AP5050652 AP5050654 AP5050665 AP5050697 AP5050716 AP5050723 AP5050724 AP5050729 AP5050737 AP5050746 AP5050752 AP5050768
AP5050778 AP5050781 AP5050786 AP5050791 AP5050796 AP5050800 AP5050803 AP5050807 AP5050809 AP5050815 AP5050827 AP5050830 AP5050839 AP5050842 AP5050847 AP5050849 AP5050859 AP5050862 AP5050866 AP5050867
AP5050874 AP5050886 AP5050895 AP5050897 AP5050898 AP5050902 AP5050907 AP5050928 AP5050944 AP5050952 AP5050958 AP5050965 AP5050975 AP5051009 AP5051016 AP5051031 AP5051057 AP5051071 AP5051076 AP5051088
AP5051095 AP5051104 AP5051144 AP5051167 AP5051168 AP5051172 AP5051180 AP5051194 AP5051205 AP5051209 AP5051219 AP5051225 AP5051250 AP5051263 AP5051271 AP5051273 AP5051290 AP5051293 AP5060001 AP5060003
AP5060006 AP5060009 AP5060010 AP5060014 AP5060018 AP5060025 AP5060026 AP5060028 AP5060031 AP5060035 AP5060036 AP5060050 AP5060065 AP5060070 AP5060072 AP5060074 AP5060075 AP5060084 AP5060085 AP5060087
AP5060093 AP5060095 AP5060097 AP5060098 AP5060100 AP5060101 AP5060102 AP5060120 AP5060122 AP5060132 AP5060134 AP5060143 AP5060147 AP5060152 AP5060156 AP5060160 AP5060162 AP5060166 AP5060180 AP5060184
AP5060188 AP5060189 AP5060190 AP5060192 AP5060200 AP5060201 AP5060210 AP5060212 AP5060217 AP5060221 AP5060229 AP5060235 AP5060239 AP5060253 AP5060255 AP5060258 AP5060259 AP5060260 AP5060277 AP5060280
AP5060286 AP5060289 AP5060297 AP5060300 AP5060301 AP5060305 AP5060316 AP5060318 AP5060322 AP5060323 AP5060328 AP5060335 AP5060338 AP5060358 AP5060364 AP5060367 AP5060368 AP5060372 AP5060377 AP5060387
AP5060388 AP5060395 AP5060403 AP5060410 AP5060414 AP5060419 AP5060423 AP5060432 AP5060440 AP5060444 AP5060453 AP5060467 AP5060470 AP5060477 AP5060484 AP5060488 AP5060489 AP5060501 AP5060506 AP5060508
AP5060511 AP5060525 AP5060529 AP5060538 AP5060546 AP5060551 AP5060555 AP5060556 AP5060561 AP5060567 AP5060569 AP5060574 AP5060584 AP5060586 AP5060587 AP5060589 AP5060615 AP5060623 AP5060636 AP5060639
AP5060652 AP5060667 AP5060673 AP5060676 AP5060684 AP5060687 AP5060695 AP5060702 AP5060707 AP5060709 AP5060718 AP5060721 AP5060722 AP5060733 AP5060736 AP5060740 AP5060741 AP5060742 AP5060745 AP5060749
AP5060752 AP5060754 AP5060757 AP5060760 AP5060766 AP5060774 AP5060784 AP5060787 AP5060791 AP5060794 AP5060797 AP5060799 AP5060803 AP5060806 AP5060813 AP5060816 AP5060818 AP5060820 AP5060836 AP5060843
AP5060844 AP5060854 AP5060858 AP5060872 AP5060874 AP5060877 AP5060889 AP5060895 AP5060909 AP5060916 AP5060926 AP5060927 AP5060928

試験地　岐阜

AP5610017 AP5610025 AP5610036 AP5610040 AP5610043 AP5610044 AP5610056 AP5610066 AP5610082 AP5610086 AP5610090 AP5610091 AP5610111 AP5610112 AP5610113 AP5610115 AP5610117 AP5610118 AP5610123 AP5610129
AP5610133 AP5610134 AP5610136 AP5610137 AP5610142 AP5610143 AP5610150 AP5610163 AP5610164 AP5610169 AP5610171 AP5610174 AP5610192 AP5610199 AP5610207 AP5610216 AP5610219 AP5610221 AP5610227 AP5610242
AP5610254 AP5610257 AP5610258 AP5610279 AP5610280 AP5610286 AP5610291

試験地　四日市

AP5730008 AP5730016 AP5730017 AP5730039 AP5730044 AP5730051 AP5730057 AP5730062 AP5730064 AP5730069 AP5730100 AP5730102 AP5730115 AP5730116 AP5730120 AP5730126 AP5730133 AP5730134 AP5730140 AP5730144
AP5730145 AP5730154 AP5730155 AP5730164 AP5730167 AP5730194 AP5730211 AP5730217

試験地　富山

AP5310006 AP5310020 AP5310049 AP5310061 AP5310063 AP5310068 AP5310077 AP5310078 AP5310079 AP5310089 AP5310096 AP5310097 AP5310105 AP5310106 AP5310123 AP5310128 AP5310130 AP5310146 AP5310149 AP5310151
AP5310152 AP5310154 AP5310156 AP5310158 AP5310169 AP5310172 AP5310184 AP5310193 AP5310207 AP5310210 AP5310220 AP5310221 AP5310227 AP5310229 AP5310247 AP5310248 AP5310249 AP5310266

試験地　金沢

AP5410025 AP5410036 AP5410039 AP5410043 AP5410047 AP5410048 AP5410068 AP5410084 AP5410089 AP5410091 AP5410097 AP5410098 AP5410129 AP5410145 AP5410158 AP5410159 AP5410186 AP5410190 AP5410194 AP5410216

AP5410220 AP5410223 AP5410230 AP5410244 AP5410245 AP5410247 AP5410254 AP5410275 AP5410277 AP5410279 AP5410280 AP5410292 AP5410303

試験地　福井

AP6510001 AP6510003 AP6510009 AP6510014 AP6510018 AP6510019 AP6510026 AP6510035 AP6510043 AP6510044 AP6510050 AP6510053 AP6510057 AP6510058 AP6510061 AP6510072 AP6510086 AP6510097 AP6510098 AP6510101

試験地　滋賀

AP6090016 AP6090022 AP6090027 AP6090030 AP6090033 AP6090048 AP6090049 AP6090052 AP6090060 AP6090061 AP6090064 AP6090069 AP6090070 AP6090071 AP6090078 AP6090082 AP6090096 AP6090099 AP6090100 AP6090103
AP6090107 AP6090110 AP6090135 AP6090136 AP6090139 AP6090144 AP6090156 AP6090172 AP6090174 AP6090179 AP6090194 AP6090201 AP6090207 AP6090213 AP6090215 AP6090239 AP6090244 AP6090245 AP6090255 AP6090258
AP6090269 AP6090271 AP6090272 AP6090276 AP6090280 AP6090282 AP6090283 AP6090287 AP6090305 AP6090306 AP6090319 AP6090322 AP6090328

試験地　京都

AP6100013 AP6100016 AP6100022 AP6100034 AP6100040 AP6100041 AP6100048 AP6100049 AP6100052 AP6100058 AP6100061 AP6100062 AP6100072 AP6100075 AP6100082 AP6100086 AP6100087 AP6100092 AP6100098 AP6100105
AP6100109 AP6100112 AP6100113 AP6100115 AP6100133 AP6100137 AP6100161 AP6100166 AP6100168 AP6100173 AP6100175 AP6100176 AP6100178 AP6100181 AP6100182 AP6100184 AP6100188 AP6100190 AP6100193 AP6100194
AP6100199 AP6100204 AP6100208 AP6100213 AP6100214 AP6100218 AP6100223 AP6100229 AP6100235 AP6100245 AP6100249 AP6100252 AP6100268 AP6100270 AP6100271 AP6100275 AP6100278 AP6100291 AP6100298 AP6100301
AP6100305 AP6100306 AP6100317 AP6100320 AP6100325 AP6100337 AP6100341 AP6100348 AP6100350 AP6100352 AP6100354 AP6100363 AP6100370 AP6100374 AP6100378 AP6100382 AP6100384 AP6100385 AP6100389 AP6100390
AP6100394 AP6100410 AP6100418 AP6100426 AP6100431 AP6100438 AP6100439 AP6100446 AP6100448 AP6100455 AP6100461 AP6100462 AP6100467 AP6100468 AP6100473 AP6100481 AP6100491 AP6100516 AP6100520 AP6100525
AP6100528 AP6100541 AP6100543 AP6100544 AP6100548 AP6100551 AP6100555 AP6100567 AP6100572 AP6100579 AP6100581 AP6100582 AP6100584 AP6100586 AP6100589 AP6100591 AP6100595 AP6100600 AP6100601 AP6100603
AP6100607 AP6100609 AP6100615 AP6100620 AP6100621 AP6100630 AP6100642 AP6100643 AP6100646 AP6100648 AP6100658 AP6100659 AP6100662 AP6100676 AP6100684 AP6100689 AP6100700 AP6100703 AP6100704 AP6100706
AP6100709 AP6100712 AP6100719 AP6100726 AP6100731 AP6100735

試験地　大阪

AP6010002 AP6010004 AP6010007 AP6010017 AP6010024 AP6010037 AP6010043 AP6010052 AP6010059 AP6010073 AP6010110 AP6010123 AP6010129 AP6010131 AP6010140 AP6010142 AP6010143 AP6010149 AP6010151 AP6010157
AP6010162 AP6010171 AP6010172 AP6010180 AP6010181 AP6010194 AP6010200 AP6010203 AP6010205 AP6010217 AP6010227 AP6010230 AP6010234 AP6010236 AP6010241 AP6010267 AP6010274 AP6010281 AP6010293 AP6010298
AP6010300 AP6010303 AP6010308 AP6010320 AP6010324 AP6010326 AP6010327 AP6010338 AP6010339 AP6010345 AP6010353 AP6010355 AP6010357 AP6010359 AP6010363 AP6010367 AP6010374 AP6010375 AP6010388 AP6010389
AP6010393 AP6010396 AP6010397 AP6010403 AP6010408 AP6010415 AP6010418 AP6010428 AP6010450 AP6010452 AP6010455 AP6010456 AP6010460 AP6010467 AP6010468 AP6010496 AP6010503 AP6010504 AP6010507 AP6010514
AP6010515 AP6010523 AP6010526 AP6010535 AP6010536 AP6010559 AP6010565 AP6010566 AP6010574 AP6010581 AP6010590 AP6010594 AP6010601 AP6010604 AP6010611 AP6010612 AP6010631 AP6010634 AP6010645 AP6010654
AP6010666 AP6010667 AP6010669 AP6010674 AP6010675 AP6010689 AP6010694 AP6010701 AP6010708 AP6010710 AP6010711 AP6010714 AP6010721 AP6010725 AP6010732 AP6010759 AP6010760 AP6010764 AP6010768 AP6010774
AP6010778 AP6010781 AP6010785 AP6010788 AP6010794 AP6010809 AP6010811 AP6010812 AP6010824 AP6010850 AP6010852 AP6010871 AP6010881 AP6010891 AP6010895 AP6010901 AP6010904 AP6010908 AP6010915 AP6010917
AP6010924 AP6010925 AP6010927 AP6010929 AP6010931 AP6010932 AP6010933 AP6010965 AP6010966 AP6010975 AP6010978 AP6010979 AP6010985 AP6010995 AP6011007 AP6011014 AP6011019 AP6011025 AP6011030 AP6011031
AP6011033 AP6011035 AP6011037 AP6011043 AP6011053 AP6011062 AP6011070 AP6011072 AP6011079 AP6011081 AP6011082 AP6011086 AP6011090 AP6011102 AP6011103 AP6011104 AP6011106 AP6011109 AP6011113 AP6011124
AP6011125 AP6011133 AP6011134 AP6011138 AP6011142 AP6011156 AP6011164 AP6011168 AP6011173 AP6011175 AP6011187 AP6011198 AP6011221 AP6011224 AP6011225 AP6011227 AP6011230 AP6011244 AP6011261 AP6011267
AP6011275 AP6011278 AP6011279 AP6011284 AP6011290 AP6011295 AP6011303 AP6011304 AP6011306 AP6011314 AP6011315 AP6011325 AP6011330 AP6011331 AP6011335 AP6011339 AP6011343 AP6011345 AP6050001 AP6050003
AP6050012 AP6050013 AP6050018 AP6050025 AP6050041 AP6050042 AP6050054 AP6050056 AP6050070 AP6050087 AP6050088 AP6050089 AP6050090 AP6050091 AP6050095 AP6050096 AP6050097 AP6050098 AP6050101 AP6050102
AP6050103 AP6050104 AP6050106 AP6050108 AP6050128 AP6050142 AP6050145 AP6050151 AP6050162 AP6050164 AP6050170 AP6050196 AP6050200 AP6050208 AP6050214 AP6050221 AP6050227 AP6050228 AP6050242 AP6050245
AP6050248 AP6050253 AP6050264 AP6050266 AP6050267 AP6050277 AP6050295 AP6050304 AP6050311 AP6050321 AP6050332 AP6050334 AP6050338 AP6050339 AP6050347 AP6050348 AP6050349 AP6050351 AP6050355 AP6050360
AP6050369 AP6050375 AP6050382 AP6050384 AP6050387 AP6050395 AP6050405 AP6050412 AP6050413 AP6050431 AP6050434 AP6050459 AP6050463 AP6050474 AP6050476 AP6050483 AP6050491 AP6050498 AP6050499 AP6050504
AP6050510 AP6050512 AP6050513 AP6050522 AP6050523 AP6050531 AP6050539 AP6050542 AP6050543 AP6050551 AP6050556 AP6050561 AP6050563 AP6050565 AP6050575 AP6050596 AP6050605 AP6050610 AP6050616 AP6050621
AP6050623 AP6050625 AP6050633 AP6050635 AP6050640 AP6050645 AP6050647 AP6050651 AP6050654 AP6050658 AP6050660 AP6050663 AP6050681 AP6050695 AP6050696 AP6050698 AP6050703 AP6050711 AP6050727 AP6050736
AP6050744 AP6050748 AP6050754 AP6050775 AP6050789 AP6050801 AP6050806 AP6050820 AP6050837 AP6060001 AP6060007 AP6060008 AP6060012 AP6060024 AP6060029 AP6060033 AP6060034 AP6060040 AP6060047 AP6060048
AP6060061 AP6060062 AP6060068 AP6060075 AP6060086 AP6060090 AP6060093 AP6060101 AP6060109 AP6060114 AP6060118 AP6060119 AP6060123 AP6060127 AP6060138 AP6060140 AP6060142 AP6060143 AP6060174 AP6060185
AP6060208 AP6060214 AP6060215 AP6060232 AP6060248 AP6060256 AP6060261 AP6060262 AP6060281 AP6060294 AP6060297 AP6060309 AP6060338 AP6060350 AP6060356 AP6060357 AP6060363 AP6060374 AP6060377 AP6060378
AP6060384 AP6060392 AP6060405 AP6060416 AP6060432 AP6060445 AP6060447 AP6060454 AP6060459 AP6060468 AP6060470 AP6060473 AP6060486 AP6060497 AP6060498 AP6060514 AP6060518 AP6060525 AP6060526 AP6060545
AP6060560 AP6060580 AP6060599 AP6060601 AP6060604 AP6060608 AP6060614 AP6060618 AP6060666 AP6060679 AP6060680 AP6060683 AP6060713 AP6060718 AP6060730 AP6060737 AP6060738 AP6060781 AP6060807 AP6060840
AP6060846 AP6060857 AP6060858 AP6060862 AP6060866 AP6060873 AP6060882 AP6060895 AP6060899 AP6060901 AP6060902 AP6060910 AP6060921 AP6060928 AP6060933 AP6060988 AP6060992 AP6061018 AP6061054 AP6061057
AP6061082 AP6061106 AP6061117 AP6061122 AP6061131 AP6061143 AP6061144 AP6061145 AP6061165 AP6061176 AP6061185 AP6061193 AP6061201 AP6061202 AP6061206 AP6061208 AP6061213 AP6061225 AP6061226 AP6061227

AP6061232 AP6061244 AP6061247 AP6061248 AP6061253 AP6061263 AP6061269 AP6061270 AP6061272 AP6061282 AP6061283 AP6061286 AP6061299 AP6061312 AP6061355 AP6061372 AP6061377 AP6061381 AP6061391 AP6061399
AP6061400 AP6061406 AP6061418 AP6061424 AP6061431 AP6061433 AP6061457 AP6061487 AP6070001 AP6070020 AP6070025 AP6070027 AP6070034 AP6070037 AP6070040 AP6070042 AP6070050 AP6070052 AP6070056 AP6070062
AP6070081 AP6070086 AP6070092 AP6070093 AP6070094 AP6070095 AP6070099 AP6070100 AP6070102 AP6070106 AP6070108 AP6070115 AP6070117 AP6070129 AP6070132 AP6070138 AP6070147 AP6070148 AP6070152 AP6070170
AP6070171 AP6070172 AP6070175 AP6070176 AP6070177 AP6070182 AP6070183 AP6070184 AP6070185 AP6070189 AP6070191 AP6070195 AP6070201 AP6070202 AP6070214 AP6070215 AP6070217 AP6070236 AP6070245 AP6070257
AP6070259 AP6070262 AP6070263 AP6070269 AP6070279 AP6070302 AP6070303 AP6070309 AP6070312 AP6070313 AP6070327 AP6070331 AP6070346 AP6070347 AP6070350 AP6070354 AP6070357 AP6070362 AP6070364 AP6070370
AP6070376 AP6070379 AP6070382 AP6070386 AP6070388 AP6070394 AP6070395 AP6070396 AP6070397 AP6070403 AP6070405 AP6070411 AP6070421 AP6070446 AP6070447 AP6070480 AP6070484 AP6070491 AP6070492 AP6070496
AP6070504 AP6070505 AP6070506 AP6070508 AP6070509 AP6070519 AP6070526 AP6070529 AP6070531 AP6070538 AP6070546 AP6070556 AP6070563 AP6070565 AP6070568 AP6070569 AP6070580 AP6070582 AP6070584 AP6070588
AP6070589 AP6070592 AP6070595 AP6070602 AP6070603 AP6070610 AP6070616 AP6070620 AP6070623 AP6070624 AP6070626 AP6070633 AP6070641 AP6070642 AP6070644 AP6070647 AP6070648 AP6070650 AP6070651 AP6070658
AP6070665 AP6070666 AP6070667 AP6070670 AP6070680 AP6070681 AP6070682 AP6070686 AP6070687 AP6070688 AP6070691 AP6070698 AP6070700 AP6070712 AP6070719 AP6070720 AP6070721 AP6070726 AP6070728 AP6070742
AP6070752 AP6070753 AP6070757 AP6070767 AP6070768 AP6070771 AP6070785 AP6070800 AP6070801 AP6070812 AP6070822 AP6070832 AP6070834 AP6070835 AP6070843 AP6070844 AP6070850 AP6089253

試験地　奈良
AP6120007 AP6120010 AP6120011 AP6120017 AP6120018 AP6120023 AP6120027 AP6120035 AP6120045 AP6120052 AP6120053 AP6120062 AP6120074 AP6120081 AP6120098 AP6120107 AP6120110 AP6120123 AP6120125 AP6120132
AP6120142 AP6120145 AP6120146 AP6120176 AP6120178 AP6120182 AP6120198 AP6120199 AP6120200 AP6120206 AP6120211 AP6120219 AP6120232 AP6120239 AP6120240 AP6120242 AP6120253 AP6120268 AP6120275 AP6120276
AP6120277 AP6120287 AP6120298

試験地　神戸
AP6140007 AP6140027 AP6140030 AP6140033 AP6140035 AP6140038 AP6140041 AP6140048 AP6140055 AP6140063 AP6140069 AP6140077 AP6140087 AP6140099 AP6140103 AP6140115 AP6140125 AP6140127 AP6140136 AP6140141
AP6140145 AP6140147 AP6140157 AP6140160 AP6140164 AP6140176 AP6140183 AP6140196 AP6140211 AP6140216 AP6140221 AP6140232 AP6140233 AP6140236 AP6140239 AP6140241 AP6140244 AP6140245 AP6140247 AP6140255
AP6140267 AP6140280 AP6140301 AP6140319 AP6140322 AP6140328 AP6140336 AP6140350 AP6140358 AP6140360 AP6140370 AP6140376 AP6140379 AP6140383 AP6140389 AP6140395 AP6140397 AP6140401 AP6140437 AP6140438
AP6140439 AP6140441 AP6140444 AP6140447 AP6140458 AP6140459 AP6140464 AP6140470 AP6140473 AP6140474 AP6140516 AP6140520 AP6140527 AP6140528 AP6140531 AP6140537 AP6140561 AP6140567 AP6140570 AP6140574
AP6140584 AP6140608 AP6140609 AP6140610 AP6140630 AP6140642 AP6140655 AP6140668 AP6140671 AP6140674 AP6140680 AP6140693 AP6140710 AP6140712 AP6140713 AP6140726 AP6140741 AP6140752 AP6140760 AP6140762
AP6140763 AP6140767 AP6140776 AP6140785 AP6140790 AP6140793 AP6140796 AP6140797 AP6140816 AP6140833 AP6140835 AP6140836 AP6140842 AP6140845 AP6140848 AP6140849 AP6140863 AP6140865 AP6140866 AP6140871
AP6140875 AP6140877 AP6140882 AP6140893 AP6140898 AP6140909 AP6140911 AP6140918 AP6140921 AP6140923 AP6140928 AP6140938 AP6140939 AP6140940 AP6140943 AP6140944 AP6140947 AP6140952 AP6140962 AP6140969
AP6140976 AP6140982 AP6140984 AP6141016 AP6141034 AP6141036 AP6141039 AP6141040 AP6141054 AP6141057 AP6141081 AP6141086 AP6141096 AP6141098 AP6141111 AP6141135 AP6141136 AP6141147 AP6141151 AP6141154
AP6141166 AP6141167 AP6141168 AP6141199 AP6141212 AP6141216 AP6141219 AP6141223 AP6141227 AP6141232 AP6141239 AP6141240

試験地　和歌山
AP6150001 AP6150004 AP6150012 AP6150013 AP6150015 AP6150016 AP6150018 AP6150027 AP6150031 AP6150039 AP6150045 AP6150052 AP6150054 AP6150057 AP6150066 AP6150085 AP6150088 AP6150091 AP6150106 AP6150109
AP6159251

試験地　鳥取
AP7210006 AP7210013 AP7210014 AP7210021 AP7210028 AP7210029 AP7210031 AP7210033 AP7210034 AP7210035 AP7210040 AP7210042 AP7210050

試験地　松江
AP7310010 AP7310013 AP7310028 AP7310029 AP7310033 AP7310038 AP7310041 AP7310046 AP7310061 AP7310076 AP7310082 AP7310090 AP7310108 AP7310115 AP7310125 AP7310129 AP7319251

試験地　岡山
AP7120005 AP7120008 AP7120019 AP7120020 AP7120022 AP7120025 AP7120026 AP7120029 AP7120032 AP7120035 AP7120051 AP7120055 AP7120058 AP7120061 AP7120063 AP7120068 AP7120069 AP7120072 AP7120073 AP7120089
AP7120091 AP7120094 AP7120104 AP7120107 AP7120118 AP7120121 AP7120126 AP7120130 AP7120139 AP7120143 AP7120145 AP7120163 AP7120164 AP7120168 AP7120179 AP7120191 AP7120200 AP7120207 AP7120208 AP7120212
AP7120214 AP7120220 AP7120221 AP7120236 AP7120240 AP7120242 AP7120260 AP7120261 AP7120262 AP7120305 AP7120308 AP7120317 AP7120326 AP7120332 AP7120335 AP7120347 AP7120355 AP7120356 AP7120372 AP7120379
AP7120382 AP7120388 AP7120395 AP7120399 AP7120400 AP7120407 AP7120415 AP7120421 AP7120426

試験地　広島
AP7010014 AP7010018 AP7010025 AP7010031 AP7010041 AP7010063 AP7010071 AP7010075 AP7010085 AP7010095 AP7010101 AP7010109 AP7010110 AP7010156 AP7010167 AP7010169 AP7010175 AP7010190 AP7010194 AP7010204

AP7010206 AP7010216 AP7010219 AP7010220 AP7010230 AP7010245 AP7010254 AP7010275 AP7010284 AP7010288 AP7010299 AP7010302 AP7010311 AP7010325 AP7010333 AP7010354 AP7010364 AP7010368 AP7010369 AP7010380
AP7010385 AP7010391 AP7010394 AP7010405 AP7010407 AP7010414 AP7010421 AP7010445 AP7010451 AP7010461 AP7010471 AP7010472 AP7010474 AP7010478 AP7010489 AP7010512 AP7010517 AP7010518 AP7010523 AP7010529
AP7010530 AP7010534 AP7010562 AP7010569 AP7010570 AP7010574 AP7010605 AP7010640 AP7010652 AP7010657 AP7010665 AP7010668 AP7010681 AP7010684 AP7010697 AP7010700 AP7010701 AP7010711 AP7010712 AP7010735
AP7010756 AP7010760 AP7010764 AP7010777 AP7010792 AP7010793 AP7010799 AP7010821 AP7010835 AP7010861 AP7010863

試験地　山口
AP7410005 AP7410010 AP7410026 AP7410052 AP7410054 AP7410059 AP7410074 AP7410079 AP7410099 AP7410118 AP7410120 AP7410126 AP7410128 AP7410133 AP7410134 AP7410145

試験地　徳島
AP8110002 AP8110007 AP8110013 AP8110022 AP8110023 AP8110035 AP8110042 AP8110044 AP8110060

試験地　高松
AP8010001 AP8010007 AP8010012 AP8010015 AP8010020 AP8010027 AP8010028 AP8010035 AP8010040 AP8010044 AP8010048 AP8010064 AP8010068 AP8010089 AP8010098 AP8010106 AP8010113 AP8010124 AP8010125 AP8010126
AP8010132 AP8010143 AP8010151 AP8010155 AP8010160 AP8010161 AP8010162

試験地　松山
AP8210001 AP8210003 AP8210010 AP8210018 AP8210038 AP8210049 AP8210056 AP8210058 AP8210065 AP8210080 AP8210081 AP8210095 AP8210098 AP8210110 AP8210111 AP8210112 AP8210118 AP8210147 AP8210153 AP8210169
AP8210170 AP8210188 AP8210190 AP8210203

試験地　高知
AP8310002 AP8310007 AP8310027 AP8310032 AP8310033 AP8310057 AP8310059 AP8310075 AP8310089

試験地　北九州
AP9710008 AP9710019 AP9710020 AP9710053 AP9710061 AP9710071 AP9710092 AP9710093 AP9710108 AP9710120 AP9710131 AP9710134 AP9710142 AP9710144 AP9710149 AP9710162 AP9710164 AP9710167 AP9710170 AP9710173
AP9710177 AP9710186 AP9710195 AP9710197 AP9710213 AP9710217 AP9710234 AP9710255 AP9710256 AP9710258 AP9710262 AP9710278 AP9710280 AP9710289 AP9710291 AP9710313 AP9710333 AP9710337

試験地　福岡
AP9010002 AP9010005 AP9010021 AP9010025 AP9010030 AP9010034 AP9010049 AP9010050 AP9010051 AP9010059 AP9010071 AP9010073 AP9010083 AP9010105 AP9010113 AP9010119 AP9010133 AP9010147 AP9010148 AP9010152
AP9010155 AP9010161 AP9010166 AP9010178 AP9010182 AP9010195 AP9010207 AP9010223 AP9010228 AP9010229 AP9010234 AP9010249 AP9010275 AP9010287 AP9010299 AP9010301 AP9010307 AP9010333 AP9010338 AP9010362
AP9010368 AP9010379 AP9010383 AP9010384 AP9010386 AP9010388 AP9010400 AP9010406 AP9010410 AP9010414 AP9010419 AP9010428 AP9010431 AP9010444 AP9010446 AP9010448 AP9010458 AP9010476 AP9010478 AP9010479
AP9010480 AP9010490 AP9010496 AP9010497 AP9010505 AP9010522 AP9010523 AP9010531 AP9010554 AP9010568 AP9010569 AP9010571 AP9010574 AP9010575 AP9010586 AP9010601 AP9010603 AP9010625 AP9010635 AP9010637
AP9010642 AP9010646 AP9010661 AP9010673 AP9010683 AP9010688 AP9010695 AP9010696 AP9010719 AP9010724 AP9010728 AP9010742 AP9010765 AP9010783 AP9010786 AP9010800 AP9010809 AP9010828 AP9010829 AP9010835
AP9010854 AP9010900 AP9010904 AP9010908 AP9010933 AP9010934 AP9010935 AP9010949 AP9010951 AP9010955 AP9010956 AP9010964 AP9010985 AP9011002 AP9011005 AP9011006 AP9011007 AP9011009 AP9011014 AP9011016
AP9011022 AP9011026 AP9011029 AP9011035 AP9011044 AP9011050 AP9011063 AP9011066 AP9011072 AP9011075 AP9011079 AP9011085 AP9011090 AP9011095 AP9011096 AP9011104 AP9011105 AP9011130 AP9011135 AP9011138
AP9011153 AP9011156 AP9011159 AP9011172 AP9011178 AP9011187 AP9011190 AP9011191 AP9011197 AP9011201 AP9011204 AP9011218 AP9011219 AP9011227 AP9011229 AP9011233 AP9011235 AP9011238 AP9011240 AP9011250
AP9011252 AP9011286 AP9011295 AP9011305 AP9011321 AP9011347 AP9011380 AP9011383 AP9011388 AP9011393 AP9011396 AP9011400 AP9011406

試験地　佐賀
AP9110005 AP9110006 AP9110007 AP9110048 AP9110058 AP9110059 AP9110064 AP9110065 AP9110077 AP9110087 AP9110107 AP9110119 AP9119251

試験地　長崎
AP9210003 AP9210004 AP9210017 AP9210024 AP9210033 AP9210034 AP9210038 AP9210040 AP9210043 AP9210047 AP9210070 AP9210087 AP9210094 AP9210106 AP9210108 AP9210116 AP9210128 AP9210131 AP9210133 AP9210156
AP9210159 AP9210201 AP9210205 AP9210210

試験地　熊本

AP9310003 AP9310018 AP9310030 AP9310038 AP9310040 AP9310048 AP9310061 AP9310076 AP9310087 AP9310092 AP9310093 AP9310104 AP9310110 AP9310112 AP9310120 AP9310121 AP9310129 AP9310133 AP9310141 AP9310143
AP9310164 AP9310165 AP9310168 AP9310169 AP9310171 AP9310184 AP9310185 AP9310186 AP9310187

試験地　大分
AP9410023 AP9410033 AP9410070 AP9410086 AP9410089 AP9410093 AP9410101 AP9410104 AP9410122 AP9410128 AP9410154 AP9410158 AP9410174 AP9410175 AP9410188 AP9410195 AP9410210 AP9410213 AP9410217 AP9410232
AP9410235 AP9410292

試験地　宮崎
AP9510006 AP9510036 AP9510053 AP9510067 AP9510083 AP9510084 AP9510087 AP9510089 AP9510093 AP9510102 AP9510103 AP9510116 AP9510121 AP9510131

試験地　鹿児島
AP9610005 AP9610006 AP9610027 AP9610028 AP9610036 AP9610039 AP9610055 AP9610062 AP9610069 AP9610087 AP9610089 AP9610098 AP9610107 AP9610123 AP9610124 AP9610127 AP9610130 AP9610137 AP9610139 AP9610143
AP9610146 AP9610153 AP9610164 AP9610187 AP9610208 AP9610223 AP9610225 AP9610233 AP9610235 AP9610236 AP9610264

試験地　那覇
AP9910008 AP9910022 AP9910039 AP9910046 AP9910051 AP9910056 AP9910068 AP9910072 AP9910077 AP9910092 AP9910096 AP9910098 AP9910120 AP9910124 AP9910125 AP9910141 AP9910174 AP9910195 AP9910197 AP9910199
AP9910202 AP9910211 AP9910212 AP9910222 AP9910224 AP9910231 AP9910253 AP9910255 AP9910256 AP9910257 AP9910258

ＩＴストラテジスト試験に係るもの

試験地　札幌
ST0010004 ST0010008 ST0010011 ST0010019 ST0010038 ST0010047 ST0010048 ST0010054 ST0010064 ST0010066 ST0010070 ST0010086

試験地　青森
ST1110202

試験地　盛岡
ST1210203 ST1210204 ST1210213

試験地　仙台
ST1020002 ST1020003 ST1020009 ST1020012 ST1020025 ST1020030 ST1020040 ST1020042 ST1020045 ST1020059

試験地　秋田
ST1310206

試験地　郡山
ST1510202 ST1510204

試験地　水戸
ST4020016

試験地　つくば
ST4110408 ST4110410 ST4110416 ST4110425 ST4110431 ST4110443

試験地　宇都宮
ST4220002 ST4220013 ST4220015

試験地　前橋
ST4320001

試験地　新潟
ST4610007 ST4610008 ST4610009 ST4610011

試験地　長岡
ST4510203 ST4510206

試験地　埼玉
ST3060010 ST3060014 ST3060021 ST3060035 ST3060038 ST3060046 ST3060052 ST3060088 ST3060093 ST3060094 ST3060105 ST3060113 ST3060119 ST3060120 ST3060136 ST3060139 ST3060142 ST3060143 ST3060145 ST3060149
ST3060158 ST3060160 ST3060163 ST3060172 ST3060176 ST3060177 ST3060178 ST3060189 ST3060190 ST3060192 ST3060202 ST3060203 ST3060220 ST3060223 ST3060229 ST3060260 ST3060266 ST3060296 ST3060302 ST3060334
ST3060343

試験地　千葉
ST3130002 ST3130013 ST3130017 ST3130019 ST3130024 ST3130029 ST3130040 ST3130048 ST3130049 ST3130051 ST3130057 ST3130062 ST3130066 ST3130067 ST3130071 ST3130084 ST3130102 ST3130107 ST3130123 ST3130139
ST3130145 ST3130150 ST3130160 ST3130176 ST3130191 ST3170006 ST3170007 ST3170016 ST3170024 ST3170030 ST3170037 ST3170043 ST3170045 ST3170052 ST3170059 ST3170076 ST3170100 ST3170104 ST3170106 ST3170112
ST3170113 ST3170115 ST3170116 ST3170120 ST3170218 ST3170237 ST3170240 ST3170248

試験地　東京
ST2070001 ST2070006 ST2070014 ST2070026 ST2070031 ST2070035 ST2070037 ST2070039 ST2070049 ST2070050 ST2070063 ST2070070 ST2070076 ST2070077 ST2070085 ST2070086 ST2070089 ST2070091 ST2070101 ST2070104
ST2070111 ST2070119 ST2070122 ST2070123 ST2070137 ST2070139 ST2070140 ST2070141 ST2070143 ST2070149 ST2070159 ST2070179 ST2070184 ST2070186 ST2070193 ST2070198 ST2070204 ST2070216 ST2070224 ST2070225

ST2070230 ST2070241 ST2070250 ST2070261 ST2070267 ST2070270 ST2070280 ST2070285 ST2070293 ST2070296 ST2070312 ST2070314 ST2070321 ST2070322 ST2070326 ST2070329 ST2070345 ST2070353 ST2070355 ST2070372
ST2070381 ST2070396 ST2070400 ST2070414 ST2070426 ST2070431 ST2070436 ST2070439 ST2070440 ST2070442 ST2070449 ST2070455 ST2070460 ST2070461 ST2070474 ST2070480 ST2070487 ST2070490 ST2070495 ST2070499
ST2070505 ST2070510 ST2070519 ST2070524 ST2070531 ST2070536 ST2070545 ST2070552 ST2070555 ST2070562 ST2070563 ST2070564 ST2070574 ST2070578 ST2070582 ST2070584 ST2070585 ST2070586 ST2070589 ST2070598
ST2070611 ST2070617 ST2070621 ST2070634 ST2070660 ST2070668 ST2070675 ST2070678 ST2070682 ST2070687 ST2070702 ST2070705 ST2070709 ST2070711 ST2070727 ST2070737 ST2070749 ST2070751 ST2070753 ST2070762
ST2070780 ST2070791 ST2070794 ST2070800 ST2070801 ST2070802 ST2070826 ST2070828 ST2070830 ST2070832 ST2070836 ST2070841 ST2070849 ST2070862 ST2070866 ST2070870 ST2070924 ST2070959 ST2070971 ST2070981
ST2070985 ST2070994 ST2071018 ST2071032 ST2071045 ST2071054 ST2071063 ST2071064 ST2071073 ST2071074 ST2071108 ST2071111 ST2071115 ST2071146 ST2071172 ST2071175 ST2071240 ST2071241 ST2071267 ST2071271
ST2071281 ST2071285 ST2071343 ST2071371 ST2200008 ST2200022 ST2200027 ST2200029 ST2200034 ST2200041 ST2200048 ST2200049 ST2200059 ST2200064 ST2200070 ST2200077 ST2200084 ST2200090 ST2200098 ST2200110
ST2200112 ST2200118 ST2200119 ST2200124 ST2200152 ST2200158 ST2200162 ST2200164 ST2200165 ST2200167 ST2200174 ST2200201 ST2200204 ST2200218 ST2200219 ST2200230 ST2200233 ST2200237 ST2200241 ST2200255
ST2200267 ST2200268 ST2200273 ST2200278 ST2200281 ST2200285 ST2200287 ST2200290 ST2200297 ST2200300 ST2200305 ST2200310 ST2200327 ST2200329 ST2200330 ST2200332 ST2200349 ST2200350 ST2200353 ST2200357
ST2200363 ST2200364 ST2200384 ST2200393 ST2200399 ST2200419 ST2200421 ST2200427 ST2200428 ST2200429 ST2200430 ST2200433 ST2200437 ST2200439 ST2200440 ST2200444 ST2200445 ST2200454 ST2200455 ST2200462
ST2200465 ST2200469 ST2200479 ST2200484 ST2200488 ST2200492 ST2200493 ST2200498 ST2200499 ST2200505 ST2200519 ST2200526 ST2200527 ST2200531 ST2200538 ST2200539 ST2200541 ST2200557 ST2200565 ST2200568
ST2200585 ST2200591 ST2200602 ST2200616 ST2200643 ST2200667 ST2200671 ST2200707 ST2200715 ST2200775 ST2200788 ST2200789 ST2200839 ST2200888 ST2200907 ST2200914 ST2200934 ST2240011 ST2240028 ST2240032
ST2240035 ST2240038 ST2240040 ST2240049 ST2240059 ST2240060 ST2240067 ST2240069 ST2240089 ST2240106 ST2240123 ST2240128 ST2240131 ST2240138 ST2240152 ST2240157 ST2240162 ST2240201 ST2240203 ST2240225
ST2240238 ST2240255 ST2240265 ST2240268 ST2240273 ST2240285 ST2240313 ST2240317 ST2240338 ST2240343 ST2240349 ST2240354 ST2240355 ST2240366 ST2240368 ST2240379 ST2240380 ST2240400 ST2240407 ST2240419
ST2240430 ST2240434 ST2240446 ST2240450 ST2240496 ST2240585 ST2240680 ST2240713 ST2240733 ST2240746 ST2240790 ST2240840 ST2240895 ST2240902 ST2241011 ST2241019 ST2241063 ST2241064 ST2241099 ST2241100
ST2269311 ST5010215

試験地　神奈川

ST3500029 ST3500032 ST3500035 ST3500037 ST3500041 ST3500045 ST3500053 ST3500057 ST3500059 ST3500068 ST3500116 ST3520002 ST3520007 ST3520010 ST3520016 ST3520017 ST3520020 ST3520027 ST3520030 ST3520033
ST3520040 ST3520041 ST3520042 ST3520047 ST3520075 ST3520088 ST3520091 ST3520110 ST3520120 ST3520124 ST3520125 ST3520133 ST3520134 ST3520136 ST3520142 ST3520155 ST3520161 ST3520162 ST3520164 ST3520166
ST3520168 ST3520170 ST3520179 ST3520197 ST3520206 ST3520208 ST3520219 ST3520226 ST3520277 ST3520283 ST3520301 ST3520317 ST3520353 ST3520356 ST3570009 ST3570015 ST3570026 ST3570027 ST3570038 ST3570042
ST3570045 ST3570048 ST3570049 ST3570051 ST3570056 ST3570058 ST3570078 ST3570079 ST3570081 ST3570112 ST3570114 ST3570127 ST3570131 ST3570133 ST3570137 ST3570139 ST3570140 ST3570144 ST3570169 ST3570171
ST3570175 ST3570182 ST3570183 ST3570185 ST3570192 ST3570195 ST3570196 ST3570212 ST3570222 ST3570226 ST3570227 ST3570230 ST3570235 ST3570243 ST3570244 ST3570245 ST3570247 ST3570249 ST3570267 ST3570285
ST3570287 ST3570339 ST3570366 ST3570408 ST3570424 ST3570428 ST3570465 ST3589312

試験地　長野

ST4710007 ST4710008 ST4710010 ST4710015 ST4710019 ST4710021

試験地　静岡

ST4830111 ST4830115 ST4830124 ST4830132 ST4839311

試験地　浜松

ST4910302 ST4910310 ST4910317

試験地　名古屋

ST5010005 ST5010008 ST5010036 ST5010046 ST5010050 ST5010074 ST5010079 ST5010083 ST5010092 ST5010095 ST5010102 ST5010103 ST5010110 ST5010124 ST5010125 ST5010127 ST5010128 ST5010147 ST5010148 ST5010153
ST5010159 ST5010160 ST5010163 ST5010174 ST5010182 ST5010194 ST5010207 ST5010226 ST5010227 ST5010232 ST5010233 ST5010240 ST5010243 ST5010254 ST5010259 ST5010295 ST5010317 ST5010319

試験地　岐阜

ST5610303 ST5610306 ST5610315 ST5610321 ST5710001 ST5710004 ST5710007

試験地　四日市

試験地　富山

ST5310302 ST5310304 ST5310317 ST5310336 ST5310342

試験地　金沢

ST5410402 ST5410406 ST5410423 ST5410426 ST5410436 ST5410440

試験地　京都

ST6090413 ST6090417 ST6090424 ST6090427 ST6090431 ST6100803 ST6100805 ST6100809 ST6100811 ST6100818 ST6100828 ST6100835 ST6100870 ST6100893

試験地　滋賀

試験地　大阪

ST6020003 ST6020005 ST6020011 ST6020012 ST6020014 ST6020020 ST6020030 ST6020039 ST6020041 ST6020045 ST6020049 ST6020052 ST6020069 ST6020096 ST6020101 ST6020107 ST6020112 ST6020123 ST6020132 ST6020144
ST6020148 ST6020155 ST6020156 ST6020158 ST6020164 ST6020169 ST6020177 ST6020185 ST6020196 ST6020214 ST6020215 ST6020217 ST6020224 ST6020231 ST6020237 ST6020239 ST6020243 ST6020251 ST6020255 ST6020258
ST6020268 ST6020270 ST6020275 ST6020279 ST6020286 ST6020289 ST6020293 ST6020295 ST6020300 ST6020325 ST6020354 ST6020359 ST6020387 ST6020391 ST6020421 ST6020422 ST6020426 ST6020430 ST6020447 ST6020476

ST7020063

試験地　奈良
ST6120306 ST6120308 ST6120318 ST6120321

試験地　神戸
ST6130004 ST6130013 ST6130018 ST6130022 ST6130030 ST6130036 ST6130041 ST6130046 ST6130048 ST6130054 ST6130057 ST6130060 ST6130075 ST6130091 ST6130095 ST6130097 ST6130107 ST6130108 ST6130117 ST6130121
ST6130122 ST6130126 ST6130131 ST6130137 ST6130138 ST6130144 ST6130154 ST6130156 ST6130168 ST6130188 ST6130222

試験地　和歌山
ST6150204

試験地　鳥取
ST7210103

試験地　松江
ST7310203 ST7310206 ST7310215

試験地　岡山
ST7110006 ST7110012 ST7110021 ST7110033

試験地　広島
ST7020001 ST7020002 ST7020007 ST7020018 ST7020023 ST7020028 ST7020031 ST7020034 ST7020037 ST7020042 ST7020052 ST7020095

試験地　山口
ST7410207

試験地　徳島
ST8110103 ST8110105

試験地　高松
ST8010203 ST8010204 ST8010211 ST8010218

試験地　松山
ST8210302 ST8210307

試験地　北九州
ST9710409 ST9710416 ST9710420

試験地　福岡
ST9020003 ST9020006 ST9020007 ST9020012 ST9020021 ST9020027 ST9020032 ST9020050 ST9020060 ST9020063 ST9020065 ST9020066 ST9020076 ST9020078 ST9020092 ST9020118 ST9020138

試験地　佐賀
ST9110202

試験地　長崎
ST9210301 ST9210304

試験地　熊本
ST9310207 ST9310211 ST9310214 ST9310216 ST9310217

試験地　大分
ST9410307 ST9410310

試験地　宮崎
ST9510203 ST9510208 ST9510211

試験地　鹿児島
ST9610304 ST9610306

試験地　那覇
ST9910302 ST9910308 ST9910313 ST9910314 ST9910315 ST9910318

システムアーキテクト試験に係るもの

試験地　札幌
SA0010108 SA0010109 SA0010127 SA0010128 SA0010135 SA0010138 SA0010139 SA0010158 SA0010163

試験地　盛岡
SA1210304 SA1210309

試験地　仙台
SA1020119 SA1020128 SA1020136 SA1020137 SA1020145

試験地　秋田
SA1310302 SA1310303

試験地　山形
SA1410202

試験地　郡山
SA1510301 SA1510302

試験地　水戸
SA4020104

試験地　つくば
SA4110505 SA4110507 SA4110520 SA4110540

試験地　宇都宮
SA4220106 SA4220113 SA4220114 SA4220116

試験地　新潟
SA4610101 SA4610102 SA4610107 SA4610110 SA4610111

試験地　埼玉
SA3060404 SA3060431 SA3060441 SA3060447 SA3060451 SA3060453 SA3060471 SA3060482 SA3060485 SA3060489 SA3060490 SA3060498 SA3060500 SA3060501 SA3060536 SA3060543 SA3060545 SA3060557 SA3060564 SA3060569
SA3060573 SA3060686 SA3060703

試験地　千葉
SA3130303 SA3130305 SA3130306 SA3130309 SA3130310 SA3130314 SA3130315 SA3130335 SA3130343 SA3130359 SA3130361 SA3130362 SA3130372 SA3130378 SA3130379 SA3130386 SA3130407 SA3130411 SA3130420 SA3130421
SA3130434 SA3130438 SA3130457 SA3130463 SA3130513 SA3130536 SA3130547 SA3130553 SA3130563 SA3150025 SA3150033 SA3150103

試験地　東京
SA2010019 SA2010027 SA2010028 SA2010042 SA2010049 SA2010053 SA2010062 SA2010063 SA2010064 SA2010067 SA2010076 SA2010078 SA2010079 SA2010080 SA2010083 SA2010093 SA2010108 SA2010114 SA2010123 SA2010127
SA2010132 SA2010135 SA2010140 SA2010153 SA2010156 SA2010166 SA2010168 SA2010172 SA2010175 SA2010179 SA2010186 SA2010191 SA2010192 SA2010201 SA2010222 SA2010241 SA2010245 SA2010246 SA2010249 SA2010255
SA2010258 SA2010263 SA2010275 SA2010291 SA2010293 SA2010303 SA2010307 SA2010309 SA2010312 SA2010313 SA2010324 SA2010330 SA2010338 SA2010341 SA2010346 SA2010350 SA2010354 SA2010360 SA2010373 SA2010384
SA2010389 SA2010403 SA2010407 SA2010408 SA2010431 SA2010436 SA2010443 SA2010446 SA2010449 SA2010463 SA2010469 SA2010470 SA2010471 SA2010477 SA2010484 SA2010494 SA2010504 SA2010505 SA2010511 SA2010526
SA2010528 SA2010529 SA2010533 SA2010534 SA2010542 SA2010546 SA2010557 SA2010559 SA2010575 SA2010576 SA2010578 SA2010585 SA2010587 SA2010593 SA2010596 SA2010600 SA2010604 SA2010605 SA2010607 SA2010610
SA2010620 SA2010621 SA2010622 SA2010627 SA2010629 SA2010634 SA2010643 SA2010646 SA2010653 SA2010655 SA2010662 SA2010663 SA2010666 SA2010669 SA2010675 SA2010693 SA2010694 SA2010695 SA2010697 SA2010703
SA2010707 SA2010715 SA2010716 SA2010737 SA2010738 SA2010742 SA2010745 SA2010764 SA2010790 SA2010798 SA2010808 SA2010818 SA2010828 SA2010831 SA2010841 SA2010855 SA2010858 SA2010861 SA2010879 SA2010881
SA2010883 SA2010892 SA2010912 SA2010916 SA2010921 SA2010926 SA2010927 SA2010928 SA2010950 SA2010952 SA2010960 SA2011024 SA2011032 SA2011042 SA2011047 SA2011050 SA2011069 SA2011079 SA2011122 SA2011160
SA2011164 SA2011170 SA2011188 SA2011198 SA2011204 SA2011206 SA2011212 SA2011227 SA2011240 SA2011244 SA2011253 SA2011259 SA2011277 SA2011323 SA2011346 SA2011351 SA2011362 SA2011388 SA2011412 SA2011423
SA2011425 SA2011459 SA2011461 SA2011474 SA2011535 SA2011542 SA2011549 SA2011553 SA2011586 SA2011631 SA2230019 SA2230020 SA2230023 SA2230032 SA2230035 SA2230046 SA2230051 SA2230054 SA2230055 SA2230059
SA2230060 SA2230063 SA2230092 SA2230107 SA2230114 SA2230130 SA2230131 SA2230138 SA2230145 SA2230153 SA2230156 SA2230158 SA2230165 SA2230171 SA2230177 SA2230182 SA2230191 SA2230203 SA2230205 SA2230209
SA2230221 SA2230226 SA2230228 SA2230232 SA2230233 SA2230234 SA2230240 SA2230270 SA2230274 SA2230275 SA2230280 SA2230281 SA2230287 SA2230290 SA2230304 SA2230310 SA2230318 SA2230325 SA2230333 SA2230336
SA2230338 SA2230351 SA2230353 SA2230362 SA2230383 SA2230388 SA2230392 SA2230393 SA2230397 SA2230401 SA2230404 SA2230406 SA2230407 SA2230424 SA2230426 SA2230454 SA2230522 SA2230536 SA2230564 SA2230576
SA2230597 SA2230614 SA2230688 SA2230710 SA2230713 SA2230732 SA2230777 SA2230797

試験地　神奈川
SA3560012 SA3560013 SA3560014 SA3560024 SA3560036 SA3560042 SA3560043 SA3560061 SA3560070 SA3560075 SA3560083 SA3560093 SA3560103 SA3560107 SA3560111 SA3560114 SA3560120 SA3560125 SA3560130 SA3560156
SA3560161 SA3560165 SA3560172 SA3560175 SA3560177 SA3560178 SA3560186 SA3560187 SA3560193 SA3560196 SA3560197 SA3560201 SA3560212 SA3560216 SA3560218 SA3560220 SA3560228 SA3560232 SA3560233 SA3560241
SA3560242 SA3560246 SA3560248 SA3560263 SA3560264 SA3560272 SA3560283 SA3560292 SA3560293 SA3560296 SA3560307 SA3560326 SA3560335 SA3560357 SA3560358 SA3560360 SA3560364 SA3560371 SA3560379 SA3560385
SA3560389 SA3560391 SA3560397 SA3560402 SA3560406 SA3560407 SA3560424 SA3560427 SA3560428 SA3560436 SA3560450 SA3560464 SA3560472 SA3560481 SA3560501 SA3560523 SA3560540 SA3560609 SA3560613 SA3560663
SA3560700 SA3560715 SA3560732 SA3560740 SA3560765 SA3560788 SA3560798 SA3560815 SA3560877

試験地　長野
SA4710108 SA4710109 SA4710120 SA4710132

試験地　甲府
SA4410306 SA4410307 SA4410310 SA4410311

試験地　静岡
SA4830219 SA4830229 SA4830232 SA4830249

試験地　浜松
SA4910406 SA4910407 SA4910409 SA4910414

試験地　豊橋
SA5510403 SA5510408

試験地　名古屋
SA5040012 SA5040015 SA5040017 SA5040025 SA5040030 SA5040042 SA5040044 SA5040047 SA5040048 SA5040049 SA5040051 SA5040052 SA5040066 SA5040077 SA5040081 SA5040098 SA5040104 SA5040108 SA5040113 SA5040127
SA5040128 SA5040133 SA5040140 SA5040146 SA5040152 SA5040173 SA5040175 SA5040196 SA5040211 SA5040263 SA5040270

試験地　岐阜
SA5610408 SA5610413

試験地　四日市
SA5710106

試験地　金沢
SA5410502 SA5410508 SA5410512

試験地　福井
SA6510301

試験地　滋賀
SA6090502 SA6090511 SA6090514

試験地　京都
SA6101010 SA6101013 SA6101034 SA6101041 SA6101042 SA6101044 SA6101046 SA6101049 SA6101059 SA6101060

試験地　大阪
SA6020607 SA6020609 SA6020610 SA6020613 SA6020619 SA6020653 SA6020654 SA6020656 SA6020659 SA6020662 SA6020670 SA6020681 SA6020683 SA6020687 SA6020692 SA6020694 SA6020699 SA6020702 SA6020709 SA6020710
SA6020716 SA6020719 SA6020735 SA6020742 SA6020744 SA6020771 SA6020777 SA6020809 SA6020817 SA6020821 SA6020823 SA6020828 SA6020832 SA6020834 SA6020840 SA6020841 SA6020854 SA6020865 SA6020871 SA6020880
SA6020965 SA6020971 SA6020990 SA6021022 SA6021056 SA6021077 SA6021086

試験地　神戸
SA6130302 SA6130306 SA6130314 SA6130316 SA6130322 SA6130326 SA6130341 SA6130349 SA6130367 SA6130374 SA6130378 SA6130419 SA6130439

試験地　和歌山
SA6150302 SA6150306

試験地　松江
SA7310301

試験地　岡山
SA7110108 SA7110112 SA7110114 SA7110115

試験地　広島
SA7020115 SA7020125 SA7020148

試験地　山口
SA7410301 SA7410302 SA7410304 SA7410305

試験地　徳島
SA8110201 SA8110203

試験地　高松
SA8010302 SA8010304

試験地　北九州
SA9710506

試験地　福岡
SA9020204 SA9020209 SA9020223 SA9020246 SA9020257 SA9020265 SA9020266 SA9020286 SA9020289

試験地　長崎
SA9210403 SA9210404 SA9210409 SA9210410

試験地　熊本
SA9310305

試験地　大分
SA9410401

試験地　宮崎
SA9510302 SA9510303 SA9510304 SA9510305

試験地　鹿児島
SA9610405

試験地　那覇
SA9910410

ネットワークスペシャリスト試験に係るもの

試験地　札幌
NW0010203 NW0010209 NW0010220 NW0010223 NW0010224 NW0010227 NW0010232 NW0010250 NW0010259 NW0010277 NW0010278 NW0010284 NW0010285 NW0010294 NW0010295 NW0010306 NW0010314 NW0010319 NW0010322 NW0010326
NW0010330 NW0010332 NW0010342 NW0010347 NW0010350 NW0010351 NW0010355 NW0010356 NW0010361 NW0010365 NW0010366 NW0010375 NW0010381 NW0010386 NW0010399 NW0010459 NW0010468

試験地　旭川
NW0210201

試験地　函館
NW0310301 NW0310305 NW0310306 NW0310308

試験地　青森
NW1110403 NW1110409 NW1110412 NW1110413

試験地　盛岡
NW1210401 NW1210402 NW1210407 NW1210414 NW1210416 NW1210417 NW1210421 NW1210426 NW1210428 NW1210429

試験地　仙台
NW1020201 NW1020204 NW1020215 NW1020238 NW1020239 NW1020254 NW1020258 NW1020260 NW1020268 NW1020270 NW1020273 NW1020285 NW1020290 NW1020291 NW1020322 NW1020331 NW1020344 NW1020346 NW1020354 NW1020382

試験地　秋田
NW1310406 NW1310421 NW1310422

試験地　山形
NW1410301

試験地　郡山
NW1510408 NW1510425 NW1510430 NW1510437

試験地　水戸
NW4020202 NW4020206 NW4020211 NW4020218 NW4020260 NW4020265 NW4020272 NW4020275 NW4020276 NW4020280 NW4020285

試験地　つくば
NW4110605 NW4110611 NW4110614 NW4110625 NW4110630 NW4110634 NW4110636 NW4110637 NW4110654 NW4110667 NW4110668 NW4110678 NW4110684 NW4110685 NW4110686 NW4110691 NW4110692 NW4110694 NW4110727 NW4110748

試験地　宇都宮
NW4220203 NW4220243 NW4220244 NW4220249 NW4220264 NW4220266 NW4220267 NW4220299

試験地　前橋

NW4320202 NW4320212 NW4320214 NW4320221 NW4320226 NW4320230 NW4320235 NW4320246 NW4320247 NW4320248 NW4320249 NW4320252 NW4320279 NW4320284

試験地　新潟

NW4610212 NW4610214 NW4610222 NW4610235 NW4610244 NW4610261 NW4610271 NW4610275

試験地　長岡

NW4510409 NW4510415 NW4510420

試験地　埼玉

NW3020002 NW3020005 NW3020012 NW3020015 NW3020018 NW3020026 NW3020028 NW3020041 NW3020042 NW3020047 NW3020056 NW3020058 NW3020062 NW3020063 NW3020066 NW3020071 NW3020075 NW3020077 NW3020085 NW3020089
NW3020093 NW3020094 NW3020099 NW3020100 NW3020101 NW3020105 NW3020116 NW3020118 NW3020122 NW3020123 NW3020125 NW3020126 NW3020131 NW3020137 NW3020140 NW3020145 NW3020148 NW3020150 NW3020152 NW3020155
NW3020156 NW3020161 NW3020169 NW3020177 NW3020179 NW3020187 NW3020190 NW3020192 NW3020193 NW3020198 NW3020218 NW3020219 NW3020221 NW3020229 NW3020231 NW3020253 NW3020254 NW3020258 NW3020260 NW3020262
NW3020269 NW3020272 NW3020281 NW3020283 NW3020299 NW3020304 NW3020307 NW3020310 NW3020316 NW3020327 NW3020333 NW3020406 NW3040013 NW3040015 NW3040021 NW3040022 NW3040033 NW3040038 NW3040048 NW3040050
NW3040054 NW3040056 NW3040062 NW3040068 NW3040074 NW3040078 NW3040083 NW3040086 NW3040090 NW3040108 NW3040115 NW3040117 NW3040118 NW3040124 NW3040131 NW3040135 NW3040142 NW3040145 NW3040153 NW3040154
NW3040157 NW3040158 NW3040168 NW3040176 NW3040192 NW3040207 NW3040209 NW3040211 NW3040234 NW3040236 NW3040268 NW3040334 NW3040353 NW3040365

試験地　千葉

NW3150201 NW3150207 NW3150208 NW3150212 NW3150222 NW3150224 NW3150227 NW3150235 NW3150246 NW3150258 NW3150261 NW3150272 NW3150279 NW3150284 NW3150288 NW3150289 NW3150290 NW3150295 NW3150305 NW3150309
NW3150324 NW3150335 NW3150336 NW3150340 NW3150343 NW3150352 NW3150358 NW3150359 NW3150365 NW3150366 NW3150367 NW3150374 NW3150380 NW3150404 NW3150405 NW3150406 NW3150409 NW3150411 NW3150419 NW3150420
NW3150429 NW3150434 NW3150435 NW3150447 NW3150469 NW3150470 NW3150482 NW3150487 NW3150504 NW3150522 NW3150535 NW3170302 NW3170306 NW3170308 NW3170310 NW3170311 NW3170320 NW3170321 NW3170325 NW3170327
NW3170339 NW3170340 NW3170351 NW3170354 NW3170356 NW3170376 NW3170388 NW3170395 NW3170396 NW3170397 NW3170398 NW3170404 NW3170406 NW3170409 NW3170414 NW3170418 NW3170427 NW3170428 NW3170432 NW3170443
NW3170456 NW3170458 NW3170467 NW3170472 NW3170476 NW3170477 NW3170479 NW3170484 NW3170492 NW3170496 NW3170502 NW3170509 NW3170510 NW3170512 NW3170527 NW3170532 NW3170534 NW3170538 NW3170540 NW3170541
NW3170547 NW3170558 NW3170567 NW3170573 NW3170578 NW3170580 NW3170640 NW3170664 NW3170691 NW3170732 NW3170742 NW3170777 NW3170823

試験地　東京

NW2020001 NW2020002 NW2020019 NW2020024 NW2020031 NW2020033 NW2020036 NW2020038 NW2020048 NW2020053 NW2020054 NW2020058 NW2020059 NW2020061 NW2020074 NW2020095 NW2020099 NW2020106 NW2020109 NW2020110
NW2020115 NW2020122 NW2020127 NW2020165 NW2020168 NW2020177 NW2020179 NW2020181 NW2020182 NW2020187 NW2020199 NW2020204 NW2020207 NW2020210 NW2020212 NW2020213 NW2020215 NW2020222 NW2020227 NW2020230
NW2020237 NW2020242 NW2020246 NW2020251 NW2020257 NW2020261 NW2020268 NW2020274 NW2020282 NW2020288 NW2020292 NW2020293 NW2020295 NW2020300 NW2020301 NW2020303 NW2020305 NW2020310 NW2020312 NW2020318
NW2020319 NW2020327 NW2020334 NW2020337 NW2020339 NW2020346 NW2020348 NW2020349 NW2020352 NW2020357 NW2020359 NW2020364 NW2020380 NW2020390 NW2020391 NW2020413 NW2020418 NW2020422 NW2020426 NW2020429
NW2020435 NW2020445 NW2020447 NW2020461 NW2020487 NW2020508 NW2020511 NW2020513 NW2020522 NW2020523 NW2020548 NW2020556 NW2020559 NW2020562 NW2020564 NW2020569 NW2020574 NW2020578 NW2020583 NW2020584
NW2020587 NW2020588 NW2020596 NW2020600 NW2020601 NW2020609 NW2020610 NW2020612 NW2020633 NW2020634 NW2020655 NW2020658 NW2020661 NW2020662 NW2020663 NW2020675 NW2020677 NW2020679 NW2020694 NW2020704
NW2020707 NW2020720 NW2020730 NW2020746 NW2020748 NW2020756 NW2020763 NW2020770 NW2020778 NW2020789 NW2020791 NW2020808 NW2020816 NW2020819 NW2020837 NW2020842 NW2020852 NW2020876 NW2020878 NW2020884
NW2020887 NW2020901 NW2020931 NW2020961 NW2020969 NW2020977 NW2020982 NW2020992 NW2020997 NW2021001 NW2021002 NW2021030 NW2021036 NW2021057 NW2021061 NW2021064 NW2021084 NW2060006 NW2060010 NW2060017
NW2060019 NW2060024 NW2060032 NW2060037 NW2060038 NW2060040 NW2060046 NW2060047 NW2060052 NW2060060 NW2060064 NW2060073 NW2060081 NW2060085 NW2060091 NW2060095 NW2060109 NW2060111 NW2060113 NW2060123
NW2060130 NW2060132 NW2060136 NW2060137 NW2060140 NW2060147 NW2060149 NW2060151 NW2060153 NW2060164 NW2060172 NW2060176 NW2060177 NW2060181 NW2060184 NW2060191 NW2060192 NW2060204 NW2060215 NW2060226
NW2060234 NW2060237 NW2060241 NW2060250 NW2060258 NW2060261 NW2060281 NW2060284 NW2060288 NW2060294 NW2060297 NW2060302 NW2060303 NW2060320 NW2060324 NW2060327 NW2060328 NW2060332 NW2060338 NW2060339
NW2060342 NW2060348 NW2060357 NW2060359 NW2060371 NW2060395 NW2060400 NW2060407 NW2060427 NW2060439 NW2060466 NW2060476 NW2060486 NW2060498 NW2060508 NW2060510 NW2060521 NW2060554 NW2060559 NW2060584
NW2079373 NW2079375 NW2079376 NW2130001 NW2130007 NW2130017 NW2130020 NW2130030 NW2130040 NW2130046 NW2130052 NW2130063 NW2130067 NW2130068 NW2130073 NW2130088 NW2130092 NW2130095 NW2130102 NW2130110
NW2130114 NW2130115 NW2130116 NW2130119 NW2130129 NW2130130 NW2130132 NW2130137 NW2130140 NW2130147 NW2130154 NW2130155 NW2130166 NW2130167 NW2130174 NW2130182 NW2130184 NW2130186 NW2130187 NW2130190
NW2130191 NW2130201 NW2130205 NW2130209 NW2130211 NW2130212 NW2130233 NW2130237 NW2130238 NW2130273 NW2130278 NW2130282 NW2130292 NW2130295 NW2130296 NW2130299 NW2130303 NW2130312 NW2130314 NW2130329
NW2130346 NW2130347 NW2130353 NW2130354 NW2130357 NW2130364 NW2130365 NW2130371 NW2130382 NW2130397 NW2130402 NW2130403 NW2130404 NW2130411 NW2130412 NW2130414 NW2130420 NW2130426 NW2130428 NW2130434
NW2130439 NW2130441 NW2130443 NW2130453 NW2130459 NW2130469 NW2130476 NW2130478 NW2130481 NW2130499 NW2130502 NW2130505 NW2130524 NW2130529 NW2130554 NW2130568 NW2130576 NW2130579 NW2130584 NW2130586
NW2130588 NW2130611 NW2130615 NW2130637 NW2130661 NW2130666 NW2130674 NW2130731 NW2130733 NW2130738 NW2130752 NW2130758 NW2130762 NW2130788 NW2130807 NW2130812 NW2130821 NW2130825 NW2150002 NW2150010
NW2150016 NW2150020 NW2150021 NW2150027 NW2150038 NW2150041 NW2150056 NW2150060 NW2150065 NW2150066 NW2150077 NW2150097 NW2150103 NW2150112 NW2150123 NW2150132 NW2150154 NW2150157 NW2150184 NW2150192
NW2150197 NW2150198 NW2150199 NW2150211 NW2150215 NW2150216 NW2150222 NW2150231 NW2150235 NW2150238 NW2150241 NW2150242 NW2150275 NW2150276 NW2150280 NW2150282 NW2150286 NW2150299 NW2150307 NW2150310
NW2150311 NW2150322 NW2150339 NW2150340 NW2150346 NW2150347 NW2150369 NW2150389 NW2150393 NW2150394 NW2150411 NW2150415 NW2150432 NW2150438 NW2150446 NW2150448 NW2150449 NW2150451 NW2150453 NW2150455
NW2150457 NW2150461 NW2150462 NW2150464 NW2150468 NW2150480 NW2150488 NW2150489 NW2150497 NW2150517 NW2150530 NW2150531 NW2150534 NW2150538 NW2150541 NW2150552 NW2150553 NW2150554 NW2150559 NW2150570

NW2150583 NW2150587 NW2150588 NW2150601 NW2150602
NW2150675 NW2150685 NW2150695 NW2150698 NW2150699
NW2150787 NW2150792 NW2150794 NW2150795 NW2150806
NW2151172 NW2151183 NW2151190 NW2151191 NW2151227
NW2151442 NW2151505 NW2151529 NW2151536 NW2151548
NW2190060 NW2190061 NW2190069 NW2190070 NW2190085
NW2190140 NW2190148 NW2190152 NW2190159 NW2190167
NW2190228 NW2190233 NW2190237 NW2190244 NW2190247
NW2190334 NW2190347 NW2190348 NW2190355 NW2190357
NW2190425 NW2190426 NW2190444 NW2190450 NW2190454
NW2190506 NW2190515 NW2190524 NW2190530 NW2190534
NW2190687 NW2190703 NW2190713 NW2190749 NW2190759
NW2280077 NW2280083 NW2280090 NW2280097 NW2280117
NW2280302 NW2280303 NW2280308 NW2280310 NW2280312
NW2280406 NW2280411 NW2280419 NW2280422 NW2280427
NW2280569 NW2280578 NW2280594 NW2280595 NW2280598
NW2280947 NW2280978 NW2280998 NW2281009 NW2281049

試験地　神奈川

NW3490004 NW3490009 NW3490021 NW3490022 NW3490029
NW3490151 NW3490156 NW3490157 NW3490159 NW3490166
NW3490278 NW3490279 NW3490294 NW3490308 NW3490312
NW3490409 NW3490418 NW3490426 NW3490430 NW3490431
NW3490571 NW3490575 NW3490626 NW3490690 NW3490707
NW3490955 NW3490957 NW3490972 NW3490975 NW3490985
NW3500267 NW3500274 NW3500278 NW3500279 NW3500281
NW3500361 NW3500366 NW3500369 NW3500372 NW3500380
NW3500481 NW3500482 NW3500484 NW3500489 NW3500494
NW3500576 NW3500586 NW3500619 NW3500623 NW3500629
NW3500741 NW3500750 NW3500758 NW3500772 NW3500788
NW3510033 NW3510052 NW3501069 NW3501092 NW3501100
NW3510062 NW3510064 NW3510065 NW3510069 NW3510080
NW3510131 NW3510132 NW3510133 NW3510137 NW3510146
NW3510269 NW3510272 NW3510276 NW3510279 NW3510288
NW3510372 NW3510375 NW3510378 NW3510396 NW3510397

試験地　長野

NW4710202 NW4710211 NW4710227 NW4710228 NW4710229

試験地　甲府

NW4410408 NW4410414 NW4410420

試験地　静岡

NW4830314 NW4830321 NW4830324 NW4830327 NW4830335

NW2150606 NW2150612 NW2150615 NW2150617 NW2150618
NW2150720 NW2150723 NW2150728 NW2150731 NW2150735
NW2150809 NW2150837 NW2150839 NW2150841 NW2150875
NW2151232 NW2151249 NW2151275 NW2151292 NW2151293
NW2190003 NW2190004 NW2190009 NW2190014 NW2190021
NW2190089 NW2190090 NW2190091 NW2190092 NW2190104
NW2190169 NW2190170 NW2190174 NW2190176 NW2190178
NW2190252 NW2190258 NW2190265 NW2190269 NW2190281
NW2190364 NW2190369 NW2190374 NW2190375 NW2190378
NW2190461 NW2190463 NW2190465 NW2190466 NW2190470
NW2190537 NW2190540 NW2190552 NW2190554 NW2190560
NW2190766 NW2190771 NW2190773 NW2190776 NW2190796
NW2280132 NW2280168 NW2280190 NW2280198 NW2280199
NW2280321 NW2280324 NW2280329 NW2280336 NW2280340
NW2280430 NW2280433 NW2280442 NW2280450 NW2280470
NW2280599 NW2280619 NW2280622 NW2280639 NW2280644
NW2281086 NW2281225 NW2281234 NW2281245 NW2281250

NW3490055 NW3490071 NW3490082 NW3490088 NW3490089
NW3490170 NW3490176 NW3490184 NW3490195 NW3490201
NW3490323 NW3490326 NW3490337 NW3490341 NW3490343
NW3490433 NW3490434 NW3490436 NW3490455 NW3490472
NW3490710 NW3490719 NW3490723 NW3490743 NW3490752
NW3491027 NW3491042 NW3491068 NW3491085 NW3491088
NW3500283 NW3500292 NW3500298 NW3500300 NW3500302
NW3500383 NW3500385 NW3500399 NW3500409 NW3500418
NW3500499 NW3500501 NW3500502 NW3500517 NW3500523
NW3500631 NW3500633 NW3500641 NW3500646 NW3500648
NW3500806 NW3500811 NW3500820 NW3500842 NW3500847
NW3501122 NW3501142 NW3501145 NW3510001 NW3510013
NW3510086 NW3510087 NW3510094 NW3510097 NW3510104
NW3510169 NW3510177 NW3510187 NW3510193 NW3510199
NW3510291 NW3510294 NW3510297 NW3510300 NW3510305
NW3510413

NW4710230 NW4710231 NW4710235 NW4710237 NW4710239

NW4830340 NW4830341 NW4830347 NW4830350 NW4830353

NW2150624 NW2150632 NW2150640 NW2150649 NW2150650
NW2150737 NW2150742 NW2150750 NW2150757 NW2150760
NW2150883 NW2150900 NW2150925 NW2150966 NW2150980
NW2151294 NW2151300 NW2151314 NW2151317 NW2151327
NW2190024 NW2190034 NW2190037 NW2190048 NW2190049
NW2190106 NW2190107 NW2190111 NW2190114 NW2190115
NW2190179 NW2190193 NW2190194 NW2190201 NW2190204
NW2190282 NW2190283 NW2190289 NW2190296 NW2190297
NW2190382 NW2190383 NW2190385 NW2190388 NW2190396
NW2190473 NW2190475 NW2190478 NW2190481 NW2190483
NW2190564 NW2190565 NW2190566 NW2190589 NW2190597
NW2190797 NW2190807 NW2190824 NW2190836 NW2190838
NW2280207 NW2280208 NW2280210 NW2280238 NW2280242
NW2280341 NW2280343 NW2280344 NW2280345 NW2280362
NW2280489 NW2280502 NW2280507 NW2280510 NW2280519
NW2280645 NW2280650 NW2280652 NW2280653 NW2280709
NW2281270 NW2281316

NW3490098 NW3490099 NW3490106 NW3490108 NW3490118
NW3490203 NW3490205 NW3490210 NW3490241 NW3490243
NW3490344 NW3490347 NW3490361 NW3490369 NW3490373
NW3490483 NW3490486 NW3490491 NW3490507 NW3490508
NW3490779 NW3490817 NW3490855 NW3490899 NW3490907
NW3491094 NW3491095 NW3500202 NW3500208 NW3500222
NW3500305 NW3500310 NW3500312 NW3500316 NW3500317
NW3500428 NW3500434 NW3500440 NW3500454 NW3500460
NW3500530 NW3500535 NW3500538 NW3500542 NW3500544
NW3500654 NW3500662 NW3500666 NW3500675 NW3500678
NW3500915 NW3500956 NW3500962 NW3500966 NW3500977
NW3510014 NW3510024 NW3510025 NW3510029 NW3510034
NW3510105 NW3510108 NW3510109 NW3510110 NW3510114
NW3510206 NW3510212 NW3510225 NW3510229 NW3510231
NW3510306 NW3510307 NW3510312 NW3510320 NW3510331

NW4710242 NW4710252 NW4710253 NW4710262 NW4710266

NW4830356 NW4830358 NW4830364 NW4830381 NW4830393

NW2150651 NW2150654 NW2150663 NW2150664 NW2150671
NW2150761 NW2150769 NW2150773 NW2150778 NW2150779
NW2151000 NW2151024 NW2151035 NW2151109 NW2151168
NW2151343 NW2151375 NW2151391 NW2151398 NW2151434
NW2190050 NW2190054 NW2190056 NW2190057 NW2190058
NW2190116 NW2190118 NW2190120 NW2190128 NW2190136
NW2190209 NW2190214 NW2190219 NW2190223 NW2190227
NW2190298 NW2190307 NW2190317 NW2190318 NW2190322
NW2190401 NW2190403 NW2190407 NW2190416 NW2190417
NW2190484 NW2190490 NW2190493 NW2190494 NW2190497
NW2190621 NW2190628 NW2190641 NW2190658 NW2190683
NW2190842 NW2280002 NW2280029 NW2280035 NW2280062
NW2280260 NW2280267 NW2280273 NW2280288 NW2280291
NW2280369 NW2280371 NW2280379 NW2280381 NW2280399
NW2280520 NW2280550 NW2280556 NW2280562 NW2280566
NW2280710 NW2280838 NW2280870 NW2280922 NW2280942

NW3490120 NW3490127 NW3490137 NW3490146 NW3490147
NW3490244 NW3490246 NW3490247 NW3490254 NW3490267
NW3490378 NW3490388 NW3490389 NW3490398 NW3490399
NW3490538 NW3490544 NW3490552 NW3490558 NW3490561
NW3490911 NW3490917 NW3490947 NW3490951 NW3490952
NW3500228 NW3500235 NW3500247 NW3500259 NW3500261
NW3500320 NW3500321 NW3500332 NW3500338 NW3500356
NW3500464 NW3500467 NW3500473 NW3500475 NW3500478
NW3500546 NW3500550 NW3500563 NW3500567 NW3500569
NW3500697 NW3500701 NW3500713 NW3500722 NW3500727
NW3500997 NW3501003 NW3501006 NW3501008 NW3501029
NW3510042 NW3510045 NW3510046 NW3510056 NW3510060
NW3510115 NW3510123 NW3510125 NW3510126 NW3510129
NW3510233 NW3510245 NW3510255 NW3510258 NW3510268
NW3510334 NW3510336 NW3510342 NW3510346 NW3510349

NW4710269 NW4710299

NW4830401 NW4830444

試験地　浜松
NW4910501 NW4910504 NW4910509 NW4910511 NW4910526 NW4910527 NW4910528 NW4910533

試験地　豊橋
NW5510501 NW5510502 NW5510505 NW5510509 NW5510519 NW5510530 NW5510531 NW5510533

試験地　名古屋
NW5030003 NW5030020 NW5030022 NW5030024 NW5030030 NW5030033 NW5030041 NW5030050 NW5030053 NW5030057 NW5030077 NW5030080 NW5030083 NW5030088 NW5030092 NW5030096 NW5030098 NW5030101 NW5030104 NW5030111
NW5030139 NW5030143 NW5030146 NW5030150 NW5030152 NW5030159 NW5030168 NW5030169 NW5030171 NW5030184 NW5030185 NW5030193 NW5030198 NW5030200 NW5030205 NW5030213 NW5030214 NW5030219 NW5030223 NW5030231
NW5030235 NW5030236 NW5030239 NW5030247 NW5030252 NW5030273 NW5030285 NW5030290 NW5030311 NW5030315 NW5030350 NW5030442 NW5080003 NW5080006 NW5080007 NW5080019 NW5080021 NW5080026 NW5080027 NW5080029
NW5080035 NW5080040 NW5080047 NW5080052 NW5080054 NW5080063 NW5080075 NW5080083 NW5080090 NW5080091 NW5080096 NW5080098 NW5080104 NW5080112 NW5080113 NW5080116 NW5080125 NW5080130 NW5080142 NW5080147
NW5080153 NW5080159 NW5080170 NW5080172 NW5080178 NW5080183 NW5080201 NW5080210 NW5080213 NW5080214 NW5080216 NW5080224 NW5080228 NW5080232 NW5080234 NW5080239 NW5080275 NW5080276 NW5080284 NW5080286
NW5080293 NW5080333 NW5080358 NW5080362

試験地　岐阜
NW5610501 NW5610510 NW5610511 NW5610521 NW5610524 NW5610530 NW5610532 NW5610544 NW5610546 NW5610567 NW5610580

試験地　四日市
NW5710202 NW5710208 NW5710209 NW5710212 NW5710213 NW5710214 NW5710220 NW5710222 NW5710234 NW5710239 NW5710243 NW5710262

試験地　富山
NW5310503 NW5310508 NW5310520 NW5310521 NW5310528 NW5310533 NW5310537 NW5310547 NW5310559 NW5310571

試験地　金沢
NW5410602 NW5410606 NW5410614 NW5410615 NW5410625 NW5410630 NW5410633 NW5410639 NW5410652 NW5410657 NW5410661 NW5410665 NW5410675 NW5410705

試験地　福井
NW6510421 NW6510424 NW6510429

試験地　滋賀
NW6090603 NW6090606 NW6090608 NW6090620 NW6090626 NW6090629 NW6090632 NW6090650 NW6090656 NW6090657 NW6090683

試験地　京都
NW6101102 NW6101103 NW6101124 NW6101125 NW6101135 NW6101140 NW6101142 NW6101143 NW6101149 NW6101155 NW6101157 NW6101160 NW6101161 NW6101168 NW6101169 NW6101170 NW6101173 NW6101197 NW6101200 NW6101202
NW6101205 NW6101215 NW6101216 NW6101218 NW6101224 NW6101227 NW6101233 NW6101247 NW6101267 NW6101269 NW6101274 NW6101279 NW6101297 NW6101316 NW6101317 NW6101323 NW6101338

試験地　大阪
NW6030001 NW6030005 NW6030006 NW6030011 NW6030012 NW6030017 NW6030020 NW6030023 NW6030025 NW6030047 NW6030051 NW6030056 NW6030058 NW6030062 NW6030071 NW6030080 NW6030084 NW6030087 NW6030093 NW6030102
NW6030104 NW6030106 NW6030110 NW6030116 NW6030124 NW6030139 NW6030148 NW6030149 NW6030154 NW6030155 NW6030159 NW6030165 NW6030167 NW6030176 NW6030178 NW6030182 NW6030189 NW6030190 NW6030196 NW6030197
NW6030201 NW6030202 NW6030208 NW6030211 NW6030215 NW6030217 NW6030235 NW6030236 NW6030237 NW6030254 NW6030257 NW6030258 NW6030270 NW6030271 NW6030274 NW6030293 NW6030298 NW6030300 NW6030306 NW6030310
NW6030315 NW6030317 NW6030320 NW6030321 NW6030323 NW6030324 NW6030325 NW6030326 NW6030338 NW6030343 NW6030344 NW6030345 NW6030347 NW6030356 NW6030358 NW6030361 NW6030367 NW6030378 NW6030380 NW6030381
NW6030384 NW6030397 NW6030400 NW6030401 NW6030404 NW6030410 NW6030418 NW6030431 NW6030444 NW6030448 NW6030450 NW6030455 NW6030461 NW6030472 NW6030478 NW6030485 NW6030488 NW6030501 NW6030506 NW6030524
NW6030531 NW6030537 NW6030540 NW6030544 NW6030546 NW6030548 NW6030561 NW6030568 NW6030570 NW6030578 NW6030580 NW6030588 NW6030590 NW6030593 NW6030609 NW6030610 NW6030614 NW6030616 NW6030618 NW6030632
NW6030633 NW6030637 NW6030638 NW6030640 NW6030642 NW6030643 NW6030654 NW6030657 NW6030658 NW6030660 NW6030662 NW6030668 NW6030673 NW6030674 NW6030675 NW6030709 NW6030723 NW6030741 NW6030750 NW6030751
NW6030756 NW6030758 NW6030766 NW6030771 NW6030781 NW6030784 NW6030791 NW6030796 NW6030809 NW6030810 NW6030846 NW6030883 NW6030902 NW6030937 NW6030946 NW6030981 NW6030986 NW6031010 NW6031016 NW6031019
NW6031034 NW6031045 NW6031064 NW6031097 NW6031098 NW6031143 NW6031150 NW6031175 NW6031186 NW6031220 NW6031233 NW6031237 NW6031248 NW6031255 NW6031258 NW6031263 NW6031269 NW6031348 NW6031356 NW6031363
NW6031387

試験地　奈良
NW6120509 NW6120514 NW6120522 NW6120527 NW6120533 NW6120534 NW6120535 NW6120546 NW6120547 NW6120562 NW6120570 NW6120579 NW6120592

試験地　神戸
NW6130519 NW6130520 NW6130522 NW6130530 NW6130538　NW6130551 NW6130553 NW6130567 NW6130577 NW6130583　NW6130586 NW6130587 NW6130592 NW6130601 NW6130602　NW6130608 NW6130617 NW6130629 NW6130633 NW6130639
NW6130641 NW6130642 NW6130644 NW6130654 NW6130656　NW6130671 NW6130681 NW6130693 NW6130698 NW6130702　NW6130707 NW6130711 NW6130714 NW6130729 NW6130741　NW6130753 NW6130754 NW6130757 NW6130764 NW6130776
NW6130808 NW6130850 NW6130856 NW6130863 NW6130873　NW6130874 NW6130877 NW6130880 NW6130883 NW6130892　NW6130950 NW6130965

試験地　和歌山　　試験地　鳥取　　試験地　松江
NW6150409 NW6150417 NW6150418 NW6150420　NW7210306 NW7210311 NW7210316　NW7310413 NW7310423 NW7310425 NW7310430 NW7310439　NW7310451

試験地　岡山
NW7110212 NW7110233 NW7110234 NW7110243 NW7110248　NW7110250 NW7110258 NW7110261 NW7110262 NW7110271　NW7110274 NW7110275 NW7110277 NW7110286 NW7110287　NW7110292 NW7110294 NW7110326

試験地　広島
NW7020210 NW7020218 NW7020226 NW7020227 NW7020234　NW7020237 NW7020244 NW7020252 NW7020254 NW7020258　NW7020263 NW7020281 NW7020284 NW7020291 NW7020292　NW7020299 NW7020347 NW7020361 NW7020370 NW7020377

試験地　山口　　試験地　徳島　　試験地　高松
NW7410402 NW7410403 NW7410404 NW7410407 NW7410409　NW7410416 NW7410418 NW7410421 NW7410426　NW8110305 NW8110309 NW8110310 NW8110316 NW8110319　NW8010417 NW8010428 NW8010461

試験地　松山　　試験地　高知　　試験地　北九州
NW8210520 NW8210537　NW8310303 NW8310308　NW9710613 NW9710619 NW9710625 NW9710633

試験地　福岡
NW9020401 NW9020405 NW9020421 NW9020439 NW9020446　NW9020449 NW9020451 NW9020452 NW9020453 NW9020455　NW9020489 NW9020500 NW9020521 NW9020527 NW9020529　NW9020547 NW9020548 NW9020556 NW9020559 NW9020571
NW9020579 NW9020581 NW9020587 NW9020590 NW9020596　NW9020605 NW9020616 NW9020618 NW9020627 NW9020628　NW9020639 NW9020644 NW9020646 NW9020655 NW9020657　NW9020658 NW9020661 NW9020692 NW9020702 NW9020725
NW9020726 NW9020731 NW9020747 NW9020765 NW9020795　NW9020805 NW9020814

試験地　佐賀　　試験地　長崎
NW9110405 NW9110406 NW9110410 NW9110411 NW9110415　NW9110416　NW9210502 NW9210511 NW9210513 NW9210517 NW9210527　NW9210530

試験地　熊本　　試験地　大分
NW9310404 NW9310429 NW9310431 NW9310433 NW9310449　NW9410501 NW9410507 NW9410512 NW9410514 NW9410519　NW9410520 NW9410523 NW9410524 NW9410527 NW9410537

試験地　宮崎
NW9510401 NW9510402 NW9510408 NW9510410 NW9510411　NW9510412 NW9510415 NW9510419

試験地　鹿児島　　試験地　那覇
NW9610507 NW9610508 NW9610513 NW9610516 NW9610521　NW9610522 NW9610537 NW9610543 NW9610544　NW9910502 NW9910522 NW9910561 NW9910584 NW9910590

ＩＴサービスマネージャ試験に係るもの

試験地　盛岡　　試験地　仙台　　試験地　秋田　　試験地　つくば
SM1210604　SM1020702 SM1020713　SM1310602 SM1310606　SM4111002 SM4111008 SM4111010

試験地　前橋
SM4320506

試験地　埼玉
SM3060807 SM3060809 SM3060810 SM3060811 SM3060819 SM3060829 SM3060837 SM3060840 SM3060841 SM3060844 SM3060848 SM3060850 SM3060857 SM3060867 SM3060872 SM3060888 SM3060895 SM3060912 SM3060931 SM3060973

試験地　千葉
SM3150609 SM3150612 SM3150619 SM3150623 SM3150626 SM3150627 SM3150632 SM3150634 SM3150639 SM3150649 SM3150657 SM3150661 SM3150666 SM3150672 SM3150673 SM3150674 SM3150687 SM3150690 SM3150773 SM3150783
SM3150797 SM3150799

試験地　東京
SM2050001 SM2050022 SM2050024 SM2050026 SM2050029 SM2050043 SM2050048 SM2050052 SM2050065 SM2050073 SM2050078 SM2050086 SM2050089 SM2050091 SM2050092 SM2050110 SM2050123 SM2050133 SM2050134 SM2050137
SM2050139 SM2050152 SM2050158 SM2050172 SM2050173 SM2050177 SM2050181 SM2050184 SM2050186 SM2050195 SM2050197 SM2050204 SM2050207 SM2050213 SM2050222 SM2050226 SM2050236 SM2050237 SM2050245 SM2050249
SM2050252 SM2050254 SM2050258 SM2050261 SM2050262 SM2050263 SM2050266 SM2050267 SM2050272 SM2050274 SM2050280 SM2050293 SM2050297 SM2050301 SM2050304 SM2050306 SM2050312 SM2050313 SM2050317 SM2050320
SM2050331 SM2050338 SM2050344 SM2050353 SM2050361 SM2050374 SM2050378 SM2050384 SM2050388 SM2050389 SM2050391 SM2050392 SM2050396 SM2050400 SM2050411 SM2050417 SM2050420 SM2050423 SM2050427 SM2050435
SM2050439 SM2050444 SM2050454 SM2050459 SM2050462 SM2050477 SM2050483 SM2050492 SM2050500 SM2050502 SM2050518 SM2050525 SM2050526 SM2050527 SM2050547 SM2050555 SM2050558 SM2050561 SM2050566 SM2050583
SM2050589 SM2050590 SM2050592 SM2050598 SM2050599 SM2050605 SM2050606 SM2050607 SM2050614 SM2050615 SM2050620 SM2050628 SM2050639 SM2050687 SM2050739 SM2050744 SM2050746 SM2050779 SM2050783 SM2050815
SM2050900 SM2050904 SM2050926 SM2050955 SM2050959 SM2051038 SM2051070 SM2051072 SM2051107 SM2051110 SM2051124 SM2051145 SM2079472

試験地　神奈川
SM3480001 SM3480003 SM3480039 SM3480043 SM3480051 SM3480055 SM3480057 SM3480075 SM3480080 SM3480083 SM3480092 SM3480096 SM3480101 SM3480107 SM3480108 SM3480109 SM3480117 SM3480119 SM3480122 SM3480125
SM3480128 SM3480129 SM3480149 SM3480152 SM3480166 SM3480181 SM3480192 SM3480198 SM3480199 SM3480201 SM3480205 SM3480207 SM3480224 SM3480228 SM3480229 SM3480237 SM3480252 SM3480255 SM3480265 SM3480273
SM3480279 SM3480403 SM3480421 SM3480424 SM3480439 SM3480480

試験地　静岡
SM4830503 SM4830512

試験地　浜松
SM4910701 SM4910705 SM4910708

試験地　名古屋
SM5080417 SM5080429 SM5080433 SM5080452 SM5080453 SM5080466 SM5080469 SM5080487

試験地　富山
SM5310804 SM5310806

試験地　金沢
SM5411007

試験地　福井
SM6510605

試験地　滋賀
SM6090902 SM6090904 SM6090905 SM6090908

試験地　京都
SM6101406 SM6101425

試験地　大阪
SM6021113 SM6021117 SM6021119 SM6021138 SM6021141 SM6021156 SM6021160 SM6021166 SM6021176 SM6021180 SM6021186 SM6021194 SM6021215 SM6021239 SM6021256 SM6021264 SM6021307 SM6021314

試験地　奈良
SM6120805 SM6120806

試験地　神戸
SM6131608 SM6131609 SM6131623 SM6131635 SM6131647

試験地　和歌山
SM6150601 SM6150603

試験地　松江
SM7310603 SM7310611

試験地　広島
SM7020405 SM7020412 SM7020413

試験地　高松
SM8010605

試験地　北九州
SM9710806

試験地　福岡
SM9020903 SM9020906 SM9020911 SM9020913

試験地　佐賀
SM9110607

試験地　大分
SM9410701

試験地　宮崎
SM9510602

試験地　那覇
SM9910804

令和７年度春期情報処理安全確保支援士試験合格者

令和７年度春期情報処理安全確保支援士試験の合格者を令和７年７月３日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和７年７月23日

経済産業大臣　武藤　容治

情報処理安全確保支援士試験に係るもの

試験地　札幌

SC0021213 SC0021217 SC0021225 SC0021228 SC0021230 SC0021232 SC0021234 SC0021238 SC0021247 SC0021250 SC0021258 SC0021268 SC0021275 SC0021280 SC0021281 SC0021282 SC0021283 SC0021284 SC0021285 SC0021286
SC0021291 SC0021297 SC0021306 SC0021316 SC0021332 SC0021333 SC0021334 SC0021335 SC0021339 SC0021348 SC0021351 SC0021357 SC0021358 SC0021371 SC0021374 SC0021381 SC0021382 SC0021386 SC0021387 SC0021389
SC0021390 SC0021393 SC0021395 SC0021402 SC0021404 SC0021409 SC0021433 SC0021454 SC0021498 SC0021504 SC0021506

試験地　帯広

SC0110402

試験地　旭川

SC0210304 SC0210305 SC0210307

試験地　北見

SC0410303 SC0410311

試験地　青森

SC1110511 SC1110513 SC1110517 SC1110537

試験地　盛岡

SC1210505 SC1210508 SC1210512 SC1210514 SC1210516 SC1210517 SC1210518 SC1210519 SC1210524

試験地　仙台

SC1020402 SC1020410 SC1020413 SC1020419 SC1020423 SC1020433 SC1020436 SC1020443 SC1020451 SC1020452 SC1020463 SC1020468 SC1020469 SC1020487 SC1020490 SC1020494 SC1020501 SC1020510 SC1020516 SC1020518
SC1020520 SC1020523 SC1020525 SC1020568 SC1020572 SC1020585 SC1020608 SC1020612 SC6110293

試験地　山形

SC1410403 SC1410406

試験地　郡山

SC1510504 SC1510505 SC1510509 SC1510510 SC1510519 SC1510520 SC1510537 SC1510544

試験地　水戸

SC4020401 SC4020402 SC4020403 SC4020404 SC4020406 SC4020416 SC4020418 SC4020430 SC4020436 SC4020437 SC4020443 SC4020447 SC4020453 SC4020457 SC4020463 SC4020465 SC4020499 SC4020525 SC4020527

試験地　つくば

SC4110802 SC4110804 SC4110829 SC4110837 SC4110840 SC4110842 SC4110845 SC4110864 SC4110872 SC4110873 SC4110888 SC4110890 SC4110895 SC4110901 SC4110908 SC4110911 SC4110942 SC4110953 SC4110954 SC4110959
SC4110965 SC4110971

試験地　宇都宮

SC4210505 SC4210517 SC4210528 SC4210542 SC4210544 SC4210549 SC4210550 SC4210564 SC4210565 SC4210573 SC4210580 SC4210613

試験地　前橋

SC4320315 SC4320317 SC4320321 SC4320333 SC4320341 SC4320342 SC4320352 SC4320355 SC4320364 SC4320397

試験地　新潟

SC4620401 SC4620423 SC4620447 SC4620453 SC4620468 SC4620471

試験地　長岡

SC4510507 SC4510515 SC4510525 SC4510527 SC4510533

試験地　埼玉

SC3030001 SC3030006 SC3030007 SC3030012 SC3030018 SC3030024 SC3030037 SC3030038 SC3030061 SC3030063 SC3030068 SC3030081 SC3030083 SC3030092 SC3030093 SC3030100 SC3030108 SC3030109 SC3030118 SC3030120
SC3030123 SC3030124 SC3030125 SC3030127 SC3030132 SC3030134 SC3030141 SC3030145 SC3030146 SC3030150 SC3030151 SC3030161 SC3030163 SC3030173 SC3030183 SC3030188 SC3030194 SC3030195 SC3030196 SC3030199
SC3030201 SC3030202 SC3030215 SC3030223 SC3030228 SC3030229 SC3030235 SC3030239 SC3030248 SC3030258 SC3030260 SC3030264 SC3030267 SC3030274 SC3030275 SC3030278 SC3030279 SC3030280 SC3030281 SC3030286
SC3030287 SC3030292 SC3030293 SC3030295 SC3030298 SC3030302 SC3030307 SC3030313 SC3030322 SC3030325 SC3030346 SC3030371 SC3030373 SC3030410 SC3030412 SC3030420 SC3030443 SC3030480 SC3030496 SC3030503
SC3030504 SC3040501 SC3040526 SC3040533 SC3040534 SC3040538 SC3040540 SC3040553 SC3040554 SC3040561 SC3040564 SC3040565 SC3040566 SC3040571 SC3040573 SC3040579 SC3040585 SC3040590 SC3040592 SC3040594
SC3040598 SC3040599 SC3040605 SC3040611 SC3040612 SC3040615 SC3040625 SC3040629 SC3040639 SC3040641 SC3040646 SC3040655 SC3040669 SC3040678 SC3040679 SC3040684 SC3040688 SC3040693 SC3040705 SC3040720
SC3040724 SC3040727 SC3040733 SC3040737 SC3040746 SC3040762 SC3040765 SC3040769 SC3040772 SC3040776 SC3040777 SC3040788 SC3040791 SC3040806 SC3040812 SC3040815 SC3040817 SC3040820 SC3040824 SC3040828
SC3040829 SC3040835 SC3040843 SC3040870 SC3040877 SC3040889 SC3040901 SC3040970 SC3040977 SC3040983 SC3041049 SC3041068 SC3041073 SC3041095 SC3041150 SC3041164 SC3041182 SC3041190 SC3109421

試験地　千葉

SC3120002 SC3120006 SC3120009 SC3120024 SC3120030 SC3120032 SC3120038 SC3120042 SC3120045 SC3120053 SC3120059 SC3120065 SC3120068 SC3120084 SC3120086 SC3120089 SC3120090 SC3120091 SC3120095 SC3120097
SC3120101 SC3120103 SC3120107 SC3120110 SC3120117 SC3120128 SC3120130 SC3120139 SC3120145 SC3120154 SC3120168 SC3120169 SC3120174 SC3120181 SC3120183 SC3120196 SC3120207 SC3120211 SC3120216 SC3120218
SC3120220 SC3120224 SC3120227 SC3120229 SC3120230 SC3120233 SC3120235 SC3120241 SC3120244 SC3120246 SC3120247 SC3120248 SC3120250 SC3120254 SC3120256 SC3120258 SC3120261 SC3120265 SC3120266 SC3120282
SC3120283 SC3120290 SC3120291 SC3120293 SC3120294 SC3120299 SC3120304 SC3120315 SC3120321 SC3120331 SC3120335 SC3120351 SC3120352 SC3120355 SC3120387 SC3120389 SC3120390 SC3120401 SC3120405 SC3120408
SC3120410 SC3120412 SC3120414 SC3120415 SC3120419 SC3120423 SC3120428 SC3120433 SC3120434 SC3120441 SC3120444 SC3120445 SC3120447 SC3120449 SC3120458 SC3120460 SC3120466 SC3120467 SC3120470 SC3120482
SC3120486 SC3120488 SC3120489 SC3120491 SC3120497 SC3120498 SC3120511 SC3120512 SC3120520 SC3120521 SC3120522 SC3120527 SC3120535 SC3120537 SC3120542 SC3120543 SC3120547 SC3120549 SC3120551 SC3120555
SC3120561 SC3120565 SC3120577 SC3120585 SC3120588 SC3120604 SC3120605 SC3120612 SC3120614 SC3120623 SC3120624 SC3120625 SC3120632 SC3120636 SC3120638 SC3120643 SC3120650 SC3120658 SC3120660 SC3120664
SC3120673 SC3120675 SC3120700 SC3120727 SC3120732 SC3120735 SC3120769 SC3120786 SC3120791 SC3120821 SC3120836 SC3120841 SC3120849 SC3120851 SC3120865 SC3120883 SC3120940 SC3120956 SC3120960 SC3121003
SC3121012 SC3121029 SC3121035 SC3121037 SC3121038 SC3121043 SC3121049 SC3121068 SC3121073 SC3121096 SC3121154 SC3121161 SC3180802 SC3180807 SC3180809 SC3180816 SC3180819 SC3180821 SC3180822 SC3180829
SC3180833 SC3180835 SC3180841 SC3180842 SC3180847 SC3180851 SC3180858 SC3180859 SC3180863 SC3180881 SC3180883 SC3180892 SC3180895 SC3180900 SC3180901 SC3180904 SC3180908 SC3180915 SC3180927 SC3180945

試験地　東京

SC2030008 SC2030011 SC2030018 SC2030024 SC2030026 SC2030027 SC2030029 SC2030030 SC2030033 SC2030035 SC2030037 SC2030039 SC2030046 SC2030048 SC2030052 SC2030053 SC2030054 SC2030056 SC2030057 SC2030067
SC2030068 SC2030070 SC2030080 SC2030099 SC2030103 SC2030107 SC2030112 SC2030113 SC2030127 SC2030134 SC2030135 SC2030137 SC2030147 SC2030151 SC2030155 SC2030158 SC2030159 SC2030162 SC2030164 SC2030172
SC2030174 SC2030181 SC2030191 SC2030204 SC2030215 SC2030216 SC2030218 SC2030225 SC2030226 SC2030234 SC2030235 SC2030241 SC2030242 SC2030243 SC2030249 SC2030251 SC2030254 SC2030265 SC2030269 SC2030270
SC2030273 SC2030275 SC2030276 SC2030277 SC2030280 SC2030288 SC2030293 SC2030294 SC2030297 SC2030306 SC2030307 SC2030308 SC2030309 SC2030310 SC2030311 SC2030314 SC2030317 SC2030319 SC2030324 SC2030325
SC2030333 SC2030337 SC2030348 SC2030350 SC2030358 SC2030364 SC2030367 SC2030372 SC2030375 SC2030383 SC2030386 SC2030387 SC2030389 SC2030392 SC2030399 SC2030403 SC2030407 SC2030413 SC2030415 SC2030422
SC2030433 SC2030437 SC2030451 SC2030453 SC2030455 SC2030459 SC2030462 SC2030467 SC2030469 SC2030479 SC2030481 SC2030486 SC2030488 SC2030493 SC2030494 SC2030495 SC2030498 SC2030501 SC2030507 SC2030509
SC2030510 SC2030516 SC2030520 SC2030521 SC2030525 SC2030528 SC2030537 SC2030538 SC2030541 SC2030545 SC2030560 SC2030564 SC2030573 SC2030575 SC2030577 SC2030582 SC2030594 SC2030595 SC2030596 SC2030609
SC2030624 SC2030629 SC2030631 SC2030636 SC2030638 SC2030641 SC2030649 SC2030653 SC2030658 SC2030663 SC2030675 SC2030700 SC2030705 SC2030715 SC2030717 SC2030720 SC2030724 SC2030727 SC2030734 SC2030744
SC2030748 SC2030757 SC2030762 SC2030768 SC2030781 SC2030784 SC2030787 SC2030790 SC2030795 SC2030797 SC2030800 SC2030802 SC2030808 SC2030818 SC2030822 SC2030823 SC2030826 SC2030828 SC2030836 SC2030838
SC2030845 SC2030846 SC2030848 SC2030858 SC2030860 SC2030864 SC2030866 SC2030868 SC2030873 SC2030876 SC2030879 SC2030882 SC2030888 SC2030898 SC2030902 SC2030910 SC2030911 SC2030913 SC2030916 SC2030919
SC2030920 SC2030923 SC2030933 SC2030935 SC2030937 SC2030940 SC2030946 SC2030949 SC2030950 SC2030952 SC2030956 SC2030957 SC2030959 SC2030966 SC2030970 SC2030975 SC2030983 SC2030985 SC2030994 SC2030997
SC2031004 SC2031007 SC2031009 SC2031013 SC2031022 SC2031024 SC2031030 SC2031031 SC2031033 SC2031034 SC2031041 SC2031047 SC2031053 SC2031061 SC2031071 SC2031073 SC2031080 SC2031082 SC2031092 SC2031094
SC2031101 SC2031114 SC2031115 SC2031119 SC2031123 SC2031127 SC2031130 SC2031137 SC2031141 SC2031142 SC2031144 SC2031148 SC2031152 SC2031155 SC2031158 SC2031159 SC2031166 SC2031169 SC2031177 SC2031181
SC2031187 SC2031199 SC2031204 SC2031208 SC2031213 SC2031216 SC2031219 SC2031220 SC2031227 SC2031241 SC2031247 SC2031254 SC2031257 SC2031259 SC2031260 SC2031262 SC2031271 SC2031279 SC2031307 SC2031309
SC2031320 SC2031323 SC2031330 SC2031336 SC2031340 SC2031342 SC2031344 SC2031346 SC2031354 SC2031356 SC2031360 SC2031396 SC2031398 SC2031402 SC2031416 SC2031425 SC2031429 SC2031446 SC2031458 SC2031459
SC2031461 SC2031491 SC2031502 SC2031506 SC2031524 SC2031525 SC2031534 SC2031544 SC2031548 SC2031555 SC2031557 SC2031588 SC2031608 SC2031617 SC2031620 SC2031623 SC2031634 SC2031664 SC2031668 SC2031679
SC2031682 SC2031703 SC2031742 SC2031767 SC2031805 SC2031813 SC2031833 SC2031841 SC2031843 SC2031874 SC2031888 SC2031893 SC2031898 SC2031900 SC2031902 SC2031905 SC2031935 SC2031937 SC2031944 SC2031960
SC2031991 SC2031999 SC2032023 SC2032030 SC2032047 SC2032057 SC2032061 SC2032076 SC2032081 SC2032087 SC2032092 SC2032102 SC2032103 SC2032117 SC2032118 SC2032119 SC2032129 SC2032132 SC2032144 SC2032145
SC2032156 SC2032166 SC2032178 SC2032179 SC2032222 SC2032225 SC2032231 SC2089422 SC2089428 SC2089430 SC2089436 SC2120001 SC2120006 SC2120007 SC2120010 SC2120011 SC2120031 SC2120039 SC2120044 SC2120045
SC2120046 SC2120053 SC2120054 SC2120057 SC2120067 SC2120070 SC2120073 SC2120077 SC2120082 SC2120096 SC2120098 SC2120103 SC2120109 SC2120116 SC2120117 SC2120123 SC2120129 SC2120135 SC2120138 SC2120151
SC2120154 SC2120155 SC2120157 SC2120175 SC2120182 SC2120185 SC2120188 SC2120189 SC2120200 SC2120201 SC2120203 SC2120209 SC2120213 SC2120216 SC2120218 SC2120224 SC2120229 SC2120237 SC2120239 SC2120244
SC2120246 SC2120248 SC2120252 SC2120255 SC2120258 SC2120263 SC2120265 SC2120268 SC2120273 SC2120275 SC2120276 SC2120277 SC2120279 SC2120281 SC2120282 SC2120303 SC2120304 SC2120306 SC2120316 SC2120321
SC2120327 SC2120330 SC2120344 SC2120352 SC2120353 SC2120356 SC2120358 SC2120363 SC2120364 SC2120367 SC2120368 SC2120370 SC2120375 SC2120376 SC2120377 SC2120395 SC2120396 SC2120399 SC2120402 SC2120408
SC2120415 SC2120418 SC2120423 SC2120429 SC2120430 SC2120431 SC2120437 SC2120438 SC2120441 SC2120452 SC2120455 SC2120456 SC2120458 SC2120464 SC2120476 SC2120484 SC2120489 SC2120493 SC2120500 SC2120502
SC2120515 SC2120519 SC2120522 SC2120523 SC2120524 SC2120533 SC2120539 SC2120542 SC2120551 SC2120554 SC2120557 SC2120558 SC2120559 SC2120560 SC2120569 SC2120571 SC2120572 SC2120574 SC2120578 SC2120583
SC2120585 SC2120588 SC2120600 SC2120602 SC2120608 SC2120609 SC2120613 SC2120614 SC2120622 SC2120629 SC2120630 SC2120637 SC2120640 SC2120643 SC2120646 SC2120648 SC2120656 SC2120657 SC2120658 SC2120667
SC2120669 SC2120671 SC2120672 SC2120685 SC2120691 SC2120692 SC2120694 SC2120697 SC2120698 SC2120699 SC2120701 SC2120712 SC2120722 SC2120723 SC2120725 SC2120728 SC2120732 SC2120745 SC2120747 SC2120760
SC2120761 SC2120762 SC2120766 SC2120769 SC2120786 SC2120789 SC2120796 SC2120810 SC2120813 SC2120831 SC2120844 SC2120877 SC2120898 SC2120916 SC2120918 SC2120921 SC2120928 SC2120931 SC2120934 SC2120940
SC2120951 SC2120965 SC2120983 SC2120989 SC2120995 SC2120998 SC2121005 SC2121009 SC2121015 SC2121021 SC2121024 SC2121035 SC2121039 SC2121043 SC2121051 SC2121053 SC2121055 SC2121056 SC2121061 SC2121093
SC2121128 SC2121130 SC2121135 SC2121140 SC2121156 SC2121168 SC2121183 SC2160003 SC2160006 SC2160009 SC2160011 SC2160014 SC2160016 SC2160021 SC2160026 SC2160027 SC2160033 SC2160038 SC2160044 SC2160047
SC2160049 SC2160057 SC2160060 SC2160062 SC2160080 SC2160095 SC2160097 SC2160100 SC2160102 SC2160111 SC2160114 SC2160116 SC2160117 SC2160119 SC2160122 SC2160125 SC2160129 SC2160134 SC2160135 SC2160143

SC2160148 SC2160150 SC2160155 SC2160158 SC2160163 SC2160164 SC2160170 SC2160172 SC2160175 SC2160178 SC2160183 SC2160184 SC2160188 SC2160198 SC2160205 SC2160212 SC2160213 SC2160217 SC2160219 SC2160223
SC2160225 SC2160232 SC2160248 SC2160251 SC2160254 SC2160255 SC2160259 SC2160261 SC2160264 SC2160265 SC2160267 SC2160279 SC2160292 SC2160294 SC2160296 SC2160300 SC2160301 SC2160305 SC2160306 SC2160316
SC2160318 SC2160319 SC2160321 SC2160324 SC2160329 SC2160338 SC2160340 SC2160348 SC2160350 SC2160363 SC2160372 SC2160378 SC2160381 SC2160382 SC2160385 SC2160386 SC2160392 SC2160399 SC2160400 SC2160403
SC2160406 SC2160408 SC2160412 SC2160416 SC2160417 SC2160419 SC2160429 SC2160433 SC2160434 SC2160440 SC2160453 SC2160458 SC2160467 SC2160469 SC2160474 SC2160475 SC2160480 SC2160485 SC2160489 SC2160492
SC2160495 SC2160498 SC2160501 SC2160508 SC2160526 SC2160528 SC2160531 SC2160544 SC2160545 SC2160549 SC2160551 SC2160553 SC2160557 SC2160559 SC2160560 SC2160563 SC2160565 SC2160567 SC2160568 SC2160570
SC2160578 SC2160583 SC2160584 SC2160586 SC2160590 SC2160592 SC2160599 SC2160600 SC2160610 SC2160614 SC2160620 SC2160628 SC2160629 SC2160632 SC2160634 SC2160642 SC2160647 SC2160649 SC2160651 SC2160654
SC2160659 SC2160674 SC2160683 SC2160686 SC2160704 SC2160706 SC2160740 SC2160755 SC2160767 SC2160794 SC2160805 SC2160810 SC2160823 SC2160830 SC2160834 SC2160843 SC2160847 SC2160851 SC2160860 SC2160878
SC2160879 SC2160906 SC2160907 SC2160940 SC2160955 SC2170001 SC2170002 SC2170007 SC2170016 SC2170017 SC2170021 SC2170023 SC2170029 SC2170030 SC2170039 SC2170047 SC2170054 SC2170056 SC2170061 SC2170062
SC2170067 SC2170071 SC2170076 SC2170077 SC2170082 SC2170085 SC2170093 SC2170096 SC2170102 SC2170109 SC2170112 SC2170120 SC2170121 SC2170127 SC2170128 SC2170131 SC2170132 SC2170138 SC2170141 SC2170143
SC2170156 SC2170158 SC2170159 SC2170160 SC2170166 SC2170167 SC2170170 SC2170171 SC2170172 SC2170175 SC2170184 SC2170187 SC2170191 SC2170194 SC2170195 SC2170196 SC2170197 SC2170198 SC2170199 SC2170209
SC2170213 SC2170218 SC2170221 SC2170224 SC2170228 SC2170230 SC2170235 SC2170246 SC2170249 SC2170250 SC2170252 SC2170258 SC2170265 SC2170269 SC2170278 SC2170281 SC2170297 SC2170302 SC2170312 SC2170313
SC2170314 SC2170316 SC2170320 SC2170325 SC2170330 SC2170331 SC2170337 SC2170340 SC2170341 SC2170353 SC2170355 SC2170359 SC2170360 SC2170365 SC2170369 SC2170370 SC2170371 SC2170375 SC2170382 SC2170384
SC2170401 SC2170402 SC2170408 SC2170422 SC2170425 SC2170427 SC2170428 SC2170434 SC2170436 SC2170437 SC2170439 SC2170441 SC2170443 SC2170444 SC2170445 SC2170446 SC2170454 SC2170467 SC2170477 SC2170478
SC2170480 SC2170486 SC2170490 SC2170494 SC2170504 SC2170506 SC2170514 SC2170517 SC2170519 SC2170523 SC2170526 SC2170533 SC2170536 SC2170540 SC2170544 SC2170547 SC2170555 SC2170564 SC2170565 SC2170569
SC2170571 SC2170576 SC2170610 SC2170617 SC2170618 SC2170645 SC2170728 SC2170731 SC2170751 SC2170759 SC2170761 SC2170766 SC2170785 SC2170826 SC2170839 SC2170950 SC2170969 SC2170970 SC2210002 SC2210004
SC2210005 SC2210007 SC2210008 SC2210010 SC2210018 SC2210023 SC2210027 SC2210043 SC2210050 SC2210053 SC2210062 SC2210077 SC2210078 SC2210081 SC2210088 SC2210101 SC2210102 SC2210103 SC2210119 SC2210121
SC2210126 SC2210133 SC2210142 SC2210145 SC2210146 SC2210148 SC2210149 SC2210150 SC2210165 SC2210176 SC2210178 SC2210182 SC2210189 SC2210197 SC2210203 SC2210204 SC2210208 SC2210214 SC2210232 SC2210234
SC2210237 SC2210238 SC2210248 SC2210254 SC2210260 SC2210267 SC2210268 SC2210280 SC2210281 SC2210282 SC2210286 SC2210292 SC2210295 SC2210302 SC2210309 SC2210315 SC2210323 SC2210334 SC2210335 SC2210348
SC2210359 SC2210363 SC2210374 SC2210382 SC2210385 SC2210399 SC2210404 SC2210418 SC2210419 SC2210424 SC2210430 SC2210431 SC2210436 SC2210439 SC2210440 SC2210445 SC2210449 SC2210455 SC2210460 SC2210463
SC2210471 SC2210472 SC2210490 SC2210491 SC2210492 SC2210493 SC2210494 SC2210496 SC2210510 SC2210513 SC2210528 SC2210538 SC2210542 SC2210548 SC2210550 SC2210551 SC2210557 SC2210560 SC2210564 SC2210571
SC2210573 SC2210574 SC2210576 SC2210603 SC2210696 SC2210710 SC2210783 SC2210784 SC2210786 SC2210814 SC2210845 SC2210862 SC2210887 SC2210909 SC2210913 SC2210942 SC2210963 SC2211051 SC2211084 SC2211099
SC2211126 SC2211190 SC2211199 SC2220002 SC2220008 SC2220012 SC2220013 SC2220024 SC2220026 SC2220028 SC2220029 SC2220040 SC2220049 SC2220053 SC2220055 SC2220056 SC2220060 SC2220062 SC2220066 SC2220069
SC2220073 SC2220074 SC2220084 SC2220086 SC2220088 SC2220091 SC2220093 SC2220094 SC2220113 SC2220114 SC2220119 SC2220121 SC2220125 SC2220127 SC2220131 SC2220133 SC2220137 SC2220139 SC2220140 SC2220149
SC2220150 SC2220167 SC2220169 SC2220171 SC2220177 SC2220179 SC2220182 SC2220187 SC2220188 SC2220192 SC2220193 SC2220202 SC2220205 SC2220218 SC2220243 SC2220258 SC2220266 SC2220271 SC2220272 SC2220276
SC2220277 SC2220280 SC2220287 SC2220291 SC2220293 SC2220294 SC2220297 SC2220304 SC2220307 SC2220311 SC2220314 SC2220320 SC2220321 SC2220325 SC2220332 SC2220345 SC2220348 SC2220349 SC2220352 SC2220354
SC2220355 SC2220357 SC2220358 SC2220369 SC2220372 SC2220377 SC2220378 SC2220380 SC2220381 SC2220384 SC2220391 SC2220397 SC2220399 SC2220406 SC2220414 SC2220416 SC2220422 SC2220431 SC2220439 SC2220446
SC2220459 SC2220460 SC2220463 SC2220471 SC2220477 SC2220478 SC2220497 SC2220498 SC2220501 SC2220504 SC2220509 SC2220513 SC2220525 SC2220529 SC2220531 SC2220535 SC2220539 SC2220541 SC2220544 SC2220548
SC2220555 SC2220557 SC2220563 SC2220566 SC2220569 SC2220570 SC2220573 SC2220574 SC2220576 SC2220579 SC2220582 SC2220591 SC2220600 SC2220605 SC2220608 SC2220622 SC2220624 SC2220631 SC2220641 SC2220644
SC2220645 SC2220653 SC2220654 SC2220656 SC2220658 SC2220665 SC2220666 SC2220667 SC2220672 SC2220674 SC2220677 SC2220687 SC2220696 SC2220700 SC2220704 SC2220708 SC2220710 SC2220715 SC2220716 SC2220723
SC2220733 SC2220737 SC2220740 SC2220836 SC2220884 SC2220904 SC2220906 SC2220916 SC2220931 SC2220965 SC2220990 SC2220995 SC2221011 SC2221012 SC2221057 SC2221070 SC2221078 SC2221083 SC2221108 SC2221112
SC2221120 SC2221130 SC2221173 SC2221176 SC2221212 SC2221243 SC2221249 SC2221359 SC2221408 SC2221422 SC2221439 SC2290008 SC2290010 SC2290011 SC2290012 SC2290016 SC2290026 SC2290029 SC2290030 SC2290032
SC2290045 SC2290046 SC2290047 SC2290059 SC2290061 SC2290062 SC2290064 SC2290069 SC2290071 SC2290081 SC2290083 SC2290090 SC2290105 SC2290115 SC2290138 SC2290140 SC2290150 SC2290153 SC2290163 SC2290170
SC2290180 SC2290183 SC2290184 SC2290200 SC2290204 SC2290207 SC2290214 SC2290228 SC2290233 SC2290244 SC2290246 SC2290253 SC2290255 SC2290263 SC2290265 SC2290268 SC2290274 SC2290276 SC2290282 SC2290286
SC2290288 SC2290289 SC2290291 SC2290308 SC2290317 SC2290324 SC2290339 SC2290356 SC2290358 SC2290376 SC2290399 SC2290485 SC2290493 SC2290501 SC2290521 SC2290524 SC2290526 SC2290533 SC2290536 SC2290541
SC2290551

試験地　神奈川

SC3440003 SC3440009 SC3440012 SC3440015 SC3440029 SC3440030 SC3440033 SC3440038 SC3440040 SC3440041 SC3440043 SC3440049 SC3440055 SC3440056 SC3440058 SC3440060 SC3440084 SC3440088 SC3440102 SC3440108
SC3440114 SC3440119 SC3440121 SC3440129 SC3440139 SC3440154 SC3440157 SC3440161 SC3440179 SC3440181 SC3440182 SC3440183 SC3440184 SC3440186 SC3440187 SC3440192 SC3440195 SC3440200 SC3440202 SC3440209
SC3440211 SC3440218 SC3440232 SC3440241 SC3440243 SC3440252 SC3440262 SC3440265 SC3440268 SC3440274 SC3440308 SC3440309 SC3440310 SC3440318 SC3440327 SC3440331 SC3440342 SC3440380 SC3440396 SC3440402
SC3530018 SC3530020 SC3530021 SC3530044 SC3530054 SC3530055 SC3530069 SC3530078 SC3530079 SC3530080 SC3530081 SC3530095 SC3530101 SC3530102 SC3530104 SC3530106 SC3530114 SC3530121 SC3530129 SC3530130
SC3530131 SC3530133 SC3530139 SC3530145 SC3530153 SC3530154 SC3530163 SC3530166 SC3530172 SC3530174 SC3530176 SC3530184 SC3530186 SC3530187 SC3530190 SC3530193 SC3530195 SC3530200 SC3530207 SC3530212
SC3530213 SC3530215 SC3530217 SC3530219 SC3530224 SC3530225 SC3530229 SC3530236 SC3530247 SC3530248 SC3530258 SC3530260 SC3530267 SC3530272 SC3530290 SC3530294 SC3530300 SC3530302 SC3530303 SC3530307
SC3530312 SC3530314 SC3530332 SC3530342 SC3530354 SC3530375 SC3530387 SC3530390 SC3530391 SC3530399 SC3530404 SC3530417 SC3530419 SC3530429 SC3530430 SC3530445 SC3530446 SC3530453 SC3530458 SC3530459
SC3530460 SC3530463 SC3530464 SC3530465 SC3530468 SC3530473 SC3530474 SC3530484 SC3530486 SC3530487 SC3530493 SC3530494 SC3530496 SC3530506 SC3530513 SC3530520 SC3530522 SC3530528 SC3530539 SC3530540

SC3530543 SC3530548 SC3530555 SC3530562 SC3530569 SC3530574 SC3530575 SC3530576 SC3530579 SC3530581 SC3530592 SC3530594 SC3530596 SC3530603 SC3530610 SC3530612 SC3530616 SC3530624 SC3530633 SC3530643
SC3530646 SC3530650 SC3530651 SC3530653 SC3530656 SC3530664 SC3530671 SC3530677 SC3530678 SC3530682 SC3530683 SC3530687 SC3530694 SC3530698 SC3530708 SC3530712 SC3530717 SC3530718 SC3530722 SC3530723
SC3530724 SC3530728 SC3530729 SC3530731 SC3530736 SC3530742 SC3530743 SC3530746 SC3530747 SC3530751 SC3530754 SC3530762 SC3530770 SC3530780 SC3530797 SC3530801 SC3530806 SC3530829 SC3530834 SC3530836
SC3530843 SC3530859 SC3530891 SC3530900 SC3530932 SC3530954 SC3530961 SC3530968 SC3530972 SC3530981 SC3530984 SC3531024 SC3531046 SC3531068 SC3531080 SC3531086 SC3531109 SC3531116 SC3531132 SC3531135
SC3531149 SC3531204 SC3531214 SC3531220 SC3531237 SC3531244 SC3531262 SC3531263 SC3531274 SC3531282 SC3531283 SC3531292 SC3531330 SC3531337 SC3531356 SC3531386 SC3531388 SC3540006 SC3540009 SC3540023
SC3540030 SC3540034 SC3540041 SC3540042 SC3540049 SC3540050 SC3540051 SC3540056 SC3540076 SC3540083 SC3540084 SC3540091 SC3540097 SC3540099 SC3540103 SC3540120 SC3540122 SC3540134 SC3540139 SC3540142
SC3540143 SC3540146 SC3540151 SC3540155 SC3540168 SC3540173 SC3540177 SC3540192 SC3540195 SC3540210 SC3540212 SC3540237 SC3540242 SC3540246 SC3540247 SC3540251 SC3540256 SC3540263 SC3540271 SC3540285
SC3540288 SC3540295 SC3540296 SC3540300 SC3540359 SC3540367 SC3540459 SC3540486 SC3540532 SC3540536 SC3540563 SC3540585 SC3540619 SC3540659 SC3540665 SC3540671 SC3540705 SC3540707 SC3550004 SC3550009
SC3550027 SC3550035 SC3550038 SC3550039 SC3550041 SC3550043 SC3550045 SC3550057 SC3550058 SC3550068 SC3550079 SC3550080 SC3550083 SC3550086 SC3550088 SC3550098 SC3550101 SC3550110 SC3550112 SC3550123
SC3550124 SC3550127 SC3550128 SC3550134 SC3550139 SC3550146 SC3550149 SC3550151 SC3550154 SC3550155 SC3550158 SC3550159 SC3550161 SC3550163 SC3550169 SC3550170 SC3550174 SC3550179 SC3550187 SC3550196
SC3550203 SC3550204 SC3550209 SC3550210 SC3550214 SC3550217 SC3550223 SC3550229 SC3550230 SC3550238 SC3550241 SC3550243 SC3550249 SC3550255 SC3550260 SC3550266 SC3550274 SC3550275 SC3550280 SC3550284
SC3550287 SC3550292 SC3550294 SC3550299 SC3550308 SC3550310 SC3550314 SC3550317 SC3550320 SC3550322 SC3550327 SC3550331 SC3550344 SC3550353 SC3550356 SC3550369 SC3550372 SC3550374 SC3550383 SC3550387
SC3550399 SC3550401 SC3550406 SC3550407 SC3550409 SC3550421 SC3550422 SC3550423 SC3550425 SC3550426 SC3550436 SC3550438 SC3550445 SC3550447 SC3550448 SC3550455 SC3550463 SC3550467 SC3550473 SC3550474
SC3550476 SC3550481 SC3550497 SC3550532 SC3550555 SC3550557 SC3550585 SC3550594 SC3550595 SC3550605 SC3550629 SC3550636 SC3550674 SC3550707 SC3550713 SC3550721 SC3550726 SC3550729 SC3550733 SC3550735
SC3550749 SC3550755 SC3550762 SC3580001 SC3580003 SC3580005 SC3580007 SC3580008 SC3580024 SC3580031 SC3580032 SC3580050 SC3580052 SC3580060 SC3580061 SC3580062 SC3580069 SC3580073 SC3580074 SC3580076
SC3580078 SC3580084 SC3580093 SC3580106 SC3580107 SC3580116 SC3580123 SC3580125 SC3580139 SC3580161 SC3580162 SC3580171 SC3580175 SC3580184 SC3580204 SC4020408

試験地　長野
SC4720122 SC4720136 SC4720138 SC4720148 SC4720152 SC4720154 SC4720164 SC4720165 SC4720169 SC4720176

試験地　甲府
SC4410501 SC4410504 SC4410509 SC4410516 SC4410519 SC4410522 SC4410524 SC4410525 SC4410538 SC4410540 SC4410542 SC4410543 SC4410544 SC4410566

試験地　静岡
SC4820004 SC4820006 SC4820010 SC4820013 SC4820018 SC4820023 SC4820026 SC4820029 SC4820033 SC4820034 SC4820035 SC4820039 SC4820042 SC4820043 SC4820046 SC4820055 SC4820056 SC4820065 SC4820071 SC4820087
SC4820089 SC4820091 SC4820104 SC4820118 SC4820147

試験地　浜松
SC4910602 SC4910608 SC4910610 SC4910611 SC4910612 SC4910625 SC4910627 SC4910638 SC4910649 SC4910657

試験地　豊橋
SC5510602 SC5510603 SC5510613 SC5510624 SC5510627 SC5510629

試験地　名古屋
SC5070008 SC5070011 SC5070013 SC5070019 SC5070020 SC5070032 SC5070035 SC5070040 SC5070044 SC5070052 SC5070058 SC5070063 SC5070064 SC5070065 SC5070066 SC5070068 SC5070070 SC5070073 SC5070075 SC5070083
SC5070087 SC5070088 SC5070089 SC5070092 SC5070094 SC5070109 SC5070113 SC5070120 SC5070125 SC5070129 SC5070131 SC5070134 SC5070139 SC5070157 SC5070159 SC5070166 SC5070167 SC5070171 SC5070174 SC5070180
SC5070181 SC5070191 SC5070196 SC5070211 SC5070214 SC5070215 SC5070221 SC5070229 SC5070230 SC5070256 SC5070258 SC5070272 SC5070288 SC5070291 SC5070300 SC5070309 SC5070312 SC5070315 SC5070320 SC5070327
SC5070328 SC5070331 SC5070335 SC5070343 SC5070346 SC5070351 SC5070360 SC5070370 SC5070375 SC5070377 SC5070378 SC5070382 SC5070391 SC5070393 SC5070398 SC5070403 SC5070404 SC5070409 SC5070410 SC5070411
SC5070418 SC5070420 SC5070422 SC5070424 SC5070440 SC5070490 SC5070495 SC5070497 SC5070501 SC5070503 SC5070506 SC5070510 SC5070521 SC5070531 SC5070532 SC5070536 SC5070539 SC5070545 SC5070546 SC5070556
SC5070557 SC5070559 SC5070560 SC5070571 SC5070581 SC5070588 SC5070590 SC5070591 SC5070598 SC5070600 SC5070614 SC5070616 SC5070620 SC5070647 SC5070679 SC5070684 SC5070706 SC5070711 SC5070721 SC5070722
SC5070730 SC5070734 SC5070786 SC5070810 SC5070813 SC5070851 SC5070866 SC5070881 SC5070882 SC5070883 SC5070887 SC5070922 SC5070934 SC5070961 SC5070964 SC5070966 SC5070982 SC5070984

試験地　岐阜
SC5610604 SC5610617 SC5610622 SC5610629 SC5610631 SC5610632 SC5610633 SC5610634 SC5610642 SC5610654 SC5610680 SC5610688

試験地　四日市
SC5720009 SC5720014 SC5720018 SC5720032 SC5720038 SC5720040 SC5720042 SC5720049 SC5720052

試験地　富山
SC5310601 SC5310602 SC5310606 SC5310613 SC5310614　SC5310616 SC5310617 SC5310624 SC5310626 SC5310630　SC5310633 SC5310635 SC5310640 SC5310658 SC5310659　SC5310663 SC5310670 SC5310680

試験地　金沢
SC5410801 SC5410806 SC5410820 SC5410824 SC5410827　SC5410837 SC5410838 SC5410841 SC5410847 SC5410852　SC5410859 SC5410862 SC5410866 SC5410874 SC5410879　SC5410886 SC5410900

試験地　福井　　試験地　滋賀
SC6510504 SC6510509 SC6510520 SC6510532　SC6090706 SC6090711 SC6090717 SC6090723 SC6090726　SC6090731 SC6090739 SC6090740 SC6090763 SC6090768　SC6090769 SC6090828

試験地　京都
SC6110007 SC6110013 SC6110016 SC6110017 SC6110021　SC6110024 SC6110030 SC6110031 SC6110033 SC6110036　SC6110037 SC6110039 SC6110040 SC6110041 SC6110044　SC6110052 SC6110058 SC6110060 SC6110063 SC6110065
SC6110070 SC6110073 SC6110077 SC6110078 SC6110086　SC6110107 SC6110121 SC6110122 SC6110123 SC6110130　SC6110140 SC6110155 SC6110162 SC6110166 SC6110168　SC6110192 SC6110194 SC6110200 SC6110214 SC6110234
SC6110237 SC6110258 SC6110274 SC6110278 SC6110282

試験地　大阪
SC6040001 SC6040002 SC6040003 SC6040004 SC6040014　SC6040018 SC6040021 SC6040022 SC6040025 SC6040030　SC6040032 SC6040033 SC6040041 SC6040043 SC6040046　SC6040048 SC6040051 SC6040056 SC6040072 SC6040075
SC6040076 SC6040077 SC6040078 SC6040084 SC6040087　SC6040097 SC6040103 SC6040108 SC6040109 SC6040117　SC6040122 SC6040127 SC6040136 SC6040141 SC6040143　SC6040151 SC6040152 SC6040186 SC6040200 SC6040202
SC6040203 SC6040206 SC6040207 SC6040213 SC6040221　SC6040226 SC6040236 SC6040237 SC6040238 SC6040243　SC6040250 SC6040253 SC6040257 SC6040258 SC6040265　SC6040268 SC6040274 SC6040287 SC6040289 SC6040294
SC6040307 SC6040308 SC6040317 SC6040320 SC6040321　SC6040322 SC6040328 SC6040334 SC6040335 SC6040343　SC6040345 SC6040356 SC6040359 SC6040363 SC6040364　SC6040365 SC6040367 SC6040374 SC6040375 SC6040379
SC6040382 SC6040385 SC6040386 SC6040388 SC6040394　SC6040401 SC6040404 SC6040408 SC6040409 SC6040412　SC6040413 SC6040421 SC6040427 SC6040431 SC6040434　SC6040437 SC6040438 SC6040440 SC6040441 SC6040446
SC6040452 SC6040456 SC6040459 SC6040468 SC6040474　SC6040478 SC6040491 SC6040492 SC6040495 SC6040496　SC6040498 SC6040503 SC6040512 SC6040515 SC6040524　SC6040540 SC6040545 SC6040549 SC6040570 SC6040571
SC6040572 SC6040578 SC6040583 SC6040584 SC6040585　SC6040587 SC6040596 SC6040607 SC6040613 SC6040618　SC6040619 SC6040622 SC6040626 SC6040627 SC6040628　SC6040632 SC6040641 SC6040644 SC6040645 SC6040646
SC6040647 SC6040656 SC6040664 SC6040665 SC6040672　SC6040679 SC6040686 SC6040690 SC6040693 SC6040695　SC6040704 SC6040705 SC6040710 SC6040717 SC6040728　SC6040733 SC6040734 SC6040765 SC6040766 SC6040774
SC6040777 SC6040783 SC6040792 SC6040801 SC6040802　SC6040805 SC6040810 SC6040819 SC6040821 SC6040825　SC6040827 SC6040839 SC6040860 SC6040889 SC6040897　SC6040898 SC6040902 SC6040909 SC6040912 SC6040917
SC6040922 SC6040930 SC6040932 SC6040944 SC6040949　SC6040954 SC6040972 SC6041018 SC6041027 SC6041039　SC6041060 SC6041081 SC6041099 SC6041101 SC6041102　SC6041126 SC6041135 SC6041177 SC6041201 SC6041235
SC6041254 SC6041278 SC6041280 SC6041281 SC6041328　SC6041390 SC6041394 SC6041398 SC6041427 SC6041430　SC6041439 SC6041441 SC6041442 SC6041454 SC6041464　SC6041477 SC6041485 SC6041494 SC6041500 SC6041541
SC6041552 SC6041557 SC6041571 SC6041583 SC6041593　SC6041599 SC6041605

試験地　奈良
SC6120602 SC6120607 SC6120618 SC6120620 SC6120625　SC6120649 SC6120659 SC6120667 SC6120673 SC6120675　SC6120680 SC6120704 SC6120728 SC6120745 SC6120749　SC6120757

試験地　神戸
SC6131011 SC6131016 SC6131027 SC6131034 SC6131047　SC6131054 SC6131065 SC6131072 SC6131089 SC6131090　SC6131098 SC6131103 SC6131112 SC6131113 SC6131117　SC6131119 SC6131127 SC6131133 SC6131141 SC6131146
SC6131150 SC6131163 SC6131165 SC6131167 SC6131168　SC6131197 SC6131203 SC6131212 SC6131217 SC6131222　SC6131224 SC6131226 SC6131227 SC6131232 SC6131243　SC6131245 SC6131246 SC6131254 SC6131256 SC6131260
SC6131276 SC6131279 SC6131283 SC6131286 SC6131293　SC6131295 SC6131298 SC6131301 SC6131303 SC6131305　SC6131312 SC6131402 SC6131407 SC6131408 SC6131409　SC6131459 SC6131476 SC6131486 SC6131513

試験地　和歌山　　試験地　鳥取　　試験地　松江
SC6150508 SC6150512 SC6150519 SC6150522 SC6150527　SC6150536　SC7210405 SC7210415　SC7310519 SC7310522 SC7310528 SC7310543

試験地　岡山
SC7110401 SC7110404 SC7110423 SC7110430 SC7110432　SC7110439 SC7110440 SC7110450 SC7110452 SC7110453　SC7110457 SC7110459 SC7110466 SC7110483

試験地　広島
SC7010902 SC7010909 SC7010911 SC7010913 SC7010914　SC7010929 SC7010937 SC7010941 SC7010950 SC7010959　SC7010963 SC7010968 SC7010973 SC7010977 SC7010982　SC7010983 SC7011008 SC7011023 SC7011029 SC7011058
SC7011074 SC7011102 SC7011118

試験地　山口
SC7410507 SC7410513 SC7410516 SC7410517 SC7410532 SC7410537

試験地　徳島
SC8110413 SC8110415 SC8110416

試験地　高松
SC8010501 SC8010504 SC8010530 SC8010532 SC8010533

試験地　松山
SC8210603 SC8210616 SC8210622 SC8210626

試験地　高知
SC8310401 SC8310403 SC8310407

試験地　北九州
SC9710707 SC9710708 SC9710711 SC9710716 SC9710722 SC9710725 SC9710731 SC9710732 SC9710734 SC9710735 SC9710739 SC9710760

試験地　福岡
SC9011510 SC9011512 SC9011513 SC9011514 SC9011519 SC9011523 SC9011529 SC9011530 SC9011533 SC9011535 SC9011538 SC9011542 SC9011548 SC9011550 SC9011551 SC9011554 SC9011559 SC9011561 SC9011562 SC9011569
SC9011574 SC9011584 SC9011585 SC9011587 SC9011590 SC9011591 SC9011597 SC9011599 SC9011602 SC9011604 SC9011605 SC9011608 SC9011616 SC9011618 SC9011632 SC9011633 SC9011641 SC9011642 SC9011645 SC9011648
SC9011655 SC9011656 SC9011662 SC9011673 SC9011675 SC9011686 SC9011694 SC9011698 SC9011708 SC9011724 SC9011727 SC9011728 SC9011733 SC9011740 SC9011744 SC9011748 SC9011751 SC9011764 SC9011786 SC9011801
SC9011802 SC9011803 SC9011821 SC9011830 SC9011839 SC9011848 SC9011867 SC9011872 SC9011921 SC9011924 SC9011925 SC9011934 SC9011980

試験地　佐賀
SC9110509

試験地　長崎
SC9210601 SC9210610 SC9210615 SC9210643

試験地　熊本
SC9310502 SC9310519 SC9310522 SC9310541 SC9310544 SC9310546 SC9310547 SC9310573

試験地　大分
SC9410602 SC9410609 SC9410619 SC9410622 SC9410632 SC9410652

試験地　宮崎
SC9510512 SC9510517 SC9510520

試験地　鹿児島
SC9610605 SC9610624 SC9610631 SC9610635 SC9610638 SC9610646 SC9610648 SC9610668 SC9610669 SC9610670

試験地　那覇
SC9910618 SC9910625 SC9910627 SC9910635 SC9910662 SC9910711

公　告

諸　事　項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年度法務省共済組合の決算に関する公告

令和７年７月23日

東京都千代田区霞が関１－１－１

法務省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	8,058	流動負債	303
		固定負債	2,017
		剰余金	5,738
合計	8,058	合計	8,058

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	28,256	経常収益	22,044
特別損失	1	特別利益	15
		当期損失金	6,198
合計	28,257	合計	28,257

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	162	流動負債	48
固定資産	21	剰余金	135
合計	183	合計	183

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	63	経常収益	63
合計	63	合計	63

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	365	流動負債	38
		剰余金	327
合計	365	合計	365

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	592	経常収益	575
		当期損失金	17
合計	592	合計	592

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	232	流動負債	6
固定資産	2	剰余金	228
合計	234	合計	234

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	48	経常収益	53
当期利益金	5		
合計	53	合計	53

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	600	流動負債	33
		固定負債	10
		剰余金	557
合計	600	合計	600

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	109	経常収益	134
当期利益金	25		
合計	134	合計	134

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	1,206	流動負債	6
固定資産	1,618	固定負債	33
		剰余金	2,785
合計	2,824	合計	2,824

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	55	経常収益	57
当期利益金	2		
合計	57	合計	57

7　物資経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	5		
固定資産	1		
		剰余金	6
合計	6	合計	6

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	1		
		当期損失金	1
合計	1	合計	1

令和６年度刑務共済組合の決算に関する公告

令和７年７月23日

東京都千代田区霞が関１－１－１

刑務共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	3,853	流動負債	146
		固定負債	1,519
		剰余金	2,188
合計	3,853	合計	3,853

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	19,768	経常収益	18,512
特別損失	2	特別利益	14
当期利益金	249	当期損失金	1,493
合計	20,019	合計	20,019

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	113	流動負債	25
固定資産	16	剰余金	104
合計	129	合計	129

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	334	経常収益	374
特別損失	1	特別利益	1
当期利益金	40		
合計	375	合計	375

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	530	流動負債	102
固定資産	1	固定負債	1
		剰余金	428
合計	531	合計	531

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	42	経常収益	46
当期利益金	4		
合計	46	合計	46

4　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	12,486	流動負債	39,750
固定資産	29,375	固定負債	1
		剰余金	2,110
合計	41,861	合計	41,861

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	268	経常収益	387
当期利益金	119		
合計	387	合計	387

5　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	555	流動負債	7
固定資産	1,897	固定負債	19
		剰余金	2,426
合計	2,452	合計	2,452

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	103	経常収益	112
特別損失	1	特別利益	1
当期利益金	9		
合計	113	合計	113

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

北海道室蘭市築地町無番地

有限会社ライスディーラー

清算人　江村　昌彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

岩手県一関市山目字前田七四番地の二

一関製氷冷蔵有限会社

清算人　黒澤　寛

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

仙台市泉区館六丁目一四番八号

有限会社プロス

清算人　三浦　正己

解散公告

当社は、令和六年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

仙台市宮城野区新田五丁目九番一二号

重光美容株式会社

代表清算人　菅野　光司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

宮城県名取市増田字柳田二四〇番地

有限会社佐藤機械サービス

清算人　佐藤　清

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

茨城県つくば市真瀬一一五二番地

有限会社トムス

清算人　富田　有希

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

茨城県ひたちなか市大字中根四八七四番地の八

株式会社仁設工業

代表清算人　上神谷　晋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

茨城県ひたちなか市湊本町一〇番五号
布施新海産株式会社
代表清算人　井上　俊邦

解散公告

当法人は、令和七年六月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

栃木県那須郡那須町豊原丙一三四〇　那須まちづくり広場二二二
特定非営利活動法人エネルギーヒーリング協会
清算人　舘野　輝光

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

埼玉県上尾市大字原市一一二〇番地
さつき商事株式会社
代表清算人　齊藤　良雄

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

埼玉県川口市南町二丁目八番一〇号
東都流通株式会社
代表清算人　山口　幸長

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

千葉県四街道市鷹の台三丁目四番一号
リノヴェル株式会社
代表清算人　横島わか子

解散公告

当社は、令和七年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

千葉県柏市若柴一七八番地四柏の葉キャンパス一四八街区二ショップ&オフィス棟六階
株式会社振動・洗浄研究所
代表清算人　原田　慧

解散公告

当法人は令和七年六月一日をもって解散いたしました。

当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

千葉県松戸市稔台七丁目六二―一　針ビル一〇二号
NPO法人仮り暮らし
清算人　徳永　晃代

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

千葉県千葉市美浜区真砂四丁目七番一五号
Motoyoyogi Consulting株式会社
代表清算人　和田　直也

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
合同会社クローバー2021
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都墨田区亀沢三丁目一番一号
株式会社ノア・オートシステム
代表清算人　額田　朋子

解散公告

当社は、令和七年四月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都渋谷区神宮前六丁目一二番二〇号
ブライ株式会社
代表清算人　高田　樹

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都江戸川区中葛西三丁目三一番一二
カーサフレスコ二〇三
Co―creation合同会社
代表清算人　野口　裕貴

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
狭山ロジ一般社団法人
代表清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号
一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会
代表清算人　山中　伸一

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都港区麻布十番一丁目二番七号
株式会社Tax Refund EXpress
代表清算人　西片　大

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都三鷹市新川一丁目一四番一三号
有限会社三田村
清算人　土屋　強志

解散公告

当社は解散した為、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に連絡下さい。右期間内に申し出がない場合清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目一四番六号

有限会社萩パース・ルーム

清算人　霜島　一夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都品川区小山六丁目四番八号

有限会社盛美

清算人　市橋　昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都足立区椿二丁目二三番一号

有限会社大伸建工

清算人　岡部　康裕

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都中央区八丁堀三丁目一番七号

ニイガタテクノウィング株式会社

代表清算人　唐原　英勝

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都中央区新富一丁目一五番一四号

株式会社コーディアルジャパン

代表清算人　石川　浩志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内

シェルソーラージャパン合同会社

清算人　リオンコ・ラフニ・プア

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂Ｋタワー四階ＣＡＰＩＴＡＬＴＡＸ株式会社内

エッジオ・ジャパン株式会社

代表清算人　ジェームズ・アレクシオ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都国分寺市西恋ケ窪一丁目四五番地一九

武州総合サービス静岡株式会社

代表清算人　足立　邦彦

解散公告

当社は、令和七年一月八日の株主総会の決議により解散しましたので、債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。尚期間内にお申出がない時は清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

東京都世田谷区成城一丁目六番一九号

Wood Business & Consulting合同会社

代表清算人　大久保佳孝

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

横浜市港北区篠原町一四二八番地の一

有限会社東神工機

清算人　加藤　勝彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五―二―二七

合同会社岩本理容

清算人　岩本　勇

解散公告

当社は、令和七年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

神奈川県鎌倉市笛田二丁目一六番一号

有限会社カメヤマ

清算人　亀山　順子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

山梨県甲府市丸の内二丁目二七番六号

株式会社神田活字甲府店

代表清算人　中村　洋身

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

静岡県静岡市駿河区南町一一番一号

マルミフーズ株式会社

代表清算人　中島　正民

解散公告

当社は、令和七年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

名古屋市中区錦二丁目一七番三〇号河越ビル九〇一

株式会社D. B. A

代表清算人　山田　雄介

解散公告

当社は、令和七年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

三重県多気郡明和町大字斎宮二八九三番地の二

伊勢泰平工業有限会社

清算人　中村とみ子

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

滋賀県近江八幡市桜宮町二〇七番地六タイハイツ桜宮二Ｆ

特定非営利活動法人ＹＯＲＩＳＯＩ　ｎｅｔｗｏｒｋ　清算人　布施太一郎

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

京都府京丹後市峰山町新町一九二〇番地の一

株式会社丸中レンタリース　代表清算人　糸井　美紀

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府吹田市天道町四番二四号

株式会社コーホーペイント　代表清算人　古藤　恵子

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府堺市堺区南花田口町一丁目三番二〇号セントラルプレイン八〇一

合同会社Ｄ－Ｅｘｃｅｅｄ　清算人　樋口　拓真

解散公告

当社は、令和七年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号　西天満内藤ビル四階

有限会社ミナカワ　清算人　南川　和子

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府池田市天神一丁目一〇番二五号

株式会社新日本エコルス　代表清算人　髙橋　要司

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪市西区九条南四丁目五番二号

有限会社大河内製作所　清算人　大河内俊夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

兵庫県芦屋市西芦屋町四番一六号

有限会社寺井テストセンター　清算人　寺井　正文

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

奈良県香芝市逢坂八丁目二〇八番地の四

株式会社ヘルシーライフ２１　代表清算人　竹内　秀行

解散公告

当法人は、令和七年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

岡山県津山市京町七三番地二丹沢ビル二階

特定非営利活動法人津山ＤＶシェルターろびん　清算人　高木　成和

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

高知県四万十市中村小姓町四六番地中村商工会館内　まちづくり四万十株式会社　代表清算人　福田　充

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

高知県吾川郡いの町神谷一四三三番地六

ライフプラス株式会社　代表清算人　近澤　隆志

解散公告

当組合は、令和七年六月八日開催の通常総会の決議により令和七年六月二十二日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

福岡市中央区港二丁目九番一六号

福博個人タクシー協同組合　清算人　金光　永作

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

福岡県うきは市浮羽町山北一八七番地の二

有限会社佐藤商機　清算人　佐藤三喜夫

解散公告

当社は、令和七年七月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

熊本県玉名郡和水町久伊原二一〇五番地四五

合同会社生山

清算人　生山莉桜菜

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

宮崎県えびの市大字東長江浦一六七六番地

四一三

株式会社五領ブロイラー

代表清算人　吉野　秋雄

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

宮崎市清武町今泉甲三七四〇番地二

合同会社ティープラス

清算人　戸髙　俊策

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

沖縄県那覇市松尾一丁目一二番八号

國房ビル合同会社

清算人　國場　幸泉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

沖縄県那覇市字真地三三九番地

有限会社ハイライズ田島

清算人　田島　朝伸

解散公告

当法人は、令和七年六月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

沖縄県島尻郡南風原町字新川一九三番地

一―二階　一般社団法人沖縄在来研究所

代表清算人　名嘉眞由記

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十七日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

川崎市中原区下小田中一丁目二八番一七号

ハイツ草苑二階

医療法人社団高橋眼科医院

清算人　高橋　裕昭

解散公告（第一回）

当企業年金基金は、令和七年六月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府大阪市中央区平野町二丁目五番四号

ＫＴビル三階　船井電機企業年金基金

清算人　小田原慎二

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府茨木市永代町八番八号

医療法人国里整形外科

清算人　小林　綾子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

福岡県福岡市中央区赤坂二丁目六番二三号

（管理事務所）

グリーンハイツ赤坂管理組合法人

清算人　青木眞由美

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

鹿児島県霧島市牧園町宿窪田九四一番地一

医療法人大成会

清算人　寺脇　康文

解散公告（第二回）

当法人は、二〇二五年六月十三日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（二〇二五年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

二〇二五年七月二十三日

登記簿上の主たる事務所福島県いわき市平北白土字愛谷町五二番地

宗教法人いわき中央教会

清算人　弁護士　毛利　弘道

申出先福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル二階ひろ法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

神奈川県藤沢市亀井野二丁目一番一一号二Ｆ

医療法人社団海琉会

清算人　昇　辰雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

岡山県倉敷市八王寺町二八七番地

医療法人すわ内科皮ふ科

清算人　諏訪　和雄

解散公告（第三回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

三重県度会郡大紀町錦八七六番地の五

双葉漁業生産組合

清算人　谷口　兄

第31期決算公告　　2025年６月12日

北海道釧路市星が浦大通り４丁目１番37号

株式会社エーシーエル物流北海道

代表取締役社長　山田　幸人

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	195,407
	固定資産	8,161
	資産合計	203,568
負債及び純資産の部	流動負債	69,656
	（賞与引当金）	(2,259)
	固定負債	29,781
	退職給付引当金	29,781
	株主資本	104,131
	資本金	30,656
	利益剰余金	73,475
	利益準備金	1,290
	その他利益剰余金	72,185
	（うち当期純利益）	(5,587)
	負債・純資産合計	203,568

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十三日

東京都港区赤坂二―一七―四七

不動産信用保証株式会社

代表取締役社長　内海　英一

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所　株式の種類及び数　株券番号

株式会社ＰＨＹＬ　東京都品川区西五反田一―二一―八　普通株式　四〇〇株　〇一四―〇一三六

ＬＩＴＥ　ＫＳＳ五反田ビル五階　〇二四―〇〇四六

〇二四―〇〇四七

〇二四―〇〇四八

公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」第三十八期決算公告

一、事業概要　北本市視覚障害者協会等、三団体が行う視覚障害者の支援を目的とした事業に対し、合計九十万四千円の助成を行った。

二、財産目録（令和７年３月31日現在）

資産合計	三六、五七八、九三六円
負債合計	〇円
正味信託財産	三六、五七八、九三六円

令和７年７月二十三日

岡山市北区丸の内一丁目一五番二〇号

公益信託『百間川』水とみどり基金

受託者　株式会社中国銀行

第三十九期決算公告

令和７年３月31日現在（単位・千円）

貸借対照表の要旨

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	八、〇九三	流動負債	七〇
合計	八、〇九三	株主資本	六、六一五
		資本金	一〇、〇〇〇
		利益剰余金	△三、三八四
		その他利益剰余金	△三、三八四
		（うち当期純損失）	（二八七）
		合計	六、六八五
負債及び純資産の部			
流動負債	七、三九九		
株主資本	六九三		
資本金	五〇、〇〇〇		
利益剰余金	△四二、三〇六		
その他利益剰余金	△四二、三〇六		
（うち当期純損失）	（三三八）		
合計	八、〇九三		

令和７年７月二十三日

東京都港区六本木一丁目六番一号

第百信用保証株式会社

代表取締役　舛井　正俊

第二十三期決算公告

令和７年３月31日現在（単位・千円）

貸借対照表の要旨

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	六、六八五	流動負債	四、六〇一、八九一
合計	六、六八五	固定負債	一二六
		合計	四、六〇二、〇一七
		負債及び純資産の部	
		流動負債	九三八、七七二
		固定負債	三、四五七、〇〇〇
		株主資本	二〇六、二四五
		資本金	一〇、〇〇〇
		利益剰余金	一九六、二四五
		その他利益剰余金	一九六、二四五
		（うち当期純利益）	（一〇五、九六三）
		合計	四、六〇二、〇一七

公益信託『百間川』水とみどり基金令和六年度決算公告

一、事業概要

信託目的に合致した五団体に七十九万五千円の給付を行なった。

二、財産目録（令和７年３月31日現在）

資産合計	三六、五七八、九三六円
負債合計	〇円
正味信託財産	三六、五七八、九三六円

令和７年７月二十三日

岡山市北区丸の内一丁目一五番二〇号

公益信託『百間川』水とみどり基金

受託者　株式会社中国銀行

第10期決算公告　令和７年６月30日

北海道苫小牧市晴海町40番地の４

苫小牧バイオマス発電株式会社

代表取締役社長　岡田　真

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	671,733
	固定資産	1,672
	資産合計	**673,405**
負債及び純資産の部	流動負債	334,898
	固定負債	1,848,562
	株主資本	△1,510,055
	資本金	100,000
	資本剰余金	399,000
	利益剰余金	△2,009,055
	その他利益剰余金	△2,009,055
	（うち当期純損失）	(1,901,224)
	負債・純資産合計	**673,405**

第38期決算公告　令和７年７月23日

北海道標津郡中標津町北中16番地９

根室中標津空港ビル株式会社

代表取締役社長　西村　　穣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	672,225
	固定資産	429,764
	合計	1,101,989
負債及び純資産の部	流動負債	72,762
	固定負債	86,345
	株主資本	942,882
	資本金	498,000
	利益剰余金	455,882
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	444,882
	（うち当期純利益）	(50,238)
	自己株式	△11,000
	合計	1,101,989

第 26 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

福島県石川郡古殿町大字松川字大作50番地

株式会社アクレーテク・パワトロシステム

代表取締役　加藤　朝史

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,190,466	流動負債	2,137,935
固定資産	3,504	固定負債	1,200,000
		株主資本	△1,143,964
		資本金	100,000
		資本剰余金	824,729
		資本準備金	327,553
		その他資本剰余金	497,176
		利益剰余金	△2,068,694
		利益準備金	5,329
		その他利益剰余金	△2,074,023
		（うち当期純損失）	(43,073)
資産合計	**2,193,970**	**負債・純資産合計**	**2,193,970**

第 73 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 23 日

埼玉県加須市新利根１丁目９番地３
エヌジーケイ・メテックス株式会社
代表取締役社長　森田　勝美

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	512,628	流動負債	50,570
固定資産	1,040,965	（賞与引当金）	(13,259)
		固定負債	118,075
		（退職給付引当金）	(88,849)
		株主資本	1,384,948
		資本金	120,000
		資本剰余金	238,200
		資本準備金	238,200
		利益剰余金	1,026,748
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	996,748
		（うち当期純利益）	(27,963)
資産合計	**1,553,593**	**負債・純資産合計**	**1,553,593**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年７月23日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＡＤＭネットライン　②東京都知事(5)78916　③代表取締役　松村正巳　④東京都江戸川区一之江八丁目３番２号エムエムビル　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区一之江八丁目13番18号　株式会社ＡＤＭネットライン　代表取締役　松村正巳

①積水ハウスシャーメゾンＰＭ関西株式会社　②国土交通大臣(1)10779　③代表取締役　伊藤一徳　④大阪府大阪市北区大淀中１－１－30梅田スカイビルタワーウエスト25階　廃止した従たる事務所　阪南賃貸営業所　和歌山オフィス　和歌山県和歌山市杉ノ馬場一丁目１番ＦＫ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ４階　滋賀賃貸営業所　彦根オフィス　滋賀県彦根市大東町14―15上野第Ｖビル１階　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区大淀中１－１－30梅田スカイビルタワーウエスト25階　積水ハウスシャーメゾンＰＭ関西株式会社　代表取締役　伊藤一徳

第 36 期 決 算 公 告

2025年６月24日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮２番地42
六ケ所げんねん企画株式会社
代表取締役　秋田谷　仁邦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	606,986
	固定資産	112,913
	合計	719,899
負純資産及び部	流動負債	133,341
	固定負債	189,142
	株主資本	397,416
	資本金	400,000
	利益剰余金	△2,584
	その他利益剰余金	△2,584
	（うち当期純利益）	(5,418)
	合計	719,899

第 47 期決算公告

2025年６月25日
札幌市東区北24条東２丁目５番15号
北海道三菱電機販売株式会社
取締役社長　田中　厚

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,046,039
	固定資産	264,495
	合計	5,310,534
負純資産及び部	流動負債	3,442,540
	固定負債	188,845
	（うち退職給付引当金）	(138,650)
	株主資本	1,679,149
	資本金	36,000
	利益剰余金	1,643,149
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	1,634,149
	（うち当期純利益）	(191,915)
	合計	5,310,534

第 92 期決算公告

令和７年７月23日
北海道恵庭市北柏木町３丁目39番
合同容器株式会社
代表取締役社長　日野　威

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,851,076
	固定資産	2,185,202
	合計	6,036,278
負純資産及び部	流動負債	2,687,375
	固定負債	343,840
	株主資本	3,005,063
	資本金	310,000
	資本剰余金	1,037
	資本準備金	1,037
	利益剰余金	2,694,026
	利益準備金	77,500
	その他利益剰余金	2,616,526
	（うち当期純利益）	(150,343)
	合計	6,036,278

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月19日
福島県福島市小倉寺字中ノ内１番５
株式会社ＴＴＫエンジ福島
代表取締役社長　寺門　光一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,207
	固定資産	79
	合計	1,286
負純資産及び部	流動負債	198
	固定負債	71
	株主資本	1,016
	資本金	30
	利益剰余金	986
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	979
	（うち当期純利益）	(94)
	合計	1,286

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月25日
福岡市早良区百道浜２丁目２番22号
株式会社インクルーシヴシティ
代表取締役　中間　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,863
	固定資産	493
	資産合計	133,357
負純資産及び部	流動負債	2,601
	株主資本	130,756
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△19,243
	（うち当期純利益）	(9,886)
	負債・純資産合計	133,357

第 42 期決算公告

令和７年７月23日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮22番地258
六ヶ所エンジニアリング株式会社
代表取締役　附田　妙子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	901,483
	固定資産	1,720,054
	繰延資産	80
	合計	2,621,617
負純資産及び部	流動負債	337,063
	固定負債	731,354
	株主資本	1,553,200
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,533,200
	利益準備金	3,910
	その他利益剰余金	1,529,289
	（うち当期純利益）	(46,247)
	合計	2,621,617

第29期決算公告　令和７年７月23日
群馬県伊勢崎市国領町217番地１
伊勢崎フードワークス株式会社
代表取締役　藤田　　晃
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	494,335
	固定資産	49,740
	合計	544,075
負債及び純資産の部	流動負債	340,077
	固定負債	72,492
	株主資本	131,506
	資本金	50,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	81,506
	利益準備金	12,580
	その他利益剰余金	68,926
	（うち当期純利益）	(57,331)
	合計	544,075

第50期決算公告　2025年６月18日
茨城県常総市内守谷町4365番地１
株式会社全農ハイパック
代表取締役社長　今村　武之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	536,435
	固定資産	2,472,929
	合計	3,009,364
負債及び純資産の部	流動負債	1,558,776
	固定負債	1,284,389
	株主資本	166,199
	資本金	100,000
	資本剰余金	417,842
	資本準備金	417,842
	利益剰余金	△ 351,643
	利益準備金	32,748
	その他利益剰余金	△ 384,391
	（うち当期純損失）	(249,531)
	合計	3,009,364

第38期決算公告
令和７年６月27日
茨城県猿島郡五霞町大字幸主572番地１
大王製紙パッケージ運輸株式会社
代表取締役社長　吉田　和人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	139,986
	固定資産	6,454
	合計	146,440
負債及び純資産の部	流動負債	122,874
	固定負債	3,518
	株主資本	20,049
	資本金	20,000
	利益剰余金	49
	その他利益剰余金	49
	（うち当期純損失）	(310)
	合計	146,440

第48期決算公告
令和７年６月16日
埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目７番１号
北浦和ターミナルビル株式会社
代表取締役　辻村　公雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	284,260
	固定資産	544,352
	合計	828,612
負債及び純資産の部	流動負債	29,481
	固定負債	157,094
	（うち修繕引当金）	(41,764)
	株主資本	642,037
	資本金	80,000
	利益剰余金	562,037
	その他利益剰余金	562,037
	（うち当期純利益）	(2,894)
	合計	828,612

第19期決算公告
令和７年６月13日
埼玉県深谷市上野台1351番地
株式会社ＵＡＣＪグリーンネット
代表取締役社長　松本　好弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	101,420
	固定資産	9,188
	繰延資産	1,675
	合計	112,283
負債及び純資産の部	流動負債	43,741
	固定負債	4,377
	株主資本	64,165
	資本金	10,000
	利益剰余金	54,165
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	51,665
	（うち当期純利益）	(19,009)
	合計	112,283

第37期決算公告
令和７年５月16日
埼玉県熊谷市原島668番地１
ミドリ安全北埼玉株式会社
代表取締役　三橋　大郎
貸借対照表の要旨
（令和７年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	156,030
	固定資産	948
	合計	156,978
負債及び純資産の部	流動負債	103,119
	株主資本	53,859
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,859
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	41,359
	（うち当期純利益）	(41,177)
	合計	156,978

第33期決算公告
令和７年６月30日
埼玉県三郷市戸ヶ崎４丁目410
エス・ケイ・エンジニアリング株式会社
代表取締役　阿部　　正
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	522,383
	固定資産	38,078
	合計	560,461
負債及び純資産の部	流動負債	63,822
	固定負債	10,000
	株主資本	486,639
	資本金	30,000
	資本剰余金	7,500
	資本準備金	7,500
	利益剰余金	449,139
	その他利益剰余金	449,139
	（うち当期純利益）	(36,225)
	合計	560,461

第13期決算公告　令和７年６月25日
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目263番地４北原ビル６階
株式会社ＦＪＣＣ衣良品サービス
代表取締役　松永　和明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	571,832
	固定資産	6,015
	資産合計	577,847
負債及び純資産の部	流動負債	44,340
	固定負債	25,081
	株主資本	508,426
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	308,426
	その他利益剰余金	308,426
	（うち当期純利益）	(6,720)
	負債・純資産合計	577,847

第74期決算公告
令和７年６月13日
埼玉県比企郡川島町大字戸守442番地１
ファインシンター三信株式会社
代表取締役　名取　政人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	766,285
	固定資産	292,722
	資産合計	1,059,007
負債及び純資産の部	流動負債	675,729
	固定負債	241,513
	株主資本	140,216
	資本金	15,000
	利益剰余金	125,216
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	121,466
	（うち当期純利益）	(9,932)
	評価・換算差額等	1,548
	負債・純資産合計	1,059,007

第56期決算公告
令和７年７月23日
千葉県船橋市習志野台二丁目６番17号
埼協商事株式会社
代表取締役　長島　光惠
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	821,301
	固定資産	888,006
	合計	1,709,307
負債及び純資産の部	流動負債	56,034
	固定負債	184,708
	株主資本	1,468,565
	資本金	75,000
	利益剰余金	1,393,565
	利益準備金	18,750
	その他利益剰余金	1,374,815
	（うち当期純利益）	(2,085)
	合計	1,709,307

第18期決算公告　令和７年６月24日
埼玉県坂戸市千代田五丁目７番４号
パイオニアファインテック株式会社
代表取締役社長　山田　充利
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,711
	固定資産	8,111
	合計	187,822
負債及び純資産の部	流動負債	109,020
	固定負債	115,741
	（退職給付引当金）	(111,388)
	株主資本	△ 36,939
	資本金	50,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△ 236,939
	その他利益剰余金	△ 236,939
	（うち当期純損失）	(174,704)
	合計	187,822

第65期決算公告
令和７年７月23日
埼玉県飯能市双柳373番地15
西武ガス株式会社
代表取締役社長　平井　孝男
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	固定資産	1,851
	流動資産	667
	資産合計	2,519
負債及び純資産の部	固定負債	85
	退職給付引当金	85
	流動負債	314
	株主資本	2,119
	資本金	67
	利益剰余金	2,051
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	2,034
	（うち当期純利益）	(11)
	負債・純資産合計	2,519

第９期決算公告　令和７年７月23日
東京都千代田区九段北１丁目10番１号
株式会社コンステラセキュリティジャパン
代表取締役　宮村　信男
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	852,822
	固定資産	201,933
	資産合計	**1,054,755**
負純資債及産のび部	流動負債	828,318
	負債合計	**828,318**
	株主資本	226,437
	資本金	48,000
	利益剰余金	178,437
	繰越利益剰余金	152,959
	当期純利益	25,477
	純資産合計	**226,437**
	負債・純資産合計	**1,054,755**

第28期決算公告
令和７年６月23日
東京都豊島区南池袋一丁目16番地15号
西武電設工業株式会社
代表取締役　中谷　誠
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,303,982
	固定資産	105,806
	合計	**1,409,788**
負純資債及産のび部	流動負債	696,840
	(うち賞与引当金)	(31,476)
	固定負債	86,806
	株主資本	626,142
	資本金	50,000
	利益剰余金	576,142
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	563,642
	(うち当期純利益)	(59,642)
	合計	**1,409,788**

第68期決算公告　2025年６月16日
千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄バスホールディングス株式会社
代表取締役社長　齋藤　隆
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,237
	固定資産	0
	合計	**71,237**
負純資債及産のび部	流動負債	9,079
	固定負債	0
	株主資本	62,158
	資本金	100,000
	利益剰余金	△37,841
	(利益準備金)	(1,250)
	(その他利益剰余金)	(△39,092)
	(うち当期純利益)	(0)
	合計	**71,237**

第19期決算公告　令和７年６月27日
東京都千代田区大手町一丁目３番１号
ＪＡビル６階
株式会社エッセンシャルファーマ
代表取締役社長　新井　勝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	723,438
	固定資産	1,144,947
	合計	**1,868,385**
負純資債及産のび部	流動負債	73,290
	株主資本	1,795,095
	資本金	262,500
	資本剰余金	237,500
	資本準備金	237,500
	利益剰余金	1,295,095
	その他利益剰余金	1,295,095
	(うち当期純利益)	(125,113)
	合計	**1,868,385**

第16期決算公告
令和７年６月24日
東京都杉並区西荻北２丁目２番８号
東京ガスライフバル保谷株式会社
代表取締役　保谷　貴久
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	853,149
	固定資産	16,278
	合計	**869,427**
負純資債及産のび部	流動負債	523,180
	固定負債	16,000
	株主資本	330,246
	資本金	30,000
	利益剰余金	300,246
	利益準備金	3,550
	その他利益剰余金	296,696
	(うち当期純利益)	(47,223)
	合計	**869,427**

決　算　公　告
2025年７月23日
シンガポール共和国049513チュリア・ストリート65、ＯＣＢＣセンター42―04
Tara Climate Ltd.
日本における代表者　佐藤　潤一
貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）（単位：ＵＳドル）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,465,694
	固定資産	3,485,274
	資産合計	**72,950,968**
負純資債及産のび部	流動負債	63,124,270
	負債合計	**63,124,270**
	その他	9,826,698
	純資産合計	**9,826,698**
	負債・純資産合計	**72,950,968**

第78期決算公告　令和７年７月23日
東京都港区東新橋２丁目７番３号
昭和アステックホールディングス株式会社
代表取締役社長　堀江　健介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,219
	固定資産	7,265
	合計	**12,484**
負純資債及産のび部	流動負債	1,599
	固定負債	1,966
	株主資本	8,919
	資本金	100
	資本剰余金	100
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	8,719
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	8,669
	(うち当期純利益)	(313)
	合計	**12,484**

第７期決算公告　令和７年５月30日
東京都品川区東品川二丁目２番20号
天王洲オーシャンスクエア９階
郵船出光グリーンソリューションズ株式会社
代表取締役　梅原　慎史
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,470
	固定資産	8,301
	合計	**313,771**
負純資債及産のび部	流動負債	44,068
	(うち賞与引当金)	(2,429)
	固定負債	200,142
	株主資本	69,561
	資本金	30,000
	利益剰余金	39,561
	その他利益剰余金	39,561
	(うち当期純利益)	(19,442)
	合計	**313,771**

第22期決算公告　令和７年６月27日
東京都大田区大森北１丁目５番１号
株式会社ティージー・ｅプロテック
代表取締役　秋田　進也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,262,105
	固定資産	19,118
	資産合計	**1,281,223**
負純資債及産のび部	流動負債	271,435
	固定負債	31,998
	負債合計	**303,433**
	株主資本	977,790
	資本金	13,000
	利益剰余金	964,790
	利益準備金	4,835
	その他利益剰余金	959,955
	(うち当期純利益)	(163,032)
	純資産合計	**977,790**
	負債・純資産合計	**1,281,223**

第56期決算公告　令和７年６月27日
千葉県市川市二俣新町17
神鋼ボルト株式会社
代表取締役　坂田　宏之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,471,385
	固定資産	1,703,429
	合計	**4,174,814**
負純資債及産のび部	流動負債	1,947,728
	固定負債	413,401
	株主資本	1,717,664
	資本金	465,000
	利益剰余金	1,252,664
	(利益準備金)	(116,250)
	(その他利益剰余金)	(1,136,414)
	(うち当期純利益)	(351,937)
	評価・換算差額等	96,021
	有価証券評価差額金	96,021
	合計	**4,174,814**

第10期決算公告　令和７年７月23日
東京都港区芝浦三丁目14番15号
タチバナビル
スキマワークス株式会社
代表取締役　赤荻　心
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	149,666
	固定資産	48,481
	合計	**198,148**
負純資債及産のび部	流動負債	129,913
	固定負債	62,363
	株主資本	5,871
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△194,128
	その他利益剰余金	△194,128
	(うち当期純利益)	(1,674)
	合計	**198,148**

第17期決算公告
令和７年７月23日
東京都港区東新橋２丁目７番３号
昭和コーポレーション株式会社
代表取締役社長　堀江　健介
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	295
	固定資産	3,673
	合計	**3,968**
負純資債及産のび部	流動負債	132
	固定負債	1,546
	株主資本	2,290
	資本金	50
	資本剰余金	1,948
	資本準備金	1,948
	利益剰余金	292
	その他利益剰余金	292
	(うち当期純損失)	(21)
	合計	**3,968**

第 50 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
新潟県新発田市島潟4197番地３
フジマ舗道株式会社
代表取締役　遠藤　圭介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	624,847
	固定資産	145,373
	合計	770,220
負純資債及産のび部	流動負債	167,099
	固定負債	0
	株主資本	603,120
	資本金	20,500
	利益剰余金	582,620
	利益準備金	5,125
	その他利益剰余金	577,495
	（うち当期純利益）	(35,106)
	合計	770,220

第 31 期決算公告

令和７年７月23日
横浜市港南区上大岡西一丁目13番８号
株式会社グローバル オーシャン ディベロップメント
代表取締役社長　小沼　可幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	408
	固定資産	571
	合計	979
負純資債及産のび部	流動負債	20
	固定負債	272
	株主資本	687
	資本金	99
	資本剰余金	—
	利益剰余金	588
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	571
	（うち当期純利益）	(32)
	合計	979

第８期決算公告

令和７年７月23日
東京都渋谷区広尾三丁目２番９号
広尾マノア301
株式会社ＴＡＴＳＵＪＩＮ
代表取締役　弓削　雅稔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,548
	固定資産	272,367
	繰延資産	161
	合計	487,078
負純資債及産のび部	流動負債	382,664
	固定負債	619,376
	株主資本	△514,963
	資本金	3,000
	利益剰余金	△517,963
	その他利益剰余金	△517,963
	（うち当期純損失）	(272,277)
	合計	487,078

第 114 期決算公告

令和７年７月23日
静岡市清水区築地町11番26号
清水食品株式会社
代表取締役　吉儀　尚浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,678,806
	固定資産	3,222,548
	合計	6,901,354
負純資債及産のび部	流動負債	3,749,825
	固定負債	1,438,545
	株主資本	1,712,984
	資本金	100,000
	資本剰余金	554,831
	資本準備金	25,385
	その他資本剰余金	529,446
	利益剰余金	1,058,152
	その他利益剰余金	1,058,152
	（うち当期純利益）	(8,234)
	合計	6,901,354

第５期決算公告

令和７年７月23日
長野県松本市鎌田１丁目９番13号
ＮＴＰトヨタ信州株式会社
代表取締役社長　日髙　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,000,136
	固定資産	10,081,686
	合計	17,081,822
負純資債及産のび部	流動負債	11,030,114
	固定負債	941,044
	株主資本	5,110,663
	資本金	50,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	4,960,663
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,935,663
	（うち当期純利益）	(163,984)
	合計	17,081,822

第 12 期決算公告

2025年７月22日
福井県福井市二の宮二丁目28番38号
株式会社ネットショップ支援室
代表取締役　竹澤　洋一

貸借対照表の要旨（2025年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	300,572
	固定資産	97,419
	資産合計	397,992
負純資債及産のび部	流動負債	181,511
	（うち賞与引当金）	(19,700)
	固定負債	6,606
	負債合計	188,118
	株主資本	209,873
	資本金	20,000
	利益剰余金	189,873
	その他利益剰余金	189,873
	（うち当期純利益）	(47,935)
	純資産合計	209,873
	負債・純資産合計	397,992

第 6 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
静岡県静岡市葵区常磐町２丁目６番８号
Ｔ＆Ｔエナジー株式会社
代表取締役社長　浅倉　智章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	555,136
	固定資産	1,809
	合計	556,945
負純資債及産のび部	流動負債	342,883
	株主資本	214,062
	資本金	125,000
	資本剰余金	125,000
	資本準備金	125,000
	利益剰余金	△35,938
	その他利益剰余金	△35,938
	（うち当期純利益）	(77,972)
	合計	556,945

第 25 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
静岡県浜松市中央区桜台五丁目６番１号
ティージーオプシード株式会社
代表取締役社長　帯刀　慶真

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,633,049
	固定資産	1,195,334
	資産合計	2,828,384
負純資債及産のび部	流動負債	1,257,010
	固定負債	374,613
	株主資本	1,196,760
	資本金	480,000
	利益剰余金	716,760
	利益準備金	154,767
	その他利益剰余金	561,993
	（うち当期純利益）	(295,598)
	負債・純資産合計	2,828,384

第 37 期決算公告

令和７年６月26日
静岡県富士市入山瀬一丁目２番５号
キノクロス加工株式会社
代表取締役社長　門田　優

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,847
	固定資産	110
	資産合計	96,957
負純資債及産のび部	流動負債	16,554
	賞与引当金	0
	その他流動負債	16,554
	固定負債	51,157
	退職給付引当金	51,157
	株主資本	29,245
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,245
	その他利益剰余金	19,245
	（うち当期純損失）	(8,160)
	負債・純資産合計	96,957

第 36 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
株式会社ＮＴＰセブンス
代表取締役社長　中島　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,292,574
	固定資産	98,951
	合計	1,391,526
負純資債及産のび部	流動負債	573,040
	固定負債	295,669
	株主資本	522,816
	資本金	50,000
	資本剰余金	200,000
	利益剰余金	272,816
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	260,316
	（うち当期純利益）	(261,126)
	合計	1,391,526

第 34 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰシステム株式会社
代表取締役社長　鶴田　和久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,476,659
	固定資産	146,687
	合計	1,623,347
負純資債及産のび部	流動負債	367,987
	固定負債	588,140
	株主資本	667,219
	資本金	50,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	617,219
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	604,719
	（うち当期純利益）	(44,503)
	合計	1,623,347

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
モビリティサポート株式会社
代表取締役社長　小林　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	807,447
	固定資産	88,804
	合計	896,251
負純資債及産のび部	流動負債	289,695
	固定負債	0
	株主資本	606,556
	資本金	50,000
	資本剰余金	400,000
	利益剰余金	156,556
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	156,556
	（うち当期純利益）	(70,834)
	合計	896,251

第６期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰ－ＶＧ株式会社
代表取締役社長　横井克一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,396,352
	固定資産	158,875
	合計	1,555,227
負純資産及び部	流動負債	2,057,641
	固定負債	78,437
	株主資本	△ 580,850
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 590,850
	その他利益剰余金	△ 590,850
	（うち当期純損失）	(223,371)
	合計	1,555,227

第12期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰインポートＨＤ株式会社
代表取締役社長　小栗　一朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,010,063
	固定資産	6,937,862
	合計	11,947,926
負純資産及び部	流動負債	10,116,076
	固定負債	701,535
	株主資本	1,130,314
	資本金	50,000
	資本剰余金	260,000
	利益剰余金	820,314
	利益準備金	1,016
	その他利益剰余金	819,297
	（うち当期純損失）	(254,026)
	合計	11,947,926

第60期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
株式会社ＮＴＰカーモスト
代表取締役社長　横井克一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,675,114
	固定資産	78,595
	合計	1,753,710
負純資産及び部	流動負債	609,221
	固定負債	208,665
	株主資本	935,822
	資本金	50,000
	利益剰余金	885,822
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	873,322
	（うち当期純利益）	(486,745)
	合計	1,753,710

第６期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰ－ＰＣ株式会社
代表取締役社長　横井克一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	881,860
	固定資産	304,620
	合計	1,186,481
負純資産及び部	流動負債	1,464,300
	固定負債	16,993
	株主資本	△ 294,811
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 304,811
	その他利益剰余金	△ 304,811
	（うち当期純利益）	(94,910)
	合計	1,186,481

第５期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰ－ＡＣ株式会社
代表取締役社長　横井克一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	506,062
	固定資産	81,816
	合計	587,879
負純資産及び部	流動負債	1,101,608
	固定負債	9,592
	株主資本	△ 523,322
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 533,322
	その他利益剰余金	△ 533,322
	（うち当期純損失）	(140,557)
	合計	587,879

第６期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰ－ＶＣ株式会社
代表取締役社長　横井克一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	970,211
	固定資産	381,826
	合計	1,352,037
負純資産及び部	流動負債	1,711,616
	固定負債	28,778
	株主資本	△388,356
	資本金	10,000
	利益剰余金	△398,356
	その他利益剰余金	△398,356
	（うち当期純損失）	(215,730)
	合計	1,352,037

第25期決算公告

令和７年６月16日
愛知県豊橋市中原町字平山18番地
日東電工ひまわり株式会社
代表取締役　井田　太

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	161,406
	固定資産	695
	資産合計	162,101
負純資産及び部	流動負債	45,855
	（うち賞与引当金）	(31,182)
	株主資本	116,246
	資本金	20,000
	利益剰余金	96,246
	その他利益剰余金	96,246
	（うち当期純利益）	(12,987)
	負債・純資産合計	162,101

第38期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区大宝一丁目13番20号
トヨタホーム名古屋株式会社
代表取締役社長　室屋　直幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,649,969
	固定資産	1,037,407
	合計	5,687,377
負純資産及び部	流動負債	4,084,541
	固定負債	764,150
	株主資本	838,685
	資本金	50,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	638,685
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	626,185
	（うち当期純利益）	(51,803)
	合計	5,687,377

第28期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市熱田区尾頭町２番22号
株式会社ジェームス名古屋
代表取締役　落合　陽一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	702,231
	固定資産	86,870
	合計	789,101
負純資産及び部	流動負債	258,012
	固定負債	159,784
	株主資本	371,304
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	271,304
	利益準備金	1,770
	その他利益剰余金	269,534
	（うち当期純利益）	(37,266)
	合計	789,101

第25期決算公告

令和７年６月30日
愛知県長久手市岩作長筬15－２
株式会社エデュケーションネットワーク
代表取締役　加藤　義人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,944
	固定資産	43,990
	合計	61,934
負純資産及び部	流動負債	12,193
	固定負債	41,832
	株主資本	7,909
	資本金	9,000
	利益剰余金	△1,091
	その他利益剰余金	△1,091
	（うち当期純利益）	(△4,946)
	合計	61,934

第５期決算公告

令和７年７月23日
愛知県名古屋市東区東桜１丁目13－３
ＮＨＫ名古屋放送センタービル18階
株式会社中電Ｌｏｏｏｐ　Ｓｏｌａｒ
代表取締役　久村　真司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	829,010
	固定資産	10,503,063
	資産合計	11,332,072
負純資産及び部	流動負債	3,681,450
	固定負債	6,869,685
	株主資本	780,937
	資本金	300,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	180,937
	その他利益剰余金	180,937
	（うち当期純利益）	(141,006)
	合計	11,332,072

第60期決算公告

令和７年７月23日
愛知県大府市東新町三丁目９番地
豊通鋼管株式会社
代表取締役社長　北河　照史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,419
	固定資産	1,927
	合計	5,347
負純資産及び部	流動負債	2,742
	固定負債	292
	株主資本	2,312
	資本金	310
	利益剰余金	2,002
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	1,924
	（うち当期純利益）	(284)
	合計	5,347

第10期決算公告　令和７年７月23日
愛知県豊川市穂ノ原二丁目10
旭メタルズ株式会社
代表取締役　村上　直久
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,853
	固定資産	5,340
	合計	10,193
負債及び純資産の部	流動負債	4,111
	固定負債	1,179
	株主資本	4,902
	資本金	310
	資本剰余金	3,674
	資本準備金	627
	その他資本剰余金	3,046
	利益剰余金	918
	その他利益剰余金	918
	(うち当期純損失)	(47)
	合計	10,193

第１期決算公告
令和７年７月23日
名古屋市中区丸の内一丁目５番28号
株式会社はな商店
代表取締役　加藤　義人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,037
	固定資産	1,000
	合計	17,037
負債及び純資産の部	流動負債	13,868
	株主資本	3,169
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,169
	その他利益剰余金	2,169
	(うち当期純利益)	(2,169)
	合計	17,037

第13期決算公告
令和７年７月23日
名古屋市中区丸の内一丁目５番28号
株式会社はな保育
代表取締役　加藤　義人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	685,761
	固定資産	436,856
	合計	1,122,618
負債及び純資産の部	流動負債	461,376
	固定負債	236,605
	株主資本	424,636
	資本金	10,000
	利益剰余金	414,636
	その他利益剰余金	414,636
	(うち当期純利益)	(74,580)
	合計	1,122,618

第71期決算公告　2025年７月23日
愛知県瀬戸市山の田町155番地
ネットロジス株式会社
代表取締役　河村　幸俊
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	118,609
	固定資産	24,011
	合計	142,620
負債及び純資産の部	流動負債	31,643
	株主資本	110,977
	資本金	18,000
	利益剰余金	92,977
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	88,477
	(うち当期純利益)	(13,473)
	合計	142,620

第39期決算公告　2025年７月23日
愛知県尾張旭市旭台三丁目16番地12
河村電器販売株式会社
代表取締役　河村　幸俊
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,000,491
	固定資産	793,471
	合計	3,793,962
負債及び純資産の部	流動負債	2,830,308
	固定負債	64,111
	株主資本	719,828
	資本金	10,000
	利益剰余金	709,828
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	707,328
	(うち当期純利益)	(505,138)
	評価・換算差額等	179,713
	合計	3,793,962

第38期決算公告　令和７年７月23日
名古屋市中区正木三丁目５番14号
ＳＭＣＣグリーンパートナーズ株式会社
代表取締役　岩沙　玲
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	598,506
	固定資産	54,866
	合計	653,372
負債及び純資産の部	流動負債	105,325
	固定負債	24,485
	株主資本	523,562
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,495
	利益剰余金	415,067
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	390,067
	(うち当期純利益)	(1,306)
	合計	653,372

第29期決算公告　2025年７月23日
愛知県瀬戸市山の田町155番地
河村物流サービス株式会社
代表取締役　河村　幸俊
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	815,637
	固定資産	84,563
	合計	900,201
負債及び純資産の部	流動負債	785,897
	株主資本	114,303
	資本金	10,000
	利益剰余金	104,303
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	101,803
	(うち当期純利益)	(33,605)
	合計	900,201

第30期決算公告　2025年７月23日
愛知県瀬戸市暁町３番86
株式会社テクノバン
代表取締役　河村　幸俊
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	250,863
	固定資産	316,245
	合計	567,108
負債及び純資産の部	流動負債	377,618
	株主資本	189,490
	資本金	10,000
	利益剰余金	179,490
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	176,990
	(うち当期純利益)	(155,442)
	合計	567,108

第25期決算公告　2025年７月23日
愛知県瀬戸市山の田町155番地
株式会社キッズウェイ
代表取締役　河村　幸俊
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,131,579
	固定資産	2,168,770
	合計	3,300,349
負債及び純資産の部	流動負債	1,384,646
	固定負債	663,254
	株主資本	1,252,449
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,152,449
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,127,449
	(うち当期純利益)	(405,870)
	合計	3,300,349

第42期決算公告　2025年７月23日
愛知県尾張旭市旭台三丁目16番地12
株式会社親和
代表取締役　河村　真里
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	227,109
	固定資産	6,462,142
	合計	6,689,251
負債及び純資産の部	流動負債	963,205
	固定負債	4,603,083
	株主資本	1,122,962
	資本金	100,000
	資本剰余金	897,891
	利益剰余金	125,071
	利益準備金	940
	その他利益剰余金	124,130
	(うち当期純利益)	(71,029)
	合計	6,689,251

第32期決算公告　令和７年６月17日
名古屋市西区天塚町四丁目66番地
株式会社グリーンサービス
代表取締役社長　松井　清吾
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	369,818
	固定資産	630,592
	資産合計	1,000,410
負債及び純資産の部	流動負債	706,210
	固定負債	452,704
	株主資本	△158,503
	資本金	80,000
	利益剰余金	△205,203
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△210,203
	(うち当期純損失)	(134,202)
	自己株式	△33,300
	負債・純資産合計	1,000,410

第27期決算公告　令和７年６月27日
愛知県みよし市打越町新池浦53番７
協豊ファクトリーサービス株式会社
代表取締役社長　深津　直樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,317,556
	固定資産	224,039
	資産合計	1,541,595
負債及び純資産の部	流動負債	429,568
	固定負債	76,422
	株主資本	1,035,605
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,025,605
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,023,105
	(うち当期純利益)	(77,057)
	負債・純資産合計	1,541,595

第76期決算公告　令和７年５月29日

大阪市西区西本町２丁目４番７号
東神実業株式会社
代表取締役　岩名　幸信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,309,581
	固定資産	704,892
	合計	3,014,473
負債及び純資産の部	流動負債	1,025,661
	固定負債	149,846
	株主資本	1,838,966
	資本金	14,663
	資本剰余金	1,030
	資本準備金	1,030
	利益剰余金	1,823,273
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,819,273
	（うち当期純利益）	(175,692)
	合計	3,014,473

第19期決算公告

2025年６月19日
大阪市淀川区加島四丁目17番32号
メディカルロジスティクス株式会社
代表取締役　林　高広

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131,677
	固定資産	25
	合計	131,702
負債及び純資産の部	流動負債	33,550
	株主資本	98,151
	資本金	9,000
	利益剰余金	89,151
	その他利益剰余金	89,151
	（うち当期純利益）	(9,011)
	合計	131,702

第５期決算公告　2025年７月23日

愛知県名古屋市緑区元徳重一丁目1509番地
株式会社京和
代表取締役　河村　将成

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,088
	固定資産	1,967,900
	合計	1,983,988
負債及び純資産の部	流動負債	12,112
	固定負債	1,915,118
	株主資本	56,757
	資本金	1,000
	利益剰余金	55,757
	その他利益剰余金	55,757
	（うち当期純利益）	(6,841)
	合計	1,983,988

第19期決算公告

令和７年６月30日
大阪市中央区谷町一丁目４番３号
株式会社日税信託
代表取締役　坂口　昇

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	170,569
	固定資産	22,203
	資産合計	192,772
負債及び純資産の部	流動負債	2,853
	株主資本	189,919
	資本金	100,000
	利益剰余金	89,919
	利益準備金	2,019
	その他利益剰余金	87,899
	（うち当期純損失）	(11,804)
	負債・純資産合計	192,772

第39期決算公告　令和７年７月23日

大阪府堺市堺区築港八幡町１番65
阪和流通センター大阪株式会社
代表取締役　大林　伸司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,171,032
	固定資産	244,268
	合計	1,415,299
負債及び純資産の部	流動負債	199,813
	（うち賞与引当金）	(23,750)
	固定負債	—
	株主資本	1,215,486
	資本金	100,000
	資本剰余金	394,749
	資本準備金	394,749
	利益剰余金	720,737
	その他利益剰余金	720,737
	（うち当期純利益）	(32,563)
	合計	1,415,299

第53期決算公告　令和７年６月27日

大阪市中央区本町二丁目５－７
内外構造株式会社
代表取締役社長　杉江　功

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,053,399
	固定資産	190,952
	合計	3,244,351
負債及び純資産の部	流動負債	625,408
	固定負債	117,733
	株主資本	2,501,210
	資本金	21,000
	利益剰余金	2,496,860
	利益準備金	5,250
	その他利益剰余金	2,491,610
	（うち当期純利益）	(83,308)
	自己株式	△ 16,650
	合計	3,244,351

第41期決算公告　令和７年６月27日

大阪市西区西本町一丁目３番10号
株式会社ハイウエイ管制
代表取締役社長　谷口　信彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,301,102
	固定資産	369,357
	合計	2,670,459
負債及び純資産の部	流動負債	635,168
	固定負債	346,780
	株主資本	1,688,511
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,680,511
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,670,511
	（うち当期純利益）	(138,526)
	自己株式	△ 32,000
	合計	2,670,459

第９期決算公告　令和７年６月17日

大阪府茨木市下穂積１丁目１番２号
日東ひまわり茨木株式会社
代表取締役　大出　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	126,664
	固定資産	3,589
	合計	130,252
負債及び純資産の部	流動負債	23,215
	（うち賞与引当金）	(8,316)
	固定負債	9,431
	（うち退職引当金）	(7,633)
	株主資本	97,606
	資本金	30,000
	利益剰余金	67,606
	その他利益剰余金	67,606
	（うち当期純利益）	(17,024)
	合計	130,252

第65期決算公告　令和７年６月30日

大阪府和泉市テクノステージ３丁目９番６号
セントラル自動車工業株式会社
代表取締役　上田　浩史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	264
	固定資産	295
	合計	559
負債及び純資産の部	流動負債	93
	固定負債	146
	株主資本	320
	資本金	50
	資本剰余金	8
	利益剰余金	265
	（うち当期純利益）	(63)
	自己株式	△ 3
	合計	559

第57期決算公告

2025年６月23日
大阪市西区九条南１丁目２番20号
住生物産株式会社
代表取締役社長　大谷　洋司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,360,565
	固定資産	36,971
	合計	1,397,536
負債及び純資産の部	流動負債	437,065
	固定負債	26,312
	株主資本	934,159
	資本金	10,000
	利益剰余金	924,159
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	921,659
	（うち当期純利益）	(30,221)
	合計	1,397,536

第45期決算公告　令和７年７月23日

大阪府大阪市東淀川区東中島１丁目20番12号
株式会社京都きもの学院
代表取締役　河端　義彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,112
	固定資産	78
	資産合計	1,190
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	41
	負債合計	106
	株主資本	1,084
	資本金	10
	利益剰余金	1,074
	その他利益剰余金	1,074
	（うち当期純損失）	(22)
	純資産合計	1,084
	負債・純資産合計	1,190

第35期決算公告

令和７年７月23日
大阪市中央区北久宝寺町四丁目４番７号
株式会社出雲テック
代表取締役　山村　恭司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,305,376
	固定資産	36,702
	合計	3,342,079
負債及び純資産の部	流動負債	2,533,881
	（うち賞与引当金）	(20,010)
	株主資本	808,197
	資本金	20,000
	利益剰余金	788,197
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	783,197
	（うち当期純利益）	(111,094)
	合計	3,342,079

第31期決算公告

令和７年６月24日
大阪府摂津市鳥飼中３丁目９番36号
株式会社共立食品
代表取締役　川本　健次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	675,162
	固定資産	277,529
	資産合計	952,691
負純資債及産のび部	流動負債	191,341
	固定負債	6,628
	株主資本	754,723
	資本金	10,000
	利益剰余金	744,723
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	742,223
	（うち当期純利益）	(61,527)
	負債・純資産合計	952,691

第２期決算公告

令和７年６月23日
大阪府泉佐野市りんくう往来南３番地７
トラベルリテール関西株式会社
代表取締役　岸　　元章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,068,659
	固定資産	1,083,787
	繰延資産	2,263
	資産合計	3,154,709
負純資債及産のび部	流動負債	1,667,782
	固定負債	1,381,689
	負債合計	3,049,471
	株主資本	105,237
	資本金	10,000
	利益剰余金	95,237
	その他利益剰余金	95,237
	（うち当期純利益）	(117,014)
	純資産合計	105,238
	負債・純資産合計	3,154,709

第18期決算公告

令和７年７月23日
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
株式会社クラフトマン
代表取締役　村田　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,124
	固定資産	—
	資産合計	9,124
負純資債及産のび部	流動負債	139
	固定負債	—
	負債合計	139
	株主資本	8,985
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,985
	その他利益剰余金	7,985
	（うち当期純利益）	(33)
	純資産合計	8,985
	負債・純資産合計	9,124

第27期決算公告

令和６年６月26日
鳥取県鳥取市五反田町３番地
日本海三菱自動車販売株式会社
取締役社長　前場　秀幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	480,152
	固定資産	285,160
	資産合計	765,312
負純資債及産のび部	流動負債	395,253
	賞与引当金	3,477
	固定負債	93,797
	役員退職慰労引当金	8,751
	株主資本	276,262
	資本金	70,000
	資本剰余金	230,000
	利益剰余金	△23,738
	その他利益剰余金	△23,738
	（うち当期純損失）	(21,338)
	負債・純資産合計	765,312

第20期決算公告

2025年７月23日
鳥取県米子市吉岡373番地
米子王子サポート株式会社
代表取締役社長　山本　芳弘

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	394,621
	固定資産	65,163
	合計	459,784
負純資債及産のび部	流動負債	137,148
	固定負債	157,896
	株主資本	164,740
	資本金	10,000
	利益剰余金	154,740
	（うち当期純利益）	(2,482)
	合計	459,784

第60期決算公告

令和７年５月20日
大阪府東大阪市楠根３丁目５番14号
野添産業株式会社
代表取締役　野添　智子

貸借対照表の要旨（令和７年３月15日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,112,791
	固定資産	1,661,744
	繰延資産	497
	合計	5,775,032
負純資債及産のび部	流動負債	825,903
	固定負債	859,925
	株主資本	4,089,204
	資本金	30,000
	利益剰余金	4,059,204
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	4,051,704
	（うち当期純利益）	(522,511)
	合計	5,775,032

第52期決算公告

令和７年７月23日
岡山県高梁市成羽町下日名159番地
クロカワ工業株式会社
代表取締役　黒川健一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	175
	固定資産	68
	合計	244
負純資債及産のび部	流動負債	46
	固定負債	45
	株主資本	152
	資本金	20
	利益剰余金	132
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	128
	（うち当期純利益）	(40)
	合計	244

第104期決算公告

令和７年７月23日
岡山県高梁市川上町領家381番地の１
備北バス株式会社
代表取締役　政森　　毅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	446,446
	固定資産	443,076
	繰延資産	0
	合計	889,522
負純資債及産のび部	流動負債	370,503
	固定負債	487,586
	株主資本	31,431
	資本金	32,000
	利益剰余金	1,577
	利益準備金	8,395
	その他利益剰余金	△6,817
	（うち当期純利益）	(1,953)
	自己株式	△2,145
	合計	889,522

第61期決算公告

令和７年７月23日
島根県松江市白潟本町71番地
松栄株式会社
代表取締役　山門　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	370
	固定資産	2,781
	合計	3,152
負純資債及産のび部	流動負債	687
	固定負債	269
	株主資本	1,752
	資本金	10
	利益剰余金	1,743
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,741
	（うち当期純利益）	(20)
	自己株式	△1
	評価・換算差額等	443
	合計	3,152

第50期決算公告

令和７年７月23日
広島県三次市青河町10601番地
全農広島鶏卵株式会社
代表取締役社長　豊田　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	895,919
	固定資産	448,698
	合計	1,344,617
負純資債及産のび部	流動負債	967,479
	賞与引当金	5,437
	固定負債	41,106
	退職給与引当金	34,522
	株主資本	336,032
	資本金	90,000
	利益剰余金	246,032
	利益準備金	4,470
	その他利益剰余金	241,562
	（うち当期純利益）	(113,253)
	合計	1,344,617

第26期決算公告

令和７年７月23日
広島県三次市四拾貫町758番地１
株式会社全農アグリサポート広島
代表取締役　山下　　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	387,384
	固定資産	47,899
	合計	435,283
負純資債及産のび部	流動負債	173,028
	賞与引当金	6,271
	固定負債	33,729
	退職給与引当金	29,670
	株主資本	228,525
	資本金	84,008
	利益剰余金	144,517
	利益準備金	1,072
	その他利益剰余金	143,445
	（うち当期純利益）	(9,245)
	合計	435,283

第32期決算公告

令和７年７月23日
岡山県高梁市成羽町下日名158番地
株式会社あかつき
代表取締役　黒川健一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11
	固定資産	131
	合計	143
負純資債及産のび部	流動負債	19
	固定負債	95
	株主資本	28
	資本金	3
	利益剰余金	25
	その他利益剰余金	25
	（うち当期純利益）	(5)
	合計	143

第119期決算公告

令和７年７月23日
山口県山口市小郡下郷945番地２
山口トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長　齋藤　宗房

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,220,297
	固定資産	6,078,553
	合計	17,298,850
負純資産及のび部	流動負債	8,151,247
	固定負債	818,958
	株主資本	7,759,917
	資本金	40,950
	利益剰余金	7,729,130
	利益準備金	10,237
	その他利益剰余金	7,718,893
	(うち当期純利益)	(701,432)
	自己株式	△10,162
	評価・換算差額等	568,727
	合計	17,298,850

第16期決算公告

令和７年７月23日
広島県三次市十日市東三丁目14番25号
株式会社暮らしサポートみよし
代表取締役社長　福永　清三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	124,940
	固定資産	519
	合計	125,459
負純資産及のび部	流動負債	28,394
	賞与引当金	11,791
	固定負債	7,193
	役員退職慰労引当金	7,193
	株主資本	89,872
	資本金	30,000
	利益剰余金	59,872
	その他利益剰余金	59,872
	(うち当期純利益)	(1,534)
	合計	125,459

第73期決算公告

令和７年６月25日
広島市西区商工センター五丁目７番５号
リヨーコクシヨウジ株式会社
代表取締役社長　佐々木優輔

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,864,686
	固定資産	130,508
	合計	1,995,194
負純資産及のび部	流動負債	609,045
	固定負債	100,000
	株主資本	1,292,617
	資本金	21,500
	利益剰余金	1,366,384
	利益準備金	5,375
	その他利益剰余金	1,361,009
	(うち当期純利益)	(79,707)
	自己株式	△ 95,267
	評価・換算差額等	△ 6,469
	合計	1,995,194

第34期決算公告

2025年５月23日
愛媛県松山市一番町三丁目２番地１
ホテルアンドリゾートサービス株式会社
代表取締役社長　鶴岡　憲治

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,723
	固定資産	4,166
	合計	42,890
負純資産及のび部	流動負債	4,981
	固定負債	9,069
	株主資本	28,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,839
	その他利益剰余金	18,839
	(うち当期純利益)	(626)
	合計	42,890

第１期決算公告

令和７年７月23日
香川県高松市観光通二丁目２番15号
四国エンジンテクノ株式会社
代表取締役　菊川　朋広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,000
	固定資産	0
	合計	40,000
負純資産及のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	40,000
	資本金	40,000
	利益剰余金	0
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	0
	(うち当期純利益)	(0)
	合計	40,000

令和６年度決算公告

令和７年６月30日
徳島県小松島市和田島町字西浜手10番地25
徳島県協同肥料株式会社
代表取締役社長　甘利　智章

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	799,224
	固定資産	117,637
	合計	916,861
負純資産及のび部	流動負債	310,761
	固定負債	46,347
	株主資本	559,753
	資本金	30,000
	利益剰余金	529,753
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	522,253
	(うち当期純利益)	(40,610)
	合計	916,861

令和６年度決算公告

令和７年６月26日
埼玉県さいたま市南区南浦和２丁目27番15号
一般財団法人労働安全衛生管理協会
理事長　市村　友信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	109
	固定資産	142
	合計	251
負味債財及産びの正部	流動負債	9
	固定負債	40
	負債合計	49
	一般正味財産	202
	(基本財産充当額)	(10)
	(特定資産充当額)	(90)
	正味財産合計	202
	合計	251

第９期決算公告

令和７年７月23日
鹿児島市鴨池新町15番地
株式会社ＪＡサポートかごしま
代表取締役社長　大平　晃好

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	326,169
	固定資産	11,976
	合計	338,145
負純資産及のび部	流動負債	125,867
	固定負債	13,809
	株主資本	198,469
	資本金	50,000
	資本準備金	32,664
	その他資本準備金	32,664
	利益剰余金	115,805
	繰越利益剰余金	115,805
	(うち当期純利益)	(24,042)
	合計	338,145

第43期決算公告

令和７年６月27日
大分県大分市青崎一丁目５番24号
アオイ工業株式会社
代表取締役社長　屋宜　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	163,796
	固定資産	19,991
	合計	183,787
負純資産及のび部	流動負債	88,732
	固定負債	31,389
	株主資本	63,666
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,666
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	51,166
	(うち当期純利益)	(10,841)
	合計	183,787

令和６年度決算公告

令和７年７月23日
大阪市港区田中三丁目１番20号
大阪プール内
一般財団法人大阪水泳協会
会長　酒井　勝敬

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	150,272
	固定資産	163,973
	合計	314,246
負味債財及産びの正部	流動負債	8,961
	固定負債	47,305
	負債合計	56,267
	指定正味財産	100,000
	(基本財産充当額)	(100,000)
	一般正味財産	157,978
	正味財産合計	257,978
	合計	314,246

第14期決算公告

令和７年７月23日
名古屋市中村区亀島二丁目14番10号
公益財団法人生田奨学財団
代表理事　森部　克明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,770
	固定資産	531,280
	基本財産	11,666
	特定資産	518,000
	その他固定資産	1,613
	合計	546,051
負味債財及産びの正部	流動負債	30
	一般正味財産	546,020
	(基本財産充当額)	(11,666)
	(特定資産充当額)	(518,000)
	合計	546,051

2024年度決算公告

2025年６月27日
東京都千代田区内幸町二丁目２番３号
日比谷国際ビル７Ｆ
一般財団法人日本航空機開発協会
理事長　泉澤　清次

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,063,507
	固定資産	7,639,947
	合計	30,703,454
負味債財及産びの正部	流動負債	24,055,752
	固定負債	6,582,453
	負債合計	30,638,205
	指定正味財産	10,000
	一般正味財産	55,249
	正味財産合計	65,249
	合計	30,703,454

第10期決算公告　令和７年６月13日

秋田県大館市釈迦内字野崎86番地

株式会社バイテックファーム大館

代表取締役社長　藤井　　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,972
	固定資産	50
	資産合計	6,022
負純資産及のび部	流動負債	355,845
	株主資本	△349,822
	資本金	20,000
	利益剰余金	△369,822
	その他利益剰余金	△369,822
	（うち当期純損失）	(11,595)
	負債・純資産合計	6,022

第31期決算公告

令和７年７月23日

北海道札幌市豊平区平岸二条六丁目１―14三慶ビル４Ｆ

株式会社トライシス

代表取締役　加藤　　潔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,364
	固定資産	2,248
	合計	47,612
負純資産及のび部	流動負債	11,997
	固定負債	30,000
	株主資本	5,615
	資本金	15,000
	利益剰余金	△9,385
	その他利益剰余金	△9,385
	（うち当期純利益）	(971)
	合計	47,612

第５期決算公告

令和７年６月13日

北海道札幌市北区篠路４条９丁目12―10

シナジートランスポート株式会社

代表取締役　根本　和典

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	136
	固定資産	57
	資産合計	193
負純資産及のび部	流動負債	38
	固定負債	57
	株主資本	97
	資本金	30
	利益剰余金	67
	その他利益剰余金	67
	（うち当期純利益）	(37)
	負債・純資産合計	193

第２期決算公告　令和７年６月26日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号

エレクトロフューチャーズ株式会社

代表取締役　新崎　　努

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	53
	固定資産	7,095
	繰延資産	12
	合計	7,160
負純資産及のび部	流動負債	7,307
	固定負債	0
	株主資本	△147
	資本金	5
	利益剰余金	△152
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△152
	（うち当期純損失）	(49)
	合計	7,160

第35期決算公告

令和７年７月23日

埼玉県比企郡川島町八幡六丁目９番

シチズン物流サービス株式会社

代表取締役社長　髙橋　博昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	136,911
	固定資産	43,144
	資産合計	180,055
負純資産及のび部	流動負債	51,392
	固定負債	60,361
	株主資本	68,302
	資本金	20,000
	利益剰余金	48,302
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	43,302
	（うち当期純利益）	(7,650)
	負債・純資産合計	180,055

第８期決算公告　令和７年６月13日

秋田県鹿角市十和田末広字下屋布１番10

株式会社バイテックファーム鹿角

代表取締役社長　藤井　　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,786
	固定資産	1,018
	資産合計	80,805
負純資産及のび部	流動負債	1,021,129
	賞与引当金	996
	その他	1,020,133
	固定負債	16,853
	修繕引当金	16,853
	株主資本	△957,178
	資本金	20,000
	利益剰余金	△977,178
	その他利益剰余金	△977,178
	（うち当期純利益）	(26,749)
	負債・純資産合計	80,805

第５期決算公告　令和７年７月23日

東京都港区南青山一丁目24番３号

東京先端技術研究所株式会社

代表取締役　坂田　　大

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	199,991
	固定資産	19,001
	合計	218,993
負純資産及のび部	流動負債	9,257
	賞与引当金	3,630
	その他	5,627
	株主資本	209,736
	資本金	251,500
	資本剰余金	251,500
	資本準備金	251,500
	利益剰余金	△293,264
	その他利益剰余金	△293,264
	（うち当期純損失）	(159,033)
	合計	218,993

第16期決算公告　令和７年７月23日

東京都中野区本町２―54―11

株式会社レオパレス・スマイル

代表取締役社長　阿部　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,071
	固定資産	27,217
	資産合計	117,289
負純資産及のび部	流動負債	79,149
	固定負債	2,070
	負債合計	81,218
	株主資本	36,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,070
	その他利益剰余金	26,070
	（うち当期純利益）	(29,200)
	純資産合計	36,070
	負債・純資産合計	117,289

第68期決算公告

令和７年７月23日

東京都港区赤坂一丁目８番１号

番町会館株式会社

代表取締役　髙井　　仁

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,036,639
	固定資産	787,925
	合計	1,824,564
負純資産及のび部	流動負債	34,963
	固定負債	268,124
	株主資本	1,521,476
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,511,476
	（うち当期純利益）	(104,507)
	合計	1,824,564

第26期決算公告　令和７年６月23日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目８番３号

セントスタッフ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	752,370
	固定資産	160,282
	資産合計	912,652
負純資産及のび部	流動負債	340,704
	（賞与引当金）	(24,184)
	固定負債	13,239
	退職給付引当金	13,239
	株主資本	558,709
	資本金	58,990
	資本剰余金	38,990
	資本準備金	38,990
	利益剰余金	460,729
	利益準備金	537
	（うち当期純損失）	(6,109)
	負債・純資産合計	912,652

第64期決算公告　令和７年７月23日

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号

株式会社水機テクノス

代表取締役　原　　毅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,385,355
	固定資産	476,329
	合計	4,861,684
負純資産及のび部	流動負債	2,669,744
	固定負債	434,951
	株主資本	1,756,989
	資本金	80,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,666,989
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,646,989
	（うち当期純利益）	(398,227)
	合計	4,861,684

第４期決算公告

令和７年７月23日

東京都千代田区丸の内二丁目３番１号

エム・シー・セールスアシスト株式会社

代表取締役　増田　英弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,558
	固定資産	2,043
	資産合計	37,601
負純資産及のび部	流動負債	14,858
	株主資本	22,743
	資本金	14,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	2,743
	その他利益剰余金	2,743
	（うち当期純利益）	(2,743)
	負債・純資産合計	37,601

第17期決算公告　令和７年７月23日
東京都港区海岸三丁目２番12号
株式会社コーヒーハンターズ
代表取締役　川島　良彰
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,386
	固定資産	0
	資産合計	7,386
負債及び純資産の部	流動負債	44,064
	固定負債	52,000
	株主資本	△88,677
	資本金	45,000
	資本剰余金	337,634
	資本準備金	45,000
	その他資本剰余金	292,634
	利益剰余金	△471,312
	その他利益剰余金	△471,312
	（うち当期純損失）	(466,340)
	負債・純資産合計	7,386

第19期決算公告　令和７年６月25日
東京都千代田区平河町二丁目４番12号
カシオマーケティングアドバンス株式会社
代表取締役社長　奥田　晃一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,707,529
	固定資産	351,891
	合計	3,059,420
負債及び純資産の部	流動負債	1,310,887
	固定負債	153,455
	株主資本	1,595,078
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	1,295,078
	利益準備金	37,874
	その他利益剰余金	1,257,204
	（うち当期純利益）	(434,189)
	合計	3,059,420

第15期決算公告　令和７年６月20日
東京都中央区八丁堀三丁目22番11号
八丁堀千島ビル４階
株式会社ＤＴＳパレット
代表取締役　神田　誠
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	112,388
	固定資産	38,785
	資産合計	151,174
負債及び純資産の部	流動負債	56,213
	（賞与引当金）	(10,964)
	固定負債	10,645
	株主資本	84,315
	資本金	30,000
	利益剰余金	54,315
	その他利益剰余金	54,315
	（うち当期純利益）	(9,758)
	負債・純資産合計	151,174

第43期決算公告
令和７年６月26日
東京都千代田区内幸町２丁目２番２号
株式会社大崎総合研究所
代表取締役　野澤剛二郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,689,444
	固定資産	14,861
	合計	1,704,305
負債及び純資産の部	流動負債	38,871
	固定負債	37,806
	株主資本	1,627,628
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,617,628
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,615,128
	（うち当期純利益）	(11,751)
	合計	1,704,305

第12期決算公告
令和７年７月23日
東京都台東区台東１―24―９
ブライト秋葉原２Ｆ
丸友商事株式会社
代表取締役　牟　存亮
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	631,171
	固定資産	44,226
	資産合計	675,397
負債及び純資産の部	流動負債	390,302
	固定負債	222,202
	株主資本	62,893
	資本金	50,000
	利益剰余金	12,893
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	12,893
	（うち当期純利益）	(17,748)
	負債・純資産合計	675,397

第１期決算公告　令和７年６月23日
東京都千代田区大手町一丁目５番５号
株式会社みずほポシェット
代表取締役　小原　綾子
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	209,110
	固定資産	197,177
	資産合計	406,287
負債及び純資産の部	流動負債	25,306
	負債合計	25,306
	株主資本	380,980
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△19,019
	その他利益剰余金	△19,019
	（うち当期純損失）	(19,019)
	純資産合計	380,980
	負債・純資産合計	406,287

第56期決算公告　令和７年６月24日
東京都江東区深川一丁目６番29号
瀝青輸送株式会社
代表取締役　結城　賢進
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	117
	固定資産	31
	資産合計	148
負債及び純資産の部	流動負債	19
	固定負債	12
	退職給付引当金	12
	株主資本	117
	資本金	20
	利益剰余金	109
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	100
	（うち当期純利益）	(12)
	自己株式	△12
	負債・純資産合計	148

第30期決算公告　令和７年７月23日
東京都港区芝大門二丁目５番５号
メディカルデータベース株式会社
代表取締役社長　森井　俊秀
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,307,406
	固定資産	619,048
	資産合計	1,926,455
負債及び純資産の部	流動負債	747,841
	固定負債	2,323
	株主資本	1,176,291
	資本金	40,000
	資本剰余金	27,654
	その他資本剰余金	27,654
	利益剰余金	1,108,637
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,098,637
	（うち当期純利益）	(62,225)
	負債・純資産合計	1,926,455

第２期決算公告
令和７年６月18日
東京都港区赤坂三丁目３番３号
三井物産ファーストワンマイル株式会社
代表取締役　眞澤　暢宏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	103
	固定資産	4
	資産合計	107
負債及び純資産の部	流動負債	53
	株主資本	55
	資本金	100
	利益剰余金	△45
	その他利益剰余金	△45
	（うち当期純損失）	(23)
	負債・純資産合計	107

第26期決算公告
令和７年６月27日
東京都千代田区大手町１丁目４番２号
マリックス株式会社
代表取締役　朔　元昭
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,166
	固定資産	720
	合計	57,886
負債及び純資産の部	流動負債	40,363
	固定負債	―
	株主資本	17,523
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,523
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,023
	（うち当期純利益）	(4,795)
	合計	57,886

第24期決算公告
令和７年７月23日
東京都千代田区内幸町二丁目１番１号
株式会社双日総合研究所
代表取締役社長　吾妻　浩二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	231,173
	固定資産	26,241
	合計	257,415
負債及び純資産の部	流動負債	100,431
	固定負債	15,479
	株主資本	141,504
	資本金	41,250
	資本剰余金	41,250
	資本準備金	41,250
	利益剰余金	59,004
	その他利益剰余金	59,004
	（うち当期純利益）	(48,796)
	合計	257,415

第15期決算公告
令和７年７月23日
東京都渋谷区道玄坂一丁目18番３号
株式会社ジョイワークス
代表取締役　今井　浩巳
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	301,485
	固定資産	29,345
	資産合計	330,830
負債及び純資産の部	流動負債	96,682
	株主資本	234,149
	資本金	30,000
	利益剰余金	204,149
	その他利益剰余金	204,149
	（うち当期純利益）	(5,568)
	負債・純資産合計	330,830

第７期決算公告　令和７年７月23日
東京都品川区東品川１丁目39番20号
シナネンモビリティＰＬＵＳ株式会社
代表取締役　菅原　健
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	390,472
	固定資産	605,468
	資産合計	**995,941**
負純資債及産のび部	流動負債	742,585
	賞与引当金	7,665
	固定負債	804,494
	株主資本	△551,138
	資本金	30,000
	資本剰余金	354,035
	その他資本剰余金	354,035
	利益剰余金	△935,173
	その他利益剰余金	△935,173
	（うち当期純利益）	(17,200)
	負債・純資産合計	**995,941**

第６期決算公告　令和７年６月27日
東京都文京区本駒込二丁目28番８号
バイオニアスマートセンシング
イノベーションズ株式会社
代表取締役　佐藤恭太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,514
	固定資産	—
	資産合計	**1,514**
負純資債及産のび部	流動負債	5,761,173
	固定負債	—
	株主資本	△5,759,659
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△5,959,659
	その他利益剰余金	△5,959,659
	（うち当期純損失）	(122,348)
	負債・純資産合計	**1,514**

第67期決算公告　令和７年６月17日
東京都新宿区東五軒町３番25号
株式会社ウォーターエージェンシー
代表取締役社長　榊原　秀明
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,652
	固定資産	3,608
	資産合計	**31,260**
負純資債及産のび部	流動負債	11,558
	固定負債	6,406
	退職給付引当金	6,406
	株主資本	13,296
	資本金	200
	利益剰余金	13,096
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	13,046
	（うち当期純利益）	(3,610)
	負債・純資産合計	**31,260**

第37期決算公告
令和７年７月23日
東京都品川区東品川二丁目２番43号
株式会社ＧＳＴＶ
代表取締役　今橋　徹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,887,936
	固定資産	1,941,888
	合計	**9,829,824**
負純資債及産のび部	流動負債	4,460,947
	（ポイント引当金）	(153,597)
	固定負債	1,334,120
	株主資本	4,034,756
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,396,793
	利益剰余金	2,537,962
	その他利益剰余金	2,537,962
	（うち当期純損失）	(359,580)
	合計	**9,829,824**

第７期決算公告　令和７年６月26日
東京都港区港南二丁目10番９号
株式会社レスターデバイス
代表取締役社長　中村　総一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,970,269
	固定資産	58,080
	資産合計	**4,028,350**
負純資債及産のび部	流動負債	3,788,488
	賞与引当金	13,047
	固定負債	11,501
	退職給付引当金	11,501
	株主資本	228,360
	資本金	301,000
	利益剰余金	△72,639
	その他利益剰余金	△72,639
	（うち当期純損失）	(90,424)
	負債・純資産合計	**4,028,350**

第５期決算公告　令和７年６月25日
東京都港区港南二丁目10番９号
株式会社レスターソリューションサポート
代表取締役社長　片山　淳
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	172,667
	固定資産	16,642
	資産合計	**189,308**
負純資債及産のび部	流動負債	95,637
	賞与引当金	12,389
	固定負債	12,644
	退職給付引当金	12,644
	株主資本	81,027
	資本金	51,000
	利益剰余金	30,027
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	28,527
	（うち当期純利益）	(37,563)
	負債・純資産合計	**189,308**

第27期決算公告
令和７年７月23日
東京都港区六本木一丁目６番１号
株式会社ビーエムエンタープライズ
代表取締役　舛井　正俊
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,827
	合計	**10,827**
負純資債及産のび部	流動負債	70
	株主資本	10,757
	資本金	10,000
	利益剰余金	757
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△1,742
	（うち当期純損失）	(324)
	合計	**10,827**

第16期決算公告　令和７年６月27日
東京都千代田区大手町一丁目９番２号
ＤＢＪリアルエステート株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,500
	固定資産	62,682
	資産合計	**71,182**
負純資債及産のび部	流動負債	1,216
	賞与引当金	2
	固定負債	9,761
	株主資本	60,203
	資本金	80
	資本剰余金	55,969
	資本準備金	28,024
	その他資本剰余金	27,944
	利益剰余金	4,154
	その他利益剰余金	4,154
	（うち当期純利益）	(884)
	負債・純資産合計	**71,182**

第５期決算公告
令和７年７月23日
東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
富士通ベンチャーズ株式会社
代表取締役　矢島　英明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,222
	固定資産	6,671
	資産合計	**50,893**
負純資債及産のび部	流動負債	1,146
	株主資本	49,747
	資本金	50,000
	利益剰余金	△253
	利益準備金	239
	その他利益剰余金	△492
	（うち当期純損失）	(492)
	負債・純資産合計	**50,893**

第３期決算公告　2025年７月23日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
ＳＢＩ辻・本郷Ｍ＆Ａ株式会社
代表取締役　小林　堅悟
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	359
	固定資産	152
	繰延資産	0
	資産合計	**511**
負純資債及産のび部	流動負債	367
	固定負債	33
	株主資本	111
	資本金	50
	資本剰余金	39
	その他資本剰余金	39
	利益剰余金	21
	その他利益剰余金	21
	（うち当期純損失）	(△4)
	負債・純資産合計	**511**

第２期決算公告　令和７年６月25日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
株式会社ＧＸコンシェルジュ
代表取締役　栗林　亘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	433,185
	固定資産	540
	繰延資産	3,056
	資産合計	**436,781**
負純資債及産のび部	流動負債	100,752
	株主資本	336,029
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△63,971
	その他利益剰余金	△63,971
	（うち当期純損失）	(63,359)
	負債・純資産合計	**436,781**

第29期決算公告　令和７年６月26日
東京都品川区東五反田一丁目７番６号
デジコン株式会社
代表取締役　山本　善宣
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,915
	固定資産	61,284
	資産合計	**185,199**
負純資債及産のび部	流動負債	52,305
	（賞与引当金）	(10,350)
	固定負債	37,490
	（退職給付引当金）	(900)
	株主資本	95,404
	資本金	30,000
	利益剰余金	65,404
	その他利益剰余金	65,404
	（うち当期純損失）	(56,817)
	負債・純資産合計	**185,199**

第10期決算公告　2025年６月27日
東京都港区浜松町一丁目18番16号
住友浜松町ビル
株式会社ＣＢパートナーズ
代表取締役　齊藤　章平
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	105,826
	固定資産	12,824
	合計	118,650
負債及び純資産の部	流動負債	92,828
	(賞与引当金)	(14,625)
	固定負債	1,176
	株主資本	24,645
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,645
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	12,145
	(うち当期純利益)	(762)
	合計	118,650

第10期決算公告　2025年６月27日
東京都港区浜松町一丁目18番16号
住友浜松町ビル
株式会社ＣＢコンサルティング
代表取締役　金城　和樹
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	259,814
	固定資産	63,551
	合計	323,366
負債及び純資産の部	流動負債	312,912
	(賞与引当金)	(30,374)
	株主資本	10,454
	資本金	10,000
	資本剰余金	39,600
	その他資本剰余金	39,600
	利益剰余金	△39,145
	その他利益剰余金	△39,145
	(うち当期純利益)	(62,856)
	合計	323,366

第12期決算公告　令和７年６月24日
東京都港区新橋四丁目５番１号
株式会社ＭＩＬＥＳ
代表取締役社長　田中　茂保
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	229
	固定資産	6
	資産合計	235
負債及び純資産の部	流動負債	118
	負債合計	118
	株主資本	117
	資本金	50
	利益剰余金	67
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	54
	(うち当期純利益)	(24)
	純資産合計	117
	負債・純資産合計	235

第７期決算公告　令和７年７月23日
東京都中央区銀座五丁目15番１号
ＪＰライネックス南海パーセル株式会社
代表取締役　瀧本　哲也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	311,980
	固定資産	10,107
	合計	322,088
負債及び純資産の部	流動負債	110,383
	固定負債	1,051
	株主資本	210,653
	資本金	145,450
	資本剰余金	45,450
	資本準備金	45,450
	利益剰余金	19,753
	その他利益剰余金	19,753
	(うち当期純利益)	(9,252)
	合計	322,088

第８期決算公告　2025年６月27日
東京都港区浜松町一丁目18番16号
住友浜松町ビル
株式会社ＣＢメディカル
代表取締役　廣渡　弘美
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	140,171
	固定資産	512,389
	合計	652,560
負債及び純資産の部	流動負債	27,956
	(賞与引当金)	(5,357)
	固定負債	502,065
	株主資本	122,539
	資本金	50,000
	利益剰余金	72,539
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	60,039
	(うち当期純利益)	(13,281)
	合計	652,560

第４期決算公告　2025年６月27日
東京都港区浜松町一丁目18番16号
住友浜松町ビル
株式会社ＣＢリサーチ
代表取締役　鎮目　努
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	141,027
	合計	141,027
負債及び純資産の部	流動負債	97,326
	(賞与引当金)	(15,638)
	固定負債	136
	株主資本	43,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,564
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	31,564
	(うち当期純損失)	(25,359)
	合計	141,027

第26期決算公告　令和７年５月20日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番11号
カクタス飯田橋ビル10階
Ｃ２Ｓ　ＣＲＥＡＴＩＶＥ株式会社
代表取締役　森　文彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	349,758
	固定資産	8,839
	資産合計	358,597
負債及び純資産の部	流動負債	118,094
	固定負債	120,000
	株主資本	120,503
	資本金	50,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△79,496
	その他利益剰余金	△79,496
	(うち当期純利益)	(21,425)
	負債・純資産合計	358,597

第10期決算公告　令和７年７月23日
東京都千代田区内神田二丁目３番４号
Ｓ－ＧＡＴＥ大手町北
株式会社ＭＢＫデジタル
代表取締役　芹澤　新
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	197,816
	固定資産	128,896
	資産合計	326,713
負債及び純資産の部	流動負債	180,818
	賞与引当金	7,269
	固定負債	14,630
	株主資本	131,263
	資本金	110,322
	利益剰余金	△20,941
	その他利益剰余金	△20,941
	(うち当期純利益)	(44,895)
	負債・純資産合計	326,713

第58期決算公告
令和７年６月13日
東京都品川区東品川一丁目39番20号
太陽光サポートセンター株式会社
代表取締役社長　林　雄一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	192
	固定資産	1,647
	資産合計	1,839
負債及び純資産の部	流動負債	175
	固定負債	1,464
	株主資本	199
	資本金	10
	利益剰余金	189
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	186
	(うち当期純利益)	(35)
	負債・純資産合計	1,839

第９期決算公告　令和７年６月30日
東京都千代田区富士見２丁目13番３号
株式会社クールジャパントラベル
代表取締役社長　西澤　元晴
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,108
	固定資産	15,445
	資産合計	48,553
負債及び純資産の部	流動負債	46,953
	株主資本	1,600
	資本金	88,000
	資本剰余金	72,000
	資本準備金	72,000
	利益剰余金	△158,399
	その他利益剰余金	△158,399
	(うち当期純損失)	(75,664)
	負債・純資産合計	48,553

第２期決算公告
令和７年７月23日
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
Celss　Technologies株式会社
代表取締役　小正　瑞季
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,762
	固定資産	2,884
	繰延資産	305
	合計	12,952
負債及び純資産の部	流動負債	12,343
	株主資本	608
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,391
	その他利益剰余金	△2,391
	(うち当期純損失)	(2,323)
	合計	12,952

第11期決算公告　令和７年６月12日
東京都渋谷区渋谷１－10－９
ゴウリカマーケティング株式会社
代表取締役　岡本　賢祐
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,351,672
	固定資産	144,725
	資産合計	1,496,398
負債及び純資産の部	流動負債	724,006
	固定負債	376,997
	株主資本	395,394
	資本金	100,000
	資本剰余金	813,109
	利益剰余金	△517,714
	利益準備金	2,900
	その他利益剰余金	△520,614
	(うち当期純損失)	(260,261)
	負債・純資産合計	1,496,398

第 56 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
新潟県三条市柳川新田922番地
新潟関包スチール株式会社
代表取締役　谷本　豊治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,087,900
	固定資産	504,341
	合計	1,592,241
負純資産及のび部	流動負債	1,000,023
	固定負債	245,102
	株主資本	347,116
	資本金	40,000
	利益剰余金	307,116
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	297,116
	（うち当期純利益）	(33,093)
	合計	1,592,241

第 18 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目５番７号
ジィジィゲンスタッフ株式会社
代表取締役　小室　直明

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	87
	固定資産	15
	合計	103
負純資産及のび部	流動負債	36
	固定負債	41
	株主資本	25
	資本金	10
	利益剰余金	15
	その他利益剰余金	15
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	103

第 11 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
東京都江戸川区松島１―10―10―407
Birla Carbon Japan株式会社
代表取締役
ジェフリー・スコット・ハンソン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,805,330
	固定資産	488,328
	合計	10,293,658
負純資産及のび部	流動負債	1,922,727
	固定負債	―
	株主資本	8,370,931
	資本金	1
	利益剰余金	8,370,930
	その他利益剰余金	8,370,930
	（うち当期純利益）	(1,180,682)
	合計	10,293,658

第 41 期決算公告

令和７年６月25日
富山県高岡市京田621番地
富山ファースト・リース株式会社
代表取締役社長　柴田　栄文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,029,141
	固定資産	228,425
	合計	19,257,566
負純資産及のび部	流動負債	5,083,424
	固定負債	11,288,793
	株主資本	2,888,740
	資本金	40,000
	利益剰余金	3,044,218
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	3,034,218
	（うち当期純利益）	(408,752)
	自己株式	△195,478
	評価・換算差額等	△3,390
	合計	19,257,566

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月25日
新潟県三条市直江町４丁目18―18
共和工業株式会社
代表取締役　熊谷　勇介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,184
	固定資産	3,148
	合計	7,332
負純資産及のび部	流動負債	3,528
	固定負債	406
	株主資本	3,398
	資本金	95
	利益剰余金	3,303
	その他利益剰余金	3,303
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	7,332

第 36 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
新潟県新潟市東区南紫竹１丁目３番18号
にいがた舗道株式会社
代表取締役　石附　忠孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	752,753
	固定資産	35,711
	合計	788,464
負純資産及のび部	流動負債	344,216
	固定負債	31,055
	株主資本	413,193
	資本金	20,000
	利益剰余金	393,193
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	388,193
	（うち当期純利益）	(72,377)
	合計	788,464

第 4 期決算公告

令和７年６月30日
長野県小県郡長和町大門3652番地
株式会社マウント長和
代表取締役　小林　和夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,713
	固定資産	37,351
	繰延資産	481
	資産合計	152,547
負純資産及のび部	流動負債	82,059
	固定負債	74,140
	株主資本	△3,652
	資本金	44,600
	利益剰余金	△48,252
	その他利益剰余金	△48,252
	（うち当期純利益）	(37,844)
	負債・純資産合計	152,547

第 44 期決算公告

令和７年７月23日
石川県金沢市湊４丁目66番地
日産部品北陸販売株式会社
代表取締役社長　上山　裕子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,330,079
	固定資産	1,205,656
	長期繰延税金資産	30,009
	合計	4,565,744
負純資産及のび部	流動負債	1,925,716
	固定負債	264,884
	株主資本	2,375,144
	資本金	350,000
	利益剰余金	2,025,144
	利益準備金	14,899
	その他利益剰余金	2,010,245
	（うち当期純利益）	(132,879)
	合計	4,565,744

第 10 期決算公告

令和７年６月12日
石川県七尾市大津町壱八28番地１
株式会社バイテックファーム七尾
代表取締役社長　藤井　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,846
	固定資産	14,754
	資産合計	218,600
負純資産及のび部	流動負債	1,647,642
	賞与引当金	4,522
	その他	1,643,120
	固定負債	48,099
	修繕引当金	48,099
	株主資本	△1,477,141
	資本金	20,000
	利益剰余金	△1,497,141
	その他利益剰余金	△1,497,141
	（うち当期純利益）	(25,661)
	負債・純資産合計	218,600

第 2 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
千葉県流山市おおたかの森東四丁目31番地の９
株式会社ＢｏｒｄｅｒＴｅｃｈ
代表取締役　岸本　　誠

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,367	流動負債	10,423
固定資産	11,809	固定負債	18,410
繰延資産	199	株主資本	△1,456
		資本金	10,312
		資本剰余金	9,312
		資本準備金	9,312
		利益剰余金	△21,080
		その他利益剰余金	△21,080
		（うち当期純損失）	(2,839)
資産合計	27,376	負債・純資産合計	27,376

第 83 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
千葉県野田市木間ケ瀬791番地
山石金属株式会社
代表取締役社長　越智　俊一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,439	流動負債	416
固定資産	394	（賞与引当金）	(27)
		固定負債	83
		（退職給付引当金）	(82)
		株主資本	1,334
		資本金	50
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,274
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	1,262
		（うち当期純利益）	(114)
資産合計	1,833	負債・純資産合計	1,833

第 17 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

東京都港区東新橋２丁目７番３号
昭和アステック株式会社
代表取締役社長　堀江　健介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,702	流動負債	8,768
固定資産	2,835	固定負債	1,199
		株主資本	7,570
		資本金	100
		資本剰余金	1,189
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	1,164
		利益剰余金	7,768
		その他利益剰余金	7,768
		（うち当期純利益）	（1,100）
		自己株式	△1,487
資産合計	17,537	負債・純資産合計	17,537

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都千代田区大手町１－１－３
株式会社ゲッカワークス
代表取締役　大橋　茂樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	294	流動負債	27
固定資産	597	（うち役員賞与引当金）	（1）
		（うち賞与引当金）	（2）
		固定負債	670
		株主資本	194
		資本金	45
		資本剰余金	272
		資本準備金	45
		その他資本剰余金	227
		利益剰余金	△ 122
		その他利益剰余金	△ 122
		（うち当期純損失）	（122）
資産合計	892	負債・純資産合計	892

第 35 期 決 算 公 告

2025年６月27日

長野県駒ヶ根市北町20－６
株式会社信州エンタープライズ
代表取締役　中島　光孝

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	933,360	流動負債	1,251
固定資産	402,676	固定負債	520,538
		株主資本	814,247
		資本金	100,000
		資本剰余金	174,500
		資本準備金	63,200
		その他資本剰余金	111,300
		利益剰余金	539,747
		利益準備金	2,400
		その他利益剰余金	537,347
		（うち当期純利益）	（28,218）
資産合計	1,336,036	負債・純資産合計	1,336,036

第 37 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　東京都多摩市豊ヶ丘一丁目22番地
京王書籍販売株式会社
代表取締役　西前　秋幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,274,353	流動負債	1,542,860
固定資産	182,041	（その他の引当金）	（9,516）
		固定負債	196,986
		（退職給付引当金）	（183,827）
		（役員退職慰労金引当金）	（10,320）
		株主資本	△283,453
		資本金	50,000
		利益剰余金	△333,453
		その他利益剰余金	△333,453
		（うち当期純損失）	（63,561）
資産合計	1,456,394	負債・純資産合計	1,456,394

第 52 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊田ケミカルエンジニアリング株式会社
代表取締役　西郷　剛史

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,938	流動負債	1,324
固定資産	3,654	固定負債	148
有形固定資産	3,273	負債合計	1,472
無形固定資産	42	株主資本	4,120
投資その他の資産	338	資本金	310
		資本剰余金	81
		資本準備金	81
		利益剰余金	3,729
		その他利益剰余金	3,729
		（うち当期純利益）	（368）
		純資産合計	4,120
資産合計	5,593	負債・純資産合計	5,593

第 79 期 決 算 公 告

2025年６月27日

岐阜県飛騨市古川町向町二丁目10番50号
アルプス薬品工業株式会社
代表取締役　岡田　武司

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,589,713	流動負債	4,633,553
固定資産	9,289,912	固定負債	4,147,505
		株主資本	15,007,548
		資本金	97,700
		資本剰余金	7,700
		資本準備金	7,700
		利益剰余金	14,902,148
		利益準備金	22,925
		その他利益剰余金	14,879,223
		（うち当期純利益）	（1,367,426）
		評価・換算差額等	91,019
資産合計	23,879,626	負債・純資産合計	23,879,626

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月23日

大阪市北区堂島二丁目１番16号
株式会社ユウホウ
代表取締役　井上　壮一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,744,924	流動負債	932,245
固定資産	2,094,852	（うち賞与引当金）	（125,128）
		固定負債	406,198
		（うち退職給付引当金）	（381,459）
		（うち役員退職慰労引当金）	（20,736）
		株主資本	2,501,333
		資本金	410,000
		利益剰余金	2,091,333
		利益準備金	46,355
		その他利益剰余金	2,044,978
		（うち当期純利益）	（100,750）
資産合計	3,839,776	負債・純資産合計	3,839,776

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　京都府綴喜郡井手町薮尻１番地
関西パック株式会社
代表取締役　石井　弘一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,438,043	流動負債	2,173,173
固定資産	1,886,328	（内賞与引当金）	（27,354）
		固定負債	95,998
		（内退職給付引当金）	（79,758）
		株主資本	1,019,837
		資本金	225,000
		利益剰余金	794,837
		利益準備金	3,749
		その他利益剰余金	791,087
		（内当期純損失）	（5,330）
		評価・換算差額等	35,363
		その他有価証券評価差額金	35,363
資産合計	3,324,371	負債・純資産合計	3,324,371

第 75 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

大阪市淀川区宮原四丁目５番36号
株式会社護光商會
代表取締役　瀧口　真一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,702,311	流動負債	1,487,580
固定資産	75,729	固定負債	57,349
		退職給付引当金	57,349
		株主資本	1,233,111
		資本金	95,760
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	1,167,331
		利益準備金	23,920
		その他利益剰余金	1,143,411
		（うち当期純利益）	（86,222）
		自己株式	△ 30,000
資産合計	**2,778,040**	**負債・純資産合計**	**2,778,040**

第 21 期 決 算 公 告

2025年７月23日　大阪市北区堂島浜１丁目４番16号
阪神高速パトロール株式会社
代表取締役社長　森本　久也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,005,645	流動負債	587,316
固定資産	445,281	（うち賞与引当金）	（332,842）
		固定負債	241,558
		（うち退職給付引当金）	（239,711）
		株主資本	622,052
		資本金	10,000
		資本剰余金	8,219
		資本準備金	8,219
		利益剰余金	603,832
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	603,732
		（うち当期純利益）	（32,223）
資産合計	**1,450,927**	**負債・純資産合計**	**1,450,927**

第 118 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　大阪市淀川区宮原１丁目６番10号
株式会社互恵会
代表取締役　土居布加志

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,513,107	流動負債	1,040,398
固定資産	1,338,004	固定負債	3,373,000
		負債合計	**4,413,398**
		株主資本	△ 562,286
		資本金	80,000
		資本剰余金	531,077
		資本準備金	531,077
		利益剰余金	△ 1,169,411
		利益準備金	1,486
		その他利益剰余金	△ 1,170,897
		（うち当期純利益）	（17,792）
		自己株式	△ 3,951
		純資産合計	**△ 562,286**
資産合計	**3,851,111**	**負債・純資産合計**	**3,851,111**

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

大阪市中央区高麗橋四丁目２番16号
日鉄物産マテックス株式会社
代表取締役　大津　真嗣

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,331,261	流動負債	1,113,965
固定資産	167,329	固定負債	83,186
		株主資本	3,299,778
		資本金	50,000
		資本剰余金	53,751
		その他資本剰余金	53,751
		利益剰余金	3,196,027
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,183,527
		（うち当期純利益）	（88,639）
		評価・換算差額等	1,661
		繰延ヘッジ損益	1,661
資産合計	**4,498,591**	**負債・純資産合計**	**4,498,591**

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　大阪市北区中之島二丁目３番18号
株式会社カネカメディックス
代表取締役社長　笹﨑　靖裕

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	30,731,277	流動負債	13,428,558
固定資産	2,073,140	（うち賞与引当金）	（356,910）
有形固定資産	632,585	固定負債	893,152
無形固定資産	57,226	（うち退職給付引当金）	（833,459）
投資その他の資産	1,383,328	（うち役員退職慰労引当金）	（10,098）
		株主資本	18,482,706
		資本金	450,000
		利益剰余金	18,032,706
		利益準備金	112,500
		その他利益剰余金	17,920,206
		（うち当期純利益）	（5,890,668）
資産合計	**32,804,417**	**負債・純資産合計**	**32,804,417**

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　大阪市淀川区田川２丁目１番11号
ダイヘン電設機器株式会社
代表取締役　嶋本　正夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,727,198	流動負債	1,769,279
固定資産	527,921	固定負債	67,760
有形固定資産	443,753	**負債合計**	**1,837,040**
無形固定資産	25,302	株主資本	2,415,893
投資その他の資産	58,865	資本金	220,950
		利益剰余金	2,194,943
		利益準備金	55,237
		その他利益剰余金	2,139,706
		（うち当期純利益）	（749,208）
		評価・換算差額等	2,185
		その他有価証券評価差額金	2,185
		純資産合計	**2,418,079**
資産合計	**4,255,119**	**負債・純資産合計**	**4,255,119**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　広島市安佐南区緑井二丁目26番１号
西日本高速道路パトロール中国株式会社
代表取締役社長　田坂　尊仁

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	458,284	流動負債	312,018
固定資産	218,563	賞与引当金	140,167
		固定負債	167,657
		退職給付引当金	162,681
		役員退職慰労引当金	4,976
		株主資本	197,172
		資本金	20,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	107,172
		その他利益剰余金	107,172
		（うち当期純利益）	（34,694）
資産合計	**676,848**	**負債・純資産合計**	**676,848**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　広島市南区出島二丁目４番10号
株式会社全農広島直販
代表取締役社長　田城　敏

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	300,914	流動負債	73,302
固定資産	179,352	賞与引当金	3,450
		固定負債	40,536
		退職給付引当金	35,972
		役員退任引当金	3,000
		株主資本	366,428
		資本金	100,000
		資本剰余金	160,000
		資本準備金	160,000
		利益剰余金	106,428
		利益準備金	11,159
		その他利益剰余金	95,269
		（うち当期純利益）	（16,219）
資産合計	**480,266**	**負債・純資産合計**	**480,266**

第 76 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

広島市南区出島一丁目32番82号
全農アグリウエスト株式会社
代表取締役社長　仁城　明彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,288,580	流動負債	640,867
固定資産	197,905	（賞与引当金）	(6,651)
		固定負債	35,605
		（退職給付引当金）	(31,733)
		（役員退職慰労引当金）	(2,130)
		株主資本	810,012
		資本金	50,000
		利益剰余金	760,012
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	747,512
		（うち当期純利益）	(60,556)
資産合計	1,486,485	負債・純資産合計	1,486,485

第 17 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　広島県福山市東手城町二丁目10番７号
株式会社ユニオンアロー・テクノロジー
代表取締役　中村　佳広

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,767,940	流動負債	217,502
固定資産	3,657	アフターコスト引当金	3,068
		賞与引当金	9,102
		検収コスト引当金	21,238
		株主資本	1,554,096
		資本金	162,000
		資本剰余金	82,000
		資本準備金	82,000
		利益剰余金	1,310,096
		その他利益剰余金	1,310,096
		（うち当期純損失）	(7,528)
資産合計	1,771,598	負債・純資産合計	1,771,598

第 65 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

広島市東区二葉の里三丁目５番７号
ＮＥＸＣＯ西日本コンサルタンツ株式会社
代表取締役　福永　靖雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,147,472	流動負債	355,140
固定資産	253,661	固定負債	86,624
		株主資本	959,369
		資本金	70,000
		資本剰余金	120,000
		その他資本剰余金	120,000
		利益剰余金	776,092
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	758,592
		（うち当期純利益）	(89,324)
		自己株式	△ 6,722
資産合計	1,401,134	負債・純資産合計	1,401,134

第 24 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

広島市安佐南区大町東二丁目14番12号
株式会社広島クミアイ燃料
代表取締役社長　吉本　洋二

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	684,354	流動負債	281,757
固定資産	464,812	（賞与引当金）	(16,145)
		固定負債	79,541
		（退職給付引当金）	(60,162)
		（役員退職慰労引当金）	(6,750)
		株主資本	787,868
		資本金	235,000
		利益剰余金	552,868
		利益準備金	58,750
		その他利益剰余金	494,118
		（うち当期純利益）	(56,598)
資産合計	1,149,167	負債・純資産合計	1,149,167

第 96 期 決 算 公 告

2025年７月23日　愛媛県松山市三津２丁目４番23号
愛媛海運株式会社
代表取締役　西山富士弥

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	241,092	流動負債	35,378
固定資産	29,607	（賞与引当金）	(4,614)
有形固定資産	10,046	固定負債	895
無形固定資産	393	退職給付引当金	895
投資その他の資産	19,168	**負債合計**	**36,273**
		株主資本	234,426
		資本金	10,000
		利益剰余金	224,426
		利益準備金	1,950
		その他利益剰余金	222,476
		（うち当期純利益）	(9,562)
		純資産合計	**234,426**
資産合計	270,699	負債・純資産合計	270,699

第 39 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

広島県尾道市向東町14755番地
ロジスネクストハンドリングシステム株式会社
代表取締役　横山　浩之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	930,456	流動負債	626,868
固定資産	114,245	賞与引当金	89,564
		固定負債	134,943
		退職給付引当金	133,318
		株主資本	282,890
		資本金	90,000
		利益剰余金	192,890
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	170,390
		（うち当期純利益）	(55,521)
資産合計	1,044,701	負債・純資産合計	1,044,701

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　長崎県島原市高島二丁目7192番地
島原Ｇエナジー株式会社
代表取締役社長　櫻井　明秀

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	345,117	流動負債	86,763
固定資産	26,348	**負債合計**	**86,763**
		株主資本	284,750
		資本金	60,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	60,000
		利益剰余金	164,750
		その他利益剰余金	164,750
		（うち当期純利益）	(9,007)
		評価・換算差額等	△ 48
		その他有価証券評価差額金	△ 48
		純資産合計	**284,702**
資産合計	371,465	負債・純資産合計	371,465

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月24日
福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2920番地
九州製鋼株式会社
代表取締役社長　清本　邦夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,647	流動負債	3,588
固定資産	4,940	（うち賞与引当金）	(144)
		固定負債	31
		（うち役員退職慰労引当金）	(27)
		株主資本	9,968
		資本金	480
		利益剰余金	18,997
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	18,877
		（うち当期純利益）	(440)
		自己株式	△ 9,509
資産合計	13,587	負債・純資産合計	13,587

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　宮城県仙台市宮城野区銀杏町39番28号
シナネン石油株式会社
代表取締役　佐藤　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	749	流動負債	789
固定資産	112	（うち賞与引当金）	(23)
		固定負債	179
		（うち退職給付引当金）	(53)
		株主資本	△106
		資本金	98
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	△254
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	△257
		（うち当期純損失）	(75)
資産合計	862	負債・純資産合計	862

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月20日
長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷字東舞山286番地５
長崎部品株式会社
代表取締役　野中　卓美

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,097,408	流動負債	919,386
固定資産	773,475	（賞与引当金）	(60,316)
繰延資産	75,964	固定負債	264,943
		（退職給付引当金）	(264,757)
		株主資本	1,762,518
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,752,518
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,750,018
		（うち当期純利益）	(78,611)
資産合計	2,946,847	負債・純資産合計	2,946,847

第 3 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ＭＣ現法株保有目的株式会社
代表取締役　馬場　重郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	91,832	流動負債	1,038
固定資産	737	株主資本	91,557
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△8,442
		その他利益剰余金	△8,442
		（うち当期純損失）	(3,094)
		評価・換算差額等	△25
		その他有価証券評価差額金	△25
資産合計	92,570	負債・純資産合計	92,570

第 12 期 決 算 公 告

令和６年12月18日　東京都豊島区南池袋三丁目13番17号
株式会社ＦＳ．ｓｈａｋｅ
代表取締役　遠藤　勇太

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,342,649	流動負債	1,413,601
固定資産	2,504,012	賞与引当金	30,000
		固定負債	2,217,198
		資産合計	3,630,799
		株主資本	215,862
		資本金	49,000
		資本剰余金	47,499
		資本準備金	47,499
		利益剰余金	119,363
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	106,862
		（うち当期純利益）	(163,479)
		純資産合計	215,862
資産合計	3,846,661	負債・純資産合計	3,846,661

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　東京都立川市曙町２―20―５
立川ハウス工業株式会社
代表取締役　栗原　徹也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,606,226	流動負債	8,111,891
固定資産	10,729,668	固定負債	4,277,031
		株主資本	8,946,972
		資本金	98,000
		資本剰余金	900,146
		資本準備金	501,202
		その他資本剰余金	398,944
		利益剰余金	7,970,773
		利益準備金	81,935
		その他利益剰余金	7,888,836
		（うち当期純利益）	(565,483)
		自己株式	△21,947
資産合計	21,335,895	負債・純資産合計	21,335,895

第 88 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
共栄商事株式会社
取締役社長　矢吹　克明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,412,001	流動負債	2,018,520
固定資産	3,360,811	固定負債	482,627
		株主資本	2,952,877
		資本金	100,000
		資本剰余金	534
		資本準備金	534
		利益剰余金	2,852,342
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,827,342
		（うち当期純利益）	(247,527)
		評価・換算差額等	318,786
		その他有価証券評価差額金	318,786
資産合計	5,772,812	負債・純資産合計	5,772,812

第 2 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
東京都中央区日本橋本町三丁目９番４号
ソニテック株式会社
（旧商号　ＳＫＹホールディングス株式会社）
代表取締役　和田　翼

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	50,274	流動負債	1,931,813
固定資産	4,280,364	固定負債	1,289,000
		株主資本	1,109,825
		資本金	66,400
		資本剰余金	1,233,600
		資本準備金	650,000
		その他資本剰余金	583,600
		利益剰余金	△190,174
		その他利益剰余金	△190,174
		（うち当期純損失）	(100,517)
資産合計	4,330,638	負債・純資産合計	4,330,638

第 77 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都中央区新富二丁目13番３号
日新化工株式会社
代表取締役社長　直井　広明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,664,572	流動負債	3,152,480
固定資産	3,541,382	賞与引当金	100,000
繰延資産	25,922	固定負債	887,633
		役員退職慰労引当金	169,568
		退職給付引当金	350,000
		修繕引当金	341,365
		株主資本	8,191,763
		資本金	100,000
		利益剰余金	8,091,763
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	8,066,763
		（うち当期純利益）	(703,604)
資産合計	12,231,876	負債・純資産合計	12,231,876

第 57 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都千代田区丸の内二丁目７番２号

株式会社オンリーユーエア

代表取締役　安嶋　新

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	684,776	流動負債	1,051,557
固定資産	2,117,275	賞与引当金	3,596
		その他	1,047,961
		固定負債	2,682,807
		退職給付引当金	4,295
		航空機材整備引当金	33,900
		その他	2,644,612
		株主資本	△932,313
		資本金	25,000
		利益剰余金	△957,313
		その他利益剰余金	△957,313
		（うち当期純損失）	（566,764）
資産合計	2,802,051	負債・純資産合計	2,802,051

第 86 期 決 算 公 告

令和７年７月４日　東京都文京区湯島３丁目37番４号

株式会社ハシモト

代表取締役　山田　徹

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,139	流動負債	1,113
固定資産	1,695	固定負債	667
		（退職給付引当金）	（194）
		株主資本	1,707
		資本金	50
		資本剰余金	5
		利益剰余金	1,652
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	1,642
		（うち当期純利益）	（161）
		評価・換算差額等	348
		その他有価証券評価差額金	348
資産合計	3,834	負債・純資産合計	3,834

第 39 期 決 算 公 告

2025年６月24日　東京都江東区新木場１丁目18番６号

三井ホームエステート株式会社

代表取締役社長　菊澤　尚幸

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,135,362	流動負債	5,730,921
固定資産	1,200,426	賞与引当金	316,544
		その他	5,414,377
		固定負債	2,371,750
		退職給付引当金	109,156
		役員退職慰労引当金	23,350
		その他	2,239,244
		株主資本	5,233,117
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,133,117
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,108,117
		（うち当期純利益）	（1,693,186）
資産合計	13,335,789	負債・純資産合計	13,335,789

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　東京都港区港南二丁目10番９号

タックシステム株式会社

代表取締役社長　石田有都己

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	503,134	流動負債	542,595
固定資産	51,068	賞与引当金	19,016
		固定負債	32,532
		退職給付引当金	10,032
		株主資本	△20,926
		資本金	5,000
		資本剰余金	198,498
		その他資本剰余金	198,498
		利益剰余金	△224,424
		その他利益剰余金	△224,424
		（うち当期純損失）	（145,055）
資産合計	554,201	負債・純資産合計	554,201

第 93 期 決 算 公 告

令和７年６月９日　東京都品川区広町１丁目４番４号

共創未来ファーマ株式会社

代表取締役社長　熊田　泰之

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,360,775	流動負債	3,144,843
固定資産	1,379,904	賞与引当金	84,885
		固定負債	506,201
		退職給付引当金	150,004
		株主資本	4,089,634
		資本金	199,230
		資本剰余金	103,230
		資本準備金	103,230
		利益剰余金	3,787,174
		利益準備金	11,062
		その他利益剰余金	3,776,112
		（うち当期純利益）	（502,807）
資産合計	7,740,679	負債・純資産合計	7,740,679

第 16 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

東京都港区虎ノ門四丁目１番17号神谷町プライムプレイス

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン株式会社

代表取締役社長　ニューライター・カーク・ローランド

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,679,233	流動負債	311,640
固定資産	62,112	株主資本	1,429,705
		資本金	100,000
		資本剰余金	800,000
		資本準備金	450,000
		その他資本剰余金	350,000
		利益剰余金	529,705
		その他利益剰余金	529,705
		（うち当期純利益）	（88,126）
資産合計	1,741,345	負債・純資産合計	1,741,345

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号

しんきん地域創生ネットワーク株式会社

代表取締役社長　清田　直人

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	408,541	流動負債	66,281
固定資産	48,945	賞与引当金	16,941
		役員賞与引当金	3,440
		固定負債	2,689
		退職給付引当金	2,689
		株主資本	388,515
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	188,515
		その他利益剰余金	188,515
		（うち当期純利益）	（62,838）
資産合計	457,486	負債・純資産合計	457,486

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号

株式会社ＺＥＮＫＩＧＥＮ

代表取締役　野澤比日樹

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	519,206	流動負債	626,875
固定資産	7,449	賞与引当金	6,385
		固定負債	437,186
		株主資本	△582,325
		資本金	100,000
		資本剰余金	960,553
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	860,553
		利益剰余金	△1,632,687
		その他利益剰余金	△1,632,687
		（うち当期純損失）	（335,926）
		自己株式	△10,190
		新株予約権	44,919
資産合計	526,655	負債・純資産合計	526,655

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　　東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
ノイエス株式会社
代表取締役社長　藤本　圭一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,737,975	流動負債	739,308
固定資産	278,307	賞与引当金	333,600
繰延資産	0	固定負債	507,627
		退職給付引当金	463,494
		株主資本	2,769,346
		資本金	70,300
		資本剰余金	44,800
		資本準備金	44,800
		利益剰余金	2,654,246
		利益準備金	2,743
		その他利益剰余金	2,651,503
		（うち当期純利益）	（1,189,441）
資産合計	4,016,282	負債・純資産合計	4,016,282

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　　東京都中野区中野四丁目10番１号
株式会社インターナショナルシステムリサーチ
代表取締役社長　メンデス　ラウル

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	741,696	流動負債	655,596
固定資産	251,451	賞与引当金	44,901
		固定負債	9,000
		株主資本	328,552
		資本金	144,500
		資本剰余金	96,398
		資本準備金	96,398
		利益剰余金	87,653
		その他利益剰余金	87,653
		（うち当期純利益）	（19,612）
資産合計	993,148	負債・純資産合計	993,148

第 54 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　　東京都千代田区隼町３番16号
株式会社ジョイックスコーポレーション
代表取締役　福垣　　学

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,454,487	流動負債	9,246,913
固定資産	9,609,460	（うち賞与引当金）	（413,636）
		固定負債	7,106,658
		（うち退職給付引当金）	（1,699,598）
		株主資本	2,710,376
		資本金	50,000
		利益剰余金	2,660,376
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,647,876
		（うち当期純利益）	（935,876）
資産合計	19,063,948	負債・純資産合計	19,063,948

第 13 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都品川区東五反田五丁目27番10号野村ビル８Ｆ
日本ソーラー電力株式会社
代表取締役　林　雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	386	流動負債	339
固定資産	2,080	固定負債	1,433
		株主資本	671
		資本金	14
		資本剰余金	4
		資本準備金	4
		利益剰余金	652
		その他利益剰余金	652
		（うち当期純利益）	（103）
		評価・換算差額等	22
		繰延ヘッジ損益	22
資産合計	2,466	負債・純資産合計	2,466

第 69 期 決 算 公 告

2025年６月26日　　東京都千代田区神田富山町10番地２
菱光石灰工業株式会社
取締役社長　小野　恭一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,275,994	流動負債	4,340,317
固定資産	8,254,070	固定負債	2,358,272
有形固定資産	6,905,587	株主資本	5,732,522
無形固定資産	125,757	資本金	490,000
投資その他の資産	1,222,725	資本剰余金	12,346
		資本準備金	12,346
		利益剰余金	5,230,176
		利益準備金	122,500
		その他利益剰余金	5,107,676
		（うち当期純利益）	（503,784）
		評価・換算差額等	98,951
		その他有価証券評価差額金	98,951
資産合計	12,530,064	負債・純資産合計	12,530,064

第 73 期 決 算 公 告

令和７年５月23日
東京都西多摩郡瑞穂町長岡３―11―１
青梅鋳造株式会社
代表取締役社長　三吉　拓郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	239,529	流動負債	88,545
固定資産	364,035	賞与引当金	4,000
		固定負債	667,715
		退職給付引当金	653
		株主資本	△152,696
		資本金	60,000
		資本剰余金	39,600
		資本準備金	39,600
		利益剰余金	△252,296
		その他利益剰余金	△252,296
		（うち当期純損失）	（56,733）
資産合計	603,565	負債・純資産合計	603,565

第 12 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　　東京都墨田区本所一丁目34番６号
株式会社ソミックグループホールディングス
代表取締役　石川　貴造

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	888	流動負債	1,129
固定資産	25,602	固定負債	102
		役員退職慰労引当金	102
		株主資本	25,260
		資本金	12
		資本剰余金	26,821
		資本準備金	4,322
		その他資本剰余金	22,498
		利益剰余金	△1,469
		その他利益剰余金	△1,469
		（うち当期純利益）	（87）
		自己株式	△104
合計	26,491	合計	26,491

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　　東京都江東区枝川二丁目15番８号
株式会社オートエクゼ
代表取締役社長　寺田陽次郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	579,393	流動負債	137,290
固定資産	29,110	賞与引当金	9,413
		固定負債	89,119
		退職給付引当金	88,519
		株主資本	382,095
		資本金	50,000
		資本剰余金	△456
		その他資本剰余金	△456
		利益剰余金	354,498
		利益準備金	4,991
		その他利益剰余金	349,508
		（うち当期純利益）	（80,980）
		自己株式	△21,947
資産合計	608,504	負債・純資産合計	608,504

第３期決算公告

令和７年６月26日　東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
株式会社Ｔ２
代表取締役　森本　成城

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,360,924	流動負債	275,421
固定資産	123,223	固定負債	47,841
有形固定資産	91,164	負債合計	323,262
投資その他の資産	32,059	株主資本	4,160,884
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,475,127
		資本準備金	4,287,563
		その他資本剰余金	4,187,563
		利益剰余金	△4,414,242
		繰越利益剰余金	△4,414,242
		（うち当期純損失）	（2,352,001）
		純資産合計	4,160,884
資産合計	4,484,147	負債・純資産合計	4,484,147

第２期決算公告

令和６年６月30日　東京都千代田区内幸町２丁目２番３号
株式会社Ｔ２
代表取締役　森本　成城

貸借対照表の要旨　（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,646,574	流動負債	191,014
固定資産	61,424	固定負債	4,097
有形固定資産	34,802	負債合計	195,112
投資その他の資産	26,622	株主資本	6,512,886
		資本金	100,000
		資本剰余金	8,475,127
		資本準備金	4,287,563
		その他資本剰余金	4,187,563
		利益剰余金	△2,062,240
		繰越利益剰余金	△2,062,240
		（うち当期純損失）	（1,124,184）
		純資産合計	6,512,886
資産合計	6,707,998	負債・純資産合計	6,707,998

第26期決算公告

令和７年６月10日

長野県松本市大字和田4020―18
株式会社ハーモニックプレシジョン
代表取締役社長　丸山　哲明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,817,688	流動負債	1,269,547
固定資産	1,272	賞与引当金	117,242
		固定負債	1,188,077
		退職給付引当金	97,456
		株主資本	△638,664
		資本金	10,000
		利益剰余金	△613,664
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△616,164
		（うち当期純損失）	（1,390,359）
		自己株式	△35,000
資産合計	1,818,961	負債・純資産合計	1,818,961

第71期決算公告

2025年７月23日　東京都千代田区外神田三丁目12番８号
新生パーソナルローン株式会社
代表取締役　本森　修二

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,280	流動負債	3,359
固定資産	666	賞与引当金	46
		その他	3,312
		固定負債	1,727
		利息返還損失引当金	1,727
		株主資本	15,859
		資本金	100
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	15,734
		その他利益剰余金	15,734
		（うち当期純利益）	（1,986）
資産合計	20,946	負債・純資産合計	20,946

第22期決算公告

令和７年６月10日

長野県安曇野市豊科4034
株式会社ハーモニック・エイディ
代表取締役社長　大橋　政勝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,836,652	流動負債	258,244
固定資産	617,305	賞与引当金	36,935
		固定負債	5,392
		株主資本	2,190,321
		資本金	10,000
		資本剰余金	162,500
		資本準備金	162,500
		利益剰余金	2,017,821
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,015,321
		（うち当期純損失）	（37,090）
資産合計	2,453,957	負債・純資産合計	2,453,957

第31期決算公告

令和７年６月10日

長野県駒ヶ根市赤穂8172―60
株式会社ハーモニックウィンベル
代表取締役社長　手塚　太久

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,829,445	流動負債	362,052
固定資産	203,415	賞与引当金	46,094
		固定負債	61,921
		退職慰労引当金	26,400
		株主資本	1,608,886
		資本金	45,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	1,545,141
		その他利益剰余金	1,545,141
		（うち当期純損失）	（49,681）
		自己株式	△6,255
資産合計	2,032,860	負債・純資産合計	2,032,860

第25期決算公告

令和７年７月23日　島根県雲南市加茂町南加茂1204―１
株式会社アルプロン
代表取締役　坂本　雅俊

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,504,573	流動負債	723,608
固定資産	223,468	固定負債	90,034
		株主資本	914,398
		資本金	100,000
		資本剰余金	649,399
		資本準備金	486,588
		その他資本剰余金	162,811
		利益剰余金	164,998
		その他利益剰余金	164,998
		（うち当期純利益）	（4,951）
資産合計	1,728,041	負債・純資産合計	1,728,041

第57期決算公告

令和７年６月30日　滋賀県野洲市市三宅800番地
京セラＡＶＸコンポーネンツ安曇川株式会社
代表取締役　モーリ・アヴェン

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,814,555	流動負債	13,534,685
固定資産	70,476	賞与引当金	0
		固定負債	22,405
		退職給付引当金	135,463
		株主資本	4,327,941
		資本金	100,000
		資本剰余金	385,000
		資本準備金	169,000
		その他資本剰余金	216,000
		利益剰余金	3,842,941
		利益準備金	87,500
		その他利益剰余金	3,755,441
		（うち当期純損失）	（277,693）
資産合計	17,885,031	負債・純資産合計	17,885,031

第 115 期 決 算 公 告

2025年６月30日
東京都千代田区大手町１丁目３番１号
株式会社東京商工リサーチ
代表取締役社長　河原　光雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	28,940	流動負債	6,275
固定資産	4,414	固定負債	1,998
有形固定資産	455	**負債合計**	**8,273**
無形固定資産	—	株主資本	27,063
投資等	3,959	資本金	67
繰延資産	1,982	資本剰余金	47
		資本準備金	47
		利益剰余金	26,948
		利益準備金	16
		その他利益剰余金	26,932
		純資産合計	**27,063**
資産合計	**35,337**	**負債・純資産合計**	**35,337**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	25,607
営業費用	19,086
営業利益	6,520
営業外収益	129
営業外費用	25
経常利益	6,624
特別利益	90
特別損失	—
税引前当期純利益	6,715
法人税・住民税及び事業税	2,391
当期純利益	4,323

第 26 期決算公告

令和７年６月10日
長野県安曇野市穂高牧1856－１
株式会社エッチ・ディ・ロジスティクス
代表取締役社長　成田　和家

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	318,309
	固定資産	32,157
	資産合計	**350,467**
負債及び純資産の部	流動負債	121,891
	賞与引当金	31,185
	固定負債	13,269
	退職給付引当金	12,406
	株主資本	215,307
	資本金	10,000
	利益剰余金	205,307
	利益準備金	970
	その他利益剰余金	204,337
	（うち当期純損失）	（14,740）
	負債・純資産合計	**350,467**

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　千葉県袖ケ浦市北袖14番地
ＮＣ東京ベイ株式会社
（旧商号　日本燐酸株式会社）
代表取締役社長　谷本　健二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,314	流動負債	3,999
固定資産	5,066	固定負債	2
有形固定資産	4,925	**負債合計**	**4,001**
無形固定資産	9	株主資本	2,380
投資その他の資産	133	資本金	1,946
		資本剰余金	192
		資本準備金	192
		利益剰余金	242
		その他利益剰余金	242
		純資産合計	**2,380**
資産合計	**6,381**	**負債・純資産合計**	**6,381**

損益計算書の要旨
（令和６年４月１日から　令和７年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,540
売上原価	2,239
売上総利益	301
販売費及び一般管理費	95
営業利益	206
営業外収益	19
営業外費用	162
経常利益	63
税引前当期純利益	63
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△7
当期純利益	68

第 3 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
静岡県静岡市清水区松原町５番17号
株式会社静岡海洋文化ネットワーク
代表取締役　藤中　隆一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	377,516
	資産合計	**377,516**
負債及び純資産の部	流動負債	367,669
	株主資本	9,847
	資本金	10,000
	利益剰余金	△152
	その他利益剰余金	△152
	（当期純損失）	（70）
	負債・純資産合計	**377,516**

第 21 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
東京都中野区中野四丁目１番１号
株式会社まちづくり中野21
代表取締役　金野　晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,093	流動負債	4,328
固定資産	3,929	固定負債	13
有形固定資産	3,929	**負債合計**	**4,341**
投資その他の資産	—	株主資本	680
		資本金	500
		資本剰余金	417
		資本準備金	301
		その他資本剰余金	116
		利益剰余金	△237
		その他利益剰余金	△237
		純資産合計	**680**
資産合計	**5,022**	**負債・純資産合計**	**5,022**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7
売上原価	0
売上総利益	7
販売費及び一般管理費	284
営業損失	277
営業外収益	—
営業外費用	150
経常損失	427
特別損失	179
税引前当期純損失	607
法人税、住民税及び事業税	—
法人税等調整額	554
当期純損失	1,161

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
静岡県浜松市中央区砂山町335番地の５
株式会社南部
代表取締役　石川　江利

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,173
	固定資産	114
	合計	**18,287**
負債及び純資産の部	流動負債	1,132
	株主資本	17,155
	資本金	8,000
	利益剰余金	9,155
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	7,155
	（うち当期純利益）	（1,736）
	合計	**18,287**

第 15 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　名古屋市熱田区尾頭町２番22号
ＮＴＰホールディングス株式会社
代表取締役社長　小栗　一朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（120,929）	（負債の部）	（90,463）
流動資産	68,306	流動負債	85,755
固定資産	52,623	固定負債	4,707
有形固定資産	34,526	（純資産の部）	（30,466）
無形固定資産	57	株主資本	30,120
投資その他の資産	18,039	資本金	400
		利益剰余金	29,720
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	29,620
		評価・換算差額等	345
		その他有価証券評価差額金	345
合計	**120,929**	**合計**	**120,929**

（備考）金額は、いずれも単位未満を切り捨て表示

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	6,675
営業費用	3,489
営業利益	1,132
営業外収益	76
営業外損失	472
経常利益	737
特別利益	0
特別損失	21
税引前当期純利益	715
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	104
当期純利益	607

第 9 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
静岡県浜松市中央区金折町742番地の１
株式会社ソミックワン
代表取締役　池田　文彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	98,976
	固定資産	187
	合計	**99,164**
負債及び純資産の部	流動負債	20,685
	賞与引当金	5,547
	株主資本	78,479
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,479
	その他利益剰余金	68,479
	（うち当期純利益）	（2,613）
	合計	**99,164**

第53期決算公告

令和７年７月23日
愛知県西尾市寺津町五十間７番地
石川精機株式会社
代表取締役　嶋田　正明

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	823,887
	固定資産	1,189,270
	合計	2,013,157
負債及び純資産の部	流動負債	559,186
	固定負債	452,837
	株主資本	1,001,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	991,133
	利益準備金	1,865
	その他利益剰余金	989,268
	（うち当期純利益）	(65,755)
	合計	2,013,157

第78期決算公告

2025年７月23日　愛知県瀬戸市暁町３番86
河村電器産業株式会社
代表取締役　河村　幸俊

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	37,843	流動負債	22,040
固定資産	41,651	固定負債	9,890
有形固定資産	24,315	株主資本	46,738
無形固定資産	2,033	資本金	1,803
投資その他の資産	15,302	資本剰余金	3,779
		利益剰余金	49,689
		利益準備金	208
		その他利益剰余金	49,480
		自己株式	△8,533
		評価・換算差額等	825
資産合計	79,495	負債・純資産合計	79,495

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　31,121百万円
2. １株当たりの当期純利益　1,159円56銭

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	69,037
売上原価	46,645
売上総利益	22,391
販売費及び一般管理費	14,915
営業利益	7,476
営業外収益	2,292
営業外費用	228
経常利益	9,540
特別利益	1,881
特別損失	660
税引前当期純利益	10,760
法人税、住民税及び事業税	2,931
法人税等調整額	426
当期純利益	7,402

第８期決算公告

令和７年７月４日
滋賀県野洲市市三宅800番地
京セラＡＶＸコンポーネンツ東京株式会社
代表取締役　モーリ・アヴェン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,112,795
	固定資産	91,859
	合計	5,204,655
負債及び純資産の部	流動負債	4,291,470
	固定負債	27,807
	株主資本	885,377
	資本金	325,000
	資本剰余金	9
	その他資本剰余金	9
	利益剰余金	560,368
	その他利益剰余金	560,368
	（うち当期純利益）	(155,812)
	合計	5,204,655

第76期決算公告

2025年６月19日　大阪市中央区内淡路町二丁目１番５号
小西医療器株式会社
代表取締役　林　高広

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	53,173	流動負債	38,918
固定資産	12,264	固定負債	1,601
		（退職給付引当金）	(158)
		株主資本	22,403
		資本金	50
		資本剰余金	994
		その他資本剰余金	994
		利益剰余金	21,358
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	21,345
		評価・換算差額等	2,515
		その他有価証券評価差額金	2,515
資産合計	65,438	負債・純資産合計	65,438

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	142,585
売上原価	132,545
売上総利益	10,040
販売費及び一般管理費	8,089
営業利益	1,950
営業外収益	96
営業外費用	11
経常利益	2,035
特別利益	113
特別損失	3
税引前当期純利益	2,146
法人税、住民税及び事業税	791
法人税等調整額	△ 22
当期純利益	1,377

第36期決算公告

令和７年６月25日
兵庫県加西市畑町2283番地１
協和スチール株式会社
代表取締役　山田　亮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,973
	固定資産	888
	資産合計	2,861
負債及び純資産の部	流動負債	2,431
	固定負債	261
	株主資本	151
	資本金	80
	利益剰余金	71
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	51
	（うち当期純損失）	(105)
	評価・換算差額等	18
	負債・純資産合計	2,861

第56期決算公告

令和７年７月23日　大阪府池田市空港一丁目12番10号
株式会社ベルコ
代表取締役　齋藤　斎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	73,752	流動負債	24,415
固定資産	262,143	固定負債	228,243
有形固定資産	135,599	負債合計	252,658
無形固定資産	1,554	株主資本	80,376
投資その他の資産	124,989	資本金	100
		利益剰余金	80,776
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	80,751
		自己株式	△ 500
		評価・換算差額等	2,861
		その他有価証券評価差額金	2,861
		純資産合計	83,238
資産合計	335,896	負債・純資産合計	335,896

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	55,265
売上原価	43,435
売上総利益	11,830
販売費及び一般管理費	13,323
営業損失	1,493
営業外収益	3,844
営業外費用	1,076
経常利益	1,274
特別利益	1,111
特別損失	922
税引前当期純利益	1,464
法人税、住民税及び事業税	526
法人税等調整額	△ 34
当期純利益	973

第52期決算公告

令和７年６月25日
兵庫県加西市畑町2283番地１
協和運輸株式会社
代表取締役　山田　亮

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,956
	固定資産	15,162
	資産合計	88,118
負債及び純資産の部	流動負債	41,778
	固定負債	16,816
	株主資本	29,524
	資本金	20,000
	利益剰余金	9,524
	その他利益剰余金	9,524
	（うち当期純利益）	(2,537)
	負債・純資産合計	88,118

第33期決算公告

2025年６月23日　愛媛県松山市一番町三丁目２番地１
松山総合開発株式会社
代表取締役社長　河野　治広

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	411	流動負債	1,840
固定資産	6,514	（賞与引当金）	(31)
有形固定資産	6,362	固定負債	4,391
無形固定資産	11	（退職給付引当金）	(184)
投資その他の資産	139	負債合計	6,232
		株主資本	693
		資本金	1,030
		資本剰余金	249
		その他資本剰余金	249
		利益剰余金	△586
		利益準備金	49
		その他利益剰余金	△636
		純資産合計	693
資産合計	6,925	負債・純資産合計	6,925

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,933
売上原価	480
売上総利益	2,452
販売費及び一般管理費	2,257
営業利益	195
営業外収益	4
営業外費用	79
経常利益	119
特別利益	0
特別損失	12
税引前当期純利益	107
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	0
当期純利益	95

第 13 期 決 算 公 告

2025年６月24日　宮崎県串間市大字西方2567番地３
串間ウインドヒル株式会社
代表取締役　永松　達也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,869,351	流動負債	1,436,236
固定資産	19,951,240	固定負債	17,069,658
		負債合計	**18,505,895**
		株主資本	4,817,269
		資本金	2,821,000
		資本剰余金	2,821,000
		資本準備金	2,821,000
		利益剰余金	△ 824,730
		その他利益剰余金	△ 824,730
		評価・換算差額等	497,426
		繰延ヘッジ損益	497,426
		純資産合計	**5,314,696**
資産合計	**23,820,591**	**負債・純資産合計**	**23,820,591**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,655,743
売上原価	2,228,805
売上総利益	426,938
販売費及び一般管理費	84,669
営業利益	342,268
営業外費用	209,837
経常利益	132,430
税引前当期純利益	132,430
法人税、住民税及び事業税	28,228
法人税等調整額	△ 7,404
当期純利益	111,607

第４期決算公告

令和７年６月27日
兵庫県淡路市岩屋2942―26
株式会社All Japan Tourism Alliance
代表取締役　山本真理子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,930
	固定資産	2,585
	資産合計	**156,515**
負純資産及び債のの部	流動負債	11,000
	負債合計	**11,000**
	株主資本	145,515
	資本金	50,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	△24,484
	その他利益剰余金	△24,484
	（うち当期純損失）	(24,295)
	純資産合計	**145,515**
	負債・純資産合計	**156,515**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地98

地域医療連携推進法人尾三会

代表理事　湯澤由紀夫

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,898,574	流動負債	291,020
		負債合計	**291,020**
		積立金	24,607,554
		繰越利益積立金	24,607,554
		純資産合計	**24,607,554**
資産合計	**24,898,574**	**負債・純資産合計**	**24,898,574**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：円）

科目	金額
経常収益	10,634,613
事業費	5,217,779
管理費	3,125,420
経常利益	2,291,414
税引前当期純利益	2,291,414
法人税、住民税及び事業税	165,221
当期純利益	2,126,193

第 19 期決算公告

令和７年６月16日
山口県美祢市大嶺町東分3340番地20
セコム美祢セキュリティ株式会社
代表取締役　松本　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	558,416
	固定資産	15,221
	合計	**573,637**
負純資産及び債のの部	流動負債	145,562
	賞与引当金	9,731
	固定負債	25,898
	退職給付引当金	25,898
	株主資本	402,176
	資本金	30,000
	利益剰余金	372,176
	その他利益剰余金	372,176
	（うち当期純利益）	(7,708)
	合計	**573,637**

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月23日
愛媛県宇和島市高串丙66番地１
葛西産業株式会社
代表取締役　茂筑　拓夫

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,388
	固定資産	46,656
	合計	**84,044**
負純資産及び債のの部	流動負債	6,411
	固定負債	105,255
	株主資本	△27,622
	資本金	10,000
	利益剰余金	△37,622
	利益準備金	502
	その他利益剰余金	△38,124
	（うち当期純損失）	(1,537)
	合計	**84,044**

合併公告

令和７年７月７日付で、甲は乙の権利義務全部を承継して、乙は解散することになりました。

（甲）
愛媛県宇和島市高串丙66番地１
葛西産業株式会社
代表取締役　茂筑　拓夫

（乙）
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一番地五
サイサン株式会社
代表取締役　武川　彦

第 20 期 決 算 公 告

2025年７月23日
熊本市中央区本荘六丁目17番21号
株式会社がまだすコミュニティサービス
代表取締役　河部　祐司

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	437,978
	合計	**437,978**
負純資産及び債のの部	流動負債	132,936
	固定負債	248,885
	株主資本	56,156
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,156
	その他利益剰余金	46,156
	（うち当期純利益）	(2,533)
	合計	**437,978**

第２期決算公告

令和７年７月23日
東京都中野区新井一丁目24―４井上ビル
超楽長寿株式会社
代表取締役　物部真一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	248,376
	固定資産	89,686
	繰延資産	181
	合計	**338,244**
負純資産及び債のの部	流動負債	57,806
	固定負債	9,900
	株主資本	270,538
	資本金	100,000
	資本剰余金	266,290
	資本準備金	266,290
	利益剰余金	△ 95,751
	その他利益剰余金	△ 95,751
	（うち当期純損失）	(95,793)
	合計	**338,244**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万四千八百二十七円減少し一億円とすることにし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十七日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日
東京都中野区新井一丁目二四―四井上ビル
超楽長寿株式会社
代表取締役　物部真一郎

第 52 期決算公告

令和７年６月20日
熊本県球磨郡錦町一武狩政下2605番地７
九州武蔵精密株式会社
代表取締役社長　増尾　一幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,679,922
	固定資産	2,572,300
	合計	**8,252,222**
負純資産及び債のの部	流動負債	2,196,806
	固定負債	65,700
	株主資本	5,822,345
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	5,622,345
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	5,572,345
	（うち当期純利益）	(175,303)
	評価・換算差額等	167,369
	合計	**8,252,222**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

（甲）横浜市港北区新横浜三丁目一七番二号
友泉新横浜ビル
ビーズ情報サービス株式会社
代表取締役　横山　雅也

（乙）横浜市港北区新横浜三丁目一七番二号
友泉新横浜ビル
有限会社ビーズシステム
代表取締役　横山　雅也

計算書類の公告義務はありません。

第４期決算公告

令和７年６月21日

東京都江東区亀戸６―31―１―427

一般社団法人ＡＣＴＯ亀戸

代表理事　井上　直樹

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,794,304
	固定資産	631,200
	合計	19,425,504
負味債財及産びの正部	流動負債	2,073,062
	負債合計	2,073,062
	一般正味財産	17,352,442
	正味財産合計	17,352,442
	合計	19,425,504

第31期決算公告

令和７年７月23日

横浜市港北区新横浜三丁目17番２号
友泉新横浜ビル
ビーズ情報サービス株式会社
代表取締役　横山　雅也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	160,158,278
	固定資産	61,404,583
	合計	221,562,861
負純資産及びの部	流動負債	70,847,674
	固定負債	135,978,000
	株主資本	14,737,187
	資本金	26,000,000
	利益剰余金	△11,262,813
	利益準備金	2,586,000
	その他利益剰余金	△13,848,813
	（うち当期純損失）	(35,927,148)
	合計	221,562,861

2024年度決算公告

令和７年６月18日

東京都中央区日本橋小伝馬町17番６号
公益財団法人沖縄協会
代表理事　清水　治

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,692
	固定資産	3,772,228
	合計	3,785,921
負味債財及産びの正部	流動負債	4,831
	固定負債	42,739
	負債合計	47,571
	指定正味財産	1,420,017
	一般正味財産	2,318,332
	正味財産合計	3,738,349
	合計	3,785,921

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区野毛町三丁目一〇四番地
株式会社ソウシン
代表取締役　山田　邦洋

第50期決算公告

令和７年７月23日

神奈川県横浜市中区野毛町３丁目104番地
株式会社ソウシン
代表取締役　山田　邦洋

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,987
	固定資産	44,401
	資産合計	91,388
負純資産及びの部	流動負債	31,359
	固定負債	8,264
	株主資本	51,765
	資本金	11,000
	利益剰余金	40,765
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	38,265
	（うち当期純利益）	(1,857)
	負債・純資産合計	91,388

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

熊本県熊本市中央区保田窪二丁目八番一号
株式会社ネクスリーディング
代表取締役　田中　慎二

第14期決算公告

令和７年６月28日

東京都文京区本郷二丁目32番１号
ＢＬＩＳＳ本郷ビル３Ｆ
一般社団法人学校心理士認定運営機構
代表理事　山口　豊一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	340,339
	固定資産	19,671
	合計	360,010
負味債財及産びの正部	流動負債	106,918
	固定負債	47,790
	負債合計	154,708
	一般正味財産	205,302
	（特定資産充当額）	(19,372)
	正味財産合計	205,302
	合計	360,010

第７期決算公告

令和７年７月23日

熊本県熊本市中央区保田窪二丁目８番１号
株式会社ネクスリーディング
（旧商号　ネクストイノベーションオファー株式会社）
代表取締役　田中　慎二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,835
	固定資産	720
	合計	7,555
負純資産及びの部	流動負債	90
	株主資本	7,465
	資本金	8,000
	利益剰余金	△535
	その他利益剰余金	△535
	（うち当期純損失）	(3,158)
	合計	7,555

第４期決算公告

令和７年６月25日

東京都中央区銀座４―12―15
歌舞伎座タワー14階
一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会
代表理事　山中　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	558
	固定資産	1,004
	合計	1,562
負味債財及産びの正部	流動負債	128
	負債合計	128
	一般正味財産	1,433
	正味財産合計	1,433
	合計	1,562

第24期決算公告

令和７年７月23日

沖縄県那覇市久米一丁目７番23号
株式会社沖広開発
代表取締役　和泉　忠男

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	151,778,400
	固定資産	1,253,544,877
	資産合計	1,405,323,277
負純資産及びの部	流動負債	141,895,925
	固定負債	1,223,489,275
	株主資本	39,938,077
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	34,938,077
	繰越利益剰余金	34,938,077
	（うち当期純利益）	(60,787,554)
	負債・純資産合計	1,405,323,277

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社沖広グループ（住所沖縄県那覇市久米一丁目七番二三号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

沖縄県那覇市久米一丁目七番二三号
株式会社沖広開発
代表取締役　和泉　忠男

第　６　期　決　算　公　告

令和７年６月25日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

ディーアールアイ・ジーピー株式会社

代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,430,658	流動負債	42,496
固定資産	11,749,447	固定負債	1,043
		負債合計	**43,539**
		株主資本	19,136,565
		資本金	6,372,081
		資本剰余金	6,372,081
		資本準備金	6,372,081
		利益剰余金	6,392,402
		その他利益剰余金	6,392,402
		純資産合計	**19,136,565**
資産合計	**19,180,105**	**負債・純資産合計**	**19,180,105**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,555,175
売上総利益	6,555,175
販売費及び一般管理費	40,536
営業利益	6,514,638
営業外収益	754
営業外費用	48,423
経常利益	6,466,970
税引前当期純利益	6,466,970
法人税、住民税及び事業税	44,646
法人税等調整額	29,920
当期純利益	6,392,402

第　９　期　決　算　公　告

令和７年６月17日

東京都中央区京橋一丁目７番１号

一般財団法人戸田みらい基金

理事長　今井　雅則

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,489
	固定資産	2,205,250
	合計	**2,233,739**
負味債財及産びの正部	流動負債	92
	負債合計	**92**
	指定正味財産	2,205,250
	一般正味財産	28,397
	正味財産合計	**2,233,647**
	合計	**2,233,739**

第　５　期　決　算　公　告

令和７年６月25日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

ディーアールアイ・ジーピー２株式会社

代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,668,083	流動負債	23,148
固定資産	47,988,356	**負債合計**	**23,148**
		株主資本	49,633,291
		資本金	24,900,000
		資本剰余金	24,900,000
		資本準備金	24,900,000
		利益剰余金	△166,708
		その他利益剰余金	△166,708
		純資産合計	**49,633,291**
資産合計	**49,656,440**	**負債・純資産合計**	**49,656,440**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,232,297
売上総利益	1,232,297
販売費及び一般管理費	29,541
営業利益	1,202,756
営業外収益	42,101
経常利益	1,244,857
税引前当期純利益	1,244,857
法人税、住民税及び事業税	14,749
法人税等調整額	156,589
当期純利益	1,073,518

第　11　期　決　算　公　告

令和７年６月27日

東京都千代田区有楽町一丁目１番４号
日比谷ステップ広場ＭＢ１階ＨＭ003号室

一般社団法人日比谷エリアマネジメント

代表理事　中村　健和

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	393,861
	固定資産	12,735
	合計	**406,597**
負純債資及産びの部	流動負債	46,203
	固定負債	7,461
	社員資本	352,931
	利益剰余金	352,931
	その他利益剰余金	352,931
	修繕・施設更新等積立金	352,931
	合計	**406,597**

第　２　期　決　算　公　告

令和７年６月27日

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

ディーアールアイ・ユーティー株式会社

代表取締役　手塚　万峰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,129	流動負債	28
固定資産	111,637	**負債合計**	**28**
		株主資本	113,738
		資本金	56,598
		資本剰余金	58,298
		資本準備金	56,598
		その他資本剰余金	1,700
		利益剰余金	△1,158
		その他利益剰余金	△1,158
		純資産合計	**113,738**
資産合計	**113,765**	**負債・純資産合計**	**113,765**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	66
営業損失	66
営業外収益	2
経常損失	64
税引前当期純損失	64
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	△457
当期純利益	391

第　５　期　決　算　公　告

令和７年５月28日

東京都港区新橋２丁目11番10号

一般社団法人ifLinkオープンコミュニティ

代表理事　岡田　俊輔

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,624,337
	固定資産	8,887,027
	合計	**54,511,364**
負味債財及産びの正部	流動負債	131,278,997
	負債合計	**131,278,997**
	一般正味財産	△76,767,633
	正味財産合計	**△76,767,633**
	合計	**54,511,364**

第　４　期　決　算　公　告

令和７年６月30日　　東京都中央区日本橋兜町８番１号

株式会社ことら

代表取締役　原澤　典之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,464,318	流動負債	91,466
固定資産	87,762	固定負債	2,912
繰延資産	2,247	**負債合計**	**94,378**
		株主資本	1,459,949
		資本金	1,700,000
		資本剰余金	1,700,000
		資本準備金	1,700,000
		利益剰余金	△1,940,051
		その他利益剰余金	△1,940,051
		純資産合計	**1,459,949**
資産合計	**1,554,327**	**負債・純資産合計**	**1,554,327**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	733,863
売上原価	811,298
売上総損失	77,435
販売費及び一般管理費	340,871
営業損失	418,306
営業外収益	1,026
営業外費用	1,813
経常損失	419,093
税引前当期純損失	419,093
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等調整額	△48
当期純損失	419,995

第23期決算公告　　令和７年６月19日

東京都中央区日本橋本町四丁目４番地２号
東山ビルディング８階

一般社団法人
ＪＰＣＥＲＴコーディネーションセンター

代表理事　菊池　浩明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	437,613
	固定資産	135,000
	合計	**572,613**
負純債資及産びの部	流動負債	109,426
	純資産	463,187
	基金	—
	代替基金	3,750
	利益剰余金	459,437
	その他利益剰余金	459,437
	（損失補填準備金）	（3,000）
	（繰越利益剰余金）	（456,437）
	合計	**572,613**

第 38 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

東京都渋谷区松濤１丁目11番３号

公益財団法人戸栗美術館

代表理事　戸栗　修

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	32,548
	固定資産	16,355,072
	合計	16,387,621
負味債財及産びの正部	流動負債	350
	固定負債	2,386
	負債合計	2,736
	指定正味財産	5,431,595
	一般正味財産	10,953,290
	正味財産合計	16,384,885
	合計	16,387,621

第 65 期 決 算 公 告

2025年６月27日　東京都港区芝浦１丁目２－３

フードリンク株式会社

代表取締役社長　内山耕太郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,868	流動負債	20,014
固定資産	2,092	賞与引当金	415
		固定負債	429
		退職給付引当金	252
		役員退職慰労引当金	10
		株主資本	6,516
		資本金	446
		資本剰余金	98
		資本準備金	98
		利益剰余金	5,972
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	5,959
		評価・換算差額等	1
資産合計	26,961	負債・純資産合計	26,961

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	124,225
売上原価	111,345
売上総利益	12,879
販売費及び一般管理費	9,941
営業利益	2,938
営業外収益	270
営業外費用	41
経常利益	3,167
特別利益	—
特別損失	0
税引前当期純利益	3,167
法人税、住民税及び事業税	850
法人税等調整額	△9
当期純利益	2,327

第 13 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

大阪市中央区高麗橋１－５－14

公益財団法人是川奨学財団

代表理事　田内　敏夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,617
	固定資産	1,909,421
	合計	1,914,038
負味債財及産びの正部	流動負債	1,603
	固定負債	0
	負債合計	1,603
	基金	0
	指定正味財産	1,664,263
	一般正味財産	248,171
	正味財産合計	1,912,435
	合計	1,914,038

第 1 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

京都東山閣特定目的会社

取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
特定資産	39,310,862		流動負債	1,152,606
投資その他の資産	7,408,978		固定負債	32,000,000
その他の資産	2,334,729		負債合計	33,152,606
流動資産	2,015,897		社員資本	8,492,985
投資その他資産	317,275		特定資本金	100
繰延資産	1,557		優先資本金	9,210,854
			剰余金	△717,969
			当期未処理損失	717,969
			純資産合計	8,492,985
資産合計	41,645,591		負債・純資産合計	41,645,591

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月19日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	111,206
営業費用	828,496
営業損失	717,290
営業外収益	617
営業外費用	490
経常損失	717,163
税引前当期純損失	717,163
法人税、住民税及び事業税	806
当期純損失	717,969
当期未処理損失	717,969

第 87 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

福島県福島市佐倉下字光寿院前１－１

協三工業株式会社

代表取締役社長　加藤　守

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	839
	固定資産	828
	合計	1,667
負純資債産及のび部	流動負債	638
	固定負債	603
	株主資本	426
	資本金	100
	資本剰余金	0
	利益剰余金	326
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	301
	（うち当期純損失）	(22)
	合計	1,667

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月26日

東京都港区赤坂三丁目３番３号

三井物産パッケージング株式会社

代表取締役　佐藤正二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,745	流動負債	21,536
固定資産	331	固定負債	423
		負債合計	21,959
		株主資本	3,117
		資本金	350
		利益剰余金	2,767
		利益準備金	88
		その他利益剰余金	2,680
		純資産合計	3,117
資産合計	25,076	負債・純資産合計	25,076

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	49,678
売上原価	46,951
売上総利益	2,727
販売費及び一般管理費	1,718
営業利益	1,009
営業外収益	40
営業外費用	52
経常利益	996
税引前当期純利益	996
法人税、住民税及び事業税	345
法人税等調整額	△37
当期純利益	688

第 27 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

福島県福島市佐倉下字光寿院前１－１

株式会社セイシン

代表取締役社長　加藤　守

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	8
	固定資産	17
	合計	25
負純資債産及のび部	流動負債	3
	固定負債	2
	株主資本	20
	資本金	10
	資本剰余金	0
	利益剰余金	10
	その他利益剰余金	10
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	25

第 39 期 決 算 公 告

令和７年６月19日　東京都新宿区北新宿二丁目21番１号

株式会社フロム・ソフトウェア

代表取締役社長　宮崎　英高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	73,078	流動負債	9,396
固定資産	3,758	賞与引当金	2,266
		固定負債	1,914
		役員株式給付引当金	797
		退職給付引当金	861
		株主資本	63,099
		資本金	18,468
		資本剰余金	18,447
		資本準備金	18,447
		利益剰余金	26,183
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	26,178
		新株予約権	2,426
資産合計	76,837	負債・純資産合計	76,837

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	23,497
売上原価	6,472
売上総利益	17,025
販売費及び一般管理費	6,947
営業利益	10,077
営業外収益	236
営業外費用	14
経常利益	10,299
税引前当期純利益	10,299
法人税、住民税及び事業税	4,655
法人税等調整額	△974
当期純利益	6,618

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月17日

東京都港区港南二丁目10番９号

株式会社バイテックベジタブルファクトリー

代表取締役　藤井　　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,379,640	流動負債	1,771,256
固定資産	3,576	賞与引当金	13,186
		その他	1,758,069
		固定負債	7,288
		退職給付引当金	7,288
		株主資本	1,604,671
		資本金	2,520,000
		資本剰余金	2,500,000
		資本準備金	2,500,000
		利益剰余金	△3,415,328
		その他利益剰余金	△3,415,328
資産合計	3,383,216	負債・純資産合計	3,383,216

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,303,495
売上原価	1,224,179
売上総利益	79,315
販売費及び一般管理費	538,209
営業損失	458,893
営業外収益	22,856
営業外費用	13,681
経常損失	449,717
特別利益	—
特別損失	2,085
税引前当期純損失	451,803
法人税、住民税及び事業税	1,109
法人税等調整額	—
当期純損失	452,912

第 5 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

福島県南相馬市原町区大町三丁目30番

株式会社野馬追サステナジー

取締役社長　石田　　桂

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,965
	固定資産	7,454,042
	合計	7,515,008
負債純資産の部	流動負債	5,846,234
	固定負債	1,705,000
	株主資本	△36,226
	資本金	100,000
	利益剰余金	△136,226
	その他利益剰余金	△136,226
	（うち当期純損失）	（59,032）
	合計	7,515,008

第 17 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　東京都港区海岸一丁目７番１号

株式会社ＩＤＣフロンティア

代表取締役　鈴木　勝久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,794	流動負債	22,716
固定資産	12,965	（うち賞与引当金）	（537）
		固定負債	3,782
		負債合計	26,499
		株主資本	8,261
		資本金	100
		資本剰余金	2,292
		資本準備金	1,400
		その他資本剰余金	892
		利益剰余金	5,868
		その他利益剰余金	5,868
		純資産合計	8,261
資産合計	34,760	負債・純資産合計	34,760

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,181
売上原価	19,536
売上総利益	7,645
販売費及び一般管理費	3,712
営業利益	3,933
営業外損益	42
経常利益	3,975
特別損益	0
税引前当期純利益	3,975
法人税、住民税及び事業税	1,696
法人税等調整額	△248
当期純利益	2,527

第 25 期 決 算 公 告

2025年７月23日

福岡市中央区天神一丁目４番２号

株式会社ＱＴｍｅｄｉａ

代表取締役　小川　　等

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	762,593
	固定資産	180,170
	合計	942,764
負債純資産の部	流動負債	847,164
	固定負債	—
	株主資本	95,599
	資本金	40,000
	資本剰余金	1,166
	利益剰余金	54,432
	利益準備金	2,091
	その他利益剰余金	52,340
	（うち当期純利益）	（1,330）
	合計	942,764

第 93 期 決 算 公 告

2025年６月27日　　東京都中央区湊一丁目１番12号

芝本産業株式会社

代表取締役社長　芝本　政明

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	17,040	流動負債	8,229
固定資産	10,761	固定負債	2,579
投資その他の資産	246	負債合計	10,808
		株主資本	17,239
		資本金	100
		資本剰余金	156
		利益剰余金	16,983
		純資産合計	17,239
資産合計	28,047	負債・純資産合計	28,047

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	31,937
売上原価	29,917
売上総利益	2,020
販売費及び一般管理費	1,551
営業利益	469
営業外収益	439
営業外費用	12
経常利益	896
特別利益	927
特別損失	1,338
税引前当期純利益	485
法人税、住民税及び事業税	234
当期純利益	251

第 42 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

長崎県大村市松並二丁目60番地１

長崎冷蔵株式会社

代表取締役社長　上妻　洋幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	65,525
	固定資産	15,483
	合計	81,008
負債純資産の部	流動負債	3,959
	固定負債	43,708
	（退職給付引当金）	（43,708）
	株主資本	33,341
	資本金	20,000
	利益剰余金	13,341
	その他利益剰余金	13,341
	（うち当期純利益）	（1,225）
	合計	81,008

第 33 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

東京都千代田区有楽町１丁目１番３号

丸紅エアロスペース株式会社

代表取締役社長　中川　　聡

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,677	流動負債	36,673
固定資産	1,030	賞与引当金	274
有形固定資産	380	その他	36,399
無形固定資産	99	固定負債	16
投資その他の資産	551	役員退職慰労引当金	16
		株主資本	7,926
		資本金	749
		資本剰余金	349
		利益剰余金	6,828
		評価・換算差額等	92
資産合計	44,707	負債・純資産合計	44,707

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	68,430
売上原価	60,931
売上総利益	7,499
販売費及び一般管理費	3,154
営業利益	4,345
営業外収益	251
営業外費用	268
経常利益	4,328
特別損失	6
税引前当期純利益	4,322
法人税、住民税及び事業税	1,305
当期純利益	3,017

第 53 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

岩手県二戸郡一戸町鳥越字野月道ノ下17番地

株式会社岩手芝浦電子

代表取締役社長　髙橋　　厚

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,295,574
	固定資産	342,622
	合計	2,638,196
負債純資産の部	流動負債	738,142
	株主資本	1,900,054
	資本金	100,000
	資本剰余金	135,482
	利益剰余金	1,664,572
	利益準備金	19,130
	その他利益剰余金	1,645,442
	（うち当期純利益）	（26,653）
	合計	2,638,196

第73期決算公告

令和７年７月23日

北海道帯広市西２条南８丁目８番地

株式会社日専連ジェミス

代表取締役　臼井　呉行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,403,549
	固定資産	4,657,897
	資産合計	**29,061,447**
負債及び純資産の部	流動負債	23,908,301
	（うちポイント引当金）	(448,028)
	（うち賞与引当金）	(40,000)
	（うち建物解体費用引当金）	(140,000)
	固定負債	536,064
	（うち退職給付引当金）	(50,000)
	（うち役員退職慰労引当金）	(10,000)
	（うち利息返還損失引当金）	(133,685)
	（うち債務保証損失引当金）	(312,669)
	負債合計	**24,444,366**
	株主資本	4,617,081
	資本金	275,700
	利益剰余金	4,341,381
	利益準備金	68,925
	その他利益剰余金	4,272,456
	（うち当期純利益）	(143,435)
	純資産合計	**4,617,081**
	負債・純資産合計	**29,061,447**

第100期決算公告

令和７年６月13日　東京都品川区東品川一丁目39番20号

シナネン株式会社

代表取締役社長　小松　良則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,513	流動負債	29,896
固定資産	7,687	賞与引当金	227
		固定負債	1,447
		負債合計	**31,343**
		株主資本	8,857
		資本金	100
		資本剰余金	3,667
		その他資本剰余金	3,667
		利益剰余金	5,090
		利益準備金	70
		その他利益剰余金	5,019
		純資産合計	**8,857**
資産合計	**40,200**	**負債・純資産合計**	**40,200**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	231,997
売上原価	224,566
売上総利益	7,430
販売費及び一般管理費	5,751
営業利益	1,678
営業外収益	570
営業外費用	218
経常利益	2,030
特別損失	54
税引前当期純利益	1,976
法人税、住民税及び事業税	287
法人税等調整額	△335
当期純利益	2,024

第３期決算公告

2025年７月23日

兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目５番５号

ＡｌｌｉｅｄＣｅｌ株式会社

代表取締役社長　薗田　啓之

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	668,596	流動負債	19,478
固定資産	48,154	賞与引当金	6,143
		固定負債	27,702
		負債合計	**47,181**
		株主資本	669,568
		資本金	700,000
		資本剰余金	700,000
		資本準備金	700,000
		利益剰余金	△730,431
		その他利益剰余金	△730,431
		純資産合計	**669,568**
資産合計	**716,750**	**負債・純資産合計**	**716,750**

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	267,078
営業損失	267,078
営業外収益	1,248
営業外費用	1,396
経常損失	267,225
税引前当期純損失	267,225
法人税、住民税及び事業税	1,004
法人税等調整額	△285
当期純損失	267,943

第61期決算公告

令和７年６月27日

埼玉県本庄市児玉町秋山2787―１

寄居印刷紙器株式会社

代表取締役　吉田　和人

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	640,190
	固定資産	155,940
	資産合計	**796,130**
負債及び純資産の部	流動負債	358,125
	固定負債	103,891
	負債合計	**462,016**
	株主資本	322,794
	資本金	10,000
	資本剰余金	75,935
	その他資本剰余金	75,935
	利益剰余金	236,859
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	234,359
	（うち当期純利益）	(40,030)
	評価・換算差額等	11,319
	その他評価差額金	11,319
	純資産合計	**334,113**
	負債・純資産合計	**796,130**

令和６年度決算公告

令和７年６月30日

宮崎県日向市大字日知屋字古田町88番地

社会医療法人泉和会　千代田病院

理事長　千代反田晋

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,004	流動負債	943
固定資産	3,544	（うち賞与引当金）	(79)
有形固定資産	3,311	固定負債	3,511
無形固定資産	12	（うち退職給付引当金）	(345)
その他の資産	221	（うち役員退職慰労引当金）	(319)
		積立金	1,095
		設立等積立金	1,263
		繰越損失積立金	168
資産合計	**5,549**	**負債・純資産合計**	**5,549**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	3,910
（うち本来業務）	3,908
（うち附帯業務）	1
事業費用	4,101
（うち本来業務）	4,080
（うち附帯業務）	20
事業損失	191
事業外収益	81
事業外費用	17
経常損失	127
特別利益	0
特別損失	1
税引前当期純損失	128
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	128

第39期決算公告

令和７年７月23日

札幌市中央区宮の森１条17丁目１番25号

医療法人社団明日佳

理事長　小野寺眞悟

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,496	流動負債	1,866
固定資産	9,110	賞与引当金	421
有形固定資産	7,907	固定負債	2,690
無形固定資産	8	退職給付引当金	624
その他の資産	1,194	役員退職慰労引当金	23
		負債合計	**4,557**
		出資金	30
		積立金	9,018
		純資産合計	**9,049**
資産合計	**13,607**	**負債・純資産合計**	**13,607**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	11,154
(うち本来業務)	(11,154)
事業費用	10,180
(うち本来業務)	(10,180)
事業利益	974
事業外利益	18
事業外費用	11
経常利益	982
特別利益	-
特別損失	0
税引前当期純利益	982
法人税、住民税及び事業税	254
法人税等調整額	△46
当期純利益	774

第３期決算公告

令和７年７月23日
東京都新宿区西新宿６―６―３
新宿国際ビルディング新館４階
株式会社ＬＩホールディングス
代表取締役　山口　　洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,535
	固定資産	1,101,444
	合計	1,114,979
負債及び純資産の部	流動負債	22,111
	賞与引当金	7,800
	固定負債	1,067,733
	株主資本	25,134
	資本金	30,000
	利益剰余金	△4,865
	その他利益剰余金	△4,865
	（うち当期純利益）	(15,567)
	合計	1,114,979

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十三日
東京都新宿区西新宿六―六―三新宿国際ビルディング新館四階
株式会社ＬＩホールディングス
代表取締役　山口　　洋

第63期決算公告

令和７年６月24日

埼玉県八潮市大字新町29番地
タマ化学工業株式会社
代表取締役社長　鈴木　正暢

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,239
	固定資産	2,346
	資産合計	4,585
負債及び純資産の部	流動負債	1,853
	（うち賞与引当金）	(59)
	固定負債	813
	（うち退職給付引当金）	(155)
	負債合計	2,666
	株主資本	1,890
	資本金	126
	資本剰余金	299
	資本準備金	299
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	1,532
	利益準備金	29
	その他利益剰余金	1,503
	（うち当期純損失）	(496)
	自己株式	△67
	評価・換算差額等	29
	その他有価証券評価差額金	29
	純資産合計	1,919
	負債・純資産合計	4,585

第29期決算公告

令和７年７月23日
東京都港区赤坂２丁目11番１号
株式会社ウェブクルーリアルエステイト
代表取締役　青山　　浩

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	446,465
	固定資産	73,452
	合計	519,916
負債及び純資産の部	流動負債	143,742
	固定負債	87,743
	株主資本	288,432
	資本金	64,900
	資本剰余金	52,400
	資本準備金	52,400
	利益剰余金	171,132
	その他利益剰余金	171,132
	（うち当期純利益）	(504)
	合計	519,916

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千七十万円、資本準備金の額を二億八千五百七十万円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日
東京都港区赤坂二丁目一一番一号
株式会社ウェブクルーリアルエステイト
代表取締役　青山　　浩

第６期決算公告

令和７年７月23日
東京都港区赤坂二丁目14―11
天翔赤坂ビル702
株式会社REAH　Technologies
代表取締役　橋野　宜恭

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	539,234
	固定資産	80,322
	資産合計	619,555
負債及び純資産の部	流動負債	398,252
	固定負債	617,128
	株主資本	△395,826
	資本金	65,000
	資本剰余金	55,000
	資本準備金	55,000
	利益剰余金	△515,826
	その他利益剰余金	△515,826
	（うち当期純利益）	(149,001)
	負債・純資産合計	619,555

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千七百五十万円、資本準備金の額を五千七百五十万円減少し、また、本公告掲載の翌日から令和七年八月二十七日までに資本金の額及び資本準備金の額が増額した場合は、当該増額した資本金の額及び資本準備金の額についても同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日
東京都港区赤坂二丁目一四―一一天翔赤坂ビル七〇二
株式会社REAH Technologies
代表取締役　橋野　宜恭

第１期決算公告

令和７年７月23日
群馬県伊勢崎市三室町5229番地１
ＩＳＥホールディングス株式会社
代表取締役　橋本　雅也

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,463
	固定資産	321,644
	繰延資産	325
	合計	335,432
負債及び純資産の部	流動負債	15
	固定負債	330,000
	株主資本	5,416
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,583
	その他利益剰余金	△4,583
	（うち当期純損失）	(4,583)
	合計	335,432

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年七月三十一日を効力発生日とする株式会社伊勢崎運輸との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日
群馬県伊勢崎市三室町五二二九番地一
ＩＳＥホールディングス株式会社
代表取締役　橋本　雅也

第23期決算公告

令和７年６月26日

さいたま市岩槻区古ケ場一丁目３番地９
新日本フエザーコア株式会社
代表取締役　三富　克視

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,774,395
	固定資産	1,117,303
	合計	3,891,699
負債及び純資産の部	流動負債	851,195
	賞与引当金	80,200
	役員賞与引当金	6,342
	固定負債	198,919
	退職給付引当金	184,533
	役員退職慰労引当金	14,386
	負債の部合計	1,050,115
	株主資本	2,756,223
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,673,607
	資本準備金	831,587
	その他資本剰余金	842,020
	利益剰余金	982,615
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	982,375
	（うち当期純利益）	(50,023)
	評価・換算差額等	85,360
	その他有価証券評価差額金	85,360
	純資産の部合計	2,841,583
	合計	3,891,699

第 40 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

東京都新宿区新宿二丁目19番１号
ビッグス新宿ビル８Ｆ西側

オートビジネスサービス株式会社

代表取締役　水越真一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,437,394
	固定資産	389,056
	資産合計	**2,826,451**
負債及び純資産の部	流動負債	234,711
	賞与引当金	21,810
	その他	212,901
	固定負債	81,473
	退職給付引当金	7,674
	その他	73,799
	負債合計	**316,185**
	株主資本	2,430,051
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,380,051
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,367,551
	（うち当期純利益）	(70,528)
	評価・換算差額等	80,214
	その他有価証券評価差額金	80,214
	純資産合計	**2,510,266**
	負債・純資産合計	**2,826,451**

第80期決算公告

令和７年６月27日

大阪府枚方市招提田近３丁目25番地

サンレー冷熱株式会社

代表取締役社長　小野　道伸

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,470
	固定資産	477
	資産合計	**1,947**
負債及び純資産の部	流動負債	825
	（うち賞与引当金）	(77)
	（うち役員賞与引当金）	(4)
	固定負債	314
	（うち退職給付引当金）	(292)
	（うち役員退職金引当金）	(8)
	株主資本	776
	資本金	80
	利益剰余金	696
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	676
	（うち当期純利益）	(78)
	評価・換算差額等	32
	その他有価証券評価差額金	32
	負債・純資産合計	**1,947**

第 45 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

東京都中央区銀座五丁目12番８号

王子キノクロス株式会社

代表取締役社長　平野　史朗

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,542
	固定資産	4,951
	資産合計	**15,493**
負債及び純資産の部	流動負債	1,637
	賞与引当金	104
	役員賞与引当金	5
	その他流動負債	1,528
	固定負債	571
	退職給付引当金	546
	役員退職慰労引当金	25
	負債合計	**2,209**
	株主資本	13,284
	資本金	353
	利益剰余金	12,931
	利益準備金	88
	その他利益剰余金	12,843
	（うち当期純利益）	(849)
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	純資産合計	**13,284**
	負債・純資産合計	**15,493**

第 96 期 決 算 公 告

令和７年６月26日

福井市大和田二丁目510番地

福井放送株式会社

代表取締役社長　辻橋　清和

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,228,393
	固定資産	8,090,844
	資産合計	**17,319,238**
負債及び純資産の部	流動負債	1,031,779
	（賞与引当金）	(70,000)
	（役員賞与引当金）	(20,000)
	固定負債	749,272
	（役員退職慰労引当金）	(132,200)
	負債合計	**1,781,051**
	株主資本	14,181,852
	資本金	150,000
	利益剰余金	14,031,852
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	13,994,352
	（うち当期純利益）	(351,090)
	評価・換算差額等	1,356,334
	その他有価証券評価差額金	1,356,334
	純資産合計	**15,538,186**
	負債・純資産合計	**17,319,238**

第25期決算公告

令和７年４月26日

東京都港区北青山２丁目12番16号

リーテイルブランディング株式会社

代表取締役　秋元　之浩

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,063,094
	固定資産	1,555,879
	資産合計	**16,618,974**
負債及び純資産の部	流動負債	13,339,180
	賞与引当金	56,332
	その他	13,282,848
	固定負債	1,001,328
	その他	1,001,328
	負債合計	**14,340,508**
	株主資本	2,195,043
	資本金	391,180
	資本剰余金	241,580
	資本準備金	241,180
	その他資本剰余金	400
	利益剰余金	1,562,282
	利益準備金	3,100
	その他利益剰余金	1,559,182
	（うち当期純利益）	(450,356)
	評価・換算差額等	83,422
	その他有価証券評価差額金	83,422
	純資産合計	**2,278,465**
	負債・純資産合計	**16,618,974**

第 28 期 決 算 公 告

2025年６月27日

東京都港区浜松町一丁目18番16号
住友浜松町ビル

株式会社ＣＢホールディングス

代表取締役　鈴木　尚之

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	677,607
	固定資産	631,088
	合計	**1,308,695**
負債及び純資産の部	流動負債	631,369
	（賞与引当金）	(18,793)
	固定負債	30,442
	負債合計	**661,811**
	株主資本	660,212
	資本金	310,000
	資本剰余金	260,000
	資本準備金	260,000
	利益剰余金	90,212
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	77,712
	（うち当期純利益）	(2,399)
	評価・換算差額等	△13,328
	その他有価証券評価差額金	△13,328
	純資産合計	**646,884**
	合計	**1,308,695**

第８期決算公告

令和７年７月23日
東京都文京区小石川１―28―３
Ｃｉｔｙｎｏｗ Ａｓｉａ株式会社
代表取締役　ファン・トゥアン・タイ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	39,053,715
	固定資産	38,563,521
	資産合計	**77,617,236**
負債及び純資産の部	流動負債	27,849,678
	固定負債	27,560,000
	株主資本	22,207,558
	資本金	12,500,000
	資本剰余金	7,500,000
	資本準備金	7,500,000
	利益剰余金	2,207,558
	その他利益剰余金	2,207,558
	（うち当期純利益）	(49,937)
	負債・純資産合計	**77,617,236**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＱｕａｐｐ株式会社（乙、住所東京都文京区小石川一―二八―三）に対して当社の量子コンピューティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十三日
東京都文京区小石川一―二八―三
Ｃｉｔｙｎｏｗ Ａｓｉａ株式会社
代表取締役　ファン・トゥアン・タイ

第62期決算公告

令和７年７月23日
北海道札幌市白石区菊水３条５丁目５番18号
株式会社土倉
代表取締役社長　櫻庭　宏哉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	203,770
	固定資産	680,307
	合計	**884,077**
負債及び純資産の部	流動負債	730,118
	固定負債	102,968
	株主資本	39,919
	資本金	52,000
	資本剰余金	10,801
	利益剰余金	△22,041
	（うち当期純利益）	(△37,290)
	自己株式	△840
	評価・換算差額等	11,071
	合計	**884,077**

第31期決算公告

令和７年７月23日
愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目56番地
メドイットＨＤ株式会社
代表取締役　山本　真也

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,708
	固定資産	276,857
	資産合計	**300,566**
負債及び純資産の部	流動負債	17,093
	株主資本	283,472
	資本金	10,000
	資本剰余金	348,111
	その他資本剰余金	348,111
	利益剰余金	△1,670
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△1,820
	（うち当期純利益）	(1,427)
	自己株式	△72,968
	負債・純資産合計	**300,566**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業、経営管理事業及び総務・経理部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

左記のとおりです。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十五日
掲載頁　八十三頁（号外第九十四号）

令和七年七月二十三日
愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目五十六番地
（甲）メドイットＨＤ株式会社
代表取締役　山本　真也
愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目五十六番地
（乙）株式会社メドイット
代表取締役　星野　博満

決　算　公　告

令和７年７月23日
東京都港区虎ノ門一丁目２番３号
城東工業株式会社
代表取締役　小宮　英明

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
流動資産		188,694	流動負債		72,736
固定資産		1,636,711	固定負債		1,595,376
繰延資産		1,546	株主資本		158,839
			資本金		135,000
			資本剰余金		165,520
			資本準備金		215,731
			その他資本剰余金		△50,211
			利益剰余金		△141,680
			利益準備金		367
			繰越利益剰余金		△142,047
			（うち当期純利益）		(78,357)
合計		1,826,952	合計		1,826,952

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日
東京都港区虎ノ門一丁目二番三号
城東工業株式会社
代表取締役　小宮　英明

第５期決算公告

令和７年７月23日
東京都港区芝公園二丁目11番１号住友不動産芝公園タワー16Ｆ
Ｊ―ＣＡＴ株式会社
代表取締役　飯倉　竜

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	279,265,596	流動負債	271,123,035
固定資産	12,001,283	固定負債	378,066,000
		株主資本	△358,384,876
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	214,808,100
		資本準備金	155,004,050
		その他資本剰余金	59,804,050
		利益剰余金	△673,192,976
		その他利益剰余金	△673,192,976
		（うち当期純損失）	(416,731,505)
		新株予約権	462,720
資産合計	291,266,879	負債・純資産合計	291,266,879

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百五万一千三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日
東京都港区芝公園二丁目一一番一号住友不動産芝公園タワー一六Ｆ
Ｊ-ＣＡＴ株式会社
代表取締役　飯倉　竜

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

宮城県仙台市宮城野区中野字神明一三〇番地

（甲）株式会社ガスワン東北

代表取締役　西口　泰之

宮城県名取市増田六丁目一番五号

（乙）砂金石油ガス株式会社

代表取締役　飯塚　嘉之

第１期決算公告

令和７年７月23日

宮城県仙台市宮城野区中野字神明130番地

株式会社ガスワン東北

代表取締役　西口　泰之

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,001
	合計	10,001
負純資産の債及び部	流動負債	1,184
	株主資本	8,817
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,183
	その他利益剰余金	△1,183
	（うち当期純損失）	（1,183）
	合計	10,001

第46期決算公告

令和７年７月23日

宮城県名取市増田六丁目１番５号

砂金石油ガス株式会社

代表取締役　飯塚　嘉之

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	71,481
	固定資産	8,417
	合計	79,898
負純資産の債及び部	流動負債	52,226
	固定負債	216,750
	株主資本	△189,078
	資本金	10,000
	利益剰余金	△199,078
	利益準備金	650
	別途積立金	4,400
	繰越利益剰余金	△204,128
	（うち当期純利益）	（2,421）
	合計	79,898

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区岸町四―一七―一

（甲）株式会社エレファント

代表取締役　山口　武

埼玉県さいたま市南区別所五丁目一五番二号

（乙）株式会社ニュートラル

代表取締役　山口　武

第11期決算公告

令和７年７月23日

埼玉県さいたま市浦和区岸町４―17―１

株式会社エレファント

代表取締役　山口　武

貸借対照表の要旨

（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	735,817
	固定資産	133,126
	繰延資産	209
	資産合計	869,153
負純資産の債及び部	流動負債	185,041
	固定負債	35,915
	株主資本	648,197
	資本金	4,000
	利益剰余金	644,197
	その他利益剰余金	644,197
	（うち当期純利益）	（184,228）
	負債・純資産合計	869,153

第４期決算公告

令和７年７月23日

埼玉県さいたま市南区別所五丁目15番２号

株式会社ニュートラル

代表取締役　山口　武

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	139,091
	資産合計	139,091
負純資産の債及び部	流動負債	76,684
	固定負債	40,550
	株主資本	21,856
	資本金	3,000
	利益剰余金	18,856
	その他利益剰余金	18,856
	（うち当期純利益）	（15,326）
	負債・純資産合計	139,091

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

東京都渋谷区初台一丁目五一―一初台センタービル九一〇

（甲）株式会社ＡＴＰ

代表取締役　大石　泰平

東京都渋谷区初台一丁目五一―一初台センタービル九一〇

（乙）株式会社フローラ・ハウス

代表取締役　大石　泰平

第39期決算公告　令和７年７月23日

東京都渋谷区初台一丁目51―１初台センタービル910

株式会社ＡＴＰ

代表取締役　大石　泰平

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	355,617
	固定資産	111,947
	資産合計	467,564
負純資産の債及び部	流動負債	12,522
	固定負債	385
	株主資本	454,657
	資本金	12,000
	利益剰余金	472,179
	利益準備金	3,140
	その他利益剰余金	469,039
	（うち当期純利益）	（234,416）
	自己株式	△29,522
	負債・純資産合計	467,564

第24期決算公告　令和７年７月23日

東京都渋谷区初台一丁目51―１初台センタービル910

株式会社フローラ・ハウス

代表取締役　大石　泰平

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	230,255
	固定資産	12,528
	資産合計	242,783
負純資産の債及び部	流動負債	10,604
	株主資本	232,179
	資本金	10,000
	利益剰余金	304,151
	その他利益剰余金	304,151
	（うち当期純損失）	（13,737）
	自己株式	△81,972
	負債・純資産合計	242,783

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

京都市右京区西院平町二五番地ライフプラザ西大路四条

（甲）株式会社龍村美術織物

代表取締役　龍村　育

京都府京丹後市網野町下岡小字有安三六二番地

（乙）龍村興産株式会社

代表取締役　龍村　育

第20期決算公告　令和７年７月23日

京都市右京区西院平町25番地ライフプラザ西大路四条

株式会社龍村美術織物

代表取締役　龍村　育

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,009,626
	固定資産	292,510
	繰延資産	223
	合計	1,302,360
負純資産の債及び部	流動負債	483,722
	固定負債	867,489
	株主資本	△48,850
	資本金	24,000
	利益剰余金	△72,850
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△73,850
	（うち当期純損失）	（12,891）
	合計	1,302,360

第61期決算公告　令和７年７月23日

京都府京丹後市網野町下岡小字有安362番地

龍村興産株式会社

代表取締役　龍村　育

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,094
	固定資産	8,758
	合計	9,853
負純資産の債及び部	流動負債	16,818
	株主資本	△6,965
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,965
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△19,465
	（うち当期純損失）	（4,762）
	合計	9,853

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

京都市中京区小川通二条上ル槌屋町六一一

（甲）株式会社大入　代表取締役　大入　祥平

京都市中京区小川通二条上ル槌屋町六一一

（乙）株式会社メセナ　代表取締役　大入　祥平

第36期決算公告

令和７年７月23日

京都市中京区小川通二条上ル槌屋町611

株式会社メセナ

代表取締役　大入　祥平

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,193
	固定資産	62,164
	合計	114,357
負純資産債及のび部	流動負債	63,797
	固定負債	52,000
	株主資本	△1,440
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,440
	その他利益剰余金	△11,440
	（うち当期純損失）	(9,825)
	合計	114,357

第37期決算公告

令和７年７月23日

京都市中京区小川通二条上ル槌屋町611

株式会社大入

代表取締役　大入　祥平

貸借対照表の要旨（令和６年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	311,124
	固定資産	82,175
	合計	393,299
負純資産債及のび部	流動負債	27,938
	固定負債	385,273
	株主資本	△19,912
	資本金	10,000
	利益剰余金	△29,912
	その他利益剰余金	△29,912
	（うち当期純利益）	(7,630)
	合計	393,299

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

大阪市中央区平野町四丁目七番八号アベニュー淀屋橋六〇六号

（甲）株式会社ライフプロパティ　代表取締役　三木　宣人

大阪府豊中市岡町南一丁目一一番四三号

（乙）株式会社Ａｓｓｅｔ　ｆｉｘ　代表取締役　三木　宣人

第８期決算公告

令和７年７月23日

大阪府豊中市岡町南一丁目11番43号

株式会社Ａｓｓｅｔ　ｆｉｘ

代表取締役　三木　宣人

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	固定資産	4,791
	合計	4,791
負純資産債及のび部	流動負債	592
	固定負債	984
	株主資本	3,214
	資本金	3,000
	利益剰余金	214
	その他利益剰余金	214
	（うち当期純利益）	(―)
	合計	4,791

第20期決算公告

令和７年７月23日

大阪市中央区平野町四丁目７番８号アベニュー淀屋橋606号

株式会社ライフプロパティ

代表取締役　三木　宣人

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,779
	固定資産	155,136
	合計	242,916
負純資産債及のび部	流動負債	147,168
	固定負債	24,255
	株主資本	71,492
	資本金	3,000
	利益剰余金	68,492
	その他利益剰余金	68,492
	（うち当期純利益）	(10,636)
	合計	242,916

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

東京都府中市宮西町三丁目一六番地の一ルフォン府中七〇三

（甲）株式会社シヤブロン　代表取締役　荻野　真美

東京都世田谷区北烏山四丁目一八番一四号

（乙）株式会社さのや　代表取締役　荻野　珠理

第81期決算公告

令和７年７月23日

東京都世田谷区北烏山四丁目18番14号

株式会社さのや

代表取締役　荻野　珠理

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,292
	固定資産	86,738
	資産合計	155,030
負純資産債及のび部	流動負債	1,274
	固定負債	5,318
	株主資本	148,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	138,437
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	135,437
	（うち当期純損失）	(13,047)
	負債・純資産合計	155,030

第34期決算公告

令和７年７月23日

東京都府中市宮西町三丁目16番地の１ルフォン府中703

株式会社シヤブロン

代表取締役　荻野　真美

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,014
	固定資産	210,667
	資産合計	307,682
負純資産債及のび部	流動負債	261
	固定負債	132,442
	株主資本	174,977
	資本金	20,000
	資本剰余金	30,979
	その他資本剰余金	30,979
	利益剰余金	123,998
	その他利益剰余金	123,998
	（うち当期純損失）	(1,285)
	負債・純資産合計	307,682

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

福島県郡山市駅前一丁目一四番一号増子駅前ビル三階

（甲）株式会社ふくしまエナジー　代表取締役　伊東　貴史

千葉県八街市八街ほ九四七番地一

（乙）株式会社ＧＲＯＵＮＤ　ＥＮＥＲＧＹ　代表取締役　伊東　貴史

第12期決算公告

令和７年７月23日

千葉県八街市八街ほ947番地１

株式会社ＧＲＯＵＮＤ　ＥＮＥＲＧＹ

代表取締役　伊東　貴史

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,439
	固定資産	558,573
	合計	803,013
負純資産債及のび部	流動負債	347,575
	固定負債	101,112
	株主資本	354,324
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,000
	その他資本剰余金	1,000
	利益剰余金	352,324
	その他利益剰余金	352,324
	（うち当期純利益）	(43,255)
	合計	803,013

第９期決算公告

令和７年７月23日

福島県郡山市駅前一丁目14番１号増子駅前ビル３階

株式会社ふくしまエナジー

代表取締役　伊東　貴史

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,089,972
	固定資産	99,589
	繰延資産	604
	合計	1,190,166
負純資産債及のび部	流動負債	970,766
	固定負債	66,940
	株主資本	152,459
	資本金	1,000
	利益剰余金	151,459
	その他利益剰余金	151,459
	（うち当期純利益）	(75,787)
	合計	1,190,166

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　鹿児島県薩摩川内市入来町副田5950番地１

株式会社バイテックファーム薩摩川内

代表取締役社長　藤井　学

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	104,858	流動負債	202,597
固定資産	21,817	賞与引当金	1,590
		その他	201,007
		固定負債	268,756
		修繕引当金	27,336
		その他	241,420
		株主資本	△344,676
		資本金	20,000
		資本剰余金	3,166
		その他資本剰余金	3,166
		利益剰余金	△367,843
		その他利益剰余金	△367,843
		（うち当期純利益）	（14,271）
資産合計	**126,676**	**負債・純資産合計**	**126,676**

第 12 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　福岡県京都郡苅田町鳥越町１番地43

上村紙工株式会社

代表取締役　森脇　裕夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	374,562	流動負債	169,144
固定資産	52,412	固定負債	25,990
		負債合計	**195,134**
		株主資本	231,840
		資本金	32,500
		資本剰余金	22,500
		資本準備金	22,500
		利益剰余金	176,840
		その他利益剰余金	176,840
		（うち当期純利益）	（43,301）
		純資産合計	**231,840**
資産合計	**426,974**	**負債・純資産合計**	**426,974**

第 117 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　静岡県富士市依田橋61番地の１

大昭和紙工産業株式会社

代表取締役　齊藤　了介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	22,031	流動負債	27,258
固定資産	26,181	賞与引当金	271
有形固定資産	17,723	その他	26,987
無形固定資産	757	固定負債	11,900
投資その他の資産	7,700	退職給付引当金	2,173
		その他	9,727
		負債合計	**39,159**
		株主資本	5,644
		資本金	100
		資本剰余金	369
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	369
		利益剰余金	5,174
		利益準備金	117
		その他利益剰余金	5,057
		評価・換算差額等	3,408
		その他有価証券評価差額金	814
		土地再評価差額金	2,593
		純資産合計	**9,052**
資産合計	**48,212**	**負債・純資産合計**	**48,212**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	45,767	経常利益	824
売上原価	41,809	特別利益	770
売上総利益	3,957	特別損失	644
販売費及び一般管理費	3,144	税引前当期純利益	950
営業利益	813	法人税、住民税及び事業税	138
営業外収益	460	法人税等調整額	△84
営業外費用	449	当期純利益	896

第 43 期 決 算 公 告

2025年６月27日　東京都千代田区九段北４丁目１番７号

丸紅メタル株式会社

代表取締役社長　池田　崇輝

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,655	流動負債	19,299
固定資産	377	（賞与引当金）	（86）
		固定負債	39
		（退職給付引当金）	（8）
		負債合計	**19,338**
		株主資本	1,674
		資本金	1,300
		利益剰余金	374
		利益準備金	325
		その他利益剰余金	49
		評価・換算差額等	20
		その他有価証券評価差額金	51
		繰延ヘッジ損益	△ 30
		純資産合計	**1,695**
資産合計	**21,032**	**負債・純資産合計**	**21,032**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
収益	27,160	特別利益	0
売上原価	25,671	特別損失	0
売上総利益	1,489	税引前当期純利益	79
販売費及び一般管理費	1,274	法人税、住民税及び事業税	36
営業利益	215	法人税等調整額	△ 6
営業外収益	16	当期純利益	49
営業外費用	152		
経常利益	79		

第 36 期 決 算 公 告

2025年７月23日　東京都千代田区外神田三丁目12番８号

新生フィナンシャル株式会社

代表取締役　和智　正

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	268,057	流動負債	160,311
固定資産	16,120	賞与引当金	1,018
		役員賞与引当金	6
		債務保証損失引当金	8,740
		その他	150,545
		固定負債	19,883
		利息返還損失引当金	14,125
		退職給付引当金	5,416
		その他	342
		負債の部合計	**180,194**
		株主資本	103,982
		資本金	100
		資本剰余金	68,094
		資本準備金	67,181
		その他資本剰余金	913
		利益剰余金	35,788
		その他利益剰余金	35,788
		純資産の部合計	**103,982**
資産合計	**284,177**	**負債・純資産合計**	**284,177**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	56,764	経常利益	6,992
営業費用	51,378	特別利益	1,564
販売費及び一般管理費	50,296	特別損失	183
営業利益	5,386	税引前当期純利益	8,374
営業外収益	3,476	法人税、住民税及び事業税	△722
営業外費用	1,869	法人税等調整額	△954
		当期純利益	10,051

第 18 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　大阪府守口市八雲東町一丁目21番10号

いすゞ自動車近畿株式会社

代表取締役　斉藤　　博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,612	流動負債	33,591
固定資産	1,748	（うち賞与引当金）	(1,007)
		（うち役員賞与引当金）	(45)
		固定負債	2,036
		（うち退職給付引当金）	(1,628)
		負債合計	**35,628**
		株主資本	4,601
		資本金	100
		利益剰余金	4,501
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,476
		評価・換算差額等	131
		その他有価証券評価差額金	131
		純資産合計	**4,732**
資産合計	**40,361**	**負債・純資産合計**	**40,361**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	139,361	税引前当期純利益	4,477
売上原価	121,922	法人税、住民税及び事業税	1,092
売上総利益	17,438	法人税等調整額	△ 120
販売費及び一般管理費	12,997	当期純利益	3,506
営業利益	4,441		
営業外収益	70		
営業外費用	34		
経常利益	4,477		

第 61 期 決 算 公 告

令和７年７月23日　東京都江東区東雲一丁目７番12号

株式会社ＩＨＩ回転機械エンジニアリング

代表取締役　森川　圭一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,298	流動負債	12,514
固定資産	11,232	賞与引当金	1,508
		役員賞与引当金	53
		保証工事引当金	315
		受注工事損失引当金	350
		その他	10,286
		固定負債	4,740
		退職給付引当金	4,037
		役員退職慰労引当金	1
		その他	701
		負債合計	**17,255**
		株主資本	18,186
		資本金	1,033
		資本剰余金	5,023
		資本準備金	310
		その他資本剰余金	4,712
		利益剰余金	12,130
		利益準備金	168
		その他利益剰余金	11,961
		評価・換算差額等	89
		その他有価証券評価差額金	92
		繰延ヘッジ損益	△ 3
		純資産合計	**18,275**
資産合計	**35,531**	**負債・純資産合計**	**35,531**

損益計算書の要旨（令和６年４月１日から　令和７年３月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	44,774	経常利益	5,994
売上原価	30,765	特別損失	14
売上総利益	14,009	税引前当期純利益	5,979
販売費及び一般管理費	9,421	法人税、住民税及び事業税	1,324
営業利益	4,588	法人税等調整額	△ 31
営業外収益	1,493	当期純利益	4,687
営業外費用	87		

2025年３月期決算公告

2025年７月23日　兵庫県川西市火打１丁目７番13号

医療法人協和会

理事長　北川　　透

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,492,512	流動負債	8,378,646
固定資産	17,396,256	賞与引当金	1,132,404
有形固定資産	15,334,200	修繕引当金	24,200
無形固定資産	457,630	固定負債	13,171,771
その他の資産	1,604,424	**負債合計**	**21,550,418**
		積立金	7,338,350
		設立等積立金	3,565,478
		固定資産圧縮積立金	72,774
		繰越利益積立金	3,700,098
		純資産合計	**7,338,350**
資産合計	**28,888,769**	**負債・純資産合計**	**28,888,769**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	33,109,327	経常利益	41,540
（うち本来業務）	(32,021,832)	特別利益	118,672
（うち附帯業務）	(1,087,495)	特別損失	135,671
事業費用	32,838,569	税引前当期純利益	24,540
（うち本来業務）	(31,796,628)	法人税、住民税及び事業税	12,246
（うち附帯業務）	(1,041,941)	法人税等調整額	11,432
事業利益	270,759	当期純利益	862
事業外収益	5,573		
事業外費用	234,792		

第 91 期 決 算 公 告

2025年７月23日　大阪市北区茶屋町１番32号

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社

代表取締役社長　田尾　知久

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	100,784	流動負債	135,035
固定資産	97,618	（賞与引当金）	(1,912)
有形固定資産	71,923	（製品保証引当金）	(2,518)
無形固定資産	773	（受注損失引当金）	(280)
投資その他の資産	24,921	固定負債	15,877
		（退職給付引当金）	(7,074)
		（関係会社事業損失引当金）	(1,364)
		負債合計	**150,913**
		株主資本	33,755
		資本金	90
		資本剰余金	2,530
		資本準備金	2,530
		利益剰余金	31,134
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	30,534
		評価・換算差額等	13,733
		その他有価証券評価差額金	1,705
		土地再評価差額金	12,028
		純資産合計	**47,489**
資産合計	**198,402**	**負債・純資産合計**	**198,402**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	283,743	特別利益	0
売上原価	237,629	特別損失	1,218
売上総利益	46,113	税引前当期純利益	7,509
販売費及び一般管理費	38,924	法人税、住民税及び事業税	579
営業利益	7,189	法人税等調整額	3,541
営業外収益	2,199	当期純利益	3,387
営業外費用	661		
経常利益	8,727		

第 52 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

福岡市中央区大手門二丁目１番10号

株式会社西鉄エージェンシー

代表取締役　庄山　和利

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,817,707
	固定資産	293,471
	資産合計	**2,111,178**
負債及び純資産の部	流動負債	987,921
	賞与引当金	40,028
	その他	947,893
	固定負債	88,595
	退職給付引当金	60,595
	役員等退職慰労金引当金	7,700
	その他	20,300
	負債合計	**1,076,516**
	株主資本	1,037,984
	資本金	60,000
	利益剰余金	977,984
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	962,984
	（うち当期純利益）	（78,207）
	評価・換算差額等	△3,322
	その他有価証券評価差額金	△3,322
	純資産合計	**1,034,661**
	負債・純資産合計	**2,111,178**

第 43 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

名古屋市熱田区尾頭町２番22号

株式会社トヨタレンタリース名古屋

代表取締役社長　中島　　勝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**42,832,092**	**（負債の部）**	**35,795,601**
流動資産	6,248,312	流動負債	27,031,552
固定資産	36,583,779	賞与引当金	327,344
有形固定資産	35,053,299	固定負債	8,764,048
無形固定資産	37,358	退職給付引当金	950,931
投資その他の資産	1,493,121	役員退職慰労引当金	113,148
		（純資産の部）	**7,036,491**
		株主資本	6,987,043
		資本金	50,000
		利益剰余金	6,937,043
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	6,924,543
		評価・換算差額等	49,447
		その他有価証券評価差額金	49,447
合計	42,832,092	合計	42,832,092

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	34,134,894
売上原価	26,531,065
売上総利益	7,603,829
収入手数料	312,902
販売費及び一般管理費	4,943,942
営業利益	2,972,789
営業外収益	229,675
営業外費用	172,223
経常利益	3,030,241
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	3,009,769
法人税、住民税及び事業税	1,037,316
法人税等調整額	△ 58,235
当期純利益	2,030,688

（備考）金額は、いずれも単位未満を切り捨て表示

第 44 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

静岡県牧之原市坂部3272番地１

伊藤園ティーファクトリー株式会社

代表取締役　国枝　　保

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,187
	固定資産	6,142
	資産合計	**9,329**
負債及び純資産の部	流動負債	1,328
	（うち賞与引当金）	（81）
	固定負債	716
	（うち退職給付引当金）	（90）
	負債合計	**2,045**
	株主資本	7,270
	資本金	300
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	6,969
	利益準備金	74
	その他利益剰余金	6,895
	（うち当期純利益）	（129）
	評価・換算差額等	13
	その他有価証券評価差額金	13
	純資産合計	**7,284**
	負債・純資産合計	**9,329**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月23日

名古屋市熱田区尾頭町２番22号

ＮＴＰ名古屋トヨペット株式会社

代表取締役社長　小林　　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**105,958**	**（負債の部）**	**80,395**
流動資産	73,629	流動負債	55,898
固定資産	32,328	賞与引当金	2,020
有形固定資産	19,538	固定負債	24,497
無形固定資産	121	退職給付引当金	6,775
投資その他の資産	12,668	役員退職慰労引当金	1,000
		（純資産の部）	**25,562**
		株主資本	19,751
		資本金	100
		利益剰余金	19,651
		利益準備金	225
		その他利益剰余金	19,426
		評価・換算差額等	5,810
		その他有価証券評価差額金	5,810
合計	105,958	合計	105,958

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	192,235
売上原価	161,162
収入手数料	6,178
割賦金融収益	5,417
売上総利益	42,669
販売費及び一般管理費	38,049
営業利益	4,619
営業外収益	1,549
営業外費用	511
経常利益	5,657
特別利益	0
特別損失	4,834
税引前当期純利益	823
法人税、住民税及び事業税	2,155
法人税等調整額	△ 2,133
当期純利益	801

（備考）　金額は、いずれも単位未満を切り捨て表示

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

大阪市東住吉区山坂一丁目五番一六号
（甲）新晃電機株式会社
代表取締役　守谷　公男

大阪市東住吉区山坂一丁目五番一六号
（乙）新晃トレーディング株式会社
代表取締役　守谷　公男

第39期決算公告

令和７年７月23日

大阪市東住吉区山坂１丁目５番16号

新晃トレーディング株式会社

代表取締役　守谷　公男

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	441,802
	固定資産	262,421
	合計	704,224
負純資債及産のび部	流動負債	78,365
	株主資本	625,858
	資本金	20,000
	利益剰余金	615,408
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	610,408
	（うち当期純利益）	(19,454)
	自己株式	△9,550
	合計	704,224

第65期決算公告

令和７年７月23日

大阪市東住吉区山坂１丁目５番16号

新晃電機株式会社

代表取締役　守谷　公男

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	650,476
	固定資産	442,135
	合計	1,092,612
負純資債及産のび部	流動負債	43,175
	賞与引当金	4,800
	株主資本	1,049,436
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,029,436
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	1,028,036
	（うち当期純損失）	(46,139)
	合計	1,092,612

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十三日

兵庫県高砂市曽根町三〇五五番地の九
（甲）株式会社グループ
代表取締役　竹村　晃治

兵庫県高砂市曽根町三〇五五番地の九
（乙）株式会社ＵＧトレーディング
代表取締役　竹村　晃治

決算公告

令和７年７月23日

兵庫県高砂市曽根町3055番地の９

株式会社ＵＧトレーディング

代表取締役　竹村　晃治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,459
	固定資産	6,482
	繰延資産	16
	合計	9,958
負純資債及産のび部	流動負債	248
	固定負債	12,935
	株主資本	△3,225
	資本金	100
	利益剰余金	△3,325
	その他利益剰余金	△3,325
	（うち当期純損失）	(3,988)
	合計	9,958

決算公告

令和７年７月23日

兵庫県高砂市曽根町3055番地の９

株式会社グループ

代表取締役　竹村　晃治

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,736
	固定資産	72,658
	繰延資産	99
	合計	133,495
負純資債及産のび部	流動負債	57,210
	固定負債	70,242
	株主資本	6,042
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,042
	その他利益剰余金	5,042
	（うち当期純利益）	(716)
	合計	133,495

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）次のとおりです。
（乙）次のとおりです。
（丙）次のとおりです。
（丁）次のとおりです。

令和七年七月二十三日

東京都新宿区西新宿七丁目一九番一〇号
（甲）株式会社Ｈａｐｐｙ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　前田　栄

長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷九一七番地
（乙）株式会社Ｈａｐｐｙ Ｃｏｍｐａｎｙ
代表取締役　前田　紗智

東京都新宿区西新宿七丁目一九番一〇号
（丙）株式会社ａｎｖｉｖｉｄ
代表取締役　前田　栄

東京都新宿区西新宿七丁目一九番一〇号
（丁）ユニバーサルアーティスト株式会社
代表取締役　前田　栄

第８期決算公告　令和７年７月23日

東京都新宿区西新宿七丁目19番10号

株式会社Happy Holdings

代表取締役　前田　栄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	611,395
	固定資産	22,211
	合計	633,607
負純資債及産のび部	流動負債	707,465
	固定負債	35,660
	株主資本	△109,517
	資本金	100,000
	利益剰余金	△209,517
	その他利益剰余金	△209,517
	（うち当期純損失）	(90,898)
	合計	633,607

第７期決算公告　令和７年７月23日

東京都新宿区西新宿七丁目19番10号

ユニバーサルアーティスト株式会社

代表取締役　前田　栄

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,461
	繰延資産	213
	合計	2,674
負純資債及産のび部	流動負債	70
	固定負債	25,200
	株主資本	△22,595
	資本金	700
	利益剰余金	△23,295
	その他利益剰余金	△23,295
	（うち当期純損失）	(186)
	合計	2,674

第４期決算公告　令和７年７月23日

東京都新宿区西新宿七丁目19番10号

株式会社anvivid

代表取締役　前田　栄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,193
	合計	36,193
負純資債及産のび部	流動負債	15,497
	固定負債	39,625
	株主資本	△18,929
	資本金	1,000
	利益剰余金	△19,929
	その他利益剰余金	△19,929
	（うち当期純利益）	(1,703)
	合計	36,193

第11期決算公告　令和７年７月23日

長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷917番地

株式会社Happy Company

代表取締役　前田　紗智

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,665
	合計	5,665
負純資債及産のび部	流動負債	71
	固定負債	13,500
	株主資本	△7,905
	資本金	1,000
	利益剰余金	△8,905
	その他利益剰余金	△8,905
	（うち当期純損失）	(107)
	合計	5,665